

新型コロナウイルス感染症の 感染拡大下における休業等に関する 実態調査

— 労基法第26条の休業手当及び

シフト制労働者の休業手当に着目して—

The Japan Institute
for
Labour Policy and Training



新型コロナウイルス感染症の 感染拡大下における休業等に関する 実態調査

— 労基法第 26 条の休業手当及び

シフト制労働者の休業手当に着目して—

ま え が き

新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、休業を余儀なくされる企業等が増加し、休業期間が長期化する中で、労基法第 26 条に定められた休業手当について、通常時の算定方法などの制度内容とともに、新型コロナウイルス感染拡大の影響等による制度変更の有無、支払いの状況等について実態を把握することが求められている。

また、シフト制で働く労働者のなかには、新型コロナウイルス感染拡大の影響でシフトカットされた場合に、休業手当が支払われない等の問題も提起され、その実態把握が求められていた。これらの実態を把握するため、当機構では、企業に対してアンケート調査を実施した。シフト制という労働契約の在り方に対する、政策上の課題もあることから、当該シフト制労働者の雇用管理の実態についても把握することとした。

本調査に回答いただいた企業の方々にはこの場を借りて改めて感謝申し上げたい。本報告書が、休業の実態や休業に係わる手当の支給状況やその在り方、また、シフト制労働者のシフト削減に係わる休業手当の支給の在り方を始めとする労働政策をめぐる今後の議論に資することができれば幸いである。

2023 年 3 月

独立行政法人 労働政策研究・研修機構
理事長 樋口 美雄

執筆担当者

氏名	所属
郡司 正人 <small>ぐんじ まさと</small>	労働政策研究・研修機構 調査部長（当時）（現・リサーチフェロー）
奥田 栄二 <small>おくだ えいじ</small>	労働政策研究・研修機構 調査部主任調査員

目 次

【本調査で明らかになったこと】	1
第1章 調査の概要	3
1. 調査の概要	3
(1) 調査の趣旨・目的	3
(2) 調査対象と調査方法	3
2. 回答企業属性	3
第2章 調査結果の概要	5
1. シフト制に関する労働契約について	5
1-1. 「シフト制労働者」の属性	5
1-2. シフト制労働者のシフト制の状況	11
2. 新型コロナウイルス感染症の発生・感染拡大期における休業等の手当の支給状況	37
2-1. 労基法第26条（休業手当）に対する認知度	37
2-2. 新型コロナウイルス感染症の発生、感染拡大期における休業の状況	38
2-3. 新型コロナウイルス感染症の発生、感染拡大期におけるシフト制労働者のシフトの状況	51
3. 休業手当等の規定、算定方法について	66
3-1. 休業手当等の規定について	66
3-2. 労基法第26条の休業手当の支払額の算定方法	69
3-3. 労基法第26条の休業手当で非正規雇用労働者を対象とした規定	73
3-4. 労基法第26条の休業手当の支払額の算定方法の比較	77
3-5. 労基法第26条の休業手当が必要でない場合の労働者の休業に対する補償を支払う規定	78
4. 新型コロナウイルス感染症の発生前における休業手当等の規定、算定方法について	81
4-1. 新型コロナウイルス感染症の発生前における休業手当等の規定状況	81
4-2. コロナ発生前後における労基法第26条の休業手当の規定企業の休業手当の支払額の算定方法の比較	84
5. コロナ発生前のおおむね5年間の休業の状況	86
5-1. コロナ発生前のおおむね5年間の休業の状況	86
5-2. コロナ発生前後における休業の状況の比較	90
6. 労基法上の「休業手当」について	94

6-1. 労基法第 26 条の休業手当の「平均賃金の 100 分の 60 以上」基準に対する認識	94
6-2. 労基法第 26 条の休業手当の計算方法の複雑さに対する認識.....	97
6-3. 労基法第 26 条の休業手当の計算方法の見直しに関する認識.....	98

資料

資料 1 調査票	103
雇用調整助成金の特例措置の内容.....	104
新型コロナウイルス感染症の感染拡大下における休業等に関する実態調査（企業調査票）	105
資料 2 付属統計表	113

【本調査で明らかになったこと】

1. シフト制に関する労働契約について

●本調査における「シフト制労働者」¹がいる企業の割合は43.5%となっている。「シフト制労働者」において、シフトを作成するにあたっての、当該労働者の希望や意見の聴取等に関するルールの有無については、正社員、非正規雇用労働者いずれも、「シフト案を作成する前に労働者の希望を聞く」とする企業割合が7割台などとなっており、ルールについて「特になし」とする企業割合は少数である。労働条件明示の際に、労働者の希望や意見の聴取等に関するルールについて、当該労働者に示しているかについては、正社員、非正規雇用労働者いずれも、「あらかじめ口頭のみで説明している」とする企業割合が5割程度で最も高く、次いで、「あらかじめ文書等で明示している」は3割前後となっており、「あらかじめ明示していない」は1割程度となっている。

●直近2年間で、シフト確定後の事業主都合によるシフトの一部又は全部のキャンセルについては、「キャンセルしたことがある」とする企業割合は、正社員で34.5%、非正規雇用労働者では37.7%となっている。「キャンセルしたことがある」企業でのシフト確定後に、事業主の都合でシフトをキャンセルする場合の代替措置としては、正社員、非正規雇用労働者いずれに対しても、「代わりの勤務日(シフト)を用意している」とする企業割合が最も高い(正社員53.9%、非正規雇用労働者46.8%)。

●直近2年間の「シフト制労働者」とのトラブルの有無とトラブルの原因(複数回答)では、「トラブルになったことはない」とする企業割合が、正社員で69.9%、非正規雇用労働者で66.7%と過半数を占めている。何らかのトラブルがあった割合は、正社員で18.5%、非正規雇用労働者で23.4%となっている。

2. 新型コロナウイルス感染症の発生・感染拡大期における休業等の手当の支給状況

(1) 休業等の手当の支給状況

●一般の新型コロナウイルス感染症の影響で、「休業を命じたことがある」企業割合が68.3%、「休業を命じたことはない」が30.8%となっている。労働者に「休業を命じたことがある」とする企業の休業の理由は、「従業員に感染者や濃厚接触者が出たため」が50.6%と最も高く、次いで、「売上、利用客の減少」が31.7%、「国や地方自治体からの指示、要請への対応」が31.3%、「取引先の休業」が11.9%などとなっている。

●休業させた労働者に対する休業等に伴う手当の支払い状況については、「全員に支払った」

¹ 本調査における「シフト制労働者」とは、本調査設問(問3)で、選択肢3「勤務日数や勤務時間数は決めているが、具体的な勤務日や勤務時間は一定期間ごとのシフト表等で決める労働者」、選択肢4「勤務日数や勤務時間数は決めておらず、単に、具体的な勤務日や勤務時間を一定の期間ごとのシフト表等で決める労働者」、選択肢5「勤務するかどうかは、前日や当日等に1日単位で、会社から打診する労働者」のいずれかを選択した企業のこと。

は 89.6%と 9 割弱を占めており、「一部の人に支払った」は 4.9%、「支払わなかった」は 5.4%とそれぞれ少数である。

●休業等に伴う手当を「全員に支払った」「一部の人に支払った」とする企業（休業等に伴う手当を支払った企業）における雇用調整助成金の申請状況は、「雇用調整助成金の申請を行った企業」（「支払った手当の全額について申請した」（44.1%）と「一部のみ申請した」（14.0%）の合計）の割合は 58.1%となっており、「申請しなかった」は 39.3%となっている。

(2)シフトを削減された労働者に対する「休業等に伴う手当」の支払い状況

●今般の新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、2020 年 1 月以降の「シフト制労働者」の出勤日数・時間（シフト）の削減の有無については、「シフト制労働者」がいる企業において、シフトの削減が「あった」とする企業割合は、正社員で 29.3%、非正規雇用労働者で 36.5%となっており、正社員に比べて非正規雇用労働者の方が高い。シフトを削減された労働者に対する「休業等に伴う手当」の支払い状況については、正社員で、「全員に支払った」とする企業割合が 88.6%と 9 割弱を占め、「一部の労働者に支払った」は 4.0%、「全く支払っていない」は 4.6%とそれぞれ少数である。非正規雇用労働者では、「全員に支払った」は 77.7%と 8 割弱を占め、「一部の労働者に支払った」は 9.0%、「全く支払っていない」は 11.3%となっている。

●シフトを削減された労働者に対する休業等に伴う手当を「全員に支払った」「一部の労働者に支払った」とする企業での、雇用調整助成金の申請状況では、「支払った手当の全額について申請した」が正社員で 59.1%、非正規雇用労働者では 53.4%、「一部のみ申請した」が正社員で 14.9%、非正規雇用労働者では 17.6%となっており、「申請しなかった」は、正社員で 22.7%、非正規雇用労働者では 25.6%となっている。

3. 休業手当等の規定、算定方法について

●現在の就業規則（賃金規程など別規程を含む）に、労基法第 26 条の休業手当について規定があるか（以下、「労基法第 26 条の休業手当規定の有無」という）については、「規定がある」が 56.9%、「規定はないが支払うことがある」が 27.0%、「休業手当の支払いは想定しておらず規定もない」が 14.7%となっている。

●労基法第 26 条の休業手当の支払額の算定方法は、「平均賃金の 60%以上」が 54.8%と最も高く、次いで、「通常どおりの賃金を、減額せずに支給する」が 20.3%、「1 日当たりの賃金額の 60%以上」が 14.1%などとなっている。これを労基法第 26 条の休業手当規定の有無別にみると、「規定がある」企業では、「平均賃金の 60%以上」が 62.6%、「1 日当たりの賃金額の 60%以上」が 13.8%、「通常どおりの賃金を、減額せずに支給する」が 15.1%となっている。一方、「規定はないが支払うことがある」企業では、「平均賃金の 60%以上」が 38.2%、「1 日当たりの賃金額の 60%以上」が 14.9%、「通常どおりの賃金を、減額せずに支給する」が 31.4%となっている。

第 1 章 調査の概要

1. 調査の概要

(1) 調査の趣旨・目的

新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、企業の休業等が増加、長期化する中で、企業における労基法第 26 条の休業手当について、通常時の算定方法の定め方などの制度内容とともに、新型コロナウイルス感染拡大の影響等による制度変更の有無、支払いの状況等について実態を把握するため、企業アンケート調査を実施した。また、本調査では、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、シフトカットされても、休業手当が支払われない等、シフト制という労働契約の在り方に対する、政策上の課題もあることから、当該シフト制労働者の雇用管理の実態についても調査した。

本調査は、厚生労働省労働基準局の要請に基づく要請研究である。

(2) 調査対象と調査方法

①調査名：「新型コロナウイルス感染症の感染拡大下における休業等に関する実態調査」

②調査期間：2021 年 8 月 27 日～9 月 10 日

③調査方法：郵送による調査票の配布・回収

④調査対象：全国の従業員数 100 人以上の企業 20,000 社

*企業調査では、企業（法人）の抽出に当たって、「平成 28 年経済センサス活動調査」の「産業」「規模」の分布に合わせて、民間信用調査機関の企業データベースから層化無作為抽出した企業に調査票を配布した。

⑤配布数：20,000 件

⑥有効回収数：7,797 件（有効回収率：39.0%）

2. 回答企業属性

企業調査の属性は以下の図表 1-2-1 のとおり（なお、調査内容、集計結果については、巻末の資料（調査票、付属統計表）を参照）。

図表 1-2-1 企業調査の属性 2、3

企業調査	合計	n	%
問1 a. 主たる業種 (SA)	鉱業、採石業、砂利採取業 建設業 製造業 電気・ガス・熱供給・水道業 情報通信業 運輸業、郵便業 卸売業、小売業 金融業、保険業 不動産、物品賃貸業 学術研究、専門・技術サービス業 宿泊業、飲食サービス業 生活関連サービス業、娯楽業 教育、学習支援業 医療、福祉 複合サービス事業（郵便局、農業組合など） サービス業（他に分類されないもの） その他	4 341 1,552 29 226 589 1,104 145 67 111 320 178 341 1,815 97 813 65	0.1 4.4 19.9 0.4 2.9 7.6 14.2 1.9 0.9 1.4 4.1 2.3 4.4 23.3 1.2 10.4 0.8
問1 b. 従業員規模 (SA)	100人未満 100～299人 300～999人 1000～4999人 5000人以上 無回答	393 4,583 2,073 597 89 62	5.0 58.8 26.6 7.7 1.1 0.8
問1 c. 従業員に占める正社員比率 (SA)	30%未満 30%～50%未満 50%～70%未満 70%～100%未満 100%（全員、正社員） 無回答	669 813 1,601 4,336 223 155	8.6 10.4 20.5 55.6 2.9 2.0
問1 d. 派遣労働者の受入れの有無 (SA)	いる いない 無回答	4,425 3,290 82	56.8 42.2 1.1
問2. 正社員以外の就業形態の労働者の有無 (MA) (※1)	フルタイム契約労働者（有期） フルタイム契約労働者（無期）（正社員以外） パートタイム契約労働者（有期） パートタイム契約労働者（無期） 臨時労働者 定年再雇用者 以上のいずれの雇用労働者もない 無回答	5,607 3,099 5,756 3,194 775 6,778 80 96	71.9 39.7 73.8 41.0 9.9 86.9 1.0 1.2

※1：本調査では、本調査での正社員以外の労働者の就業形態は、以下の定義としている。調査票上、定年後の再雇用者については、就業形態や雇用期間にかかわらず、「定年再雇用者」を選択するよう注記している。

フルタイム契約労働者（有期）	貴社に有期契約（労働期間は1ヵ月以上）で直接雇用されている労働者で、所定労働時間が正社員とほぼ同じ者
フルタイム契約労働者（無期）	貴社に無期契約（契約期間の定めのない雇用）で直接雇用されている労働者で、所定労働時間が正社員とほぼ同じ者（ただし、正社員ではない）
パートタイム契約労働者（有期）	貴社に有期契約（労働期間は1ヵ月以上）で直接雇用されている労働者で、正社員より所定労働時間が短い、1週間の所定労働日数が少ない者
パートタイム契約労働者（無期）	貴社に無期契約で直接雇用されている労働者で、正社員より所定労働時間が短い、1週間の所定労働日数が少ない者
臨時労働者	貴社に有期契約（契約期間は1ヵ月未満）で直接雇用されている労働者
定年再雇用者	貴社の正社員を定年後、再雇用している労働者

2 図表 1-2-1 の回答企業の属性の従業員規模において、100人未満の企業が全体の5%みられるが、これは、調査企業対象抽出時において、データベース上は企業規模100人以上となっていたものが、調査実施時点（調査票配布・回収時）で、100人未満の回答となったものである。本報告書では、調査配布時で100人以上であったため、集計対象に含めている。

3 調査票では、従業員の定義として、「貴社が直接雇用している、正社員及び非正規雇用労働者（パート、契約、嘱託等）を指すものとします（派遣・請負労働者は含めないでください）」と注記。また、「正社員とは、貴社に直接雇用されている無期労働契約の、いわゆる正規雇用労働者を指すものとします（非正規雇用労働者はそれ以外の労働者（パート、契約、嘱託等）を指すものとします（派遣・請負労働者は含めないでください））」、「派遣労働者とは、労働者派遣事業者から派遣されている労働者を指します」としている。

第2章 調査結果の概要

1. シフト制に関する労働契約について

1-1. 「シフト制労働者」の属性

(1) 本調査における「シフト制労働者」の定義とシフト制労働者がいる企業の属性

本調査では、従業員の勤務形態の内容の設問において、以下の5つの働き方に該当する労働者の有無（複数回答）を尋ねている（図表2-1-1参照）。

図表 2-1-1 勤務形態の内容

	勤務形態の内容	勤務形態の略語
1	固定した勤務日と勤務時間が決められている労働者（例：毎週月～金、8:00～17:00勤務の労働者等）	固定した勤務日と勤務時間が決められている労働者がいる
2	固定した勤務日又は勤務時間が決まっており、その上で就業規則等に定めた勤務パターンを組み合わせる労働者（例：①8:00～16:30、②10:00～18:30、③14:00～22:30等の中から交代勤務する労働者等）	固定した勤務日又は勤務時間が決まっており、一定期間ごとに決める労働者がいる
3	勤務日数や勤務時間数は決めているが、具体的な勤務日や勤務時間は一定期間ごとのシフト表等で決める労働者（例：1日6時間勤務だが、具体的な勤務日や始業・終業時刻はシフトによるとしている労働者等）	勤務日数や勤務時間数が決まっているシフト制労働者がいる
4	勤務日数や勤務時間数は決めておらず、単に、具体的な勤務日や勤務時間を一定の期間ごとのシフト表等で決める労働者（例：単に、具体的な勤務日や勤務時間はシフトによるとしている労働者等）	勤務日数や勤務時間数が決まっていないシフト制労働者がいる
5	勤務するかどうかは、前日や当日等に1日単位で、会社から打診する労働者	前日等に1日単位で、会社から打診するシフト制労働者がいる

勤務形態1は、通常の固定した勤務日・勤務時間が定められている労働者である。

勤務形態2は、固定した勤務日又は勤務時間が決まっているが、勤務パターンを組み合わせる労働者（例えば、交代勤務等）である。

一方、勤務形態3は、勤務日数や勤務時間数は決めているが、具体的な勤務日や勤務時間は一定期間ごとのシフト表等で決める労働者。

勤務形態4は、勤務日数や勤務時間数は決めておらず、単に、具体的な勤務日や勤務時間を一定の期間ごとのシフト表等で決める労働者。勤務形態5は、勤務するかどうかは、前日や当日等に1日単位で、会社から打診する労働者である。つまり、勤務形態3→4→5となるほど、よりシフトの不安定性が高い労働者といえる。

本調査においては、勤務形態3～5のいずれか又は全てに該当する労働者を「シフト制労働者」と定義し、これらの労働者がいる企業を「シフト制労働者がいる企業」とした。

一方、勤務形態3～5に該当する者はいない企業（1又は2に該当する労働者しかいない）を、本調査では「シフト制労働者がいない企業」としている。

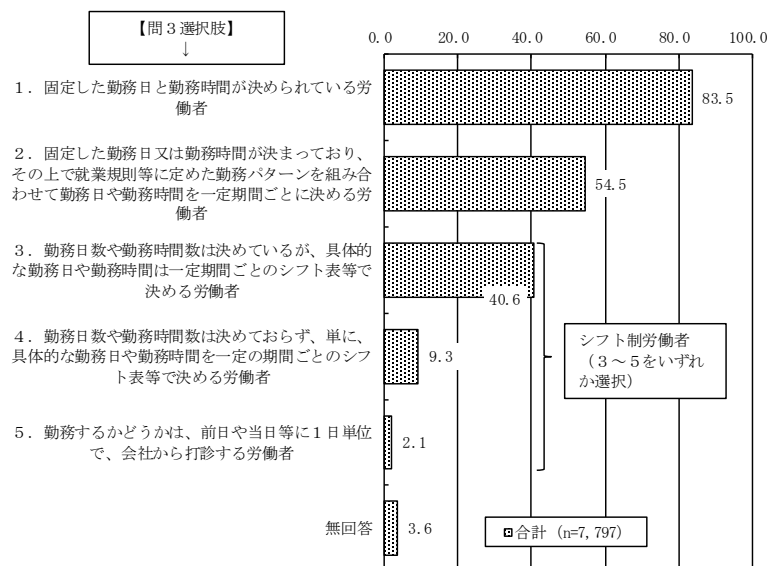
それぞれの勤務形態の内容に該当する労働者の有無をみると（図表2-1-2）、「1. 固定した勤務日と勤務時間が決められている労働者」がいる割合は83.5%、「2. 固定した勤務日又は勤務時間が決まっており、その上で就業規則等に定めた勤務パターンを組み合わせる労働者」は54.5%、「3. 勤務日数や勤務時間数は決めて

いるが、具体的な勤務日や勤務時間は一定期間ごとのシフト表等で決める労働者」は 40.6%、「4. 勤務日数や勤務時間数は決めておらず、単に、具体的な勤務日や勤務時間を一定の期間ごとのシフト表等で決める労働者」は 9.3%、「5. 勤務するかどうかは、前日や当日等に 1 日単位で、会社から打診する労働者」では 2.1%となっている（以下では、図表 2-1-1 にある「勤務形態の略語」で記載する）。シフトの不安定性が最も高い勤務形態 5「前日等に 1 日単位で、会社から打診するシフト制労働者がいる」は、2.1%と、全体からみるとわずかであり、また、勤務形態 4「勤務日数や勤務時間数が決まっていないシフト制労働者がいる」も 9.3%と多いわけではない。

「シフト制労働者」の有無でみると、「シフト制労働者がいる企業」の割合は 43.5%となっている（図表 2-1-3）。

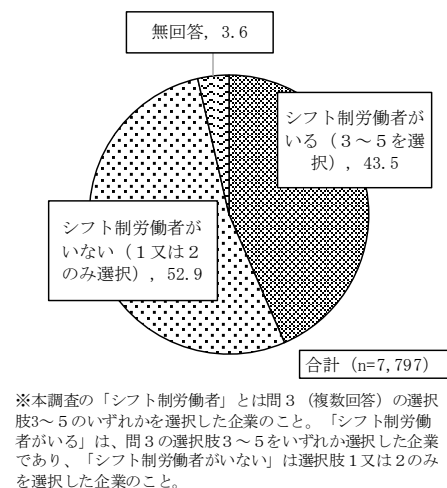
図表 2-1-2 シフト制労働者に係わる勤務形態に該当する労働者の

有無(MA、単位=%)



図表 2-1-3 シフト制労働者の有無(単位

=%)



属性別にシフト制労働者の有無をみたものが図表 2-1-4 である。それによれば、勤務形態の内容を業種別 (n=30 以上、「その他」除く) にみると、合計より 5 ポイント以上高い業種としては、勤務形態 3「勤務日数や勤務時間数が決まっているシフト制労働者がいる」では、「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」「複合サービス事業 (郵便局、農業組合など)」「医療、福祉」となっている。勤務形態 4「勤務日数や勤務時間数が決まっていないシフト制労働者がいる」では、「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」「複合サービス事業 (郵便局、農業組合など)」となっている。勤務形態 5「前日等に 1 日単位で、会社から打診するシフト制労働者がいる」の割合は、業種で大きな差はみられないが、上位の業種としては、「複合サービス事業 (郵便局、農業組合など)」「運輸業、郵

便業」「サービス業（他に分類されないもの）」「生活関連サービス業、娯楽業」「宿泊業、飲食サービス業」などとなっている。

「シフト制労働者がいる企業」の割合について従業員規模別にみると、従業員規模が大きくなるほどその割合は高くなる。勤務形態3、4、5それぞれでみると、従業員規模が大きくなるほど、いずれの勤務形態の割合もおおむね高くなる傾向にある。

また、従業員に占める正社員比率別にみると、正社員比率が低くなるほど（すなわち、非正規雇用労働者の割合が高くなるほど）、「シフト制労働者がいる企業」の割合が高くなる。勤務形態3、4、5でみると、正社員比率が低くなるほど（すなわち、非正規雇用労働者の割合が高くなるほど）、いずれの勤務形態の割合も高くなる傾向にある。

図表 2-1-4 属性別にみたシフト制労働者の有無(単位=%)

	①勤務形態の内容(MA)							②シフト制労働者の有無 (勤務形態の内容の集約) (※1)			
	選択肢	1	2	3	4	5	無回答	シフト制労働者がいる(3~5を)	シフト制労働者がいない(1又は2のみ選択)	無回答	
合計	7,797	83.5	54.5	40.6	9.3	2.1	3.6	7,797	43.5	52.9	3.6
<業種> (※2)											
鉱業、採石業、砂利採取業	4	100.0	75.0	-	-	-	-	4	-	100.0	-
建設業	341	90.0	29.6	12.0	2.3	0.6	6.5	341	13.2	80.4	6.5
製造業	1,552	89.6	61.7	16.7	2.4	1.1	3.4	1,552	18.2	78.4	3.4
電気・ガス・熱供給・水道業	29	96.6	62.1	13.8	3.4	3.4	-	29	20.7	79.3	-
情報通信業	226	88.5	38.1	20.4	4.0	1.3	7.5	226	22.6	69.9	7.5
運輸業、郵便業	589	82.7	52.5	43.5	10.4	5.4	4.1	589	48.6	47.4	4.1
卸売業、小売業	1,104	80.7	34.8	37.5	7.7	0.8	4.2	1,104	40.2	55.6	4.2
金融業、保険業	145	89.7	33.1	23.4	1.4	-	4.1	145	24.1	71.7	4.1
不動産、物品賃貸業	67	91.0	40.3	40.3	6.0	1.5	3.0	67	40.3	56.7	3.0
学術研究、専門・技術サービス業	111	86.5	27.0	19.8	3.6	1.8	7.2	111	20.7	72.1	7.2
宿泊業、飲食サービス業	320	53.8	45.3	83.8	34.4	4.4	2.5	320	89.4	8.1	2.5
生活関連サービス業、娯楽業	178	74.2	51.7	68.5	24.2	4.5	1.7	178	72.5	25.8	1.7
教育、学習支援業	341	90.0	49.9	33.7	11.4	-	2.3	341	39.3	58.4	2.3
医療、福祉	1,815	79.2	73.5	61.0	10.9	1.5	2.8	1,815	63.3	33.9	2.8
複合サービス事業(郵便局、農業組合など)	97	94.8	52.6	62.9	15.5	6.2	-	97	69.1	30.9	-
サービス業(他に分類されないもの)	813	88.1	56.9	44.6	12.5	5.2	4.1	813	49.7	46.2	4.1
その他	65	87.7	50.8	33.8	7.7	-	3.1	65	36.9	60.0	3.1
<従業員規模>											
100人未満	393	76.6	44.3	36.6	8.4	1.3	4.6	393	40.5	55.0	4.6
100~299人	4,583	83.9	50.7	35.8	7.5	1.9	3.9	4,583	38.4	57.7	3.9
300~999人	2,073	84.3	61.6	46.9	11.0	2.7	2.9	2,073	50.3	46.8	2.9
1000人以上	686	83.1	63.7	56.0	16.0	2.5	2.8	686	59.3	37.9	2.8
<従業員に占める正社員比率>											
30%未満	669	78.0	54.9	60.5	20.3	4.8	2.4	669	67.6	30.0	2.4
30%~50%未満	813	81.4	65.2	60.3	19.3	4.2	2.1	813	64.8	33.1	2.1
50%~70%未満	1,601	80.9	62.3	53.9	12.4	2.1	2.8	1,601	56.3	40.8	2.8
70%以上	4,559	85.7	49.7	29.6	4.7	1.3	4.3	4,559	31.8	63.9	4.3

※1：本調査の「シフト制労働者」とは問3（複数回答）の選択肢3~5のいずれかを選択した企業のこと。「シフト制労働者がいる」は、問3の選択肢3~5をいずれか選択した企業であり、「シフト制労働者がいない」は選択肢1又は2のみを選択した企業のこと（以下、同じ）。

※2：表側の業種(n=30以上、「その他」除く)において、①勤務形態の内容の選択肢3、4、5で、また、②シフト制労働者の有無の「シフト制労働者がいる」で、合計より5ポイント以上高い数値に網。

(2)シフト制労働者の属性とシフト制を採用する理由

従業員（正社員や非正規雇用労働者を含む全従業員）のうち、「シフト制労働者」の割合についてまとめたものが図表 2-1-5 である。「シフト制労働者」の割合が「3割未満」（「1割未満」「1割～2割未満」「2割～3割未満」の合計）の企業が 35.3%、「3割～6割未満」（「3割～4割未満」「4割～5割未満」「5割～6割未満」の合計）が 15.9%、「6割～8割未満」（「6割～7割未満」「7割～8割未満」の合計）が 16.8%。「8割以上」（「8割～9割未満」「9割～10割未満」「10割（全員）」の合計）が 30.9%となっている。

「シフト制労働者」の割合が「8割以上」と高い企業について業種別（n=30以上、「その他」除く）にみると、合計より5ポイント以上「8割以上」の割合が高い業種としては、「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」「卸売業、小売業」となっている。

従業員規模別にみると、「シフト制労働者」が「8割以上」とする企業割合は、従業員規模が大きくなるほどおおむね高い。

従業員に占める正社員比率でみると、正社員比率が低くなるほど（すなわち、非正規雇用労働者の割合が高くなるほど）、「8割以上」とする企業割合が高くなる傾向にある。

なお、前出（図表 2-1-4）の勤務形態の内容（複数回答）では、選択肢3「勤務日数や勤務時間数は決めているが、具体的な勤務日や勤務時間は一定期間ごとのシフト表等で決める労働者」、選択肢4「勤務日数や勤務時間数は決めておらず、単に、具体的な勤務日や勤務時間を一定の期間ごとのシフト表等で決める労働者」、選択肢5「勤務するかどうかは、前日や当日等に1日単位で、会社から打診する労働者」となっているが、本設問は複数回答であることから、重複選択を単一選択化するため、シフト制労働者の区分として次の3区分の変数を作成した。具体的には、選択肢3単独の形態である「勤務日数や勤務時間数が決まっているシフト制労働者のみがいる企業」（選択肢3のみ回答）と、選択肢4と5のみを選択した形態である「勤務日数や勤務時間数が決まっていないシフト制労働者のみがいる企業」（選択肢4のみ回答、選択肢4と5のみ回答、選択肢5のみ回答の合計）を作成し、それ以外の両者のいずれの要素もある形態として、「勤務日数や勤務時間数が決まっている・決まっていないいずれのシフト制労働者もいる企業」（選択肢3と4のみ回答、選択肢3と5のみ回答、選択肢3と4と5を回答の合計）を作成した（以下、「シフト制労働者の区分」という）。

従業員に占めるシフト制労働者の割合をシフト制労働者の区分別にみると、「勤務日数や勤務時間数が決まっていないシフト制労働者のみがいる企業」では、その割合が「1割未満」において、43.9%と最も高くなっている。集約した分布でみると、「3割未満」では、「勤務日数や勤務時間数が決まっていないシフト制労働者のみがいる企業」が 60.0%である一方で、「勤務日数や勤務時間数が決まっているシフト制労働者のみがいる企業」が 34.8%、「勤務日数や勤務時間数が決まっている・決まっていないいずれのシフト制労働者もいる企業」が 27.5%と3割前後となっている。「勤務日数や勤務時間数が決まっているシフト制労働者のみがいる企業」「勤務日数や勤務時間数が決まっている・決まっていないいずれのシフト制労働者もいる企業」

働者もいる企業」はおおむね同様の分布をしているが、「8割以上」の割合は、「勤務日数や勤務時間数が決まっている・決まっていないいずれのシフト制労働者もいる企業」が36.2%、「勤務日数や勤務時間数が決まっているシフト制労働者のみがいる企業」が31.1%となっており、「勤務日数や勤務時間数が決まっている・決まっていないいずれのシフト制労働者もいる企業」の方がやや高い。

図表 2-1-5 従業員に占めるシフト制労働者の割合(SA、単位=%)

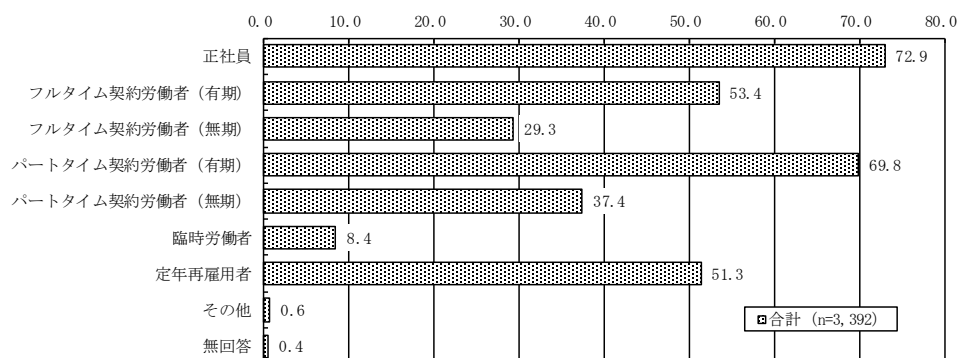
	従業員に占めるシフト制労働者の割合												集約				
	n	1割未満	1割〜2割未満	2割〜3割未満	3割〜4割未満	4割〜5割未満	5割〜6割未満	6割〜7割未満	7割〜8割未満	8割〜9割未満	9割〜10割未満	10割(全員)	無回答	3割未満	3割〜6割未満	6割〜8割未満	8割以上
合計	3,392	18.2	9.6	7.5	6.4	4.3	5.2	7.5	9.3	12.0	10.6	8.3	1.1	35.3	15.9	16.8	30.9
<業種>																	
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	45	60.0	6.7	8.9	-	6.7	6.7	2.2	4.4	-	2.2	2.2	75.6	6.7	8.9	6.6	
製造業	283	35.7	16.3	10.2	7.4	7.8	4.2	3.5	3.2	2.8	3.5	3.2	2.1	62.2	19.4	6.7	9.5
電気・ガス・熱供給・水道業	6	50.0	16.7	16.7	16.7	-	-	-	-	-	-	-	-	83.4	16.7	0.0	0.0
情報通信業	51	43.1	19.6	15.7	5.9	-	3.9	2.0	3.9	3.9	2.0	-	-	78.4	9.8	5.9	5.9
運輸業、郵便業	286	19.2	6.3	9.1	6.6	2.4	5.2	6.6	12.2	16.8	8.7	5.2	1.4	34.6	14.2	18.8	30.7
卸売業、小売業	444	16.4	9.0	7.4	5.9	2.7	4.7	7.0	8.3	11.5	11.3	15.5	0.2	32.8	13.3	15.3	38.3
金融業、保険業	35	37.1	28.6	8.6	8.6	-	2.9	-	2.9	-	-	11.4	-	74.3	11.5	2.9	11.4
不動産、物品賃貸業	27	22.2	11.1	11.1	7.4	11.1	3.7	11.1	-	11.1	7.4	3.7	-	44.4	22.2	11.1	22.2
学術研究、専門・技術サービス業	23	34.8	13.0	8.7	4.3	8.7	4.3	8.7	4.3	4.3	8.7	-	-	56.5	17.3	13.0	13.0
宿泊業、飲食サービス業	286	2.8	3.1	4.5	4.2	3.8	3.1	4.5	9.4	21.0	23.8	18.2	1.4	10.4	11.1	13.9	63.0
生活関連サービス業、娯楽業	129	7.8	3.1	5.4	4.7	3.9	7.0	9.3	8.5	14.7	23.3	12.4	-	16.3	15.6	17.8	50.4
教育、学習支援業	134	41.0	12.7	12.7	6.7	7.5	3.0	3.7	3.0	2.2	4.5	1.5	1.5	66.4	17.2	6.7	8.2
医療、福祉	1,148	10.5	7.1	5.1	6.6	4.9	7.1	11.0	11.9	13.7	12.0	8.6	1.5	22.7	18.6	22.9	34.3
複合サービス事業(郵便局、農業組合など)	67	35.8	29.9	16.4	10.4	1.5	-	-	-	-	3.0	1.5	1.5	82.1	11.9	0.0	4.5
サービス業(他に分類されないもの)	404	22.0	13.4	9.2	7.4	3.7	3.7	6.9	11.6	12.4	6.2	3.0	0.5	44.6	14.8	18.5	21.6
その他	24	20.8	20.8	-	8.3	8.3	-	4.2	12.5	12.5	8.3	4.2	-	41.6	16.6	16.7	25.0
<従業員規模>																	
100人未満	159	22.0	12.6	7.5	6.3	1.9	5.7	6.9	10.1	8.8	7.5	10.1	0.6	42.1	13.9	17.0	26.4
100〜299人	1,759	19.0	9.8	8.0	5.8	3.9	5.5	7.8	8.7	11.5	10.3	8.5	1.3	36.8	15.2	16.5	30.3
300〜999人	1,043	17.7	9.3	7.3	8.1	5.3	5.2	7.6	8.9	12.0	10.1	7.7	1.0	34.3	18.6	16.5	29.8
1000人以上	407	14.7	7.6	6.1	5.4	4.7	3.9	5.9	12.3	15.0	15.0	8.4	1.0	28.4	14.0	18.2	38.4
<従業員に占める正社員比率>																	
30%未満	452	9.7	4.6	5.8	6.4	3.1	4.4	8.6	12.8	15.5	18.1	10.4	0.4	20.1	13.9	21.4	44.0
30%〜50%未満	527	9.3	9.9	8.3	11.0	7.4	8.2	8.3	6.5	9.9	11.6	8.7	0.9	27.5	26.6	14.8	30.2
50%〜70%未満	902	14.7	10.0	8.3	8.4	4.5	4.2	8.4	9.0	12.2	10.3	8.2	1.7	33.0	17.1	17.4	30.7
70%以上	1,449	26.6	10.8	7.1	3.7	3.5	4.8	6.1	9.3	11.6	8.1	7.3	1.0	44.5	12.0	15.4	27.0
<シフト制労働者の区分(※2)>																	
勤務日数や勤務時間数が決まっているシフト制労働者のみがいる企業	2,573	17.6	9.9	7.2	6.6	4.2	5.5	7.9	8.7	11.9	10.5	8.7	1.1	34.8	16.4	16.6	31.1
勤務日数や勤務時間数が決まっている・決まっていないいずれのシフト制労働者もいる企業	589	10.9	8.0	8.7	6.1	5.4	3.9	7.0	13.1	14.6	13.4	8.1	0.8	27.5	15.4	20.0	36.2
勤務日数や勤務時間数が決まっていないシフト制労働者のみがいる企業	230	43.9	9.1	7.0	4.8	2.6	4.3	4.8	6.1	7.0	4.8	3.9	1.7	60.0	11.7	10.9	15.7

※1:シフト制労働者がいる企業を対象に集計。「3割未満」「1割〜2割未満」「2割〜3割未満」の合計。「3割〜6割未満」は、「3割〜4割未満」「4割〜5割未満」「5割〜6割未満」の合計。「6割〜8割未満」は、「6割〜7割未満」「7割〜8割未満」の合計。「8割以上」は、「8割〜9割未満」「9割〜10割未満」「10割(全員)」の合計。表側の業種(n=30以上、「その他」除く)において、「8割以上」で、合計より5ポイント以上高い数値に網。

※2:クロス集計の表側の「シフト制労働者の区分」については、問3(勤務形態の内容(MA))を3区分している。具体的には、選択肢3(「勤務日数や勤務時間数は決めているが、具体的な勤務日や勤務時間は一定期間ごとのシフト表等で決める労働者」)のみを選択した企業を「勤務日数や勤務時間数が決まっているシフト制労働者のみがいる企業」とした。一方、選択肢4、選択肢5(「勤務日数や勤務時間数は決めておらず、単に、具体的な勤務日や勤務時間を一定の期間ごとのシフト表等で決める労働者」「勤務するかどうかは、前日や当日等に1日単位で、会社から打診する労働者」)のみを選択した企業を「勤務日数や勤務時間数が決まっていないシフト制労働者のみがいる企業」とした。それら以外の選択肢3、4、5いずれかを選択している企業(選択肢3と4のみ回答、選択肢3と5のみ回答、選択肢3と4と5を回答の合計)を「勤務日数や勤務時間数が決まっている・決まっていないいずれのシフト制労働者もいる企業」とした(以下同じ)。

調査では、シフト制労働者の就業形態(複数回答)を尋ねている。就業形態別にシフト制労働者がいるとする企業割合をみると、「正社員」で72.9%と最も高く、次いで、「パートタイム契約労働者(有期)」は69.8%、「フルタイム契約労働者(有期)」は53.4%、「定年再雇用者」では51.3%などとなっている(図表 2-1-6)。

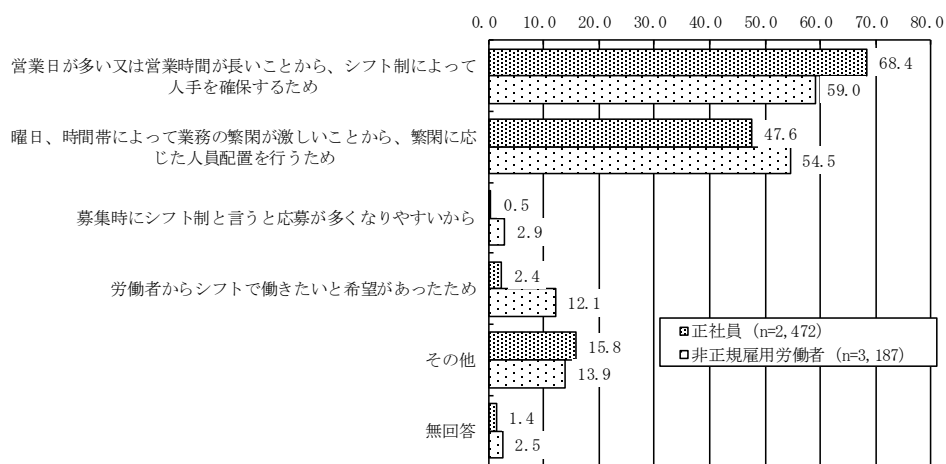
図表 2-1-6 就業形態別にみたシフト制労働者がいるとする企業割合(MA、単位＝%)



※シフト制労働者がいる企業を対象に集計。

シフト制を採用している理由(複数回答)としては、正社員、非正規雇用労働者いずれも、「営業日が多い又は営業時間が長いことから、シフト制によって人手を確保するため」が最も高く、次いで、「曜日、時間帯によって業務の繁閑が激しいことから、繁閑に応じた人員配置を行うため」などとなっている。就業形態間を比較すると、非正規雇用労働者に比べ正社員の方が「営業日が多い又は営業時間が長いことから、シフト制によって人手を確保するため」の割合が高い。一方、正社員に比べ非正規雇用労働者の方が「曜日、時間帯によって業務の繁閑が激しいことから、繁閑に応じた人員配置を行うため」の割合が高くなっている(図表 2-1-7)。

図表 2-1-7 シフト制を採用している理由(MA、単位＝%)



※正社員、非正規雇用労働者それぞれについて、シフト制労働者がいる企業を対象に集計。

1-2. シフト制労働者のシフト制の状況

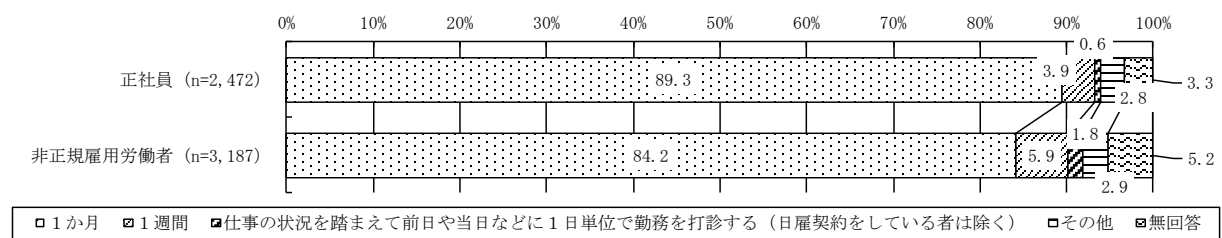
(1)シフトを決める単位

①シフトを決める単位

調査では、シフト制の労働契約の締結内容について、シフトを決める単位やシフト制での労働条件設定のルールなどについて尋ねている。

シフト制労働者のシフトを決める単位（最も多いもの1つを選択）は、正社員、非正規雇用労働者いずれも、「1か月」とする企業割合が8割台と最も高い（正社員89.3%、非正規雇用労働者84.2%）。少数ではあるが、「1週間」（正社員3.9%、非正規雇用労働者5.9%）、「仕事の状況を踏まえて前日や当日などに1日単位で勤務を打診する（以下、「1日単位で勤務を打診」という）」（正社員0.6%、非正規雇用労働者1.8%）とする割合も存在する。就業形態間を比較すると、正社員に比べ非正規雇用労働者の方が「1週間」「1日単位で勤務を打診」とする企業割合がやや高い（図表2-1-8）。

図表 2-1-8 シフトを決める単位(SA、単位=%)



※正社員、非正規雇用労働者それぞれについて、シフト制労働者がいる企業を対象に集計。

参考として、これを属性別にみたものが図表2-1-9である。これを業種別にみると、いずれの業種（n=30以上、「その他」除く）においても、正社員、非正規雇用労働者ともに、「1か月」とする企業割合が最も高くなっている。「1週間」の割合は、正社員、非正規雇用労働者いずれも、「製造業」「宿泊業、飲食サービス業」などで他よりも高くなっている。「1日単位で勤務を打診」は、一部の業種にみられるが、とくに非正規雇用労働者で、「情報通信業」「運輸業、郵便業」「製造業」「サービス業（他に分類されないもの）」「建設業」などでわずかに高くなっている。

従業員規模別にみると、いずれの規模においても、「1か月」とする企業割合は、正社員では9割前後、非正規雇用労働者では8割程度と最も割合が高く、規模において大きな差はみられない。

従業員に占めるシフト制労働者の割合別にみると、正社員では、シフト制労働者の比率が低くなるほど、「1か月」とする企業割合がわずかに低下し、「1週間」とする企業割合はわずかに高くなる。非正規雇用労働者では、シフト制労働者の比率が低い企業ほど、「1か月」とする企業割合がわずかに低下し、「1週間」「1日単位で勤務を打診」の割合がわずかに高くな

る傾向にある。

シフト制労働者の区分別にみると、いずれの区分においても、正社員、非正規雇用労働者ともに、「1 か月」の割合が最も高いものの、その割合は、「勤務日数や勤務時間数が決まっているシフト制労働者のみがいる企業」で最も高く、次いで、「勤務日数や勤務時間数が決まっている・決まっていないいずれのシフト制労働者もいる企業」となり、「勤務日数や勤務時間数が決まっていないシフト制労働者のみがいる企業」で最も低くなっている。「勤務日数や勤務時間数が決まっていないシフト制労働者のみがいる企業」では、正社員、非正規雇用労働者ともに、「1 週間」「1 日単位で勤務を打診」の割合が他の区分に比べて高く、とくに非正規雇用労働者において、「1 日単位で勤務を打診」の割合 (15.9%) が他の区分に比べて高い。

図表 2-1-9 シフトを決める単位 (SA、単位=%)

	正社員						非正規雇用労働者						
	n	1 か月	1 週間	1 日単位で勤務を打診する者 (雇用契約を締結している者) は除く	仕事中の状況に踏まえて前日単位で勤務を打診する者 (雇用契約を締結している者) は除く	その他	無回答	n	1 か月	1 週間	1 日単位で勤務を打診する者 (雇用契約を締結している者) は除く	仕事中の状況に踏まえて前日単位で勤務を打診する者 (雇用契約を締結している者) は除く	その他
合計	2,472	89.3	3.9	0.6	2.8	3.3	3,187	84.2	5.9	1.8	2.9	5.2	
<業種>													
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
建設業	27	85.2	3.7	-	7.4	3.7	40	80.0	2.5	2.5	10.0	5.0	
製造業	190	71.6	15.3	1.1	6.8	5.3	237	71.3	13.5	3.8	5.9	5.5	
電気・ガス・熱供給・水道業	2	50.0	-	-	50.0	-	6	66.7	16.7	-	16.7	-	
情報通信業	32	84.4	3.1	-	6.3	6.3	45	82.2	-	6.7	2.2	8.9	
運輸業、郵便業	220	82.7	6.8	2.3	4.5	3.6	253	74.7	5.5	6.7	4.0	9.1	
卸売業、小売業	324	91.7	2.5	0.3	2.8	2.8	426	89.7	3.3	0.9	3.1	3.1	
金融業、保険業	20	85.0	-	-	10.0	5.0	33	90.9	3.0	-	3.0	3.0	
不動産、物品賃貸業	15	100.0	-	-	-	-	27	96.3	3.7	-	-	-	
学術研究、専門・技術サービス業	12	100.0	-	-	-	-	22	77.3	4.5	4.5	-	13.6	
宿泊業、飲食サービス業	240	78.3	10.8	0.4	5.0	5.4	282	63.8	19.9	1.4	7.8	7.1	
生活関連サービス業、娯楽業	99	93.9	2.0	1.0	2.0	1.0	126	84.9	7.1	1.6	1.6	4.8	
教育、学習支援業	57	87.7	5.3	-	1.8	5.3	130	80.0	8.5	-	7.7	3.8	
医療、福祉	919	95.9	0.9	0.1	0.8	2.4	1,086	92.4	2.3	0.4	0.5	4.4	
複合サービス事業 (郵便局、農業組合など)	46	91.3	2.2	-	2.2	4.3	67	86.6	4.5	1.5	3.0	4.5	
サービス業 (他に分類されないもの)	250	90.4	1.2	2.0	2.4	4.0	385	84.9	4.2	2.6	1.8	6.5	
その他	19	94.7	-	-	5.3	-	22	86.4	9.1	-	4.5	-	
<従業員規模>													
100人未満	103	90.3	4.9	1.0	1.9	1.9	149	81.9	7.4	3.4	2.7	4.7	
100～299人	1,305	87.7	4.7	0.8	3.1	3.8	1,620	83.5	5.8	2.1	2.8	5.8	
300～999人	737	90.6	2.6	0.7	2.7	3.4	1,003	85.6	5.4	1.3	3.3	4.4	
1000人以上	311	92.6	3.2	-	2.3	1.9	394	84.8	6.6	1.0	2.5	5.1	
<従業員に占めるシフト制労働者の割合>													
3割未満	525	80.8	8.0	0.8	4.4	6.1	1,101	79.4	7.4	3.8	3.7	5.7	
3割～6割未満	420	90.2	4.0	1.0	2.6	2.1	489	85.5	6.7	0.8	1.6	5.3	
6割～8割未満	500	91.6	3.0	1.0	2.0	2.4	540	87.0	4.6	0.9	1.9	5.6	
8割以上	1,005	92.4	2.1	0.3	2.5	2.7	1,026	87.7	4.3	0.4	3.3	4.3	
<シフト制労働者の区分>													
勤務日数や勤務時間数が決まっているシフト制労働者のみがいる企業	1,948	90.2	4.0	0.3	2.4	3.1	2,389	87.4	5.2	0.5	2.5	4.4	
勤務日数や勤務時間数が決まっている・決まっていないいずれのシフト制労働者もいる企業	445	88.1	2.9	1.3	4.3	3.4	578	79.1	6.9	1.6	4.0	8.5	
勤務日数や勤務時間数が決まっていないシフト制労働者のみがいる企業	79	73.4	7.6	6.3	5.1	7.6	220	64.1	10.0	15.9	4.5	5.5	

※正社員、非正規雇用労働者それぞれについて、シフト制労働者がいる企業を対象に集計。

②「1日単位で勤務を打診する」場合の次の打診までの平均的な期間

「仕事の状況を踏まえて前日や当日などに1日単位で勤務を打診する」場合の〔1〕当該労働者の契約期間、〔2〕仕事の打診から次の打診までの平均的な期間をまとめたものが図表 2-1-10 である。

〔1〕当該労働者の契約期間では、非正規雇用労働者の場合、「有期」とする企業割合が 60.7%を占めており、「無期」は 33.9%となっている（図表 2-1-10〔1〕）。

〔2〕仕事の打診から次の打診までの平均的な期間については、非正規雇用労働者の場合、「1日以上1週間未満」（50.0%）、「毎日勤務を打診している」（17.9%）の割合が高く、仕事の状況を踏まえて1日単位で勤務を打診する場合には、次の打診までの期間では、毎日か1週間未満とする企業が大半を占めているようである（図表 2-1-10〔2〕）。

図表 2-1-10 「仕事の状況を踏まえて前日や当日などに1日単位で勤務を打診する」場合の〔1〕当該労働者の契約期間、〔2〕仕事の打診から次の打診までの平均的な期間（非正規雇用労働者、単位＝%）

	「仕事の状況を踏まえて前日や当日などに1日単位で勤務を打診する」場合										
	〔1〕当該労働者の契約期間(SA)				〔2〕仕事の打診から次の打診までの平均的な期間(SA)						
	n	てし定有 い、め る日あ 者雇り は契 除約 くを し の	定無 め期 な（ 契 約 期 間 の	無 回 答	n	1 か 月 超	2 週 間 〜 1 か 月	満1 週 間 〜 2 週 間 未	満1 日 以 上 1 週 間 未	て毎 日 勤 務 を 打 診 し	無 回 答
非正規雇用労働者	56	60.7	33.9	5.4	56	8.9	10.7	12.5	50.0	17.9	-

※〔1〕、〔2〕いずれも、非正規雇用労働者のシフト制労働者がいる企業において、「シフトを決める単位」について、「仕事の状況を踏まえて前日や当日などに1日単位で勤務を打診する」とする企業を対象に集計。

(2)シフトを作成するにあたってのルールの有無

①「最低勤務時間数」又は「最低勤務日数」に関するルールの有無

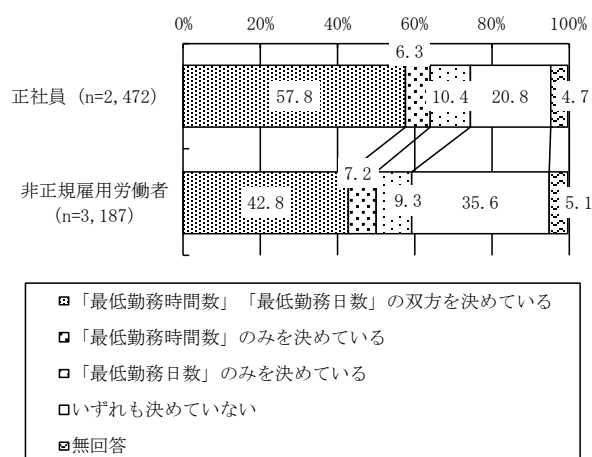
シフト制での労働条件を決めるにあたり、シフトを作成するにあたっての「最低勤務時間数」又は「最低勤務日数」に関するルール（例：「毎月●日以上勤務」、「毎月●日～■日勤務」など）については、正社員の場合、「最低勤務時間数」「最低勤務日数」の双方を決めている」が 57.8%、「最低勤務日数」のみを決めている」が 10.4%、「最低勤務時間数」のみを決めている」が 6.3%となっている。「いずれも決めていない」は 20.8%である。一方、非正規雇用労働者の場合、「最低勤務時間数」「最低勤務日数」の双方を決めている」が 42.8%、「最低勤務日数」のみを決めている」が 9.3%、「最低勤務時間数」のみを決めている」が 7.2%となっている。「いずれも決めていない」は 35.6%である。

就業形態間を比較すると、「最低勤務時間数」または「最低勤務日数」を決めている企業の割合（「最低勤務時間数」「最低勤務日数」の双方を決めている」「最低勤務時間数」のみを決めている」「最低勤務日数」のみを決めている」の合計）は、正社員が 74.5%、非正規雇用労働者が 59.3%である一方、「いずれも決めていない」割合は、正社員が 20.8%、非正規雇用労働者が 35.6%となっている。「いずれも決めていない」割合は、正社員に比べ、非正

規雇用労働者の方が高い。なお、「最低勤務時間数」「最低勤務日数」の双方を決めている」とする割合は、正社員が 57.8%、非正規雇用労働者が 42.8%となっており、正社員の方が高い（図表 2-1-11）。

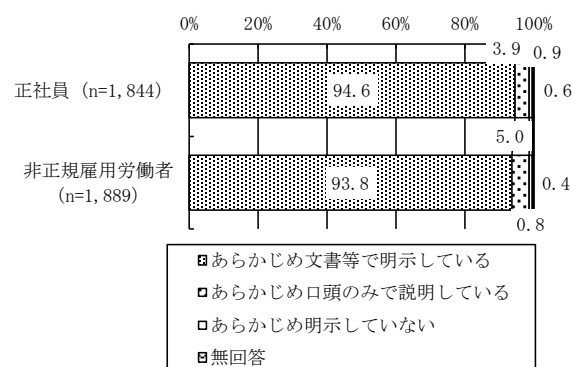
「最低勤務時間数」または「最低勤務日数」を決めている企業」（「最低勤務時間数」「最低勤務日数」の双方を決めている」「最低勤務時間数」のみを決めている」「最低勤務日数」のみを決めている」を選択した企業）に対して、最低勤務日数または最低労働時間数を当該労働者に示しているかを尋ねたところ、「あらかじめ文書等⁴で明示している」企業割合は、正社員、非正規雇用労働者いずれも 9 割台となっている。「最低勤務時間数」または「最低勤務日数」を決めている企業では、このルールについて、そのほとんどが文書等で明示している（図表 2-1-12）。

図表 2-1-11 シフト制の労働条件決定における、シフト作成の際の「最低勤務時間数」又は「最低勤務日数」に関するルール（SA、単位＝％）



※正社員、非正規雇用労働者それぞれについて、シフト制労働者がいる企業を対象に集計。

図表 2-1-12 最低勤務日数または最低労働時間数をシフト制労働者に示しているか（SA、単位＝％）



※正社員、非正規雇用労働者それぞれについて、シフト制労働者がいる企業のうち、シフトを作成するにあたっての「最低勤務時間数」又は「最低勤務日数」に関するルールについて、「最低勤務時間数」「最低勤務日数」の双方を決めている」「最低勤務時間数」のみを決めている」「最低勤務日数」のみを決めている」と回答した企業を対象に集計。

これを従業員規模別にみると、いずれの規模においても、「最低勤務時間数」または「最低勤務日数」を決めている企業の割合が、正社員で 7 割台、非正規雇用労働者では 5～6 割程度と最も割合が高くなっている。

従業員に占めるシフト制労働者の割合別にみると、正社員、非正規雇用労働者ともに、その割合が低くなるほど、「いずれも決めていない」割合がやや高くなっている。

⁴ 調査票では、「本調査での「文書等」とは、ファックス、電子メール、就業規則などを含みます（以下の設問において同じ）。なお、求人広告で「週〇日以上勤務」等を求人条件として示しているのみで雇入れ後示していない場合は、含みません」と注記している。

シフト制労働者の区分別にみると、正社員、非正規雇用労働者ともに、「いずれも決めていない」の割合は、「勤務日数や勤務時間数が決まっていないシフト制労働者のみがある企業」で最も高く、次いで、「勤務日数や勤務時間数が決まっている・決まっていないいずれのシフト制労働者もいる企業」「勤務日数や勤務時間数が決まっているシフト制労働者のみがある企業」の順で低くなっている。「いずれも決めていない」の割合は、とくに非正規雇用労働者の「勤務日数や勤務時間数が決まっていないシフト制労働者のみがある企業」において、75.0%と最も高くなっている。

シフトの単位別にみると、正社員、非正規雇用労働者ともに、「1か月」「1週間」に比べて「1日単位で勤務を打診」とする企業で、「いずれも決めていない」の割合が最も高い。とくに非正規雇用労働者では、「いずれも決めていない」の割合は、「1か月」(34.2%)、「1週間」(47.6%)であり、「1日単位で勤務を打診」では67.9%と高くなっている(図表2-1-13)。

図表 2-1-13 シフト制の労働条件決定における、シフト作成の際の「最低勤務時間数」又は「最低勤務日数」に関するルール(SA、単位=%)

	正社員							非正規雇用労働者							
	n	「最低勤務時間数」のみを決めている	「最低勤務時間数」の双方を決めている	「最低勤務日数」のみを決めている	「最低勤務日数」の双方を決めている	いずれも決めていない	無回答	n	「最低勤務時間数」のみを決めている	「最低勤務時間数」の双方を決めている	「最低勤務日数」のみを決めている	「最低勤務日数」の双方を決めている	いずれも決めていない	無回答	「最低勤務時間数」のみを決めている企業
合計	2,472	57.8	6.3	10.4	20.8	4.7	74.5	3,187	42.8	7.2	9.3	35.6	5.1	59.3	
<従業員規模>															
100人未満	103	55.3	2.9	17.5	21.4	2.9	75.7	149	36.2	7.4	16.1	36.2	4.0	59.7	
100～299人	1,305	57.1	6.5	10.5	20.8	5.1	74.1	1,620	42.2	7.0	9.5	35.3	6.0	58.7	
300～999人	737	60.2	5.6	11.0	18.9	4.3	76.8	1,003	45.3	7.4	9.1	34.4	3.9	61.8	
1000人以上	311	54.7	8.7	6.8	25.4	4.5	70.2	394	40.4	7.9	6.3	40.6	4.8	54.6	
<従業員に占めるシフト制労働者の割合>															
3割未満	525	54.5	7.0	8.4	22.7	7.4	69.9	1,101	38.2	7.6	8.1	41.1	5.0	53.9	
3割～6割未満	420	57.9	5.7	10.0	22.4	4.0	73.6	489	43.8	7.6	11.5	32.3	4.9	62.9	
6割～8割未満	500	58.4	5.6	12.0	20.6	3.4	76.0	540	45.7	6.1	9.8	32.6	5.7	61.6	
8割以上	1,005	59.4	6.6	10.9	19.3	3.8	76.9	1,026	45.7	7.1	9.5	33.0	4.7	62.3	
<シフト制労働者の区分>															
勤務日数や勤務時間数が決まっているシフト制労働者のみがある企業	1,948	58.1	6.2	11.0	19.9	4.8	75.3	2,389	48.3	6.6	10.1	29.7	5.4	65.0	
勤務日数や勤務時間数が決まっている・決まっていないいずれのシフト制労働者もいる企業	445	60.2	5.6	8.5	22.0	3.6	74.4	578	33.6	9.2	7.6	45.2	4.5	50.3	
勤務日数や勤務時間数が決まっていないシフト制労働者のみがある企業	79	39.2	12.7	6.3	34.2	7.6	58.2	220	7.7	8.6	4.5	75.0	4.1	20.9	
<シフトの単位>															
1か月	2,208	59.2	6.4	10.7	20.6	3.0	76.4	2,685	46.1	7.3	9.8	34.2	2.5	63.3	
1週間	97	54.6	9.3	7.2	26.8	2.1	71.1	187	36.4	9.1	4.3	47.6	2.7	49.7	
1日単位で勤務を打診	16	50.0	-	12.5	31.3	6.3	62.5	56	14.3	10.7	7.1	67.9	-	32.1	

※正社員、非正規雇用労働者それぞれについて、シフト制労働者がいる企業を対象に集計。「最低勤務時間数」または「最低勤務日数」を決めている企業は、「最低勤務時間数」「最低勤務日数」の双方を決めている」「最低勤務時間数」のみを決めている」「最低勤務日数」のみを決めている」の合計。表側の「シフトの単位」の「その他」は記載割愛(以下同じ)。

最低勤務日数または最低労働時間数をシフト制労働者に明示しているかについて、当該ルールの内容別にみると、正社員、非正規雇用労働者ともに、いずれのルールの内容において

も、「あらかじめ文書等で明示している」とする企業割合が9割台と最も高くなっている。

なお、シフト制労働者の区別にみると、いずれの区分においても、正社員、非正規雇用労働者ともに、「あらかじめ文書等で明示している」の割合が最も高いものの、その割合は、「勤務日数や勤務時間数が決まっているシフト制労働者のみがいる企業」で最も高く、次いで、「勤務日数や勤務時間数が決まっている・決まっていないいずれのシフト制労働者もいる企業」「勤務日数や勤務時間数が決まっていないシフト制労働者のみがいる企業」の順となっている。一方、「あらかじめ口頭のみで説明している」の割合は、「勤務日数や勤務時間数が決まっていないシフト制労働者のみがいる企業」において、他の区分に比べて高い（図表2-1-14）。

図表 2-1-14 最低勤務日数または最低労働時間数をシフト制労働者に示しているか(SA、単位=%)

	正社員					非正規雇用労働者				
	n	であ らか じめ 文書 等	み あ ら か じめ 口 頭 の	て あ ら か じめ 明 示 し て い る の	無 回 答	n	であ らか じめ 文書 等	み あ ら か じめ 口 頭 の	て あ ら か じめ 明 示 し て い る の	無 回 答
合計	1,844	94.6	3.9	0.9	0.6	1,889	93.8	5.0	0.8	0.4
<シフト作成での「最低勤務時間数」又は「最低勤務日数」に関するルールの内容>										
「最低勤務時間数」「最低勤務日数」の双方を決めている	1,430	95.0	3.5	0.8	0.6	1,365	94.8	3.9	0.9	0.4
「最低勤務時間数」のみを決めている	156	94.9	3.8	0.6	0.6	229	90.8	8.3	0.4	0.4
「最低勤務日数」のみを決めている	258	92.2	6.2	1.2	0.4	295	91.5	7.5	0.7	0.3
<シフト制労働者の区分>										
勤務日数や勤務時間数が決まっているシフト制労働者のみ がいる企業	1,467	95.0	3.4	1.0	0.5	1,552	94.4	4.2	0.9	0.5
勤務日数や勤務時間数が決まっている・決まっていない いずれのシフト制労働者もいる企業	331	94.6	4.8	-	0.6	291	91.8	8.2	-	-
勤務日数や勤務時間数が決まっていないシフト制労働者の みがいる企業	46	82.6	13.0	2.2	2.2	46	87.0	10.9	2.2	-

※正社員、非正規雇用労働者それぞれについて、シフト制労働者がいる企業のうち、シフトを作成するにあたっての「最低勤務時間数」又は「最低勤務日数」に関するルールについて、「最低勤務時間数」「最低勤務日数」の双方を決めている」「最低勤務時間数」のみを決めている」「最低勤務日数」のみを決めている」と回答した企業を対象に集計。

②シフトを入れることができる時間数又は日数に関するルールの有無

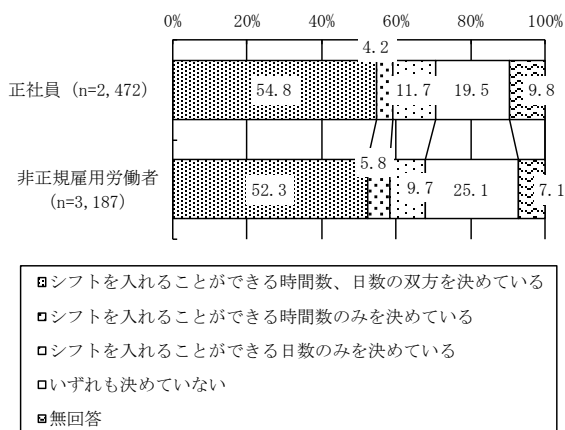
シフト制において、シフトを入れることができる時間数、または日数に関するルール（例：「毎週月、水、金曜日勤務」、「毎月●日～■日勤務」、「月最大▲日」など）については、正社員の場合、「シフトを入れることができる時間数、日数の双方を決めている」企業が54.8%、「シフトを入れることができる日数のみを決めている」企業が11.7%、「シフトを入れることができる時間数のみを決めている」が4.2%となっている。「いずれも決めていない」は19.5%である。一方、非正規雇用労働者の場合、「シフトを入れることができる時間数、日数の双方を決めている」企業が52.3%、「シフトを入れることができる日数のみを決めている」が9.7%、「シフトを入れることができる時間数のみを決めている」が5.8%となっている。「いずれも決めていない」は25.1%である。

就業形態間を比較すると、「シフトの時間数、または日数を決めている企業」の割合（「シフトを入れることができる時間数、日数の双方を決めている」「シフトを入れることができる

時間数のみを決めている」「シフトを入れることができる日数のみを決めている」の合計)は、正社員が 70.7%、非正規雇用労働者が 67.8%と、7 割前後を占める一方で、「いずれも決めていない」企業は、正社員が 19.5%、非正規雇用労働者が 25.1%となっている。「いずれも決めていない」企業割合は、正社員に比べ、非正規雇用労働者の方がやや高い(図表 2-1-15)。

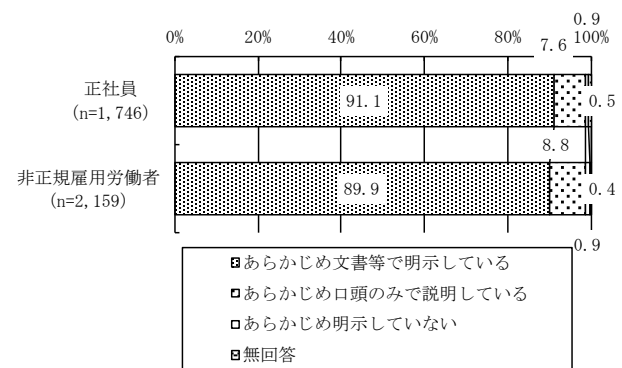
「シフトの時間数、または日数を決めている企業」(「シフトを入れることができる時間数、日数の双方を決めている」「シフトを入れることができる時間数のみを決めている」「シフトを入れることができる日数のみを決めている」を選択した企業)に対して、このルールについて当該労働者に示しているか尋ねたところ、「あらかじめ文書等で明示している」の割合は、正社員、非正規雇用労働者いずれも 9 割程度となっている(図表 2-1-16)。

図表 2-1-15 シフトを入れることができる時間数又は日数に関するルール(SA、単位=%)



※正社員、非正規雇用労働者それぞれについて、シフト制労働者がいる企業を対象に集計。

図表 2-1-16 シフトを入れることができる時間数又は日数に関するルールをシフト制労働者に示しているか(SA、単位=%)



※正社員、非正規雇用労働者それぞれについて、シフト制労働者がいる企業のうち、シフトを入れることができる時間数又は日数に関するルールについて、「シフトを入れることができる時間数、日数の双方を決めている」「シフトを入れることができる時間数のみを決めている」「シフトを入れることができる日数のみを決めている」と回答した企業を対象に集計。

シフトを入れることができる時間数又は日数に関するルールについて属性別にみたものが図表 2-1-17 である。これを従業員規模別にみると、いずれの規模においても、「シフトの時間数、または日数を決めている企業」の割合は、正社員が 7 割前後、非正規雇用労働者が 6~7 割となっており、規模において大きな差はみられない。

従業員に占めるシフト制労働者の割合別にみると、正社員、非正規雇用労働者ともに、割合が低くなるほど、「いずれも決めていない」割合がやや高くなっている。

シフト制労働者の区別にみると、正社員、非正規雇用労働者ともに、「いずれも決めていない」の割合は、「勤務日数や勤務時間数が決まっていないシフト制労働者のみがある企業」で最も高く、次いで、「勤務日数や勤務時間数が決まっている・決まっていないいずれのシフト制労働者もいる企業」「勤務日数や勤務時間数が決まっているシフト制労働者のみがある

企業」の順で低くなっている。「いずれも決めていない」の割合は、とくに非正規雇用労働者の「勤務日数や勤務時間数が決まっていないシフト制労働者のみがいる企業」において、57.3%と最も高くなっている。

シフトを入れることができる時間数又は日数に関するルールについて、シフトの単位別にみると、とくに非正規雇用労働者では、「いずれも決めていない」企業割合は、「1 か月」で23.9%、「1 週間」は32.6%であり、「1 日単位で勤務を打診」では62.5%と高くなっている。

図表 2-1-17 シフトを入れることができる時間数又は日数に関するルール(SA、単位=%)

	正社員							非正規雇用労働者						
	n	双方を 決めて いる	シフト を入れる こと が 決 ま っ て い る	シフト を入れる こと が 決 ま っ て い る 日 数 の み を 決 め て い る	い ず れ も 決 め て い な い	無 回 答	業 は シ フ ト の 時 間 数 、 ま た は 日 数 を 決 め て い る 企 業	n	双方を 決めて いる	シフト を入れる こと が 決 ま っ て い る	シフト を入れる こと が 決 ま っ て い る 日 数 の み を 決 め て い る	い ず れ も 決 め て い な い	無 回 答	業 は シ フ ト の 時 間 数 、 ま た は 日 数 を 決 め て い る 企 業
合計	2,472	54.8	4.2	11.7	19.5	9.8	70.7	3,187	52.3	5.8	9.7	25.1	7.1	67.8
<従業員規模>														
100人未満	103	57.3	-	13.6	21.4	7.8	70.9	149	51.7	3.4	13.4	25.5	6.0	68.5
100～299人	1,305	53.0	3.7	12.6	20.1	10.6	69.3	1,620	50.5	5.0	10.6	25.9	8.0	66.1
300～999人	737	55.8	4.9	12.2	18.5	8.7	72.9	1,003	54.4	6.9	9.5	23.6	5.6	70.8
1000人以上	311	57.6	6.1	5.8	19.9	10.6	69.5	394	53.0	7.1	5.1	26.4	8.4	65.2
<従業員に占めるシフト制労働者の割合>														
3割未満	525	53.1	3.2	10.7	22.1	10.9	67.0	1,101	49.0	5.8	9.4	28.8	7.0	64.2
3割～6割未満	420	54.5	3.6	11.4	21.4	9.0	69.5	489	54.0	4.9	9.2	24.1	7.8	68.1
6割～8割未満	500	53.6	4.4	11.6	20.2	10.2	69.6	540	52.6	5.6	10.0	23.3	8.5	68.2
8割以上	1,005	56.7	4.7	12.3	17.2	9.1	73.7	1,026	54.9	6.2	10.2	22.5	6.1	71.3
<シフト制労働者の区分>														
勤務日数や勤務時間数が決まっているシフト制労働者のみがいる企業	1,948	55.9	4.1	12.2	18.8	9.1	72.1	2,389	56.4	5.2	10.0	20.8	7.6	71.6
勤務日数や勤務時間数が決まっている・決まっていないいずれのシフト制労働者もいる企業	445	54.8	3.1	9.0	20.4	12.6	67.0	578	47.6	6.9	9.0	30.8	5.7	63.5
勤務日数や勤務時間数が決まっていないシフト制労働者のみがいる企業	79	29.1	11.4	13.9	32.9	12.7	54.4	220	20.0	8.6	8.6	57.3	5.5	37.3
<シフトの単位>														
1 か月	2,208	56.7	4.4	11.7	18.8	8.4	72.8	2,685	55.2	5.8	10.1	23.9	5.0	71.1
1 週間	97	42.3	2.1	15.5	30.9	9.3	59.8	187	47.1	6.4	9.1	32.6	4.8	62.6
1 日単位で勤務を打診	16	37.5	0.0	25.0	25.0	12.5	62.5	56	12.5	12.5	10.7	62.5	1.8	35.7

※正社員、非正規雇用労働者それぞれについて、シフト制労働者がいる企業を対象に集計。「シフトの時間数、または日数を決めていない企業」は、「シフトを入れることができる時間数、日数の双方を決めている」「シフトを入れることができる時間数のみを決めている」「シフトを入れることができる日数のみを決めている」の合計。

シフトを入れることができる時間数又は日数をシフト制労働者に明示しているかについて、当該ルールの内容別にみると、正社員、非正規雇用労働者ともに、いずれのルールの内容においても、「あらかじめ文書等で明示している」の割合が8～9割と最も高いものの、「シフトを入れることができる日数のみを決めている」では、「あらかじめ口頭のみで説明している」の割合が、正社員で15.3%、非正規雇用労働者で17.8%と他のルールよりも高くなっている。

なお、シフト制労働者の区分別にみると、いずれの区分においても、正社員、非正規雇用労働者ともに、「あらかじめ文書等で明示している」の割合が最も高いものの、区分間を比較すると、その割合は、「勤務日数や勤務時間数が決まっていないシフト制労働者のみがいる企業」で、他の区分に比べてやや低くなっている。その一方で、「あらかじめ口頭のみで説明している」の割合は、「勤務日数や勤務時間数が決まっていないシフト制労働者のみがいる企業」

において、他の区分に比べてやや高くなっている（図表 2-1-18）。

図表 2-1-18 シフトを入れることができる時間数又は日数に関するルールをシフト制労働者に示しているか(SA、単位=%)

	正社員					非正規雇用労働者				
	n	であ らか じめ てめ い文 書等	みあ らか じめ して い口 頭の	てあ らか じめ め明 示し	無 回 答	n	であ らか じめ てめ い文 書等	みあ らか じめ して い口 頭の	てあ らか じめ め明 示し	無 回 答
合計	1,746	91.1	7.6	0.9	0.5	2,159	89.9	8.8	0.9	0.4
<シフトを入れることができる時間数又は日数に関するルールの内容>										
シフトを入れることができる時間数、日数の双方を決めている	1,355	92.6	6.1	0.8	0.5	1,666	91.7	7.2	0.8	0.3
シフトを入れることができる時間数のみを決めている	103	91.3	5.8	1.9	1.0	184	89.1	8.7	1.1	1.1
シフトを入れることができる日数のみを決めている	288	83.7	15.3	1.0	0.0	309	80.6	17.8	1.3	0.3
<シフト制労働者の区分>										
勤務日数や勤務時間数が決まっているシフト制労働者のみがいる企業	1,405	91.3	7.3	1.0	0.4	1,710	90.9	7.8	1.0	0.3
勤務日数や勤務時間数が決まっている・決まっていないいずれのシフト制労働者もいる企業	298	91.3	7.0	0.7	1.0	367	86.4	12.0	0.8	0.8
勤務日数や勤務時間数が決まっていないシフト制労働者のみがいる企業	43	81.4	18.6	-	-	82	84.1	15.9	-	-

※正社員、非正規雇用労働者それぞれについて、シフト制労働者がいる企業のうち、シフトを入れることができる時間数又は日数に関するルールについて、「シフトを入れることができる時間数、日数の双方を決めている」「シフトを入れることができる時間数のみを決めている」「シフトを入れることができる日数のみを決めている」と回答した企業を対象に集計。

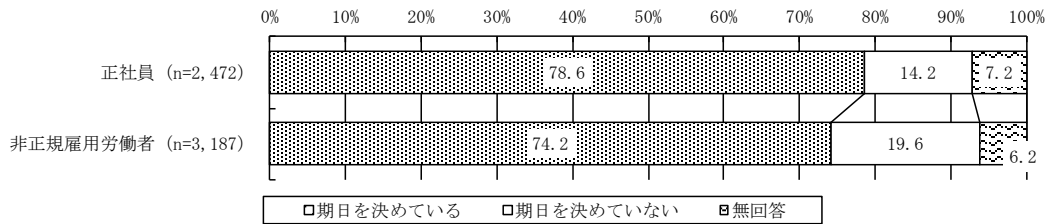
③シフトの作成・提示の期限に関するルールの有無

シフト制において、シフトの作成・提示の期限に関するルールについては、正社員の場合、「期日を決めている」企業が78.6%、「期日を決めていない」が14.2%となっており、非正規雇用労働者の場合、「期日を決めている」企業が74.2%、「期日を決めていない」が19.6%となっている。就業形態間を比較すると、正社員に比べ非正規雇用労働者の方が「期日を決めている」割合がやや低い（図表 2-1-19）。

「期日を決めている」とする企業に対して、このルールについて当該労働者に示しているか尋ねたところ（以下、「シフトの作成・提示の期限に関するルールの労働者への明示」という）、「あらかじめ文書等で明示している」の割合は、正社員、非正規雇用労働者いずれも、6割前後であり、「あらかじめ口頭のみで説明している」は3割台となっており、「あらかじめ明示していない」は3%程度となっている（図表 2-1-20）。

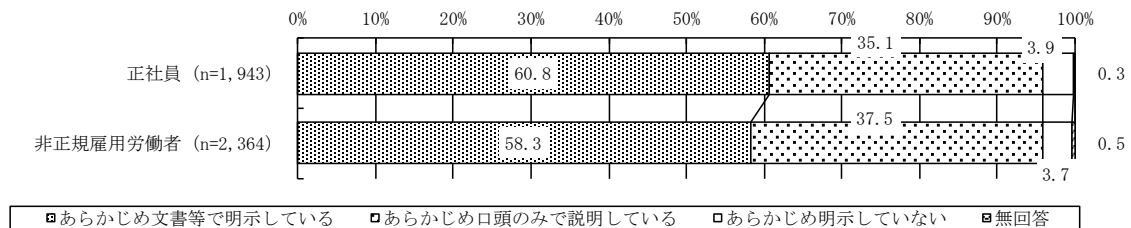
また、「期日を決めている」とする企業に対して、当該シフト制において、決められている期日はシフト初日のどのぐらい前としているかを尋ねたところ（以下、「決められている期日」という）、正社員、非正規雇用労働者いずれに対しても、「1週間～2週間未満」が約4割と最も割合が高く、次いで、「1週間未満」が3割弱などとなっている。「2週間未満」（「1週間未満」「1週間～2週間未満」の合計）の割合は、正社員、非正規雇用労働者いずれも7割弱となっている（図表 2-1-21）。

図表 2-1-19 シフトの作成・提示の期限に関するルール(SA、単位=%)



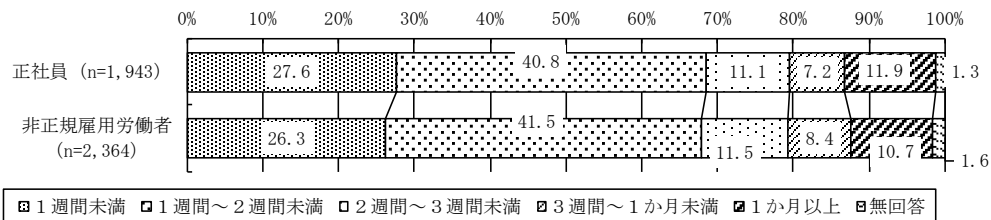
※正社員、非正規雇用労働者それぞれについて、シフト制労働者がいる企業を対象に集計。

図表 2-1-20 シフトの作成・提示の期限に関するルールをシフト制労働者に示しているか(SA、単位=%)



※正社員、非正規雇用労働者それぞれについて、シフト制労働者がいる企業のうち、シフトの作成・提示の期限に関するルールの有無において、「期日を決めている」とする企業を対象に集計。

図表 2-1-21 決められている期日はシフト初日のどのぐらい前か(SA、単位=%)



※正社員、非正規雇用労働者それぞれについて、シフト制労働者がいる企業のうち、シフトの作成・提示の期限に関するルールの有無において、「期日を決めている」とする企業を対象に集計。

参考として、シフトの作成・提示の期限に関するルールを属性別にみたものが図表 2-1-22 である。それによれば、業種別 (n=30 以上、「その他」除く) にみると、正社員、非正規雇用労働者ともに、いずれの業種においても、「期日を決めている」とする割合が 6～7 割程度と高いことに違いはない。「期日を決めていない」とする割合について、合計より 5 ポイント以上高い業種をみると、正社員では、「複合サービス事業 (郵便局、農業組合など)」「教育、学習支援業」「運輸業、郵便業」「製造業」となっており、非正規雇用労働者では、「金融業、保険業」「教育、学習支援業」「複合サービス事業 (郵便局、農業組合など)」「製造業」「運輸業、郵便業」となっている。

従業員規模別にみると、正社員、非正規雇用労働者ともに、規模が小さくなるほど、「期日を決めていない」とする割合はやや高くなっている。

従業員に占めるシフト制労働者の割合別にみると、正社員、非正規雇用労働者ともに、シフト制労働者の割合が低くなるほど、「期日を決めていない」とする割合は高くなる傾向にある。

シフト制労働者の区分別にみると、正社員、非正規雇用労働者ともに、「期日を決めていない」の割合は、「勤務日数や勤務時間数が決まっていないシフト制労働者のみがある企業」で最も高く、次いで、「勤務日数や勤務時間数が決まっている・決まっていないいずれのシフト制労働者もいる企業」「勤務日数や勤務時間数が決まっているシフト制労働者のみがある企業」の順で低くなっている。「期日を決めていない」の割合は、とくに非正規雇用労働者の「勤務日数や勤務時間数が決まっていないシフト制労働者のみがある企業」で40.5%と最も高い。

シフトの単位別にみると、正社員、非正規雇用労働者いずれも、シフトの単位が短くなるほど、「期日を決めていない」とする割合が高くなる傾向にある。

図表 2-1-22 シフトの作成・提示の期限に関するルール(SA、単位=%)

	正社員				非正規雇用労働者			
	n	め期 て日 いを る決	いめ期 て日 いを な決	無 回 答	n	め期 て日 いを る決	いめ期 て日 いを な決	無 回 答
合計	2,472	78.6	14.2	7.2	3,187	74.2	19.6	6.2
<業種>								
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	27	85.2	11.1	3.7	40	72.5	20.0	7.5
製造業	190	68.4	22.6	8.9	237	64.1	29.1	6.8
電気・ガス・熱供給・水道業	2	50.0	-	50.0	6	66.7	16.7	16.7
情報通信業	32	78.1	18.8	3.1	45	68.9	24.4	6.7
運輸業、郵便業	220	68.2	24.5	7.3	253	63.2	28.5	8.3
卸売業、小売業	324	79.0	12.0	9.0	426	77.0	16.2	6.8
金融業、保険業	20	70.0	25.0	5.0	33	54.5	42.4	3.0
不動産、物品賃貸業	15	100.0	-	-	27	77.8	18.5	3.7
学術研究、専門・技術サービス業	12	83.3	16.7	-	22	68.2	27.3	4.5
宿泊業、飲食サービス業	240	77.9	16.3	5.8	282	78.4	17.0	4.6
生活関連サービス業、娯楽業	99	76.8	17.2	6.1	126	77.0	19.0	4.0
教育、学習支援業	57	66.7	24.6	8.8	130	53.8	41.5	4.6
医療、福祉	919	85.1	8.3	6.6	1,086	81.4	12.2	6.4
複合サービス事業（郵便局、農業組合など）	46	60.9	28.3	10.9	67	59.7	32.8	7.5
サービス業（他に分類されないもの）	250	76.4	15.2	8.4	385	71.4	22.3	6.2
その他	19	89.5	10.5	-	22	86.4	13.6	-
<従業員規模>								
100人未満	103	79.6	16.5	3.9	149	72.5	22.8	4.7
100～299人	1,305	77.1	15.1	7.8	1,620	72.7	20.2	7.2
300～999人	737	79.5	13.7	6.8	1,003	75.3	19.2	5.5
1000人以上	311	82.3	10.6	7.1	394	77.9	16.8	5.3
<従業員に占めるシフト制労働者の割合>								
3割未満	525	69.1	21.7	9.1	1,101	62.9	30.9	6.2
3割～6割未満	420	79.8	14.3	6.0	489	77.1	16.4	6.5
6割～8割未満	500	80.4	13.2	6.4	540	78.7	14.6	6.7
8割以上	1,005	82.4	10.7	6.9	1,026	82.7	11.5	5.8
<シフト制労働者の区分>								
勤務日数や勤務時間数が決まっているシフト制労働者のみがある企業	1,948	79.8	13.5	6.7	2,389	76.4	17.1	6.5
勤務日数や勤務時間数が決まっている・決まっていないいずれのシフト制労働者もいる企業	445	76.0	16.4	7.6	578	72.7	21.8	5.5
勤務日数や勤務時間数が決まっていないシフト制労働者のみがある企業	79	64.6	19.0	16.5	220	54.1	40.5	5.5
<シフトの単位>								
1か月	2,208	81.7	12.8	5.4	2,685	79.0	17.0	4.1
1週間	97	64.9	28.9	6.2	187	61.0	36.4	2.7
1日単位で勤務を打診	16	25.0	50.0	25.0	56	21.4	76.8	1.8

※正社員、非正規雇用労働者それぞれについて、シフト制労働者がいる企業を対象に集計。表側の業種(n=30以上)において、各項目について合計より5ポイント以上高い数値に網。

期日を決めている企業における「シフトの作成・提示の期限に関するルールへの労働者への明示」について、従業員規模別にみると、正社員、非正規雇用労働者ともに、規模が大きくなるほど「あらかじめ文書等で明示している」企業割合が高くなる一方で、規模が小さくなるほど、「あらかじめ口頭のみで説明している」とする割合が上昇する。

従業員に占めるシフト制労働者の割合別にみると、正社員、非正規雇用労働者いずれも、シフト制労働者の割合によって、分布に大きな差はみられない。

シフト制労働者の区分別にみると、正社員、非正規雇用労働者いずれも、「あらかじめ文書等で明示している」の割合は、「勤務日数や勤務時間数が決まっているシフト制労働者のみがいる企業」で最も高く、次いで、「勤務日数や勤務時間数が決まっている・決まっていないうずれのシフト制労働者もいる企業」「勤務日数や勤務時間数が決まっていないシフト制労働者のみがいる企業」の順となっている（図表 2-1-23）。

図表 2-1-23 シフトの作成・提示の期限に関するルールをシフト制労働者に示しているか(SA、単位=%)

	正社員					非正規雇用労働者				
	n	て書あ い等ら るでか 明じ るで 明じ し文	し頭あ のら みか でじ るで 明じ し文	あ し か い な い 明	無 回 答	n	て書あ い等ら るでか 明じ るで 明じ し文	し頭あ のら みか でじ るで 明じ し文	あ し か い な い 明	無 回 答
合計	1,943	60.8	35.1	3.9	0.3	2,364	58.3	37.5	3.7	0.5
<従業員規模>										
100人未満	82	50.0	46.3	2.4	1.2	108	50.9	45.4	1.9	1.9
100～299人	1,006	58.8	36.9	4.0	0.3	1,177	57.0	38.7	3.7	0.5
300～999人	586	63.0	33.8	3.2	-	755	57.9	38.5	3.4	0.1
1000人以上	256	68.0	26.2	5.5	0.4	307	67.4	27.0	4.9	0.7
<従業員に占めるシフト制労働者の割合>										
3割未満	363	61.7	33.6	4.1	0.6	693	57.3	38.5	3.6	0.6
3割～6割未満	335	58.2	33.7	7.5	0.6	377	54.9	38.2	6.1	0.8
6割～8割未満	402	57.7	40.0	2.0	0.2	425	56.9	40.2	2.4	0.5
8割以上	828	62.8	33.9	3.3	-	848	61.4	34.8	3.4	0.4
<シフト制労働者の区分>										
勤務日数や勤務時間数が決まっているシフト制労働者のみがいる企業	1,554	61.8	34.2	3.7	0.3	1,825	59.3	36.6	3.5	0.5
勤務日数や勤務時間数が決まっている・決まっていないうずれのシフト制労働者もいる企業	338	57.4	37.6	4.7	0.3	420	55.2	40.7	3.6	0.5
勤務日数や勤務時間数が決まっていないシフト制労働者のみがいる企業	51	51.0	45.1	3.9	-	119	52.9	40.3	6.7	-

※正社員、非正規雇用労働者それぞれについて、シフト制労働者がいる企業のうち、シフトの作成・提示の期限に関するルールの有無において、「期日を決めている」とする企業を対象に集計。

また、期日を決めている企業における「決められている期日」について従業員規模別にみると、正社員、非正規雇用労働者いずれも、規模によって、決められている期日の分布に大きな差はみられない。

従業員に占めるシフト制労働者の割合別にみると、正社員、非正規雇用労働者ともに、シフト制労働者の割合が高くなるほど、決められている期日はシフト初日のどのくらい前かについて、「1週間未満」とする企業割合が高くなる傾向にある。

シフト制労働者の区分別にみると、正社員、非正規雇用労働者いずれも、区分によって、決められている期日の分布に大きな差はみられない（図表 2-1-24）。

図表 2-1-24 決められている期日はシフト初日のどのぐらい前か(SA、単位＝%)

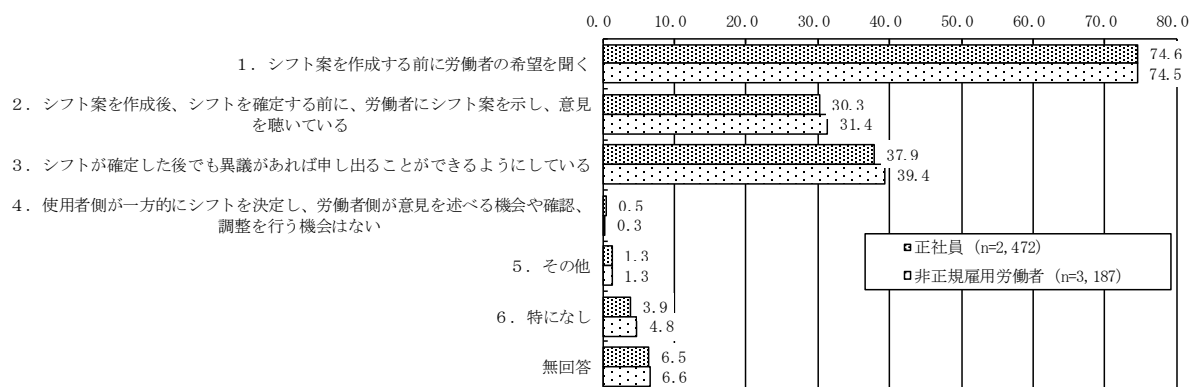
	正社員							非正規雇用労働者						
	n	1週間未満	1週間～2週間未満	2週間～3週間未満	3週間～1か月未満	1か月以上	無回答	n	1週間未満	1週間～2週間未満	2週間～3週間未満	3週間～1か月未満	1か月以上	無回答
合計	1,943	27.6	40.8	11.1	7.2	11.9	1.3	2,364	26.3	41.5	11.5	8.4	10.7	1.6
<従業員規模>														
100人未満	82	20.7	52.4	6.1	7.3	13.4	-	108	22.2	50.0	9.3	7.4	9.3	1.9
100～299人	1,006	27.3	41.1	11.8	7.3	10.9	1.6	1,177	26.6	42.6	11.9	7.9	9.4	1.6
300～999人	586	29.2	38.6	9.7	7.7	13.5	1.4	755	26.4	38.8	10.9	9.9	12.2	1.9
1000人以上	256	27.7	41.8	12.5	5.5	11.7	0.8	307	26.7	41.7	11.1	6.8	12.4	1.3
<従業員に占めるシフト制労働者の割合>														
3割未満	363	20.7	37.2	8.8	8.8	21.8	2.8	693	21.1	40.3	9.8	9.8	16.3	2.7
3割～6割未満	335	23.3	40.3	12.8	9.3	13.7	0.6	377	21.2	42.2	11.9	10.6	13.0	1.1
6割～8割未満	402	29.9	39.3	11.9	6.7	10.7	1.5	425	28.7	40.0	12.7	8.7	8.2	1.6
8割以上	828	31.3	43.2	11.1	6.0	7.4	1.0	848	31.4	43.3	12.0	6.3	6.0	1.1
<シフト制労働者の区分>														
勤務日数や勤務時間数が決まっているシフト制労働者のみがある企業	1,554	26.8	42.0	11.3	7.0	11.7	1.2	1,825	25.2	42.5	12.0	8.1	10.8	1.4
勤務日数や勤務時間数が決まっている・決まっていないいずれのシフト制労働者もいる企業	338	32.0	36.1	9.5	8.3	12.1	2.1	420	30.5	37.1	9.3	10.0	10.5	2.6
勤務日数や勤務時間数が決まっていないシフト制労働者のみがある企業	51	25.5	35.3	15.7	5.9	15.7	2.0	119	27.7	42.9	10.9	8.4	8.4	1.7

※正社員、非正規雇用労働者それぞれについて、シフト制労働者がいる企業のうち、シフトの作成・提示の期限に関するルールの有無において、「期日を決めている」とする企業を対象に集計。

(3)シフトを作成するにあたって、当該労働者の希望や意見の聴取等に関するルールの有無

シフトを作成するにあたっての、当該労働者の希望や意見の聴取等に関するルールの有無（複数回答）については、正社員、非正規雇用労働者いずれも、「シフト案を作成する前に労働者の希望を聞く」とする企業割合が7割台であり、「シフト案を作成後、シフトを確定する前に、労働者にシフト案を示し、意見を聴いている」が3割程度、「シフトが確定した後も異議があれば申し出ることができるようにしている」が4割弱などとなっている。「使用者側が一方的にシフトを決定し、労働者側が意見を述べる機会や確認、調整を行う機会はない」とする企業割合は正社員が0.5%、非正規雇用労働者が0.3%とわずかである。ルールについて「特になし」とする企業割合は、正社員が3.9%、非正規雇用労働者が4.8%と少数である（図表 2-1-25）。

図表 2-1-25 シフトを作成するにあたって、当該労働者の希望や意見の聴取等に関するルールの有無(MA、単位＝%)



※正社員、非正規雇用労働者それぞれについて、シフト制労働者がいる企業を対象に集計。

シフトを作成するにあたって、当該労働者の希望や意見の聴取等に関するルールの有無（前掲図表 2-1-25）について、属性別にみたものが図表 2-1-26 である。

これを業種別（n=30 以上、「その他」除く）にみると、合計より 5 ポイント以上高い業種としては、「シフト案を作成する前に労働者の希望を聞く」企業では、正社員では、「医療、福祉」であり、非正規雇用労働者では、「医療、福祉」「生活関連サービス業、娯楽業」「宿泊業、飲食サービス業」となっている。

「シフト案を作成後、シフトを確定する前に、労働者にシフト案を示し、意見を聴いている」企業は、正社員では、「複合サービス事業（郵便局、農業組合など）」「情報通信業」「サービス業（他に分類されないもの）」「卸売業、小売業」であり、非正規雇用労働者では、「情報通信業」「サービス業（他に分類されないもの）」「宿泊業、飲食サービス業」「金融業、保険業」となっている。

「シフトが確定した後でも異議があれば申し出ることができるようにしている」企業は、正社員では、「複合サービス事業（郵便局、農業組合など）」「サービス業（他に分類されないもの）」であり、非正規雇用労働者では、「金融業、保険業」「複合サービス事業（郵便局、農業組合など）」となっている。

従業員規模別にみると、正社員、非正規雇用労働者ともに、規模が大きくなるほど、「シフト案を作成後、シフトを確定する前に、労働者にシフト案を示し、意見を聴いている」「シフトが確定した後でも異議があれば申し出ることができるようにしている」とする企業割合が高くなる傾向にある。

従業員に占めるシフト制労働者の割合別にみると、正社員、非正規雇用労働者ともに、シフト制労働者の割合が高くなるほど、「シフト案を作成する前に労働者の希望を聞く」企業の割合が高くなる傾向にある。

シフト制労働者の区分別にみると、正社員、非正規雇用労働者いずれも、「勤務日数や勤務時間数が決まっていないシフト制労働者のみがいる企業」において、「シフト案を作成する前に労働者の希望を聞く」「シフト案を作成後、シフトを確定する前に、労働者にシフト案を示し、意見を聴いている」の割合が最も低い。ルールについて「特になし」はいずれの区分も少数ではあるが、正社員、非正規雇用労働者ともに、「勤務日数や勤務時間数が決まっていないシフト制労働者のみがいる企業」において、他の区分に比べやや高くなっている。

シフトの単位別にみると、正社員、非正規雇用労働者いずれも、「1 か月」とする企業に比べて、「1 週間」「1 日単位で勤務を打診」の方が、「シフト案を作成する前に労働者の希望を聞く」の割合が低い（図表 2-1-26）。

図表2-1-26 シフトを作成するにあたって、当該労働者の希望や意見の聴取等に関するルールの有無(MA、単位=%)

	正社員					非正規雇用労働者										
	無回答	特になし	その他	をを使用 行述決用 うべ定者 機は会 ない確 、認側 、調意 ト	をを使用 行述決用 うべ定者 機は会 ない確 、認側 、調意 ト	無回答	特になし	その他	をを使用 行述決用 うべ定者 機は会 ない確 、認側 、調意 ト	無回答						
合計	2,472	74.6	30.3	37.9	0.5	1.3	3.9	6.5	3.187	74.5	31.4	39.4	0.3	1.3	4.8	6.6
<業種>																
飲業、採石業、砂利採取業	-	66.7	29.6	18.5	-	-	-	-	-	-	22.5	22.5	-	-	-	-
建設業	27	48.4	30.5	35.8	1.6	3.2	7.4	3.7	40	57.5	28.7	38.4	2.5	5.0	12.5	12.5
製造業	190	50.0	100.0	50.0	-	-	-	-	237	54.4	50.0	50.0	0.8	1.7	11.0	7.2
電気・ガス・熱供給・水道業	2	50.0	40.6	28.1	3.1	9.4	3.1	3.1	6	33.3	42.2	35.6	2.2	2.2	4.4	11.1
情報通信業	32	54.5	29.1	40.0	1.4	1.4	11.4	9.1	253	55.3	29.2	34.4	0.4	0.8	12.3	9.1
運輸業、郵便業	220	77.5	36.1	39.8	-	1.5	3.4	6.2	426	77.0	35.9	40.4	-	1.6	4.7	5.6
卸売業、小売業	324	70.0	25.0	40.0	-	-	15.0	5.0	33	60.6	36.4	45.5	-	-	15.2	6.1
金融業、保険業	20	93.3	33.3	53.3	-	-	-	6.7	27	85.2	48.1	51.9	-	-	-	7.4
不動産、物品賃貸業	15	75.0	33.3	33.3	-	-	-	8.3	22	63.6	27.3	27.3	-	-	9.1	9.1
学術研究、専門・技術サービス業	12	78.8	34.6	39.2	0.4	0.4	2.1	6.3	282	81.9	36.5	41.5	-	0.4	1.8	5.3
宿泊業、飲食サービス業	240	76.8	31.3	36.4	1.0	1.0	6.1	4.0	126	83.3	32.5	39.7	-	-	3.2	4.0
生活関連サービス業、娯楽業	99	70.2	33.3	42.1	-	-	5.3	8.8	130	64.6	35.4	43.8	1.5	2.3	10.0	5.4
教育、学習支援業	57	86.6	23.8	35.5	0.2	1.2	1.5	5.9	1,086	85.7	26.1	37.8	0.1	1.1	1.7	6.9
医療、福祉	919	56.5	41.3	47.8	-	-	2.2	8.7	67	65.7	34.3	44.8	-	-	9.0	6.0
複合サービス事業（郵便局、農業組合など）	46	68.4	38.0	44.0	-	-	2.0	8.8	385	67.5	36.9	43.6	0.3	2.1	3.9	6.5
サービス業（他に分類されないもの）	250	63.2	31.6	26.3	-	-	5.3	-	22	72.7	31.8	40.9	-	-	4.5	-
その他	19															
<従業員規模>																
100人未満	103	70.9	31.1	32.0	-	-	2.9	5.8	149	71.1	25.5	25.5	-	2.0	6.0	8.1
100～299人	1,305	73.8	27.6	36.8	0.5	1.8	4.0	7.2	1,620	73.8	28.5	38.4	0.2	1.4	5.2	7.5
300～999人	737	78.4	32.4	39.8	0.4	0.4	2.6	5.8	1,003	77.0	35.0	41.6	0.2	0.9	3.5	5.6
1,000人以上	311	70.4	37.3	40.5	1.0	1.9	7.1	5.5	394	72.1	37.6	43.4	1.0	1.3	6.6	5.3
<従業員に占めるシフト制労働者の割合>																
3割未満	525	61.7	35.0	38.1	0.8	1.9	5.7	8.0	1,101	67.3	34.1	40.5	0.5	1.6	7.5	6.9
3割～6割未満	420	74.0	29.8	37.9	0.5	1.0	5.0	5.2	489	73.8	30.5	39.3	-	1.2	4.5	6.3
6割～8割未満	500	76.8	26.8	36.0	0.4	1.4	2.6	8.2	540	76.3	29.1	38.0	0.2	0.7	2.4	9.3
8割以上	1,005	80.6	29.7	38.8	0.4	1.1	3.1	5.3	1,026	81.7	30.4	39.2	0.2	1.1	3.0	5.2
<シフト制労働者の区分>																
勤務日数や勤務時間が決まっているシフト制労働者のみ	1,948	74.7	29.7	37.0	0.6	1.4	3.7	6.0	2,389	74.4	30.7	38.3	0.3	1.4	4.3	6.9
勤務日数や勤務時間が決まっている・決まっていないいずれのシフト制労働者もいる企業	445	75.1	33.9	43.6	0.2	1.1	3.8	7.9	578	77.5	35.5	45.7	-	0.7	4.8	5.5
勤務日数や勤務時間が決まっていないシフト制労働者のみ	79	69.6	22.8	29.1	-	-	8.9	11.4	220	67.7	29.1	35.0	0.9	0.9	10.5	6.4
<シフトの単位>																
1か月	2,208	77.2	30.7	38.5	0.4	1.3	3.3	5.4	2,685	77.5	32.0	40.0	0.2	1.2	3.9	4.9
1週間	97	57.7	30.9	39.2	-	2.1	9.3	3.1	187	64.7	35.8	43.9	0.5	2.1	10.2	3.7
1日単位で勤務を打診	16	56.3	25.0	37.5	-	0.0	6.3	18.8	56	53.6	32.1	33.9	-	1.8	12.5	7.1

※正社員、非正規雇用労働者それぞれについて、シフト制労働者がいる企業を対象に集計。表脚の業種(n=30以上)において、「シフト案を作成する前に労働者の希望を聞く」「シフト案を作成後、シフトを確定する前に、労働者にシフト案を示し、意見を聴いている」「シフトが確定した後でも異議があれば申し出ることができるようにしている」「使用者側が一方的にシフトを決定し、労働者側が意見を述べた後、調整を行う機会はない」のルールの各項目について、合計より5ポイント以上高い数値に細。

労働条件明示の際に、労働者の希望や意見の聴取等に関するルールがある企業（選択肢 1～5 のいずれかを選択した企業（「6. 特になし」以外を選択した企業））に対して、労働条件明示の際に、労働者の希望や意見の聴取等に関するルールについて、当該労働者に示しているかを尋ねたところ、正社員、非正規雇用労働者いずれに対しても、「あらかじめ口頭で明示している」とする企業割合が 5 割程度で最も高く、次いで、「あらかじめ文書等で明示している」は 3 割前後となっており、「あらかじめ明示していない」は 1 割程度となっている。

これをシフト制労働者の区別にみると、正社員、非正規雇用労働者いずれも、区分によって、分布に大きな差はみられない（図表 2-1-27）。

図表 2-1-27 労働条件明示の際に、労働者の希望や意見の聴取等に関するルールについて、当該労働者に示しているか（SA、単位＝％）

	正社員					非正規雇用労働者				
	n	て書あ い等ら るでか 明じ 示め し文	い頭あ るでら 明か 示し め口	示あ しら てか いじ なめ い明	無 回 答	n	て書あ い等ら るでか 明じ 示め し文	い頭あ るでら 明か 示し め口	示あ しら てか いじ なめ い明	無 回 答
合計	2,215	29.7	51.5	13.4	5.5	2,822	30.0	52.6	12.9	4.5
<シフト制労働者の区分>										
勤務日数や勤務時間数が決まっているシフト制労働者のみがある企業	1,759	29.8	51.4	13.0	5.7	2,121	30.6	52.2	12.7	4.4
勤務日数や勤務時間数が決まっている・決まっていないいずれのシフト制労働者もいる企業	393	27.7	52.4	15.5	4.3	518	26.8	54.2	14.1	4.8
勤務日数や勤務時間数が決まっていないシフト制労働者のみがある企業	63	36.5	47.6	9.5	6.3	183	31.1	51.9	12.0	4.9

※正社員、非正規雇用労働者それぞれについて、シフト制労働者がいる企業のうち、シフトを作成するにあたって、当該労働者の希望や意見の聴取等に関するルールの有無において、「1. シフト案を作成する前に労働者の希望を聞く」「2. シフト案を作成後、シフトを確定する前に、労働者にシフト案を示し、意見を聴いている」「3. シフトが確定した後も異議があれば申し出ることができるようにしている」「4. 使用者側が一方的にシフトを決定し、労働者側が意見を述べる機会や確認、調整を行う機会はない」「5. その他」いずれかを選択した企業（「6. 特になし」以外を選択した企業）を対象に集計。

(4)シフト制に関するルールについての就業規則等の記載状況

調査では、「当該シフト制において、シフト制に関するルール（最低労働時間数、シフトを入れることができる時間数、シフト作成期日、労働者からの意見聴取など）について、これらは就業規則等にも記載されているか」と尋ねている。それによれば、「ある（決められている）」と回答したルールについては、全部又は一部が記載されている」とする企業割合は、正社員で 68.9%、非正規雇用労働者で 59.4%となっている。就業形態間を比較すると、正社員に比べ非正規雇用労働者の方が、「ある（決められている）」と回答したルールについては、全部又は一部が記載されている」とする企業割合が低くなっている。

これを従業員規模別にみると、正社員、非正規雇用労働者いずれも、「ある（決められている）」と回答したルールについては、全部又は一部が記載されている」とする企業割合は、規模によって大きな差はみられない。

従業員に占めるシフト制労働者の割合別にみると、正社員、非正規雇用労働者ともに、シフト制労働者の割合が高くなるほど、「ある（決められている）」と回答したルールについては、全部又は一部が記載されている」とする企業割合が高くなる傾向にある。

シフト制労働者の区分別にみると、正社員、非正規雇用労働者ともに、「いずれも記載されていない（いずれのルールもないと回答した場合を含む）」の割合は、「勤務日数や勤務時間数が決まっていないシフト制労働者のみがある企業」において、他の区分に比べて最も高くなっており、とくに非正規雇用労働者では40.5%と最も高い（図表 2-1-28）。

図表 2-1-28 シフト制に関するルールについて、就業規則等の記載状況(SA、単位=%)

	正社員					非正規雇用労働者					
	n	一部が記載されている	ある(決められている)	を含まない(いずれも記載されていない)	就業規則等を作成していない	無回答	n	一部が記載されている	ある(決められている)	を含まない(いずれも記載されていない)	就業規則等を作成していない
合計	2,472	68.9	19.6	2.3	9.2	3,187	59.4	27.6	3.8	9.3	
<従業員規模>											
100人未満	103	74.8	17.5	-	7.8	149	59.7	28.9	2.0	9.4	
100~299人	1,305	67.0	19.5	3.0	10.5	1,620	57.8	27.0	4.4	10.7	
300~999人	737	70.4	19.9	1.6	8.0	1,003	59.6	29.4	3.0	8.0	
1000人以上	311	70.7	20.9	1.0	7.4	394	65.0	25.1	3.0	6.9	
<従業員に占めるシフト制労働者の割合>											
3割未満	525	60.8	25.3	3.8	10.1	1,101	47.1	37.5	6.4	9.0	
3割~6割未満	420	65.0	22.6	1.4	11.0	489	57.9	29.2	2.5	10.4	
6割~8割未満	500	68.2	19.6	1.8	10.4	540	62.2	23.3	1.9	12.6	
8割以上	1,005	75.3	15.3	2.1	7.3	1,026	72.0	18.4	2.3	7.2	
<シフト制労働者の区分>											
勤務日数や勤務時間数が決まっているシフト制労働者のみがある企業	1,948	69.4	19.5	2.3	8.9	2,389	61.2	26.2	3.2	9.4	
勤務日数や勤務時間数が決まっている・決まっていないいずれのシフト制労働者もいる企業	445	69.2	18.7	2.5	9.7	578	59.7	28.2	4.0	8.1	
勤務日数や勤務時間数が決まっていないシフト制労働者のみがある企業	79	55.7	29.1	-	15.2	220	39.5	40.5	9.5	10.5	

※正社員、非正規雇用労働者それぞれについて、シフト制労働者がいる企業を対象に集計。

シフト制に関するルール（最低労働時間数、シフトを入れることができる時間数、シフト作成期日、労働者からの意見聴取）ごとにクロス集計したものが、図表 2-1-29 である⁵。それによれば、正社員、非正規雇用労働者いずれも、最低労働時間数、シフトを入れることができる時間数、シフト作成期日、労働者からの意見聴取のいずれのルールにおいても、それぞれのルールを決めていない企業に比べて、決めている企業の方が、「ある(決められている)」と回答したルールについては、全部又は一部が記載されている」とする割合が高い。

⁵ 本設問は、ルールごとに、個別に就業規則等の記載の有無を聴いているわけではないこと、また、記載内容についても、「全部又は一部」の記載であり、どの程度記載しているかまでは聴いていないことに留意。

図表 2-1-29 シフト制に関するルールについて、就業規則等の記載状況(SA、単位＝%)

	正社員					非正規雇用労働者						
	n	ある(一部が記載されている)と全回	ある(一部が記載されている)と全回	いずれも記載されていないと全回	就業規則等を作成していない	無回答	n	ある(一部が記載されている)と全回	ある(一部が記載されている)と全回	いずれも記載されていないと全回	就業規則等を作成していない	無回答
合計	2,472	68.9	19.6	2.3	9.2	3,187	59.4	27.6	3.8	9.3		
シフト制に関するルールの有無	<最低労働時間数> 「最低勤務時間数」「最低勤務日数」の双方を決めている	1,430	73.8	17.2	1.7	7.3	1,365	67.7	22.1	2.8	7.4	
	「最低勤務時間数」のみを決めている	156	81.4	10.3	1.3	7.1	229	70.3	23.6	2.6	3.5	
	「最低勤務日数」のみを決めている	258	70.2	19.0	3.1	7.8	295	66.8	24.4	3.1	5.8	
	いずれも決めていない	513	57.9	31.6	4.1	6.4	1,135	49.2	38.7	5.4	6.8	
	<シフトを入れることができる時間数> シフトを入れることができる時間数、日数の双方を決めている	1,355	75.4	17.0	1.5	6.0	1,666	67.8	23.9	2.5	5.7	
	シフトを入れることができる時間数のみを決めている	103	81.6	14.6	-	3.9	184	73.9	21.2	1.6	3.3	
	シフトを入れることができる日数のみを決めている	288	66.3	23.3	4.5	5.9	309	57.6	31.7	4.5	6.1	
	いずれも決めていない	483	58.8	30.4	4.1	6.6	801	46.1	39.7	7.1	7.1	
	<シフト作成期日> 期日を決めている	1,943	73.6	19.3	1.6	5.5	2,364	65.9	25.9	2.5	5.7	
	期日を決めていない	351	61.3	28.2	6.8	3.7	624	45.5	40.7	9.6	4.2	
	<労働者からの意見聴取(MA)> シフト案を作成する前に労働者の希望を聞く	1,845	73.7	20.4	2.3	3.6	2,374	64.7	28.3	3.4	3.6	
	シフト案を作成後、シフトを確定する前に、労働者にシフト案を示し、意見を聴いている	748	75.0	18.9	2.3	3.9	1,002	65.2	27.3	3.7	3.8	
シフトが確定した後も異議があれば申し出ることができるようにしている	937	73.4	20.8	1.9	3.8	1,255	64.8	28.0	4.0	3.3		
特になし	96	66.7	29.2	4.2	-	154	46.8	40.9	11.7	0.6		

※正社員、非正規雇用労働者それぞれについて、シフト制労働者がいる企業を対象に集計。「労働者からの意見聴取」ルールの「使用者側が一方的にシフトを決定し、労働者側が意見を述べる機会や確認、調整を行う機会はない」「その他」はn数が少ないため記載を割愛。

(5)シフトのキャンセルに関するルール

①労働者にシフトのキャンセルを通知する期日に関するルールの有無

労働者にシフトのキャンセルを通知する期日に関するルールの有無については、正社員の場合、「期日を決めている」とする企業割合が17.6%、「期日を決めていない」が74.8%となっており、非正規雇用労働者の場合、「期日を決めている」とする企業割合16.8%、「期日を決めていない」が75.8%となっている。

シフト制労働者の区分別にみると、労働者にシフトのキャンセルを通知する期日に関するルールについて、「勤務日数や勤務時間数が決まっていなシフト制労働者のみがいる企業」において、「期日を決めている」とする割合が、正社員で22.8%と他の区分に比べてやや高いものの、正社員、非正規雇用労働者いずれも、1～2割程度と全体に占める割合は高いわけではなく、区分間で分布に大きな差はみられない(図表 2-1-30)。

「期日を決めている」とする企業に対して、労働条件明示の際に、シフトのキャンセルの期日について、労働者に示しているか尋ねたところ、「あらかじめ文書等で明示している」企業の割合は、正社員、非正規雇用労働者ともに5割弱、「あらかじめ口頭で明示している」も5割弱となっており、「あらかじめ明示していない」は5%前後となっている。

これをシフト制労働者の区分別にみると、正社員では、「あらかじめ文書等で明示している」の割合は、「勤務日数や勤務時間数が決まっているシフト制労働者のみがいる企業」で最も高く、次いで、「勤務日数や勤務時間数が決まっている・決まっていなシフト制労働者もいる企業」「勤務日数や勤務時間数が決まっていなシフト制労働者のみがいる企業」の

順となっている（n 数が少ないことに留意）。一方、非正規雇用労働者では、区分によって、分布に大きな差はみられない（図表 2-1-31）。

図表 2-1-30 シフト制労働者にシフトのキャンセルを通知する期日に関するルール(SA、単位＝%)

	正社員				非正規雇用労働者			
	n	め期 て日 いを る決	いめ 期 て日 いを な決	無 回 答	n	め期 て日 いを る決	いめ 期 て日 いを な決	無 回 答
合計	2,472	17.6	74.8	7.6	3,187	16.8	75.8	7.4
<シフト制労働者の区分> 勤務日数や勤務時間数が決まっているシフト制労働者のみがある企業	1,948	17.7	75.1	7.2	2,389	16.8	75.4	7.7
勤務日数や勤務時間数が決まっている・決ま っていないいずれのシフト制労働者もいる企業	445	16.4	75.5	8.1	578	17.5	76.5	6.1
勤務日数や勤務時間数が決まっていないシフト制労働者のみがある企業	79	22.8	64.6	12.7	220	15.0	78.2	6.8

※正社員、非正規雇用労働者それぞれについて、シフト制労働者がいる企業を対象に集計。

図表 2-1-31 労働者にシフトのキャンセルを通知する期日を決めている場合、労働条件明示の際に、シフトのキャンセルの期日について、労働者に示しているか(SA、単位＝%)

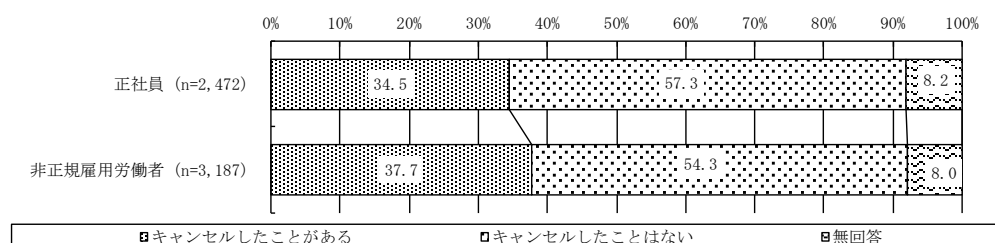
	正社員					非正規雇用労働者				
	n	る等 あ で ら か か 明 示 し じ め て 文 い 書	であ ら 明 示 し じ め て い 口 る 頭	しあ て ら い か じ め い め 明 示	無 回 答	n	る等 あ で ら か か 明 示 し じ め て 文 い 書	であ ら 明 示 し じ め て い 口 る 頭	しあ て ら い か じ め い め 明 示	無 回 答
合計	436	48.6	45.9	5.3	0.2	536	46.1	49.1	4.5	0.4
<シフト制労働者の区分> 勤務日数や勤務時間数が決まっているシフト制労働者のみがある企業	345	49.0	45.5	5.5	-	402	46.3	48.8	5.0	-
勤務日数や勤務時間数が決まっている・決ま っていないいずれのシフト制労働者もいる企業	73	47.9	47.9	2.7	1.4	101	45.5	50.5	2.0	2.0
勤務日数や勤務時間数が決まっていないシフト制労働者のみがある企業	18	44.4	44.4	11.1	-	33	45.5	48.5	6.1	-

※正社員、非正規雇用労働者それぞれにおいて、労働者にシフトのキャンセルを通知する期日に関するルールについて、「期日を決めている」と回答した企業を対象に集計。

②直近 2 年間でシフト確定後の事業主都合によるシフトのキャンセル

直近 2 年間で、シフト確定後の事業主都合によるシフトの一部又は全部のキャンセルについては、「キャンセルしたことがある」とする企業割合は、正社員で 34.5%、非正規雇用労働者では 37.7%となっている（図表 2-1-32）。

図表 2-1-32 直近 2 年間で、シフト確定後の事業主都合によるシフトの一部又は全部のキャンセルの有無(SA、単位＝%)



※正社員、非正規雇用労働者それぞれについて、シフト制労働者がいる企業を対象に集計。

「キャンセルしたことがある」とする割合について属性別にみたものが図表 2-1-33 である。業種別（n=30 以上、「その他」除く）にみると、合計より 5 ポイント以上高い業種は、正社員で、「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」「製造業」となっており、非正規雇用労働者では、「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」「教育、学習支援業」となっている。

従業員規模別にみると、正社員、非正規雇用労働者ともに、規模が大きくなるほど、「キャンセルしたことがある」とする企業割合は高くなっている。

従業員に占めるシフト制労働者の割合別にみると、正社員、非正規雇用労働者ともに、シフト制労働者の割合がおおむね高くなるほど、「キャンセルしたことがある」とする企業割合は高くなる傾向にある。

シフト制労働者の区分別にみると、正社員、非正規雇用労働者ともに、「キャンセルしたことがある」とする企業割合は、他の区分に比べて、「勤務日数や勤務時間数が決まっている・決まっていないいずれのシフト制労働者もいる企業」で 4 割台と最も高い。

図表 2-1-33 直近 2 年間で、シフト確定後の事業主都合によるシフトの一部又は全部のキャンセルの有無(SA、単位

=%)

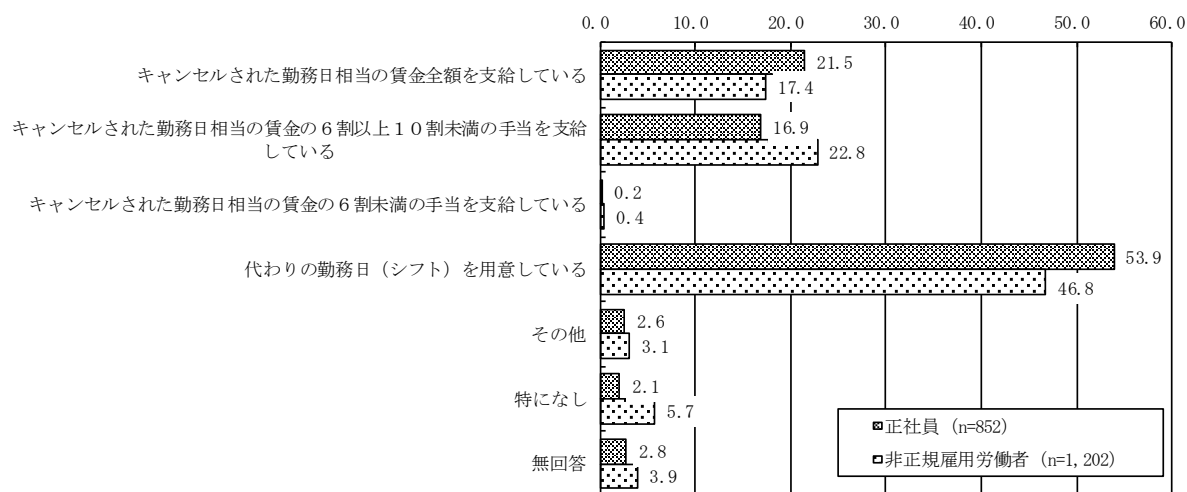
	正社員				非正規雇用労働者			
	n	とルキ がしや あたん るこせ	とルキ はしや なたん いこせ	無 回 答	n	とルキ がしや あたん るこせ	とルキ はしや なたん いこせ	無 回 答
合計	2,472	34.5	57.3	8.2	3,187	37.7	54.3	8.0
<業種>								
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	27	29.6	66.7	3.7	40	30.0	60.0	10.0
製造業	190	39.5	50.5	10.0	237	38.8	52.3	8.9
電気・ガス・熱供給・水道業	2	-	100.0	-	6	16.7	83.3	-
情報通信業	32	34.4	59.4	6.3	45	31.1	55.6	13.3
運輸業、郵便業	220	38.2	51.8	10.0	253	36.8	52.2	11.1
卸売業、小売業	324	34.9	56.8	8.3	426	37.6	55.2	7.3
金融業、保険業	20	5.0	85.0	10.0	33	9.1	81.8	9.1
不動産、物品賃貸業	15	33.3	60.0	6.7	27	55.6	33.3	11.1
学術研究、専門・技術サービス業	12	16.7	66.7	16.7	22	9.1	77.3	13.6
宿泊業、飲食サービス業	240	66.3	26.7	7.1	282	69.5	24.5	6.0
生活関連サービス業、娯楽業	99	48.5	45.5	6.1	126	48.4	45.2	6.3
教育、学習支援業	57	26.3	66.7	7.0	130	46.2	49.2	4.6
医療、福祉	919	24.9	67.4	7.7	1,086	28.8	63.0	8.2
複合サービス事業（郵便局、農業組合など）	46	19.6	71.7	8.7	67	23.9	70.1	6.0
サービス業（他に分類されないもの）	250	34.8	55.6	9.6	385	41.0	50.6	8.3
その他	19	31.6	63.2	5.3	22	27.3	68.2	4.5
<従業員規模>								
100人未満	103	26.2	65.0	8.7	149	24.8	65.1	10.1
100～299人	1,305	31.9	59.0	9.1	1,620	34.0	56.9	9.1
300～999人	737	36.2	56.4	7.3	1,003	40.5	52.6	6.9
1000人以上	311	44.4	49.2	6.4	394	51.3	42.9	5.8
<従業員に占めるシフト制労働者の割合>								
3割未満	525	29.0	60.2	10.9	1,101	32.2	59.2	8.5
3割～6割未満	420	32.4	59.3	8.3	489	39.3	52.8	8.0
6割～8割未満	500	32.8	58.0	9.2	540	37.2	52.2	10.6
8割以上	1,005	39.4	54.4	6.2	1,026	43.6	50.1	6.3
<シフト制労働者の区分>								
勤務日数や勤務時間数が決まっているシフト制労働者のみがある企業	1,948	32.3	59.8	8.0	2,389	35.1	56.4	8.5
勤務日数や勤務時間数が決まっている・決まっていないいずれのシフト制労働者もいる企業	445	45.2	46.3	8.5	578	49.7	43.8	6.6
勤務日数や勤務時間数が決まっていないシフト制労働者のみがある企業	79	27.8	59.5	12.7	220	35.0	58.2	6.8

※正社員、非正規雇用労働者それぞれについて、シフト制労働者がいる企業を対象に集計。表側の業種(n=30以上)において、各項目について合計より5ポイント以上高い数値に網。

「キャンセルしたことがある」企業を対象に、当該シフト制において、シフト確定後に、事業主の都合でシフトをキャンセルする場合に何らかの代替措置は行っていたか（直近2年間に講じた対応で、最も多いもの）を尋ねたところ、正社員、非正規雇用労働者いずれに対しても、「代わりの勤務日（シフト）を用意している」とする企業割合が最も高い（正社員53.9%、非正規雇用労働者46.8%）。次いで、正社員では、「キャンセルされた勤務日相当の賃金全額を支給している」（21.5%）、「キャンセルされた勤務日相当の賃金の6割以上10割未満の手当を支給している」（16.9%）などが続き、非正規雇用労働者では、「キャンセルされた勤務日相当の賃金の6割以上10割未満の手当を支給している」（22.8%）、「キャンセルされた勤務日相当の賃金全額を支給している」（17.4%）などが続いている。代替措置は「特になし」は正社員が2.1%、非正規雇用労働者が5.7%と少数である。

就業形態間を比較すると、非正規雇用労働者に比べ正社員の方が「代わりの勤務日（シフト）を用意している」「キャンセルされた勤務日相当の賃金全額を支給している」企業の割合が高い。一方、正社員に比べ非正規雇用労働者の方が「キャンセルされた勤務日相当の賃金の6割以上10割未満の手当を支給している」「特になし」とする企業割合が高くなっている（図表2-1-34）。

図表 2-1-34 当該シフト制において、シフト確定後に、事業主の都合でシフトをキャンセルする場合の代替措置の実施の有無(SA(最も多いもの1つ)、単位=%)



※正社員、非正規雇用労働者それぞれについて、シフト制労働者がいる企業のうち、当該シフト制において、直近2年間でシフト確定後に、事業主の都合でシフトの一部又は全部を「キャンセルしたことがある」とする企業を対象に集計。

これを従業員規模別にみると、正社員、非正規雇用労働者ともに、規模が小さくなるほど、「代わりの勤務日（シフト）を用意している」企業割合が高くなる。一方、規模がおおむね大きくなるほど、正社員では、「キャンセルされた勤務日相当の賃金全額を支給している」「キャンセルされた勤務日相当の賃金の6割以上10割未満の手当を支給している」企業割合が

高くなる傾向にあり、非正規雇用労働者の場合、規模が大きくなるほど、「キャンセルされた勤務日相当の賃金の6割以上10割未満の手当を支給している」企業の割合が高くなる傾向にある。

従業員に占めるシフト制労働者の割合別にみると、正社員、非正規雇用労働者ともに、シフト制労働者の割合が低くなるほど、「代わりの勤務日（シフト）を用意している」とする企業割合が高くなる。

シフト制労働者の区分別にみると、正社員では、「勤務日数や勤務時間数が決まっていないシフト制労働者のみがいる企業」において、他の区分に比べて、「代わりの勤務日（シフト）を用意している」の割合が低い一方で、「キャンセルされた勤務日相当の賃金全額を支給している」の割合が高くなっている。非正規雇用労働者では、「勤務日数や勤務時間数が決まっていないシフト制労働者のみがいる企業」において、他の区分に比べて、「代わりの勤務日（シフト）を用意している」の割合が低い一方で、代替措置が「特になし」の割合が高くなっている（図表2-1-35）。

図表2-1-35 当該シフト制において、シフト確定後に、事業主の都合でシフトをキャンセルする場合の代替措置の実施の有無(SA(最も多いもの1つ)、単位=%)

	正社員								非正規雇用労働者							
	n	キャンセルされた勤務日相当の賃金全額を支給している	キャンセルされた勤務日相当の賃金の6割以上10割未満を支給している	キャンセルされた勤務日相当の賃金の6割未満を支給している	代わりの勤務日（シフト）を用意している	その他	特になし	無回答	n	キャンセルされた勤務日相当の賃金全額を支給している	キャンセルされた勤務日相当の賃金の6割以上10割未満を支給している	キャンセルされた勤務日相当の賃金の6割未満を支給している	代わりの勤務日（シフト）を用意している	その他	特になし	無回答
合計	852	21.5	16.9	0.2	53.9	2.6	2.1	2.8	1,202	17.4	22.8	0.4	46.8	3.1	5.7	3.9
<従業員規模>																
100人未満	27	18.5	14.8	-	59.3	3.7	3.7	-	37	18.9	16.2	-	51.4	2.7	8.1	2.7
100～299人	416	21.2	13.7	0.2	56.3	3.4	2.6	2.6	551	18.0	20.1	0.4	48.6	3.6	6.4	2.9
300～999人	267	20.6	20.6	0.4	53.6	1.5	0.7	2.6	406	17.5	23.4	0.5	46.6	2.7	4.9	4.4
1000人以上	138	24.6	20.3	-	45.7	2.2	2.9	4.3	202	15.3	29.7	0.5	41.1	2.5	5.0	5.9
<従業員に占めるシフト制労働者の割合>																
3割未満	152	15.1	10.5	-	64.5	3.9	3.3	2.6	355	14.6	17.7	-	52.1	3.9	8.2	3.4
3割～6割未満	136	20.6	18.4	0.7	56.6	0.7	1.5	1.5	192	18.2	23.4	1.6	48.4	1.6	4.7	2.1
6割～8割未満	164	25.0	8.5	-	54.9	3.7	2.4	5.5	201	19.9	18.4	0.5	45.3	3.5	5.0	7.5
8割以上	396	23.0	22.5	0.3	48.0	2.3	1.8	2.3	447	18.1	28.9	0.2	41.8	2.9	4.5	3.6
<シフト制労働者の区分>																
勤務日数や勤務時間数が決まっているシフト制労働者のみがいる企業	629	21.9	16.4	0.3	55.0	2.5	1.6	2.2	838	18.9	22.8	0.2	48.6	2.4	3.7	3.5
勤務日数や勤務時間数が決まっていない・決まっていないいずれのシフト制労働者もいる企業	201	18.4	18.4	-	52.2	2.5	3.5	5.0	287	13.9	23.3	1.0	45.3	3.8	7.0	5.6
勤務日数や勤務時間数が決まっていないシフト制労働者のみがいる企業	22	36.4	18.2	-	36.4	4.5	4.5	-	77	14.3	20.8	-	32.5	7.8	22.1	2.6

※正社員、非正規雇用労働者それぞれについて、シフト制労働者がいる企業のうち、当該シフト制において、直近2年間でシフト確定後に、事業主の都合でシフトの一部又は全部を「キャンセルしたことがある」とする企業を対象に集計。

(6)直近2年間における「シフト制労働者」とのトラブルの有無、原因

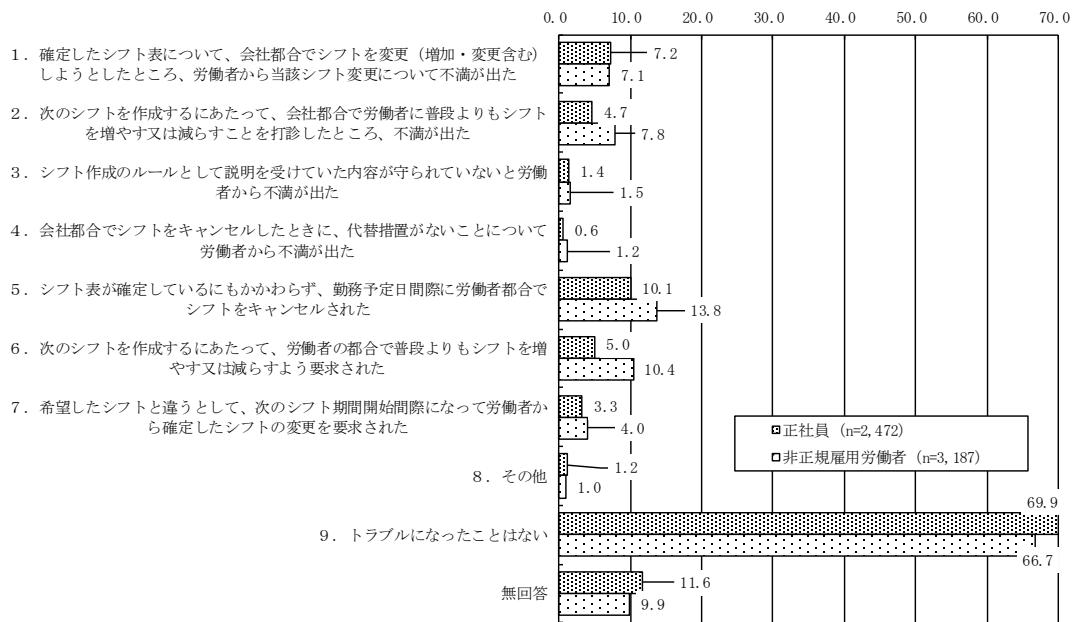
調査では、直近2年間における、「シフト制労働者」とのトラブルの有無とトラブルの原因（複数回答）について尋ねている。それによれば、「トラブルになったことはない」とする企業割合が、正社員で69.9%、非正規雇用労働者で66.7%と過半数を占めている。何らかのトラブルがあった割合（具体的なトラブル（選択肢1～8）のいずれかを選択した企業。以下同じ）は、正社員で18.5%、非正規雇用労働者で23.4%となっており、非正規雇用労働者の方が、トラブルがあったとする割合が高い。

具体的なトラブルの原因（複数回答）をみると、正社員では、「シフト表が確定しているにもかかわらず、勤務予定日間際に労働者都合でシフトをキャンセルされた」が10.1%でトップ、次いで、「確定したシフト表について、会社都合でシフトを変更（増加・変更含む）しようとしたところ、労働者から当該シフト変更について不満が出た」（7.2%）、「次のシフトを作成するにあたって、労働者の都合で普段よりもシフトを増やす又は減らすよう要求された」（5.0%）、「次のシフトを作成するにあたって、会社都合で労働者に普段よりもシフトを増やす又は減らすことを打診したところ、不満が出た」（4.7%）などとなっている。

非正規雇用労働者では、「シフト表が確定しているにもかかわらず、勤務予定日間際に労働者都合でシフトをキャンセルされた」が13.8%と最も高く、次いで、「次のシフトを作成するにあたって、労働者の都合で普段よりもシフトを増やす又は減らすよう要求された」（10.4%）、「次のシフトを作成するにあたって、会社都合で労働者に普段よりもシフトを増やす又は減らすことを打診したところ、不満が出た」（7.8%）、「確定したシフト表について、会社都合でシフトを変更（増加・変更含む）しようとしたところ、労働者から当該シフト変更について不満が出た」（7.1%）、「希望したシフトと違うとして、次のシフト期間開始間際になって労働者から確定したシフトの変更を要求された」（4.0%）などとなっている。

就業形態間を比較すると、具体的なトラブルの原因では労働者都合でいずれの項目も大きな差はみられないものの、正社員より非正規雇用労働者の方が、「次のシフトを作成するにあたって、労働者の都合で普段よりもシフトを増やす又は減らすよう要求された」「シフト表が確定しているにもかかわらず、勤務予定日間際に労働者都合でシフトをキャンセルされた」「次のシフトを作成するにあたって、会社都合で労働者に普段よりもシフトを増やす又は減らすことを打診したところ、不満が出た」などの割合がやや高い（図表2-1-36）。

図表 2-1-36 直近 2 年間における「シフト制労働者」との間でトラブルの有無、原因(MA、単位＝%)



※正社員、非正規雇用労働者それぞれについて、シフト制労働者がいる企業を対象に集計。

従業員に占めるシフト制労働者の割合別にみると、正社員では、シフト制労働者の割合が3割以上で「トラブルがあった」割合は2割程度であり、3割未満では「トラブルがあった」割合は約1割と低く、一方、非正規雇用労働者の場合、シフト制労働者の割合が高くなるほど、「トラブルがあった」割合が高くなる傾向にある。具体的なトラブルの原因をみると、非正規雇用労働者では、シフト制労働者の割合が高くなるほど、「シフト表が確定しているにもかかわらず、勤務予定日間際に労働者都合でシフトをキャンセルされた」「次のシフトを作成するにあたって、労働者の都合で普段よりもシフトを増やす又は減らすよう要求された」「次のシフトを作成するにあたって、会社都合で労働者に普段よりもシフトを増やす又は減らすことを打診したところ、不満が出た」などの割合がやや高くなっている（図表 2-1-37）。

シフト制労働者の区別にみると、正社員、非正規雇用労働者ともに、「トラブルがあった」とする割合は、「勤務日数や勤務時間数が決まっている・決まっていないうずれのシフト制労働者もいる企業」において、他の区分に比べて最も高くなっている。具体的なトラブルの原因をみると、「勤務日数や勤務時間数が決まっている・決まっていないうずれのシフト制労働者もいる企業」では、他の区分に比べて、正社員では、「シフト表が確定しているにもかかわらず、勤務予定日間際に労働者都合でシフトをキャンセルされた」「確定したシフト表について、会社都合でシフトを変更（増加・変更含む）しようとしたところ、労働者から当該シフト変更について不満が出た」などの割合がやや高く、非正規雇用労働者では、「シフト表が確定しているにもかかわらず、勤務予定日間際に労働者都合でシフトをキャンセルされた」「次のシフトを作成するにあたって、労働者の都合で普段よりもシフトを増やす又は減らすよう

直近2年間での事業主都合によるシフトのキャンセルの有無別にみると、正社員、非正規雇用労働者いずれも、キャンセルをした経験がある企業の方が「トラブルがあった」割合が高い。具体的なトラブルの原因をみても、いずれの項目においてもキャンセルをした経験がある企業の方が高く、とくに「確定したシフト表について、会社都合でシフトを変更（増加・変更含む）しようとしたところ、労働者から当該シフト変更について不満が出た」「次のシフトを作成するにあたって、会社都合で労働者に普段よりもシフトを増やす又は減らすことを打診したところ、不満が出た」などで高くなっている（図表 2-1-39）。

図表 2-1-39 直近2年間における「シフト制労働者」との間でトラブルの有無、原因(MA、単位＝%)

	選択肢 →	1	2	3	4	5	6	7	8	9	無回答	トラブルがあった	
		いたところ、労働者から当該シフト変更について、会社都合でシフトを変更（増加・変更含む）しようとしたところ、労働者から当該シフト変更について不満が出た	確定したシフト表について、会社都合でシフトを変更（増加・変更含む）しようとしたところ、労働者から当該シフト変更について不満が出た	合で労働者に普段よりもシフトを増やす又は減らすことを打診したところ、不満が出た	次のシフトを作成するにあたって、会社都合でシフトを変更（増加・変更含む）しようとしたところ、労働者から当該シフト変更について不満が出た	シフト作成のルールとして説明を受けていないこと、労働者から不満が出た	会社都合でシフトをキャンセルしたとき、代替措置がないことについて労働者から不満が出た	勤務予定日間に労働者都合でシフトをキャンセルされた	次のシフトを作成するにあたって、労働者から当該シフトを増やす又は減らすよう要求された	希望したシフトと違うとして、次のシフトの変更を要求された			その他
シフトの有無	正社員計	2,472	7.2	4.7	1.4	0.6	10.1	5.0	3.3	1.2	69.9	11.6	18.5
	キャンセルしたことがある	852	12.6	8.0	2.3	1.4	11.7	6.2	4.2	1.5	67.6	7.0	25.4
	キャンセルしたことはない	1,417	4.9	3.3	1.0	0.3	10.2	5.0	3.2	1.2	79.3	4.0	16.7
	非正規雇用労働者計	3,187	7.1	7.8	1.5	1.2	13.8	10.4	4.0	1.0	66.7	9.9	23.4
	キャンセルしたことがある	1,202	12.6	13.4	2.6	2.5	17.6	13.8	5.6	1.5	62.5	5.5	32.0
	キャンセルしたことはない	1,729	4.1	4.9	1.0	0.5	13.0	9.4	3.6	0.8	77.8	2.0	20.2

※正社員、非正規雇用労働者それぞれについて、シフト制労働者がいる企業を対象に集計。「トラブルがあった」割合は、具体的なトラブル（選択肢1～8）のいずれかを選択した企業のこと。

「シフト制労働者」との間でトラブルの有無について、労働者の希望や意見の聴取等に関するルールを明示別にみると、正社員、非正規雇用労働者いずれも、ルールを「あらかじめ明示していない」よりも、「あらかじめ口頭で明示している」「あらかじめ文書等で明示している」の順で、「トラブルになったことはない」割合が高くなっている（図表 2-1-40）。

図表 2-1-40 労働者の希望や意見の聴取等に関するルールの明示別にみた直近 2 年間における「シフト制労働者」との間でトラブルの有無(単位=%)

		n	トラブルがあった	ことばはなれないになった	無回答
労働者の希望や意見の聴取等に関するルールの明示	正社員 計	2,472	18.5	69.9	11.6
	当該労働者の希望や意見の聴取等に関するルールがある 計	2,215	20.5	73.4	6.1
	<ルールの明示>				
	あらかじめ文書等で明示している	657	18.2	75.6	6.2
	あらかじめ口頭で明示している	1,140	21.3	73.3	5.4
	あらかじめ明示していない	296	22.0	72.3	5.7
	非正規雇用労働者 計	3,187	23.4	66.7	9.9
	当該労働者の希望や意見の聴取等に関するルールがある 計	2,822	26.0	69.6	4.4
	<ルールの明示>				
	あらかじめ文書等で明示している	846	22.2	72.6	5.2
あらかじめ口頭で明示している	1,483	26.3	69.7	4.0	
あらかじめ明示していない	365	29.8	66.6	3.6	

※正社員、非正規雇用労働者それぞれについて、シフト制労働者がいる企業を対象に集計。「トラブルがあった」割合は、具体的なトラブル（選択肢1～8）のいずれかを選択した企業のこと。

2. 新型コロナウイルス感染症の発生・感染拡大期における休業等の手当の支給状況

2-1. 労基法第 26 条(休業手当)に対する認知度

調査では、「労働基準法（以下「労基法」）第 26 条で、使用者の責に帰すべき事由による休業の場合、使用者は労働者に休業手当を支払わなければならないことを知っていますか」と尋ねている。なお、調査票では以下のように注記している。

※労基法第 26 条では、以下のように規定されています。

(休業手当)

第二十六条 使用者の責に帰すべき事由による休業の場合においては、使用者は、休業期間中当該労働者に、その平均賃金の百分の六十以上の手当を支払わなければならない。

※労基法第 12 条では、平均賃金について次のように定義されています。

第十二条 この法律で平均賃金とは、これを算定すべき事由の発生した日以前三箇月間にその労働者に対し支払われた賃金の総額を、その期間の総日数で除した金額をいう。(以下略(最低保障額について規定))

図表 2-2-1 によれば、「内容を十分に理解している」企業割合が 70.3%と最も高く、次いで、「ある程度理解している」が 25.1%、「聞いたことがある」が 2.5%、「知らない」が 0.2%となっている。「理解している」割合（「内容を十分に理解している」と「ある程度理解している」の合計）は 95.4%となっており、ほとんどの企業が理解している。

「内容を十分に理解している」企業割合を業種別（n=30 以上、「その他」除く）にみると、合計より 5 ポイント以上高い業種としては、「製造業」「宿泊業、飲食サービス業」「学術研究、専門・技術サービス業」「情報通信業」「生活関連サービス業、娯楽業」となっている。

従業員規模別にみると、規模が大きくなるほど、「内容を十分に理解している」とする割合が高くなる傾向にある。その一方で、規模が小さくなるほど、「ある程度理解している」とする割合が高くなる傾向にあり、「聞いたことがある」「知らない」とする割合も規模が小さくなるほどやや高くなる傾向にある。

図表 2-2-1 労基法第 26 条(休業手当)に対する認知度(SA、単位=%)

	n	理内 解 し を て 十 い 分 る に	し あ る 程 度 理 解	あ 聞 い た こ と が	知 ら な い	無 回 答
合計	7,797	70.3	25.1	2.5	0.2	1.9
<業種>						
鉱業、採石業、砂利採取業	4	100.0	-	-	-	-
建設業	341	70.1	24.0	3.8	0.6	1.5
製造業	1,552	80.5	17.6	0.8	0.1	1.0
電気・ガス・熱供給・水道業	29	72.4	20.7	3.4	-	3.4
情報通信業	226	76.5	19.9	1.8	-	1.8
運輸業、郵便業	589	74.7	20.7	1.4	0.2	3.1
卸売業、小売業	1,104	69.3	25.5	3.0	0.4	1.8
金融業、保険業	145	62.8	31.7	4.8	-	0.7
不動産、物品賃貸業	67	70.1	22.4	3.0	-	4.5
学術研究、専門・技術サービス業	111	77.5	19.8	1.8	-	0.9
宿泊業、飲食サービス業	320	77.8	18.1	1.3	-	2.8
生活関連サービス業、娯楽業	178	75.8	19.7	2.2	-	2.2
教育、学習支援業	341	60.7	34.3	3.8	-	1.2
医療、福祉	1,815	60.3	33.2	3.5	0.4	2.6
複合サービス事業(郵便局、農業組合など)	97	48.5	47.4	3.1	-	1.0
サービス業(他に分類されないもの)	813	73.3	22.3	2.2	-	2.2
その他	65	55.4	36.9	4.6	1.5	1.5
<従業員規模>						
100人未満	393	62.1	29.8	3.3	0.8	4.1
100～299人	4,583	67.1	27.7	2.9	0.2	2.1
300～999人	2,073	74.1	22.8	1.7	0.1	1.3
1000人以上	686	84.4	12.4	1.2	0.1	1.9

※表側の業種(n=30以上、「その他」除く)において、「内容を十分に理解している」について合計より5ポイント以上高い数値に網。

2-2. 新型コロナウイルス感染症の発生、感染拡大期⁶における休業の状況

(1) 新型コロナウイルス感染拡大による、労働者に休業を命じたことの有無

① 労働者に休業を命じたことの有無と休業の理由

調査では、「今般の新型コロナウイルス感染症の影響⁷によって、労働者に休業⁸を命じたことはありますか(一度でも休業を命じたことがある場合、休業を命じたことがあるとして)」と尋ねている。

それによれば、「休業を命じたことがある」企業割合が68.3%、「休業を命じたことはない」が30.8%となっている(図表 2-2-2)。

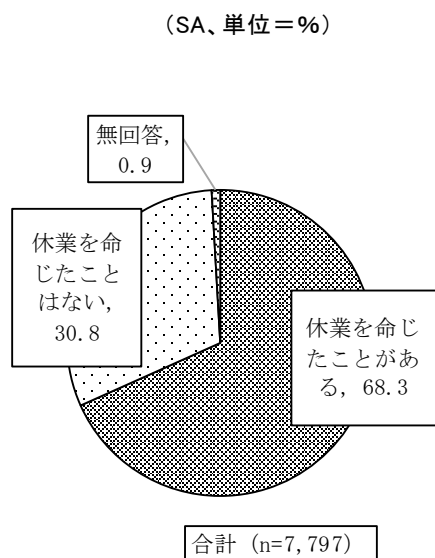
⁶ 調査票では、新型コロナウイルス感染症の発生、感染拡大期として、2020年1月～調査時点(2021年8月1日現在)で尋ねている。

⁷ 調査票では、「新型コロナウイルス感染症の影響を受けた利用客の減少、取引先の休業をはじめ、新型コロナウイルス感染症が関係したあらゆる事情を含み、間接的な影響も含まれます」と注記している。

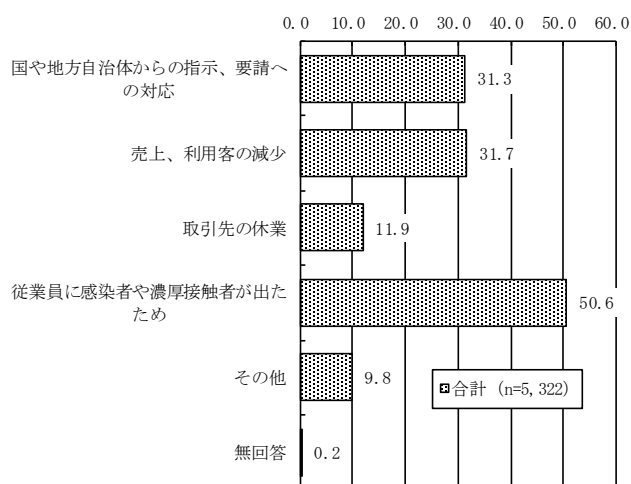
⁸ 調査票では、「「休業」とは、労働契約上労働者に労働義務がある日とされていた日について、仕事を休ませた場合をいい、労働義務がある日の一部の時間について仕事を休ませた場合を含みます。問3の「シフト制」の従業員については、シフトが作成され、労働日として確定していた日を「労働契約上労働者に労働義務があるとされていた日」として御回答ください」と注記している。

労働者に「休業を命じたことがある」とする企業に対して、休業の理由（休業が複数回ある場合は、最も休業者が多かったケース。以下同じ）について尋ねたところ、「従業員に感染者や濃厚接触者が出たため」が50.6%と最も高く、次いで、「売上、利用客の減少」が31.7%、「国や地方自治体からの指示、要請への対応」が31.3%、「取引先の休業」が11.9%などとなっている（図表2-2-3）。

図表 2-2-2 今般の新型コロナウイルス感染症の影響による、労働者に休業を命じたことの有無



図表 2-2-3 休業の理由(MA、単位=%)



※今般の新型コロナウイルス感染症の影響によって、「休業を命じたことがある」企業を対象に集計。

労働者に休業を命じたことの有無と休業の理由について、属性別に集計したものが図表2-2-4である。それによれば、「休業を命じたことがある」企業割合を業種別（n=30以上、「その他」除く）にみると、「宿泊業、飲食サービス業」が97.2%と最も高く、次いで、「生活関連サービス業、娯楽業」（91.6%）、「製造業」（72.9%）、「運輸業、郵便業」（71.1%）、「医療、福祉」（70.1%）などが続く。

従業員規模別にみると、規模が大きくなるほど、労働者に「休業を命じたことがある」企業の割合が高くなる傾向にある（図表2-2-4①）。

図表2-2-4②において、休業理由（複数回答）を業種別（n=30以上、「その他」除く）にみると、「従業員に感染者や濃厚接触者が出たため」で、合計より5ポイント以上高い業種は、「金融業、保険業」「複合サービス事業（郵便局、農業組合など）」「医療、福祉」「建設業」「卸売業、小売業」となっている。

「国や地方自治体からの指示、要請への対応」では、合計より5ポイント以上高い業種は、「教育、学習支援業」「宿泊業、飲食サービス業」「不動産、物品賃貸業」「生活関連サービス業、娯楽業」「金融業、保険業」「卸売業、小売業」となっている。

「売上、利用客の減少」では、合計より5ポイント以上高い業種は、「宿泊業、飲食サービス業」「製造業」「運輸業、郵便業」「生活関連サービス業、娯楽業」となっている。

「取引先の休業」では、合計より5ポイント以上高い業種は、「サービス業（他に分類されないもの）」「運輸業、郵便業」「情報通信業」「製造業」「学術研究、専門・技術サービス業」となっている。

従業員規模別にみると、規模が大きくなるほど「従業員に感染者や濃厚接触者が出たため」「国や地方自治体からの指示、要請への対応」の割合が高くなる傾向にあり、その一方で、規模が小さくなるほど「売上、利用客の減少」の割合が高くなる傾向にある。

総じていえば、規模が大きくなるほど、労働者に休業を命じた割合は高くなる。休業理由としては、規模が大きいほど、新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者が出たことや、国等の休業要請が、休業を命じる理由となっている。業種では、休業を命じた割合が高い「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」では、国等の休業要請や売上、利用客の減少が休業理由となっている。「製造業」や「運輸業、郵便業」では、売上、利用客の減少や取引先の休業が主たる休業理由となっている。

図表 2-2-4 労働者に休業を命じたことの有無と休業の理由(単位=%)

	①今般の新型コロナウイルス感染症の影響によって、労働者に休業を命じたことの有無(SA)				【休業を命じたことがある企業】 ②休業の理由(MA) ※1						
	n	と休業を命じたこと	とはない休業を命じたこと	無回答	n	請か国や地方自治体への対応、要請	減売上、利用客の減少	取引先の休業	出たため濃厚接触者	従業員に感染者	その他
合計	7,797	68.3	30.8	0.9	5,322	31.3	31.7	11.9	50.6	9.8	0.2
<業種> ※2) ※3)											
鉱業、採石業、砂利採取業	4	25.0	75.0	-	1	-	100.0	-	100.0	-	-
建設業	341	50.1	49.3	0.6	171	33.9	11.1	4.1	66.1	11.1	-
製造業	1,552	72.9	26.4	0.6	1,132	16.7	58.0	18.8	34.2	6.2	0.3
電気・ガス・熱供給・水道業	29	51.7	44.8	3.4	15	20.0	6.7	-	73.3	6.7	-
情報通信業	226	38.9	58.4	2.7	88	31.8	22.7	20.5	38.6	11.4	-
運輸業、郵便業	589	71.1	28.5	0.3	419	17.4	54.9	23.2	38.4	5.5	-
卸売業、小売業	1,104	66.5	32.8	0.7	734	40.3	26.2	11.2	56.8	8.9	0.1
金融業、保険業	145	60.7	39.3	-	88	42.0	4.5	2.3	78.4	13.6	-
不動産、物品賃貸業	67	49.3	47.8	3.0	33	63.6	15.2	3.0	48.5	9.1	-
学術研究、専門・技術サービス業	111	51.4	45.9	2.7	57	26.3	26.3	17.5	45.6	12.3	-
宿泊業、飲食サービス業	320	97.2	1.9	0.9	311	67.5	69.1	5.5	26.4	1.3	-
生活関連サービス業、娯楽業	178	91.6	8.4	-	163	54.6	54.0	9.2	28.2	5.5	-
教育、学習支援業	341	58.9	39.9	1.2	201	72.6	6.0	0.5	32.3	11.9	0.5
医療、福祉	1,815	70.1	28.7	1.3	1,272	22.4	6.0	0.8	76.7	17.5	0.2
複合サービス事業(郵便局、農業組合など)	97	60.8	38.1	1.0	59	30.5	10.2	-	78.0	8.5	-
サービス業(他に分類されないもの)	813	66.9	32.3	0.7	544	34.0	24.8	28.5	42.1	8.1	0.2
その他	65	52.3	46.2	1.5	34	44.1	26.5	17.6	44.1	11.8	-
<従業員規模>											
100人未満	393	59.3	39.4	1.3	233	27.5	42.5	15.9	32.6	8.6	0.4
100~299人	4,583	65.0	34.0	1.0	2,978	27.7	35.0	12.4	46.5	11.6	0.1
300~999人	2,073	73.7	25.7	0.6	1,528	34.2	26.0	9.8	58.0	7.9	0.2
1,000人以上	686	78.4	20.7	0.9	538	44.8	24.3	14.5	60.0	5.9	0.2

※1: 「②休業の理由」は、今般の新型コロナウイルス感染症の影響によって、「休業を命じたことがある」企業を対象に集計。

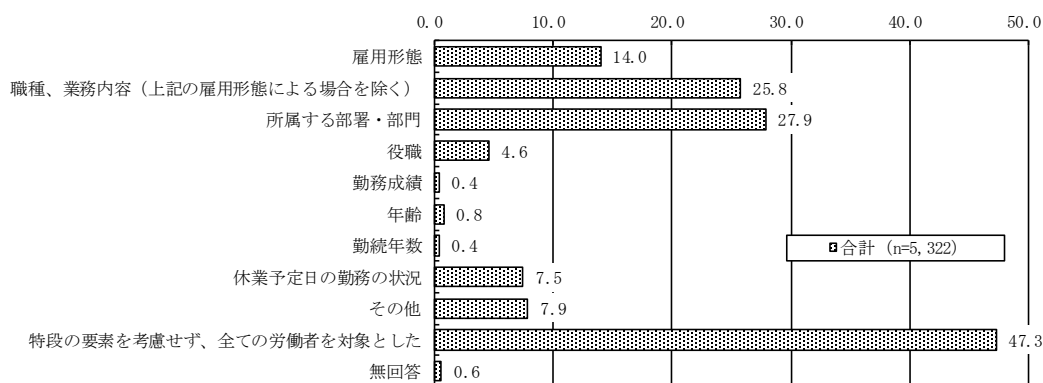
※2: ①の表側の業種(n=30以上、「その他」除く)において、「休業を命じたことがある」とする上位5位の業種に網。

※3: ②の表側の業種(n=30以上、「その他」除く)において、各項目で合計より5ポイント以上高い数値に網。

②休業させる労働者を決定するに当たっての考慮要素

調査では、休業させる労働者を決定するに当たって、どのような要素を考慮したか尋ねている。それによれば、「特段の要素を考慮せず、全ての労働者を対象とした」とする企業割合が47.3%と最も高く、半数弱を占めている。逆に、「休業対象の考慮要素があった企業」（「特段の要素を考慮せず、全ての労働者を対象とした」企業以外）は、52.1%となっている。休業対象を決定する際の具体的な要素があった場合では、「所属する部署・部門」が27.9%と最も高く、次いで、「職種、業務内容（雇用形態による場合を除く）」（25.8%）、「雇用形態」（14.0%）などが続く（図表 2-2-5）。

図表 2-2-5 休業させる労働者を決定するに当たっての考慮要素(MA、単位=%)



※今般の新型コロナウイルス感染症の影響によって、「休業を命じたことがある」企業を対象に集計。

休業対象を決定する際の具体的な要素について、属性別に集計したものが図表 2-2-6 である。これを業種別（n=30 以上、「その他」除く）にみると、「宿泊業、飲食サービス業」では、休業対象の考慮要素として合計より 5 ポイント以上高い項目は、「職種、業務内容（雇用形態による場合を除く）」「雇用形態」「所属する部署・部門」「休業予定日の勤務の状況」「役職」となっている。

「生活関連サービス業、娯楽業」では、休業対象の考慮要素として合計より 5 ポイント以上高い項目は、「所属する部署・部門」「職種、業務内容（雇用形態による場合を除く）」「雇用形態」となっている。

「不動産、物品賃貸業」では、休業対象の考慮要素として合計より 5 ポイント以上高い項目は、「所属する部署・部門」「雇用形態」となっている。

「情報通信業」「運輸業、郵便業」「製造業」では、休業対象の考慮要素として合計より 5 ポイント以上高い項目は、「職種、業務内容（雇用形態による場合を除く）」となっている。また、「サービス業（他に分類されないもの）」では、「所属する部署・部門」となっており、「教育、学習支援業」「学術研究、専門・技術サービス業」では、「雇用形態」となっている。

従業員規模別にみると、「特段の要素を考慮せず、全ての労働者を対象とした」とする企業

割合は、100人以上では5割弱となっているが、100人未満は4割弱とやや低くなっている。具体的な考慮要素としては、いずれの規模においても、「所属する部署・部門」「職種、業務内容（雇用形態による場合を除く）」「雇用形態」が上位であることはおおむね変わりはない。

従業員に占める正社員比率別にみると、正社員比率が高いほど、「特段の要素を考慮せず、全ての労働者を対象とした」とする割合が高い。一方、正社員比率が低い（すなわち、非正規雇用労働者の比率が高い）ほど、具体的な考慮要素として、「雇用形態」の割合がやや高くなる傾向にある。

休業の理由（複数回答）別にみると、「特段の要素を考慮せず、全ての労働者を対象とした」とする割合は、「従業員に感染者や濃厚接触者が出たため」（59.1%）が最も高く、次いで、「国や地方自治体からの指示、要請への対応」（40.5%）も高くなっており、「売上、利用客の減少」「取引先の休業」は3割程度となっている。

図表 2-2-6 休業させる労働者を決定するに当たっての考慮要素(MA、単位=%)

	選択肢	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	無回答	休業対象の企業考慮要素
	n	雇用形態	場合の職種、業務内容（左除く）	職種の業務内容（左除く）	所属する部署・部門	役職	勤務成績	年齢	勤続年数	状況休業予定日の勤務の	その他		
合計	5,322	14.0	25.8	27.9	4.6	0.4	0.8	0.4	7.5	7.9	47.3	0.6	52.1
<業種>													
鉱業、採石業、砂利採取業	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0	-	0.0
建設業	171	5.3	19.3	22.2	4.1	-	1.2	2.3	6.4	12.3	52.0	0.6	47.4
製造業	1,132	7.9	31.2	37.6	5.5	0.3	0.4	0.2	7.3	5.7	44.2	0.3	55.5
電気・ガス・熱供給・水道業	15	6.7	13.3	20.0	6.7	-	-	-	6.7	13.3	60.0	-	40.0
情報通信業	88	14.8	36.4	21.6	-	-	1.1	1.1	3.4	12.5	36.4	-	63.6
運輸業、郵便業	419	16.7	33.9	24.8	3.3	1.2	2.1	0.5	11.0	5.7	42.5	0.7	56.8
卸売業、小売業	734	11.7	17.8	25.3	4.5	-	0.4	0.1	6.0	7.6	53.8	0.7	45.5
金融業、保険業	88	4.5	15.9	15.9	3.4	-	1.1	1.1	6.8	10.2	65.9	-	34.1
不動産、物品賃貸業	33	24.2	30.3	33.3	9.1	-	-	-	9.1	6.1	51.5	-	48.5
学術研究、専門・技術サービス業	57	19.3	24.6	19.3	1.8	-	-	-	1.8	3.5	54.4	-	45.6
宿泊業、飲食サービス業	311	36.7	37.9	36.7	10.6	1.6	1.6	1.0	19.3	2.3	33.1	0.3	66.6
生活関連サービス業、娯楽業	163	31.9	41.1	42.3	8.6	1.8	1.8	1.2	10.4	2.5	29.4	-	70.6
教育、学習支援業	201	27.9	29.4	21.4	7.0	0.5	1.0	-	5.0	7.0	40.8	0.5	58.7
医療、福祉	1,272	10.5	16.8	18.9	2.7	0.2	0.6	0.1	5.6	12.6	56.4	0.8	42.8
複合サービス事業（郵便局、農業組合など）	59	8.5	16.9	22.0	3.4	-	-	-	5.1	11.9	54.2	1.7	44.1
サービス業（他に分類されないもの）	544	15.6	30.0	33.6	4.0	0.4	0.7	0.4	7.5	6.8	39.5	0.9	59.6
その他	34	29.4	38.2	32.4	5.9	-	2.9	-	-	8.8	29.4	2.9	67.7
<従業員規模>													
100人未満	233	17.6	29.2	27.5	6.4	0.4	0.4	0.9	11.2	11.2	36.5	0.4	63.1
100～299人	2,978	12.1	25.7	27.9	4.4	0.4	0.8	0.3	7.0	7.8	48.0	0.6	51.4
300～999人	1,528	15.4	25.9	28.8	5.1	0.5	1.0	0.3	7.5	7.0	48.6	0.6	50.8
1000人以上	538	19.3	25.7	26.2	3.7	0.2	0.2	0.4	8.7	9.9	44.2	0.4	55.4
<従業員に占める正社員比率>													
30%未満	534	23.2	26.2	30.0	3.7	0.9	0.9	0.7	11.6	7.9	38.2	0.9	60.9
30%～50%未満	619	23.9	31.0	31.5	5.3	0.5	1.1	0.2	8.6	6.9	39.1	0.6	60.3
50%～70%未満	1,141	16.0	24.8	26.7	4.8	0.4	1.0	0.1	8.2	7.3	48.3	0.5	51.2
70%以上	2,912	9.5	25.3	27.3	4.5	0.3	0.7	0.4	6.2	8.2	50.4	0.5	49.1
<休業の理由 (MA) >													
国や地方自治体からの指示、要請への対応	1,668	23.3	33.3	31.5	7.1	0.5	1.1	0.7	8.8	5.1	40.5	0.3	59.2
売上、利用客の減少	1,685	20.3	41.8	44.0	8.2	0.8	1.2	0.4	11.8	2.2	33.4	0.1	66.5
取引先の休業	634	14.8	39.3	44.8	4.4	0.5	0.3	0.5	12.8	3.9	30.1	0.5	69.4
従業員に感染者や濃厚接触者が出たため	2,693	10.2	15.5	19.7	3.2	0.1	0.7	0.1	6.2	10.6	59.1	0.7	40.1

※今般の新型コロナウイルス感染症の影響によって、「休業を命じたことがある」企業を対象に集計。「休業対象の考慮要素があった企業」は休業対象の考慮要素があった企業（選択肢1～9を選択した企業（「特段の要素を考慮せず、全ての労働者を対象とした」企業以外）。表側の業種(n=30以上、「その他」除く）において、各項目について合計より5ポイント以上高い数値に網。

(2) 休業させた労働者に対する「休業等に伴う手当」の支払い状況

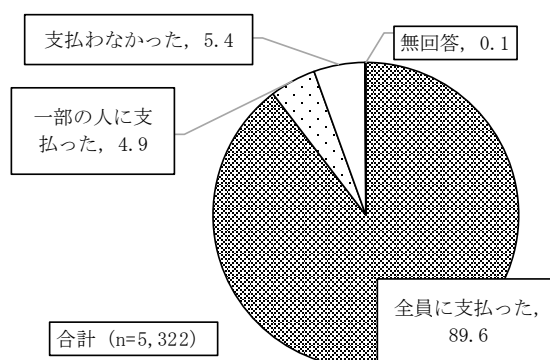
① 休業させた労働者に対する「休業等に伴う手当」の支払い状況

調査では、休業を命じたことがある企業において、休業させた労働者に対する休業等に伴う手当の支払い状況についても尋ねている。調査票では、「休業等に伴う手当」について、次のように定義している（以下、同じ）。

※ここでの「休業等に伴う手当」とは、労基法第 26 条の休業手当に限りません。名称の如何を問わず、労働者を休業させた場合の補償として支払われる手当を指します（労基法第 26 条で規定するもの以外の支給要件や計算方法で支払われたもの（企業の判断で支払う手当）も含まれます）。

休業させた労働者に対する休業等に伴う手当の支払い状況については、「全員に支払った」は 89.6%と 9 割弱を占めている。「一部の人に支払った」は 4.9%、「支払わなかった」は 5.4%とそれぞれ少数である（図表 2-2-7）。

図表 2-2-7 休業させた労働者に対する「休業等に伴う手当」の支払い状況(SA、単位=%)



※今般の新型コロナウイルス感染症の影響によって、「休業を命じたことがある」企業を対象に集計。

休業させた労働者に対する休業等に伴う手当の支払い状況について、属性別に集計したものが図表 2-2-8 である。

業種別（n=30 以上、「その他」除く）にみると、「全員に支払った」とする割合は、ほぼ全ての業種で約 8 割以上と大半を占めており、業種で大きな差はみられない。「全員に支払った」企業割合で合計より 5 ポイント以上高い業種は、「情報通信業」（100.0%）、「製造業」（97.2%）、「生活関連サービス業、娯楽業」（95.1%）となっている。

従業員規模別にみると、いずれの規模においても、休業等に伴う手当を「全員に支払った」とする割合は 9 割前後あり大きな差はみられないものの、規模が大きくなるほど、「一部の人に支払った」とする割合がわずかではあるが高くなっている。

従業員に占める正社員比率別にみると、正社員比率が高いほど、「全員に支払った」とする割合が高くなる一方で、正社員比率が低い（すなわち、非正規雇用労働者の比率が高い）ほど、「一部の人に支払った」とする割合がやや高くなる傾向にある。

休業の理由（複数回答）別にみると、休業等に伴う手当を「支払わなかった」とする割合は、いずれの理由でも大きな差はみられないものの、「従業員に感染者や濃厚接触者が出たため」（7.6%）、「国や地方自治体からの指示、要請への対応」（4.3%）で他の理由よりもやや高くなっている。

図表 2-2-8 休業させた労働者に対する「休業等に伴う手当」の支払い状況（SA、単位＝％）

	n	払全 員に 支	支一 部の 人に	か支 払わ な	無 回 答
合計	5,322	89.6	4.9	5.4	0.1
＜業種＞					
鉱業、採石業、砂利採取業	1	100.0	-	-	-
建設業	171	89.5	1.8	8.8	-
製造業	1,132	97.2	1.6	1.1	0.1
電気・ガス・熱供給・水道業	15	93.3	-	6.7	-
情報通信業	88	100.0	-	-	-
運輸業、郵便業	419	93.1	3.1	3.8	-
卸売業、小売業	734	90.1	4.6	5.3	-
金融業、保険業	88	86.4	-	13.6	-
不動産、物品賃貸業	33	93.9	6.1	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	57	91.2	1.8	7.0	-
宿泊業、飲食サービス業	311	84.9	12.2	2.9	-
生活関連サービス業、娯楽業	163	95.1	2.5	2.5	-
教育、学習支援業	201	81.1	8.0	10.9	-
医療、福祉	1,272	83.5	7.5	8.8	0.2
複合サービス事業（郵便局、農業組合など）	59	79.7	5.1	13.6	1.7
サービス業（他に分類されないもの）	544	88.4	6.1	5.5	-
その他	34	94.1	-	5.9	-
＜従業員規模＞					
100人未満	233	91.0	3.9	5.2	-
100～299人	2,978	90.3	4.1	5.5	0.0
300～999人	1,528	88.9	5.6	5.4	0.1
1000人以上	538	87.4	8.0	4.6	-
＜従業員に占める正社員比率＞					
30%未満	534	82.8	10.9	6.4	-
30%～50%未満	619	87.4	7.1	5.5	-
50%～70%未満	1,141	88.2	5.8	6.0	-
70%以上	2,912	92.1	2.9	4.9	0.1
＜休業の理由（MA）＞					
国や地方自治体からの指示、要請への対応	1,668	89.1	6.3	4.3	0.2
売上、利用客の減少	1,685	96.6	2.6	0.8	-
取引先の休業	634	94.0	3.8	2.2	-
従業員に感染者や濃厚接触者が出たため	2,693	86.6	5.7	7.6	0.1

※今般の新型コロナウイルス感染症の影響によって、「休業を命じたことがある」企業を対象に集計。表側の業種(n=30以上、「その他」除く)において、各項目について合計より5ポイント以上高い数値に網。

②休業等に伴う手当を「支払わなかった」理由

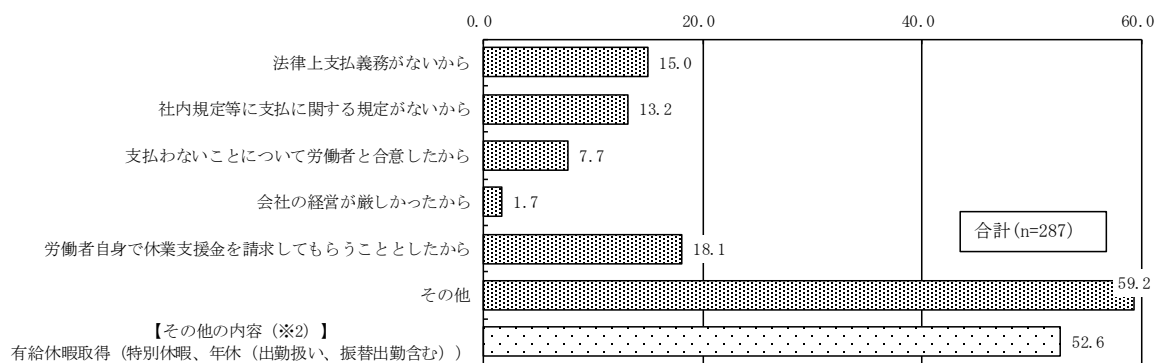
休業等に伴う手当を「支払わなかった」理由（複数回答）は、「法律上支払義務がないから」が 15.0%、「社内規定等に支払に関する規定がないから」が 13.2%となっている。今般の新型コロナウイルスの影響で生じた休業について、休業等に伴う手当を支払わなかった理由として、支払い義務がないことや社内規定がないことを理由に不支給とした企業はそれぞれ 1割強と多いわけではない。「支払わないことについて労働者と合意したから」とする企業は 7.7%と 1割に満たない。「会社の経営が厳しかったから」を理由にあげる企業は 1.7%とわ

ずかである。「労働者自身で休業支援金を請求してもらうこととしたから」は 18.1%となっている。

本設問では、「その他」が 59.2% (170 件) と 6 割弱を占めている。記述内容では、「手当はないが、コロナ関連での休業は通常出勤扱いとした」「休業となった日数分を振替出勤で対応したため」「休業＝特別休暇とし、通常の賃金として支払った」「年休及び特別休暇としたから」「有給対応とした。休業手当 (6 割) より有利のため」「休業手当より、対象者本人が有休処理を望んだから」などの記述が目立つ。

そこで、その他 (自由記述) をアフターコーディングすることで選択肢化をして、「有給 (特別休暇、年休)」「出勤扱い」「振替出勤」などの記述を抽出したところ、「有給休暇取得 (特別休暇、年休 (出勤扱い、振替出勤含む))」との回答は 151 件 (52.6%) だった。休業等に伴う手当を「支払わなかった」理由の約半数は、休業等に伴う手当を支払っていないが、出勤扱い、有給休暇扱い等により、事実上、現給保障した企業と考えられる (図表 2-2-9)。

図表 2-2-9 休業等に伴う手当を「支払わなかった」理由 (MA、単位=%)



※1: 今般の新型コロナウイルス感染症の影響によって、「休業を命じたことがある」企業のうち、休業させた労働者に、休業等に伴う手当を「支払わなかった」とする企業を対象に集計。

※2: 【その他の内容】は、「その他」(n=151)の自由記述内容のうち、有給休暇取得 (特別休暇、年休) や出勤扱い、振替出勤など、現給保障の記述内容をまとめた (「有給休暇取得 (特別休暇、年休 (出勤扱い、振替出勤含む))」と記載)。

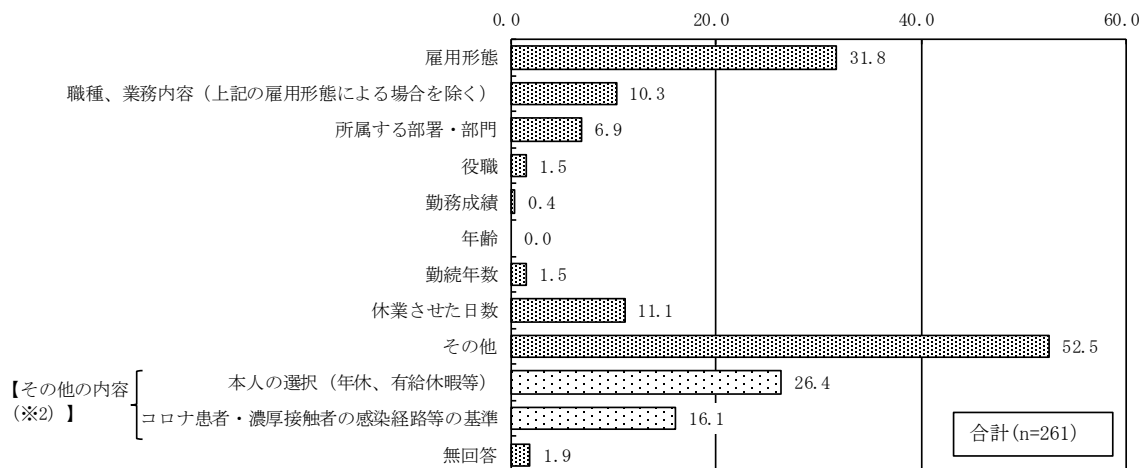
③休業等に伴う手当を「一部の人に支払った」企業の支払った対象者を区別した基準

休業等に伴う手当を「一部の人に支払った」企業の支払った対象者を区別した基準 (複数回答) は、「雇用形態」が 31.8%と最も高く、次いで、「休業させた日数」「職種、業務内容 (雇用形態による場合を除く)」「所属する部署・部門」などが続く。

本設問では、「その他」が 52.5% (137 件) と 5 割超を占めている。記述内容では、「休業手当を支払う前提で、本人の希望で有給休暇に切り替えた」「本人が有休取得を希望したため休業手当にしなかった」「年次有給休暇希望者には、使用を認めた」「当事者に有休の残日数がなかったため欠勤となり、最低保障部分を支払う」などの記述があった。そこで、アフターコーディング (その他 (自由記述) の選択肢化) をしたところ、「本人の選択 (年休、有給休暇等)」による基準は 69 件 (26.4%) だった。

それ以外に多かった記述内容として、「コロナによる休業（陽性または濃厚接触）について、保健所の指示かどうか」「出勤停止が行政措置（濃厚接触者の指定）によるものかどうか」「感染者と濃厚接触で外出を禁じられた人には支払いをしない。熱がでた時、回復後の数日を会社指示で休ませた場合は支払う」「プライベートによる接触か、会社内における接触か」「発生源が仕事によるものか、それ以外（家族が陽性か濃厚接触者）」「濃厚接触者疑いで PCR 検査が陰性だった場合」「発生状況により会社の責か否かを都度協議決定」などの記述もみられた。業務上の感染かどうかや、感染者か、濃厚接触者（陽性、濃厚接触者疑い、PCR 検査陰性等の感染理由を含む）で支給基準を設けている企業がみられたようだ。そこで、アフターコーディングの選択肢化をしたところ、これらの「コロナ患者・濃厚接触者の感染経路等の基準」は 42 件（16.1%）だった（図表 2-2-10）。

図表 2-2-10 休業等に伴う手当を「一部の人に支払った」企業の支払った対象者を区別した基準(MA、単位=%)



※今般の新型コロナウイルス感染症の影響によって、「休業を命じたことがある」企業のうち、休業させた労働者に、休業等に伴う手当を「一部の人に支払った」とする企業を対象に集計。

※2：【その他の内容】は、「その他」（n=137）の自由記述内容のうち、「本人の選択（年休、有給休暇等）」（年休取得するかを本人が選択）と「コロナ患者・濃厚接触者の感染経路等の基準」の記述内容をまとめた。

④「労基法第 26 条の休業手当」としての支給に対する認識

休業等に伴う手当を「全員に支払った」「一部の人に支払った」とする企業（休業等に伴う手当を支払った企業）に対して、「労基法第 26 条の休業手当」として支払ったかについて尋ねたところ、「「労基法第 26 条の休業手当」の認識を持って払った」割合が 74.0%と最も高く、次いで、「「労基法第 26 条の休業手当」の可能性もあるものとして支払った」が 8.5%、「明確に「労基法第 26 条の休業手当」ではないものとして支払った」が 7.6%などとなっている。

これを休業等に伴う手当の支払い状況別にみると、「一部の人に支払った」に比べて「全員に支払った」とする企業の方が「「労基法第 26 条の休業手当」の認識を持って払った」とする割合が高い一方で、「全員に支払った」に比べて「一部の人に支払った」の方が「「労基法

第 26 条の休業手当」の可能性もあるものとして支払った」の割合が高い。

休業の理由（複数回答）別にみると、「労基法第 26 条の休業手当」の認識を持って払った」とする割合は、「売上、利用客の減少」「取引先の休業」で 9 割弱と高い一方で、「国や地方自治体からの指示、要請への対応」「従業員に感染者や濃厚接触者が出たため」では 7 割前後となっている。一方、「国や地方自治体からの指示、要請への対応」「従業員に感染者や濃厚接触者が出たため」では、「労基法第 26 条の休業手当」の可能性もあるものとして支払った」「明確に「労基法第 26 条の休業手当」ではないものとして支払った」の割合が、「売上、利用客の減少」「取引先の休業」に比べて高い（図表 2-2-11）。

図表 2-2-11 休業等に伴う手当を支払った企業における「労基法第 26 条の休業手当」としての支給に対する認識(SA、単位=%)

	n	業 一 の 第 2 6 条 の 休 業 手 当 の 支 払 っ た 認 識 を 持 っ た	業 一 の 第 2 6 条 の 休 業 手 当 の 支 払 っ た 可 能 性 も あ る も の と し て	業 一 の 第 2 6 条 の 休 業 手 当 の 支 払 っ た 可 能 性 も あ る も の と し て	明 確 に 「 一 の 第 2 6 条 の 休 業 手 当 」 で は な い	特 に 意 識 せ ず 支 払 っ た	わ か ら な い	た 業 一 の 第 2 6 条 の 休 業 手 当 」 を 知 ら な か つ	無 回 答
合計	5,031	74.0	8.5	7.6	7.1	0.8	0.1	1.9	
<休業等に伴う手当の支払い状況>									
全員に支払った	4,770	74.9	7.9	7.8	7.1	0.8	0.1	1.4	
一部の人に支払った	261	58.6	19.2	4.6	6.1	0.8	0.0	10.7	
<休業の理由 (MA) >									
国や地方自治体からの指示、要請への対応	1,592	72.9	11.2	7.0	6.1	0.9	0.2	1.7	
売上、利用客の減少	1,671	89.1	4.2	1.9	3.1	0.7	0.1	0.9	
取引先の休業	620	88.2	5.6	2.3	1.8	0.5	0.2	1.5	
従業員に感染者や濃厚接触者が出たため	2,486	65.4	11.1	11.1	9.3	0.8	0.1	2.3	

※今般の新型コロナウイルス感染症の影響によって、「休業を命じたことがある」企業のうち、休業させた労働者に、休業等に伴う手当を「全員に支払った」「一部の人に支払った」とする企業を対象に集計。

(3) 雇用調整助成金の申請と特例措置の影響

① 雇用調整助成金の申請と特例措置の影響

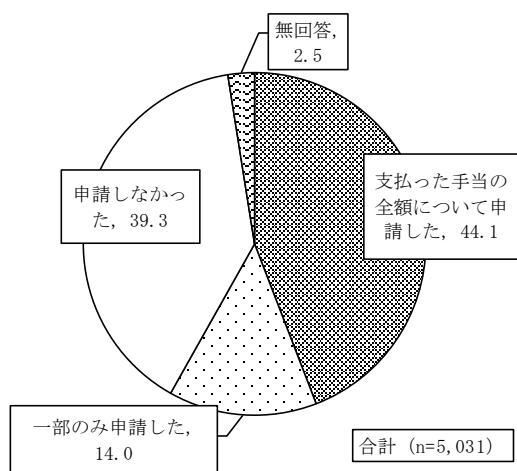
休業等に伴う手当を「全員に支払った」「一部の人に支払った」とする企業（休業等に伴う手当を支払った企業）における雇用調整助成金の申請⁹については、「雇用調整助成金の申請を行った企業」（「支払った手当の全額について申請した」（44.1%）と「一部のみ申請した」（14.0%）の合計）の割合は 58.1%となっており、「申請しなかった」は 39.3%となっている（図表 2-2-12）。

雇用調整助成金を「支払った手当の全額について申請した」「一部のみ申請した」とする企業（雇用調整助成金の申請を行った企業）に対して、休業等に伴う手当の労働者への支払に関して、雇用調整助成金の特例措置が講じられていることはどの程度影響したかを尋ねたと

⁹ 調査票では、「雇用調整助成金は、事業主が労働者に休業手当を支払う場合、その一部を助成する制度で、特例措置により助成率及び上限額の引き上げを行っています」と注記（本調査の依頼状の裏面で「緊急対応期間中の雇用調整助成金の特例措置の内容」も参照のため記載（当該記載内容は本報告書の 104 頁に収録）。

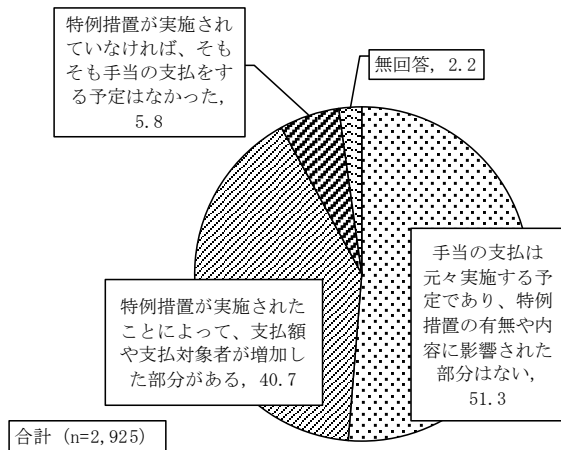
ころ（以下、「雇用調整助成金の特例措置の影響」という）、「手当の支払は元々実施する予定であり、特例措置の有無や内容に影響された部分はない」が 51.3%と半数を占める一方で、「特例措置が実施されたことによって、支払額や支払対象者が増加した部分がある」とする企業が 40.7%あり、「特例措置が実施されていなければ、そもそも手当の支払をする予定はなかった」とする企業も 5.8%ある（図表 2-2-13）。

図表 2-2-12 雇用調整助成金の申請状況 (SA、単位＝%)



※今般の新型コロナウイルス感染症の影響によって、「休業を命じたことがある」企業のうち、休業させた労働者に、休業等に伴う手当を「全員に支払った」「一部の人に支払った」とする企業を対象に集計。

図表 2-2-13 雇用調整助成金の申請を行った企業における雇用調整助成金の特例措置の影響 (SA、単位＝%)



※今般の新型コロナウイルス感染症の影響によって、「休業を命じたことがある」企業で、休業させた労働者に、休業等に伴う手当を「全員に支払った」「一部の人に支払った」とする企業のうち、雇用調整助成金の申請について「支払った手当の全額について申請した」「一部のみ申請した」とする企業を対象に集計。

②雇用調整助成金の申請状況

雇用調整助成金の申請状況を属性別にみたものが図表 2-2-14 である。それによれば、雇用調整助成金の申請を行った企業の割合を業種別（n=30 以上、「その他」除く）にみると、合計より 5 ポイント以上高い業種としては、「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」「製造業」「運輸業、郵便業」「不動産、物品賃貸業」となっている。

従業員規模別にみると、規模が小さくなるほど「支払った手当の全額について申請した」とする割合が高くなる一方で、規模が大きくなるほど「一部のみ申請した」の割合が高くなる傾向にある。「申請しなかった」とする割合は、100 人未満で最も低く、100 人以上では 4 割前後となっている。

休業等に伴う手当の支払い状況別にみると、「一部の人に支払った」に比べて「全員に支払った」とする企業の方が「支払った手当の全額について申請した」とする割合が高い。その一方で、「全員に支払った」に比べて「一部の人に支払った」の方が「申請しなかった」「一部のみ申請した」の割合が高い。

休業の理由（複数回答）別にみると、雇用調整助成金の申請を行った企業の割合は、「売上、

利用客の減少」「取引先の休業」で9割前後と高い一方で、「国や地方自治体からの指示、要請への対応」が7割弱、「従業員に感染者や濃厚接触者が出たため」では4割弱と低くなっている。雇用調整助成金を「申請しなかった」とする割合は、「売上、利用客の減少」「取引先の休業」に比べて、「従業員に感染者や濃厚接触者が出たため」が60.5%、「国や地方自治体からの指示、要請への対応」で29.1%と高くなっている。

図表 2-2-14 雇用調整助成金の申請状況 (SA、単位=%)

	n	請全支 し額払 たにつ つた い手 て当 申の	た一 部 の み 申 請 し	申 請 し な か つ た	無 回 答	た金一 企の雇 業申用 請調 を整 行助 成
合計	5,031	44.1	14.0	39.3	2.5	58.1
<業種>						
鉱業、採石業、砂利採取業	1	100.0	-	-	-	100.0
建設業	156	26.3	10.3	58.3	5.1	36.6
製造業	1,118	62.3	15.1	19.6	3.0	77.4
電気・ガス・熱供給・水道業	14	21.4	7.1	71.4	-	28.5
情報通信業	88	43.2	14.8	39.8	2.3	58.0
運輸業、郵便業	403	63.8	13.2	20.6	2.5	77.0
卸売業、小売業	695	43.9	16.7	37.4	2.0	60.6
金融業、保険業	76	23.7	14.5	57.9	3.9	38.2
不動産、物品賃貸業	33	42.4	27.3	24.2	6.1	69.7
学術研究、専門・技術サービス業	53	37.7	17.0	45.3	-	54.7
宿泊業、飲食サービス業	302	77.5	17.9	3.3	1.3	95.4
生活関連サービス業、娯楽業	159	74.8	18.9	6.3	-	93.7
教育、学習支援業	179	18.4	9.5	70.4	1.7	27.9
医療、福祉	1,158	17.5	8.1	71.3	3.0	25.6
複合サービス事業（郵便局、農業組合など）	50	6.0	16.0	76.0	2.0	22.0
サービス業（他に分類されないもの）	514	42.4	19.5	36.0	2.1	61.9
その他	32	50.0	15.6	31.3	3.1	65.6
<従業員規模>						
100人未満	221	59.7	9.5	29.0	1.8	69.2
100～299人	2,812	47.4	11.6	38.3	2.7	59.0
300～999人	1,444	38.3	15.9	43.2	2.6	54.2
1000人以上	513	35.3	25.0	38.0	1.8	60.3
<休業等に伴う手当の支払い状況>						
全員に支払った	4,770	45.0	13.9	38.6	2.5	89.0
一部の人に支払った	261	28.0	16.1	53.3	2.7	36.2
<休業の理由 (MA)>						
国や地方自治体からの指示、要請への対応	1,592	50.9	17.9	29.1	2.0	68.8
売上、利用客の減少	1,671	78.5	17.5	2.8	1.1	96.1
取引先の休業	620	64.8	24.2	9.0	1.9	89.0
従業員に感染者や濃厚接触者が出たため	2,486	23.1	13.2	60.5	3.2	36.2

※今般の新型コロナウイルス感染症の影響によって、「休業を命じたことがある」企業のうち、休業させた労働者に、休業等に伴う手当を「全員に支払った」「一部の人に支払った」とする企業を対象に集計。「雇用調整助成金の申請を行った企業」は、「支払った手当の全額について申請した」「一部のみ申請した」の合計。表側の業種(n=30以上、「その他」除く)において、「全額・一部申請」について合計より5ポイント以上高い数値に網。

③雇用調整助成金の申請を行った企業における雇用調整助成金の特例措置の影響

雇用調整助成金の申請を行った企業における雇用調整助成金の特例措置の影響を属性別にみたものが図表 2-2-15 である。

業種別 (n=30 以上、「その他」除く) にみると、「特例措置が実施されたことによって、支払額や支払対象者が増加した部分がある」で合計より 5 ポイント以上高い業種としては、「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」「製造業」となっている。「特例措置が実施されていなければ、そもそも手当の支払をする予定はなかった」で合計より 5 ポイント以上高い業種 (n=30 以上、「その他」除く) としては、「運輸業、郵便業」となっている。

従業員規模別にみると、「特例措置が実施されたことによって、支払額や支払対象者が増加した部分がある」とする割合は、規模が小さくなるほど高くなる傾向にある。

雇用調整助成金の申請状況別にみると、「一部のみ申請した」に比べて「支払った手当の全額について申請した」とする企業の方が、「特例措置が実施されたことによって、支払額や支払対象者が増加した部分がある」の割合がやや高い。

休業の理由（複数回答）別にみると、「特例措置が実施されたことによって、支払額や支払対象者が増加した部分がある」の割合は、「従業員に感染者や濃厚接触者が出たため」「国や地方自治体からの指示、要請への対応」が4割弱であるのに比べて、「売上、利用客の減少」「取引先の休業」の方が5割前後と高くなっている。

図表 2-2-15 雇用調整助成金の申請を行った企業における雇用調整助成金の特例措置の影響(SA、単位=%)

	n	影響する部分の割合は、内容は特例措置	支払った手当の総額が元々、特例措置の対象者が増加した	この部分に特例措置が実施された	手当の支払額が増加した	特例措置が実施された	無回答
合計	2,925	51.3	40.7	5.8	2.2		
＜業種＞							
鉱業、採石業、砂利採取業	1	100.0	-	-	-		
建設業	57	71.9	26.3	-	1.8		
製造業	866	49.7	46.1	3.1	1.2		
電気・ガス・熱供給・水道業	4	50.0	50.0	-	-		
情報通信業	51	56.9	39.2	2.0	2.0		
運輸業、郵便業	310	44.2	41.6	11.9	2.3		
卸売業、小売業	421	56.3	36.1	5.9	1.7		
金融業、保険業	29	86.2	13.8	-	-		
不動産、物品賃貸業	23	69.6	26.1	4.3	-		
学術研究、専門・技術サービス業	29	48.3	48.3	3.4	-		
宿泊業、飲食サービス業	288	34.4	56.3	6.3	3.1		
生活関連サービス業、娯楽業	149	41.6	47.7	8.7	2.0		
教育、学習支援業	50	52.0	40.0	4.0	4.0		
医療、福祉	297	61.6	27.9	7.1	3.4		
複合サービス事業（郵便局、農業組合など）	11	72.7	18.2	9.1	-		
サービス業（他に分類されないもの）	318	56.9	32.7	6.3	4.1		
その他	21	47.6	33.3	14.3	4.8		
＜従業員規模＞							
100人未満	153	41.8	47.1	7.2	3.9		
100～299人	1,658	50.2	41.5	6.3	2.0		
300～999人	782	53.6	39.6	4.5	2.3		
1000人以上	309	57.6	34.6	5.5	2.3		
＜雇用調整助成金の申請状況＞							
支払った手当の全額について申請した	2,220	49.4	42.1	6.2	2.3		
一部のみ申請した	705	57.3	36.3	4.5	1.8		
＜休業の理由（MA）＞							
国や地方自治体からの指示、要請への対応	1,096	53.7	37.9	6.1	2.3		
売上、利用客の減少	1,605	41.7	50.5	6.3	1.6		
取引先の休業	552	49.5	44.6	4.0	2.0		
従業員に感染者や濃厚接触者が出たため	901	56.4	35.7	5.5	2.3		

※今般の新型コロナウイルス感染症の影響によって、「休業を命じたことがある」企業で、休業させた労働者に、休業等に伴う手当を「全員に支払った」「一部の人に支払った」とする企業のうち、雇用調整助成金の申請について「支払った手当の全額について申請した」「一部のみ申請した」とする企業を対象に集計。表側の業種(n=30以上、「その他」除く)において、「特例措置が実施されたことによって、支払額や支払対象者が増加した部分がある」「特例措置が実施されていなければ、そもそも手当の支払をする予定はなかった」について合計より5ポイント以上高い数値に網。

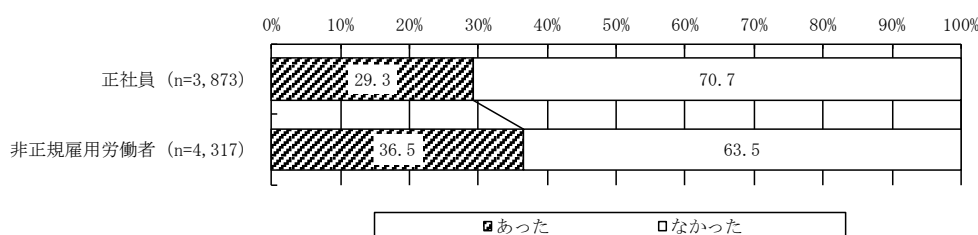
2-3. 新型コロナウイルス感染症の発生、感染拡大期におけるシフト制労働者のシフトの状況

(1) 新型コロナウイルス感染症の発生、感染拡大期におけるシフト制労働者のシフトの状況

調査では、今般の新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、2020年1月以降に、「シフト制労働者」の出勤日数・時間（シフト）の削減（例：2019年同時期に比べてシフト制労働者のシフト表上の出勤日数、労働時間数が減った、2020年以降、新型コロナウイルスの影響で確定していたシフトをキャンセルすることがあったなど）の有無について尋ねている。

選択肢「シフト制労働者がいない」及び無回答を除き集計（すなわち、シフト制労働者がいる企業を対象に集計）したところ、シフトの削減が「あった」とする企業割合は、正社員で29.3%、非正規雇用労働者で36.5%となっており、正社員に比べて非正規雇用労働者の方が高い（図表2-2-16）。

図表 2-2-16 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、2020年1月以降に、シフト制労働者の出勤日数・時間（シフト）を削減したことの有無（シフト制労働者がいる企業対象、SA、単位=%）



※「今般の新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、2020年1月以降に、「シフト制労働者」の出勤日数・時間（シフト）を削減したことがありますか」の設問において、正社員、非正規雇用労働者それぞれについて、選択肢「シフト制労働者がいない」及び無回答を除き集計（すなわち、シフト制労働者がいる企業を対象に集計）。

これを属性別にみたものが図表2-2-17である。シフトの削減が「あった」とする割合を業種別（n=30以上、「その他」除く）にみると、正社員の場合、合計より5ポイント以上高い業種としては、「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」「運輸業、郵便業」となっている。非正規雇用労働者の場合、「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」「教育、学習支援業」「不動産、物品賃貸業」「サービス業（他に分類されないもの）」となっている。

従業員規模別にみると、正社員、非正規雇用労働者ともに、シフトの削減が「あった」とする割合は、規模が大きくなるほど高くなっている。

従業員に占めるシフト制労働者の割合別にみると、シフト制労働者の割合が高くなるほど、シフトの削減が「あった」とする割合が高くなる傾向にある。

シフト制労働者の区分別¹⁰にみると、正社員、非正規雇用労働者いずれも、シフトの削減

¹⁰ シフト制労働者の区分は、本調査において、調査時点でのシフト制労働者に係わる勤務形態に該当する労働者の有無（問3）から作成している。一方、本設問（問6）では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、2020年1月以降の期間におけるシフト制労働者の出勤日数・時間（シフト）を削減状況について尋ねた設問であることに留意（以下同じ）。

が「あった」とする割合は、「勤務日数や勤務時間数が決まっている・決まっていないいずれのシフト制労働者もいる企業」において、他の区分に比べて最も高くなっている。とくに非正規雇用労働者においては、シフトの削減が「あった」とする割合は、「勤務日数や勤務時間数が決まっている・決まっていないいずれのシフト制労働者もいる企業」が 58.9%と最も高く、次いで、「勤務日数や勤務時間数が決まっていないシフト制労働者のみがある企業」が 47.1%、「勤務日数や勤務時間数が決まっているシフト制労働者のみがある企業」が 40.8%の順となっている。

図表 2-2-17 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、2020年1月以降に、シフト制労働者の出勤日数・時間(シフト)を削減したことの有無(シフト制労働者がいる企業対象、SA、単位=%)

	正社員			非正規雇用労働者		
	n	あった	なかった	n	あった	なかった
合計	3,873	29.3	70.7	4,317	36.5	63.5
<業種>						
鉱業、採石業、砂利採取業	2	50.0	50.0	2	50.0	50.0
建設業	106	9.4	90.6	98	16.3	83.7
製造業	511	25.4	74.6	507	26.8	73.2
電気・ガス・熱供給・水道業	9	22.2	77.8	12	16.7	83.3
情報通信業	83	14.5	85.5	87	19.5	80.5
運輸業、郵便業	322	36.0	64.0	331	37.8	62.2
卸売業、小売業	503	32.2	67.8	584	37.7	62.3
金融業、保険業	42	23.8	76.2	54	20.4	79.6
不動産、物品賃貸業	21	23.8	76.2	31	48.4	51.6
学術研究、専門・技術サービス業	27	22.2	77.8	35	25.7	74.3
宿泊業、飲食サービス業	275	82.2	17.8	299	89.0	11.0
生活関連サービス業、娯楽業	120	55.0	45.0	141	66.0	34.0
教育、学習支援業	91	22.0	78.0	161	51.6	48.4
医療、福祉	1,270	17.6	82.4	1,374	23.9	76.1
複合サービス事業(郵便局、農業組合など)	53	20.8	79.2	72	23.6	76.4
サービス業(他に分類されないもの)	411	32.1	67.9	499	45.5	54.5
その他	27	11.1	88.9	30	30.0	70.0
<従業員規模>						
100人未満	188	29.8	70.2	212	31.6	68.4
100~299人	2,188	26.8	73.2	2,318	32.2	67.8
300~999人	1,063	31.6	68.4	1,288	39.6	60.4
1000人以上	405	37.0	63.0	467	51.6	48.4
<従業員に占めるシフト制労働者の割合>						
3割未満	595	30.8	69.2	1,061	36.7	63.3
3~6割未満	419	32.5	67.5	485	44.7	55.3
6~8割未満	506	35.6	64.4	526	47.0	53.0
8割以上	1,000	44.8	55.2	1,000	51.9	48.1
<シフト制労働者の区分>						
勤務日数や勤務時間数が決まっているシフト制労働者のみがある企業	1,979	34.9	65.1	2,329	40.8	59.2
勤務日数や勤務時間数が決まっている・決まっていないいずれのシフト制労働者もいる企業	466	49.1	50.9	567	58.9	41.1
勤務日数や勤務時間数が決まっていないシフト制労働者のみがある企業	101	34.7	65.3	210	47.1	52.9

※「今般の新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、2020年1月以降に、「シフト制労働者」の出勤日数・時間(シフト)を削減したことがありますか」の設問において、正社員、非正規雇用労働者それぞれについて、選択肢「「シフト制労働者」がいない」及び無回答を除き集計(すなわち、シフト制労働者がいる企業を対象に集計)。表側の業種(n=30以上、「その他」除く)において、「あった」について合計より5ポイント以上高い数値に網。

シフトのキャンセル期日の明示別にみると、正社員、非正規雇用労働者いずれも、「あらかじめ文書等で明示している」「あらかじめ口頭で明示している」とする企業に比べて、「あらかじめ明示していない」とする企業で、シフトの削減が「あった」とする割合が最も高くなっている。

図表 2-2-18 シフトのキャンセル期日の明示別にみたシフト制労働者の出勤日数・時間(シフト)を削減したことの有無
(シフト制労働者がいる企業対象、SA、単位=%)

	正社員			非正規雇用労働者		
	n	あった	なかった	n	あった	なかった
合計	3,873	29.3	70.7	4,317	36.5	63.5
シフトのキャンセル期日を決めている 計 <シフトのキャンセル期日の明示>	426	42.7	55.0	529	49.5	50.5
あらかじめ文書等で明示している	206	43.2	56.8	244	47.5	52.5
あらかじめ口頭で明示している	197	42.6	57.4	261	49.4	50.6
あらかじめ明示していない	22	59.1	40.9	23	69.6	30.4

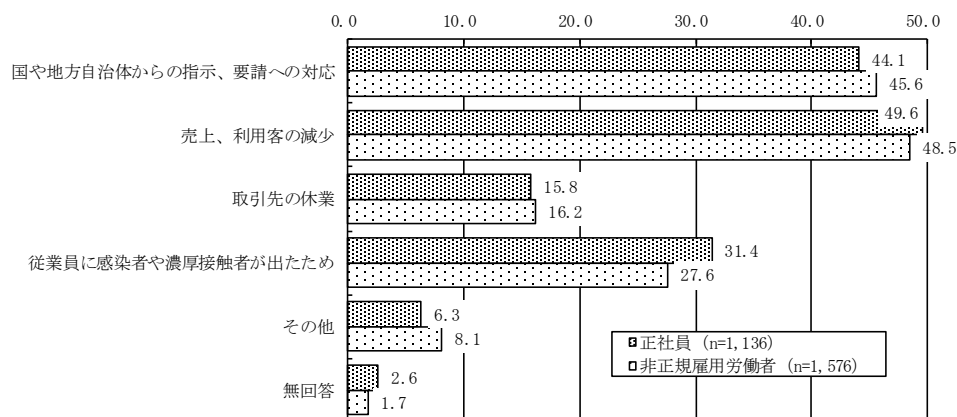
※「今般の新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、2020年1月以降に、「シフト制労働者」の出勤日数・時間(シフト)を削減したことがありますか」の設問において、正社員、非正規雇用労働者それぞれについて、選択肢「シフト制労働者がいない」及び無回答を除き集計(すなわち、シフト制労働者がいる企業を対象に集計)。

(2)シフト削減の状況

①シフトの削減を行った理由

シフトの削減を行った理由(複数回答)は、正社員、非正規雇用労働者ともに、「売上、利用客の減少」が5割弱と最も高く、次いで、「国や地方自治体からの指示、要請への対応」が4割台、「従業員に感染者や濃厚接触者が出たため」が3割前後、「取引先の休業」が1割台などとなっている(図表 2-2-19)。

図表 2-2-19 シフトの削減を行った理由(MA、単位=%)



※「今般の新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、2020年1月以降に、「シフト制労働者」の出勤日数・時間(シフト)を削減したことがありますか」の設問において、正社員、非正規雇用労働者それぞれについて、「あった」と回答した企業を対象に集計。

シフト削減理由を属性別にみたものが図表 2-2-20 である。業種別 (n=30 以上、「その他」除く) にみると、正社員、非正規雇用労働者ともにおおむね同様の傾向であり、具体的には、「国や地方自治体からの指示、要請への対応」では、合計より 5 ポイント以上高い業種は、正社員の場合、「宿泊業、飲食サービス業」「卸売業、小売業」「生活関連サービス業、娯楽業」となっており、非正規雇用労働者は、「宿泊業、飲食サービス業」「教育、学習支援業」「卸売業、小売業」となっている。「従業員に感染者や濃厚接触者が出たため」で合計より 5 ポイント以上高い業種は、正社員、非正規雇用労働者ともに「医療、福祉」となっている。

「売上、利用客の減少」では、合計より 5 ポイント以上高い業種は、正社員、非正規雇用労働者ともに、「運輸業、郵便業」「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」「製造業」となっている。

「取引先の休業」では、合計より 5 ポイント以上高い業種は、正社員、非正規雇用労働者ともに、「サービス業 (他に分類されないもの)」「製造業」「運輸業、郵便業」となっている。

従業員規模別にみると、正社員、非正規雇用労働者ともに、規模が大きくなるほど「従業員に感染者や濃厚接触者が出たため」「国や地方自治体からの指示、要請への対応」の割合が高くなる傾向にあり、その一方で、おおむね規模が小さくなるほど「売上、利用客の減少」の割合が高くなる傾向にある。

図表 2-2-20 シフトの削減を行った理由 (MA、単位=%)

	正社員							非正規雇用労働者										
	n	の 対 応	の 国 や 地 方 自 治 体 か ら の 指 示 、 要 請 へ の 対 応	少 売 上 、 利 用 客 の 減 少	取 引 先 の 休 業	た め 濃 厚 接 触 者 が 出 た や	従 業 員 に 感 染 者 や	そ の 他	無 回 答	n	の 対 応	の 国 や 地 方 自 治 体 か ら の 指 示 、 要 請 へ の 対 応	少 売 上 、 利 用 客 の 減 少	取 引 先 の 休 業	た め 濃 厚 接 触 者 が 出 た や	従 業 員 に 感 染 者 や	そ の 他	無 回 答
合計	1,136	44.1	49.6	15.8	31.4	6.3	2.6	1,576	45.6	48.5	16.2	27.6	8.1	1.7				
<業種>																		
鉱業、採石業、砂利採取業	1	-	100.0	-	-	-	-	1	-	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	10	70.0	30.0	10.0	20.0	10.0	10.0	16	68.8	43.8	12.5	18.8	6.3	-	-	-	-	-
製造業	130	17.7	64.6	33.8	16.9	3.8	2.3	136	24.3	65.4	32.4	15.4	4.4	2.2	-	-	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	2	50.0	-	-	100.0	-	-	2	50.0	-	-	100.0	-	-	-	-	-	-
情報通信業	12	25.0	25.0	50.0	-	16.7	-	17	41.2	35.3	23.5	-	17.6	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	116	20.7	81.9	22.4	16.4	2.6	1.7	125	20.0	80.8	24.8	15.2	1.6	1.6	-	-	-	-
卸売業、小売業	162	64.8	35.8	18.5	30.2	7.4	0.6	220	62.3	40.0	20.5	27.7	9.1	0.5	-	-	-	-
金融業、保険業	10	70.0	-	20.0	20.0	10.0	10.0	11	63.6	9.1	9.1	18.2	9.1	9.1	-	-	-	-
不動産、物品賃貸業	5	100.0	60.0	-	40.0	-	-	15	86.7	33.3	-	33.3	6.7	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	6	16.7	50.0	16.7	50.0	16.7	-	9	33.3	66.7	22.2	44.4	11.1	-	-	-	-	-
宿泊業、飲食サービス業	226	69.5	76.5	3.1	20.4	0.9	1.3	266	66.9	77.8	3.8	20.7	1.5	1.1	-	-	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	66	56.1	66.7	15.2	25.8	1.5	-	93	49.5	73.1	15.1	21.5	1.1	-	-	-	-	-
教育、学習支援業	20	65.0	25.0	-	35.0	10.0	5.0	83	66.3	24.1	1.2	19.3	16.9	1.2	-	-	-	-
医療、福祉	224	28.6	15.6	0.4	64.3	13.8	5.4	329	33.4	21.6	1.8	52.3	16.4	2.7	-	-	-	-
複合サービス事業 (郵便局、農業組合など)	11	45.5	9.1	-	45.5	9.1	9.1	17	47.1	29.4	-	35.3	5.9	-	-	-	-	-
サービス業 (他に分類されないもの)	132	36.4	40.9	38.6	28.0	6.8	3.8	227	35.2	37.4	41.9	21.6	7.0	3.1	-	-	-	-
その他	3	33.3	66.7	33.3	-	33.3	-	9	55.6	55.6	11.1	-	22.2	-	-	-	-	-
<従業員規模>																		
100人未満	56	33.9	51.8	19.6	19.6	5.4	1.8	67	38.8	53.7	14.9	22.4	6.0	-	-	-	-	-
100~299人	586	36.2	54.3	15.4	26.5	7.2	2.6	747	38.8	52.5	15.9	22.5	9.2	1.3	-	-	-	-
300~999人	336	50.6	47.0	14.9	36.3	5.7	3.9	510	48.6	46.9	14.9	30.2	7.5	2.5	-	-	-	-
1000人以上	150	62.7	35.3	19.3	43.3	4.7	0.7	241	61.4	37.3	21.2	39.0	5.8	1.7	-	-	-	-

※「今般の新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、2020年1月以降に、「シフト制労働者」の出勤日数・時間 (シフト) を削減したことがありますか」の設問において、正社員、非正規雇用労働者それぞれについて、「あった」と回答した企業を対象に集計。表側の業種 (n=30以上、「その他」除く) において、各項目で合計より5ポイント以上高い数値に網。

②出勤日数、労働時間の削減の状況

調査では、出勤日数、労働時間の削減をしたのは、「シフト制労働者」のうち、どの程度の人数かを尋ねている。それによれば、正社員は「9割以上」が最も高く、次いで「1割未満」が高くなっており、非正規雇用労働者は「1割未満」が最も高く、次いで「9割以上」が高くなっており、削減人数が少ない企業と多い企業の2極が存在する。削減人数が少ない「3割未満・計」（「1割未満」「1割～3割未満」の合計）は正社員で42.7%、非正規雇用労働者では45.3%であり、削減人数が多い「7割以上・計」（「7割～9割」「9割以上」の合計）は、正社員で36.1%、非正規雇用労働者では33.5%となっている。

これをシフト削減理由別にみると、正社員、非正規雇用労働者いずれも、削減人数が少ない「3割未満・計」の割合は、「従業員に感染者や濃厚接触者が出たため」が6割台と高くなっている（「従業員に感染者や濃厚接触者が出たため」では、正社員、非正規雇用労働者ともに、「1割未満」の割合が最も高い）。削減人数が多い「7割以上・計」で高いのは、「売上、利用客の減少」（正社員52.7%、非正規雇用労働者45.1%）であり、「国や地方自治体からの指示、要請への対応」（正社員42.3%、非正規雇用労働者39.9%）も高い（図表2-2-21）。

図表 2-2-21 出勤日数、労働時間の削減をした「シフト制労働者」の削減人数割合(SA、単位=%)

	n	1割未満	1割～3割未満	3割～5割未満	5割～7割未満	7割～9割未満	9割以上	無回答	3割未満・計	3～7割未満・計	7割以上・計
合計（正社員）	1,136	25.2	17.5	9.2	6.3	9.5	26.6	5.8	42.7	15.4	36.1
＜シフト削減の理由（MA）＞											
国や地方自治体からの指示、要請への対応	501	17.8	16.4	12.2	8.0	11.2	31.1	3.4	34.1	20.2	42.3
売上、利用客の減少	564	7.8	17.7	9.6	8.5	15.2	37.4	3.7	25.5	18.1	52.7
取引先の休業	180	21.7	21.7	11.1	6.7	8.9	26.1	3.9	43.3	17.8	35.0
従業員に感染者や濃厚接触者が出たため	357	45.9	18.8	6.4	4.2	5.9	16.0	2.8	64.7	10.6	21.8
合計（非正規雇用労働者）	1,576	26.6	18.7	10.3	7.0	9.5	24.0	3.9	45.3	17.3	33.5
＜シフト削減の理由（MA）＞											
国や地方自治体からの指示、要請への対応	719	19.1	17.8	12.8	9.0	11.8	28.1	1.4	36.9	21.8	39.9
売上、利用客の減少	765	12.4	19.1	10.8	9.7	12.5	32.5	2.9	31.5	20.5	45.1
取引先の休業	256	24.2	26.6	10.2	7.0	9.0	20.7	2.3	50.8	17.2	29.7
従業員に感染者や濃厚接触者が出たため	435	45.7	19.5	7.1	4.4	7.4	14.0	1.8	65.3	11.5	21.4

※「今般の新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、2020年1月以降に、「シフト制労働者」の出勤日数・時間（シフト）を削減したことがありますか」の設問において、正社員、非正規雇用労働者それぞれについて、「あった」と回答した企業を対象に集計。「3割未満・計」は、「1割未満」「1割～3割未満」の合計。「3～7割未満・計」は、「3割～5割未満」「5割～7割未満」の合計。「7割以上・計」は「7割～9割」「9割以上」の合計。

調査では、「シフト制労働者」の出勤日数、労働時間数の削減は最大でどの程度行ったかを尋ねている。それによれば、正社員、非正規雇用労働者いずれも、「1割～3割未満」が最も割合が高く、次いで、正社員は「1割未満」、非正規雇用労働者は「9割以上」が高くなっている。

「3割未満・計」（「1割未満」「1割～3割未満」の合計）でみると、正社員で50.4%、非正規雇用労働者では47.3%であり、約半数の企業を占めている。削減割合が高い「7割以上・

計」（「7割～9割」「9割以上」の合計）でみると、正社員で20.3%、非正規雇用労働者では26.9%となっている。

これをシフト削減理由別にみると、正社員、非正規雇用労働者いずれも、削減人数が少ない「3割未満・計」の割合は、「従業員に感染者や濃厚接触者が出たため」が6割前後と高くなっている（「従業員に感染者や濃厚接触者が出たため」では、正社員、非正規雇用労働者ともに、「1割未満」の割合が最も高い）。削減人数が多い「7割以上・計」で高いのは、「国や地方自治体からの指示、要請への対応」「売上、利用客の減少」となっている（図表2-2-22）。

図表2-2-22 「シフト制労働者」の出勤日数、労働時間数の削減割合（最大）(SA、単位＝%)

	n	1割未満	1割～3割未満	3割～5割未満	5割～7割未満	7割～9割未満	9割以上	無回答	3割未満・計	3～7割未満・計	7割以上・計
合計（正社員）	1,136	23.2	27.3	14.8	8.4	5.3	15.1	6.1	50.4	23.2	20.3
＜シフト削減の理由（MA）＞											
国や地方自治体からの指示、要請への対応	501	17.6	25.9	15.6	10.4	6.4	21.8	2.4	43.5	25.9	28.1
売上、利用客の減少	564	11.3	31.9	16.7	8.7	8.2	19.3	3.9	43.3	25.4	27.5
取引先の休業	180	16.1	34.4	14.4	11.1	5.6	14.4	3.9	50.6	25.6	20.0
従業員に感染者や濃厚接触者が出たため	357	37.0	24.9	12.9	5.6	3.6	11.5	4.5	61.9	18.5	15.1
合計（非正規雇用労働者）	1,576	20.1	27.2	13.8	8.1	5.1	21.8	4.0	47.3	21.8	26.9
＜シフト削減の理由（MA）＞											
国や地方自治体からの指示、要請への対応	719	14.2	23.6	14.5	10.6	6.5	29.3	1.3	37.8	25.0	35.9
売上、利用客の減少	765	10.6	30.7	14.4	8.9	7.1	25.2	3.1	41.3	23.3	32.3
取引先の休業	256	14.8	30.9	17.6	7.4	4.7	22.3	2.3	45.7	25.0	27.0
従業員に感染者や濃厚接触者が出たため	435	33.1	25.1	13.3	7.1	3.7	15.2	2.5	58.2	20.5	18.9

※「今般の新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、2020年1月以降に、「シフト制労働者」の出勤日数・時間（シフト）を削減したことがありますか」の設問において、正社員、非正規雇用労働者それぞれについて、「あった」と回答した企業を対象に集計。「3割未満・計」は、「1割未満」「1割～3割未満」の合計。「3～7割未満・計」は、「3割～5割未満」「5割～7割未満」の合計。「7割以上・計」は「7割～9割」「9割以上」の合計。

[1] 出勤日数、労働時間の削減をした「シフト制労働者」の削減人数割合、[2] 「シフト制労働者」の出勤日数、労働時間数の削減割合（最大）について、属性別にみたものが図表2-2-23である。

図表2-2-23 (1)出勤日数、労働時間の削減をした「シフト制労働者」の削減人数割合、(2)「シフト制労働者」の出勤日数、労働時間の削減割合(最大)(SA、単位＝%)

	(1) 出勤日数、労働時間の削減をした「シフト制労働者」の削減人数割合						(2) 「シフト制労働者」の出勤日数、労働時間の削減割合(最大)														
	正社員			非正規雇用労働者			正社員			非正規雇用労働者											
	n	3割未満・計	7割以上・計	無回答	n	3割未満・計	7割以上・計	無回答	n	3割未満・計	7割以上・計	無回答									
合計	1,136	42.7	15.4	36.1	5.8	1,576	45.3	17.3	33.5	3.9	1,136	50.4	23.2	20.3	6.1	1,576	47.3	21.8	26.9	4.0	
<業種>																					
鉱業、採石業、砂利採取業	1	100.0	0.0	0.0	0.0	1	100.0	0.0	0.0	0.0	1	100.0	0.0	0.0	0.0	1	100.0	0.0	0.0	0.0	
建設業	10	0.0	30.0	30.0	40.0	16	25.0	31.3	37.5	6.3	10	20.0	10.0	30.0	40.0	16	31.3	37.5	25.0	6.3	
製造業	130	31.5	15.4	45.4	7.7	136	33.1	16.9	41.9	8.1	130	53.8	26.9	12.3	6.9	136	49.3	22.8	20.6	7.4	
電気・ガス・熱供給・水道業	2	100.0	0.0	0.0	0.0	2	100.0	0.0	0.0	0.0	2	100.0	0.0	0.0	0.0	2	100.0	0.0	0.0	0.0	
情報通信業	12	58.3	25.0	8.3	8.3	17	52.9	23.5	17.6	5.9	12	50.0	16.7	25.0	8.3	17	52.9	17.6	23.5	5.9	
運輸業、郵便業	116	26.7	13.8	56.0	3.4	125	32.8	16.8	45.6	4.8	116	49.1	27.6	17.2	6.0	125	46.4	29.6	17.6	6.4	
卸売業、小売業	162	42.0	12.3	42.6	3.1	220	46.8	13.2	38.2	1.8	162	50.6	27.8	17.9	3.7	220	48.6	23.6	25.9	1.8	
金融業、保険業	10	20.0	0.0	70.0	10.0	11	18.2	0.0	72.7	9.1	10	50.0	20.0	20.0	10.0	11	45.5	27.3	18.2	9.1	
不動産、物品賃貸業	5	0.0	60.0	40.0	0.0	15	46.7	40.0	13.3	0.0	5	60.0	20.0	20.0	0.0	15	46.7	26.7	26.7	0.0	
学術研究、専門・技術サービス業	6	100.0	0.0	0.0	0.0	9	55.6	11.1	22.2	11.1	6	66.7	33.3	0.0	0.0	9	55.6	22.2	11.1	11.1	
宿泊業、飲食サービス業	226	19.5	19.9	55.3	5.3	266	15.4	24.4	56.8	3.4	226	27.9	24.3	44.2	3.5	266	22.6	21.1	53.8	2.6	
生活関連サービス業、娯楽業	66	30.3	25.8	39.4	4.5	93	36.6	22.6	37.6	3.2	66	39.4	33.3	22.7	4.5	93	48.4	22.6	26.9	2.2	
教育、学習支援業	20	40.0	20.0	30.0	10.0	83	37.3	22.9	37.3	2.4	20	50.0	20.0	20.0	10.0	83	33.7	22.9	38.6	4.8	
医療、福祉	224	78.1	7.6	8.5	5.8	329	76.6	9.1	10.6	3.6	224	71.4	14.3	6.7	7.6	329	67.2	16.7	11.9	4.3	
複合サービス事業(郵便局、農業組合など)	11	54.5	18.2	18.2	9.1	17	64.7	11.8	23.5	0.0	11	72.7	18.2	0.0	9.1	17	70.6	23.5	5.9	0.0	
サービス業(他に分類されないもの)	132	55.3	18.9	18.9	6.8	227	54.2	19.4	22.0	4.4	132	55.3	21.2	16.7	6.8	227	48.0	22.0	26.4	3.5	
その他	3	33.3	0.0	33.3	33.3	9	33.3	22.2	33.3	11.1	3	33.3	0.0	33.3	33.3	9	44.4	11.1	22.2	22.2	
<従業員規模>																					
100人未満	56	30.4	19.6	39.3	10.7	67	37.3	16.4	38.8	7.5	56	41.1	26.8	21.4	10.7	67	41.8	29.9	20.9	7.5	
100～299人	586	38.4	14.3	41.1	6.1	747	41.4	16.2	38.4	4.0	586	50.2	24.4	18.8	6.7	747	47.3	22.6	26.2	3.9	
300～999人	336	44.0	16.7	34.2	5.1	510	48.6	16.9	31.0	3.5	336	48.5	22.3	23.2	6.0	510	46.7	21.4	27.6	4.3	
1000人以上	150	61.3	14.0	20.0	4.7	241	53.1	21.6	21.6	3.7	150	59.3	17.3	20.7	2.7	241	50.2	17.4	29.5	2.9	
<従業員に占めるシフト制労働者の割合>																					
3割未満	183	44.8	13.7	36.1	5.5	389	47.8	18.0	31.6	2.6	183	60.1	21.3	12.0	6.6	389	54.5	21.9	21.3	2.3	
3～6割未満	136	47.1	14.7	35.3	2.9	217	50.2	20.3	28.1	1.4	136	55.1	27.2	14.7	2.9	217	44.2	29.0	25.3	1.4	
6～8割未満	180	47.2	17.8	28.9	6.1	247	52.6	15.0	29.6	2.8	180	52.2	21.7	21.7	4.4	247	47.4	18.2	32.4	2.0	
8割以上	448	37.7	15.2	44.4	2.7	519	37.0	18.3	42.4	2.3	448	44.9	24.3	28.3	2.5	519	42.2	22.4	33.3	2.1	
<シフト制労働者の区分>																					
勤務日数や勤務時間数が決まっているシフト制労働者のみがいる企業	691	45.3	13.6	37.9	3.2	950	47.2	16.2	34.2	2.4	691	52.5	23.6	20.8	3.0	950	48.6	22.5	26.5	2.3	
勤務日数や勤務時間数が決まっている・決まっていないうずれのシフト制労働者もいる企業	229	33.6	20.5	40.6	5.2	334	38.6	21.0	38.3	2.1	229	44.5	25.8	25.3	4.4	334	39.2	23.4	35.3	2.1	
勤務日数や勤務時間数が決まっていないうずれのシフト制労働者のみがいる企業	35	34.3	14.3	42.9	8.6	99	43.4	23.2	31.3	2.0	35	48.6	14.3	22.9	14.3	99	53.5	20.2	25.3	1.0	

※「今般の新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、2020年1月以降に、「シフト制労働者」の出勤日数・時間を削減したことがあり、正社員、非正規雇用労働者それぞれについて、「あった」と回答した企業を対象に集計。設問(1)「それにおいて、「3割未満・計」は、「1割未満」「1割～3割未満」の合計。「3～7割未満・計」は、「3割～5割未満」「5割～7割未満」の合計。「7割以上・計」は、「7割以上」「9割以上」の合計。表側の業種(n=50以上、「その他」を除く)において、「7割以上」で合計より5ポイント以上高い数値に纏。

[1] 出勤日数、労働時間の削減をした「シフト制労働者」の削減人数割合について、削減人数が多い「7割以上・計」の割合を業種別（n=30以上、「その他」除く）にみると、正社員では、合計より5ポイント以上高い業種は、「運輸業、郵便業」「宿泊業、飲食サービス業」「製造業」「卸売業、小売業」であり、非正規雇用労働者では、「宿泊業、飲食サービス業」「運輸業、郵便業」「製造業」となっている。

従業員規模別にみると、正社員、非正規雇用労働者いずれも、規模が大きくなるほど「3割未満・計」の割合が高くなる一方で、規模が小さくなるほどおおむね「7割以上・計」の割合が高くなる傾向にある。

従業員に占めるシフト制労働者の割合別にみると、正社員、非正規雇用労働者いずれも、シフト制労働者の割合が8割以上において、「7割以上・計」の割合が最も高い。

シフト制労働者の区分別にみると、正社員では、「7割以上・計」の割合は、「勤務日数や勤務時間数が決まっていないシフト制労働者のみがある企業」が42.9%と最も高いが（n数が少ないことに留意）、いずれの区分も4割前後であり、区分間で大きな差はみられない。一方、非正規雇用労働者では、「7割以上・計」の割合は、「勤務日数や勤務時間数が決まっている・決まっていないいずれのシフト制労働者もいる企業」で最も高くなっている。

[2] 「シフト制労働者」の出勤日数、労働時間数の削減割合（最大）について、削減割合が高い「7割以上・計」の割合を業種別（n=30以上、「その他」除く）にみると、正社員では、合計より5ポイント以上高い業種は、「宿泊業、飲食サービス業」であり、非正規雇用労働者では、「宿泊業、飲食サービス業」「教育、学習支援業」となっている。

従業員規模別にみると、正社員、非正規雇用労働者いずれも、規模が大きくなるほど「3割未満・計」の割合が高くなる。

従業員に占めるシフト制労働者の割合別にみると、正社員、非正規雇用労働者いずれも、シフト制労働者の割合が低くなるほど、「3割未満・計」の割合がおおむね高くなる一方で、シフト制労働者の割合が高くなるほど、「7割以上・計」の割合がおおむね高くなる傾向にある。

シフト制労働者の区分別にみると、正社員、非正規雇用労働者ともに、「7割以上・計」の割合は、「勤務日数や勤務時間数が決まっている・決まっていないいずれのシフト制労働者もいる企業」で、他の区分に比べてやや高くなっている。

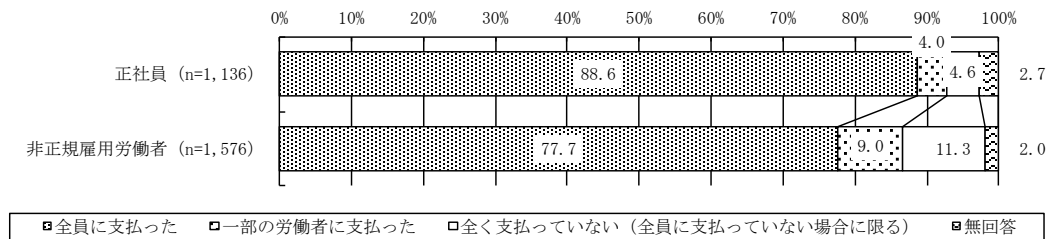
(3)シフトを削減された労働者に対する「休業等に伴う手当」の支払い状況

①シフトを削減された労働者に対する「休業等に伴う手当」の支払い状況

調査では、「このシフトを削減された労働者に対して、休業等に伴う手当を支払いましたか」と尋ねている。それによれば、休業等に伴う手当の支払い状況については、正社員で、「全員に支払った」とする企業割合が88.6%と9割弱を占め、「一部の労働者に支払った」は4.0%、「全く支払っていない」は4.6%とそれぞれ少数である。非正規雇用労働者では、「全員に支

払った」は 77.7%と 8 割弱を占め、「一部の労働者に支払った」は 9.0%、「全く支払っていない」は 11.3%となっている。就業形態間を比較すると、正社員に比べ非正規雇用労働者の方が、「全員に支払った」とする割合が低い一方で、「全く支払っていない」「一部の労働者に支払った」の割合が高くなっている（図表 2-2-24）。

図表 2-2-24 シフトを削減された労働者に対する休業等に伴う手当の支払い状況(SA、単位=%)



※「今般の新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、2020年1月以降に、「シフト制労働者」の出勤日数・時間（シフト）を削減したことがありますか」の設問において、正社員、非正規雇用労働者それぞれについて、「あった」と回答した企業を対象に集計。

これを属性別にみたものが図表 2-2-25 である。シフト削減の理由別にみると、正社員、非正規雇用労働者ともに、休業等に伴う手当を「全員に支払った」とする割合が最も高いことに違いはないものの、「全く支払っていない」「一部の労働者に支払った」の割合は、「従業員に感染者や濃厚接触者が出たため」「国や地方自治体からの指示、要請への対応」で他の理由よりもやや高くなっている。

従業員規模別にみると、いずれの規模においても、休業等に伴う手当を「全員に支払った」とする割合が最も高いことに違いはないが、1,000人以上において「一部の労働者に支払った」とする割合がやや高くなっている。

シフト制労働者の区分別にみると、正社員では、区分間で休業等に伴う手当の支払い状況の分布に大きな差はみられないが、非正規雇用労働者では、「全く支払っていない」の割合は、「勤務日数や勤務時間数が決まっていないシフト制労働者のみがいる企業」で 29.3%と最も高くなっている。

「シフト制労働者」の削減人数割合別にみると、削減人数割合が高いほど、正社員、非正規雇用労働者いずれも、「全員に支払った」とする割合が高くなる傾向にある。

「シフト制労働者」の出勤日数、労働時間数の削減割合別にみると、削減割合が高くなるほど、「全員に支払った」とする割合が高くなる傾向にある。

なお、参考として、休業させた労働者に対する休業等に伴う手当の支払い状況別にみると、正社員、非正規雇用労働者ともに、休業等に伴う手当を「全員に支払った」とする企業の 9割前後が、シフトを削減された労働者に対しても休業等に伴う手当を「全員に支払った」としていた。

図表 2-2-25 シフトを削減された労働者に対する休業等に伴う手当の支払い状況(SA、単位＝%)

	正社員					非正規雇用労働者					
	n	全員に支払った	一部の労働者に支払った	ない(全員に支払っていない)	全く支払っていない	無回答	n	全員に支払った	一部の労働者に支払った	ない(全員に支払っていない)	全く支払っていない
合計	1,136	88.6	4.0	4.6	2.7	1,576	77.7	9.0	11.3	2.0	
<シフト削減の理由 (MA) >											
国や地方自治体からの指示、要請への対応	501	90.2	4.6	3.6	1.6	719	80.3	11.0	8.2	0.6	
売上、利用客の減少	564	94.7	2.7	1.8	0.9	765	80.5	8.9	9.7	0.9	
取引先の休業	180	91.7	2.8	3.9	1.7	256	80.9	10.2	7.8	1.2	
従業員に感染者や濃厚接触者が出たため	357	85.7	8.1	5.3	0.8	435	76.1	12.6	10.3	0.9	
<従業員規模>											
100人未満	56	85.7	1.8	5.4	7.1	67	71.6	7.5	17.9	3.0	
100～299人	586	89.9	3.1	4.3	2.7	747	79.8	6.8	11.4	2.0	
300～999人	336	89.3	3.0	5.1	2.7	510	77.3	8.0	12.4	2.4	
1000人以上	150	82.7	11.3	4.7	1.3	241	73.0	18.7	7.1	1.2	
<シフト制労働者の区分>											
勤務日数や勤務時間数が決まっているシフト制労働者のみがある企業	691	89.4	4.6	4.9	1.0	950	80.7	8.2	9.9	1.2	
勤務日数や勤務時間数が決まっている・決まっていないうずれのシフト制労働者もいる企業	229	88.2	4.8	4.8	2.2	334	73.4	13.8	12.3	0.6	
勤務日数や勤務時間数が決まっていないシフト制労働者のみがある企業	35	85.7	2.9	5.7	5.7	99	61.6	9.1	29.3	-	
<出勤日数、労働時間の削減をした「シフト制労働者」の削減人数割合>											
3割未満	485	83.5	7.4	8.5	0.6	714	73.2	10.1	16.1	0.6	
3割～7割未満	175	95.4	2.9	1.7	-	272	77.9	9.6	12.5	-	
7割以上	410	98.3	0.5	1.2	-	528	86.7	8.1	5.1	-	
<「シフト制労働者」の出勤日数、労働時間数の削減割合(最大)>											
3割未満	573	86.9	6.1	6.8	0.2	745	74.6	9.5	15.6	0.3	
3割～7割未満	263	95.1	2.3	2.7	-	344	81.4	8.1	10.5	-	
7割以上	231	97.8	1.3	0.9	-	424	84.4	9.7	5.9	-	
<休業させた労働者に対する「休業等に伴う手当」の支払い状況(※2)>											
全員に支払った	992	93.8	1.7	1.4	3.1	1,306	87.4	4.8	5.7	2.1	
一部の人に支払った	71	53.5	38.0	8.5	-	111	21.6	64.9	12.6	0.9	
支払わなかった	20	5.0	5.0	90.0	-	55	5.5	7.3	87.3	-	

※1:「今般の新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、2020年1月以降に、「シフト制労働者」の出勤日数・時間(シフト)を削減したことがありますか」の設問において、正社員、非正規雇用労働者それぞれについて、「あった」と回答した企業を対象に集計。

※2:表側の「休業させた労働者に対する「休業等に伴う手当」の支払い状況」は、新型コロナウイルス感染症の発生、感染拡大期(2020年1月～調査時点)における労働者に休業を命じたことがある企業における、休業させた労働者に対する休業等に伴う手当の支払い状況(問5付問3)でクロス集計している。

②シフトを削減された労働者に休業等に伴う手当を支払わなかった理由

調査では、休業等に伴う手当を支払わなかった企業(「一部の労働者に支払った」「全く支払っていない」を選択した企業)に対して、シフトを削減された労働者に休業等に伴う手当を支払わなかった理由(複数回答)を尋ねている。

それによれば、休業等に伴う手当を支払わなかった理由は、正社員では、「年次有給休暇を取得してもらったから」とする企業割合が56.1%と最も高く、次いで、「支払義務がないから(シフトを削減した上でシフトを確定させたので、休業は発生していないと判断したから)」が19.4%、「支払わないことについて労働者と合意したから」が10.2%、「ごく短期間の休業だったから」が8.2%などとなっている。

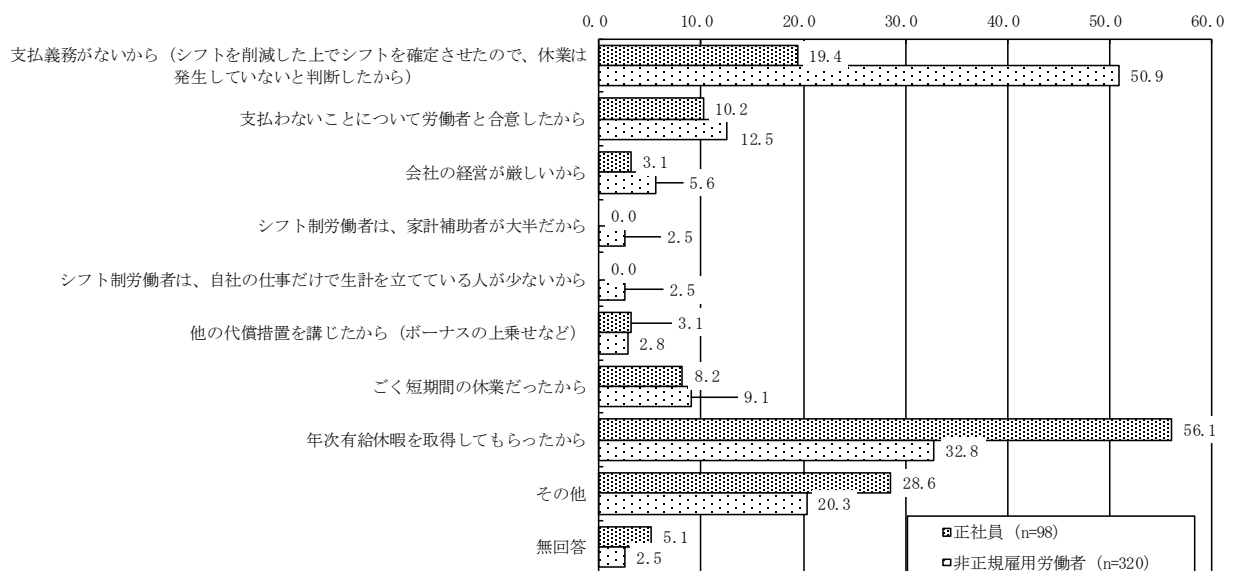
一方、非正規雇用労働者は、「支払義務がないから(シフトを削減した上でシフトを確定さ

せたので、休業は発生していないと判断したから)」とする企業割合が 50.9%と最も高く、次いで、「年次有給休暇を取得してもらったから」が 32.8%、「支払わないことについて労働者と合意したから」が 12.5%、「ごく短期間の休業だったから」が 9.1%などとなっている。

就業形態間を比較すると、非正規雇用労働者に比べ正社員の方が、「年次有給休暇を取得してもらったから」の割合が高く、正社員に比べ非正規雇用労働者の方が、「支払義務がないから(シフトを削減した上でシフトを確定させたので、休業は発生していないと判断したから)」の割合が高い(図表 2-2-26)。

これをシフト制労働者の区別にみると、正社員、非正規雇用労働者ともに、「支払義務がないから(シフトを削減した上でシフトを確定させたので、休業は発生していないと判断したから)」の割合は、「勤務日数や勤務時間数が決まっているシフト制労働者のみがある企業」で最も低くなっている。一方、とくに非正規雇用労働者において、「支払義務がないから(シフトを削減した上でシフトを確定させたので、休業は発生していないと判断したから)」の割合は、「勤務日数や勤務時間数が決まっている・決まっていないいずれのシフト制労働者もいる企業」「勤務日数や勤務時間数が決まっていないシフト制労働者のみがある企業」で 5 割台と高くなっている。また、「年次有給休暇を取得してもらったから」は、正社員、非正規雇用労働者ともに、「勤務日数や勤務時間数が決まっているシフト制労働者のみがある企業」で最も割合が高い(n 数が少ないことに留意)(図表 2-2-27)。

図表 2-2-26 シフトを削減された労働者に休業等に伴う手当を支払わなかった理由(MA、単位=%)



※「今般の新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、2020年1月以降に、「シフト制労働者」の出勤日数・時間(シフト)を削減したことがありますか」の設問において、正社員、非正規雇用労働者それぞれについて、「あった」と回答した企業のうち、シフトを削減された労働者に対して、休業等に伴う手当の支払いを「一部の労働者に支払った」「全く支払っていない(全員に支払っていない場合に限る)」と回答した企業を対象に集計。

図表 2-2-27 シフトを削減された労働者に休業等に伴う手当を支払わなかった理由 (MA、単位＝%)

	n	い な い と 判 断 し た か ら	支 払 義 務 が な い か ら (シ フ ト を 削 減 し た 上 で シ フ ト を 確 定 し た か ら)	支 払 わ な い こ と に つ い て 労 働 者 と 合 意 し た か ら	会 社 の 経 営 が 厳 し い か ら	シ フ ト 制 大 半 だ か ら シ フ ト 制 労 働 者 は 、 家 計 補 助	シ フ ト 制 労 働 者 は 、 自 社 の 仕 事 で 少 な い か ら	シ フ ト 制 労 働 者 は 、 自 社 の 仕 事 で 少 な い か ら	他 の 代 償 措 置 を 講 じ た か ら (ボ ー ナ ス の 上 乗 せ な ど)	ご く 短 期 間 の 休 業 だ っ た か ら	年 次 有 給 休 暇 を 取 得 し て も ら な か つ た か ら	そ の 他	無 回 答
正社員 計	98	19.4	10.2	3.1	-	-	3.1	8.2	56.1	28.6	5.1		
シフト制労働者の区分	勤務日数や勤務時間数が決まっているシフト制労働者のみがある企業	66	18.2	12.1	3.0	-	-	1.5	7.6	59.1	34.8	0.0	
	勤務日数や勤務時間数が決まっている・決まっていないいずれのシフト制労働者もいる企業	22	22.7	4.5	4.5	-	-	9.1	13.6	50.0	13.6	13.6	
	勤務日数や勤務時間数が決まっているシフト制労働者のみがある企業	3	33.3	-	-	-	-	-	-	33.3	-	33.3	
	非正規雇用労働者 計	320	50.9	12.5	5.6	2.5	2.5	2.8	9.1	32.8	20.3	2.5	
シフト制労働者の区分	勤務日数や勤務時間数が決まっているシフト制労働者のみがある企業	172	46.5	14.0	4.7	1.2	2.9	2.9	9.9	37.8	23.8	1.2	
	勤務日数や勤務時間数が決まっている・決まっていないいずれのシフト制労働者もいる企業	87	57.5	6.9	9.2	3.4	2.3	3.4	6.9	28.7	12.6	5.7	
	勤務日数や勤務時間数が決まっているシフト制労働者のみがある企業	38	55.3	18.4	-	7.9	2.6	-	7.9	21.1	18.4	2.6	
	勤務日数や勤務時間数が決まっていないシフト制労働者のみがある企業												

※「今般の新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、2020年1月以降に、「シフト制労働者」の出勤日数・時間(シフト)を削減したことがありますか」の設問において、正社員、非正規雇用労働者それぞれについて、「あった」と回答した企業のうち、シフトを削減された労働者に対して、休業等に伴う手当の支払いを「一部の労働者に支払った」「全く支払っていない(全員に支払っていない場合に限る)」と回答した企業を対象に集計。

(4)シフトを削減された労働者に対して休業等に伴う手当を支払った企業における雇用調整助成金の申請状況

①雇用調整助成金の申請状況と雇用調整助成金の特例措置の影響

シフトを削減された労働者に対する休業等に伴う手当を「全員に支払った」「一部の労働者に支払った」とする企業(シフトを削減された労働者に対して休業等に伴う手当を支払った企業)に雇用調整助成金の申請¹¹状況を尋ねたところ、「支払った手当の全額について申請した」が正社員で59.1%、非正規雇用労働者では53.4%、「一部のみ申請した」が正社員で14.9%、非正規雇用労働者では17.6%となっており、「申請しなかった」は、正社員で22.7%、非正規雇用労働者では25.6%となっている。「雇用調整助成金の申請を行った企業」「支払った手当の全額について申請した」と「一部のみ申請した」の合計)は、正社員で74.0%、非正規雇用労働者では71.0%となっている。

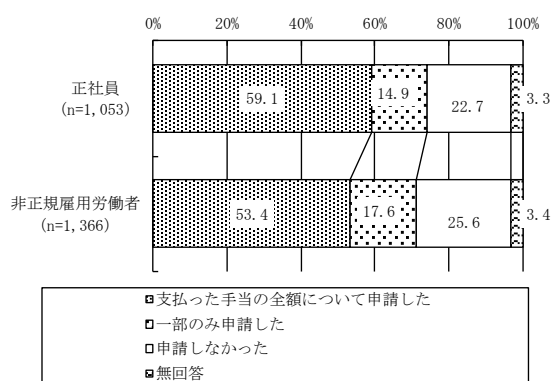
就業形態間を比較すると、非正規雇用労働者に比べ正社員の方が「支払った手当の全額について申請した」の割合がやや高い一方で、正社員に比べ非正規雇用労働者の方が「一部のみ申請した」「申請しなかった」の割合がわずかに高い(図表 2-2-28)。

雇用調整助成金を「支払った手当の全額について申請した」「一部のみ申請した」とする企業(雇用調整助成金の申請を行った企業)に対して、休業等に伴う手当の労働者への支払に関して、雇用調整助成金の特例措置が講じられていることはどの程度影響したかを尋ねたところ(以下、「雇用調整助成金の特例措置の影響」という)、正社員、非正規雇用労働者ともに、「特例措置が実施されたことによって、支払額や支払対象者が増加した部分がある」とす

¹¹ 調査票では、「雇用調整助成金は、事業主が労働者に休業手当を支払う場合、その一部を助成する制度で、特例措置により助成率及び上限額の引き上げを行っています」と注記(本調査の依頼状の裏面で「緊急対応期間中の雇用調整助成金の特例措置の内容」も参照のため記載(当該記載内容は本報告書の104頁に収録))。

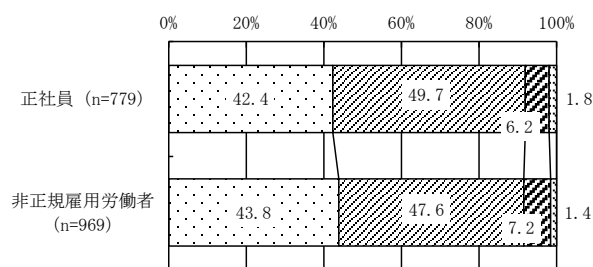
る企業が 5 割弱と最も割合が高い。「特例措置が実施されなければ、そもそも手当の支払をする予定はなかった」とする企業も正社員が 6.2%、非正規雇用労働者が 7.2%あった。「手当の支払は元々実施する予定であり、特例措置の有無や内容に影響された部分はない」は 4 割程度だった（図表 2-2-29）。

図表 2-2-28 シフトを削減された労働者に対して休業等に
伴う手当を支払った企業における雇用調整助成金の
申請状況(SA、単位＝%)



※「今般の新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、2020年1月以降に、「シフト制労働者」の出勤日数・時間（シフト）を削減したことがありますか」の設問において、正社員、非正規雇用労働者それぞれについて、「あった」と回答した企業のうち、シフトを削減された労働者に対して、休業等に伴う手当の支払いを「全員に支払った」「一部の労働者に支払った」と回答した企業を対象に集計。

図表 2-2-29 雇用調整助成金の申請を行った企業にお
ける雇用調整助成金の特例措置の影響(SA、単位＝%)



□ 手当の支払は元々実施する予定であり、特例措置の有無や内容に影響された部分はない
 ■ 特例措置が実施されたことによって、支払額や支払対象者が増加した部分がある
 ■ 特例措置が実施されなければ、そもそも手当の支払をする予定はなかった
 ■ 無回答

※「今般の新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、2020年1月以降に、「シフト制労働者」の出勤日数・時間（シフト）を削減したことがありますか」の設問において、正社員、非正規雇用労働者それぞれについて、「あった」と回答した企業のうち、シフトを削減された労働者に対して、休業等に伴う手当の支払いを「全員に支払った」「一部の労働者に支払った」と回答した企業で、この休業等に伴う手当の支払いに際して、雇用調整助成金の申請を「支払った手当の全額について申請した」「一部のみ申請した」を対象に集計。

②属性別にみた雇用調整助成金の申請状況

雇用調整助成金の申請状況を属性別にみたものが図表 2-2-30 である。それによれば、シフト削減の理由（複数回答）別にみると、正社員、非正規雇用労働者ともに、雇用調整助成金の申請を行った企業の割合（「支払った手当の全額について申請した」と「一部のみ申請した」の合計）は、「売上、利用客の減少」が 9 割程度と高い一方で、「従業員に感染者や濃厚接触者が出たため」では 5 割程度と低くなっている。

従業員規模別にみると、正社員、非正規雇用労働者ともに、規模が小さくなるほど、「支払った手当の全額について申請した」の割合が高くなる一方で、規模が大きくなるほど「一部のみ申請した」の割合が高くなる傾向にある。

シフト制労働者の区分別にみると、正社員では、「支払った手当の全額について申請した」の割合は、「勤務日数や勤務時間数が決まっていなシフト制労働者のみがいる企業」で最も

高く、次いで、「勤務日数や勤務時間数が決まっている・決まっていないいずれのシフト制労働者もいる企業」「勤務日数や勤務時間数が決まっているシフト制労働者のみがある企業」の順となっている。一方、非正規雇用労働者では、「支払った手当の全額について申請した」の割合は、いずれも5割台であり、区分によって、分布に大きな差はみられない。

「シフト制労働者」の削減人数割合別にみると、正社員、非正規雇用労働者いずれも、削減人数割合が高いほど、「支払った手当の全額について申請した」とする割合が高くなる一方で、「申請しなかった」の割合が低くなる傾向にある。また、「シフト制労働者」の出勤日数、労働時間数の削減割合別にみると、正社員、非正規雇用労働者ともに、削減割合が高くなるほど、「支払った手当の全額について申請した」とする割合が高くなる一方で、「申請しなかった」の割合が低くなる傾向にある。

図表 2-2-30 シフトを削減された労働者に対して休業等に伴う手当を支払った企業における雇用調整助成金の申請状況 (SA、単位=%)

	正社員					非正規雇用労働者						
	n	支払った手当の全額について申請した	一部のみ申請した	申請しなかった	無回答	雇用調整助成金の申請を行った企業の割合	n	支払った手当の全額について申請した	一部のみ申請した	申請しなかった	無回答	雇用調整助成金の申請を行った企業の割合
合計	1,053	59.1	14.9	22.7	3.3	74.0	1,366	53.4	17.6	25.6	3.4	71.0
<シフト削減の理由 (MA) >												
国や地方自治体からの指示、要請への対応	475	63.8	17.9	14.7	3.6	81.7	656	55.3	19.8	21.6	3.2	75.1
売上、利用客の減少	549	77.4	16.2	4.4	2.0	93.6	684	70.6	18.4	8.3	2.6	89.0
取引先の休業	170	62.9	19.4	14.1	3.5	82.3	233	54.9	25.8	15.5	3.9	80.7
従業員に感染者や濃厚接触者が出たため	335	37.3	14.3	43.3	5.1	51.6	386	37.6	18.7	38.6	5.2	56.3
<従業員規模>												
100人未満	49	69.4	6.1	22.4	2.0	75.5	53	62.3	7.5	28.3	1.9	69.8
100～299人	545	62.4	12.3	21.8	3.5	74.7	647	58.6	13.9	23.5	4.0	72.5
300～999人	310	57.7	15.2	24.8	2.3	72.9	435	49.9	18.6	29.2	2.3	68.5
1000人以上	141	45.4	27.7	22.0	5.0	73.1	221	42.1	29.0	24.9	4.1	71.1
<シフト制労働者の区分>												
勤務日数や勤務時間数が決まっているシフト制労働者のみがある企業	650	58.2	12.9	26.0	2.9	71.1	845	54.1	14.9	27.7	3.3	69.0
勤務日数や勤務時間数が決まっている・決まっていないいずれのシフト制労働者もいる企業	213	62.9	21.1	12.7	3.3	84.0	291	52.6	25.1	19.9	2.4	77.7
勤務日数や勤務時間数が決まっていないシフト制労働者のみがある企業	31	71.0	25.8	-	3.2	96.8	70	51.4	22.9	22.9	2.9	74.3
<出勤日数、労働時間の削減をした「シフト制労働者」の削減人数割合>												
3割未満	441	37.4	15.2	42.9	4.5	52.6	595	34.8	17.3	43.2	4.7	52.1
3割～7割未満	172	65.7	19.8	11.0	3.5	85.5	238	63.9	22.7	12.2	1.3	86.6
7割以上	405	79.8	12.8	5.4	2.0	92.6	501	70.3	16.0	10.8	3.0	86.3
<「シフト制労働者」の出勤日数、労働時間数の削減割合 (最大) >												
3割未満	533	48.4	15.2	33.4	3.0	63.6	627	43.1	15.9	36.8	4.1	59.0
3割～7割未満	256	65.2	15.6	14.5	4.7	80.8	308	59.1	17.9	19.8	3.2	77.0
7割以上	229	78.2	14.8	4.8	2.2	93.0	399	64.7	20.6	12.3	2.5	85.3

※「今般の新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、2020年1月以降に、「シフト制労働者」の出勤日数・時間(シフト)を削減したことがありますか」の設問において、正社員、非正規雇用労働者それぞれについて、「あった」と回答した企業のうち、シフトを削減された労働者に対して、休業等に伴う手当の支払いを「全員に支払った」「一部の労働者に支払った」と回答した企業を対象に集計。「雇用調整助成金の申請を行った企業の割合」は、「支払った手当の全額について申請した」と「一部のみ申請した」の合計

③雇用調整助成金の申請を行った企業における雇用調整助成金の特例措置の影響

雇用調整助成金の特例措置の影響を属性別にみたものが図表 2-2-31 である。

シフト削減の理由（複数回答）別にみると、正社員、非正規雇用労働者ともに、「特例措置が実施されたことによって、支払額や支払対象者が増加した部分がある」とする企業割合は、「売上、利用客の減少」で55%程度と最も高くなっている。

図表 2-2-31 雇用調整助成金の申請を行った企業における雇用調整助成金の特例措置の影響(SA、単位＝%)

	正社員					非正規雇用労働者				
	n	響さる部分の内容はなし	手当の支拂は元々実施	たやとに支拂対象者が増加した	特例措置が実施された	かの特例措置が実施された	の支拂を予定も手配なし	ければ、実施された	特例措置が実施された	無回答
合計	779	42.4	49.7	6.2	1.8	969	43.8	47.6	7.2	1.4
<シフト削減の理由 (MA)>										
国や地方自治体からの指示、要請への対応	388	42.3	50.3	5.4	2.1	493	43.6	48.5	6.5	1.4
売上、利用客の減少	514	35.6	55.1	7.6	1.8	609	36.0	55.2	7.6	1.3
取引先の休業	140	48.6	47.9	2.9	0.7	188	50.5	41.0	8.0	0.5
従業員に感染者や濃厚接触者が出たため	173	44.5	45.1	7.5	2.9	217	47.9	43.3	6.0	2.8
<従業員規模>										
100人未満	37	40.5	45.9	5.4	8.1	37	45.9	37.8	10.8	5.4
100～299人	407	41.0	50.4	7.1	1.5	469	42.0	47.8	8.7	1.5
300～999人	226	41.6	52.2	4.9	1.3	298	42.3	53.0	4.0	0.7
1000人以上	103	49.5	43.7	5.8	1.0	157	50.3	40.1	8.3	1.3
<シフト制労働者の区分>										
勤務日数や勤務時間数が決まっているシフト制労働者のみがある企業	462	43.9	49.6	5.6	0.9	583	45.5	46.8	7.0	0.7
勤務日数や勤務時間数が決まっている・決まっていないいずれのシフト制労働者もいる企業	179	35.8	52.5	8.9	2.8	226	36.7	52.2	9.3	1.8
勤務日数や勤務時間数が決まっていないシフト制労働者のみがある企業	30	46.7	43.3	3.3	6.7	52	42.3	50.0	3.8	3.8
<雇用調整助成金の申請状況>										
支払った手当の全額について申請した	622	40.0	51.4	6.6	1.9	729	41.4	49.5	7.4	1.6
一部のみ申請した	157	51.6	42.7	4.5	1.3	240	50.8	41.7	6.7	0.8
<出勤日数、労働時間の削減をした「シフト制労働者」の削減人数割合>										
3割未満	232	53.9	38.4	5.6	2.2	310	53.2	38.1	7.1	1.6
3割～7割未満	147	46.3	45.6	7.5	0.7	206	50.5	40.8	7.8	1.0
7割以上	375	33.3	58.9	6.4	1.3	432	33.8	57.6	7.4	1.2
<「シフト制労働者」の出勤日数、労働時間数の削減割合(最大)>										
3割未満	339	47.2	44.5	6.2	2.1	370	50.3	40.5	7.6	1.6
3割～7割未満	207	43.0	49.8	7.2	-	237	45.1	48.1	6.8	-
7割以上	213	33.3	59.2	5.2	2.3	340	35.9	55.9	7.1	1.2

※「今般の新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、2020年1月以降に、「シフト制労働者」の出勤日数・時間(シフト)を削減したことがありますか」の設問において、正社員、非正規雇用労働者それぞれについて、「あった」と回答した企業のうち、シフトを削減された労働者に対して、休業等に伴う手当の支払いを「全員に支払った」「一部の労働者に支払った」と回答した企業で、この休業等に伴う手当の支払いに際して、雇用調整助成金の申請を「支払った手当の全額について申請した」「一部のみ申請した」を対象に集計。

従業員規模別にみると、正社員、非正規雇用労働者いずれも、「特例措置が実施されたことによって、支払額や支払対象者が増加した部分がある」とする割合は、「300～999人」「100～299人」で他の規模に比べて5割前後で最も高い。

シフト制労働者の区分別にみると、正社員、非正規雇用労働者ともに、「特例措置が実施されたことによって、支払額や支払対象者が増加した部分がある」「特例措置が実施されなければ、そもそも手当の支払をする予定はなかった」とする企業割合は、「勤務日数や勤務時間数が決まっている・決まっていないいずれのシフト制労働者もいる企業」において、他の区分に比べてやや高くなっている。

雇用調整助成金の申請状況別にみると、正社員、非正規雇用労働者いずれも、「一部のみ申

請した」に比べて「支払った手当の全額について申請した」とする企業の方が、「特例措置が実施されたことによって、支払額や支払対象者が増加した部分がある」の割合がやや高い。

「シフト制労働者」の削減人数割合別にみると、正社員、非正規雇用労働者いずれも、削減人数割合が高いほど、「特例措置が実施されたことによって、支払額や支払対象者が増加した部分がある」とする割合が高い。

「シフト制労働者」の出勤日数、労働時間数の削減割合別にみると、正社員、非正規雇用労働者いずれも、削減割合が高くなるほど、「特例措置が実施されたことによって、支払額や支払対象者が増加した部分がある」とする割合が高い。

3. 休業手当等の規定、算定方法について

3-1. 休業手当等の規定について

現在の就業規則（賃金規程など別規程を含む）に、労基法第 26 条の休業手当¹²について規定があるか（以下、「労基法第 26 条の休業手当規定の有無」という）については、「規定がある」が 56.9%、「規定はないが支払うことがある」が 27.0%、「休業手当の支払いは想定しておらず規定もない」が 14.7%となっている（図表 2-3-1）。

労基法第 26 条の休業手当について、「規定がある」「規定はないが支払うことがある」とする企業に対して、労基法第 26 条の休業手当について、どのような場合に支払うことになっているか（複数回答、以下、「休業手当を支払う事由」という）を尋ねたところ、「使用者の都合により労働者を休業させた場合」が 91.8%とほとんどの企業が支払い事由としており、次いで、「事業運営上の事情¹³により労働者を休業させた場合」が 50.1%と半数を占め、「天候不良や災害などによって営業ができず、労働者を休業させた場合」は 34.0%となっている（図表 2-3-2）。

労基法第 26 条の休業手当規定の有無について属性別にみたものが図表 2-3-3 である。

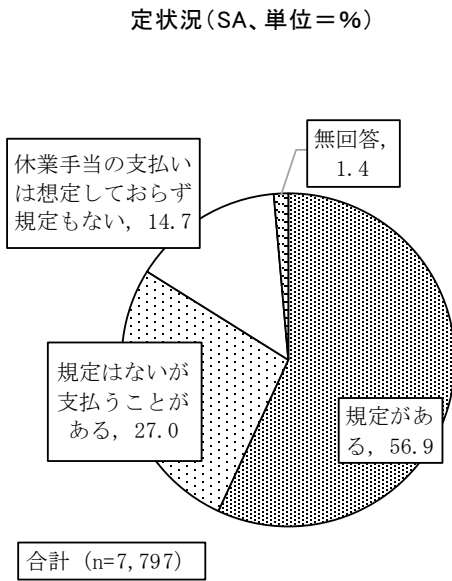
従業員規模別にみると、労基法第 26 条の休業手当の「規定がある」とする割合は、いずれの規模においても 5 割台である。従業員規模が大きくなるほど、「規定はないが支払うことがある」の割合はやや高くなり、規模が小さくなるほど「休業手当の支払いは想定しておらず規定もない」の割合がやや高くなる。

「規定がある」とする割合を業種別（n=30 以上、「その他」除く）にみると、合計より 5 ポイント以上高い業種は、「製造業」「建設業」「運輸業、郵便業」「サービス業（他に分類されないもの）」となっている。

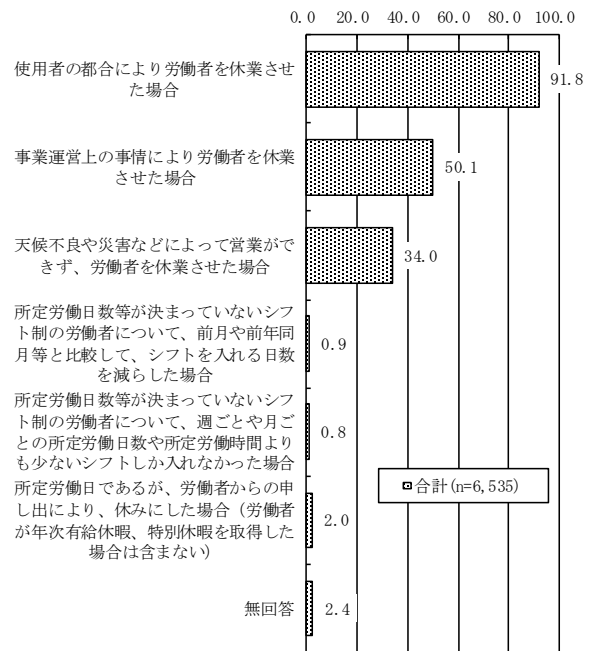
¹² 調査票では、「「労働基準法第 26 条の休業手当」とは「使用者の責に帰すべき事由」により休業となった場合に労働者に対する手当の支払について定めているものを指します。労働者を休業させた場合に手当を支給する規定があり、「使用者の責に帰すべき事由による休業」の場合も含まれているような場合には、「規定がある」に御回答ください」と注記している。

¹³ 調査票では、「「事業運営上の事情」とは、例えば原材料の不足、取引先や顧客の事情、利用客の減少といった、事業の運営上の都合は全て該当します」と注記している。

図表 2-3-1 現在の就業規則(賃金規程など別規程含む)における労基法第 26 条の休業手当についての規定



図表 2-3-2 労基法第 26 条の休業手当を支払う事由 (MA、単位=%)



※現在の就業規則(賃金規程など別規程を含む)において、労基法第26条の休業手当規定の有無について、「規定がある」、または、「規定はないが支払うことがある」とする企業を対象に集計。

図表 2-3-3 現在の就業規則(賃金規程など別規程含む)における労基法第 26 条の休業手当についての規定状況 (SA、単位=%)

	n	規定がある	あ支規もて払休 る払定な うはは こな とい がが が	もて払休 なおい業 いらは手 ず想 当 の 支	無 回 答
合計	7,797	56.9	27.0	14.7	1.4
<従業員規模>					
100人未満	393	55.5	23.2	20.1	1.3
100~299人	4,583	57.2	25.7	15.6	1.5
300~999人	2,073	56.4	29.1	13.0	1.5
1000人以上	686	56.7	30.6	12.0	0.7
<業種>					
鉱業、採石業、砂利採取業	4	25.0	50.0	-	25.0
建設業	341	63.6	18.8	16.1	1.5
製造業	1,552	67.9	23.9	6.8	1.4
電気・ガス・熱供給・水道業	29	51.7	17.2	31.0	-
情報通信業	226	59.7	19.9	17.3	3.1
運輸業、郵便業	589	63.3	23.4	11.2	2.0
卸売業、小売業	1,104	59.2	26.3	13.0	1.4
金融業、保険業	145	38.6	24.8	34.5	2.1
不動産、物品賃貸業	67	53.7	22.4	23.9	-
学術研究、専門・技術サービス業	111	56.8	21.6	21.6	-
宿泊業、飲食サービス業	320	60.6	30.9	6.6	1.9
生活関連サービス業、娯楽業	178	56.2	33.1	10.1	0.6
教育、学習支援業	341	26.7	36.1	36.7	0.6
医療、福祉	1,815	48.3	32.3	18.1	1.3
複合サービス事業(郵便局、農業組合など)	97	36.1	37.1	25.8	1.0
サービス業(他に分類されないもの)	813	61.9	24.1	12.5	1.5
その他	65	46.2	20.0	33.8	-

※表側の業種(n=30以上、「その他」除く)において、「規定がある」で、合計より5ポイント以上高い数値に網。

また、労基法第 26 条の休業手当を支払う事由について属性別にみたものが図表 2-3-4 である。労基法第 26 条の休業手当規定の有無別にみると、規定の有無にかかわらず、「使用者の都合により労働者を休業させた場合」が 9 割、「事業運営上の事情により労働者を休業させた場合」が 5 割前後、「天候不良や災害などによって営業ができず、労働者を休業させた場合」が 3 割台となっている。両者を比較すると、「規定がある」に比べて、「規定はないが支払うことがある」とする企業の方が「事業運営上の事情により労働者を休業させた場合」「天候不良や災害などによって営業ができず、労働者を休業させた場合」の割合がわずかに高い。

従業員規模別にみると、「天候不良や災害などによって営業ができず、労働者を休業させた場合」は、100 人以上に比べて 100 人未満の方が割合は低い。

業種（n=30 以上、「その他」除く）別にみると、各項目で合計より 5 ポイント以上高い業種では、「事業運営上の事情により労働者を休業させた場合」が「製造業」「生活関連サービス業、娯楽業」となっている。「天候不良や災害などによって営業ができず、労働者を休業させた場合」では、「金融業、保険業」「卸売業、小売業」「製造業」「複合サービス事業（郵便局、農業組合など）」「学術研究、専門・技術サービス業」となっている。

図表 2-3-4 労基法第 26 条の休業手当を支払う事由(MA、単位=%)

	n	使用者の都合により労働者を休業させた場合	事業運営上の事情により労働者を休業させた場合	天候不良や災害などによって営業ができず、労働者を休業させた場合	前月や前年同月等の日数を比較して、シフトや前年同月等の日数を減らした	所定労働日数等が決定している	所定労働日数等が決定している	特別休暇を取った場合も含む	所定労働日数等があるが、労働者が休んだ場合は含めない	無回答
合計	6,535	91.8	50.1	34.0	0.9	0.8	2.0	2.4		
<労基法第26条の休業手当規定の有無>										
規定がある	4,433	92.5	47.9	32.5	0.7	0.8	1.9	2.6		
規定はないが支払うことがある	2,102	90.4	54.6	37.3	1.1	0.9	2.1	1.9		
<従業員規模>										
100人未満	309	84.1	49.2	25.9	0.6	0.3	2.6	3.9		
100～299人	3,801	92.2	50.4	34.4	0.7	0.6	2.1	2.0		
300～999人	1,773	92.3	48.7	34.5	1.1	1.1	2.0	2.5		
1000人以上	599	92.7	54.3	35.4	1.3	2.0	0.5	3.0		
<業種>										
鉱業、採石業、砂利採取業	3	100.0	33.3	66.7	-	-	-	-		
建設業	281	90.0	46.6	37.0	0.4	0.4	2.1	2.8		
製造業	1,425	92.9	61.8	40.8	0.4	0.4	1.3	2.2		
電気・ガス・熱供給・水道業	20	100.0	55.0	40.0	-	-	5.0	-		
情報通信業	180	96.7	55.0	36.7	0.6	0.6	2.2	2.2		
運輸業、郵便業	511	89.4	50.1	28.0	0.6	0.2	1.8	2.7		
卸売業、小売業	944	93.1	48.0	40.9	1.1	0.8	1.7	2.1		
金融業、保険業	92	91.3	34.8	41.3	-	1.1	3.3	3.3		
不動産、物品賃貸業	51	92.2	47.1	33.3	-	-	3.9	-		
学術研究、専門・技術サービス業	87	92.0	48.3	39.1	-	-	4.6	4.6		
宿泊業、飲食サービス業	293	92.8	51.2	28.0	4.4	3.4	1.0	1.4		
生活関連サービス業、娯楽業	159	93.7	59.7	36.5	0.6	1.3	0.6	-		
教育、学習支援業	214	88.8	42.1	37.9	2.8	2.3	3.7	2.3		
医療、福祉	1,462	89.9	39.5	24.5	0.3	0.8	2.8	2.6		
複合サービス事業（郵便局、農業組合など）	71	93.0	38.0	40.8	2.8	1.4	-	5.6		
サービス業（他に分類されないもの）	699	92.6	54.2	32.0	1.1	1.3	1.6	2.6		
その他	43	93.0	55.8	30.2	-	-	2.3	2.3		

※現在の就業規則（賃金規程など別規程を含む）において、労基法第26条の休業手当規定の有無について、「規定がある」、または、「規定はないが支払うことがある」とする企業を対象に集計。表側の業種(n=30以上、「その他」除く)において、各項目で合計より5ポイント以上高い数値に網。

調査では、「労基法第 26 条の休業手当について、例えば 1 か月間などのまとまった期間休業させる場合に、本来所定労働日ではない休日（シフト制の場合でシフトが作成されておらず、所定労働日として決まっていな日を含む）も含めて、休業手当を支払うことになっているかを尋ねており、これをまとめたものが図表 2-3-5 である。

それによれば、「所定労働日ではない休日は、労基法第 26 条の休業手当の支払対象となることはない」が 75.3%とほとんどを占め、次いで、「所定労働日ではない休日でも、労基法第 26 条の休業手当の支払対象となる場合がある」が 12.1%、「所定労働日ではない休日についても、一律に労基法第 26 条の休業手当を支払っている」が 6.7%となっている。

これを労基法第 26 条の休業手当規定の有無別にみると、規定の有無によって、所定労働日ではない休日を支払対象とするかについてほとんど差はみられず、いずれも、「所定労働日ではない休日は、労基法第 26 条の休業手当の支払対象となることはない」が 7 割台と最も高くなっている。

従業員規模別にみても、「所定労働日ではない休日は、労基法第 26 条の休業手当の支払対象となることはない」が 7 割台と最も高く、規模によって分布に大きな差はみられない。

図表 2-3-5 労基法第 26 条の休業手当について、本来所定労働日ではない休日も含めて、休業手当を支払うことになっているか(SA、単位=%)

	n	業 手 当 の 支 払 対 象 と な る こ と は な い	所 定 労 働 日 で は な い 休 日 に も 支 払 対 象 と な る 場 合 が あ る	所 定 労 働 日 で は な い 休 日 に も 一 律 に 支 払 っ て い る	無 回 答
合計	6,535	75.3	12.1	6.7	5.9
<労基法第26条の休業手当規定の有無>					
規定がある	4,433	74.5	11.9	7.8	5.8
規定はないが支払うことがある	2,102	77.1	12.5	4.2	6.2
<従業員規模>					
100人未満	309	76.7	11.0	6.5	5.8
100～299人	3,801	74.6	12.5	7.2	5.7
300～999人	1,773	75.3	12.1	6.4	6.1
1000人以上	599	79.5	10.9	3.8	5.8

※現在の就業規則（賃金規程など別規程を含む）において、労基法第26条の休業手当規定の有無について、「規定がある」、または、「規定はないが支払うことがある」とする企業を対象に集計。

3-2. 労基法第 26 条の休業手当の支払額の算定方法

調査では、労基法第 26 条の休業手当の支払額の算定方法の規定状況（複数の算定方法がある場合は、正社員の就業規則等の規定）について尋ねている。また、規定内容（「1. 平均賃金の 60%以上」の場合、「2. 1 日当たりの賃金額の 60%以上」の場合）ごとに規定されている具体的な割合についても尋ねている（選択肢 1、2 については、次のように調査票で注記している）。

【選択肢 1、2】については、以下の注をご覧ください。

※1：選択肢1の「平均賃金」とは、労基法第12条の「平均賃金」（過去3か月分の賃金）を基に、基本的には暦日数で除して算出したものです。

※2：選択肢2の「1日当たりの賃金額」とは、実際に労働した場合に支払われる賃金や、実際に支払われた賃金を労働日数で除して算出したものです。

以下の集計では、労基法第26条の休業手当の支払額の算定方法の規定状況をみたものが図表2-3-6であり、「平均賃金の60%以上」の場合の具体的割合を示したものが図表2-3-7、「1日当たりの賃金額の60%以上」の場合の具体的割合を示したものが図表2-3-8である。

図表2-3-6によれば、労基法第26条の休業手当の支払額の算定方法は、「平均賃金の60%以上」が54.8%と最も高く、次いで、「通常どおりの賃金を、減額せずに支給する」が20.3%、「1日当たりの賃金額の60%以上」が14.1%などとなっている。

これを労基法第26条の休業手当規定の有無別にみると、「規定がある」企業では、「平均賃金の60%以上」が62.6%、「1日当たりの賃金額の60%以上」が13.8%、「通常どおりの賃金を、減額せずに支給する」が15.1%となっている。一方、「規定はないが支払うことがある」企業では、「平均賃金の60%以上」が38.2%、「1日当たりの賃金額の60%以上」が14.9%、「通常どおりの賃金を、減額せずに支給する」が31.4%となっている。

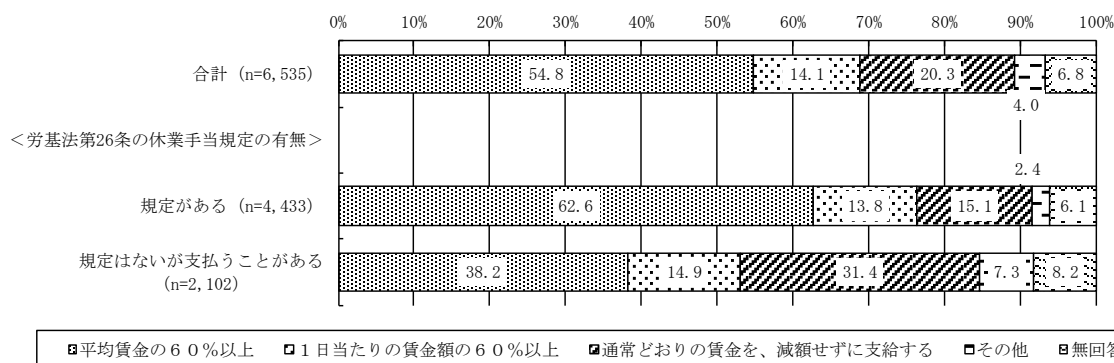
両者を比較すると、「規定はないが支払うことがある」に比べて「規定がある」の方が「平均賃金の60%以上」の割合が高い。一方、「規定がある」に比べて、「規定はないが支払うことがある」とする企業の方が「通常どおりの賃金を、減額せずに支給する」の割合が高い。

調査では、「平均賃金の60%以上」の場合と「1日当たりの賃金額の60%以上」の場合の具体的な数値回答を求めている。

「平均賃金の60%以上」の場合の具体的な割合としては、「60～70%未満」が84.3%と最も割合が高く、大半を占めている（平均値62.5%、中央値60%）。これを労基法第26条の休業手当規定の有無別にみても、規定の有無で分布に差はみられない（「規定がある」（平均値62.3%、中央値60%）、「規定はないが支払うことがある」（平均値63.3%、中央値60%））（図表2-3-7）。

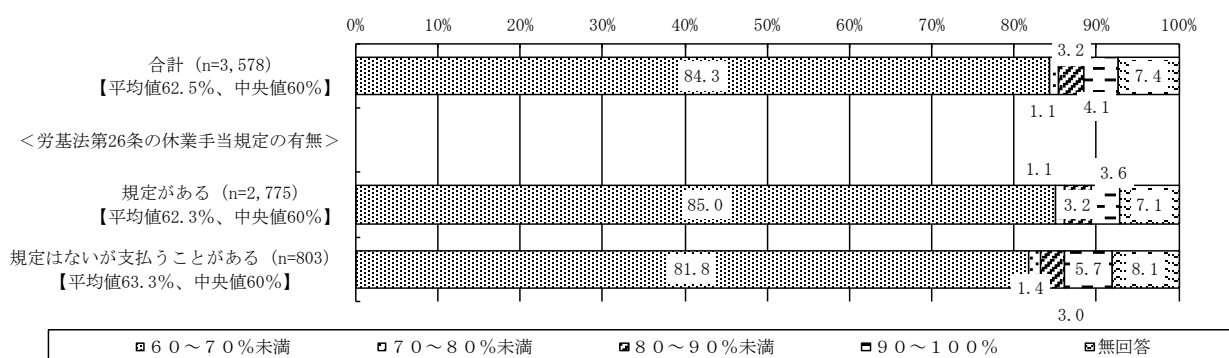
「1日当たりの賃金額の60%以上」の場合の具体的な割合としては、「60～70%未満」が58.3%、「80～90%未満」が17.7%、「90～100%」が12.8%、「70～80%未満」が4.6%となっている（平均値69.4%、中央値60%）。これを労基法第26条の休業手当規定の有無別にみても、規定の有無で分布に差はみられない（「規定がある」（平均値68.7%、中央値60%）、「規定はないが支払うことがある」（平均値70.7%、中央値60%））（図表2-3-8。参考として、これらの労基法第26条の休業手当の支払額の算定方法について、属性別に集計したものが図表2-3-9）。

図表 2-3-6 労基法第 26 条の休業手当の支払額の算定方法の規定状況(SA、単位＝%)



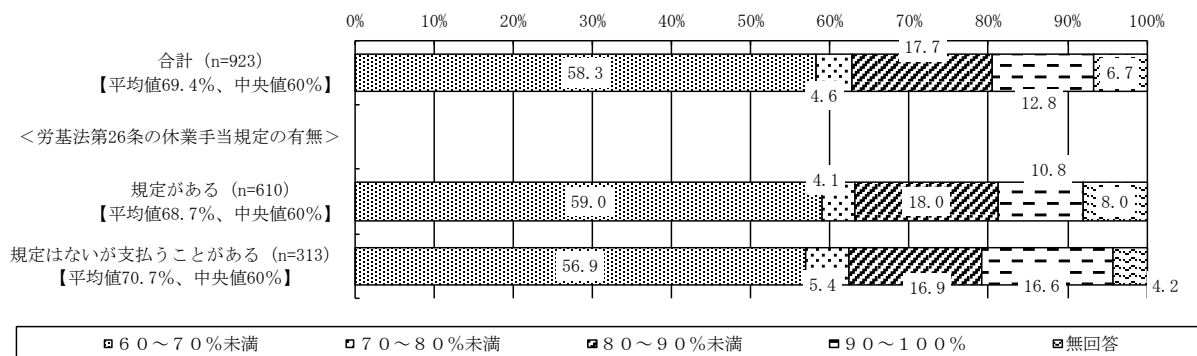
※現在の就業規則（賃金規程など別規程を含む）において、労基法第26条の休業手当規定の有無について、「規定がある」、または、「規定はないが支払うことがある」とする企業を対象に集計。

図表 2-3-7 労基法第 26 条の休業手当の支払額の算定方法の具体的な割合<平均賃金の 60%以上の場合>(単位＝%)



※現在の就業規則（賃金規程など別規程を含む）において、労基法第26条の休業手当規定の有無について、「規定がある」、または、「規定はないが支払うことがある」とする企業のうち、労基法第 26 条の休業手当の支払額の算定方法が「平均賃金の 60%以上」とする企業を対象に集計。

図表 2-3-8 労基法第 26 条の休業手当の支払額の算定方法の具体的な割合<1日当たりの賃金額の 60%以上の場合>(単位＝%)



※現在の就業規則（賃金規程など別規程を含む）において、労基法第26条の休業手当規定の有無について、「規定がある」、または、「規定はないが支払うことがある」とする企業のうち、労基法第 26 条の休業手当の支払額の算定方法が「1日当たりの賃金額の 60%以上」とする企業を対象に集計。

図表2-3-9 労基法第26条の休業手当の支払額の算定方法(単位=%)

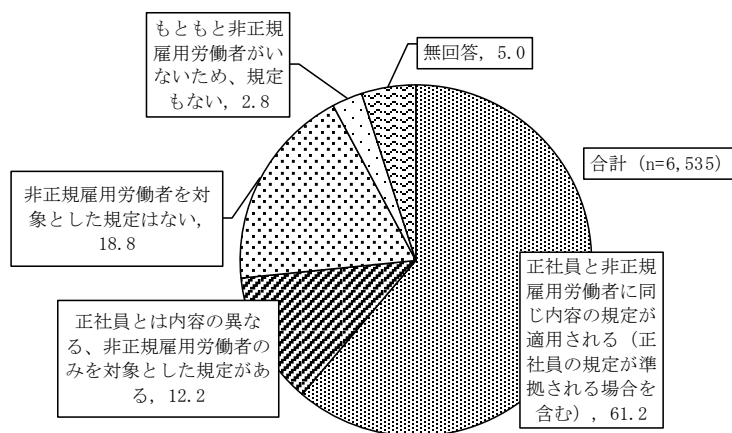
労基法第26条の休業手当の支払額の算定方法 (SA)	①労基法第26条の休業手当の支払額の算定方法(単位=%) (平均賃金の60%以上の場合)						②労基法第26条の休業手当の支払額の算定方法(単位=%) (1日当たりの賃金額の60%以上の場合)																			
	n	平均賃金の60%以上	の1日以上の金額	通常額を減額せずの金額	その他	無回答	n	60%未満	70%未満	80%未満	90%未満	無回答	平均	中央値	標準偏差											
合計	6,535	54.8	14.1	20.3	4.0	6.8	3,578	84.3	1.1	3.2	4.1	7.4	62.5	60.0	8.7	923	58.3	4.6	17.7	12.8	6.7	69.4	60.0	13.4		
<業種>																										
鉱業、採石業、砂利採取業	3	-	33.3	33.3	33.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	90.0	90.0	0.0	
建設業	281	52.7	10.3	25.3	5.7	6.0	148	86.5	0.7	4.7	0.7	7.4	61.5	60.0	5.9	29	75.9	3.4	10.3	-	10.3	62.7	60.0	6.7		
製造業	1,425	54.8	19.2	15.7	4.6	5.7	781	81.8	1.3	4.2	4.4	8.3	62.9	60.0	9.0	273	41.0	7.0	24.5	20.9	6.6	73.7	75.0	13.7		
電気・ガス・熱供給・水道業	20	45.0	15.0	30.0	10.0	-	9	88.9	-	-	-	11.1	60.0	60.0	0.0	3	33.3	33.3	33.3	-	-	70.0	70.0	10.0		
情報通信業	180	60.0	13.9	17.2	4.4	4.4	108	88.0	0.9	2.8	2.8	5.6	61.9	60.0	7.5	25	52.0	12.0	16.0	16.0	4.0	71.3	60.0	15.1		
運輸業、郵便業	511	56.8	12.9	17.0	4.3	9.0	290	75.5	2.8	5.2	7.9	8.6	64.9	60.0	11.8	66	53.0	3.0	18.2	18.2	7.6	72.2	60.0	15.6		
卸売業、小売業	944	54.2	11.4	23.4	3.5	7.4	512	86.9	1.4	2.5	3.9	5.3	62.2	60.0	8.2	108	69.4	3.7	12.0	11.1	3.7	67.6	60.0	13.4		
金融業、保険業	92	35.9	8.7	45.7	3.3	6.5	33	81.8	-	3.0	9.1	6.1	64.2	60.0	11.5	8	50.0	12.5	25.0	-	12.5	67.1	60.0	9.5		
不動産、物品賃貸業	51	58.8	9.8	19.6	5.9	5.9	30	93.3	-	3.3	-	3.3	60.7	60.0	3.7	5	40.0	20.0	20.0	-	20.0	67.5	65.0	9.6		
学術研究、専門・技術サービス業	87	46.0	20.7	23.0	4.6	5.7	40	87.5	-	10.0	2.5	-	63.0	60.0	8.5	18	55.6	5.6	27.8	5.6	5.6	69.0	60.0	12.1		
宿泊業、飲食サービス業	293	51.5	17.7	20.5	3.8	6.5	151	72.2	0.7	4.0	12.6	10.6	66.5	60.0	13.9	52	42.3	5.8	23.1	21.2	7.7	75.0	70.0	16.2		
生活関連サービス業、娯楽業	159	54.7	15.1	21.4	3.8	5.0	87	82.8	1.1	2.3	8.0	5.7	64.2	60.0	11.6	24	45.8	4.2	16.7	20.8	12.5	73.0	60.0	15.7		
教育、学習支援業	214	41.1	11.7	35.0	7.5	4.7	88	90.9	-	-	5.7	3.4	62.4	60.0	9.5	25	64.0	4.0	24.0	8.0	-	68.4	60.0	12.8		
医療、福祉	1,462	57.3	12.0	20.1	3.1	7.5	837	88.1	0.8	1.8	2.0	7.3	61.4	60.0	6.4	176	81.8	0.6	8.0	2.8	6.8	62.9	60.0	8.4		
複合サービス事業(郵便局、農業組合など)	71	54.9	2.8	31.0	2.8	8.5	39	92.3	2.6	-	2.6	2.6	61.3	60.0	6.6	2	100.0	-	-	-	-	60.0	60.0	0.0		
サービス業(他に分類されないもの)	699	57.2	14.7	17.3	3.0	7.7	400	83.5	1.0	3.3	2.8	9.5	62.1	60.0	7.8	103	65.0	1.9	18.4	7.8	6.8	67.5	60.0	12.3		
その他	43	58.1	11.6	20.9	7.0	2.3	25	96.0	-	-	-	4.0	60.0	60.0	0.0	5	40.0	20.0	-	-	40.0	63.3	60.0	5.8		
<従業員規模>																										
100人未満	309	55.0	14.6	18.8	2.3	9.4	170	78.2	1.8	5.3	5.3	9.4	63.6	60.0	9.9	45	51.1	6.7	11.1	17.8	13.3	70.4	60.0	14.3		
100~299人	3,801	54.1	14.6	20.8	3.8	6.6	2,057	83.9	1.1	3.1	4.2	7.8	62.6	60.0	8.8	556	59.7	4.9	16.5	12.9	5.9	69.0	60.0	13.2		
300~999人	1,773	55.2	13.8	20.6	4.2	6.3	978	85.9	1.3	3.1	3.5	6.2	62.3	60.0	8.2	244	57.0	3.7	18.9	12.3	8.2	69.7	60.0	13.7		
1,000人以上	599	58.1	11.4	17.9	5.7	7.0	348	85.6	0.9	2.9	4.3	6.3	62.5	60.0	8.9	68	54.4	4.4	26.5	11.8	2.9	70.9	60.0	13.5		
<従業員に占める正社員比率>																										
30%未満	582	62.7	14.1	12.4	2.9	7.9	365	84.4	0.5	3.3	3.8	7.9	62.4	60.0	8.7	82	70.7	2.4	12.2	8.5	6.1	66.5	60.0	12.5		
30%~50%未満	672	60.0	14.7	15.9	3.4	6.0	403	79.2	1.5	1.2	7.2	10.9	63.7	60.0	11.1	99	63.6	3.0	17.2	8.1	8.1	67.3	60.0	12.1		
50%~70%未満	1,322	52.0	14.1	22.6	4.0	7.2	688	84.0	1.2	3.3	3.6	7.8	62.5	60.0	8.6	187	58.3	3.2	16.6	12.3	9.6	68.9	60.0	13.3		
70%以上	3,832	53.5	14.1	21.7	4.3	6.4	2,052	85.1	1.2	3.5	3.7	6.4	62.4	60.0	8.3	542	55.2	5.7	19.0	14.4	5.7	70.4	60.0	13.7		

※「労基法第26条の休業手当の支払額の算定方法」は、現在の就業規則(賃金規程など別規程を含む)において、労基法第26条の休業手当規定の有無について、「規定がある」とする企業を対象に集計。①は、その算定方法が「平均賃金の60%以上」とする企業を対象に集計。②は、「規定はないが支払うことがある」とする企業を対象に集計。

3-3. 労基法第 26 条の休業手当で非正規雇用労働者を対象とした規定

調査では、労基法第 26 条の休業手当に関する規定では、正社員とは別に、非正規雇用労働者（有期契約労働者、短時間労働者等）を対象とした規定があるかについても尋ねている。それによれば、「正社員と非正規雇用労働者に同じ内容の規定が適用される（正社員の規定が準拠される場合を含む）」が 61.2%であり、「非正規雇用労働者を対象とした規定はない」が 18.8%、「正社員とは内容の異なる、非正規雇用労働者のみを対象とした規定がある」が 12.2%となっている（図表 2-3-10）。

図表 2-3-10 労基法第 26 条の休業手当で非正規雇用労働者を対象とした規定の有無(SA、単位=%)



※現在の就業規則（賃金規程など別規程を含む）において、労基法第26条の休業手当規定の有無について、「規定がある」、または、「規定はないが支払うことがある」とする企業を対象に集計。

「正社員とは内容の異なる、非正規雇用労働者のみを対象とした規定がある」場合の非正規雇用労働者を対象とする労基法第 26 条の休業手当の支払額の算定方法の規定状況をみたものが図表 2-3-11 である。また、規定内容（「1. 平均賃金の 60%以上」の場合、「2. 1日当たりの賃金額の 60%以上」の場合）ごとに規定されている具体的な割合についても尋ねており、「平均賃金の 60%以上」の場合の具体的な割合を示したものが図表 2-3-12、「1日当たりの賃金額の 60%以上」の場合の具体的な割合を示したものが図表 2-3-13 である。

図表 2-3-11 によれば、非正規雇用労働者のみを対象とした労基法第 26 条の休業手当の支払額の算定方法は、「平均賃金の 60%以上」が 49.4%と最も高く、次いで、「1日当たりの賃金額の 60%以上」が 19.7%、「通常どおりの賃金を、減額せずに支給する」が 17.5%などとなっている。

これを労基法第 26 条の休業手当規定の有無別にみると、「規定がある」企業では、「平均賃金の 60%以上」が 54.0%、「1日当たりの賃金額の 60%以上」が 19.6%、「通常どおりの賃金を、減額せずに支給する」が 14.0%となっている。一方、「規定はないが支払うことがある」企業では、「平均賃金の 60%以上」が 35.4%、「1日当たりの賃金額の 60%以上」が 20.2%、

「通常どおりの賃金を、減額せずに支給する」が 27.8%となっている。

両者を比較すると、「規定はないが支払うことがある」に比べて「規定がある」の方が「平均賃金の 60%以上」の割合が高い。一方、「規定がある」に比べて、「規定はないが支払うことがある」とする企業の方が「通常どおりの賃金を、減額せずに支給する」の割合が高い。

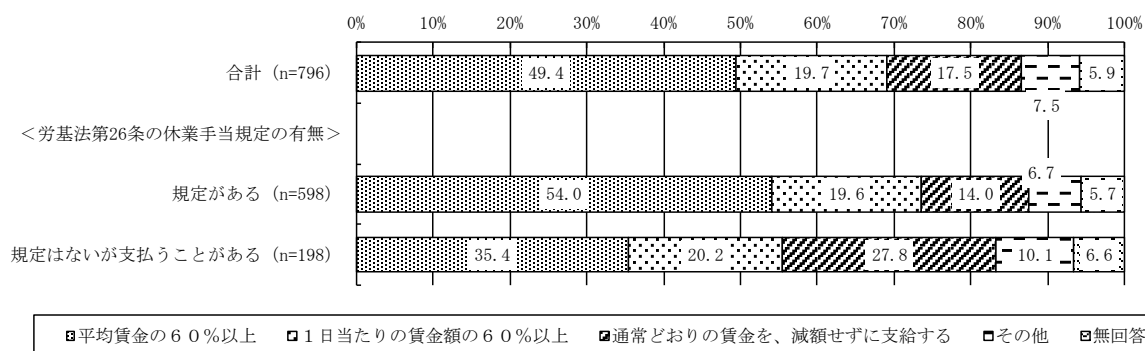
「平均賃金の 60%以上」の場合の具体的な割合としては、「60～70%未満」が 86.0%と最も割合が高く、大半を占めている（平均値 61.6%、中央値 60%）。これを労基法第 26 条の休業手当規定の有無別にみても、規定の有無で分布に差はみられない（「規定がある」（平均値 61.4%、中央値 60%）、「規定はないが支払うことがある」（平均値 62.8%、中央値 60%））

（図表 2-3-12）。

「1日当たりの賃金額の 60%以上」の場合の具体的な割合としては、「60～70%未満」が 69.4%、「80～90%未満」が 12.7%、「90～100%」が 8.9%、「70～80%未満」が 3.2%となっている（平均値 66.6%、中央値 60%）。これを労基法第 26 条の休業手当規定の有無別にみても、規定の有無で分布に大きな差はみられない（「規定がある」（平均値 65.9%、中央値 60%）、「規定はないが支払うことがある」（平均値 68.7%、中央値 60%））（図表 2-3-13。なお、参考として、非正規雇用労働者のみを対象とした労基法第 26 条の休業手当の支払額の算定方法について、属性別に集計したものが図表 2-3-14 である。業種別のクロス表では、n 数が少ないことに留意）。

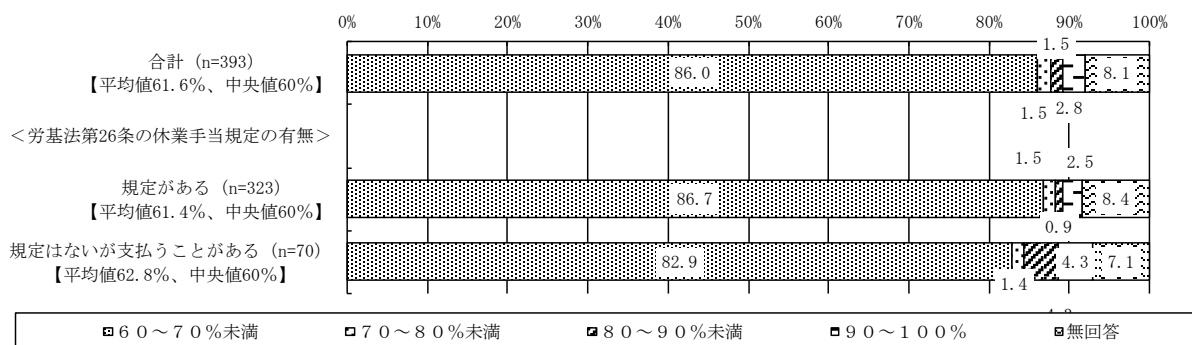
図表 2-3-11 非正規雇用労働者のみを対象とした労基法第 26 条の休業手当の支払額の算定方法の規定状況 (SA、

単位 = %)



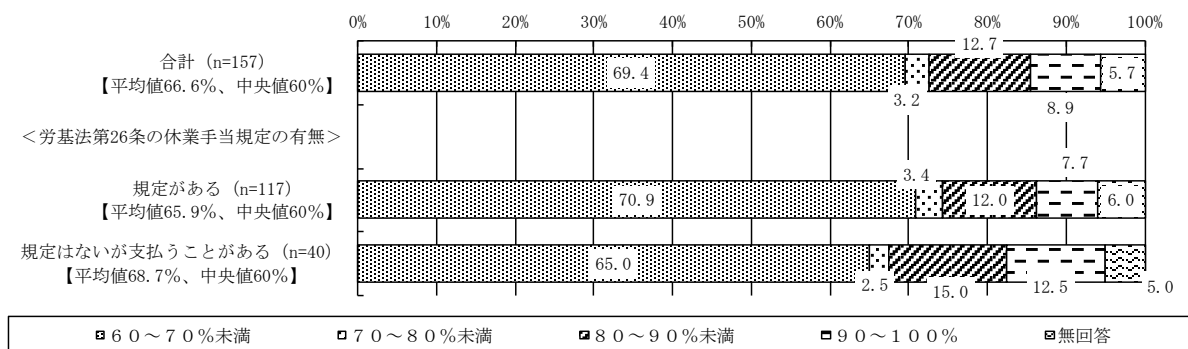
※現在の就業規則（賃金規程など別規程を含む）で労基法第26条の休業手当規定の有無について、「規定がある」、または、「規定はないが支払うことがある」とする企業のうち、「労基法第26条の休業手当に関する規定で、正社員とは別に、非正規雇用労働者（有期契約労働者、短時間労働者等）を対象とした規定の有無」の設問で、「正社員とは内容の異なる、非正規雇用労働者のみを対象とした規定がある」とする企業を対象に集計。

図表 2-3-12 非正規雇用労働者のみを対象とした労基法第 26 条の休業手当の支払額の算定方法の具体的な割合
 〈平均賃金の 60% 以上の場合〉(単位 = %)



※現在の就業規則（賃金規程など別規程を含む）で労基法第26条の休業手当規定の有無について、「規定がある」、または、「規定はないが支払うことがある」とする企業のうち、「労基法第26条の休業手当に関する規定で、正社員とは別に、非正規雇用労働者（有期契約労働者、短時間労働者等）を対象とした規定の有無」の設問で、「正社員とは内容の異なる、非正規雇用労働者のみを対象とした規定がある」とする企業において、問7付問4-1の労基法第26条の休業手当の算定方法「平均賃金の60%以上の場合」を集計。

図表 2-3-13 非正規雇用労働者のみを対象とした労基法第 26 条の休業手当の支払額の算定方法の具体的な割合
 〈1日当たりの賃金額の 60% 以上の場合〉(単位 = %)



※現在の就業規則（賃金規程など別規程を含む）で労基法第26条の休業手当規定の有無について、「規定がある」、または、「規定はないが支払うことがある」とする企業のうち、「労基法第26条の休業手当に関する規定で、正社員とは別に、非正規雇用労働者（有期契約労働者、短時間労働者等）を対象とした規定の有無」の設問で、「正社員とは内容の異なる、非正規雇用労働者のみを対象とした規定がある」とする企業において、問7付問4-1の労基法第26条の休業手当の算定方法「1日当たりの賃金額の60%以上の場合」を集計。

図表2-3-14 非正規雇用労働者のみを対象とした労基法第26条の支払額の算定方法(単位=%)

	①労基法第26条の休業手当の支払額のみを対象とした労基法第26条の支払額の算定方法(単位=%)										②労基法第26条の休業手当の支払額のみを対象とした労基法第26条の支払額の算定方法(単位=%)														
	労基法第26条の休業手当の支払額の算定方法(SA)					平均賃金の60%以上の場合)					平均賃金の60%以上の場合)					(1日当たりの賃金額の60%以上の場合)									
	n	平均賃金の60%以上	60%以上	60%以上	その他	無回答	n	平均	中央値	標準偏差	60%未満	70%未満	80%未満	90%未満	無回答	n	平均	中央値	標準偏差	60%未満	70%未満	80%未満	90%未満	無回答	
合計	796	49.4	19.7	17.5	7.5	5.9	393	86.0	1.5	1.5	2.8	8.1	61.6	60.0	6.9	157	69.4	3.2	12.7	8.9	5.7	66.6	60.0	12.1	
<業種>																									
鉱業、採石業、砂利採取業	2	-	50.0	-	50.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	27	29.6	25.9	22.2	14.8	7.4	8	100.0	-	-	-	-	60.0	60.0	0.0	7	71.4	-	28.6	-	-	90.0	90.0	0.0	
製造業	179	56.4	17.3	14.5	6.7	5.0	101	84.2	1.0	1.0	4.0	9.9	61.8	60.0	7.3	31	48.4	6.5	25.8	16.1	3.2	71.5	65.0	13.1	
電気・ガス・熱供給・水道業	4	-	75.0	25.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	66.7	33.3	-	-	-	65.0	65.0	5.0	
情報通信業	21	42.9	19.0	9.5	23.8	4.8	9	88.9	-	11.1	-	-	62.3	60.0	6.6	4	75.0	-	-	-	25.0	60.0	60.0	0.0	
運輸業、郵便業	53	49.1	22.6	17.0	3.8	7.5	26	88.5	-	-	-	11.5	60.0	60.0	0.0	12	41.7	8.3	8.3	25.0	16.7	75.5	67.5	18.3	
卸売業、小売業	112	50.9	16.1	24.1	7.1	1.8	57	86.0	5.3	1.8	3.5	3.5	62.2	60.0	7.4	18	77.8	-	-	-	5.6	64.7	60.0	11.2	
金融業、保険業	10	30.0	10.0	30.0	10.0	20.0	3	66.7	-	-	33.3	-	73.3	60.0	23.1	1	100.0	-	-	-	-	60.0	60.0	0.0	
不動産、物品賃貸業	6	66.7	-	33.3	-	-	4	100.0	-	-	-	-	60.0	60.0	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
学術研究、専門・技術サービス業	6	33.3	16.7	16.7	-	33.3	2	100.0	-	-	-	-	60.0	60.0	0.0	1	-	-	100.0	-	-	80.0	80.0	0.0	
宿泊業、飲食サービス業	46	43.5	23.9	15.2	13.0	4.3	20	75.0	-	5.0	5.0	15.0	63.5	60.0	10.6	11	54.5	9.1	18.2	18.2	-	71.8	60.0	16.0	
生活関連サービス業、娯楽業	22	59.1	27.3	13.6	-	-	13	76.9	-	-	7.7	15.4	63.6	60.0	12.1	6	83.3	-	-	16.7	-	66.7	60.0	16.3	
教育、学習支援業	29	37.9	27.6	13.8	10.3	10.3	11	100.0	-	-	-	-	60.0	60.0	0.0	8	62.5	-	25.0	12.5	-	70.0	60.0	15.1	
医療、福祉	177	45.8	19.8	19.2	6.2	9.0	81	90.1	1.2	1.2	1.2	7.4	60.7	60.0	4.7	35	91.4	-	2.9	-	5.7	60.6	60.0	3.5	
複合サービス事業(郵便局、農業組合など)	13	61.5	7.7	23.1	-	7.7	8	100.0	-	-	-	-	60.0	60.0	0.0	1	100.0	-	-	-	-	60.0	60.0	0.0	
サービス業(他に分類されないもの)	87	55.2	20.7	12.6	8.0	3.4	48	79.2	2.1	4.2	2.1	12.5	62.1	60.0	7.5	18	83.3	-	5.6	-	11.1	61.3	60.0	5.0	
その他	2	100.0	-	-	-	-	2	100.0	-	-	-	-	60.0	60.0	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
<従業員規模>																									
100人未満	34	50.0	8.8	14.7	11.8	14.7	17	88.2	-	-	5.9	5.9	62.5	60.0	10.0	3	66.7	-	-	33.3	-	73.3	60.0	23.1	
100～299人	430	49.5	21.6	17.0	7.7	4.2	213	84.0	1.4	1.9	3.3	9.4	61.8	60.0	7.2	93	67.7	3.2	12.9	10.8	5.4	67.2	60.0	12.5	
300～999人	243	46.9	20.2	19.8	4.9	8.2	114	88.6	2.6	0.9	9.0	7.0	60.8	60.0	4.6	49	69.4	2.0	14.3	6.1	8.2	66.0	60.0	11.8	
1,000人以上	83	55.4	13.3	13.3	13.3	4.8	46	89.1	-	2.2	4.3	4.3	62.3	60.0	8.9	11	81.8	9.1	9.1	-	-	62.7	60.0	6.5	
<従業員に占める正社員比率>																									
30%未満	101	53.5	21.8	12.9	6.9	5.0	54	77.8	-	5.6	5.6	11.1	63.8	60.0	10.6	27	81.8	-	9.1	4.5	4.5	63.8	60.0	10.2	
30%～50%未満	108	49.1	25.0	13.0	5.6	7.4	53	83.0	-	-	5.7	11.3	62.6	60.0	9.9	22	77.8	-	7.4	3.7	11.1	63.3	60.0	9.6	
50%～70%未満	143	41.3	19.6	25.9	7.7	5.6	59	88.1	1.7	-	-	10.2	60.2	60.0	1.4	28	67.9	7.1	7.1	14.3	3.6	68.1	60.0	14.7	
70%以上	427	51.1	18.3	16.6	8.0	6.1	218	88.1	2.3	1.4	2.3	6.0	61.3	60.0	5.8	78	62.8	3.8	17.9	10.3	5.1	68.0	60.0	12.2	

※労基法第26条の休業手当の支払額の算定方法は、現在の就業規則(賃金規程など別掲を含む)で労基法第26条の休業手当規定の有無について、「規定がある」、「規定がないが支払うことがある」とする企業を対称に集計。①は、その算定方法が「平均賃金の60%以上」とする企業を対称に集計。②は、その算定方法が「1日当たりの賃金額の60%以上」とする企業を対称に集計。

3-4. 労基法第26条の休業手当の支払額の算定方法の比較

労基法第26条の休業手当の支払額の算定方法について、(1)正社員の就業規則等の場合と、(2)非正規雇用労働者のみを対象とした場合（「正社員とは内容の異なる、非正規雇用労働者のみを対象とした規定がある」の算定方法）について比較したものが、図表 2-3-15 である。以下では、正社員と非正規雇用労働者の規定状況に着目するため、「規定がある」企業について記述する。

図表 2-3-15 労基法第26条の休業手当の算定方法について、正社員の就業規則等の規定と非正規雇用労働者のみを対象とした規定の比較(単位=%)

①労基法第26条の休業手当の算定方法(SA)												
	(1)正社員の就業規則等の場合						(2)非正規雇用労働者のみを対象とした規定					
	労基法第26条の休業手当の算定方法 (※1) 【問7付問3】						正社員とは内容の異なる、非正規雇用労働者のみを対象とした規定がある (※2) 【問7付問4-1】					
	n	上平均賃金の60%以上	の1日当たり以上の賃金額	を、通常どおりに支給する額にせよ	その他	無回答	n	上平均賃金の60%以上	の1日当たり以上の賃金額	を、通常どおりに支給する額にせよ	その他	無回答
合計	6,535	54.8	14.1	20.3	4.0	6.8	796	49.4	19.7	17.5	7.5	5.9
<労基法第26条の休業手当規定の有無>												
規定がある	4,433	62.6	13.8	15.1	2.4	6.1	598	54.0	19.6	14.0	6.7	5.7
規定はないが支払うことがある	2,102	38.2	14.9	31.4	7.3	8.2	198	35.4	20.2	27.8	10.1	6.6

②平均賃金の60%以上の場合の規定されている割合																		
	(1)正社員の就業規則等の場合						(2)非正規雇用労働者のみを対象とした規定											
	労基法第26条の休業手当の算定方法 (※1) 【問7付問3】						正社員とは内容の異なる、非正規雇用労働者のみを対象とした規定がある (※2) 【問7付問4-1】											
	n	満60%	満70%	満80%	90%	無回答	平均	中央値	標本標準偏差	n	満60%	満70%	満80%	90%	無回答	平均	中央値	標本標準偏差
合計	3,578	84.3	1.1	3.2	4.1	7.4	62.5	60.0	8.7	393	86.0	1.5	1.5	2.8	8.1	61.6	60.0	6.9
<労基法第26条の休業手当規定の有無>																		
規定がある	2,775	85.0	1.1	3.2	3.6	7.1	62.3	60.0	8.3	323	86.7	1.5	0.9	2.5	8.4	61.4	60.0	6.4
規定はないが支払うことがある	803	81.8	1.4	3.0	5.7	8.1	63.3	60.0	10.0	70	82.9	1.4	4.3	4.3	7.1	62.8	60.0	8.8

③1日当たりの賃金額の60%以上の場合の規定されている割合																		
	(1)正社員の就業規則等の場合						(2)非正規雇用労働者のみを対象とした規定											
	労基法第26条の休業手当の算定方法 (※1) 【問7付問3】						正社員とは内容の異なる、非正規雇用労働者のみを対象とした規定がある (※2) 【問7付問4-1】											
	n	満60%	満70%	満80%	90%	無回答	平均	中央値	標本標準偏差	n	満60%	満70%	満80%	90%	無回答	平均	中央値	標本標準偏差
合計	923	58.3	4.6	17.7	12.8	6.7	69.4	60.0	13.4	157	69.4	3.2	12.7	8.9	5.7	66.6	60.0	12.1
<労基法第26条の休業手当規定の有無>																		
規定がある	610	59.0	4.1	18.0	10.8	8.0	68.7	60.0	12.7	117	70.9	3.4	12.0	7.7	6.0	65.9	60.0	11.3
規定はないが支払うことがある	313	56.9	5.4	16.9	16.6	4.2	70.7	60.0	14.5	40	65.0	2.5	15.0	12.5	5.0	68.7	60.0	14.1

※1：①労基法第26条の休業手当の算定方法は、現在の就業規則等で労基法第26条の休業手当の規定の有無について、「規定がある」、または、「規定はないが支払うことがある」とする企業を対象に、問7付問3「労基法第26条の休業手当の支払額の算定方法」の回答結果を集計。②平均賃金の60%以上の場合の規定されている割合は、問7付問3で「平均賃金の60%以上」の具体的な割合を集計。③1日当たりの賃金額の60%以上の場合の規定されている割合は、問7付問3で「1日当たりの賃金額の60%以上」の具体的な割合を集計。

※2：①労基法第26条の休業手当の算定方法は、現在の就業規則等で労基法第26条の休業手当の規定の有無について、「規定がある」、または、「規定はないが支払うことがある」とする企業のうち、問7付問4「労基法第26条の休業手当に関する規定で、正社員とは別に、非正規雇用労働者（有期契約労働者、短時間労働者等）を対象とした規定の有無」の設問で、「正社員とは内容の異なる、非正規雇用労働者のみを対象とした規定がある」とする企業において、問7付問4-1の労基法第26条の休業手当の算定方法の回答結果を集計。②平均賃金の60%以上の場合の規定されている割合は、問7付問4-1で「平均賃金の60%以上」の具体的な割合を集計。③1日当たりの賃金額の60%以上の場合の規定されている割合は、問7付問4-1で「1日当たりの賃金額の60%以上」の具体的な割合を集計。

それによれば、①労基法第 26 条の休業手当の算定方法（「規定がある」企業）では、正社員の就業規則等の場合、「平均賃金の 60%以上」が 62.6%と最も高く、次いで、「通常どおりの賃金を、減額せずに支給する」が 15.1%、「1 日当たりの賃金額の 60%以上」が 13.8%などとなっている。一方、非正規雇用労働者のみを対象とした規定では、「平均賃金の 60%以上」が 54.0%と最も高く、次いで、「1 日当たりの賃金額の 60%以上」が 19.6%、「通常どおりの賃金を、減額せずに支給する」が 14.0%などとなっている。両者を比較すると、正社員の就業規則等の場合に比べ非正規雇用労働者のみを対象とした規定の方が、「平均賃金の 60%以上」の割合が低くなる一方で、「1 日当たりの賃金額の 60%以上」の割合がやや高くなっている。

②平均賃金の 60%以上の場合の規定されている割合（「規定がある」企業）については、正社員の就業規則等の場合、「60～70%未満」の割合は 85.0%（平均値 62.3%）であり、非正規雇用労働者のみを対象とした規定で 86.7%（平均値 61.4%）と、最も割合が高いことで違いはない。

③1 日当たりの賃金額の 60%以上の場合の規定されている割合（「規定がある」企業）については、正社員の就業規則等の場合、「60～70%未満」が 59.0%と最も高く、次いで、「80～90%未満」が 18.0%、「90～100%」が 10.8%などとなっている（平均値 68.7%）。一方、非正規雇用労働者のみを対象とした規定では、「60～70%未満」が 70.9%と最も高く、次いで、「80～90%未満」が 12.0%、「90～100%」が 7.7%などとなっている（平均値 65.9%）。両者を比較すると、1 日当たりの賃金額では、正社員の就業規則等の場合に比べ非正規雇用労働者のみを対象とした規定の方が、「60～70%未満」の割合が高くなっている（ただし、非正規雇用労働者のみを対象とした規定は n 数が少ないことに留意）。

3-5. 労基法第 26 条の休業手当が必要でない場合の労働者の休業に対する補償を支払う規定

調査では、「現在、貴社の就業規則（賃金規程など、別規程となっているものを含む）に、労基法第 26 条の休業手当の支払いが必要でない場合¹⁴でも、労働者の休業に対する補償として手当を支払う規定はありますか」（以下、「労基法第 26 条の休業手当以外の規定」という）と尋ねている。また、「規定がある」「規定はないが支払うことがある」と回答した企業について、そのような手当の支払額の算定方法について、労基法第 26 条の休業手当の算定方法と同じか異なるかについても尋ねている。それらをまとめたものが図表 2-3-16 である。

労基法第 26 条の休業手当以外の規定については、「規定がある」が 18.2%、「規定はないが支払うことがある」が 26.8%、「そのような手当を支払うことは想定しておらず、規定もない」が 49.6%となっている。

¹⁴ 調査票では、「「労働基準法第 26 条の休業手当」と別々に規定されていない場合でも、「使用者の責に帰すべき事由による」休業でない場合に手当を支給する規定がある場合には、「規定がある」に御回答ください」と注記している。

手当の支払額の算定方法については、「労基法第 26 条の休業手当の算定方法と同じ」が 73.5%、「労基法第 26 条の休業手当の算定方法とは異なる」が 22.1%となっている。

図表 2-3-16 労基法第 26 条の休業手当が必要でない場合の労働者の休業に対する補償を支払う規定(単位＝%)

	①労基法第 26 条の休業手当の支払いが必要でない場合でも、労働者の休業に対する補償として手当を支払う規定(SA)					②支払額の算定方法 (SA)			
	n	規定がある	規定はないが支払う	お払いしない規定もなし	その他	n	同業労基法の第 2 条の 2 項	異なる業法の第 2 条の 2 項	無回答
合計	7,797	18.2	26.8	49.6	5.5	3,504	73.5	22.1	4.4
<労基法第26条の休業手当規定の有無>									
規定がある	4,433	27.2	20.9	47.5	4.5	2,129	76.4	19.5	4.1
規定はないが支払うことがある	2,102	5.9	50.4	40.0	3.8	1,183	71.1	24.3	4.6
休業手当の支払いは想定しておらず規定もない	1,150	6.7	6.7	77.9	8.7	154	50.0	46.1	3.9
<従業員規模>									
100人未満	393	19.3	19.1	53.9	7.6	151	82.1	13.9	4.0
100～299人	4,583	17.3	26.3	50.9	5.5	1,999	74.1	20.7	5.2
300～999人	2,073	18.6	28.5	47.7	5.2	977	73.0	23.5	3.5
1000人以上	686	21.0	29.2	44.9	5.0	344	66.3	31.4	2.3

※②は、現在の就業規則（賃金規程など別規程を含む）に、労基法第26条の休業手当の支払いが必要でない場合でも、労働者の休業に対する補償として手当を支払う規定の有無について、「規定がある」、または、「規定はないが支払うことがある」とする企業を対象に集計。

調査では、「労基法第 26 条の休業手当の算定方法とは異なる」とする企業の具体的な算定方法について自由記述による回答を求めている。

記述内容を分類すると、算定方法では、「全額支給（特別休暇等）」が最も多く、次いで、「給与の一定割合を支給」もみられた。また、少数ではあるが、「給与から一定率を控除」もみられた。つまり、特別休暇等の規定などで全額支給するか（給与減額なし）、給与に一定割合などの減額による支給（例：60～100%の範囲で支給）がみられる。「手当、補償等」がある企業も少数ではあるがあった（以下、自由記述内容の代表例について図表 2-3-17 にまとめた）。

今般の新型コロナの発生・感染拡大という突発的な事象に対応する際に、労基法第 26 条の休業手当の規定以外の方法（既存の規定で適用可能な方法や新型コロナに対応した新規の方法）を検討していた企業もあったようだ。記述内容のなかには、算定方法の具体的な記述はないものの、「個別対応」「その都度判断」「労使交渉で決定」などの記述も多い。新型コロナの感染拡大という特別な事情に対して、労使等による個別判断で対応していた現状がうかがえる。

代表的な記述内容としては、「全額支給（特別休暇等）」では、例えば、有給休暇とは別に特別休暇の制度があり、本人の責によらない事象（災害等）や結婚・忌引等の場合、全額支給の休暇規定があることから、これを適用しているケースがあったようだ。また、「新型コロナウイルスに感染し休業を行う場合には、100%の休業手当を支給する」ケースや、「積立年

休の利用を認めた」ケースもあった。

「給与の一定割合を支給」では、「コロナによる休業 80%（平均賃金）」や「雇用調整助成金があり助成金 8 割支給の場合、80%にて支払った」ケースなど、コロナ対応で特別に支給割合を決定していると思われる企業もある。

「手当、補償等」では、コロナ感染による休職に対して傷病見舞金を支給するケースや、パート社員など勤務日数が少ない労働者の休業期間の補償として、大型連休手当を適用したケースもみられたようだ。労働者側の休業による給与の低下に対して、既存の制度を利用して補償している企業もあったようだ。

図表 2-3-17 「労基法第 26 条の休業手当の算定方法とは異なる」とする企業の記述例

記述内容	記述例（一部を記載）	件数 (n=776)	%
全額支給（特別休暇等）	減額せずに通常どおりの賃金で支給。 1日当たりの賃金額の100%を支払う。 天災等の場合は無事故扱いとして全額支給する。 有給休暇とは別に特別休暇の制度があり、本人の責によらない事象（災害等）や結婚・忌引等の場合、全額支給の休暇を設けている（一事案につき、上限あり）。 慶弔時などの特別休暇。通常の給料を支給する。 特別休暇として、1日100%の賃金を1日当り支払う計算。 特別休暇規定を改正（有給消化とせず、給与を減額せず全額支給）。 法人が認めた場合は有給の特別休暇となり、100%支給される。 インフルエンザに感染した際は、5日間の特別休暇とする。全額の有給で支給。 コロナワクチン関連及びコロナウイルス感染時の休業については100%支給。 新型コロナウイルスに感染し休業を行う場合には、100%の休業手当を支給する。 特別休暇として許可した場合、通常どおりの賃金を減額せずに支給する。例：小学校の休校に伴う休業。介護施設の休所に伴う休業など。 積立年休の利用を認める（年休と同じ計算）→規程にある疾病休業4日以上の場合4日目から、規程にないが、濃厚接触者、上記当初3日間、37.5℃以上発熱の日など。	484	62.4
給与の一定割合を支給	コロナによる休業80%（平均賃金）。 欠勤の場合、8割は支払うこととしている。 事由（心身の故障など）により、100/100～60/100の範囲で支給。 年棒÷12÷20×60%休業日数。 新型コロナの非常事態宣言により経営者判断で支給率を上げた。2020年4月～8月平均賃金100%。2020年9月～2021年3月平均賃金80%。2021年4月以降は60%。 災害等による出勤困難→10割分の給与（特別休暇）。私傷病による休職→8割分の給与等（1年間まで）。 今回のコロナ休業では、1か月4日まで平均賃金80%、5日以上は平均賃金90%の日額で計算している。（規定は最低基準）。病者の就業禁止、及び天災地変等の休業＝基本給÷20×0.6×休業日数。 最低額は、60%支払ですが、今回のように雇用調整助成金があり助成金8割支給の場合、80%にて支払。	151	19.5
給与から一定率を控除	休業1日につき、平均賃金の1%を控除。 基本給日額の40%以内を控除する。 休業事由により、1時間あたり0.1～0.6%を基本給から控除する方法で計算。 職員が業務上の傷病もしくは疾病により又は通勤により負傷し、もしくは疾病により就業規則に掲げる理由に該当して休職されたときは、その休職期間中、その者に給与の全額を支給する。ただし労災法の規定に基づく休職補償を受けるときはその受ける額をそれぞれ給与から控除する。 病休賞与で日額単価×日数×0.3、減。 基準賃金につき、0.5時間あたり0.128%を賃金カット。	8	1.0
手当、補償等	1か月160時間補償している（現場が雨等で中止の場合）。 休職者には原則として賃金を支給しない。但し、休職期間中、本人が傷病手当金の受給資格を喪失している場合、所定内賃金の4割相当の見舞金を支給。 連続7日以上傷病による休業5,000円。 傷病見舞金。連続6か月以上の職員が、私傷病により療養のため、休養する場合、支給する。（1）30日以上勤務不能の場合10,000円。（2）60日以上勤務不能の場合、さらに10,000円。 例えばパート社員については大型連休の場合、手当を支給する（パート社員は時給なので、連休で収入が減るため）。	19	2.4

※現在の就業規則（賃金規程など別規程を含む。）に、労基法第26条の休業手当の支払いが必要でない場合でも、労働者の休業に対する補償として手当を支払う規の有無について、「規定がある」、または、「規定はないが支払うことがある」とする企業のうち、「労基法第26条の休業手当の算定方法とは異なる」と回答した企業（776件）が対象。記述内容の区分において、重複がある。また、記述内容では、回答欄の無記入や不明等で類型できないものもある。

4. 新型コロナウイルス感染症の発生前における休業手当等の規定、算定方法について

4-1. 新型コロナウイルス感染症の発生前における休業手当等の規定状況

(1) 新型コロナウイルス感染症の発生前における休業手当等の規定状況

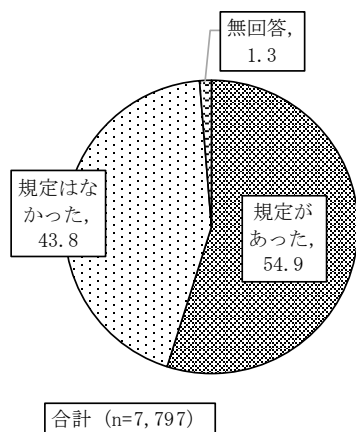
調査では、新型コロナウイルス感染症の発生前（2019年12月以前）における労働者に対する休業の規定状況についても尋ねている（以下では、新型コロナウイルス感染症については、「新型コロナ」、新型コロナ発生前後を比較する場合は、「コロナ発生前後」「コロナ発生前」「コロナ発生後」と表記する（設問文、選択肢の用語については調査票表記に合わせている））。

コロナ発生前における労基法第26条の休業手当の支払についての就業規則等での規定については、「規定があった」が54.9%、「規定はなかった」が43.8%となっている（図表2-4-1）。

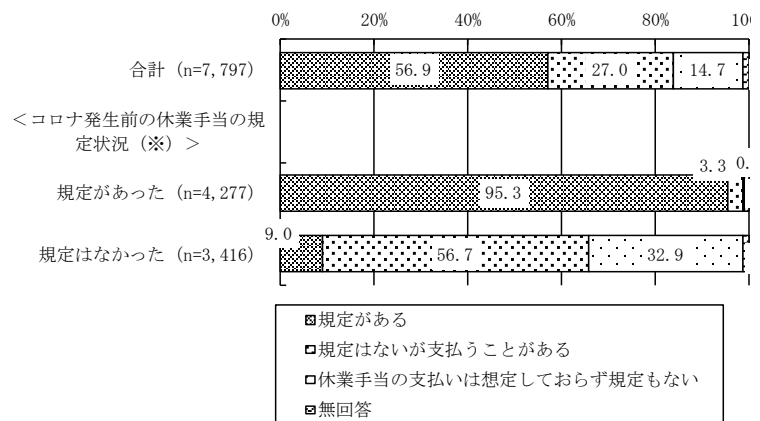
先述のとおり、調査では、現在の就業規則（賃金規程など別規程を含む）での労基法第26条の休業手当の規定の有無も尋ねている。これをコロナ発生前の休業手当の規定状況別にみると、コロナ発生前に「規定はなかった」とする企業のうち、コロナ発生後、「規定がある」は9.0%、「規定はないが支払うことがある」は56.7%、「休業手当の支払いは想定しておらず規定もない」が32.9%となっている（図表2-4-2）。

調査対象企業全体に占めるコロナ発生前・コロナ発生後の規定の変化の状況をまとめたものが図表2-4-3である。それによれば、「コロナ発生前から規定がある」が52.3%と最も高く、次いで、「コロナ発生前には規定はないが、コロナ発生後は規定はないが支払うことがある」が24.9%、「コロナ発生前・コロナ発生後いずれも規定はない」が14.4%、「コロナ発生前には規定はないが、コロナ発生後に規定がある」が4.0%などとなっている。

図表 2-4-1 新型コロナウイルス感染症の発生前における、労基法第26条の休業手当の支払の規定状況(SA、単位＝%)

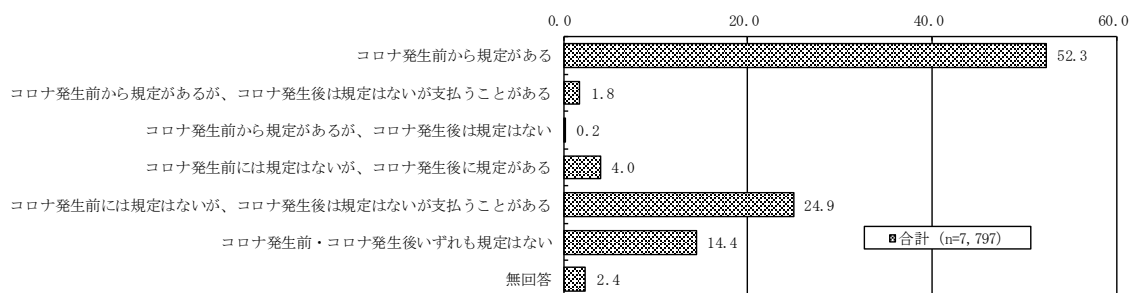


図表 2-4-2 現在の就業規則(賃金規程など別規程を含む)に、労基法第26条の休業手当についての規定の有無(SA、単位＝%)



※「コロナ発生前」とは、新型コロナウイルス感染症の発生前（2019年12月以前）のこと。

図表 2-4-3 コロナ発生前・コロナ発生後の規定の変化の状況(SA、単位=%)



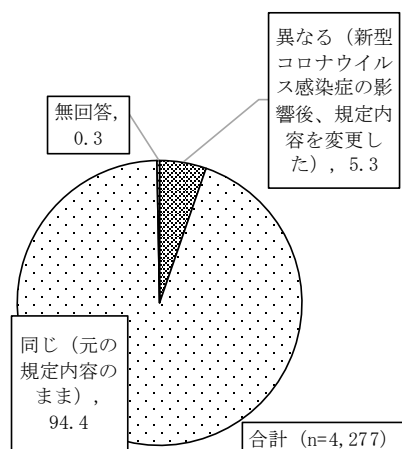
※現在の就業規則（賃金規程など別規程を含む）に、労基法第26条の休業手当について規定の有無（問7）及び、コロナ発生前の労基法第26条の休業手当の支払いの規定状況（問9）を組み合わせて作成。

(2) コロナ発生前から規定がある企業における現行の規定内容との異同

コロナ発生前における労基法第26条の休業手当の支払について、就業規則等で「規定があった」とする企業（以下、「コロナ発生前の規定企業」という）に対して、「規定の内容は、現在（新型コロナウイルス感染症の影響後）の規定内容と異なりますか、それとも同じ（元の規定内容のまま）ですか」と尋ねところ、「同じ（元の規定内容のまま）」とする企業が94.4%とほとんどであり、「異なる（新型コロナウイルス感染症の影響後、規定内容を変更した）」は5.3%と少ない（図表2-4-4）。

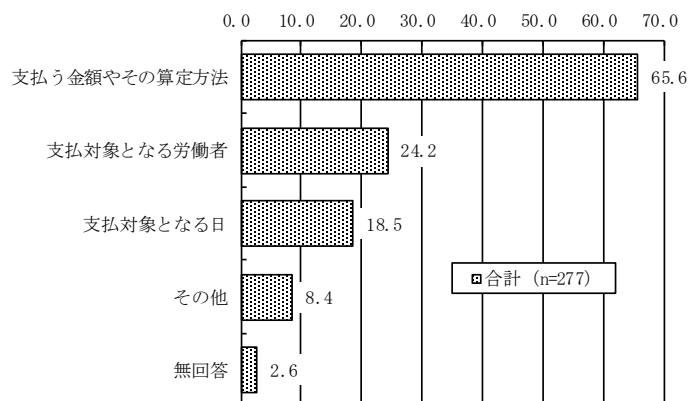
「異なる（新型コロナウイルス感染症の影響後、規定内容を変更した）」企業（以下、「規定内容変更企業」という）における、新型コロナの発生の前後で変更した内容（複数回答）については、「支払う金額やその算定方法」が65.6%と最も高く、次いで、「支払対象となる労働者」（24.2%）、「支払対象となる日」（18.5%）などとなっている（図表2-4-5）。

図表 2-4-4 コロナ発生前の規定企業における現行の規定内容の異同(SA、単位=%)



※コロナ発生前の労基法第26条の休業手当の支払いの規定状況において、「規定があった」とする企業を対象に集計。

図表 2-4-5 新型コロナウイルス感染症の発生の前後で変更した内容(MA、単位=%)



※コロナ発生前の労基法第26条の休業手当の支払いの規定状況において、「規定があった」とする企業のうち、「現在の規定内容と異なる（新型コロナウイルス感染症の影響後、規定内容を変更した）」とする企業を対象に集計。

(3)規定内容変更企業におけるコロナ発生前の労基法第26条の休業手当の支払額の算定方法

調査では、規定内容変更企業におけるコロナ発生前の労基法第26条の休業手当の支払額の算定方法（問9付問1-2）を尋ねている。また、コロナ前の労基法第26条の休業手当に関する規定で、「正社員とは内容の異なる、非正規雇用労働者のみを対象とした規定があった」場合の「非正規雇用労働者を対象とする労基法第26条の休業手当の支払額の算定方法」（問9付問2-1）についても尋ねている。

規定内容変更企業におけるコロナ発生前の労基法第26条の休業手当の支払額の算定方法をみたものが図表2-4-6〔1〕（コロナ発生前：上段）である（参考として、コロナ発生後の算定方法（コロナ発生後：下段）も記載。同様に、〔2〕は、「正社員とは内容の異なる、非正規雇用労働者のみを対象とした規定がある」とする企業における「労基法第26条の休業手当の算定方法」を記載した。図表2-4-6〔2〕は、n数が少ないことに留意）。以下、図表2-4-6〔1〕の内容について記載する。

図表2-4-6 規定内容変更企業におけるコロナ発生前の労基法第26条の休業手当の支払額の算定方法(単位=%)

〔1〕新型コロナウイルス感染症の発生前（2019年12月以前）に労基法第26条の休業手当の支払で就業規則等に「規定があった企業」の「現在の規定内容と異なる（新型コロナウイルス感染症の影響後、規定内容を変更した）」企業における「労基法第26条の休業手当の算定方法」（上段がコロナ発生前、下段がコロナ発生後、単位=%)

①労基法第26条の休業手当の算定方法(SA)							②平均賃金の60%以上の場合の規定されている割合							③1日当たりの賃金額の60%以上の場合の規定されている割合										
n	平均賃金の60%以上	60日以上の賃金額の	減額せずにおりの支給するを、	通常どおりの賃金を、	その他	無回答	n	60%未満	70%未満	80%未満	90%未満	無回答	平均	中央値	標本標準偏差	n	60%未満	70%未満	80%未満	90%未満	無回答	平均	中央値	標本標準偏差
コロナ発生後(※2)	217	51.6	17.5	23.5	1.8	5.5	112	76.8	0.9	10.7	4.5	7.1	64.4	60.0	10.3	38	39.5	7.9	26.3	21.1	5.3	74.6	77.5	14.4

※1（コロナ発生前）：①は、コロナ発生前の労基法第26条の休業手当の支払いの規定状況（問9）において、「規定があった」とする企業のうち、問9付問1「現在の規定内容と異なる（新型コロナウイルス感染症の影響後、規定内容を変更した）」とする企業を対象に、問9付問1-2の「労基法第26条の休業手当の算定方法」の回答結果を集計。②平均賃金の60%以上の場合の規定されている割合は、問9付問1-2での「平均賃金の60%以上」の具体的な割合を集計。③1日当たりの賃金額の60%以上の場合の規定されている割合は、問9付問1-2での「1日当たりの賃金額の60%以上」の具体的な割合を集計。

※2（コロナ発生後）：①は、コロナ発生前に労基法第26条の休業手当の支払いの規定状況で「規定があった」企業のうち、問9付問1「現在の規定内容と異なる（新型コロナウイルス感染症の影響後、規定内容を変更した）」とする企業に限定して、現在（コロナ発生後）、労基法第26条の休業手当の支払いの規定状況で「規定がある」とする企業における、問7付問3の「労基法第26条の休業手当の算定方法」の回答結果を集計。②平均賃金の60%以上の場合の規定されている割合は、①の条件の下、問7付問3での「平均賃金の60%以上」の具体的な割合を集計。同様に、③1日当たりの賃金額の60%以上の場合の規定されている割合は、問7付問3での「1日当たりの賃金額の60%以上」の具体的な割合を集計。

〔2〕新型コロナウイルス感染症の発生前（2019年12月以前）に労基法第26条の休業手当の支払で就業規則等に「規定があった企業」の「現在の規定内容と異なる（新型コロナウイルス感染症の影響後、規定内容を変更した）」企業のなかで、「正社員とは内容の異なる、非正規雇用労働者のみを対象とした規定がある」とする企業の「労基法第26条の休業手当の算定方法」（上段がコロナ発生前、下段がコロナ発生後、単位=%)

①労基法第26条の休業手当の算定方法(SA)							②平均賃金の60%以上の場合の規定されている割合							③1日当たりの賃金額の60%以上の場合の規定されている割合											
n	平均賃金の60%以上	60日以上の賃金額の	減額せずにおりの支給するを、	通常どおりの賃金を、	その他	無回答	n	60%未満	70%未満	80%未満	90%未満	無回答	平均	中央値	標本標準偏差	n	60%未満	70%未満	80%未満	90%未満	無回答	平均	中央値	標本標準偏差	
																									コロナ発生前(※1)
コロナ発生後(※2)	21	38.1	19.0	23.8	-	19.0	8	87.5	-	-	12.5	-	65.0	60.0	14.1	4	50.0	25.0	-	-	25.0	-	70.0	65.0	14.1

※1（コロナ発生前）：①は、コロナ発生前の労基法第26条の休業手当の支払いの規定状況（問9）において、「規定があった」とする企業のうち、問9付問1「現在の規定内容と異なる（新型コロナウイルス感染症の影響後、規定内容を変更した）」とする企業に限定して、現在（コロナ発生後）、労基法第26条の休業手当の支払いの規定状況で「規定がある」とする企業における、問7付問4-1の「労基法第26条の休業手当の算定方法」の回答結果を集計。②平均賃金の60%以上の場合の規定されている割合は、①の条件の下、問7付問4-1での「平均賃金の60%以上」の具体的な割合を集計。同様に、③1日当たりの賃金額の60%以上の場合の規定されている割合は、問7付問4-1での「1日当たりの賃金額の60%以上」の具体的な割合を集計。

※2（コロナ発生後）：①は、コロナ発生前に労基法第26条の休業手当の支払いの規定状況で「規定があった」企業のうち、問9付問1「現在の規定内容と異なる（新型コロナウイルス感染症の影響後、規定内容を変更した）」及び、問9付問2「労基法第26条の休業手当に関する規定で、正社員とは別に、非正規雇用労働者（有期契約労働者、短時間労働者等）を対象とした規定の有無」の設問で、「正社員とは内容の異なる、非正規雇用労働者のみを対象とした規定がある」とする企業に限定して、現在（コロナ発生後）、労基法第26条の休業手当の支払いの規定状況で「規定がある」とする企業における、問7付問4-1の「労基法第26条の休業手当の算定方法」の回答結果を集計。②平均賃金の60%以上の場合の規定されている割合は、①の条件の下、問7付問4-1での「平均賃金の60%以上」の具体的な割合を集計。同様に、③1日当たりの賃金額の60%以上の場合の規定されている割合は、問7付問4-1での「1日当たりの賃金額の60%以上」の具体的な割合を集計。

図表 2-4-6 [1] によれば、規定内容変更企業では、コロナ発生前後で、①労基法第 26 条の休業手当の算定方法の分布に大きな差はみられない。②平均賃金の 60%以上の場合の規定されている割合においても分布に大きな差はみられないが、「80～90%未満」でコロナ発生前に比べコロナ発生後の方が割合はやや高い。③1日当たりの賃金額の 60%以上の場合の規定されている割合では、コロナ発生前に比べコロナ発生後の方が、「60～70%未満」の割合が低下する一方で、「70～80%未満」「80～90%未満」「90～100%」の割合が高い（平均値はコロナ発生前 71.8%、コロナ発生後 74.6%。ただし、n 数が少ないことに留意）。

4-2. コロナ発生前後における労基法第 26 条の休業手当の規定企業の休業手当の支払額の算定方法の比較

前掲図表 2-4-6 では、規定内容変更企業におけるコロナ発生前の労基法第 26 条の休業手当の支払額の算定方法を示している。コロナ発生前の規定企業において「同じ（元の規定内容のまま）」とする企業について、コロナ発生後の規定内容と同一とみなすことで、規定内容変更企業のデータにこれを加えることで、コロナ発生前の規定内容をまとめたものが図表 2-4-7 である¹⁵ ((1)正社員の就業規則等の規定、及び、(2)非正規雇用労働者のみを対象とした規定（「正社員とは内容の異なる、非正規雇用労働者のみを対象とした規定がある場合」）に分けて、休業手当規定企業における、コロナ発生前の休業手当の支払額の算定方法を記載した（上段）。参考として、コロナ発生後の休業手当の支払額の算定方法も記載している（下段）。以下では、(1)正社員の就業規則等の場合と(2)非正規雇用労働者のみを対象とした規定に分けて、コロナ発生前後を比較する。

①コロナ発生前において、労基法第 26 条の休業手当の算定方法は、正社員の就業規則等の場合、「平均賃金の 60%以上」が 63.5%と最も高く、次いで、「通常どおりの賃金を、減額せずに支給する」が 15.3%「1日当たりの賃金額の 60%以上」が 13.7%、などとなっている。一方、非正規雇用労働者のみを対象とした規定では、「平均賃金の 60%以上」が 54.5%と最も高く、次いで、「1日当たりの賃金額の 60%以上」が 19.7%、「通常どおりの賃金を、減額せずに支給する」が 14.8%などとなっている。コロナ発生前後を比較すると、いずれも、分布に大きな差はみられない。

②コロナ発生前において、平均賃金の 60%以上の場合の規定されている割合については、正社員の就業規則等の場合、「60～70%未満」の割合が 85.5%（平均値 62.1%）と最も高く、非正規雇用労働者のみを対象とした規定でも「60～70%未満」が 86.5%（平均値 61.3%）と、最も割合が高くなっている。コロナ発生前後を比較すると、いずれも、分布に大きな差

¹⁵ コロナ発生前の規定企業において、労基法第 26 条の休業手当の支払額の算定方法については、「現在の規定内容と異なる（新型コロナウイルス感染症の影響後、規定内容を変更した）」とする企業の回答に加え、「同じ（元の規定内容のまま）」とする回答企業について、コロナ発生後の「労基法第 26 条の休業手当の支払額の算定方法」の設問の回答結果を移管して作成している（図表 2-4-7 の上段。比較として、コロナ発生後の規定企業の集計結果は下段参照。以上の集計方法の詳細については、当該図表注参照）。

はみられない。

③コロナ発生前において、1日当たりの賃金額の60%以上の場合の規定されている割合については、正社員の就業規則等の場合、「60～70%未満」が59.8%、「80～90%未満」が16.7%、「90～100%」が9.2%、「70～80%未満」が3.0%となっている（平均値67.8%）。一方、非正規雇用労働者のみを対象とした規定では、「60～70%未満」が74.3%、「80～90%未満」が10.6%、「90～100%」が8.0%、「70～80%未満」が1.8%となっている（平均値65.6%）。コロナ発生前後を比較すると、いずれも分布に大きな差はみられない。

図表 2-4-7 コロナ発生前、コロナ発後の労基法第26条の休業手当の規定企業における労基法第26条の休業手当の支払額の算定方法(正社員の就業規則等の規定及び、非正規雇用労働者のみを対象とした規定)(単位=%)

①労基法第26条の休業手当の算定方法(SA)								(2)非正規雇用労働者のみを対象とした規定						
(1)正社員の就業規則等の規定							【正社員とは内容の異なる、非正規雇用労働者のみを対象とした規定がある】(※3)							
n	0平均賃金の6%	上金額の60%以上の賃	1に支給する額の増減を考慮せず	金通し、おりの額を減らす	その他	無回答	n	0平均賃金の6%	上金額の60%以上の賃	1に支給する額の増減を考慮せず	金通し、おりの額を減らす	その他	無回答	
コロナ発生前(※1)	4,207	63.5	13.7	15.3	2.3	5.2	573	54.5	19.7	14.8	6.5	4.5		
コロナ発後(※2)	4,433	62.6	13.8	15.1	2.4	6.1	598	54.0	19.6	14.0	6.7	5.7		

②平均賃金の60%以上の場合の規定されている割合											(2)非正規雇用労働者のみを対象とした規定							
(1)正社員の就業規則等の規定											【正社員とは内容の異なる、非正規雇用労働者のみを対象とした規定がある】(※3)							
n	未60%未満	未70%未満	未80%未満	90%以上	無回答	平均	中央値	標本標準偏差	n	未60%未満	未70%未満	未80%未満	90%以上	無回答	平均	中央値	標本標準偏差	
コロナ発生前(※1)	2,672	85.5	1.1	2.6	3.4	7.4	62.1	60.0	8.0	312	86.5	2.6	1.0	1.9	8.0	61.3	60.0	5.9
コロナ発後(※2)	2,775	85.0	1.1	3.2	3.6	7.1	62.3	60.0	8.3	323	86.7	1.5	0.9	2.5	8.4	61.4	60.0	6.4

③1日当たりの賃金額の60%以上の場合の規定されている割合											(2)非正規雇用労働者のみを対象とした規定							
(1)正社員の就業規則等の規定											【正社員とは内容の異なる、非正規雇用労働者のみを対象とした規定がある】(※3)							
n	未60%未満	未70%未満	未80%未満	90%以上	無回答	平均	中央値	標本標準偏差	n	未60%未満	未70%未満	未80%未満	90%以上	無回答	平均	中央値	標本標準偏差	
コロナ発生前(※1)	575	59.8	3.0	16.7	9.2	11.3	67.8	60.0	12.2	113	74.3	1.8	10.6	8.0	5.3	65.6	60.0	11.5
コロナ発後(※2)	610	59.0	4.1	18.0	10.8	8.0	68.7	60.0	12.7	117	70.9	3.4	12.0	7.7	6.0	65.9	60.0	11.3

※1:「コロナ発生前」は、①労基法第26条の休業手当の算定方法については、コロナ発生前の労基法第26条の休業手当の支払いの規定状況(問9)において、「規定があった」企業(以下、「コロナ発生前の規定企業」という)を対象とし、「現在の規定内容と異なる(新型コロナウイルス感染症の影響後、規定内容を変更した)」とする企業の回答(問9付問1-2)に加え、「同じ(元の規定内容のまま)」とする回答企業については、「労基法第26条の休業手当の支払額の算定方法」の設問の回答結果を移管して作成(以下、「コロナ発生前の労基法第26条の休業手当の支払額の算定方法」という)。

①の集計の下で、②平均賃金の60%以上の場合の規定されている割合は、「労基法第26条の休業手当の支払額の算定方法」設問の「平均賃金の60%以上」の具体的な割合を集計。③1日当たりの賃金額の60%以上の場合の規定されている割合は、「労基法第26条の休業手当の支払額の算定方法」設問の「1日当たりの賃金額の60%以上」の具体的な割合を集計。

※2:「コロナ発後」は、①労基法第26条の休業手当の算定方法については、現在の就業規則(賃金規程など別規程を含む)での労基法第26条の休業手当についての規定の有無(問7)について、「規定がある」企業(以下、「コロナ発後の規定企業」という)を対象を集計。②平均賃金の60%以上の場合の規定されている割合は、「平均賃金の60%以上」の具体的な割合を集計。③1日当たりの賃金額の60%以上の場合の規定されている割合は、「1日当たりの賃金額の60%以上」の具体的な割合を集計。

※3:非正規雇用労働者のみを対象とした規定【正社員とは内容の異なる、非正規雇用労働者のみを対象とした規定がある】は、「コロナ発生前の規定企業」「コロナ発後の規定企業」それぞれについて、上記※1、※2で作成した集計結果の下で、「労基法第26条の休業手当に関する規定で、正社員とは別に、非正規雇用労働者(有期契約労働者、短時間労働者等)を対象とした規定の有無」の設問(コロナ発生前は問7付問4、コロナ発後は問9付問2)で、「正社員とは内容の異なる、非正規雇用労働者のみを対象とした規定がある」とする企業について、労基法第26条の休業手当の算定方法(①②③それぞれ)を集計した。

5. コロナ発生前のおおむね 5 年間の休業の状況

5-1. コロナ発生前のおおむね 5 年間の休業の状況

(1) コロナ発生前のおおむね 5 年間の休業の状況と休業理由

調査では、新型コロナウイルス感染症の発生前（2019年12月以前）のおおむね5年間において、所定労働日に、労働者に休業を命じたことがあるかを尋ね、休業を命じた企業に対して休業理由を尋ねている。これをまとめたものが図表 2-5-1 である。

図表 2-5-1 コロナ発生前のおおむね 5 年間の休業の状況と休業理由(単位=%)

	①コロナ前のおおむね5年間における、所定労働日に労働者に休業を命じたことの有無 (SA)				【休業を命じたことがある企業】 ②休業の理由 (MA)											
	n	と が あ る	と は な い	無 回 答	n	め で き な か つ た	地 震 や 大 雨 、 火 災 等 に よ り 会 社 を 運 営 で き な か つ た た め	資 金 調 達 が 困 難 な ど	製 品 が 売 れ な い 、 需 要 の 低 下 、 等	経 営 不 振 に よ る 休 業	会 社 の 設 備 、 工 場 の 機 械 の 不 備 ・ 欠 陥 に よ る 休 業	取 引 先 の 事 情	休 業 員 不 足 に よ る	そ の 他	無 回 答	
合計	7,797	14.5	83.5	2.0	1,129	53.1	9.2	5.4	13.8	0.8	28.0	0.3				
<従業員規模>																
100人未満	393	8.4	87.5	4.1	33	60.6	15.2	9.1	24.2	-	12.1	-				
100～299人	4,583	12.5	85.6	1.9	575	49.2	10.4	4.9	14.1	1.2	29.4	0.2				
300～999人	2,073	15.5	82.6	1.9	322	57.8	8.7	4.7	9.9	0.6	28.9	0.3				
1000人以上	686	28.1	70.0	1.9	193	56.5	5.2	7.8	17.6	-	24.9	0.5				

※「②休業の理由」は、コロナ前のおおむね5年間における、所定労働日に労働者に「休業を命じたことがある」とする企業を対象に集計。

それによれば、「休業を命じたことがある」が14.5%、「休業を命じたことはない」が83.5%となっている。従業員規模別にみると、規模が大きくなるほど、「休業を命じたことがある」とする割合は高くなる（図表 2-5-1①）。

労働者に「休業を命じたことがある」とする企業に対して、休業の理由（複数回、休業を命じたことがある場合、直近の休業。以下同じ）について尋ねたところ（複数回答）、「地震や大雨、火災等により会社を運営できなかつたため」が53.1%と最も割合が高く、次いで、「取引先の事情」（13.8%）、「経営不振による休業（需要の低下、製品が売れない、資金調達が困難など）」（9.2%）、「会社の設備、工場の機械の不備・欠陥による休業」（5.4%）などとなっている¹⁶。従業員規模別にみると、規模が小さくなるほど、「経営不振による休業（需要の低下、製品が売れない、資金調達が困難など）」の割合が高くなる傾向にある（図表 2-5-1②）。

(2) 休業させる労働者を決定するに当たっての考慮要素

調査では、休業に関して、休業させる労働者を決定するに当たって、どのような要素を考慮したか尋ねており（複数回答）、これをまとめたものが図表 2-5-2 である。

¹⁶ 休業理由の「その他」が316件あるが、記述内容では、「インフルエンザまん延防止等」「同居家族のインフルエンザ、ノロウイルス罹患により濃厚接触と判断する場合」などが目立つ（インフルエンザ等の病気・感染症関連の記述は、149件）。

図表 2-5-2 コロナ発生前における休業させる労働者を決定するに当たっての考慮要素(MA、単位＝%)

	n	雇用形態	職種・業務内容(雇用形態による場合を除く)	所属する部署・部門	役職	勤務成績	年齢	勤続年数	況	休業予定日の勤務の状況	その他	特段の要素を考慮せず、全ての労働者を対象とした	無回答
合計	1,129	14.3	23.7	26.0	5.4	0.4	0.3	0.3	6.0	8.1	47.9	0.5	
<従業員規模>													
100人未満	33	15.2	21.2	18.2	3.0	-	-	-	-	9.1	51.5	3.0	
100～299人	575	9.0	23.0	24.3	4.0	-	0.3	0.5	6.1	7.8	50.4	0.3	
300～999人	322	18.3	24.2	30.1	8.7	0.9	0.3	-	5.3	8.4	46.3	0.9	
1000人以上	193	22.8	25.4	24.9	4.7	0.5	-	-	8.3	8.8	42.5	-	
<従業員に占める正社員比率>													
30%未満	154	26.0	22.7	31.2	4.5	0.6	-	-	7.1	8.4	38.3	0.6	
30%～50%未満	148	23.0	25.7	28.4	5.4	1.4	-	-	11.5	9.5	39.2	-	
50%～70%未満	239	13.4	19.2	22.6	5.9	0.4	-	-	6.7	9.6	52.3	0.4	
70%以上	566	9.4	25.8	25.3	5.7	-	0.5	0.5	3.7	7.2	50.9	0.5	
<休業の理由(MA)>													
地震や大雨、火災等により会社を運営できなかったため	600	15.7	22.2	27.3	8.3	0.3	0.0	0.2	5.3	4.2	52.2	0.5	
経営不振による休業	104	15.4	46.2	48.1	3.8	1.0	1.9	0.0	6.7	0.0	30.8	0.0	
会社の設備、工場の機械の不備・欠陥による休業	61	27.9	36.1	52.5	11.5	1.6	0.0	0.0	13.1	0.0	31.1	0.0	
取引先の事情	156	16.0	38.5	38.5	1.9	0.0	0.0	0.0	10.9	4.5	30.1	0.0	

※コロナ前のおおむね5年間における、所定労働日に労働者に「休業を命じたことがある」とする企業を対象に集計。表側の「休業の理由」では、n数が少ない「従業員不足による休業」及び「その他」は記載割愛(以下同じ)。

それによれば、「特段の要素を考慮せず、全ての労働者を対象とした」とする割合が**47.9%**と最も高く、半数弱を占めている。逆に、「休業対象の考慮要素があった企業」(「特段の要素を考慮せず、全ての労働者を対象とした」企業以外)は、**51.6%**となっている。休業対象を決定する際の具体的な要素があった場合では、「所属する部署・部門」が**26.0%**と最も高く、次いで、「職種、業務内容(雇用形態による場合を除く)」(**23.7%**)、「雇用形態」(**14.3%**)などが続く。

これを従業員規模別にみると、「特段の要素を考慮せず、全ての労働者を対象とした」とする割合は、規模が小さくなるほど高くなる傾向にある。

従業員に占める正社員比率別にみると、正社員比率が低い(すなわち、非正規雇用労働者の比率が高い)ほど、具体的な考慮要素として、「雇用形態」の割合がやや高くなる傾向にある。

休業の理由(複数回答)別にみると、「特段の要素を考慮せず、全ての労働者を対象とした」とする割合は、「地震や大雨、火災等により会社を運営できなかったため」で半数強と最も高くなっている。「経営不振による休業」「会社の設備、工場の機械の不備・欠陥による休業」では、「所属する部署・部門」の割合が高くなっている。

(3) 休業させた労働者に対する休業等に伴う手当の支払い状況

① 休業させた労働者に対する休業等に伴う手当の支払い状況

調査では、コロナ発生前のおおむね5年間に、労働者に「休業を命じたことがある」と回答した企業において、休業させた労働者に対する休業等に伴う手当の支払い状況についても尋ねている。これをまとめたものが図表 2-5-3 である。

休業させた労働者に対する休業等に伴う手当の支払い状況については、「全員に支払った」企業割合は 81.9%と 8 割強を占めている。「一部の人に支払った」は 6.5%、「支払っていない」は 11.1%となっている。

これを従業員規模別にみると、規模が小さくなるほど、休業等に伴う手当を「全員に支払った」とする割合が高くなる傾向にある。

従業員に占める正社員比率別にみると、正社員比率が高いほど、「全員に支払った」とする割合が高くなる一方で、正社員比率が低い（すなわち、非正規雇用労働者の比率が高い）ほど、「支払っていない」「一部の人に支払った」とする割合が高くなる傾向にある。

休業の理由（複数回答）別にみると、休業等に伴う手当を「全員に支払った」とする割合はいずれの理由においても 8 割以上となっている。「支払っていない」とする割合は、「地震や大雨、火災等により会社を運営できなかったため」で最も高い。

図表 2-5-3 コロナ発生前における休業させた労働者に対する「休業等に伴う手当」の支払い状況(SA、単位=%)

	n	全 員 に 支 払 っ た	一 部 の 人 に 支 払 っ た	支 払 っ て い な い	無 回 答
合計	1,129	81.9	6.5	11.1	0.5
<従業員規模>					
100人未満	33	87.9	6.1	6.1	-
100～299人	575	83.3	5.2	11.1	0.3
300～999人	322	80.1	6.8	12.4	0.6
1000人以上	193	79.8	9.3	9.8	1.0
<従業員に占める正社員比率>					
30%未満	154	70.1	13.0	16.9	-
30%～50%未満	148	73.6	10.1	15.5	0.7
50%～70%未満	239	79.5	8.4	11.7	0.4
70%以上	566	88.9	3.0	7.4	0.7
<休業の理由 (MA) >					
地震や大雨、火災等により会社を運営できなかったため	600	81.5	7.2	10.8	0.5
経営不振による休業	104	91.3	4.8	3.8	0.0
会社の設備、工場の機械の不備・欠陥による休業	61	82.0	9.8	8.2	0.0
取引先の事情	156	85.3	7.1	7.7	0.0

※コロナ前のおおむね5年間における、所定労働日に労働者に「休業を命じたことがある」とする企業を対象に集計。

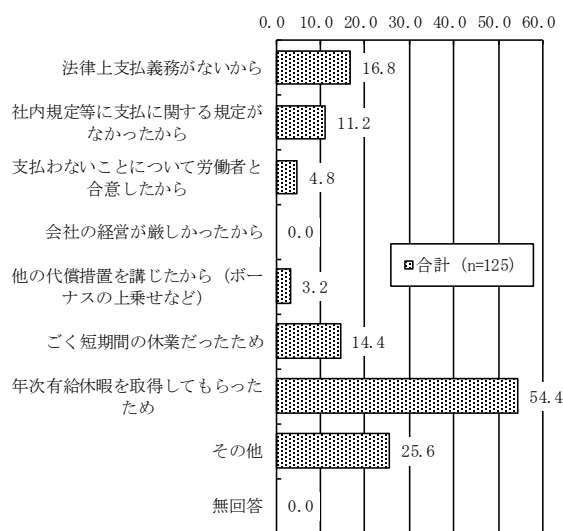
② 休業等に伴う手当を「支払っていない」理由と休業等に伴う手当を「一部の人に支払った」企業の支払った対象者を区別した基準

休業等に伴う手当を「支払っていない」企業において、支払っていない理由（複数回答）を尋ねたところ、「年次有給休暇を取得してもらったため」が 54.4%と最も高く、次いで、

「法律上支払義務がないから」(16.8%)、「ごく短期間の休業だったため」(14.4%)、「社内規定等に支払に関する規定がなかったから」(11.2%)などが続く(図表2-5-4)。

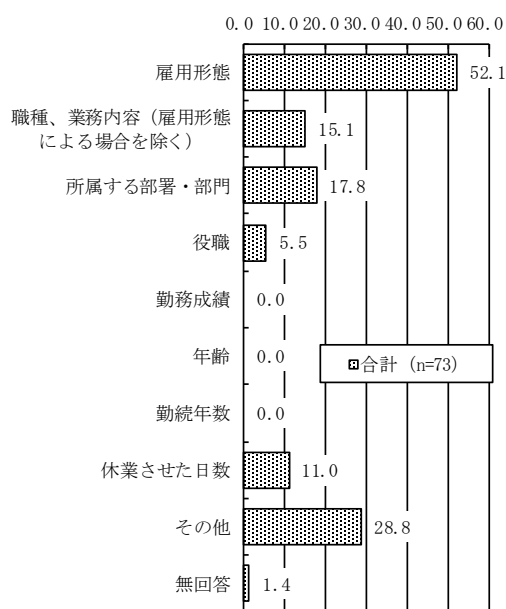
休業等に伴う手当を「一部の人に支払った」企業の支払った対象者を区別した基準(複数回答)を尋ねたところ、「雇用形態」が52.1%と最も高く、次いで、「所属する部署・部門」が17.8%、「職種、業務内容(雇用形態による場合を除く)」が15.1%などとなっている(図表2-5-5)。

図表2-5-4 休業等に伴う手当を「支払っていない」理由
(MA、単位=%)



※コロナ前のおおむね5年間における、所定労働日に労働者に「休業を命じたことがある」とする企業のうち、休業等に伴う手当を「支払っていない」とする企業を対象に集計。

図表2-5-5 コロナ発生前における休業等に伴う手当を「一部の人に支払った」企業の支払った対象者を区別した基準(MA、単位=%)



※コロナ前のおおむね5年間における、所定労働日に労働者に「休業を命じたことがある」とする企業のうち、休業等に伴う手当を「一部の人に支払った」とする企業を対象に集計。

③雇用調整助成金の申請

休業等に伴う手当を「全員に支払った」「一部の人に支払った」とする企業(休業等に伴う手当を支払った企業)における雇用調整助成金の申請については、「雇用調整助成金の申請を行った企業」(「支払った手当の全額について申請した」(11.0%)と「一部のみ申請した」(4.8%)の合計)の割合は15.8%となっており、「申請しなかった」は70.4%となっている。

従業員規模別にみると、規模が小さくなるほど「支払った手当の全額について申請した」とする割合が高くなる。

従業員に占める正社員比率別にみると、正社員比率が高いほど、「支払った手当の全額につ

いて申請した」の割合がわずかに高くなる。

休業の理由（複数回答）別にみると、「経営不振による休業」で「支払った手当の全額について申請した」の割合が最も高い。「申請しなかった」の割合は、「地震や大雨、火災等により会社を運営できなかったため」で最も高い（図表 2-5-6）。

図表 2-5-6 雇用調整助成金の申請状況(SA、単位＝%)

	n	に支払った 申請した 全額	一部のみ 申請した	申請しな かった	無回 答	請を 行調 整助 成金 の申
合計	998	11.0	4.8	70.4	13.7	15.8
<従業員規模>						
100人未満	31	19.4	-	58.1	22.6	19.4
100～299人	509	12.6	4.3	69.2	13.9	16.9
300～999人	280	10.7	4.3	71.8	13.2	15.0
1000人以上	172	5.2	8.1	73.8	12.8	13.3
<従業員に占める正社員比率>						
30%未満	128	2.3	7.8	72.7	17.2	10.1
30%～50%未満	124	6.5	3.2	80.6	9.7	9.7
50%～70%未満	210	8.6	3.3	72.4	15.7	11.9
70%以上	520	15.2	5.2	66.7	12.9	20.4
<休業の理由(MA)>						
地震や大雨、火災等により会社を運営できなかったため	532	7.1	4.3	73.1	15.4	11.5
経営不振による休業	100	53.0	15.0	24.0	8.0	68.0
会社の設備、工場の機械の不備・欠陥による休業	56	7.1	12.5	64.3	16.1	19.6
取引先の事情	144	19.4	8.3	60.4	11.8	27.8

※コロナ前のおおむね5年間における、所定労働日に労働者に「休業を命じたことがある」とする企業を対象に集計。「雇用調整助成金の申請を行った企業」は、「支払った手当の全額について申請した」「一部のみ申請した」の合計。

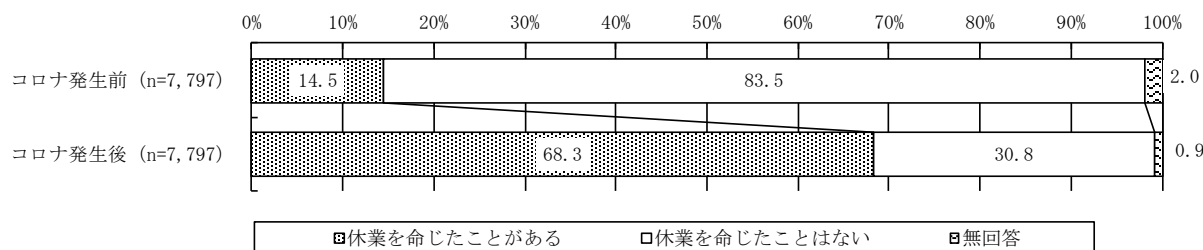
5-2. コロナ発生前後における休業の状況の比較

(1) コロナ発生前後における休業の状況

以下では、コロナ発生前とコロナ発生後の設問で比較可能なものについて、記述する（コロナ発生前は、2019年12月以前（新型コロナ発生前）のおおむね5年間の休業の状況（複数回の場合は直近の休業）であるのに対して、コロナ発生後は、新型コロナの発生、感染拡大期（2020年1月～調査時点（2021年8月1日現在）の休業の状況（休業が複数回ある場合は、最も休業者が多かったケース）であることに留意されたい）。

コロナ発生前・コロナ発生後の休業の状況についてみると、コロナ発生前（2019年12月以前）のおおむね5年間において、「休業を命じたことがある」が14.5%であるのに対して、コロナ発生後では、「休業を命じたことがある」が68.3%となっている（図表 2-5-7）。

図表 2-5-7 コロナ発生前後における休業の状況 (SA、単位＝%)



※コロナ発生前は、2019年12月以前（新型コロナウイルス発生前）のおおむね5年間の休業の状況（複数回の場合は直近の休業）であるのに対して、コロナ発生後は、新型コロナウイルスの発生、感染拡大期（2020年1月～調査時点（2021年8月1日現在））の休業の状況（休業が複数回ある場合は、最も休業者が多かったケース）であることに留意されたい（以下同じ）。

(2) コロナ発生前後における休業させる労働者を決定するに当たっての考慮要素

休業させる労働者を決定するに当たって、どのような要素を考慮したか（複数回答）については、コロナ発生前とコロナ発生後いずれも、「特段の要素を考慮せず、全ての労働者を対象とした」とする割合が半数弱を占め、次いで、休業対象を決定する際の具体的な要素があった場合として、「所属する部署・部門」「職種、業務内容（雇用形態による場合を除く）」が2割台、「雇用形態」が1割台などとなっている。コロナ発生前後を比較すると、コロナ発生前に比べてコロナ発生後の方が、「職種、業務内容（雇用形態による場合を除く）」「所属する部署・部門」の割合がやや高い（図表 2-5-8）。

図表 2-5-8 コロナ発生前後における休業させる労働者を決定するに当たっての考慮要素 (MA、単位＝%)

	n	雇用形態	除く 用形態 職種、業務内容 による場合へを 雇	所属する部署・部門	役職	勤務成績	年齢	勤続年数	状況 休業 予定日 の勤務の	その他	特段の要素を考慮せず、全ての労働者を対象とした	無回答
コロナ発生前	1,129	14.3	23.7	26.0	5.4	0.4	0.3	0.3	6.0	8.1	47.9	0.5
コロナ発生後	5,322	14.0	25.8	27.9	4.6	0.4	0.8	0.4	7.5	7.9	47.3	0.6

※「コロナ発生前」は、コロナ前のおおむね5年間における、所定労働日に労働者に「休業を命じたことがある」企業を対象に集計。「コロナ発生後」は、今般の新型コロナウイルス感染症の影響によって（2020年1月～調査時点（2021年8月1日現在））、「休業を命じたことがある」企業を対象に集計。

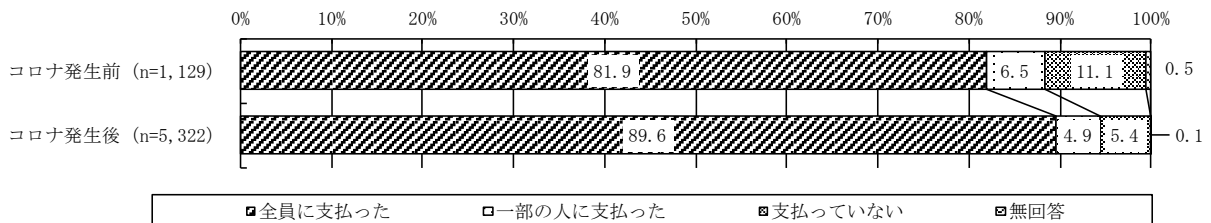
(3) コロナ発生前後における休業させた労働者への休業等に伴う手当の支払い状況

休業させた労働者に対する休業等に伴う手当の支払い状況については、コロナ発生前では、「全員に支払った」は81.9%、「一部の人に支払った」は6.5%、「支払っていない」は11.1%となっており、コロナ発生後は、「全員に支払った」は89.6%、「一部の人に支払った」は4.9%、「支払っていない」は5.4%となっている。

コロナ発生前後を比較すると、コロナ発生前、コロナ発生後いずれも、休業等に伴う手当を「全員に支払った」とする企業が8割台であり、大半の企業が全員に支払っていることに

大きな違いはない。両者を比べると、コロナ発生前に比べてコロナ発生後の方が「全員に支払った」とする割合が高くなる一方で、「支払っていない」とする割合が低くなっている（図表 2-5-9）。

図表 2-5-9 コロナ発生前後における休業させた労働者への休業等に伴う手当の支払い状況(SA、単位=%)



※1: 「コロナ発生前」は、コロナ前のおおむね5年間における、所定労働日に労働者に「休業を命じたことがある」とする企業を対象に集計。「コロナ発生後」は、今般の新型コロナウイルス感染症の影響によって（2020年1月～調査時点（2021年8月1日現在））、「休業を命じたことがある」とする企業を対象に集計。

※2: 設問では、コロナ発生前（問10付問3）の選択肢「全員に支払った」「一部の人に支払った」「支払っていない」であり、コロナ発生後（問5付問3）の選択肢「全員に支払った」「一部の人に支払った」「支払わなかった」であるが、同義であることから、図表では「支払っていない」で統一表記している。

(4) 休業等に伴う手当を支払っていない理由

休業等に伴う手当を支払っていない理由（複数回答）については、コロナ発生前（問 10 付問 3-1）とコロナ発生後（問 5 付問 3-1）で、両設問が複数回答であることから、同一の選択肢のみを比較した。なお、コロナ発生前の選択肢には、「年次有給休暇を取得してもらったため」があるが、コロナ発生後については、当該選択肢はないものの、「その他」自由記述のアフターコーディングにより、「有給休暇取得（特別休暇、年休（出勤扱い、振替出勤含む）」を設けたため、これを参考で記載している。これをまとめたものが図表 2-5-10 である。

図表 2-5-10 休業等に伴う手当を支払っていない理由(MA、単位=%)

	n	選択肢 (※2)						その他内容 含勤別有給 （振替出勤特 ※3）
		な法 い律 か上 から支 払義 務が	いにか 社関 ら規 る定 規等に が支 な払	意つ支 しい払 たてわ か労な ら働い 者こと 合に	か会 つ社 たの か経 ら営 が 厳し	め得年 し次有 む給休 も給 ら休 つ暇 たを取	-	
コロナ発生前	125	16.8	11.2	4.8	-	54.4		
コロナ発生後	287	15.0	13.2	7.7	1.7	52.6		

※1: 「コロナ発生前」は、コロナ前のおおむね5年間における、所定労働日に労働者に「休業を命じたことがある」企業のうち、休業等に伴う手当を「支払っていない」とする企業を対象に集計。「コロナ発生後」は、今般の新型コロナウイルス感染症の影響によって（2020年1月～調査時点（2021年8月1日現在））、「休業を命じたことがある」企業のうち、休業等に伴う手当を「支払わなかった」とする企業を対象に集計。

※2、※3: 本設問は複数回答であることから、コロナ発生前（問10付問3-1）とコロナ発生後（問5付問3-1）で同一の選択肢のみを記載した。なお、コロナ発生前の選択肢には、「年次有給休暇を取得してもらったため」があるが、コロナ発生後には、当該選択肢がない（選択肢がないものについては「/」で表記）。コロナ発生後については、「その他」自由記述のアフターコーディングにより、「有給休暇取得（特別休暇、年休（出勤扱い、振替出勤含む）」を設けたため、これを参考で記載した。両設問で同一の選択肢がないこと等により記載割愛したのものとしては、コロナ発生前で「他の代償措置を講じたから（ボーナスの上乗せなど）」「ごく短期間の休業だったため」「その他」、コロナ発生後で「労働者自身で休業支援金を請求してもらうこととしたから」「その他」となっている。

それによれば、コロナ発生前後を比較すると、コロナ発生前の「年次有給休暇を取得してもらったため」、コロナ発生後の「有給休暇取得（特別休暇、年休（出勤扱い、振替出勤含む）」はいずれも5割台と最も高くなっている。その他の選択肢では、コロナ発生前、コロナ発生後いずれも、「法律上支払義務がないから」が1割台、「社内規定等に支払に関する規定がないから」が1割強となっており、両者でほとんど差はみられない（n数が少ないことに留意）。

(5) 休業等に伴う手当を「一部の人に支払った」企業における支払った対象を区別した基準

休業等に伴う手当を「一部の人に支払った」企業の支払った対象者を区別した基準（複数回答）は、コロナ発生前では、「雇用形態」が52.1%と最も高く、次いで、「所属する部署・部門」が17.8%、「職種、業務内容（雇用形態による場合を除く）」が15.1%、「休業させた日数」が11.0%などとなっている。コロナ発生後では、「雇用形態」が31.8%と最も高く、次いで、「休業させた日数」が11.1%、「職種、業務内容（雇用形態による場合を除く）」が10.3%、「所属する部署・部門」が6.9%などとなっている¹⁷。コロナ発生前後を比較すると、コロナ発生前に比べてコロナ発生後の方が、「雇用形態」「所属する部署・部門」「職種、業務内容（雇用形態による場合を除く）」などの割合が低くなっている（n数が少ないことに留意）。

図表 2-5-11 休業等に伴う手当を「一部の人に支払った」企業における支払った対象を区別した基準（MA、単位＝％）

	n	雇用形態	場合を除く） 記の雇用形態による左	職種、業務内容による	所属する部署・部門	役職	勤務成績	年齢	勤続年数	休業させた日数	その他	無回答
コロナ発生前	73	52.1	15.1	17.8	5.5	-	-	-	11.0	28.8	1.4	
コロナ発生後	261	31.8	10.3	6.9	1.5	0.4	-	1.5	11.1	52.5	1.9	

※「コロナ発生前」は、コロナ前のおおむね5年間における、所定労働日に労働者に「休業を命じたことがある」企業のうち、休業等に伴う手当を「一部の人に支払った」とする企業を対象に集計。「コロナ発生後」は、今般の新型コロナウイルス感染症の影響によって（2020年1月～調査時点（2021年8月1日現在））、「休業を命じたことがある」企業のうち、休業等に伴う手当を「一部の人に支払った」とする企業を対象に集計。

(6) 休業等に伴う手当を支払った企業における雇用調整助成金の申請状況

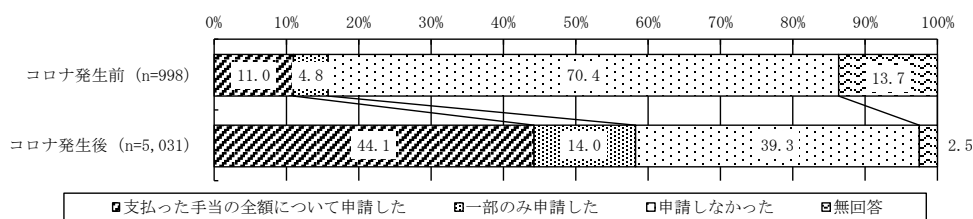
休業等に伴う手当を「全員に支払った」「一部の人に支払った」とする企業（休業等に伴う手当を支払った企業）における雇用調整助成金の申請については、コロナ発生前では、「雇用調整助成金の申請を行った企業」（「支払った手当の全額について申請した」（11.0%）と「一部のみ申請した」（4.8%）の合計）の割合は15.8%となっており、「申請しなかった」は70.4%となっている。

¹⁷ 先述のとおり（本報告書46頁、図表2-2-10）、コロナ発生後では、「その他」が52.5%あるが、自由記述内容では、「本人の選択（年休）」「コロナ患者・濃厚接触者の感染経路等の基準」等のコロナ特有の基準が含まれていた。本節では、コロナ発生前とコロナ発生後を比較していることから、選択肢で比較可能なものみの記述にとどめている。

一方、コロナ発生後では、「雇用調整助成金の申請を行った企業」（「支払った手当の全額について申請した」（44.1%）と「一部のみ申請した」（14.0%）の合計）の割合は58.1%となっており、「申請しなかった」は39.3%となっている。

コロナ発生前後を比較すると、コロナ発生前に比べてコロナ発生後の方が、「支払った手当の全額について申請した」「一部のみ申請した」の割合が高い一方で、「申請しなかった」の割合が低下している。

図表 2-5-12 休業等に伴う手当を支払った企業における雇用調整助成金の申請状況 (SA、単位=%)



※「コロナ発生前」は、コロナ前のおおむね5年間における、所定労働日に労働者に「休業を命じたことがある」企業のうち、休業等に伴う手当を「全員に支払った」「一部の人に支払った」とする企業を対象に集計。「コロナ発生後」は、今般の新型コロナウイルス感染症の影響によって（2020年1月～調査時点（2021年8月1日現在））、「休業を命じたことがある」企業のうち、休業等に伴う手当を「全員に支払った」「一部の人に支払った」とする企業を対象に集計。

6. 労基法上の「休業手当」について

6-1. 労基法第 26 条の休業手当の「平均賃金の 100 分の 60 以上」基準に対する認識

調査では、労基法上の「休業手当」に対する認識について、調査時点現在における認識を尋ねている。

労基法第 26 条の休業手当の「平均賃金の 100 分の 60 以上」という基準に対する認識については、「適当」が 80.7%と大部分を占め、「低い」は 12.7%であり、「高い」は 5.6%と少数である。

これを業種別（n=30 以上、「その他」除く）にみると、いずれの業種においても、「適当」が 8 割前後と最も高いことに違いはない。「高い」とする割合は業種でほとんど差はみられない。「低い」とする割合が比較的高い業種（n=30 以上、「その他」除く）としては、「宿泊業、飲食サービス業」「製造業」などとなっている。

従業員規模別にみると、規模が小さくなるほど、「低い」とする割合は高くなる傾向にある。

コロナ発生後の休業の有無別にみると、休業の有無にかかわらず「適当」が 8 割前後と最も高いことに違いはないものの、「休業を命じたことはない」企業に比べて、「休業を命じたことがある」企業の方が「低い」とする割合が高い（図表 2-6-1）。

図表 2-6-1 労基法第 26 条の休業手当の「平均賃金の 100 分の 60 以上」という基準に対する認識(SA、単位=%)

	n	高い	適当	低い	無回答
合計	7,797	5.6	80.7	12.7	0.9
<業種>					
鉱業、採石業、砂利採取業	4	-	100.0	-	-
建設業	341	3.5	84.2	11.4	0.9
製造業	1,552	2.7	80.3	16.1	0.8
電気・ガス・熱供給・水道業	29	-	93.1	6.9	-
情報通信業	226	2.7	85.4	11.1	0.9
運輸業、郵便業	589	6.5	79.5	12.9	1.2
卸売業、小売業	1,104	4.6	81.8	12.8	0.8
金融業、保険業	145	2.8	85.5	11.0	0.7
不動産、物品賃貸業	67	1.5	88.1	10.4	-
学術研究、専門・技術サービス業	111	7.2	80.2	11.7	0.9
宿泊業、飲食サービス業	320	4.7	73.4	20.6	1.3
生活関連サービス業、娯楽業	178	7.9	77.5	14.0	0.6
教育、学習支援業	341	9.1	83.6	6.2	1.2
医療、福祉	1,815	8.1	79.7	11.2	0.9
複合サービス事業（郵便局、農業組合など）	97	4.1	86.6	9.3	-
サービス業（他に分類されないもの）	813	7.6	80.4	11.2	0.7
その他	65	6.2	78.5	12.3	3.1
<従業員規模>					
100人未満	393	5.6	77.6	14.5	2.3
100～299人	4,583	5.4	80.6	13.2	0.8
300～999人	2,073	5.7	81.6	11.9	0.8
1000人以上	686	6.7	80.8	11.8	0.7
<コロナ発生後の休業の有無>					
休業を命じたことがある	5,322	5.7	79.3	14.3	0.6
休業を命じたことはない	2,403	5.3	84.3	9.0	1.4

労基法第 26 条の休業手当の「平均賃金の 100 分の 60 以上」基準を「高い」と考える理由（複数回答）については、「売上げや収益がない場合があり、企業の支払い負担が高すぎるから」が 76.1%と最も高く、次いで、「災害などの理由により休業期間が長期化する場合、企業の支払能力を超えることもあるから」が 70.4%、「労働者は実際に働いてないから」が 47.6%、「労働者の生活保障は、本来企業が負担するものではないと思うから」が 18.7%、「民法の規定¹⁸があれば十分であり、罰則付きの義務にする必要はないと思うから」が 6.4%などとなっている¹⁹。

「高い」と考える理由について従業員規模別にみると、規模が小さくなるほど、「売上げや収益がない場合があり、企業の支払い負担が高すぎるから」「災害などの理由により休業期間が長期化する場合、企業の支払能力を超えることもあるから」の割合が高くなる傾向にある。

¹⁸ 調査票では、民法の規定について、「民法第 536 条第 2 項 債権者の責めに帰すべき事由によって債務を履行することができなくなったときは、債権者は、反対給付の履行を拒むことができない」と注記している（以下同じ）。

¹⁹ 高いと考える理由の「その他」は 21 件あり、自由記述の内容の例としては以下のとおり。「災害は使用者の責めではない」「一概に判断はできず難しい」「今までは適当と考えていたが、コロナのような長期におよぶと企業の支払い能力を超える」「経営側の目線なら収益がない場合の負担が大きい。従業員目線なら妥当とも思う」「休業している職員の代替を別で雇用する必要がある、人件費が 1.6 倍となる（コロナ対応）」「年休で対応できるため」「現在は、有給制度を促進しており、二重負担である」「欠員により他者に残業、欠員補充が必要となり、二重に負担増」「休む職員が増えると、業務に支障がある」「平均賃金が高い人もいれば低い人もおり、60%という基準が必ずしも適切とは限らない」「生活保障の観点より、上限を設けるべき」「企業が倒産したら意味が無い。小さい企業になれば倒産する」「公機関の補助も必要」など。

その一方で、規模が大きくなるほど、「労働者は実際に働いてないから」の割合が高い。

コロナ発生後の休業の有無別にみると、「休業を命じたことはない」企業に比べて、「休業を命じたことがある」企業の方が「労働者は実際に働いてないから」とする割合が高い。その一方で、「休業を命じたことがある」企業に比べて、「休業を命じたことはない」企業の方が「売上げや収益がない場合があり、企業の支払い負荷が高すぎるから」「災害などの理由により休業期間が長期化する場合、企業の支払能力を超えることもあるから」の割合が高い(図表 2-6-2)。

図表 2-6-2 労基法第 26 条の休業手当の「平均賃金の 100 分の 60 以上」基準を「高い」と考える理由(MA、単位＝%)

	n	高 あり すぎ る か ら	売 上 げ や 収 益 が 支 払 い 負 荷 が 高 い か ら	も の 支 払 い 能 力 を 超 え る こ と が あ る か ら	期 間 が 長 期 化 す る 場 合 、 休 業 の 理 由 に よ り 休 業 が 長 期 化 す る こ と が あ る か ら	災 害 な ど の 理 由 に よ り 休 業 が 長 期 化 す る こ と が あ る か ら	か ら 実 際 に 働 い て な い か ら	い と 思 う か ら 企 業 が 負 担 す る も の は 本 来 の 生 活 保 障 は な い か ら	る 必 要 は な い か ら あ る と 思 う か ら 民 法 の 規 定 が あ れ ば 十 分 で あ る か ら	そ の 他	無 回 答
合計	439	76.1	70.4	47.6	18.7	6.4	4.8	-	-	-	-
<従業員規模>											
100人未満	22	90.9	86.4	40.9	18.2	9.1	-	-	-	-	-
100～299人	246	80.9	73.6	45.1	20.7	8.1	2.8	-	-	-	-
300～999人	119	70.6	64.7	47.1	12.6	3.4	10.9	-	-	-	-
1000人以上	46	63.0	60.9	67.4	21.7	2.2	2.2	-	-	-	-
<コロナ発生後の休業の有無>											
休業を命じたことがある	306	74.2	68.0	48.7	18.0	6.9	6.2	-	-	-	-
休業を命じたことはない	127	79.5	75.6	44.1	18.1	5.5	1.6	-	-	-	-

※「労基法第 26 条の休業手当について、「平均賃金の 100 分の 60 以上」という基準は適当だと思いますか」との設問について、「高い」と回答した企業を対象に集計。

一方、労基法第 26 条の休業手当の「平均賃金の 100 分の 60 以上」基準を「低い」と考える理由(複数回答)については、「その金額では生活できないだろうと思うから」が 75.9%と最も高く、次いで、「使用者の責に帰すべき事由による」休業なのだから、もっと使用者が責任を負うべきだから」が 39.8%、「企業が果たす社会的責任などを考えれば、より多くの負担があってもよいと思うから」が 23.0%などとなっている²⁰。

²⁰ 「低い」と考える理由の「その他」は 39 件あった。その中では平均賃金の計算方法に関する記述が目立つ。具体的には、「60%の休業補償では生活できなくなる者も増える」「法律上、暦日数を使用しているの、土日休みなら通常賃金×約 4 割の支払い＝平均賃金の 60%になっているから」「支給額は 60%程度になっても、控除額は減額されない(社会保険料等)ことで、想定以上に手取り額が少なくなるため」「特に日給制、時給制の方は、額の 6 割が平均賃金で更にその 6 割を支給するので実質 3 割 6 分しか支払わないですむから相当低くなる」「6 割が適当と思うが、月給者は暦日数で割る部分が疑問、休日を挟むと 60%より下がる」「休業が長期化(コロナ)すると、平均賃金は下がり続けるから」「期間も加味した方がよい」などの記述があった。また、他の社会保障制度等とのバランスを考慮した記述もあった。具体的には、「病気休業時等の傷病手当金とは異なり、従業員に課税されるため実質的効用が減じるため」「傷病手当金より低くする理由が無いと思うので」「雇用調整助成金とのバランスを考えて両方とも低いと思う」。さらに、休業手当の支給額が労働者側のモチベーションに影響を与えることをあげる企業もあった。具体的には、「平均賃金の詳細を知らない労働者は給与の 60%を想像するが、実際に法定どおりで計算すると 60%にならず、誤解を生じる」「実際の給与額の 60%にならず不満の声が多い」「納得せずに退職者が増え、事業運営に支障がでる」「従業員のモチベーション維持のためには少ない」「労使間のトラブルを防ぐため」「労働者の休業への同意が得難いと思われる」。そのような背景があるた

「低い」と考える理由について従業員規模別にみると、「その金額では生活できないだろうと思うから」の割合は「1,000人以上」で最も低くなっているのに比べて、1,000人未満（「100人未満」「100～299人」「300～999人」）では7割以上と高くなっている。

コロナ発生後の休業の有無別にみると、「休業を命じたことはない」企業に比べて、「休業を命じたことがある」企業の方が「その金額では生活できないだろうと思うから」とする割合がやや高い。その一方で、「休業を命じたことがある」企業に比べて、「休業を命じたことはない」企業の方が「使用者の責に帰すべき事由による」休業なのだから、もっと使用者が責任を負うべきだから」の割合が高い（図表 2-6-3）。

図表 2-6-3 労基法第 26 条の休業手当の「平均賃金の 100 分の 60 以上」基準を「低い」と考える理由 (MA、単位=%)

	n	その金額では生活できない	「使用者の責に帰すべき事由による」休業なのだから、もっと使用者が責任を負うべきだから	「使用者の責に帰すべき事由による」休業なのだから、もっと使用者が責任を負うべきだから	企業が果たす社会的責任などから	民法の規定と同じにすべき	その他	無回答
合計	993	75.9	39.8	23.0	3.5	3.9	0.1	
<従業員規模>								
100人未満	57	78.9	38.6	19.3	-	1.8	-	
100～299人	605	74.0	42.3	23.8	4.5	3.0	-	
300～999人	246	82.5	33.3	23.6	1.6	6.1	-	
1000人以上	81	66.7	40.7	16.0	3.7	6.2	1.2	
<コロナ発生後の休業の有無>								
休業を命じたことがある	761	77.5	38.1	22.1	2.9	4.2	0.1	
休業を命じたことはない	217	71.0	44.7	24.9	5.1	2.8	-	

※「労基法第 26 条の休業手当について、「平均賃金の 100 分の 60 以上」という基準は適当だと思いますか」との設問について、「低い」と回答した企業を対象に集計。

6-2. 労基法第 26 条の休業手当の計算方法の複雑さに対する認識

調査では、「労基法第 26 条の休業手当の「平均賃金の 100 分の 60 以上」という計算方法は複雑だと思いますか」（以下、「計算方法の複雑さ」という）と尋ねている。それによれば、計算方法の複雑さについて、「特に思わない」が 50.2%と半数を占めるものの、「そう思う・計」（「そう思う」（12.2%）と「ややそう思う」（33.7%）の合計）も 45.9%と半数弱存在する。

「そう思う・計」の割合について業種別（n=30 以上、「その他」除く）にみると、合計より 5 ポイント以上高い業種は、「宿泊業、飲食サービス業」となっている。

従業員規模別にみると、規模が大きくなるほど、「そう思う・計」の割合が高くなる傾向にある。

めか、年次有給休暇や現給保障、支給率の引上げなど独自の対応をとっている企業もみられた。具体的には、「年次有給休暇は 100%であり、支払うケースになると選択することになる」「比較して有給休暇を取得することになるから」「コロナ下では低いため、別途休業協定で減額しない旨締結した」「従業員の生活を守るため、60%以上を支払っている」「今回、コロナ対応での支給が 100%での支給で行ったため」などの記述があった。

コロナ発生後の休業の有無別にみると、計算方法の複雑さについて、「そう思う・計」の割合は、「休業を命じたことがある」が49.7%、「休業を命じたことはない」が37.8%となっており、「休業を命じたことがある」の方が高い（図表 2-6-4）。

図表 2-6-4 労基法第 26 条の休業手当の計算方法の複雑さに対する認識(SA、単位＝%)

	n	そう 思う	や や そう 思う	特 に 思 わ な い	無 回 答	そ う 思 う ・ 計
合計	7,797	12.2	33.7	50.2	3.9	45.9
＜業種＞						
鉱業、採石業、砂利採取業	4	-	50.0	50.0	-	50.0
建設業	341	8.2	28.4	59.5	3.8	36.6
製造業	1,552	11.9	34.7	50.5	2.9	46.6
電気・ガス・熱供給・水道業	29	10.3	27.6	58.6	3.4	37.9
情報通信業	226	13.7	35.0	46.5	4.9	48.7
運輸業、郵便業	589	10.5	32.8	52.8	3.9	43.3
卸売業、小売業	1,104	14.0	33.0	49.4	3.6	47.0
金融業、保険業	145	7.6	26.9	60.0	5.5	34.5
不動産、物品賃貸業	67	13.4	23.9	59.7	3.0	37.3
学術研究、専門・技術サービス業	111	15.3	29.7	48.6	6.3	45.0
宿泊業、飲食サービス業	320	16.9	34.4	44.7	4.1	51.3
生活関連サービス業、娯楽業	178	16.3	32.6	49.4	1.7	48.9
教育、学習支援業	341	12.6	37.0	46.0	4.4	49.6
医療、福祉	1,815	12.8	34.9	47.8	4.5	47.7
複合サービス事業（郵便局、農業組合など）	97	5.2	35.1	53.6	6.2	40.3
サービス業（他に分類されないもの）	813	10.3	34.4	51.4	3.8	44.7
その他	65	7.7	30.8	56.9	4.6	38.5
＜従業員規模＞						
100人未満	393	9.7	29.8	55.7	4.8	39.5
100～299人	4,583	11.0	33.5	51.5	4.0	44.5
300～999人	2,073	13.6	35.1	47.6	3.8	48.7
1000人以上	686	17.8	33.8	45.9	2.5	51.6
＜コロナ発生後の休業の有無＞						
休業を命じたことがある	5,322	13.9	35.8	47.5	2.8	49.7
休業を命じたことはない	2,403	8.5	29.3	56.2	6.0	37.8

※「そう思う・計」は、「そう思う」「ややそう思う」の合計。表側の業種(n=30以上、「その他」除く)において「そう思う・計」で合計より5ポイント以上高い数値に網。

6-3. 労基法第 26 条の休業手当の計算方法の見直しに関する認識

(1) 労基法第 26 条の休業手当の計算方法の見直しに関する認識

調査では、労基法第 26 条の休業手当の計算方法について、見直しを行うべきかについて尋ねている。これをまとめたものが図表 2-6-5 である。

図表 2-6-5 労基法第 26 条の休業手当の計算方法の見直しに関する認識 (SA、単位＝%)

	n	見直しは必要 ない	見直しを行う べき	無回答
合計	7,797	74.4	20.6	5.0
＜業種＞				
鉱業、採石業、砂利採取業	4	75.0	-	25.0
建設業	341	78.0	16.7	5.3
製造業	1,552	75.4	20.9	3.7
電気・ガス・熱供給・水道業	29	72.4	27.6	-
情報通信業	226	72.1	20.8	7.1
運輸業、郵便業	589	74.7	20.7	4.6
卸売業、小売業	1,104	75.0	21.0	4.0
金融業、保険業	145	78.6	16.6	4.8
不動産、物品賃貸業	67	77.6	19.4	3.0
学術研究、専門・技術サービス業	111	71.2	22.5	6.3
宿泊業、飲食サービス業	320	66.6	27.2	6.3
生活関連サービス業、娯楽業	178	68.5	25.3	6.2
教育、学習支援業	341	77.1	15.8	7.0
医療、福祉	1,815	73.4	20.7	6.0
複合サービス事業（郵便局、農業組合など）	97	74.2	22.7	3.1
サービス業（他に分類されないもの）	813	75.6	19.4	4.9
その他	65	72.3	15.4	12.3
＜従業員規模＞				
100人未満	393	75.3	19.6	5.1
100～299人	4,583	74.4	20.0	5.6
300～999人	2,073	75.4	20.2	4.4
1000人以上	686	70.6	26.7	2.8
＜コロナ発生後の休業の有無＞				
休業を命じたことがある	5,322	73.1	22.7	4.1
休業を命じたことはない	2,403	77.4	15.7	6.9
＜労基法第26条の休業手当の「平均賃金の100分の60以上」基準に対する認識＞				
高い	439	53.5	43.1	3.4
適当	6,295	81.7	13.1	5.2
低い	993	40.3	58.8	0.9
＜労基法第26条の休業手当の計算方法「平均賃金の100分の60以上」の複雑さに対する認識＞				
そう思う	953	32.6	66.0	1.4
ややそう思う	2,630	72.2	26.0	1.9
特に思わない	3,911	90.4	7.0	2.6

※表側の業種 (n=30以上、「その他」除く) において「見直しを行うべき」で合計より5ポイント以上高い数値に網。

それによれば、労基法第 26 条の休業手当の計算方法について、「見直しは必要ない」が 74.4%と大多数を占めており、「見直しを行うべき」（20.6%）を大きく上回っている。

計算方法について「見直しを行うべき」の割合を業種別（n=30 以上、「その他」除く）にみると、合計より 5 ポイント以上高い業種は、「宿泊業、飲食サービス業」となっている。

従業員規模別にみると、規模が大きくなるほど、「見直しを行うべき」とする割合がやや高くなる傾向にある。

コロナ発生後の休業の有無別にみると、「休業を命じたことはない」企業に比べて、「休業を命じたことがある」企業の方が「見直しを行うべき」の割合がやや高い。

労基法第 26 条の休業手当の「平均賃金の 100 分の 60 以上」基準に対する認識別にみると、「見直しを行うべき」の割合は、現行の基準が「低い」とする企業で 58.8%、「高い」とする企業で 43.1%となっている。

労基法第 26 条の休業手当の計算方法「平均賃金の 100 分の 60 以上」の複雑さに対する認識別にみると、複雑さを感じている企業ほど、「見直しを行うべき」とする割合が高くなる傾向にある。

(2) 労基法第 26 条の休業手当の計算方法の「見直しが必要ない理由」及び「見直し方法」

調査では、労基法第 26 条の休業手当の計算方法で「見直しは必要ない」と考える企業に対して、「見直しは必要ない」と思う理由（複数回答）を尋ね、「見直しを行うべき」と考える企業に対して、どのようにすべきか（複数回答。以下、「見直し方法」という）を尋ねている。

①見直しが必要ない理由と②見直し方法をまとめたものが図表 2-6-6 である。

図表 2-6-6 労基法第 26 条の休業手当の計算方法において、①見直しが必要ない理由、②見直し方法(単位=%)

	【「見直しは必要ない」回答企業】 ①「見直しは必要ない」理由(MA)						【「見直しを行うべき」回答企業】 ②見直し方法(MA)								
	n	思 今 の 算 定 方 法 は 問 題 が な い と	か 他 に 適 切 な 算 定 方 法 が 思 い つ か な い	法 を 用 い れ ば よ い だ け だ か ら	現 在 の 各 企 業 で 簡 便 な 算 定 方 法 を 下 回 ら な い	そ の 他	無 回 答	n	と よ う な 選 択 制 に す る べ き な ど	年 次 有 給 休 暇 取 得 時 の 賃 金	い 対 象 と す べ き な ど	平 均 賃 金 の 算 定 時 と 同 様 に、	算 定 に 当 た つ て 平 均 賃 金 を 使 う こ と を や め る べ き	そ の 他	無 回 答
合計	5,800	51.3	36.4	18.9	0.9	1.5	1,604	68.2	13.2	18.0	6.7	1.3			
<従業員規模>															
100人未満	296	53.4	29.1	22.3	1.0	1.4	77	67.5	16.9	13.0	5.2	3.9			
100～299人	3,411	51.3	36.2	19.0	0.9	1.6	915	68.0	14.5	17.9	6.1	1.2			
300～999人	1,563	50.9	37.2	17.4	1.0	1.4	419	68.5	11.7	18.4	7.2	1.2			
1000人以上	484	51.7	38.8	21.9	0.6	1.0	183	69.4	8.7	19.1	9.3	0.5			
<コロナ発生後の休業の有無>															
休業を命じたことがある	3,892	50.7	36.4	19.8	0.9	1.5	1,210	68.3	12.6	18.9	6.8	1.3			
休業を命じたことはない	1,860	52.4	36.2	17.1	0.9	1.4	378	68.0	14.8	15.3	6.9	1.1			
<労基法第26条の休業手当の「平均賃金の100分の60以上」基準に対する認識>															
高い	235	30.6	60.0	13.6	1.3	3.0	189	53.4	5.3	29.6	13.8	3.2			
適当	5,142	53.3	35.2	18.3	0.8	1.4	827	68.9	11.7	18.1	5.3	1.2			
低い	400	38.3	38.0	30.0	1.8	1.5	584	72.1	18.0	14.0	6.3	0.9			
<労基法第26条の休業手当の計算方法「平均賃金の100分の60以上」の複雑さ>															
そう思う	311	19.6	62.7	20.6	1.9	1.3	629	64.7	10.5	26.2	5.7	1.1			
ややそう思う	1,898	32.9	52.0	21.4	0.5	1.9	683	71.6	14.3	14.1	5.9	1.3			
特に思わない	3,535	64.0	25.8	17.4	1.0	1.2	275	68.4	16.7	9.5	10.9	1.5			

※①は、「労基法第 26 条の休業手当の計算方法について、見直しを行うべきだと思いますか」との設問について、「見直しは必要ない」と回答した企業を対象に集計。

※②は、「労基法第 26 条の休業手当の計算方法について、見直しを行うべきだと思いますか」との設問について、「見直しを行うべき」と回答した企業を対象に集計。

①見直しが必要ない理由（複数回答）については、「今の算定方法は問題がないと思うから」が 51.3%と最も高く、次いで、「他に適切な算定方法が思いつかないから」が 36.4%、「現在の算定方法を下回らない形で、各企業で簡便な算定方法を用いればよいだけだから」が 18.9%となっている²¹。

²¹ 「見直しは必要ない」と考える理由の「その他」は 53 件あった。その中では、法律で最低ラインを決めており、それ以上は各企業の判断に委ねるべきとの指摘が目立つ。具体的には、「休業手当をいくりにするかは、各企業の財政状態等も考慮して弾力的に決定すべきであり、法律で最低限度を上げるべきではない」「仮に 60%を超える賃金を支払うつもりであれば、独自に定めれば良い。また計算方法は客観性の観点から仕方がないと思う」「100 分の 60 以上なので、60 にこだわらず 70、80 でもよいことから見直しの必要はない」「就業規則に「その他会社が必要と認めた場合は、給与の一部又は全額を支給することがある」と規定しているから」「60%を最低ラインとし、あとは各企業の判断に任せれば良いと感じたため」「会社負担を考えると、非常時の場合の最低保障と考える」「今回のような国から助成金をもらえる場合は、別途労組と話し合いをもつから」「支払う体力がない企業もある、仕事をしていない日に 6 割もらえれば十分」「ノーワーク、ノーペイの考え」「特別な

これを従業員規模別にみると、規模が大きくなるほど、「他に適切な算定方法が思いつかないから」の割合がやや高い。

コロナ発生後の休業の有無別にみると、いずれの理由も大きな差はみられない。

労基法第 26 条の休業手当の「平均賃金の 100 分の 60 以上」基準に対する認識別にみると、現行の基準が「低い」とする企業で「現在の算定方法を下回らない形で、各企業で簡便な算定方法を用いればよいだけだから」の割合が最も高い。

労基法第 26 条の休業手当の計算方法「平均賃金の 100 分の 60 以上」の複雑さに対する認識別にみると、複雑さを感じている企業ほど、「他に適切な算定方法が思いつかないから」とする割合が高くなる傾向にある（図表 2-6-6①）。

一方、②見直し方法（複数回答）としては、「年次有給休暇取得時の賃金のように、「通常の賃金」などとの選択制にするべき」が 68.2%と最も高く、次いで、「算定に当たって平均賃金を使うことをやめるべき」が 18.0%、「平均賃金の算定時と同様に、労働日だけでなく休日も支払い対象とすべき」が 13.2%となっている。

見直し方法について、従業員規模別にみると、規模が小さくなるほど、「平均賃金の算定時と同様に、労働日だけでなく休日も支払い対象とすべき」とする割合が高くなる。一方、規模が大きくなるほど、「算定に当たって平均賃金を使うことをやめるべき」の割合がやや高い。

コロナ発生後の休業の有無別にみると、いずれの方法も大きな差はみられない。

労基法第 26 条の休業手当の「平均賃金の 100 分の 60 以上」基準に対する認識別にみると、現行の基準が「低い」と感じている企業ほど、「年次有給休暇取得時の賃金のように、「通常の賃金」などとの選択制にするべき」「平均賃金の算定時と同様に、労働日だけでなく休日も支払い対象とすべき」とする割合が高くなる傾向にある。

労基法第 26 条の休業手当の計算方法「平均賃金の 100 分の 60 以上」の複雑さに対する認識別にみると、複雑さを感じている企業ほど、「算定に当たって平均賃金を使うことをやめるべき」とする割合が高くなる傾向にある（図表 2-6-6②）。

なお、調査では、労基法第 26 条の休業手当の計算方法の見直しを行うべきと考えている企業のうち、「算定に当たって平均賃金を使うことをやめるべき」を選択した企業に対して、「平均賃金を使わない代わりに具体的にどうすべきか」を自由記述で尋ねている（図表 2-6-7）。

記述内容としては、休業手当の計算方法で、平均賃金の使用が複雑さや労働者の誤解を招くこと等から、平均賃金の代わりに、「通常の賃金」や「基本給」「標準報酬月額」を算出根拠にあげる意見が目立つ（少数ながら、「最低賃金」をあげる企業もあった）。また、平均賃

事情には特別な方法・期間で対応すればよい」など。その他、適した制度見直しの困難さや企業の制度・システム改訂の負担をあげる企業もあった。具体的には、「平均賃金は、予告手当や年休、休業補償等、様々な場面で扱われている。該当する全てを見直すのなら理解できるが、休業手当の計算のみ見直すのは、場当たりとなるため」「システムの改修が必要になる」「就業規則、賃金規定を改定しなければならなくなる」「見直しをすると混乱するから」などがあつた。

金の算出で総暦日数ではなく実労働日数で除する方法についての指摘も多い。平均賃金は、残業代等の手当で変動することから、これらの諸手当を除いた額を平均賃金とすることなど、平均賃金自体についての指摘もあった。現行の平均賃金の計算では、個々人での算出や、時期により変動することもあり、より簡素な計算方法を求めているようだ。

図表 2-6-7 労基法第 26 条の休業手当の計算方法の「算定に当たって平均賃金を使うことをやめるべき」とする企業の
自由意見

記述内容例
＜「通常の賃金」「基本給」「標準報酬月額」などの算出方法＞
「平均賃金」を「通常の賃金」と思う人が多いから「通常の賃金」の60%程度が適当だと思う。
年次有給休暇取得時と同様の通常の賃金の6割。
通常の賃金を基準として、その60%/平均賃金との選択制。
選択制ではなく「通常の賃金」にする。選択制ではまた複雑になるだけ。
基本給等の固定給を基準とするべき。残業ありきの計算は必要ない。仕事が無い時に残業等の変動する部分を保障する事はノーワークノーペイとは矛盾している。
変動要素が少ない基本給から算出した日額を支給基準にする。
基本給を使用、基本給は年1回しか変動しないため。
健保、厚生年金の標準報酬月額（日額）を平均賃金とみなす等、算定方法を簡便に統一していただけると良い。
社保の標準報酬月額を使う。支給対象が複数の場合、一人一人3か月平均を算出するのは手間と時間もかかる。
厚生年金、健康保険の標準報酬月額を休業手当の基礎算定額として使用する方が、事務処理も簡素化できるかと思う。
エリア毎の最低賃金をベースにする（60%は高すぎる）。
＜実労働日数などで算出＞
暦日での算出を止め、その月の所定労働日数で算出すべき。
暦日による平均ではなく所定勤務日数による平均とすべき。労使ともに労働により給与が発生すると考えるため、月給の所定労働日数平均を利用した方が、違和感が少ない。
休日を含めずに、算出する方が、労使共に、わかりやすい。
所定日数を分母にして労働日分を支給とか、暦日数を分母にして休日も含めて支給とするかの選択制。
平均賃金は、過去3か月分の賃金を暦日数で除したものだが、暦日数ではなく、実労働日数にすれば、一般職員にもわかりやすい。
現在の算定方法だと実質40%（下限で）になってしまうため、暦日数ではなく、所定労働日数で平均賃金を算出すべき。
1日の単価×60%の金額で固定すべき。平均賃金は変動するので適当ではない。
1日当たりの賃金×60%で一本化。
時間外手当は暦日数を使わず所定労働時間で割るので、休業手当も実労働時間又は実労働日数で割ってはどうか。
時間外労働を行った場合の割増賃金の計算根拠である「時間単価」×所定労働時間をベースにしたらよいと思う。
月給を時給換算して、休業した時間分支払う。
1時間あたりの単価×時間。これでは少なくなるので80/100などにするのが適当では（残業・歩合・手当も含めると面倒）。
＜平均賃金について＞
残業のあり、なしで算定額が大きく変わるので、残業代を含まない平均賃金で算定する。
個人毎の3か月の給与の平均額では、同じ基本給でも残業を行った人と行わなかった人の平均には大きな差がある。残業代を除いた3か月の平均額を、社保のような月額標準表を作成し、給与の金額の幅ごとに〇%以上はこの金額という表が欲しい。
月給制のため大幅な変動ないものの支給総額に疑問が残る。通勤手当他不要と思われる支給を控除した後の平均なら納得できる。
平均賃金を使うとコロナが長期化しており平均賃金が毎月下ってしまう。雇用を守れと言うが、本人にとっては、生活の維持が困難になってくる。
100分の60を基本とし、最低保障額などを考えるべき。

※設問では、労基法26条の休業手当の計算方法について「見直しを行うべき」とする企業のうち、「算定に当たって平均賃金を使うことをやめるべき」を選択した企業（289件）に対して、「平均賃金を使わない代わりに具体的にどうすべきか」を自由記述で尋ねている。掲載事例はその抜粋である。

資料 1

調査票

(本調査の依頼状記載の雇用調整助成金の特例措置の内容については次頁に記載)

雇用調整助成金の特例措置の内容

※以下は、本調査実施時に依頼状（裏面）に付した雇用調整助成金の特例措置の内容の説明文

本調査では、事業主が労働者に休業手当等を支払う場合に、その一部を助成する雇用調整助成金についても聞いています。以下が、新型コロナウイルスが発生・感染拡大してからの緊急対応期間中の雇用調整助成金の特例措置の内容です。

雇用調整助成金の特例措置（緊急対応期間中）

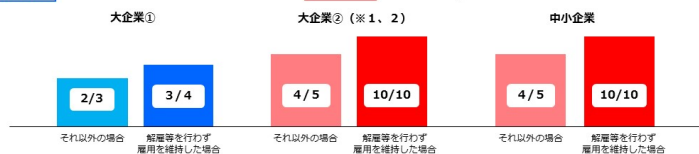
雇用調整助成金は、事業主が労働者に休業手当等を支払う場合、その一部を助成する制度です。

特例措置により助成率及び上限額の引き上げを行っています。

（教育訓練を実施した場合は更に、教育訓練を受けた労働者一人につき日額最大2,400円が加算されます。）

この特例措置は、令和2年4月1日から令和3年7月31日までの期間を1日でも含む賃金締切期間（判定基礎期間）が対象です。

助成率 判定基礎期間の初日が令和3年4月まで（1人1日15,000円が上限）



※1 売上高等の生産指標が最近3か月平均で前年又は前々年同期に比べ30%以上減少している大企業

※2 緊急事態宣言の実施区域、又はまん延防止等重点措置の対象区域（職業安定局長が定める区域）において都道府県知事による営業時間の短縮等の要請等に協力する大企業

助成率 判定基礎期間の初日が令和3年5月以降（1人1日13,500円(※1、2の場合は15,000円)が上限）



※1 売上高等の生産指標が最近3か月平均で前年又は前々年同期に比べ30%以上減少している企業

※2 緊急事態宣言の実施区域、又はまん延防止等重点措置の対象区域（職業安定局長が定める区域）において都道府県知事による営業時間の短縮等の要請等に協力する企業

注意点

- 雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当も助成対象となります。（その場合、緊急雇用安定助成金によって助成されますが、助成の内容や申請先等は雇用調整助成金と同様です。）
- 「解雇等を行わず雇用を維持した場合」は判定基礎期間の時期によって取り扱いが異なる場合があります。

【支給対象となる事業主】

新型コロナウイルス感染症に伴う特例措置では、以下の条件を満たす全ての業種の事業主を対象としています。

1. 新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境が悪化し、事業活動が縮小している
2. 最近1か月間の売上高または生産量などが前年同月比5%以上減少している(※)
※比較対象とする月についても、柔軟な取り扱いとする特例措置があります。
3. 労使間の協定に基づき休業などを実施し、休業手当を支払っている

【助成対象となる労働者】

事業主に雇用された雇用保険被保険者に対する休業手当などが、「雇用調整助成金」の助成対象です。

学生アルバイトなど、雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当は、「緊急雇用安定助成金」の助成対象となります。（雇用調整助成金と同様に申請できます）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大下における休業等に関する実態調査

厚生労働省 要請研究 (企業調査票)

＜調査へのご協力をお願い＞

- この調査は、厚生労働省所管の調査研究機関である独立行政法人 労働政策研究・研修機構（※）が、厚生労働省（労働基準局）の研究要請を受けて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大下における休業状況やシフト制に関する実態把握のために実施するものです。調査結果は、今後の労働政策を立案する上で重要な資料として、活用させて頂きたいと考えております。ご多用のところ誠に恐縮ですが、ご協力のほど何卒宜しくお願い申し上げます。（※<https://www.jil.go.jp/>）
- 調査票は、信用調査機関が所有するデータベースに登録されている全国の企業から、無作為に抽出・配布しています。ご回答は統計的に処理され、貴社の企業名はもとより、**個別の内容が特定されることは一切、ございませんので、ありのままをご記入ください。**
- 設問へのご回答は、「1つに○」「該当すべてに○」「数値を記入」など、回答方法の指定に沿って、ご記入ください。また、「その他」を選択された場合は、具体的な内容を（ ）内に記入ください。
- この調査は、**企業を単位として行っています**。そのため、本社だけでなく支店、出張所、営業所、工場、店舗など、**すべての事業所を含めた全体の状況**についてご回答ください（なお、貴社がメインの事業活動を営んでいない持株会社である場合は、連結決算範囲のグループ企業を含めてご記入ください）。
- 特に断りのない場合、**2021年8月1日現在の状況**をご記入ください。
- ご記入が終了したら、同封の返信用封筒（切手は不要）に入れ、**2021年9月10日（金）**まで、調査票の発送、回収、入力には、実査機関である株式会社日本統計センターに委託しています。ご不明点等は、下記担当までお願い申し上げます（平日 9:00～12:00/13:00～18:00）

ご不明点は専用フリーダイヤルまでお問合せください。FAXや電子メールでも受け付けています。

【お問合せ窓口】TEL＜専用フリーダイヤル＞無料＜0120-980-110＞
(土日祝日を除く9:00～12:00/13:00～18:00)

FAX：03-3866-4944/E-mail：chosa@htc-ltd.com

【調査主体】独立行政法人 労働政策研究・研修機構（担当：調査部/奥田、多和田、郡司）

【調査票の発送・回収・入力委託先】株式会社 日本統計センター（担当：調査部/阿部、原田）

I 貴社の企業概要について

問1. 貴社の企業概要についてお答えください。（各項目1つに○。各比率等については、最も近い1つに○。）

a. 主たる業種 (最も売上高が 大きいもの1つのみ)	1. 鉱業、採石業、砂利採取業	10. 学術研究 専門・技術サービス業	
	2. 建設業	11. 宿泊業、飲食サービス業	
	3. 製造業	12. 生活関連サービス業、娯楽業	
	4. 電気・ガス・熱供給・水道業	13. 教育、学習支援業	
	5. 情報通信業	14. 医療、福祉	
	6. 運輸業、郵便業	15. 複合サービス事業（郵便局、農業組合など）	
	7. 卸売業、小売業	16. サービス業（他に分類されないもの）	
b. 従業員1規模	8. 金融業、保険業	17. その他（ ）	
	9. 不動産、物品賃貸業		
	1. 100人未満	3. 300～999人	5. 5000人以上
	2. 100～299人	4. 1000～4999人	
	3. 300～499人		
c. 従業員に占める 正社員比率	1. 30%未満	3. 50%～70%未満	5. 100%（全員、正社員）
	2. 30%～50%未満	4. 70%～100%未満	
d. 派遣労働者の受入れの有無	1. いる	2. いない	
e. 労働組合の有無	1. 労働組合がある	2. 労働組合がない	

1 貴社が直接雇用している、正社員及び非正規雇用労働者（パート、契約、嘱託等）を指すものとします（派遣・請負労働者は含め
ないでください）。

2 正社員とは、貴社に直接雇用されている無期労働契約の、いわゆる正規雇用労働者を指すものとします（非正規雇用労働者
はそれ以外の労働者（パート、契約、嘱託等）を指すものとします（派遣・請負労働者は含めないでください））。

3 派遣労働者とは、労働者派遣事業者から派遣されている労働者を指します。

問2. 貴社では、以下の労働者（※1）を雇用していますか。（該当すべてに○）

- フルタイム契約労働者（有期）
- フルタイム契約労働者（無期）
- パートタイム契約労働者（有期）
- パートタイム契約労働者（無期）
- 臨時労働者
- 定年再雇用者
- 1～6いずれの雇用労働者もない

※1: 本調査での正社員以外の労働者の就業形態は、以下の定義によりします。

フルタイム契約労働者（有期）	貴社に有期契約（労働期間は1ヵ月以上）で直接雇用されている労働者で、所定労働時間が正社員とは同じ者
フルタイム契約労働者（無期）	貴社に無期契約（契約期間の定めのない雇用）で直接雇用されている労働者で、所定労働時間が正社員とは同じ者（ただし、正社員ではない）
パートタイム契約労働者（有期）	貴社に有期契約（労働期間は1ヵ月以上）で直接雇用されている労働者で、正社員より所定労働時間が短い者、1週間の所定労働日数が少ない者
パートタイム契約労働者（無期）	貴社に無期契約で直接雇用されている労働者で、正社員より所定労働時間が短い者、1週間の所定労働日数が少ない者
臨時労働者	貴社に有期契約（契約期間は1ヵ月未満）で直接雇用されている労働者
定年再雇用者	貴社の正社員を定年後、再雇用している労働者

※2: 「定年再雇用者」については、就業形態や雇用期間（選択肢1～5）にかかわらず、選択肢6をご回答ください。

II シフト制に関する労働契約について

以下の設問は、貴社におけるシフト制の労働契約の締結内容について、調査時点現在における状況をお聞きます。

問3. 貴社の従業員の中に以下に該当する労働者はいますか。（該当すべてに○）

選択肢	勤務形態の内容
1	固定した勤務日と勤務時間が決められている労働者（例：毎週月～金、8:00～17:00 勤務の労働者等）
2	固定した勤務日又は勤務時間が決まっており、その上で就業規則等に定めた勤務パターンを組み合わせて勤務日や勤務時間を一定期間ごとに決める労働者（例：①8:00～16:30、②10:00～18:30、③14:00～22:30 等の中から交代勤務する労働者等）
3	勤務日数や勤務時間数は決めているが、具体的な勤務日や勤務時間は一定期間ごとのシフト表等で決める労働者（例：1日6時間勤務だが、具体的な勤務日や勤務時間はシフトによる）
4	勤務日数や勤務時間数は決めておらず、単に、具体的な勤務日や勤務時間を一定の期間ごとのシフト表等で決める労働者（例：単に、具体的な勤務日や勤務時間はシフトによる）
5	勤務するかどうかは、前日や当日等に1日単位で、会社から打診する労働者

選択肢3～5のいずれか又は全てに該当する労働者がいる

選択肢3～5に該当する者はいない
(1又は2に該当する労働者はいない)

→問4（7頁）へ

（以下の問では、問3の選択肢3～5のいずれかに当てはまる労働者を、「シフト制労働者」といいます。）

付問1. 貴社で働く従業員（正社員や非正規雇用労働者を含む全従業員）のうち、「シフト制労働者」（問3の

選択肢3～5のいずれかに当てはまる労働者）の割合はどの程度ですか。（1つに○）

- 1割未満
- 1割～2割未満
- 2割～3割未満
- 3割～4割未満
- 4割～5割未満
- 5割～6割未満
- 6割～7割未満
- 7割～8割未満
- 8割～9割未満
- 9割～10割未満
- 10割（全員）

付問2. 「シフト制労働者」(問3の選択肢3～5のいずれかに当てはまる労働者)には、以下の就業形態の者がいますか。(該当すべてに○)

	選択肢 ↓
	1
	2
	3
	4
	5
	6
	7
	8

以下の設問では、付問2で、選択肢1を選択した企業は、「正社員」の欄に、正社員以外の非正規雇用労働者(選択肢2～8のいずれか)を選択された企業は、「非正規雇用労働者」の欄にお答えください。「正社員」「非正規雇用労働者」のいずれも該当する場合は、両方の回答欄にお答えください。該当する就業形態がない場合は空欄でかまいません。

＜回答要領＞

例えば、付問2で、「シフト制労働者」(問3の選択肢3～5のいずれかに当てはまる労働者)のなかに、「1. 正社員」及び、「3. フルタイム契約労働者(無期)」「4. パートタイム労働者(有期)」がいた場合、以下の設問では、該当者がいる社員区分の欄の数字に○をつけてください。該当する社員区分がない場合は空欄でかまいません。

選択肢	1	2	3	4	5	6	7	8
正社員	○							
フルタイム契約労働者(有期)								
フルタイム契約労働者(無期)								
パートタイム契約労働者(有期)								
パートタイム契約労働者(無期)								
臨時労働者								
定年再雇用者								
その他()								

左記の回答例では、「シフト制労働者」に正社員がいる場合、正社員について回答しており、非正規雇用労働者もいるため、非正規雇用労働者の回答欄にも回答しています。

付問4-2. 仕事の状況を踏まえて前日や当日などに1日単位で勤務を打診する場合の仕事の打診から次の打診までの平均的な期間はどの程度ですか。(最も多いもの1つに○)

1か月超	1	2	3	4	5
1週間～1か月					
1週間～2週間未満					
1日以上1週間未満					
毎日勤務を打診している					

付問3. 貴社において、当該シフト制(問3の選択肢3～5のいずれかに当てはまるシフト制)を採用している理由を教えてください。(該当すべてに○)

営業日が多い又は営業時間が長いことから、シフト制によって人手を確保するため	正社員 ↓	1	2	3	4	5
曜日、時間帯によって業務の繁閑が激しいことから、繁閑に応じた人員配置を行うため						
募集時にシフト制と言うと応募が多くなりやすいから						
労働者からシフトで働きたいと希望があったため						
その他()						

付問4. 当該シフト制(問3の選択肢3～5のいずれかに当てはまるシフト制)での、シフトを決める単位を教えてください。(最も多いもの1つに○)

1か月	正社員 ↓	1	2	3	4
1週間					
仕事の状況を踏まえて前日や当日などに1日単位で勤務を打診する(日雇契約をしている者は除く)					
その他()					

(付問4で「3. 仕事の状況を踏まえて前日や当日などに1日単位で勤務を打診する」を選択した企業にお聞きします。それ以外の企業は付問5へ)

付問4-1. そのような労働者の契約期間について教えてください。(最も多いもの1つに○)

有期(契約期間の定めあり、ただし、日雇契約をしている者は除く)	正社員 ↓	1	2
無期(契約期間の定めなし)			

付問4-2. 仕事の状況を踏まえて前日や当日などに1日単位で勤務を打診する場合の仕事の打診から次の打診までの平均的な期間はどの程度ですか。(最も多いもの1つに○)

1か月超	正社員 ↓	1	2	3	4	5
1週間～1か月						
1週間～2週間未満						
1日以上1週間未満						
毎日勤務を打診している						

付問5. 当該シフト制(問3の選択肢3～5のいずれかに当てはまるシフト制)での労働条件を決めるにあたり、シフトを作成するに当たっての「最低勤務時間数」又は「最低勤務日数」に関するルールはありますか。(例:「毎月●日以上勤務」、「毎月●日～●日勤務」など、最も多いもの1つに○)

「最低勤務時間数」「最低勤務日数」の双方を決めている	正社員 ↓	1	2	3	4
「最低勤務時間数」のみを決めている					
「最低勤務日数」のみを決めている					
いずれも決めていない					

(付問5で、選択肢1～3を選択した企業にお聞きします。)

付問5-1. 最低勤務日数または最低労働時間数を当該労働者に示していますか。(最も多いもの1つに○)

あらかじめ文書等(※)で明示している	正社員 ↓	1	2	3
あらかじめ口頭のみで説明している				
あらかじめ明示していない				

※本調査での「文書等」とは、ファックス、電子メール、就業規則などを含みます(以下の設問において同じ)。なお、求人広告で「週0日以上勤務」等を求人条件として示しているのみで雇入れ後示していない場合は、含みません。

付問 6. 当該シフト制（問3の選択肢3～5のいずれかに当てはまるシフト制）において、シフトを入れることができない時間数又は日数に関するルールはありますか。（最も多いもの1つに○）

(例:「毎週月、水、金曜日勤務」、「毎月●日～■日勤務」、「月最大▲日」など。) (最も多いもの1つに○)

シフトを入れることができる時間数、日数の双方を決めている	正社員 ↓	非正規雇用労働者 ↓
シフトを入れることができる時間数のみを決めている	1	1
シフトを入れることができる日数のみを決めている	2	2
いずれも決めていない	3	3
	4	4

→ 付問 6-1 ~

(付問 6で、選択肢 1～3 を選択した企業にお聞きします。)

付問 6-1. このルールについて当該労働者に示していますか。(最も多いもの1つに○)

あらかじめ文書等で明示している	正社員 ↓	非正規雇用労働者 ↓
あらかじめ口頭のみで説明している	1	1
あらかじめ明示していない	2	2
	3	3

付問 7. 当該シフト制（問3の選択肢3～5のいずれかに当てはまるシフト制）において、シフトの作成・提示の期限に関するルールはありますか（例:「シフト初日の○日前まで」など）。(最も多いもの1つに○)

期日を決めている	正社員 ↓	非正規雇用労働者 ↓
期日を決めていない	1	1
	2	2

→ 付問 7-1 ~
→ 付問 8 (6頁) ~

(付問 7で、「1. 期日を決めている」を選択した企業にお聞きします。)

付問 7-1. このルールについて当該労働者に示していますか。(最も多いもの1つに○)

あらかじめ文書等で明示している	正社員 ↓	非正規雇用労働者 ↓
あらかじめ口頭のみで説明している	1	1
あらかじめ明示していない	2	2
	3	3

付問 7-2. 当該シフト制（問3の選択肢3～5のいずれかに当てはまるシフト制）において、決められている

期日はシフト初日のどのぐらい前としていますか。(最も多いもの1つに○)

1週間未満	正社員 ↓	非正規雇用労働者 ↓
1週間～2週間未満	1	1
2週間～3週間未満	2	2
3週間～1か月未満	3	3
1か月以上	4	4
	5	5

付問 8. 当該シフト制（問3の選択肢3～5のいずれかに当てはまるシフト制）において、シフトを作成するにあたって、当該労働者の希望や意見の聴取等に関するルールはありますか。（該当すべてに○）

シフト案を作成する前に労働者の希望を聞く	正社員 ↓	非正規雇用労働者 ↓
シフト案を作成後、シフトを確定する前に、労働者にシフト案を示し、意見を聴いている	1	1
シフトが確定した後でも異議があれば申し出ることができるようにしている	2	2
使用者側が一方的にシフトを決定し、労働者側が意見を述べる機会や確認、調整を行う機会はない	3	3
その他 ()	4	4
特になし	5	5
	6	6

→ 付問 8-1 ~

(付問 8で、選択肢 1～5 のいずれかをを選択した企業（「6. 特になし」以外を選択した企業）にお聞きします。)

付問 8-1. 労働条件明示の際に、労働者の希望や意見の聴取等に関するルールについて、当該労働者に示しましたか。(最も多いもの1つに○)

あらかじめ文書等で明示している	正社員 ↓	非正規雇用労働者 ↓
あらかじめ口頭で明示している	1	1
あらかじめ明示していない	2	2
	3	3

付問 9. 当該シフト制（問3の選択肢3～5のいずれかに当てはまるシフト制）において、シフト制に関するルール（付問 5～8、最低労働時間数、シフトを入れることができる時間数、シフト作成期日、労働者からの意見聴取など）について、これらは就業規則等にも記載されていますか。(1つに○)

ある（決められている）と回答したルールについては、(全部又は一部が記載されている) いずれも記載されていない (いずれのルールもないと回答した場合を含む) 就業規則等を作成していない	正社員 ↓	非正規雇用労働者 ↓
	1	1
	2	2
	3	3

付問 10. 当該シフト制（問3の選択肢3～5のいずれかに当てはまるシフト制）において、労働者にシフトのキャンセルを通知する期日に関して、ルールはありますか。(最も多いもの1つに○)

期日を決めている	正社員 ↓	非正規雇用労働者 ↓
期日を決めていない	1	1
	2	2

→ 付問 10-1 ~
→ 付問 11 ~

(付問 10で、選択肢 1「期日を決めている」を選択した企業にお聞きします。)

付問 10-1. 労働条件明示の際に、シフトのキャンセルの期日について、労働者に示しましたか。(最も多いもの1つに○)

あらかじめ文書等で明示している	正社員 ↓	非正規雇用労働者 ↓
あらかじめ口頭で明示している	1	1
あらかじめ明示していない	2	2
	3	3

付問 11. 当該シフト制（問3の選択肢3～5のいずれかに当てはまるシフト制）において、直近2年間でシフト確定後に、事業主の都合でシフトの一部又は全部をキャンセルしたことはありますか。(1つに○)

キャンセルしたことがある	正社員 ↓	非正規雇用労働者 ↓
キャンセルしたことはない	1	1
	2	2

→ 付問 12 (7頁) ~
→ 付問 13 (7頁) ~

(付問 11 で、選択肢 1「キャンセルしたことがある」を選択した企業にお聞きします。)

付問 12. 当該シフト制 (問 3 の選択肢 3～5 のいずれかに当てはまるシフト制) において、シフト確定後に、事業主の都合でシフトをキャンセルする場合は何らかの代替措置は行っていますか。(直近 2 年間に請じた対応で、最も多いもの 1 つに○)

	正社員 ↓	非正規雇用 労働者 ↓
キャンセルされた勤務日相当の賃金全額を支給している	1	1
キャンセルされた勤務日相当の賃金の 6 割以上 10 割未満の手当を支給している	2	2
キャンセルされた勤務日相当の賃金の 6 割未満の手当を支給している	3	3
代わりの勤務日 (シフト) を用意している	4	4
その他 ()	5	5
特になし	6	6

付問 13. 直近 2 年間に、シフト制労働者 (問 3 の選択肢 3～5 のいずれかに当てはまる労働者) との間でトラブルとなったことはありませんか。また、そのトラブルの原因は何ですか。(該当すべてに○)

	正社員 ↓	非正規雇用 労働者 ↓
確定したシフト表について、会社都合でシフトを変更 (増加・変更含む) しようとしたところ、労働者から当該シフト変更について不満が出た	1	1
次のシフトを作成するにあたって、会社都合で労働者に普段よりもシフトを増やす又は減らすところ、不満が出た	2	2
シフト作成のルールとして説明を受けていた内容が守られていないと労働者から不満が出た	3	3
会社都合でシフトをキャンセルしたときに、代替措置がないことについて労働者から不満が出た	4	4
シフト表が確定しているにもかかわらず、勤務予定日間に労働者都合でシフトをキャンセルされた	5	5
次のシフトを作成するにあたって、労働者の都合で普段よりもシフトを増やす又は減らすよう要求された	6	6
希望したシフトと違うとして、次のシフト期間開始間際になって労働者から確定したシフトの変更を要求された	7	7
その他 ()	8	8
トラブルにならなかったことはない	9	9

Ⅱ 新型コロナウイルス感染症の発生・感染拡大期における休業等の手当の支給状況

(すべての企業にお聞きします。)

問 4. 労働基準法 (以下「労基法」といいます。第 26 条 (※) で、使用者の責に帰すべき事由による休業の場合、使用者は労働者に休業手当を支払わなければならないことを知っていますか。(1 つに○)

1. 内容を十分に理解している
2. ある程度理解している
3. 聞いたことがある
4. 知らない

※労基法第 26 条では、以下のように規定されています。

(休業手当)
第二十六条 使用者の責に帰すべき事由による休業の場合においては、使用者は、休業期間中当該労働者に、その平均賃金の百分の六十以上の手当を支払わなければならない。
※労基法第 12 条では、平均賃金について次のように定義されています。
第十二条 この法律で平均賃金とは、これを算定すべき事由の発生した日以前三箇月間にその労働者に対し支払われた賃金の総額を、その期間の総日数で除した金額をいう。(以下略 (最低保障額について規定))

以下の設問は、新型コロナウイルス感染症の発生・感染拡大期 (2020 年 1 月～調査時点) における、貴社における労働者に対する休業の状況について、お聞きします。

問 5. 今般の新型コロナウイルス感染症の影響 (※1) によって、労働者に休業 (※2) を命じたことはありますか。一度でも休業を命じたことがある場合、休業を命じたことがあるとして、ご回答ください。(1 つに○)

1. 休業を命じたことがある
2. 休業を命じたことはない → 問 6 (9 頁)へ

※1：新型コロナウイルス感染症の影響を受けた利用客の減少、取引先の休業をはじめ、新型コロナウイルス感染症が関係したあらゆる事情を含み、間接的な影響も含まれます。

※2：「休業」とは、労働契約上労働者に労働義務がある日とされた日について、仕事を休ませた場合をいい、労働義務がある日の一部の時間について仕事を休ませた場合を含みます。問 3 の「シフト制」の従業員については、シフトが作成され、労働日として確定していた日を「労働契約上労働者に労働義務があるとされた日」として御回答ください。

(労働者に「休業を命じたことがある」とする企業にお聞きします。以下では、休業が複数回ある場合は、最も休業者が多かったケースについてお答えください。)

付問 1. 休業の理由は何ですか。(該当すべてに○)

1. 国や地方自治体からの指示、要請への対応
2. 売上、利用客の減少
3. 取引先の休業
4. 従業員に感染者や濃厚接触者が出たため
5. その他 ()

付問 2. 休業させた労働者を決定するに当たって、どのような要素を考慮しましたか。(該当すべてに○)

1. 雇用形態 (例：正社員/非正規雇用労働者、フルタイム/パートなど)
2. 職種、業務内容 (1. の雇用形態による場合を除く)
3. 所属する部署・部門
4. 役職 (例：管理職/非管理職など)
5. 勤務成績
6. 年齢
7. 勤続年数
8. 休業予定日の勤務状況
9. その他 ()
10. 特段の要素を考慮せず、全ての労働者を対象とした

付問 3. 休業させた労働者に、休業等に伴う手当 (※) を支払いましたか。(1 つに○)

1. 全員に支払った → 付問 3-3 (9 頁)へ
2. 一部のみに支払った → 付問 3-2 (9 頁)へ
3. 支払わなかった → 付問 3-1 へ

※ここでの「休業等に伴う手当」とは、労基法第 26 条の休業手当に限りません。

名称の如何を問わず、労働者を休業させた場合の補償として支払われる手当を指します。
(労基法第 26 条で規定するもの以外の支給要件や計算方法で支払われたもの (企業の判断で支払う手当) も含みます。)

(「3. 支払わなかった」とする企業にお聞きします。以下の付問 3-1 に回答)

付問 3-1. 支払わなかった理由は何ですか。(該当すべてに○)

1. 法律上支払義務がないから
2. 社内規定等に支払に関する規定がないから
3. 支払わないことについて労働者と合意したから
4. 会社の経営が厳しかったから
5. 労働者自身で休業支援助金を請求してもらったこととしたから
6. その他 ()

(付問 3-1 に回答後、問 6 (9 頁)へ)

(今般の新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、2020年1月以降に、「シフト制労働者」(問3の選択肢3～5のいずれかに当てはまる労働者)の出勤日数・時間(シフト)の削減したことが「あった」企業にお聞きします。以下では、「シフト制労働者」の出勤日数・時間(シフト)の削減が複数回ある場合は、最も削減した人数が多かったケースについてお答えください。)

付問1. シフトの削減を行った理由は何ですか。(該当すべてに○)

	正社員	非正規雇用労働者
国や地方自治体からの指示、要請への対応	1	1
売上、利用客の減少	2	2
取引先の休業	3	3
従業員に感染者や濃厚接触者が出たため	4	4
その他()	5	5

付問2. 出勤日数、労働時間の削減をしたのは、「シフト制労働者」(問3の選択肢3～5のいずれかに当てはまる労働者)のうち、どの程度の人数ですか。(1つに○)

	正社員	非正規雇用労働者
1割未満	1	1
1割～3割未満	2	2
3割～5割未満	3	3
5割～7割未満	4	4
7割～9割未満	5	5
9割以上	6	6

付問3. 「シフト制労働者」(問3の選択肢3～5のいずれかに当てはまる労働者)の出勤日数、労働時間の削減は最大でどの程度行いましたか。(最も出勤日数、労働時間を削減した労働者における出勤日数、労働時間の削減割合を教えてください。)(1つに○)

	正社員	非正規雇用労働者
1割未満	1	1
1割～3割未満	2	2
3割～5割未満	3	3
5割～7割未満	4	4
7割～9割未満	5	5
9割以上	6	6

付問4. このシフトを削減された労働者に対して、休業等に伴う手当(※)を支払いましたか。(最も近いものの1つに○)

	正社員	非正規雇用労働者
全員に支払った	1	1
一部の労働者に支払った	2	2
全く支払っていない(全員に支払っていない場合に限る)	3	3

→ 付問4-2(11頁)
付問4-1
(11頁)へ

※ここで「休業等に伴う手当」とは、労基法第26条の休業手当に限りません。名称の如何を問わず、労働者を休業させた場合の補償として支払われる手当を指します。(労基法第26条で規定するもの以外の支給要件や計算方法で支払われたもの(企業の判断で支払う手当)も含みます。)

(「2. 一部のの人に支払った」)とする企業にお聞きします。)

付問3-2. 支払った対象者を区別した基準は何ですか。(該当すべてに○)

1. 雇用形態(例:正社員/非正規雇用労働者、フルタイム/パートなど)
2. 職種、業務内容(1.の雇用形態による場合を除く)
3. 所属する部署、部門
4. 役職(例:管理職/非管理職など)
5. 勤務成績
6. 年齢(例:「40歳以上に支払う」「30歳未満は支給しない」など)
7. 勤続年数
8. 休業させた日数(例:「休業が○日以上の場合」など)
9. その他()

(「1. 全員に支払った」「2. 一部のの人に支払った」とする企業(休業等に伴う手当を支払った企業)にお聞きします。)

付問3-3. 「労基法第26条の休業手当」として支払いましたか。(1つに○)

1. 「労基法第26条の休業手当」の認識を持って払った
2. 「労基法第26条の休業手当」の可能性もあるものとして支払った
3. 明確に「労基法第26条の休業手当」ではないものとして支払った
4. 特に意識せず支払った
5. わからない
6. 「労基法第26条の休業手当」を知らなかった

付問3-4. 雇用調整助成金(※)の申請を行いましたか。(1つに○)

(※)雇用調整助成金は、事業主が労働者に休業手当を支払う場合、その一部を助成する制度で、特例措置により助成率及び上限額の引き上げを行っています。特例措置については、依頼状の裏面で「緊急対応期間中の雇用調整助成金の特例措置の内容」を掲載しています。

1. 支払った手当の全額について申請した
2. 一部のみ申請した
3. 申請しなかった → 問6へ

(「1. 支払った手当の全額について申請した」「2. 一部のみ申請した」とする企業(雇用調整助成金の申請を行った企業)にお聞きします。)

付問3-4-1. 休業等に伴う手当の労働者への支払に関して、雇用調整助成金の特例措置が講じられていることはどの程度影響しましたか。(1つに○)

1. 手当の支払は元々実施する予定であり、特例措置の有無や内容に影響された部分はない
2. 特例措置が実施されたことよって、支払額や支払対象者が増加した部分がある
3. 特例措置が実施されなければ、そもそも手当の支払をする予定はなかった

(すべての企業にお聞きします。)

問6. 今般の新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、2020年1月以降に、「シフト制労働者」(問3(2頁)の選択肢3～5のいずれかに当てはまる労働者)の出勤日数・時間(シフト)を削減したことがありませうか。(例:2019年同時期に比べてシフト制労働者のシフト表上の出勤日数、労働時間が減った、2020年以降、新型コロナウイルスの影響で確立していたシフトをキャンセルすることなど)(1つに○)

	正社員	非正規雇用労働者
あった	1	1
なかった	2	2
「シフト制労働者」(問3の選択肢3～5のいずれかに当てはまる労働者)がいらない	3	3

→ 付問1(10頁)へ
問7(11頁)へ

(付問4で「2.一部の労働者に支払った」「3.全く支払っていない」を選択した企業にお聞きします。)
付問4-1.支払わなかった理由は何ですか。(該当すべてに○)

	正社員 ↓	非正規雇用労働者 ↓
支払義務がないから(シフトを削減した上でシフトを確定させたので、休業は発生していないと判断したから)	1	1
支払わないことについて労働者と合意したから	2	2
会社の経営が厳しいから	3	3
シフト制労働者は、家計補助者が大半だから	4	4
シフト制労働者は、当社の仕事だけで生計を立てている人が少ないから	5	5
他の代替措置を講じたから(ポーンスの上乘せなど)	6	6
ごく短期間の休業だったから	7	7
年次有給休暇を取得してもらったから	8	8
その他()	9	9

(付問4で「1.全員に支払った」「2.一部の労働者に支払った」と回答された企業にお聞きします。付問4で「3.全く支払っていない」を選択した企業は問7へ。)

付問4-2.この休業等に伴う手当の支払いに際して、雇用調整助成金の申請を行いましたか。(1つに○)

	正社員 ↓	非正規雇用労働者 ↓
支払った手当の全額について申請した	1	1
一部のみ申請した	2	2
申請しなかった	3	3

付問4-2-1へ
→ 問7へ

(「1.支払った手当の全額について申請した」「2.一部のみ申請した」とする企業(雇用調整助成金の申請を行った企業)にお聞きします。)

付問4-2-1.休業等に伴う手当の支払いに関して、雇用調整助成金の特例措置(※)が講じられていることは、どの程度影響しましたか。(1つに○)

(※)雇用調整助成金は、事業主が労働者に休業手当を支払う場合、その一部を助成する制度で、特例措置により助成率及び上限額の引き上げを行っています。特例措置については、依頼状の裏面で「緊急対応期間中の雇用調整助成金の特例措置の内容」を掲載しています。

	正社員 ↓	非正規雇用労働者 ↓
手当の支払は元々実施する予定であり、特例措置の有無や内容に影響された部分はない	1	1
特例措置が実施されたことによって、支払額や支払対象者が増加した部分がある	2	2
特例措置が実施されなければ、そもそも手当の支払をする予定はなかった	3	3

IV 貴社の休業手当等の規定、算定方法について

(すべての企業にお聞きします。)

問7.現在、貴社の就業規則(賃金規程など別規程となっているものを含む。)に、労働基準法第26条の休業手当について規定はありませんか。(1つに○)

- 規定がある
- 規定はないが支払うことがある
- 休業手当の支払いは想定しておらず規定もない → 問8(13頁)へ

※「労働基準法第26条の休業手当」とは「使用者の責に帰すべき事由」により休業となった場合に労働者に対する手当の支払について定めているものを指します。労働者を休業させた場合に手当を支給する規定があり、「使用者の責に帰すべき事由」による休業の場合も含まれているような場合には、「規定がある」に御回答ください。

付問1(12頁)へ

(「1.規定がある」「2.規定はないが支払うことがある」とする企業にお聞きします。)
付問1.貴社では、労基法第26条の休業手当について、どのような場合に支払うことになっていきますか。(該当すべてに○)

- 使用者の都合により労働者を休業させた場合
- 事業運営上の事情(※)により労働者を休業させた場合
- 天候不良や災害などによって営業ができず、労働者を休業させた場合
- 所定労働日数等が決まっているシフト制の労働者について、前月や前年同月等と比較して、シフトを入れる日数を減らした場合
- 所定労働日数等が決まっているシフト制の労働者について、週ごとや月ごとの所定労働日数や所定労働時間よりも少ないシフトしか入れなかった場合
- 所定労働日数であるが、労働者からの申し出により、休みにした場合(労働者が年次有給休暇、特別休暇を取得した場合は含まない)

※「事業運営上の事情」とは、例えば原材料の不足、取引先や顧客の事情、利用客の減少といった、事業の運営上の都合は全て該当します。

付問2.貴社では、労基法第26条の休業手当について、例えば1か月間などのまとまった期間休業させる場合に、本来所定労働日ではない休日(シフト制の場合でシフトが作成されておらず、所定労働日として決まっていない日を含む。)も含めて、休業手当を支払うことになっていきますか。(1つに○)

- 所定労働日ではない休日は、労基法第26条の休業手当の支払対象となることはない
- 所定労働日ではない休日でも、労基法第26条の休業手当の支払対象となる場合がある
- 所定労働日ではない休日についても、一律に労基法第26条の休業手当を支払っている

付問3.労基法第26条の休業手当の支払額の算定方法は、どのように規定されていますか。複数の算定方法がある場合は、正社員の就業規則等の規定についてお答えください(1つに○)。また、選択肢「1.平均賃金の60%以上」「2.1日当たりの賃金額の60%以上」を選択された場合、規定されている具体的な割合(60%である場合には60%、60%を超える場合にはその具体的な数値)をご記入ください。

- 平均賃金の60%以上(※1) → () % 回答例 (60) %
- 1日当たりの賃金額の60%以上(※2) → () % 回答例 (80) %
- 通常どおりの賃金を、減額せずに支給する
- その他()

【選択肢1, 2】については、以下の注をご覧ください。

※1: 選択肢1の「平均賃金」とは、労基法第12条の「平均賃金」(過去3か月分の賃金)を基に、基本的には「暦日数」で除して算出したものです。

※2: 選択肢2の「1日当たりの賃金額」とは、実際に労働した場合に支払われる賃金や、実際に支払われた賃金を「労働日数」で除して算出したものです。

付問4. 労基法第26条の休業手当に関する規定では、正社員とは別に、非正規雇用労働者(有期契約労働者、短時間労働者等)を対象とした規定がありますか。(1つに○)

- 正社員と非正規雇用労働者に同じ内容の規定が適用される(正社員の → 問8(13頁)へ規定が準拠される場合を含む)
- 正社員とは内容の異なる、非正規雇用労働者のみを対象とした規定がある → 付問4-1(13頁)へ
- 非正規雇用労働者を対象とした規定はない } 問8(13頁)へ
- もともと非正規雇用労働者がいないため、規定もない

(付問4で、労基法第26条の休業手当に関する規定で、正社員と非正規雇用労働者で規定に「2. 正社員とは内容の異なる、非正規雇用労働者のみを対象とした規定がある」と回答された企業にお聞きします。)

付問4-1. 非正規雇用労働者を対象とする労基法第26条の休業手当の支払額の算定方法は、どのように規定されていますか。複数の算定方法がある場合は、主たる雇用形態についてお答えください。(1つに○) また、選択肢「1. 平均賃金の60%以上」「2. 1日当たりの賃金額の60%以上」を選択された場合、規定されている具体的な割合(60%である場合には60%、60%を超える場合にはその具体的な数値)をご記入ください。

1. 平均賃金の60%以上 → () % 回答例 (60) %
2. 1日当たりの賃金額の60%以上 → () % 回答例 (80) %
3. 通常どおりの賃金を、減額せずに支給する
4. その他 ()

(すべての企業にお聞きします。)

問8. 現在、貴社の就業規則(賃金規程など、別規程となつているものを含む。)に、労働基準法第26条の休業手当の支払いが必要でない場合でも、労働者の休業に対する補償として手当を支払う規定はありますか。(1つに○)

1. 規定がある
2. 規定はないが支払うことがある
3. そのような手当を支払うことは想定しておらず、規定もない → 問9へ

※「労働基準法第26条の休業手当」と別々に規定されていない場合でも、「使用者の責に帰すべき事由による」休業でない場合に手当を支給する規定がある場合には、「規定がある」に御回答ください。

(「1. 規定がある」「2. 規定はないが支払うことがある」とする企業にお聞きします。)

付問. 問8の手当について、支払額の算定方法はどのようになっていますか。(1つに○)

1. 労基法第26条の休業手当の算定方法と同じ → 問9へ
2. 労基法第26条の休業手当の算定方法とは異なる

「2. 労基法第26条の休業手当の算定方法とは異なる」場合の具体的な算定方法を御記載ください。

V 新型コロナウイルス感染症の発生前における休業手当等の規定、算定方法について

(すべての企業にお聞きします。)

以下の設問は、新型コロナウイルス感染症の発生前(2019年12月以前)における、貴社における労働者に対する休業の規定状況について、お聞きします。

問9. 新型コロナウイルス感染症の発生前(2019年12月以前)に、労基法第26条の休業手当の支払について、就業規則等に規定はありませんか。(1つに○)

1. 規定があった

2. 規定はなかった → 問10(15頁)へ

付問1. 規定の内容は、現在(新型コロナウイルス感染症の影響後)の規定内容と異なりますか、それとも同じ(元の規定内容のまま)ですか。(1つに○)

1. 異なる(新型コロナウイルス感染症の影響後、規定内容を変更した) → 付問1-1(14頁)へ
2. 同じ(元の規定内容のまま) → 問10(15頁)へ

以下では、「1. 異なる(新型コロナウイルス感染症の影響後、規定内容を変更した)」とする企業にお聞きします。「2. 同じ(元の規定内容のまま)」と回答された企業は、問10(15頁)へなお、以下の付問1-1から2-1は、すべて新型コロナウイルス感染症の発生前(2019年12月以前。以下「コロナ前」といいます。)における規定の内容に関する質問です。

付問1-1. 新型コロナウイルス感染症の発生前後で変更した内容は何か。(該当すべてに○)

1. 支払対象となる労働者
2. 支払う金額やその算定方法
3. 支払対象となる日
4. その他 ()

(コロナ前の労基法第26条の休業手当に関する規定についてお聞きします。)

付問1-2. コロナ前の労基法第26条の休業手当の支払額の算定方法は、どのように規定されていますか。複数の算定方法があった場合は、正社員の就業規則等の規定でお答えください。(1つに○) また、選択肢「1. 平均賃金の60%以上」「2. 1日当たりの賃金額の60%以上」を選択された場合、規定されていた具体的な割合(60%である場合にはその60%、60%を超える場合にはその具体的な数値)をご記入ください。

1. 平均賃金の60%以上(※1) → () % 回答例 (60) %
2. 1日当たりの賃金額の60%以上(※2) → () % 回答例 (80) %
3. 通常どおりの賃金を、減額せずに支給する
4. その他 ()

【選択肢1, 2】については、以下の注をご確認ください。

※1: 選択肢1の「平均賃金」とは、労基法第12条の「平均賃金」(過去3か月分の賃金)を基に、基本的には「暦日数」で除して算出したものです。

※2: 選択肢2の「1日当たりの賃金額」とは、実際に労働した場合に支払われる賃金や、実際に支払われた賃金を労働日数で除して算出したものです。

付問2. コロナ前の労基法第26条の休業手当に関する規定では、正社員とは別に、非正規雇用労働者を対象とした規定がありましたか。(1つに○)

1. 正社員と非正規雇用労働者と同じ内容の規定が適用されていた → 問10(15頁)へ
(正社員の規定が準拠される等を含む)
2. 正社員とは内容の異なる、非正規雇用労働者のみを対象とした規定があった
3. 非正規雇用労働者を対象とした規定はなかった
4. もともと非正規雇用労働者がいなかったため、規定もなかった → 問10(15頁)へ

(付問2で、労基法第26条の休業手当に関する規定で、正社員と非正規雇用労働者で規定に「2. 正社員とは内容の異なる、非正規雇用労働者のみを対象とした規定があった」と回答された企業にお聞きします。)

付問2-1. コロナ前に非正規雇用労働者を対象とする労基法第26条の休業手当の支払額の算定方法は、どのように規定されていますか。複数の算定方法がある場合は、主たる雇用形態についてお答えください。(1つに○) また、選択肢「1. 平均賃金の60%以上」「2. 1日当たりの賃金額の60%以上」を選択された場合、規定されている具体的な割合(60%である場合にはその60%、60%を超える場合にはその具体的な数値)をご記入ください。

1. 平均賃金の60%以上 → () % 回答例 (60) %
2. 1日当たりの賃金額の60%以上 → () % 回答例 (80) %
3. 通常どおりの賃金を、減額せずに支給する
4. その他 ()

(すべての企業にお聞きします。)

以下の設問は、新型コロナウイルス感染症の発生前(2019年12月以前、以下「コロナ前」といいます。)のおおむね5年間における、貴社における労働者に対する休業の状況について、お聞きします。

問10. コロナ前のおおむね5年間に、所定労働日に、労働者に休業を命じたことと、ご回答ください。(1つに○)
一度でも休業を命じたことがある場合、休業を命じたこととしない → 問11(16頁)へ

1. 休業を命じたことがある

(コロナ前のおおむね5年間に、労働者に「休業を命じたことがある」と回答した企業にお聞きします。以下の設問では、複数回、休業を命じたことがある場合、直近の休業についてお答えください。)

休業の理由は何か。(該当すべてに○)

1. 地震や大雨、火災等により会社を運営できなかったため
2. 経営不振による休業(需要の低下、製品が売れない、資金調達が困難など)
3. 会社の設備、工場の機械の不備・欠陥による休業
4. 取引先の事情
5. 従業員不足による休業
6. その他

付問2. 付問1の休業に関して、休業させざる労働者を決定するに当たって、どのような要素を考慮しましたか。(該当すべてに○)

1. 雇用形態(例: 正社員/非正規雇用労働者、フルタイム/パートなど)
2. 職種、業務内容(1. の雇用形態による場合を除く)
3. 所属する部署・部門
4. 役職(例: 管理職/非管理職など)
5. 勤務成績
6. 年齢
7. 勤続年数
8. 休業予定日の勤務の状況
9. その他()
10. 特段の要素を考慮せず、全ての労働者を対象とした

(コロナ前のおおむね5年間に、労働者に「休業を命じたことがある」と回答した企業にお聞きします。以下の設問では、複数回、休業を命じたことがある場合、直近の休業についてお答えください。)

付問3. 休業させた労働者に、休業等に伴う手当を支払いましたか。(1つに○)

1. 全員に支払った
2. 一部のみに支払った
3. 支払っていない

(「3. 支払っていない」とする企業にお聞きします。以下の付問3-1に回答)

付問3-1. 支払っていない理由は何か。(該当すべてに○)

1. 法律上支払義務がないから
2. 社内規定等に支払に関する規定がなかったから
3. 支払わないことについて労働者と合意したから
4. 会社の経営が厳しかったから
5. 他の代替措置を講じたから(ボーナスの上乗せなど)
6. ごく短期間の休業だったため
7. 年次有給休暇を取得してもらったため
8. その他()

(「2. 一部のみに支払った」とする企業にお聞きします。)

付問3-2. 支払った対象を区別した基準は何ですか。(該当すべてに○)

1. 雇用形態(正社員/非正規雇用労働者、フルタイム/パートなど)
2. 職種、業務内容(1. の雇用形態による場合を除く)
3. 所属する部署・部門
4. 役職(例: 管理職/非管理職など)
5. 勤務成績
6. 年齢(例: 「40歳以上に支払う」「30歳未満は支給しない」など)
7. 勤続年数
8. 休業させた日数(「休業が○日以上の場合」など)
9. その他()

15 (付問3-2に回答後、付問3-3(16頁)へ)

(「1. 全員に支払った」「2. 一部のみに支払った」とする企業(休業等に伴う手当を支払った企業)にお聞きします。)

付問3-3. 雇用調整助成金の申請を行いましたか。(1つに○)

1. 支払った手当の全額について申請した
2. 一部のみの申請した
3. 申請しなかった

VI 労基法上の「休業手当」について

(すべての企業にお聞きします。)

以下の設問は、労基法上の「休業手当」に対する認識について、調査時点現在における認識をお聞きします。

問11. 労基法第26条の休業手当について、「平均賃金の100分の60以上」という基準は適当だと思いますか。(1つに○)

1. 高い
2. 適当
3. 低い

付問1. 「高い」と考える理由は何ですか。(該当すべてに○)

1. 売上げや収益がない場合があり、企業の支払い負担が高すぎるから
2. 災害などの理由により休業期間が長期化する場合、企業の支払能力を超えることもあるから
3. 労働者は実際に働いていないから
4. 労働者の生活保障は、本来企業が負担するものではないと思うから
5. 民法の規定(※)があれば十分であり、罰則付きの義務にする必要はないと思うから
6. その他()

(※) 民法第536条第2項 債権者の責めに帰すべき事由によって債務を履行することができなくなつたときは、債権者は、反対給付の履行を拒むことができる。(以下略)

付問2. 「低い」と考える企業にお聞きします。「低い」と考える理由は何ですか。(該当すべてに○)

1. その金額では生活できないだろうと思うから
2. 「使用者の責に帰すべき事由による」休業なのだから、もつと使用者が責任を負うべきだから
3. 企業が果たす社会的責任などを考えれば、より多くの負担があつてもよいと思うから
4. 民法の規定(※)と同じにすべきだから
5. その他()

問12. 労基法第26条の休業手当の「平均賃金の100分の60以上」という計算方法は複雑だと思いますか。(1つに○)

1. そう思う
2. ややそう思う
3. 特に思わない

問13. 労基法第26条の休業手当の計算方法について、見直しを行うべきだと思いますか。(1つに○)

1. 見直しは必要ない
2. 見直しを行うべき

付問1. 「1. 見直しは必要ない」と考える企業にお聞きします。なぜ「見直しが必要ない」と思いますか。(該当すべてに○)

1. 今の算定方法は問題がないと思うから
2. 他に適切な算定方法が思いつかないから
3. 現在の算定方法を下回らない形で、各企業で簡便な算定方法を用いればよいだけだから
4. その他()

付問2. 「2. 見直しを行うべき」と考える企業にお聞きします。どのようによすべきと考えますか。(該当すべてに○)

1. 年次有給休暇取得時の賃金のように、「通常の賃金」などの選択制にするべき
2. 平均賃金の算定時と同様に、労働日だけでなく休日も支払い対象とすべき
3. 算定に当たって平均賃金を使うことをやめるべき
4. その他()

「3. 算定に当たって平均賃金を使うことをやめるべき」を選んだ方にお聞きします。平均賃金を使わない代わりに具体的にどうすべきと考えますか。(自由記述)

★ご回答いただき、誠に有り難うございました。★★

添付の返信用封筒(切手不要)へ入れ、2021年9月10日(金)までにポストにご投函ください。

資料 2

付属統計表

統計利用上の注意

1. 調査結果の合計には業種、規模等が不明の企業を含む。
2. 上段には実数、下段には構成比を掲載した。
3. ーは回答者がいないもの。
4. 構成比は、表章単位未満を四捨五入してあるので、内容の合計が総計に一致しないこともある。

問1 a. 主たる業種 (SA)

		合計	鉱業、採石業、砂利採取業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	情報通信業	運輸業、郵便業	卸売業、小売業	金融業、保険業	不動産、物品賃貸業	学術研究、専門・技術サービス業	宿泊業、飲食サービス業	生活関連サービス業、娯楽業	教育、学習支援業	医療、福祉	複合サービス事業（郵便局、農業組合など）	サービス業（他に分類されないもの）	その他	無回答	
合計		7,797 100.0	4 0.1	341 4.4	1,552 19.9	29 0.4	226 2.9	589 7.6	1,104 14.2	145 1.9	67 0.9	111 1.4	320 4.1	178 2.3	341 4.4	1,815 23.3	97 1.2	813 10.4	65 0.8	-	
問1 a 主たる業種 (SA)	鉱業、採石業、砂利採取業	4 100.0	4 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	建設業	341 100.0	-	341 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	製造業	1,552 100.0	-	-	1,552 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	29 100.0	-	-	-	29 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	情報通信業	226 100.0	-	-	-	-	226 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	運輸業、郵便業	589 100.0	-	-	-	-	-	589 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	卸売業、小売業	1,104 100.0	-	-	-	-	-	-	1,104 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	金融業、保険業	145 100.0	-	-	-	-	-	-	-	145 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	不動産、物品賃貸業	67 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	67 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	学術研究、専門・技術サービス業	111 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	111 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	
	宿泊業、飲食サービス業	320 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	320 100.0	-	-	-	-	-	-	-	
	生活関連サービス業、娯楽業	178 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	178 100.0	-	-	-	-	-	-	
	教育、学習支援業	341 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	341 100.0	-	-	-	-	-	
	医療、福祉	1,815 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,815 100.0	-	-	-	-	
	複合サービス事業（郵便局、農業組合など）	97 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	97 100.0	-	-	-	
	サービス業（他に分類されないもの）	813 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	813 100.0	-	-	
	その他	65 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	65 100.0	-	
問1 b (従業員規模)	1000人未満	393 100.0	-	14 3.6	61 15.5	-	10 2.5	48 12.2	33 8.4	3 0.8	4 1.0	4 1.0	15 3.8	17 4.3	15 3.8	81 20.6	1 0.3	75 19.1	12 3.1	-	
	1000～2999人	4,583 100.0	3 0.1	238 5.2	1,042 22.7	21 0.5	149 3.3	370 8.1	586 12.8	94 2.1	35 0.8	67 1.5	154 3.4	87 1.9	158 3.4	1,085 23.7	33 0.7	430 9.4	31 0.7	-	
	3000～9999人	2,073 100.0	-	72 3.5	345 16.6	3 0.1	54 2.6	121 5.8	324 15.6	34 1.6	21 0.9	25 1.2	88 4.2	49 2.4	116 5.6	537 33.8	49 2.4	221 10.7	14 0.7	-	
	10000人以上	686 100.0	1 0.1	16 2.3	94 13.7	5 0.7	13 1.9	42 6.1	154 22.4	14 2.0	6 0.9	10 1.5	60 8.7	21 3.1	49 7.1	101 14.1	12 1.7	80 11.7	8 1.2	-	
	無回答	62 100.0	-	1 1.6	10 16.1	-	-	8 12.9	7 11.3	-	1 1.6	5 8.1	3 4.8	4 5.8	3 4.8	11 17.7	2 3.2	7 11.3	-	-	
問3 (労働形態)	固定・交代制勤務者群 (1, 2のみを選択)	4,123 100.0	4 0.1	274 6.6	1,217 29.5	23 0.6	158 3.8	279 6.8	614 14.9	104 2.5	38 0.9	80 1.9	26 0.6	46 1.1	199 4.8	616 14.9	30 0.7	376 9.1	39 0.9	-	
	シフト制勤務者を含む群 (3, 4, 5のいずれか又は全てを選択している群)	3,392 100.0	-	45 1.3	283 8.3	6 0.2	51 1.5	286 8.4	444 13.1	35 1.0	27 0.8	23 0.7	286 8.4	129 3.8	134 4.0	1,148 33.8	67 2.0	404 11.9	24 0.7	-	
無回答	282 100.0	-	22 7.8	52 18.4	-	-	17 6.0	24 8.5	46 16.3	6 2.1	2 0.7	8 2.8	8 2.8	8 1.1	8 2.8	51 18.1	-	33 11.7	2 0.7	-	
問3付問1 (従業者の割合)	3割未満	1,196 100.0	-	34 2.8	176 14.7	5 0.4	40 3.3	99 8.3	146 12.2	26 2.2	12 1.0	13 1.1	30 2.5	21 1.8	89 7.4	260 21.7	55 4.6	180 15.1	10 0.8	-	
	3割～6割未満	539 100.0	-	3 0.6	55 10.2	1 0.2	5 0.9	41 7.6	59 10.9	4 0.7	6 1.1	4 0.7	32 5.9	20 3.7	23 4.3	214 39.7	8 1.5	60 11.1	4 0.7	-	
	6割～8割未満	569 100.0	-	4 0.7	19 3.3	-	3 0.5	54 9.5	68 12.0	1 0.2	3 0.5	3 0.5	40 7.0	23 4.0	9 1.6	263 46.2	-	75 13.2	4 0.7	-	
	8割以上	1,050 100.0	-	3 0.3	27 2.6	-	3 0.3	88 8.4	170 16.2	4 0.4	6 0.6	3 0.3	180 17.1	65 6.2	11 1.0	394 37.5	3 0.3	87 8.3	6 0.6	-	
	無回答	38 100.0	-	1 2.6	6 15.8	-	-	4 10.5	1 2.6	-	-	-	4 10.5	-	2 3.3	17 44.7	1 2.6	2 5.3	-	-	
問5 (新型コロナウイルスの影響)	休業を命じたことがある	5,322 100.0	1 0.0	171 3.2	1,132 21.3	15 0.3	88 1.7	419 7.9	734 13.8	88 1.7	33 0.6	57 1.1	311 5.8	163 3.1	201 3.8	1,272 23.9	59 1.1	544 10.2	34 0.6	-	
	休業を命じたことはない	2,403 100.0	3 0.1	168 7.0	410 17.1	13 0.5	132 5.5	168 7.0	362 15.1	57 2.4	32 1.3	51 2.1	6 0.2	15 0.6	136 5.7	230 21.6	37 1.5	263 10.9	30 1.2	-	
無回答	72 100.0	-	2 2.8	10 13.9	1 1.4	6 8.3	2 2.8	8 11.1	-	-	2 2.8	3 4.2	3 4.2	-	4 5.6	23 31.9	1 1.4	6 8.3	1 1.4	-	
問5付問3 (休業手当)	全員に支払った	4,770 100.0	1 0.0	153 3.2	1,100 23.1	14 0.3	88 1.8	390 8.2	661 13.9	76 1.6	31 0.6	52 1.1	264 5.5	155 3.2	163 3.4	1,062 22.3	47 1.0	481 10.1	32 0.7	-	
	一部のみに支払った	261 100.0	-	3 1.1	18 6.9	-	-	13 5.0	34 13.0	-	2 0.8	1 0.4	38 14.6	4 1.5	16 6.1	96 36.8	3 1.1	33 12.6	-	-	
	支払わなかった	287 100.0	-	15 5.2	13 4.5	1 0.3	-	16 5.6	39 13.6	12 4.2	-	4 1.4	9 3.1	4 1.4	22 7.7	112 39.0	8 2.8	30 10.5	2 0.7	-	
	無回答	4 100.0	-	-	1 25.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2 50.0	1 25.0	-	-	-	
	申請した	2,220 100.0	1 0.0	41 1.8	697 31.4	3 0.1	38 1.7	257 11.6	305 13.7	18 0.8	14 0.6	20 0.9	234 10.5	119 5.4	33 1.5	203 9.1	3 0.1	218 9.8	16 0.7	-	
一部のみに申請した	705 100.0	-	16 2.3	169 24.0	1 0.1	13 1.8	53 7.5	116 16.5	11 1.6	9 1.3	9 1.3	54 7.7	30 4.3	17 2.4	94 13.3	8 1.1	100 14.2	5 0.7	-		
申請しなかった	1,979 100.0	-	91 4.6	219 11.1	10 0.5	35 1.8	83 4.2	260 13.1	44 2.2	8 0.4	24 1.2	10 0.5	10 0.5	126 6.4	826 41.7	38 1.9	185 9.3	10 0.5	-		
無回答	127 100.0	-	8 6.3	33 26.0	-	2 1.6	10 7.9	14 11.0	3 2.4	2 1.6	-	4 3.1	-	3 2.4	35 27.6	1 0.8	11 8.7	1 0.8	-		
問7 (規定手当)	規定がある	4,433 100.0	1 0.0	217 4.9	1,054 23.8	15 0.3	135 3.0	373 8.4	654 14.8	56 1.3	36 0.8	63 1.4	194 4.4	100 2.3	91 2.1	876 19.8	35 0.8	503 11.3	30 0.7	-	
	規定はないが支払うことがある	2,102 100.0	2 0.1	64 3.0	371 17.6	5 0.2	45 2.1	138 6.6	290 13.8	36 1.7	15 0.7	24 1.1	99 2.8	59 2.8	123 5.9	256 27.9	36 1.7	196 9.3	13 0.6	-	
	休業手当の支払いは想定しておらず規定もない	1,150 100.0	-	55 4.8	105 9.1	9 0.8	39 3.4	66 5.7	144 12.5	50 4.3	16 1.4	24 2.1	21 1.8	18 1.6	125 10.9	329 28.6	25 2.2	102 8.9	22 1.9	-	
	無回答	112 100.0	1 0.9	5 4.5	22 19.6	-	7 6.3	12 10.7	16 14.3	3 2.7	-	-	6 5.4	1 0.9	2 1.8	24 21.4	1 0.9	12 10.7	-	-	

問1 b. 従業員規模 (SA)

		合計	100人未満	100～299人	300～999人	1000人以上	5000人以上	無回答
合計		7,797 100.0	393 5.0	4,583 58.8	2,073 26.6	597 7.7	89 1.1	62 0.8
問1 a 主たる業種 (SA)	飲業、採石業、砂利採取業	4 100.0	-	3 75.0	-	1 25.0	-	-
	建設業	341 100.0	14 4.1	238 69.8	72 21.1	14 4.1	2 0.6	1 0.3
	製造業	1,552 100.0	61 3.9	1,042 67.1	345 22.2	83 5.3	11 0.7	10 0.6
	電気・ガス・熱供給・水道業	29 100.0	-	21 72.4	3 10.3	4 13.8	1 3.4	-
	情報通信業	226 100.0	10 4.4	149 65.9	54 23.9	13 5.8	-	-
	運輸業、郵便業	589 100.0	48 8.1	370 62.8	121 20.5	35 5.9	7 1.2	8 1.4
	卸売業、小売業	1,104 100.0	33 3.0	586 53.1	324 29.3	126 11.4	28 2.5	7 0.6
	金融業、保険業	145 100.0	3 2.1	94 64.8	34 23.4	12 8.3	2 1.4	-
	不動産、物品賃貸業	67 100.0	4 6.0	35 52.2	21 31.3	6 9.0	-	1 1.5
	学術研究、専門・技術サービス業	111 100.0	4 3.6	67 60.4	25 22.5	7 6.3	3 2.7	5 4.5
	宿泊業、飲食サービス業	320 100.0	15 4.7	154 48.1	88 27.5	52 16.3	8 2.5	3 0.9
	生活関連サービス業、娯楽業	178 100.0	17 9.6	87 48.9	49 27.5	17 9.6	4 2.2	4 2.2
	教育、学習支援業	341 100.0	15 4.4	158 46.3	116 34.0	43 12.6	6 1.8	3 0.9
	医療、福祉	1,815 100.0	81 4.5	1,085 59.8	537 29.6	91 5.0	10 0.6	11 0.6
	複合サービス事業 (郵便局、農業組合など)	97 100.0	1 1.0	33 34.0	49 50.5	12 12.4	-	2 2.1
	サービス業 (他に分類されないもの)	813 100.0	75 9.2	430 52.9	221 27.2	75 9.2	5 0.6	7 0.9
	その他	65 100.0	12 18.5	31 47.7	14 21.5	6 9.2	2 3.1	-
	問1 b (従業員規模区分)	100人未満	393 100.0	393 100.0	-	-	-	-
100～299人		4,583 100.0	-	4,583 100.0	-	-	-	-
300～999人		2,073 100.0	-	-	2,073 100.0	-	-	-
1000人以上		686 100.0	-	-	-	597 87.0	89 13.0	-
無回答		62 100.0	-	-	-	-	-	62 100.0
問3 (労働形態)	固定・交代制勤務者群 (1, 2のみを選択)	4,123 100.0	216 5.2	2,643 64.1	970 23.5	230 5.6	30 0.7	34 0.8
	シフト制勤務者を含む群 (3, 4, 5のいずれか又は全てを選択している群)	3,392 100.0	159 4.7	1,759 51.9	1,043 30.7	352 10.4	55 1.6	24 0.7
	無回答	282 100.0	18 6.4	181 64.2	60 21.3	15 5.3	4 1.4	4 1.4
	無回答	1,196 100.0	67 5.6	648 54.2	358 29.9	103 8.6	13 1.1	7 0.6
問3付問1 (従業員労働時間の割合)	3割未満	539 100.0	22 4.1	266 49.4	193 35.8	52 9.6	5 0.9	1 0.2
	3割～6割未満	569 100.0	27 4.7	290 51.0	172 30.2	62 10.9	12 2.1	6 1.1
	6割～8割未満	1,050 100.0	42 4.0	533 50.8	310 29.5	132 12.6	24 2.3	9 0.9
	8割以上	38 100.0	1 2.6	22 57.9	10 26.3	3 7.9	1 2.6	1 2.6
	無回答	1,196 100.0	67 5.6	648 54.2	358 29.9	103 8.6	13 1.1	7 0.6
問5 (新型コロナウイルス感染症による休業)	休業を命じたことがある	5,322 100.0	233 4.4	2,978 56.0	1,528 28.7	466 8.8	72 1.4	45 0.8
	休業を命じたことはない	2,403 100.0	155 6.5	1,557 64.8	533 22.2	126 5.2	16 0.7	16 0.7
	無回答	72 100.0	5 6.9	48 66.7	12 16.7	5 6.9	1 1.4	1 1.4
問5付問3 (休業手当の支払状況)	全員に支払った	4,770 100.0	212 4.4	2,689 56.4	1,359 28.5	407 8.5	63 1.3	40 0.8
	一部の人に支払った	261 100.0	9 3.4	123 47.1	85 32.6	41 15.7	2 0.8	1 0.4
	支払わなかった	287 100.0	12 4.2	165 57.5	82 28.6	18 6.3	7 2.4	3 1.0
	無回答	4 100.0	-	1 25.0	2 50.0	-	-	1 25.0
	無回答	4,770 100.0	212 4.4	2,689 56.4	1,359 28.5	407 8.5	63 1.3	40 0.8
問5付問3-4 (休業手当の調整申請)	支払った手当の全額について申請した	2,220 100.0	132 5.9	1,333 60.0	553 24.9	164 7.4	17 0.8	21 0.9
	一部のみ申請した	705 100.0	21 3.0	325 46.1	229 32.5	104 14.8	24 3.4	2 0.3
	申請しなかった	1,979 100.0	64 3.2	1,078 54.5	624 31.5	172 8.7	23 1.2	18 0.9
	無回答	127 100.0	4 3.1	76 59.8	38 29.9	8 6.3	1 0.8	-
問7 (規定手当)	規定がある	4,433 100.0	218 4.9	2,622 59.1	1,169 26.4	337 7.6	52 1.2	35 0.8
	規定はないが支払うことがある	2,102 100.0	91 4.3	1,179 56.1	604 28.7	186 8.8	24 1.1	18 0.9
	休業手当の支払いは想定しておらず規定もない	1,150 100.0	79 6.9	713 62.0	269 23.4	69 6.0	13 1.1	7 0.6
	無回答	112 100.0	5 4.5	69 61.6	31 27.7	5 4.5	-	2 1.8
	無回答	1,150 100.0	79 6.9	713 62.0	269 23.4	69 6.0	13 1.1	7 0.6

問1 c. 従業員に占める正社員比率 (S A)

		合計	30%未満	30%～50%未満	50%～70%未満	70%～100%未満	100% (全員、正社員)	無回答	
合計		7,797 100.0	669 8.6	813 10.4	1,601 20.5	4,336 55.6	223 2.9	155 2.0	
問1 a 主たる業種 (S A)	飲業、採石業、砂利採取業	4 100.0	-	-	-	4 100.0	-	-	
	建設業	341 100.0	5 1.5	3 0.9	27 7.9	266 78.0	33 9.7	7 2.1	
	製造業	1,552 100.0	39 2.5	69 4.4	211 13.6	1,155 74.4	47 3.0	31 2.0	
	電気・ガス・熱供給・水道業	29 100.0	2 6.9	-	1 3.4	25 86.2	1 3.4	-	
	情報通信業	226 100.0	6 2.7	3 1.3	16 7.1	180 79.6	17 7.5	4 1.8	
	運輸業、郵便業	589 100.0	28 4.8	45 7.6	117 19.9	365 62.0	24 4.1	10 1.7	
	卸売業、小売業	1,104 100.0	144 13.0	73 6.6	130 11.8	704 63.8	34 3.1	19 1.7	
	金融業、保険業	145 100.0	6 4.1	3 2.1	22 15.2	112 77.2	1 0.7	1 0.7	
	不動産、物品賃貸業	67 100.0	7 10.4	7 10.4	13 19.4	36 53.7	3 4.5	1 1.5	
	学術研究、専門・技術サービス業	111 100.0	2 1.8	8 7.2	18 16.2	63 56.8	13 11.7	7 6.3	
	宿泊業、飲食サービス業	320 100.0	92 28.8	72 22.5	83 25.9	61 19.1	2 0.6	10 3.1	
	生活関連サービス業、娯楽業	178 100.0	42 23.6	38 21.3	36 20.2	52 29.2	6 3.4	4 2.2	
	教育、学習支援業	341 100.0	34 10.0	93 27.3	117 34.3	87 25.5	2 0.6	8 2.3	
	医療、福祉	1,815 100.0	57 3.1	268 14.8	623 34.3	824 45.4	5 0.3	38 2.1	
	複合サービス事業 (郵便局、農業組合など)	97 100.0	3 3.1	5 5.2	42 43.3	44 45.4	-	3 3.1	
	サービス業 (他に分類されないもの)	813 100.0	189 23.2	121 14.9	136 16.7	325 40.0	30 3.7	12 1.5	
	その他	65 100.0	13 20.0	5 7.7	9 13.8	33 50.8	5 7.7	-	
	問1 b (従業員規模)	100人未満	393 100.0	49 12.5	33 8.4	80 20.4	194 49.4	36 9.2	1 0.3
		100～299人	4,583 100.0	212 4.6	375 8.2	924 20.2	2,843 62.0	165 3.6	64 1.4
		300～999人	2,073 100.0	212 10.2	299 14.4	484 23.3	1,028 49.6	19 0.9	31 1.5
1000人以上		686 100.0	196 28.6	106 15.5	109 15.9	264 38.5	2 0.3	9 1.3	
無回答		62 100.0	-	-	4 6.5	7 11.3	1 1.6	50 80.6	
問3 (労働形態)		固定・交代制勤務者群 (1, 2のみを選択) シフト制勤務者を含む群 (3, 4, 5のいずれか又は全てを選択している群) 無回答	4,123 100.0 3,392 100.0 282 100.0	201 4.9 452 13.3 16 5.7	269 6.5 527 15.5 17 6.0	654 15.9 902 26.6 45 16.0	2,734 66.3 1,424 42.0 178 63.1	179 4.3 25 0.7 19 6.7	86 2.1 62 1.8 7 2.5
問3付問1 (従業員労働時間の割合)	3割未満	1,196 100.0	91 7.6	145 12.1	298 24.9	637 53.3	9 0.8	16 1.3	
	3割～6割未満	539 100.0	63 11.7	140 26.0	155 28.8	173 32.1	2 0.4	6 1.1	
	6割～8割未満	569 100.0	97 17.0	78 13.7	157 27.6	218 38.3	5 0.9	14 2.5	
	8割以上	1,050 100.0	199 19.0	159 15.1	277 26.4	382 36.4	9 0.9	24 2.3	
	無回答	38 100.0	2 5.3	5 13.2	15 39.5	14 36.8	-	2 5.3	
問5 (新型コロナウイルス感染症による休業)	休業を命じたことがある	5,322 100.0	534 10.0	619 11.6	1,141 21.4	2,790 52.4	122 2.3	116 2.2	
	休業を命じたことはない	2,403 100.0	135 5.6	181 7.5	440 18.3	1,510 62.8	100 4.2	37 1.5	
	無回答	72 100.0	-	13 18.1	20 27.8	36 50.0	1 1.4	2 2.8	
問5付問3 (休業手当)	全員に支払った	4,770 100.0	442 9.3	541 11.3	1,006 21.1	2,567 53.8	115 2.4	99 2.1	
	一部の人に支払った	261 100.0	58 22.2	44 16.9	66 25.3	83 31.8	2 0.8	8 3.1	
	支払わなかった	287 100.0	34 11.8	34 11.8	69 24.0	138 48.1	5 1.7	7 2.4	
	無回答	4 100.0	-	-	-	2 50.0	-	2 50.0	
	問5付問3-4 (休業手当の調整申請)	支払った手当の全額について申請した	2,220 100.0	210 9.5	247 11.1	425 19.1	1,218 54.9	67 3.0	53 2.4
一部のみ申請した	705 100.0	117 16.6	77 10.9	127 18.0	365 51.8	13 1.8	6 0.9		
申請しなかった	1,979 100.0	163 8.2	253 12.8	490 24.8	996 50.3	34 1.7	43 2.2		
無回答	127 100.0	10 7.9	8 6.3	30 23.6	71 55.9	3 2.4	5 3.9		
問7 (規定手当)	規定がある	4,433 100.0	389 8.8	416 9.4	827 18.7	2,565 57.9	154 3.5	82 1.8	
	規定はないが支払うことがある	2,102 100.0	193 9.2	256 12.2	495 23.5	1,079 51.3	34 1.6	45 2.1	
	休業手当の支払いは想定しておらず規定もない	1,150 100.0	81 7.0	130 11.3	259 22.5	620 53.9	34 3.0	26 2.3	
	無回答	112 100.0	6 5.4	11 9.8	20 17.9	72 64.3	1 0.9	2 1.8	

問1 d. 派遣労働者の受入れの有無 (S A)

		合計	いる	いない	無回答
合計		7,797 100.0	4,425 56.8	3,290 42.2	82 1.1
問1 a 主たる業種 (S A)	飲業、採石業、砂利採取業	4 100.0	3 75.0	1 25.0	- -
	建設業	341 100.0	215 63.0	123 36.1	3 0.9
	製造業	1,552 100.0	1,144 73.7	393 25.3	15 1.0
	電気・ガス・熱供給・水道業	29 100.0	24 82.8	5 17.2	- -
	情報通信業	226 100.0	174 77.0	51 22.6	1 0.4
	運輸業、郵便業	589 100.0	280 47.5	303 51.4	6 1.0
	卸売業、小売業	1,104 100.0	697 63.1	392 35.5	15 1.4
	金融業、保険業	145 100.0	82 56.6	63 43.4	- -
	不動産、物品賃貸業	67 100.0	48 71.6	17 25.4	2 3.0
	学術研究、専門・技術サービス業	111 100.0	84 75.7	22 19.8	5 4.5
	宿泊業、飲食サービス業	320 100.0	113 35.3	201 62.8	6 1.9
	生活関連サービス業、娯楽業	178 100.0	63 35.4	112 62.9	3 1.7
	教育、学習支援業	341 100.0	204 59.8	135 39.6	2 0.6
	医療、福祉	1,815 100.0	819 45.1	983 54.2	13 0.7
	複合サービス事業 (郵便局、農業組合など)	97 100.0	57 58.8	38 39.2	2 2.1
	サービス業 (他に分類されないもの)	813 100.0	383 47.1	422 51.9	8 1.0
	その他	65 100.0	35 53.8	29 44.6	1 1.5
	問1 b (S A) 従業員規模	100人未満	393 100.0	131 33.3	261 66.4
100～299人		4,583 100.0	2,353 51.3	2,215 48.3	15 0.3
300～999人		2,073 100.0	1,397 67.4	661 31.9	15 0.7
1000人以上		686 100.0	536 78.1	146 21.3	4 0.6
無回答		62 100.0	8 12.9	7 11.3	47 75.8
問3 (S A) 勤務形態		固定・交代制勤務者群 (1, 2のみを選択)	4,123 100.0	2,535 61.5	1,541 37.4
シフト制勤務者を含む群 (3, 4, 5のいずれか又は全てを選択している群)	3,392 100.0	1,735 51.1	1,625 47.9	32 0.9	
無回答	282 100.0	155 55.0	124 44.0	3 1.1	
問3付問1 (S A) 従業者の割合	3割未満	1,196 100.0	698 58.4	489 40.9	9 0.8
	3割～6割未満	539 100.0	288 53.4	249 46.2	2 0.4
	6割～8割未満	569 100.0	268 47.1	294 51.7	7 1.2
	8割以上	1,050 100.0	454 43.2	583 55.5	13 1.2
	無回答	38 100.0	27 71.1	10 26.3	1 2.6
	問5 (S A) 新型コロナウイルス感染症の予防	休業を命じたことがある	5,322 100.0	2,940 55.2	2,325 43.7
休業を命じたことはない	2,403 100.0	1,451 60.4	929 38.7	23 1.0	
無回答	72 100.0	34 47.2	36 50.0	2 2.8	
問5付問3 (S A) 休業手当に伴	全員に支払った	4,770 100.0	2,676 56.1	2,042 42.8	52 1.1
	一部の人に支払った	261 100.0	120 46.0	138 52.9	3 1.1
	支払わなかった	287 100.0	142 49.5	143 49.8	2 0.7
	無回答	4 100.0	2 50.0	2 50.0	- -
	問5付問3-4 (S A) 成雇金の調整申請	支払った手当の全額について申請した	2,220 100.0	1,182 53.2	1,010 45.5
一部のみ申請した	705 100.0	432 61.3	269 38.2	4 0.6	
申請しなかった	1,979 100.0	1,109 56.0	848 42.8	22 1.1	
無回答	127 100.0	73 57.5	53 41.7	1 0.8	
問7 (S A) 規定の手当	規定がある	4,433 100.0	2,566 57.9	1,813 40.9	54 1.2
	規定はないが支払うことがある	2,102 100.0	1,190 56.6	893 42.5	19 0.9
	休業手当の支払いは想定しておらず規定もない	1,150 100.0	608 52.9	535 46.5	7 0.6
	無回答	112 100.0	61 54.5	49 43.8	2 1.8

問1 e. 労働組合の有無 (SA)

		合計	労働組合がある	労働組合がない	無回答	
合計		7,797 100.0	2,404 30.8	5,316 68.2	77 1.0	
問1 a 主たる業種 (SA)	飲業、採石業、砂利採取業	4 100.0	3 75.0	1 25.0	- -	
	建設業	341 100.0	100 29.3	239 70.1	2 0.6	
	製造業	1,552 100.0	651 41.9	891 57.4	10 0.6	
	電気・ガス・熱供給・水道業	29 100.0	16 55.2	13 44.8	- -	
	情報通信業	226 100.0	64 28.3	162 71.7	- -	
	運輸業、郵便業	589 100.0	320 54.3	259 44.0	10 1.7	
	卸売業、小売業	1,104 100.0	426 38.6	666 60.3	12 1.1	
	金融業、保険業	145 100.0	63 43.4	82 56.6	- -	
	不動産、物品賃貸業	67 100.0	15 22.4	50 74.6	2 3.0	
	学術研究、専門・技術サービス業	111 100.0	26 23.4	80 72.1	5 4.5	
	宿泊業、飲食サービス業	320 100.0	59 18.4	254 79.4	7 2.2	
	生活関連サービス業、娯楽業	178 100.0	22 12.4	153 86.0	3 1.7	
	教育、学習支援業	341 100.0	171 50.1	166 48.7	4 1.2	
	医療、福祉	1,815 100.0	240 13.2	1,564 86.2	11 0.6	
	複合サービス事業 (郵便局、農業組合など)	97 100.0	70 72.2	25 25.8	2 2.1	
	サービス業 (他に分類されないもの)	813 100.0	138 17.0	666 81.9	9 1.1	
	その他	65 100.0	20 30.8	45 69.2	- -	
	問1 b (従業員規模)	100人未満	393 100.0	50 12.7	343 87.3	- -
		100～299人	4,583 100.0	1,183 25.8	3,381 73.8	19 0.4
		300～999人	2,073 100.0	769 37.1	1,294 62.4	10 0.5
1000人以上		686 100.0	398 58.0	286 41.7	2 0.3	
無回答		62 100.0	4 6.5	12 19.4	46 74.2	
問3 (労働形態)		固定・交代制勤務者群 (1, 2のみを選択)	4,123 100.0	1,442 35.0	2,638 64.0	43 1.0
	シフト制勤務者を含む群 (3, 4, 5のいずれか又は全てを選択している群)	3,392 100.0	881 26.0	2,479 73.1	32 0.9	
	無回答	282 100.0	81 28.7	199 70.6	2 0.7	
問3付問1 (従業者の割合)	3割未満	1,196 100.0	379 31.7	810 67.7	7 0.6	
	3割～6割未満	539 100.0	132 24.5	404 75.0	3 0.6	
	6割～8割未満	569 100.0	109 19.2	451 79.3	9 1.6	
	8割以上	1,050 100.0	246 23.4	792 75.4	12 1.1	
	無回答	38 100.0	15 39.5	22 57.9	1 2.6	
問5 (新型コロナウイルス感染症の予防)	休業を命じたことがある	5,322 100.0	1,637 30.8	3,636 68.3	49 0.9	
	休業を命じたことはない	2,403 100.0	748 31.1	1,628 67.7	27 1.1	
	無回答	72 100.0	19 26.4	52 72.2	1 1.4	
問5付問3 (休業手当)	全員に支払った	4,770 100.0	1,508 31.6	3,217 67.4	45 0.9	
	一部の人に支払った	261 100.0	62 23.8	196 75.1	3 1.1	
	支払わなかった	287 100.0	66 23.0	220 76.7	1 0.3	
	無回答	4 100.0	1 25.0	3 75.0	- -	
	問5付問3-4 (雇用調整助成金の申請)	支払った手当の全額について申請した	2,220 100.0	754 34.0	1,440 64.9	26 1.2
	一部のみ申請した	705 100.0	220 31.2	480 68.1	5 0.7	
	申請しなかった	1,979 100.0	565 28.5	1,397 70.6	17 0.9	
	無回答	127 100.0	31 24.4	96 75.6	- -	
問7 (規定)	規定がある	4,433 100.0	1,322 29.8	3,065 69.1	46 1.0	
	規定はないが支払うことがある	2,102 100.0	659 31.4	1,423 67.7	20 1.0	
	休業手当の支払いは想定しておらず規定もない	1,150 100.0	386 33.6	756 65.7	8 0.7	
	無回答	112 100.0	37 33.0	72 64.3	3 2.7	

問2. 正社員以外の労働者の就業形態 (MA)

		合計	フルタイム契約労働者(有)	フルタイム契約労働者(無)	パートタイム契約労働者(有)	パートタイム契約労働者(無)	臨時労働者	定年再雇用者	左記いずれの雇用労働者も	無回答	
合計		7,797 100.0	5,607 71.9	3,099 39.7	5,756 73.8	3,194 41.0	775 9.9	6,778 86.9	80 1.0	96 1.2	
問1 a 主たる業種 (SA)	飲業、採石業、砂利採取業	4 100.0	2 50.0	2 50.0	3 75.0	-	-	4 100.0	-	-	
	建設業	341 100.0	243 71.3	101 29.6	188 55.1	81 23.8	27 7.9	301 88.3	7 2.1	4 1.2	
	製造業	1,552 100.0	1,082 69.7	615 39.6	1,028 66.2	564 36.3	102 6.6	1,425 91.8	14 0.9	12 0.8	
	電気・ガス・熱供給・水道業	29 100.0	24 82.8	15 51.7	20 69.0	8 27.6	1 3.4	28 96.6	-	1 3.4	
	情報通信業	226 100.0	168 74.3	76 33.6	115 50.9	35 15.5	9 4.0	168 74.3	10 4.4	2 0.9	
	運輸業、郵便業	589 100.0	375 63.7	188 31.9	389 66.0	197 33.4	76 12.9	530 90.0	7 1.2	8 1.4	
	卸売業、小売業	1,104 100.0	780 70.7	422 38.2	819 74.2	435 39.4	108 9.8	986 89.3	8 0.7	14 1.3	
	金融業、保険業	145 100.0	110 75.9	51 35.2	109 75.2	53 36.6	9 6.2	129 89.0	-	-	
	不動産、物品賃貸業	67 100.0	49 73.1	24 35.8	45 67.2	20 29.9	7 10.4	61 91.0	2 3.0	1 1.5	
	学術研究、専門・技術サービス業	111 100.0	74 66.7	41 36.9	70 63.1	33 29.7	9 8.1	96 86.5	3 2.7	1 0.9	
	宿泊業、飲食サービス業	320 100.0	228 71.3	134 41.9	262 81.9	176 55.0	45 14.1	262 81.9	3 0.9	4 1.3	
	生活関連サービス業、娯楽業	178 100.0	125 70.2	84 47.2	134 75.3	99 55.6	20 11.2	127 71.3	5 2.8	2 1.1	
	教育、学習支援業	341 100.0	299 87.7	144 42.2	323 94.7	133 39.0	52 15.2	287 84.2	2 0.6	2 0.6	
	医療、福祉	1,815 100.0	1,289 71.0	750 41.3	1,508 83.1	961 52.9	165 9.1	1,597 88.0	5 0.3	32 1.8	
	複合サービス事業 (郵便局、農業組合など)	97 100.0	92 94.8	63 64.9	90 92.8	40 41.2	32 33.0	93 95.9	-	-	
	サービス業 (他に分類されないもの)	813 100.0	620 76.3	360 44.3	612 75.3	344 42.3	106 13.0	636 78.2	9 1.1	13 1.6	
	その他	65 100.0	47 72.3	29 44.6	41 63.1	15 23.1	7 10.8	48 73.8	5 7.7	-	
	問1 b (SA) 従業員規模	1000人未満	393 100.0	196 49.9	101 25.7	218 55.5	117 29.8	24 6.1	250 63.6	22 5.6	5 1.3
		1000~2999人	4,583 100.0	3,052 66.6	1,521 33.2	3,165 69.1	1,622 35.4	343 7.5	3,936 85.9	48 1.0	64 1.4
3000~9999人		2,073 100.0	1,721 83.0	1,026 49.5	1,722 83.1	986 47.6	254 12.3	1,909 92.1	7 0.3	20 1.0	
10000人以上		686 100.0	591 86.2	426 62.1	605 88.2	444 64.7	148 21.6	633 92.3	-	5 0.7	
無回答		62 100.0	47 75.8	25 40.3	46 74.2	25 40.3	6 9.7	50 80.6	3 4.8	2 3.2	
問3 (SA) 勤務形態	固定・交代制勤務者群 (1, 2のみを選択)	4,123 100.0	2,829 68.6	1,481 35.9	2,738 66.4	1,421 34.5	279 6.8	3,615 87.7	59 1.4	27 0.7	
	シフト制勤務者を含む群 (3, 4, 5のいずれか又は全てを選択している群)	3,392 100.0	2,647 78.0	1,560 46.0	2,901 85.5	1,708 50.4	481 14.2	2,988 88.1	10 0.3	2 0.1	
	無回答	282 100.0	131 46.5	58 20.6	117 41.5	65 23.0	15 5.3	175 62.1	11 3.9	67 23.8	
問3付問1 (SA) 従業者の割合	3割未満	1,196 100.0	956 79.9	571 47.7	1,028 86.0	555 46.4	190 15.9	1,078 90.1	1 0.1	-	
	3割~6割未満	539 100.0	407 75.5	252 46.8	462 85.7	299 55.5	86 16.0	485 90.0	1 0.2	-	
	6割~8割未満	569 100.0	456 80.1	262 46.0	493 86.6	275 48.3	72 12.7	501 88.0	1 0.2	1 0.2	
	8割以上	1,050 100.0	804 76.6	459 43.7	890 84.8	560 53.3	124 11.8	892 85.0	7 0.7	-	
	無回答	38 100.0	24 63.2	16 42.1	28 73.7	19 50.0	9 23.7	32 84.2	-	2 2.6	
問5 (SA) 有るの新しい業務の役割	休業を命じたことがある	5,322 100.0	3,919 73.6	2,197 41.3	4,091 76.9	2,346 44.1	553 10.4	4,660 87.6	38 0.7	62 1.2	
	休業を命じたことはない	2,403 100.0	1,641 68.3	870 36.2	1,618 67.3	816 34.0	217 9.0	2,058 85.6	40 1.7	30 1.2	
	無回答	72 100.0	47 65.3	32 44.4	47 65.3	32 44.4	5 6.9	60 83.3	2 2.8	4 5.6	
問5付問3 (SA) 休業手当に伴	全員に支払った	4,770 100.0	3,519 73.8	1,951 40.9	3,655 76.6	2,072 43.4	496 10.4	4,192 87.9	36 0.8	53 1.1	
	一部の人に支払った	261 100.0	189 72.4	125 47.9	211 80.8	145 55.6	28 10.7	220 84.3	1 0.4	3 1.1	
	支払わなかった	287 100.0	208 72.5	121 42.2	223 77.7	128 44.6	29 10.1	245 85.4	1 0.3	6 2.1	
	無回答	4 100.0	3 75.0	-	2 50.0	1 25.0	-	3 75.0	-	-	
	問5付問3-4 (SA) 成雇金の調整申請	2,220 100.0	1,579 71.1	869 39.1	1,647 74.2	922 41.5	218 9.8	1,930 86.9	18 0.8	22 1.0	
一部のみ申請した	705 100.0	547 77.6	321 45.5	545 77.3	323 45.8	80 11.3	618 87.7	2 0.3	10 1.4		
申請しなかった	1,979 100.0	1,491 75.3	827 41.8	1,584 80.0	907 45.8	213 10.8	1,762 89.0	16 0.8	23 1.2		
無回答	127 100.0	91 71.7	59 46.5	90 70.9	65 51.2	13 10.2	102 80.3	1 0.8	1 0.8		
問7 (SA) 規定の手当	規定がある	4,433 100.0	3,146 71.0	1,775 40.0	3,210 72.4	1,799 40.6	433 9.8	3,833 86.5	49 1.1	61 1.4	
	規定はないが支払うことがある	2,102 100.0	1,561 74.3	829 39.4	1,631 77.6	946 45.0	226 10.8	1,878 89.3	8 0.4	17 0.8	
	休業手当の支払いは想定しておらず規定もない	1,150 100.0	822 71.5	453 39.4	843 73.3	410 35.7	103 9.0	975 84.8	21 1.8	12 1.0	
	無回答	112 100.0	78 69.6	42 37.5	72 64.3	39 34.8	13 11.6	92 82.1	2 1.8	6 5.4	

問3. 労働者の勤務形態 (MA)

		合計	が固定 決定した 勤務時間	ごまにま として定 に勤めて 決めた日 勤め日勤 るや勤 労働パ 勤務者 者時上 間を就 一組業 定み規 期台則 間わ等 決	めはる 勤務日 期月数 者間体 この勤 務の勤 務時間 は日数 トやハ 表決等 で時決 て開い	表等ら 勤務日 数で決 め一に や勤 務の勤 務時間 は日数 トやハ 表決等 で時決 て開い	社や勤 務日等 から打 診する 労働者 の単位 は、前 日	無 回 答
合計		7,797 100.0	6,509 83.5	4,252 54.5	3,162 40.6	723 9.3	165 2.1	282 3.6
問1 a 主たる 業種 (S A)	飲業、採石業、砂利採取業	4 100.0	4 100.0	3 75.0	-	-	-	-
	建設業	341 100.0	307 90.0	101 29.6	41 12.0	8 2.3	2 0.6	22 6.5
	製造業	1,552 100.0	1,391 89.6	958 61.7	259 16.7	37 2.4	17 1.1	52 3.4
	電気・ガス・熱供給・水道業	29 100.0	28 96.6	18 62.1	4 13.8	1 3.4	1 3.4	-
	情報通信業	226 100.0	200 88.5	86 38.1	46 20.4	9 4.0	3 1.3	17 7.5
	運輸業、郵便業	589 100.0	487 82.7	309 52.5	256 43.5	61 10.4	32 5.4	24 4.1
	卸売業、小売業	1,104 100.0	891 80.7	384 34.8	414 37.5	85 7.7	9 0.8	46 4.2
	金融業、保険業	145 100.0	130 89.7	48 33.1	34 23.4	2 1.4	-	6 4.1
	不動産、物品賃貸業	67 100.0	61 91.0	27 40.3	27 40.3	4 6.0	1 1.5	2 3.0
	学術研究、専門・技術サービス業	111 100.0	96 86.5	30 27.0	22 19.8	4 3.6	2 1.8	8 7.2
	宿泊業、飲食サービス業	320 100.0	172 53.8	145 45.3	268 83.8	110 34.4	14 4.4	8 2.5
	生活関連サービス業、娯楽業	178 100.0	132 74.2	92 51.7	122 68.5	43 24.2	8 4.5	3 1.7
	教育、学習支援業	341 100.0	307 90.0	170 49.9	115 33.7	39 11.4	-	8 2.3
	医療、福祉	1,815 100.0	1,438 79.2	1,334 73.5	1,108 61.0	198 10.9	28 1.5	51 2.8
	複合サービス事業 (郵便局、農業組合など)	97 100.0	92 94.8	51 52.6	61 62.9	15 15.5	6 6.2	-
	サービス業 (他に分類されないもの)	813 100.0	716 88.1	463 56.9	363 44.6	102 12.5	42 5.2	33 4.1
	その他	65 100.0	57 87.7	33 50.8	22 33.8	5 7.7	-	2 3.1
問1 b (S4区 A)分 規 模	100人未満	393 100.0	301 76.6	174 44.3	144 36.6	33 8.4	5 1.3	18 4.6
	100～299人	4,583 100.0	3,844 83.9	2,324 50.7	1,640 35.8	345 7.5	85 1.9	181 3.9
	300～999人	2,073 100.0	1,747 84.3	1,278 61.6	972 46.9	227 11.0	57 2.7	60 2.9
	1000人以上	686 100.0	570 83.1	437 63.7	384 56.0	110 16.0	17 2.5	19 2.8
	無回答	62 100.0	47 75.8	39 62.9	22 35.5	8 12.9	1 1.6	4 6.5
問3 (分 S2 A)勤 務 者 の 態 度	固定・交代制勤務者群 (1, 2のみを選択)	4,123 100.0	3,833 93.0	2,384 57.8	-	-	-	-
	シフト制勤務者を含む群 (3, 4, 5のいずれか又は全てを選択している群)	3,392 100.0	2,676 78.9	1,868 55.1	3,162 93.2	723 21.3	165 4.9	-
	無回答	282 100.0	-	-	-	-	-	282 100.0
問3付問1 (合 S4 A)従 業 員 の 働 い る 割 シ	3割未満	1,196 100.0	1,089 91.1	767 64.1	1,058 88.5	244 20.4	74 6.2	-
	3割～6割未満	539 100.0	470 87.2	345 64.0	512 95.0	112 20.8	28 5.2	-
	6割～8割未満	569 100.0	496 87.2	337 59.2	544 95.6	129 22.7	25 4.4	-
	8割以上	1,050 100.0	592 56.4	396 37.7	1,014 96.6	232 22.1	35 3.3	-
	無回答	38 100.0	29 76.3	23 60.5	34 89.5	6 15.8	3 7.9	-
問5 (有 S無 A)無 休 感 の 有 無	休業を命じたことがある	5,322 100.0	4,395 82.6	3,057 57.4	2,432 45.7	587 11.0	136 2.6	174 3.3
	休業を命じたことはない	2,403 100.0	2,058 85.6	1,156 48.1	699 29.1	129 5.4	28 1.2	102 4.2
	無回答	72 100.0	56 77.8	39 54.2	31 43.1	7 9.7	1 1.4	6 8.3
問5付問3 (休 S手 A)手 業 に 伴 う	全員に支払った	4,770 100.0	3,940 82.6	2,725 57.1	2,120 44.4	492 10.3	117 2.5	159 3.3
	一部の人に支払った	261 100.0	209 80.1	161 61.7	175 67.0	56 21.5	11 4.2	5 1.9
	支払わなかった	287 100.0	243 84.7	168 58.5	137 47.7	39 13.6	8 2.8	10 3.5
	無回答	4 100.0	3 75.0	3 75.0	-	-	-	-
	無回答	4 100.0	3 75.0	3 75.0	-	-	-	-
問5付問3-4 (成 S金 A)金 用 の 調 整 請 助	支払った手当の全額について申請した	2,220 100.0	1,810 81.5	1,249 56.3	996 44.9	260 11.7	62 2.8	70 3.2
	一部のみ申請した	705 100.0	560 79.4	387 54.9	350 49.6	110 15.6	28 4.0	24 3.4
	申請しなかった	1,979 100.0	1,675 84.6	1,169 59.1	921 46.5	172 8.7	35 1.8	62 3.1
	無回答	127 100.0	104 81.9	81 63.8	28 22.0	6 4.7	3 2.4	8 6.3
問7 (規 S休 A)休 業 手 当 の 規 定	規定がある	4,433 100.0	3,692 83.3	2,447 55.2	1,751 39.5	416 9.4	96 2.2	174 3.9
	規定はないが支払うことがある	2,102 100.0	1,754 83.4	1,161 55.2	962 45.8	209 9.9	50 2.4	56 2.7
	休業手当の支払いは想定しておらず規定 もない	1,150 100.0	983 85.5	596 51.8	409 35.6	91 7.9	19 1.7	40 3.5
	無回答	112 100.0	80 71.4	48 42.9	40 35.7	7 6.3	-	12 10.7
	無回答	112 100.0	80 71.4	48 42.9	40 35.7	7 6.3	-	12 10.7

問3付問1. 従業員（正社員や非正規雇用労働者を含む全従業員）のうち、「シフト制労働者」の割合はどの程度ですか（SA）

		シフト制労働者がいる計	1割未満	1割〜2割未満	2割〜3割未満	3割〜4割未満	4割〜5割未満	5割〜6割未満	6割〜7割未満	7割〜8割未満	8割〜9割未満	9割〜10割未満	10割（全員）	無回答	
合計		3,392 100.0	619 18.2	324 9.6	253 7.5	218 6.4	146 4.3	175 5.2	254 7.5	315 9.3	407 12.0	361 10.6	282 8.3	38 1.1	
問1 a 主たる業種（SA）	飲業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	建設業	45 100.0	27 60.0	3 6.7	4 8.9	-	-	3 6.7	3 6.7	1 2.2	2 4.4	-	1 2.2	1 2.2	
	製造業	283 100.0	101 35.7	46 16.3	29 10.2	21 7.4	22 7.8	12 4.2	10 3.5	9 3.2	8 2.8	10 3.5	9 3.2	6 2.1	
	電気・ガス・熱供給・水道業	6 100.0	3 50.0	1 16.7	1 16.7	1 16.7	-	-	-	-	-	-	-	-	
	情報通信業	51 100.0	22 43.1	10 19.6	8 15.7	3 5.9	-	2 3.9	1 2.0	2 3.9	2 3.9	1 2.0	-	-	
	運輸業、郵便業	286 100.0	55 19.2	18 6.3	26 9.1	19 6.6	7 2.4	15 5.2	19 6.6	35 12.2	48 16.8	25 8.7	15 5.2	4 1.4	
	卸売業、小売業	444 100.0	73 16.4	40 9.0	33 7.4	26 5.9	12 2.7	21 4.7	31 7.0	37 8.3	51 11.5	50 11.3	69 15.5	1 0.2	
	金融業、保険業	35 100.0	13 37.1	10 28.6	3 8.6	3 8.6	-	1 2.9	-	1 2.9	-	-	-	4 11.4	
	不動産、物品賃貸業	27 100.0	6 22.2	3 11.1	3 11.1	2 7.4	3 11.1	1 3.7	3 11.1	-	3 11.1	2 7.4	1 3.7	-	
	学術研究、専門・技術サービス業	23 100.0	8 34.8	3 13.0	2 8.7	1 4.3	2 8.7	1 4.3	2 8.7	1 4.3	1 4.3	2 8.7	-	-	
	宿泊業、飲食サービス業	286 100.0	8 2.8	9 3.1	13 4.5	12 4.2	11 3.8	9 3.1	13 4.5	27 9.4	60 21.0	68 23.8	52 18.2	4 1.4	
	生活関連サービス業、娯楽業	129 100.0	10 7.8	4 3.1	7 5.4	6 4.7	5 3.9	9 7.0	12 9.3	11 8.5	19 14.7	30 23.3	16 12.4	-	
	教育、学習支援業	134 100.0	55 41.0	17 12.7	17 12.7	9 6.7	10 7.5	4 3.0	5 3.7	4 3.0	3 2.2	6 4.5	2 1.5	2 1.5	
	医療、福祉	1,148 100.0	120 10.5	81 7.1	59 5.1	76 6.6	56 4.9	82 7.1	126 11.0	137 11.9	157 13.7	138 12.0	99 8.6	17 1.5	
	複合サービス事業（郵便局、農業組合など）	67 100.0	24 35.8	20 29.9	11 16.4	7 10.4	1 1.5	-	-	-	-	2 3.0	1 1.5	1 1.5	
	サービス業（他に分類されないもの）	404 100.0	89 22.0	54 13.4	37 9.2	30 7.4	15 3.7	15 3.7	28 6.9	47 11.6	50 12.4	25 6.2	12 3.0	2 0.5	
	その他	24 100.0	5 20.8	5 20.8	-	2 8.3	2 8.3	-	-	1 4.2	3 12.5	3 12.5	2 8.3	1 4.2	
	問1 b （従業員規模）	1000人未満	159 100.0	35 22.0	20 12.6	12 7.5	10 6.3	3 1.9	9 5.7	11 6.9	16 10.1	14 8.8	12 7.5	16 10.1	1 0.6
		1000～2999人	1,759 100.0	335 19.0	173 9.8	140 8.0	102 5.8	68 3.9	96 5.5	137 7.8	153 8.7	203 11.5	181 10.3	149 8.5	22 1.3
3000～9999人		1,043 100.0	185 17.7	97 9.3	76 7.3	84 8.1	55 5.3	54 5.2	79 7.6	93 8.9	125 12.0	105 10.1	80 7.7	10 1.0	
10000人以上		407 100.0	60 14.7	31 7.6	25 6.1	22 5.4	19 4.7	16 3.9	24 5.9	50 12.3	61 15.0	61 15.0	34 8.4	4 1.0	
無回答		24 100.0	4 16.7	3 12.5	-	-	1 4.2	-	3 12.5	3 12.5	4 16.7	2 8.3	3 12.5	1 4.2	
問3 （労働形態）	固定・交代制勤務者群（1、2のみを選択）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	シフト制勤務者を含む群（3、4、5のいずれか又は全てを選択している群）	3,392 100.0	619 18.2	324 9.6	253 7.5	218 6.4	146 4.3	175 5.2	254 7.5	315 9.3	407 12.0	361 10.6	282 8.3	38 1.1	
問3付問1 （従業員うち、シフト制労働者の割合）	3割未満	1,196 100.0	619 51.8	324 27.1	253 21.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	3割〜6割未満	539 100.0	-	-	-	218 40.4	146 27.1	175 32.5	-	-	-	-	-	-	
	6割〜8割未満	569 100.0	-	-	-	-	-	-	254 44.6	315 55.4	-	-	-	-	
	8割以上	1,050 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	407 38.8	361 34.4	282 26.9	-	
	無回答	38 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	38 100.0	
問5 （新型コロナウイルス感染症による休業）	休業を命じたことがある	2,592 100.0	423 16.3	235 9.1	207 8.0	164 6.3	101 3.9	131 5.1	190 7.3	240 9.3	336 13.0	303 11.7	232 9.0	30 1.2	
	休業を命じたことはない	766 100.0	189 24.7	84 11.0	44 5.7	53 6.9	44 5.7	42 5.5	63 8.2	72 9.4	67 8.7	56 7.3	44 5.7	8 1.0	
	無回答	34 100.0	7 20.6	5 14.7	2 5.9	1 2.9	1 2.9	2 5.9	1 2.9	3 8.8	4 11.8	2 5.9	6 17.6	-	
問5付問3 （休業手当の支払い）	全員に支払った	2,253 100.0	373 16.6	199 8.8	184 8.2	142 6.3	90 4.0	115 5.1	157 7.0	208 9.2	293 13.0	258 11.5	209 9.3	25 1.1	
	一部の人に支払った	186 100.0	22 11.8	16 8.6	14 7.5	13 7.0	4 2.2	12 6.5	20 10.8	13 7.0	26 14.0	29 15.6	15 8.1	2 1.1	
	支払わなかった	153 100.0	28 18.3	20 13.1	9 5.9	9 5.9	7 4.6	4 2.6	13 8.5	19 12.4	17 11.1	16 10.5	8 5.2	3 2.0	
	無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
問5付問3-4 （休業手当の調整申請）	支払った手当の全額について申請した	1,066 100.0	158 14.8	89 8.3	84 7.9	72 6.8	46 4.3	54 5.1	56 5.3	92 8.6	173 16.2	123 11.5	107 10.0	12 1.1	
	一部のみ申請した	373 100.0	55 14.7	34 9.1	28 7.5	16 4.3	15 4.0	21 5.6	30 8.0	39 10.5	43 11.5	52 13.9	38 10.2	2 0.5	
	申請しなかった	972 100.0	176 18.1	90 9.3	84 8.6	66 6.8	33 3.4	50 5.1	88 9.1	84 8.6	100 10.3	111 11.4	77 7.9	13 1.3	
	無回答	28 100.0	6 21.4	2 7.1	2 7.1	1 3.6	-	2 7.1	3 10.7	6 21.4	3 10.7	1 3.6	2 7.1	-	
問7 （規定手当）	規定がある	1,887 100.0	346 18.3	187 9.9	154 8.2	117 6.2	83 4.4	97 5.1	131 6.9	186 9.9	222 11.8	179 9.5	167 8.9	18 1.0	
	規定はないが支払うことがある	1,019 100.0	180 17.7	80 7.9	69 6.8	65 6.4	36 3.5	54 5.3	86 8.4	87 8.5	127 12.5	133 13.1	90 8.8	12 1.2	
	休業手当の支払いは想定しておらず規定もない	445 100.0	86 19.3	52 11.7	27 6.1	35 7.9	26 5.8	22 4.9	34 7.6	40 9.0	51 11.5	47 10.6	20 4.5	5 1.1	
	無回答	41 100.0	7 17.1	5 12.2	3 7.3	1 2.4	1 2.4	2 4.9	3 7.3	2 4.9	7 17.1	2 4.9	5 12.2	3 7.3	

問3付問2. 「シフト制労働者」の就業形態 (MA)

		シフト制労働者がいる計	正社員	フルタイム契約労働者(有期)	フルタイム契約労働者(無期)	パートタイム契約労働者(有期)	パートタイム契約労働者(無期)	臨時労働者	定年再雇用者	その他	無回答
合計		3,392 100.0	2,472 72.9	1,813 53.4	993 29.3	2,369 69.8	1,267 37.4	286 8.4	1,740 51.3	21 0.6	14 0.4
問1 a 主たる業種 (SA)	飲業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設業	45 100.0	27 60.0	20 44.4	9 20.0	23 51.1	8 17.8	4 8.9	17 37.8	1 2.2	-
	製造業	283 100.0	190 67.1	113 39.9	74 26.1	143 50.5	78 27.6	22 7.8	109 38.5	4 1.4	1 0.4
	電気・ガス・熱供給・水道業	6 100.0	2 33.3	2 33.3	1 16.7	4 66.7	1 16.7	1 16.7	2 33.3	-	-
	情報通信業	51 100.0	32 62.7	17 33.3	7 13.7	30 58.8	8 15.7	2 3.9	14 27.5	1 2.0	1 2.0
	運輸業、郵便業	286 100.0	220 76.9	139 48.6	51 17.8	156 54.5	52 18.2	30 10.5	157 54.9	4 1.4	2 0.7
	卸売業、小売業	444 100.0	324 73.0	264 59.5	161 36.3	340 76.6	200 45.0	51 11.5	219 49.3	3 0.7	1 0.2
	金融業、保険業	35 100.0	20 57.1	12 34.3	2 5.7	24 68.6	10 28.6	1 2.9	14 40.0	-	-
	不動産、物品賃貸業	27 100.0	15 55.6	17 63.0	7 25.9	24 88.9	9 33.3	2 7.4	13 48.1	-	-
	学術研究、専門・技術サービス業	23 100.0	12 52.2	12 52.2	6 26.1	16 69.6	5 21.7	3 13.0	10 43.5	-	-
	宿泊業、飲食サービス業	286 100.0	240 83.9	184 64.3	115 40.2	225 78.7	154 53.8	35 12.2	177 61.9	2 0.7	2 0.7
	生活関連サービス業、娯楽業	129 100.0	99 76.7	80 62.0	56 43.4	102 79.1	65 50.4	12 9.3	67 51.9	-	-
	教育、学習支援業	134 100.0	57 42.5	44 32.8	15 11.2	116 86.6	25 18.7	8 6.0	30 22.4	-	-
	医療、福祉	1,148 100.0	919 80.1	616 53.7	334 29.1	814 70.9	482 42.0	61 5.3	675 58.8	3 0.3	5 0.4
	複合サービス事業 (郵便局、農業組合など)	67 100.0	46 68.7	49 73.1	24 35.8	54 80.6	23 34.3	12 17.9	33 49.3	2 3.0	-
	サービス業 (他に分類されないもの)	404 100.0	250 61.9	230 56.9	122 30.2	280 69.3	143 35.4	41 10.1	188 46.5	1 0.2	2 0.5
	その他	24 100.0	19 79.2	14 58.3	9 37.5	18 75.0	4 16.7	1 4.2	15 62.5	-	-
	問1 b (従業員規模)	100人未満	159 100.0	103 64.8	55 34.6	27 17.0	93 58.5	44 27.7	8 5.0	57 35.8	-
100～299人		1,759 100.0	1,305 74.2	865 49.2	432 24.6	1,134 64.5	572 32.5	123 7.0	855 48.6	13 0.7	7 0.4
300～999人		1,043 100.0	737 70.7	617 59.2	350 33.6	799 76.6	425 40.7	92 8.8	570 54.7	6 0.6	4 0.4
1000人以上		407 100.0	311 76.4	261 64.1	178 43.7	325 79.9	217 53.3	60 14.7	246 60.4	2 0.5	1 0.2
無回答		24 100.0	16 66.7	15 62.5	6 25.0	18 75.0	9 37.5	3 12.5	12 50.0	-	2 8.3
問3 (労働者形態)	固定・交代制勤務者群 (1, 2のみを選択)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	シフト制勤務者を含む群 (3, 4, 5のいずれか又は全てを選択している群)	3,392 100.0	2,472 72.9	1,813 53.4	993 29.3	2,369 69.8	1,267 37.4	286 8.4	1,740 51.3	21 0.6	14 0.4
問3付問1 (従業員数の割合)	3割未満	1,196 100.0	525 43.9	371 31.0	203 17.0	801 67.0	332 27.8	98 8.2	318 26.6	13 1.1	3 0.3
	3割～6割未満	539 100.0	420 77.9	279 51.8	159 29.5	331 61.4	207 38.4	43 8.0	279 51.8	1 0.2	2 0.4
	6割～8割未満	569 100.0	500 87.9	390 68.5	193 33.9	387 68.0	211 37.1	46 8.1	355 62.4	3 0.5	1 0.2
	8割以上	1,050 100.0	1,005 95.7	758 72.2	429 40.9	832 79.2	503 47.9	92 8.8	776 73.9	4 0.4	3 0.3
	無回答	38 100.0	22 57.9	15 39.5	9 23.7	18 47.4	14 36.8	7 18.4	12 31.6	-	5 13.2
	問5 (新型コロナウイルス感染症の予防)	休業を命じたことがある	2,592 100.0	1,911 73.7	1,428 55.1	799 30.8	1,872 72.2	1,024 39.5	220 8.5	1,366 52.7	14 0.5
休業を命じたことはない	766 100.0	534 69.7	364 47.5	180 23.5	473 61.7	228 29.8	64 8.4	358 46.7	7 0.9	3 0.4	
無回答	34 100.0	27 79.4	21 61.8	14 41.2	24 70.6	15 44.1	2 5.9	16 47.1	-	-	
問5付問3 (休業手当の支給)	全員に支払った	2,253 100.0	1,669 74.1	1,252 55.6	681 30.2	1,622 72.0	864 38.3	189 8.4	1,194 53.0	12 0.5	11 0.5
	一部の人に支払った	186 100.0	143 76.9	102 54.8	69 37.1	140 75.3	97 52.2	16 8.6	99 53.2	-	-
	支払わなかった	153 100.0	99 64.7	74 48.4	49 32.0	110 71.9	63 41.2	15 9.8	73 47.7	2 1.3	-
	無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	問5付問3-4 (休業手当の申請)	支払った手当の全額について申請した	1,066 100.0	788 73.9	587 55.1	336 31.5	759 71.2	419 39.3	94 8.8	548 51.4	7 0.7
一部のみ申請した	373 100.0	274 73.5	232 62.2	124 33.2	276 74.0	160 42.9	47 12.6	200 53.6	1 0.3	1 0.3	
申請しなかった	972 100.0	731 75.2	514 52.9	280 28.8	705 72.5	370 38.1	63 6.5	530 54.5	4 0.4	2 0.2	
無回答	28 100.0	19 67.9	21 75.0	10 35.7	22 78.6	12 42.9	1 3.6	15 53.6	-	-	
問7 (規定の有無)	規定がある	1,887 100.0	1,371 72.7	1,002 53.1	573 30.4	1,300 68.9	721 38.2	173 9.2	959 50.8	14 0.7	7 0.4
	規定はないが支払うことがある	1,019 100.0	748 73.4	572 56.1	296 29.0	746 73.2	398 39.1	79 7.8	565 55.4	5 0.5	3 0.3
	休業手当の支払いは想定しておらず規定もない	445 100.0	319 71.7	218 49.0	113 25.4	298 67.0	133 29.9	31 7.0	198 44.5	2 0.4	2 0.4
	無回答	41 100.0	34 82.9	21 51.2	11 26.8	25 61.0	15 36.6	3 7.3	18 43.9	-	2 4.9

問3付問3. 当該シフト制を採用している理由を教えてください (MA)

正社員

		シフト制労働者がいる	計	2,472 100.0	1,690 68.4	1,177 47.6	12 0.5	60 2.4	390 15.8	34 1.4
		無回答								
		その他								
		いと働者からシフトで働きた								
		募集が多くなりやすいうから								
		日、時間帯によつて業務								
		閑、人員配置から、								
		閉、たいこと								
		ため、たいこと								
		が、たいこと								
		長、たいこと								
		に、たいこと								
		が、たいこと								
		業、たいこと								
		保、たいこと								
		する、たいこと								
		た、たいこと								
		間、たいこと								
		制、たいこと								
		労働者がいる								
		計								
合計				2,472 100.0	1,690 68.4	1,177 47.6	12 0.5	60 2.4	390 15.8	34 1.4
問1 a 主たる業種 (S A)	鉱業、採石業、砂利採取業			-	-	-	-	-	-	-
	建設業	27 100.0	16 59.3	9 33.3	-	2 7.4	-	7 25.9	-	-
	製造業	190 100.0	92 48.4	85 44.7	-	6 3.2	-	48 25.3	1 0.5	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	2 100.0	1 50.0	-	-	-	-	-	1 50.0	-
	情報通信業	32 100.0	18 56.3	10 31.3	-	2 6.3	-	9 28.1	-	-
	運輸業、郵便業	220 100.0	138 62.7	102 46.4	1 0.5	11 5.0	-	36 16.4	2 0.9	-
	卸売業、小売業	324 100.0	248 76.5	220 67.9	-	6 1.9	-	10 3.1	5 1.5	-
	金融業、保険業	20 100.0	14 70.0	11 55.0	-	1 5.0	-	2 10.0	-	-
	不動産、物品賃貸業	15 100.0	11 73.3	6 40.0	-	-	-	2 13.3	-	-
	学術研究、専門・技術サービス業	12 100.0	9 75.0	7 58.3	-	-	-	1 8.3	-	-
	宿泊業、飲食サービス業	240 100.0	169 70.4	207 86.3	2 0.8	5 2.1	-	6 2.5	2 0.8	-
	生活関連サービス業、娯楽業	99 100.0	71 71.7	73 73.7	1 1.0	-	-	7 7.1	1 1.0	-
	教育、学習支援業	57 100.0	43 75.4	27 47.4	-	1 1.8	-	5 8.8	1 1.8	-
	医療、福祉	919 100.0	640 69.6	271 29.5	4 0.4	19 2.1	-	212 23.1	15 1.6	-
	複合サービス事業 (郵便局、農業組合など)	46 100.0	37 80.4	23 50.0	-	-	-	2 4.3	-	-
	サービス業 (他に分類されないもの)	250 100.0	169 67.6	121 48.4	4 1.6	7 2.8	-	39 15.6	7 2.8	-
	その他	19 100.0	14 73.7	5 26.3	-	-	-	3 15.8	-	-
	問1 b (従業員規模)	100人未満	103 100.0	62 60.2	38 36.9	-	5 4.9	-	19 18.4	3 2.9
100～299人		1,305 100.0	846 64.8	539 41.3	6 0.5	26 2.0	-	244 18.7	17 1.3	-
300～999人		737 100.0	534 72.5	367 49.8	4 0.5	15 2.0	-	108 14.7	13 1.8	-
1000人以上		311 100.0	240 77.2	222 71.4	2 0.6	13 4.2	-	19 6.1	-	-
無回答		16 100.0	8 50.0	11 68.8	-	1 6.3	-	-	1 6.3	-
問3 (労働形態)		固定・交代制勤務者群 (1, 2のみを選択)	-	-	-	-	-	-	-	-
	シフト制勤務者を含む群 (3, 4, 5のいずれか又は全てを選択している群)	2,472 100.0	1,690 68.4	1,177 47.6	12 0.5	60 2.4	390 15.8	34 1.4	-	-
	無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-
問3付問1 (従業員労働者の割合)	3割未満	525 100.0	310 59.0	232 44.2	1 0.2	23 4.4	-	93 17.7	10 1.9	-
	3割～6割未満	420 100.0	273 65.0	168 40.0	2 0.5	10 2.4	-	85 20.2	5 1.2	-
	6割～8割未満	500 100.0	343 68.6	215 43.0	4 0.8	12 2.4	-	91 18.2	7 1.4	-
	8割以上	1,005 100.0	752 74.8	552 54.9	5 0.5	13 1.3	-	114 11.3	12 1.2	-
	無回答	22 100.0	12 54.5	10 45.5	-	2 9.1	-	7 31.8	-	-
問5 (新しい働き方)	休業を命じたことがある	1,911 100.0	1,327 69.4	989 51.8	10 0.5	45 2.4	-	277 14.5	26 1.4	-
	休業を命じたことはない	534 100.0	345 64.6	174 32.6	2 0.4	15 2.8	-	109 20.4	7 1.3	-
	無回答	27 100.0	18 66.7	14 51.9	-	-	-	4 14.8	1 3.7	-
問5付問3 (手当等)	全員に支払った	1,669 100.0	1,154 69.1	873 52.3	9 0.5	39 2.3	-	243 14.6	22 1.3	-
	一部の人に支払った	143 100.0	102 71.3	77 53.8	1 0.7	4 2.8	-	19 13.3	2 1.4	-
	支払わなかった	99 100.0	71 71.7	39 39.4	-	2 2.0	-	15 15.2	2 2.0	-
	無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-
問5付問3-4 (手当の調整)	支払った手当の金額について申請した	788 100.0	538 68.3	499 63.3	6 0.8	20 2.5	-	86 10.9	12 1.5	-
	一部のみ申請した	274 100.0	209 76.3	150 54.7	3 1.1	9 3.3	-	25 9.1	2 0.7	-
	申請しなかった	731 100.0	494 67.6	292 39.9	1 0.1	12 1.6	-	150 20.5	10 1.4	-
	無回答	19 100.0	15 78.9	9 47.4	-	2 10.5	-	1 5.3	-	-
問7 (規定)	規定がある	1,371 100.0	919 67.0	687 50.1	10 0.7	40 2.9	-	223 16.3	22 1.6	-
	規定はないが支払うことがある	748 100.0	531 71.0	369 49.3	1 0.1	9 1.2	-	99 13.2	7 0.9	-
	休業手当の支払いは想定しておらず規定もない	319 100.0	220 69.0	106 33.2	1 0.3	9 2.8	-	62 19.4	4 1.3	-
	無回答	34 100.0	20 58.8	15 44.1	-	2 5.9	-	6 17.6	1 2.9	-

問3付問3. 当該シフト制を採用している理由を教えてください (MA)

非正規雇用労働者

		シフト制労働者がいる	計	1,879 59.0	1,738 54.5	94 2.9	385 12.1	443 13.9	81 2.5
合計		3,187 100.0	1,879 59.0	1,738 54.5	94 2.9	385 12.1	443 13.9	81 2.5	
問1 a 主たる業種 (S A)	鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設業	40 100.0	16 40.0	15 37.5	3 7.5	9 22.5	9 22.5	2 5.0	
	製造業	237 100.0	103 43.5	114 48.1	5 2.1	45 19.0	52 21.9	5 2.1	
	電気・ガス・熱供給・水道業	6 100.0	1 16.7	2 33.3	1 16.7	-	3 50.0	-	
	情報通信業	45 100.0	15 33.3	26 57.8	2 4.4	6 13.3	10 22.2	2 4.4	
	運輸業、郵便業	253 100.0	133 52.6	130 51.4	6 2.4	22 8.7	36 14.2	10 4.0	
	卸売業、小売業	426 100.0	294 69.0	287 67.4	18 4.2	54 12.7	20 4.7	4 0.9	
	金融業、保険業	33 100.0	13 39.4	22 66.7	-	8 24.2	4 12.1	-	
	不動産、物品賃貸業	27 100.0	15 55.6	16 59.3	-	3 11.1	4 14.8	-	
	学術研究、専門・技術サービス業	22 100.0	11 50.0	10 45.5	-	7 31.8	4 18.2	1 4.5	
	宿泊業、飲食サービス業	282 100.0	188 66.7	254 90.1	14 5.0	29 10.3	4 1.4	4 1.4	
	生活関連サービス業、娯楽業	126 100.0	90 71.4	98 77.8	4 3.2	11 8.7	6 4.8	5 4.0	
	教育、学習支援業	130 100.0	62 47.7	74 56.9	2 1.5	13 10.0	21 16.2	3 2.3	
	医療、福祉	1,086 100.0	649 59.8	431 39.7	20 1.8	123 11.3	211 19.4	32 2.9	
	複合サービス事業 (郵便局、農業組合など)	67 100.0	50 74.6	39 58.2	1 1.5	4 6.0	4 6.0	-	
	サービス業 (他に分類されないもの)	385 100.0	224 58.2	212 55.1	18 4.7	48 12.5	52 13.5	13 3.4	
	その他	22 100.0	15 68.2	8 36.4	-	3 13.6	3 13.6	-	
問1 b (従業員規模)	100人未満	149 100.0	68 45.6	62 41.6	5 3.4	25 16.8	24 16.1	5 3.4	
	100～299人	1,620 100.0	889 54.9	789 48.7	38 2.3	199 12.3	258 15.9	49 3.0	
	300～999人	1,003 100.0	630 62.8	575 57.3	31 3.1	106 10.6	132 13.2	20 2.0	
	1000人以上	394 100.0	278 70.6	299 75.9	20 5.1	53 13.5	28 7.1	6 1.5	
	無回答	21 100.0	14 66.7	13 61.9	-	2 9.5	1 4.8	1 4.8	
	問3 (労働形態)	固定・交代制勤務者群 (1, 2のみを選択)	-	-	-	-	-	-	-
シフト制勤務者を含む群 (3, 4, 5のいずれか又は全てを選択している群)	3,187 100.0	1,879 59.0	1,738 54.5	94 2.9	385 12.1	443 13.9	81 2.5		
無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	
問3付問1 (従業員労働者の割合)	3割未満	1,101 100.0	469 42.6	594 54.0	37 3.4	240 21.8	162 14.7	25 2.3	
	3割～6割未満	489 100.0	295 60.3	248 50.7	18 3.7	55 11.2	81 16.6	15 3.1	
	6割～8割未満	540 100.0	358 66.3	274 50.7	12 2.2	37 6.9	80 14.8	19 3.5	
	8割以上	1,026 100.0	743 72.4	607 59.2	26 2.5	48 4.7	110 10.7	22 2.1	
	無回答	31 100.0	14 45.2	15 48.4	1 3.2	5 16.1	10 32.3	-	
	問5 (新しい働き方)	休業を命じたことがある	2,448 100.0	1,499 61.2	1,428 58.3	76 3.1	287 11.7	313 12.8	52 2.1
休業を命じたことはない	705 100.0	360 51.1	292 41.4	18 2.6	98 13.9	124 17.6	28 4.0		
無回答	34 100.0	20 58.8	18 52.9	-	-	6 17.6	1 2.9		
問5付問3 (手当等)	全員に支払った	2,122 100.0	1,298 61.2	1,252 59.0	63 3.0	244 11.5	270 12.7	45 2.1	
	一部の人に支払った	179 100.0	115 64.2	110 61.5	6 3.4	23 12.8	18 10.1	5 2.8	
	支払わなかった	147 100.0	86 58.5	66 44.9	7 4.8	20 13.6	25 17.0	2 1.4	
	無回答	-	-	-	-	-	-	-	
	問5付問3-4 (手当の調整)	支払った手当の全額について申請した	1,005 100.0	618 61.5	670 66.7	35 3.5	116 11.5	93 9.3	21 2.1
一部のみ申請した	360 100.0	247 68.6	225 62.5	12 3.3	43 11.9	33 9.2	7 1.9		
申請しなかった	908 100.0	531 58.5	449 49.4	21 2.3	104 11.5	160 17.6	20 2.2		
無回答	28 100.0	17 60.7	18 64.3	1 3.6	4 14.3	2 7.1	2 7.1		
問7 (規定)	規定がある	1,761 100.0	1,023 58.1	989 56.2	70 4.0	237 13.5	234 13.3	47 2.7	
	規定はないが支払うことがある	972 100.0	600 61.7	558 57.4	20 2.1	91 9.4	124 12.8	16 1.6	
	休業手当の支払いは想定しておらず規定もない	417 100.0	239 57.3	174 41.7	4 1.0	55 13.2	78 18.7	16 3.8	
	無回答	37 100.0	17 45.9	17 45.9	-	2 5.4	7 18.9	2 5.4	

問3付問4. 当該シフト制での、シフトを決める単位を教えてください (SA)

正社員

	シフト制労働者がいる計	1か月	1週間	勤務や仕事を打診する者(1日単位で前日を踏まえて勤日)	その他	無回答
合計	2,472 100.0	2,208 89.3	97 3.9	16 0.6	69 2.8	82 3.3
問1 a 主たる業種 (SA)						
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-
建設業	27 100.0	23 85.2	1 3.7	-	2 7.4	1 3.7
製造業	190 100.0	136 71.6	29 15.3	2 1.1	13 6.8	10 5.3
電気・ガス・熱供給・水道業	2 100.0	1 50.0	-	-	1 50.0	-
情報通信業	32 100.0	27 84.4	1 3.1	-	2 6.3	2 6.3
運輸業、郵便業	220 100.0	182 82.7	15 6.8	5 2.3	10 4.5	8 3.6
卸売業、小売業	324 100.0	297 91.7	8 2.5	1 0.3	9 2.8	9 2.8
金融業、保険業	20 100.0	17 85.0	-	-	2 10.0	1 5.0
不動産、物品賃貸業	15 100.0	15 100.0	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	12 100.0	12 100.0	-	-	-	-
宿泊業、飲食サービス業	240 100.0	188 78.3	26 10.8	1 0.4	12 5.0	13 5.4
生活関連サービス業、娯楽業	99 100.0	93 93.9	2 2.0	1 1.0	2 2.0	1 1.0
教育、学習支援業	57 100.0	50 87.7	3 5.3	-	1 1.8	3 5.3
医療、福祉	919 100.0	881 95.9	8 0.9	1 0.1	7 0.8	22 2.4
複合サービス事業 (郵便局、農業組合など)	46 100.0	42 91.3	1 2.2	-	1 2.2	2 4.3
サービス業 (他に分類されないもの)	250 100.0	226 90.4	3 1.2	5 2.0	6 2.4	10 4.0
その他	19 100.0	18 94.7	-	-	1 5.3	-
問1 b (従業員規模)						
100人未満	103 100.0	93 90.3	5 4.9	1 1.0	2 1.9	2 1.9
100～299人	1,305 100.0	1,145 87.7	61 4.7	10 0.8	40 3.1	49 3.8
300～999人	737 100.0	668 90.6	19 2.6	5 0.7	20 2.7	25 3.4
1000人以上	311 100.0	288 92.6	10 3.2	-	7 2.3	6 1.9
無回答	16 100.0	14 87.5	2 12.5	-	-	-
問3 (労働形態)						
固定・交代制勤務者群 (1, 2のみを選択)	-	-	-	-	-	-
シフト制勤務者を含む群 (3, 4, 5のいずれか又は全てを選択している群)	2,472 100.0	2,208 89.3	97 3.9	16 0.6	69 2.8	82 3.3
無回答	-	-	-	-	-	-
問3付問1 (従業員労働者の割合)						
3割未満	525 100.0	424 80.8	42 8.0	4 0.8	23 4.4	32 6.1
3割～6割未満	420 100.0	379 90.2	17 4.0	4 1.0	11 2.6	9 2.1
6割～8割未満	500 100.0	458 91.6	15 3.0	5 1.0	10 2.0	12 2.4
8割以上	1,005 100.0	929 92.4	21 2.1	3 0.3	25 2.5	27 2.7
無回答	22 100.0	18 81.8	2 9.1	-	-	2 9.1
問5 (新卒型業務の割合)						
休業を命じたことがある	1,911 100.0	1,703 89.1	76 4.0	11 0.6	55 2.9	66 3.5
休業を命じたことはない	534 100.0	482 90.3	19 3.6	5 0.9	14 2.6	14 2.6
無回答	27 100.0	23 85.2	2 7.4	-	-	2 7.4
問5付問3 (休業手当に伴)						
全員に支払った	1,669 100.0	1,490 89.3	63 3.8	9 0.5	48 2.9	59 3.5
一部の人に支払った	143 100.0	128 89.5	7 4.9	-	4 2.8	4 2.8
支払わなかった	99 100.0	85 85.9	6 6.1	2 2.0	3 3.0	3 3.0
無回答	-	-	-	-	-	-
問5付問3-4 (雇用調整助)						
支払った手当の金額について申請した	788 100.0	681 86.4	45 5.7	4 0.5	29 3.7	29 3.7
一部のみ申請した	274 100.0	244 89.1	8 2.9	1 0.4	10 3.6	11 4.0
申請しなかった	731 100.0	675 92.3	16 2.2	4 0.5	13 1.8	23 3.1
無回答	19 100.0	18 94.7	1 5.3	-	-	-
問7 (規定手当)						
規定がある	1,371 100.0	1,226 89.4	53 3.9	3 0.2	41 3.0	48 3.5
規定はないが支払うことがある	748 100.0	666 89.0	33 4.4	10 1.3	20 2.7	19 2.5
休業手当の支払いは想定しておらず規定もない	319 100.0	286 89.7	10 3.1	3 0.9	8 2.5	12 3.8
無回答	34 100.0	30 88.2	1 2.9	-	-	3 8.8

問3付問4. 当該シフト制での、シフトを決める単位を教えてください。(SA)

非正規雇用労働者

		シフト制労働者がいる計	1か月	1週間	勤務や仕事中の打診など状況は除く(1日単位で前日を勤日)	その他	無回答
合計		3,187 100.0	2,685 84.2	187 5.9	56 1.8	93 2.9	166 5.2
問1 a 主たる業種(SA)	鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-
	建設業	40 100.0	32 80.0	1 2.5	1 2.5	4 10.0	2 5.0
	製造業	237 100.0	169 71.3	32 13.5	9 3.8	14 5.9	13 5.5
	電気・ガス・熱供給・水道業	6 100.0	4 66.7	1 16.7	-	1 16.7	-
	情報通信業	45 100.0	37 82.2	-	3 6.7	1 2.2	4 8.9
	運輸業、郵便業	253 100.0	189 74.7	14 5.5	17 6.7	10 4.0	23 9.1
	卸売業、小売業	426 100.0	382 89.7	14 3.3	4 0.9	13 3.1	13 3.1
	金融業、保険業	33 100.0	30 90.9	1 3.0	-	1 3.0	1 3.0
	不動産、物品賃貸業	27 100.0	26 96.3	1 3.7	-	-	-
	学術研究、専門・技術サービス業	22 100.0	17 77.3	1 4.5	1 4.5	-	3 13.6
	宿泊業、飲食サービス業	282 100.0	180 63.8	56 19.9	4 1.4	22 7.8	20 7.1
	生活関連サービス業、娯楽業	126 100.0	107 84.9	9 7.1	2 1.6	2 1.6	6 4.8
	教育、学習支援業	130 100.0	104 80.0	11 8.5	-	10 7.7	5 3.8
	医療、福祉	1,086 100.0	1,004 92.4	25 2.3	4 0.4	5 0.5	48 4.4
	複合サービス事業(郵便局、農業組合など)	67 100.0	58 86.6	3 4.5	1 1.5	2 3.0	3 4.5
	サービス業(他に分類されないもの)	385 100.0	327 84.9	16 4.2	10 2.6	7 1.8	25 6.5
その他	22 100.0	19 86.4	2 9.1	-	1 4.5	-	
問1 b (従業員規模)	100人未満	149 100.0	122 81.9	11 7.4	5 3.4	4 2.7	7 4.7
	100～299人	1,620 100.0	1,353 83.5	94 5.8	34 2.1	45 2.8	94 5.8
	300～999人	1,003 100.0	859 85.6	54 5.4	13 1.3	33 3.3	44 4.4
	1000人以上	394 100.0	334 84.8	26 6.6	4 1.0	10 2.5	20 5.1
	無回答	21 100.0	17 81.0	2 9.5	-	1 4.8	1 4.8
	問3 (労働形態)	固定・交代制勤務者群(1, 2のみを選択)	-	-	-	-	-
シフト制勤務者を含む群(3, 4, 5のいずれか又は全てを選択している群)	3,187 100.0	2,685 84.2	187 5.9	56 1.8	93 2.9	166 5.2	
無回答	-	-	-	-	-	-	
問3付問1 (シフト割)	3割未満	1,101 100.0	874 79.4	81 7.4	42 3.8	41 3.7	63 5.7
	3割～6割未満	489 100.0	418 85.5	33 6.7	4 0.8	8 1.6	26 5.3
	6割～8割未満	540 100.0	470 87.0	25 4.6	5 0.9	10 1.9	30 5.6
	8割以上	1,026 100.0	900 87.7	44 4.3	4 0.4	34 3.3	44 4.3
	無回答	31 100.0	23 74.2	4 12.9	1 3.2	-	3 9.7
	問5 (新スタンプ型業務影響の意識)	休業を命じたことがある	2,448 100.0	2,051 83.8	152 6.2	42 1.7	72 2.9
休業を命じたことはない	705 100.0	605 85.8	34 4.8	14 2.0	21 3.0	31 4.4	
無回答	34 100.0	29 85.3	1 2.9	-	-	4 11.8	
問5付問3 (休業手当に伴)	全員に支払った	2,122 100.0	1,783 84.0	127 6.0	38 1.8	61 2.9	113 5.3
	一部の人に支払った	179 100.0	147 82.1	14 7.8	1 0.6	7 3.9	10 5.6
	支払わなかった	147 100.0	121 82.3	11 7.5	3 2.0	4 2.7	8 5.4
	無回答	-	-	-	-	-	-
問5付問3-4 (雇用調整助成金の申請)	支払った手当の全額について申請した	1,005 100.0	810 80.6	81 8.1	24 2.4	37 3.7	53 5.3
	一部のみ申請した	360 100.0	289 80.3	26 7.2	8 2.2	13 3.6	24 6.7
	申請しなかった	908 100.0	809 89.1	32 3.5	7 0.8	18 2.0	42 4.6
	無回答	28 100.0	22 78.6	2 7.1	-	-	4 14.3
問7 (規定手当)	規定がある	1,761 100.0	1,480 84.0	103 5.8	32 1.8	54 3.1	92 5.2
	規定はないが支払うことがある	972 100.0	827 85.1	63 6.5	15 1.5	26 2.7	41 4.2
	休業手当の支払いは想定しておらず規定もない	417 100.0	347 83.2	20 4.8	8 1.9	13 3.1	29 7.0
	無回答	37 100.0	31 83.8	1 2.7	1 2.7	-	4 10.8

問3付問4-1. そのような労働者の契約期間について教えてください (SA)

正社員

		務や仕 を当 打日 診の 状況 など に 踏 ま え て 前 勤 日	り有 期た へ る 者 は 除 く	し無 期 へ 契 約 期 間 の 定 め な	無 回 答
合計		16 100.0	4 25.0	12 75.0	-
問1 a 主たる業種 (SA)	鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-
	建設業	-	-	-	-
	製造業	2 100.0	-	2 100.0	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-
	情報通信業	-	-	-	-
	運輸業、郵便業	5 100.0	1 20.0	4 80.0	-
	卸売業、小売業	1 100.0	1 100.0	-	-
	金融業、保険業	-	-	-	-
	不動産、物品賃貸業	-	-	-	-
	学術研究、専門・技術サービス業	-	-	-	-
	宿泊業、飲食サービス業	1 100.0	-	1 100.0	-
	生活関連サービス業、娯楽業	1 100.0	1 100.0	-	-
	教育、学習支援業	-	-	-	-
	医療、福祉	1 100.0	1 100.0	-	-
	複合サービス事業 (郵便局、農業組合など) サービス業 (他に分類されないもの)	5 100.0	-	5 100.0	-
	その他	-	-	-	-
問1 b (SA) 従業員規模	100人未満	1 100.0	-	1 100.0	-
	100～299人	10 100.0	2 20.0	8 80.0	-
	300～999人	5 100.0	2 40.0	3 60.0	-
	1000人以上	-	-	-	-
	無回答	-	-	-	-
問3 (SA) 労働形態	固定・交代制勤務者群 (1, 2のみを選択)	-	-	-	-
	シフト制勤務者を含む群 (3, 4, 5のいずれか又は全てを選択している群)	16 100.0	4 25.0	12 75.0	-
問3付問1 (SA) 労働者の割合	3割未満	4 100.0	1 25.0	3 75.0	-
	3割～6割未満	4 100.0	2 50.0	2 50.0	-
	6割～8割未満	5 100.0	1 20.0	4 80.0	-
	8割以上	3 100.0	-	3 100.0	-
	無回答	-	-	-	-
問5 (SA) 新型コロナウイルス感染症の影響	休業を命じたことがある	11 100.0	1 9.1	10 90.9	-
	休業を命じたことはない	5 100.0	3 60.0	2 40.0	-
	無回答	-	-	-	-
問5付問3 (SA) 休業手当等に伴	全員に支払った	9 100.0	1 11.1	8 88.9	-
	一部の人に支払った	-	-	-	-
	支払わなかった	2 100.0	-	2 100.0	-
	無回答	-	-	-	-
問5付問3-4 (SA) 雇用金の調整申請	支払った手当の金額について申請した	4 100.0	-	4 100.0	-
	一部のみ申請した	1 100.0	-	1 100.0	-
	申請しなかった	4 100.0	1 25.0	3 75.0	-
	無回答	-	-	-	-
問7 (SA) 規定手当の	規定がある	3 100.0	1 33.3	2 66.7	-
	規定はないが支払うことがある	10 100.0	1 10.0	9 90.0	-
	休業手当の支払いは想定しておらず規定もない	3 100.0	2 66.7	1 33.3	-
	無回答	-	-	-	-
		-	-	-	-

問3付問4-1. そのような労働者の契約期間について教えてください (SA)

非正規雇用労働者

		務や仕 を当事 打日の 診状な ず況に るにを 1踏ま 計日ま 単え位 てで前 勤日	てり有 期した るたへ 者だ契 はし約 除く期 (間日 の雇の 定約め をし	し無 期(契 約期 間の 定め な	無 回 答
合計		56 100.0	34 60.7	19 33.9	3 5.4
問1 a 主たる業種 (SA)	鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-
	建設業	1 100.0	1 100.0	-	-
	製造業	9 100.0	5 55.6	3 33.3	1 11.1
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-
	情報通信業	3 100.0	3 100.0	-	-
	運輸業、郵便業	17 100.0	10 58.8	5 29.4	2 11.8
	卸売業、小売業	4 100.0	1 25.0	3 75.0	-
	金融業、保険業	-	-	-	-
	不動産、物品賃貸業	-	-	-	-
	学術研究、専門・技術サービス業	1 100.0	1 100.0	-	-
	宿泊業、飲食サービス業	4 100.0	3 75.0	1 25.0	-
	生活関連サービス業、娯楽業	2 100.0	1 50.0	1 50.0	-
	教育、学習支援業	-	-	-	-
	医療、福祉	4 100.0	1 25.0	3 75.0	-
	複合サービス事業 (郵便局、農業組合など)	1 100.0	1 100.0	-	-
	サービス業 (他に分類されないもの)	10 100.0	7 70.0	3 30.0	-
	その他	-	-	-	-
問1 b (SA) 従業員規模	100人未満	5 100.0	4 80.0	-	1 20.0
	100～299人	34 100.0	19 55.9	13 38.2	2 5.9
	300～999人	13 100.0	9 69.2	4 30.8	-
	1000人以上	4 100.0	2 50.0	2 50.0	-
	無回答	-	-	-	-
	問3 (SA) 労働形態	固定・交代制勤務者群 (1, 2のみを選択)	-	-	-
	シフト制勤務者を含む群 (3, 4, 5のいずれか又は全てを選択している群)	56 100.0	34 60.7	19 33.9	3 5.4
	無回答	-	-	-	-
問3付問1 (SA) 従業者の割合	3割未満	42 100.0	25 59.5	14 33.3	3 7.1
	3割～6割未満	4 100.0	3 75.0	1 25.0	-
	6割～8割未満	5 100.0	4 80.0	1 20.0	-
	8割以上	4 100.0	2 50.0	2 50.0	-
	無回答	1 100.0	-	1 100.0	-
		-	-	-	-
問5 (SA) 新型コロナウイルス感染症の影響	休業を命じたことがある	42 100.0	22 52.4	17 40.5	3 7.1
	休業を命じたことはない	14 100.0	12 85.7	2 14.3	-
	無回答	-	-	-	-
問5付問3 (SA) 休業手当に伴	全員に支払った	38 100.0	20 52.6	15 39.5	3 7.9
	一部の人に支払った	1 100.0	1 100.0	-	-
	支払わなかった	3 100.0	1 33.3	2 66.7	-
	無回答	-	-	-	-
問5付問3-4 (SA) 成雇金の調申請	支払った手当の金額について申請した	24 100.0	11 45.8	10 41.7	3 12.5
	一部のみ申請した	8 100.0	6 75.0	2 25.0	-
	申請しなかった	7 100.0	4 57.1	3 42.9	-
	無回答	-	-	-	-
問7 (SA) 規定手当の	規定がある	32 100.0	21 65.6	9 28.1	2 6.3
	規定はないが支払うことがある	15 100.0	9 60.0	5 33.3	1 6.7
	休業手当の支払いは想定しておらず規定もない	8 100.0	4 50.0	4 50.0	-
	無回答	1 100.0	-	1 100.0	-
		-	-	-	-

問3付問4-2. 仕事の状況を踏まえて前日や当日などに1日単位で勤務を打診する場合の仕事の打診から次の打診までの平均的な期間はどの程度ですか (SA)

正社員

		務や仕事を打診するに1日単位で前日	1か月超	2週間〜1か月	1週間〜2週間未満	1日以上1週間未満	毎日勤務を打診している	無回答
合計		16 100.0	2 12.5	-	-	5 31.3	9 56.3	-
問1 a 主たる業種 (SA)	鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-
	建設業	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	2 100.0	1 50.0	-	-	-	1 50.0	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-
	情報通信業	-	-	-	-	-	-	-
	運輸業、郵便業	5 100.0	-	-	-	2 40.0	3 60.0	-
	卸売業、小売業	1 100.0	-	-	-	-	1 100.0	-
	金融業、保険業	-	-	-	-	-	-	-
	不動産、物品賃貸業	-	-	-	-	-	-	-
	学術研究、専門・技術サービス業	-	-	-	-	-	-	-
	宿泊業、飲食サービス業	1 100.0	-	-	-	1 100.0	-	-
	生活関連サービス業、娯楽業	1 100.0	-	-	-	1 100.0	-	-
	教育、学習支援業	-	-	-	-	-	-	-
	医療、福祉	1 100.0	1 100.0	-	-	-	-	-
	複合サービス事業 (郵便局、農業組合など)	-	-	-	-	-	-	-
	サービス業 (他に分類されないもの)	5 100.0	-	-	-	1 20.0	4 80.0	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	
問1 b (SA) 従業員規模	100人未満	1 100.0	-	-	-	-	1 100.0	-
	100〜299人	10 100.0	1 10.0	-	-	4 40.0	5 50.0	-
	300〜999人	5 100.0	1 20.0	-	-	1 20.0	3 60.0	-
	1000人以上	-	-	-	-	-	-	-
	無回答	-	-	-	-	-	-	-
問3 (SA) 勤務形態	固定・交代制勤務者群 (1, 2のみを選択)	-	-	-	-	-	-	-
	シフト制勤務者を含む群 (3, 4, 5のいずれか又は全てを選択している群)	16 100.0	2 12.5	-	-	5 31.3	9 56.3	-
問3付問1 (SA) 従業員労働者の割合	3割未満	4 100.0	-	-	-	1 25.0	3 75.0	-
	3割〜6割未満	4 100.0	1 25.0	-	-	2 50.0	1 25.0	-
	6割〜8割未満	5 100.0	1 20.0	-	-	1 20.0	3 60.0	-
	8割以上	3 100.0	-	-	-	1 33.3	2 66.7	-
	無回答	-	-	-	-	-	-	-
問5 (SA) 有るのストレス	休業を命じたことがある	11 100.0	1 9.1	-	-	4 36.4	6 54.5	-
	休業を命じたことはない	5 100.0	1 20.0	-	-	1 20.0	3 60.0	-
	無回答	-	-	-	-	-	-	-
問5付問3 (SA) 休業手当等に伴	全員に支払った	9 100.0	-	-	-	4 44.4	5 55.6	-
	一部の人に支払った	-	-	-	-	-	-	-
	支払わなかった	2 100.0	1 50.0	-	-	-	1 50.0	-
	無回答	-	-	-	-	-	-	-
問5付問3-4 (SA) 雇用金の調整申請	支払った手当の全額について申請した	4 100.0	-	-	-	1 25.0	3 75.0	-
	一部のみ申請した	1 100.0	-	-	-	1 100.0	-	-
	申請しなかった	4 100.0	-	-	-	2 50.0	2 50.0	-
	無回答	-	-	-	-	-	-	-
問7 (SA) 規定手当の	規定がある	3 100.0	-	-	-	-	3 100.0	-
	規定はないが支払うことがある	10 100.0	1 10.0	-	-	4 40.0	5 50.0	-
	休業手当の支払いは想定しておらず規定もない	3 100.0	1 33.3	-	-	1 33.3	1 33.3	-
	無回答	-	-	-	-	-	-	-

問3付問4-2. 仕事の状況を踏まえて前日や当日などに1日単位で勤務を打診する場合の仕事の打診から次の打診までの平均的な期間はどの程度ですか (SA)

非正規雇用労働者

		務や仕事を打診するに1日単位で前日	1か月超	2週間〜1か月	1週間〜2週間未満	1日以上1週間未満	毎日勤務を打診している	無回答
合計		56 100.0	5 8.9	6 10.7	7 12.5	28 50.0	10 17.9	-
問1 a 主たる業種 (SA)	鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-
	建設業	1 100.0	1 100.0	-	-	-	-	-
	製造業	9 100.0	-	-	-	8 88.9	1 11.1	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-
	情報通信業	3 100.0	-	-	2 66.7	1 33.3	-	-
	運輸業、郵便業	17 100.0	1 5.9	2 11.8	2 11.8	9 52.9	3 17.6	-
	卸売業、小売業	4 100.0	1 25.0	2 50.0	-	-	1 25.0	-
	金融業、保険業	-	-	-	-	-	-	-
	不動産、物品賃貸業	-	-	-	-	-	-	-
	学術研究、専門・技術サービス業	1 100.0	1 100.0	-	-	-	-	-
	宿泊業、飲食サービス業	4 100.0	-	-	2 50.0	2 50.0	-	-
	生活関連サービス業、娯楽業	2 100.0	-	-	-	2 100.0	-	-
	教育、学習支援業	-	-	-	-	-	-	-
	医療、福祉	4 100.0	1 25.0	-	-	3 75.0	-	-
	複合サービス事業 (郵便局、農業組合など)	1 100.0	-	-	-	1 100.0	-	-
	サービス業 (他に分類されないもの)	10 100.0	-	2 20.0	1 10.0	2 20.0	5 50.0	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	
問1 b (SA) 従業員規模	100人未満	5 100.0	1 20.0	1 20.0	1 20.0	1 20.0	1 20.0	-
	100〜299人	34 100.0	3 8.8	4 11.8	3 8.8	18 52.9	6 17.6	-
	300〜999人	13 100.0	1 7.7	-	2 15.4	7 53.8	3 23.1	-
	1000人以上	4 100.0	-	1 25.0	1 25.0	2 50.0	-	-
	無回答	-	-	-	-	-	-	-
問3 (SA) 勤務形態	固定・交代制勤務者群 (1, 2のみを選択)	-	-	-	-	-	-	-
	シフト制勤務者を含む群 (3, 4, 5のいずれか又は全てを選択している群)	56 100.0	5 8.9	6 10.7	7 12.5	28 50.0	10 17.9	-
問3付問1 (SA) 従業者の割合	3割未満	42 100.0	4 9.5	5 11.9	5 11.9	22 52.4	6 14.3	-
	3割〜6割未満	4 100.0	1 25.0	-	-	2 50.0	1 25.0	-
	6割〜8割未満	5 100.0	-	-	-	3 60.0	2 40.0	-
	8割以上	4 100.0	-	-	2 50.0	1 25.0	1 25.0	-
	無回答	1 100.0	-	1 100.0	-	-	-	-
問5 (SA) 新型コロナウイルス感染症の影響	休業を命じたことがある	42 100.0	3 7.1	5 11.9	5 11.9	22 52.4	7 16.7	-
	休業を命じたことはない	14 100.0	2 14.3	1 7.1	2 14.3	6 42.9	3 21.4	-
	無回答	-	-	-	-	-	-	-
問5付問3 (SA) 休業手当に件	全員に支払った	38 100.0	3 7.9	5 13.2	4 10.5	20 52.6	6 15.8	-
	一部のみに支払った	1 100.0	-	-	1 100.0	-	-	-
	支払わなかった	3 100.0	-	-	-	2 66.7	1 33.3	-
	無回答	-	-	-	-	-	-	-
問5付問3-4 (SA) 成雇金の調申請	支払った手当の全額について申請した	24 100.0	2 8.3	2 8.3	4 16.7	12 50.0	4 16.7	-
	一部のみ申請した	8 100.0	1 12.5	2 25.0	-	5 62.5	-	-
	申請しなかった	7 100.0	-	1 14.3	1 14.3	3 42.9	2 28.6	-
	無回答	-	-	-	-	-	-	-
問7 (SA) 規定手当	規定がある	32 100.0	2 6.3	4 12.5	5 15.6	19 59.4	2 6.3	-
	規定はないが支払うことがある	15 100.0	1 6.7	1 6.7	2 13.3	5 33.3	6 40.0	-
	休業手当の支払いは想定しておらず規定もない	8 100.0	2 25.0	1 12.5	-	4 50.0	1 12.5	-
	無回答	1 100.0	-	-	-	-	1 100.0	-

問3付問5. 当該シフト制での労働条件を決めるにあたり、シフトを作成するに当たっての「最低勤務時間数」又は「最低勤務日数」に関するルールはありますか（S A）

正社員

		シフト制労働者がいる計	「最低勤務日数」の時間双方を「最も低い」	「最も低い勤務時間数」のみを	「最低勤務日数」のみを決める	いずれも決めていない	無回答	
合計		2,472 100.0	1,430 57.8	156 6.3	258 10.4	513 20.8	115 4.7	
問1 a 主たる業種（S A）	鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	
	建設業	27 100.0	18 66.7	3 11.1	1 3.7	4 14.8	1 3.7	
	製造業	190 100.0	109 57.4	10 5.3	13 6.8	49 25.8	9 4.7	
	電気・ガス・熱供給・水道業	2 100.0	-	-	-	1 50.0	1 50.0	
	情報通信業	32 100.0	18 56.3	4 12.5	1 3.1	8 25.0	1 3.1	
	運輸業、郵便業	220 100.0	117 53.2	10 4.5	35 15.9	49 22.3	9 4.1	
	卸売業、小売業	324 100.0	200 61.7	28 8.6	31 9.6	48 14.8	17 5.2	
	金融業、保険業	20 100.0	13 65.0	3 15.0	2 10.0	1 5.0	1 5.0	
	不動産、物品賃貸業	15 100.0	10 66.7	-	3 20.0	2 13.3	-	
	学術研究、専門・技術サービス業	12 100.0	8 66.7	-	2 16.7	2 16.7	-	
	宿泊業、飲食サービス業	240 100.0	162 67.5	8 3.3	19 7.9	41 17.1	10 4.2	
	生活関連サービス業、娯楽業	99 100.0	68 68.7	5 5.1	6 6.1	18 18.2	2 2.0	
	教育、学習支援業	57 100.0	32 56.1	3 5.3	3 5.3	15 26.3	4 7.0	
	医療、福祉	919 100.0	512 55.7	51 5.5	105 11.4	210 22.9	41 4.5	
	複合サービス事業（郵便局、農業組合など）	46 100.0	22 47.8	4 8.7	10 21.7	8 17.4	2 4.3	
	サービス業（他に分類されないもの）	250 100.0	127 50.8	27 10.8	26 10.4	53 21.2	17 6.8	
	その他	19 100.0	14 73.7	-	1 5.3	4 21.1	-	
	問1 b （従業員規模）	100人未満	103 100.0	57 55.3	3 2.9	18 17.5	22 21.4	3 2.9
		100～299人	1,305 100.0	745 57.1	85 6.5	137 10.5	272 20.8	66 5.1
300～999人		737 100.0	444 60.2	41 5.6	81 11.0	139 18.9	32 4.3	
1000人以上		311 100.0	170 54.7	27 8.7	21 6.8	79 25.4	14 4.5	
無回答		16 100.0	14 87.5	-	1 6.3	1 6.3	-	
問3 （労働形態）		固定・交代制勤務者群（1、2のみを選択）	-	-	-	-	-	-
シフト制勤務者を含む群（3、4、5のいずれか又は全てを選択している群）	2,472 100.0	1,430 57.8	156 6.3	258 10.4	513 20.8	115 4.7		
無回答	-	-	-	-	-	-		
問3付問1 （従業員労働時間の割合）	3割未満	525 100.0	286 54.5	37 7.0	44 8.4	119 22.7	39 7.4	
	3割～6割未満	420 100.0	243 57.9	24 5.7	42 10.0	94 22.4	17 4.0	
	6割～8割未満	500 100.0	292 58.4	28 5.6	60 12.0	103 20.6	17 3.4	
	8割以上	1,005 100.0	597 59.4	66 6.6	110 10.9	194 19.3	38 3.8	
	無回答	22 100.0	12 54.5	1 4.5	2 9.1	3 13.6	4 18.2	
	問5 （新型コロナウイルス感染症による休業）	休業を命じたことがある	1,911 100.0	1,135 59.4	113 5.9	198 10.4	377 19.7	88 4.6
休業を命じたことはない	534 100.0	278 52.1	42 7.9	57 10.7	131 24.5	26 4.9		
無回答	27 100.0	17 63.0	1 3.7	3 11.1	5 18.5	1 3.7		
問5付問3 （休業手当に件）	全員に支払った	1,669 100.0	1,012 60.6	94 5.6	168 10.1	316 18.9	79 4.7	
	一部の人に支払った	143 100.0	74 51.7	12 8.4	17 11.9	34 23.8	6 4.2	
	支払わなかった	99 100.0	49 49.5	7 7.1	13 13.1	27 27.3	3 3.0	
	無回答	-	-	-	-	-	-	
	問5付問3-4 （雇用金の調整申請）	支払った手当の全額について申請した	788 100.0	492 62.4	47 6.0	75 9.5	141 17.9	33 4.2
一部のみ申請した	274 100.0	171 62.4	17 6.2	24 8.8	49 17.9	13 4.7		
申請しなかった	731 100.0	414 56.6	40 5.5	81 11.1	158 21.6	38 5.2		
無回答	19 100.0	9 47.4	2 10.5	5 26.3	2 10.5	1 5.3		
問7 （規定手当）	規定がある	1,371 100.0	808 58.9	101 7.4	140 10.2	260 19.0	62 4.5	
	規定はないが支払うことがある	748 100.0	439 58.7	34 4.5	81 10.8	159 21.3	35 4.7	
	休業手当の支払いは想定しておらず規定もない	319 100.0	164 51.4	19 6.0	33 10.3	89 27.9	14 4.4	
	無回答	34 100.0	19 55.9	2 5.9	4 11.8	5 14.7	4 11.8	

問3付問5. 当該シフト制での労働条件を決めるにあたり、シフトを作成するに当たっての「最低勤務時間数」又は「最低勤務日数」に関するルールはありますか（S A）

非正規雇用労働者

	シフト制労働者がいる計	「最低勤務日数」の時間数の方を「最低勤務日数」とする	「最低勤務時間数」のみを	「最低勤務日数」のみを決める	いずれも決めていない	無回答
合計	3,187 100.0	1,365 42.8	229 7.2	295 9.3	1,135 35.6	163 5.1
問1 a 主たる業種（S A）						
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-
建設業	40 100.0	14 35.0	5 12.5	6 15.0	12 30.0	3 7.5
製造業	237 100.0	108 45.6	22 9.3	22 9.3	74 31.2	11 4.6
電気・ガス・熱供給・水道業	6 100.0	2 33.3	1 16.7	-	2 33.3	1 16.7
情報通信業	45 100.0	14 31.1	5 11.1	1 2.2	22 48.9	3 6.7
運輸業、郵便業	253 100.0	99 39.1	20 7.9	33 13.0	84 33.2	17 6.7
卸売業、小売業	426 100.0	187 43.9	32 7.5	41 9.6	144 33.8	22 5.2
金融業、保険業	33 100.0	19 57.6	2 6.1	3 9.1	8 24.2	1 3.0
不動産、物品賃貸業	27 100.0	14 51.9	-	5 18.5	8 29.6	-
学術研究、専門・技術サービス業	22 100.0	10 45.5	-	3 13.6	8 36.4	1 4.5
宿泊業、飲食サービス業	282 100.0	102 36.2	18 6.4	22 7.8	125 44.3	15 5.3
生活関連サービス業、娯楽業	126 100.0	57 45.2	13 10.3	9 7.1	43 34.1	4 3.2
教育、学習支援業	130 100.0	31 23.8	8 6.2	5 3.8	81 62.3	5 3.8
医療、福祉	1,086 100.0	511 47.1	62 5.7	94 8.7	361 33.2	58 5.3
複合サービス事業（郵便局、農業組合など）	67 100.0	28 41.8	5 7.5	9 13.4	22 32.8	3 4.5
サービス業（他に分類されないもの）	385 100.0	156 40.5	36 9.4	41 10.6	134 34.8	18 4.7
その他	22 100.0	13 59.1	-	1 4.5	7 31.8	1 4.5
問1 b （従業員規模）						
100人未満	149 100.0	54 36.2	11 7.4	24 16.1	54 36.2	6 4.0
100～299人	1,620 100.0	683 42.2	113 7.0	154 9.5	572 35.3	98 6.0
300～999人	1,003 100.0	454 45.3	74 7.4	91 9.1	345 34.4	39 3.9
1000人以上	394 100.0	159 40.4	31 7.9	25 6.3	160 40.6	19 4.8
無回答	21 100.0	15 71.4	-	1 4.8	4 19.0	1 4.8
問3 （労働形態）						
固定・交代制勤務者群（1, 2のみを選択）	-	-	-	-	-	-
シフト制勤務者を含む群（3, 4, 5のいずれか又は全てを選択している群）	3,187 100.0	1,365 42.8	229 7.2	295 9.3	1,135 35.6	163 5.1
無回答	-	-	-	-	-	-
問3付問1 （従業員労働者の割合）						
3割未満	1,101 100.0	421 38.2	84 7.6	89 8.1	452 41.1	55 5.0
3割～6割未満	489 100.0	214 43.8	37 7.6	56 11.5	158 32.3	24 4.9
6割～8割未満	540 100.0	247 45.7	33 6.1	53 9.8	176 32.6	31 5.7
8割以上	1,026 100.0	469 45.7	73 7.1	97 9.5	339 33.0	48 4.7
無回答	31 100.0	14 45.2	2 6.5	-	10 32.3	5 16.1
問5 （新世代労働者の就業状況）						
休業を命じたことがある	2,448 100.0	1,051 42.9	183 7.5	221 9.0	864 35.3	129 5.3
休業を命じたことはない	705 100.0	296 42.0	46 6.5	72 10.2	259 36.7	32 4.5
無回答	34 100.0	18 52.9	-	2 5.9	12 35.3	2 5.9
問5付問3 （休業手当）						
全員に支払った	2,122 100.0	930 43.8	158 7.4	198 9.3	723 34.1	113 5.3
一部のみに支払った	179 100.0	65 36.3	14 7.8	14 7.8	77 43.0	9 5.0
支払わなかった	147 100.0	56 38.1	11 7.5	9 6.1	64 43.5	7 4.8
無回答	-	-	-	-	-	-
問5付問3-4 （雇用調整助成金の申請）						
支払った手当の全額について申請した	1,005 100.0	433 43.1	87 8.7	88 8.8	342 34.0	55 5.5
一部のみ申請した	360 100.0	149 41.4	31 8.6	25 6.9	138 38.3	17 4.7
申請しなかった	908 100.0	402 44.3	52 5.7	94 10.4	313 34.5	47 5.2
無回答	28 100.0	11 39.3	2 7.1	5 17.9	7 25.0	3 10.7
問7 （規定手当）						
規定がある	1,761 100.0	772 43.8	144 8.2	167 9.5	581 33.0	97 5.5
規定はないが支払うことがある	972 100.0	421 43.3	59 6.1	87 9.0	365 37.6	40 4.1
休業手当の支払いは想定しておらず規定もない	417 100.0	157 37.6	23 5.5	36 8.6	178 42.7	23 5.5
無回答	37 100.0	15 40.5	3 8.1	5 13.5	11 29.7	3 8.1

問3付問5-1. 最低勤務日数または最低労働時間数を当該労働者に示していますか (SA)

正社員

		計最低勤務日数	最低勤務日数を決めたは、	てあらかじめ文書等で明示している	しあらかじめ口頭のみで説明	あらかじめ明示していない	無回答
合計		1,844 100.0	1,745 94.6	72 3.9	16 0.9	11 0.6	
問1 a 主たる業種 (SA)	鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-
	建設業	22 100.0	20 90.9	2 9.1	-	-	-
	製造業	132 100.0	122 92.4	8 6.1	2 1.5	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-
	情報通信業	23 100.0	22 95.7	1 4.3	-	-	-
	運輸業、郵便業	162 100.0	150 92.6	8 4.9	3 1.9	1 0.6	1 3
	卸売業、小売業	259 100.0	250 96.5	4 1.5	2 0.8	3 1.2	1 0.4
	金融業、保険業	18 100.0	17 94.4	-	-	-	1 5.6
	不動産、物品賃貸業	13 100.0	10 76.9	3 23.1	-	-	-
	学術研究、専門・技術サービス業	10 100.0	10 100.0	-	-	-	-
	宿泊業、飲食サービス業	189 100.0	174 92.1	14 7.4	1 0.5	-	-
	生活関連サービス業、娯楽業	79 100.0	74 93.7	3 3.8	1 1.3	1 1.3	-
	教育、学習支援業	38 100.0	36 94.7	-	2 5.3	-	-
	医療、福祉	668 100.0	638 95.5	20 3.0	5 0.7	5 0.7	-
	複合サービス事業 (郵便局、農業組合など)	36 100.0	35 97.2	1 2.8	-	-	-
	サービス業 (他に分類されないもの)	180 100.0	174 96.7	6 3.3	-	-	-
	その他	15 100.0	13 86.7	2 13.3	-	-	-
問1 b (SA) 従業員規模	100人未満	78 100.0	71 91.0	6 7.7	-	1 1.3	7 0.7
	100～299人	967 100.0	911 94.2	38 3.9	11 1.1	2 0.2	3 0.3
	300～999人	566 100.0	539 95.2	22 3.9	4 0.4	3 0.5	-
	1000人以上	218 100.0	211 96.8	4 1.8	3 1.4	-	-
	無回答	15 100.0	13 86.7	2 13.3	-	-	-
	問3 (SA) 労働形態	固定・交代制勤務者群 (1, 2のみを選択)	-	-	-	-	-
	シフト制勤務者を含む群 (3, 4, 5のいずれか又は全てを選択している群)	1,844 100.0	1,745 94.6	72 3.9	16 0.9	11 0.6	
	無回答	-	-	-	-	-	-
問3付問1 (SA) 従業員労働時間の割合	3割未満	367 100.0	339 92.4	20 5.4	5 1.4	3 0.8	
	3割～6割未満	309 100.0	288 93.2	15 4.9	5 1.6	1 0.3	
	6割～8割未満	380 100.0	366 96.3	6 1.6	4 1.1	4 1.1	
	8割以上	773 100.0	737 95.3	31 4.0	2 0.3	3 0.4	
	無回答	15 100.0	15 100.0	-	-	-	-
	問5 (SA) 有るのストレス	休業を命じたことがある	1,446 100.0	1,365 94.4	61 4.2	12 0.8	8 0.6
	休業を命じたことはない	377 100.0	361 95.8	10 2.7	4 1.1	2 0.5	
	無回答	21 100.0	19 90.5	1 4.8	-	1 4.8	
問5付問3 (SA) 休業手当に件	全員に支払った	1,274 100.0	1,201 94.3	56 4.4	9 0.7	8 0.6	
	一部の人に支払った	103 100.0	100 97.1	3 2.9	-	-	
	支払わなかった	69 100.0	64 92.8	2 2.9	3 4.3	-	
	無回答	-	-	-	-	-	-
	問5付問3-4 (SA) 成雇金の調申請	支払った手当の金額について申請した	614 100.0	578 94.1	30 4.9	4 0.7	2 0.3
	一部のみ申請した	212 100.0	201 94.8	9 4.2	2 0.9	-	
	申請しなかった	535 100.0	506 94.6	20 3.7	3 0.6	6 1.1	
	無回答	16 100.0	16 100.0	-	-	-	
問7 (SA) 規定手当の	規定がある	1,049 100.0	994 94.8	40 3.8	8 0.8	7 0.7	
	規定はないが支払うことがある	554 100.0	524 94.6	22 4.0	4 0.7	4 0.7	
	休業手当の支払いは想定しておらず規定もない	216 100.0	204 94.4	8 3.7	4 1.9	-	
	無回答	25 100.0	23 92.0	2 8.0	-	-	

問3付問5-1. 最低勤務日数または最低労働時間数を当該労働者に示していますか (SA)

非正規雇用労働者

		計最低勤務日数時間数を決めた場合は、	てあらかじめ文書等で明示し	しあらかじめ口頭のみで説明	あらかじめ明示していない	無回答
合計		1,889 100.0	1,772 93.8	94 5.0	15 0.8	8 0.4
問1 a 主たる業種 (SA)	鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-
	建設業	25 100.0	21 84.0	4 16.0	-	-
	製造業	152 100.0	139 91.4	9 5.9	3 2.0	1 0.7
	電気・ガス・熱供給・水道業	3 100.0	3 100.0	-	-	-
	情報通信業	20 100.0	18 90.0	2 10.0	-	-
	運輸業、郵便業	152 100.0	141 92.8	5 3.3	5 3.3	1 0.7
	卸売業、小売業	260 100.0	244 93.8	13 5.0	2 0.8	1 0.4
	金融業、保険業	24 100.0	24 100.0	-	-	-
	不動産、物品賃貸業	19 100.0	15 78.9	4 21.1	-	-
	学術研究、専門・技術サービス業	13 100.0	12 92.3	1 7.7	-	-
	宿泊業、飲食サービス業	142 100.0	128 90.1	14 9.9	-	-
	生活関連サービス業、娯楽業	79 100.0	71 89.9	6 7.6	-	2 2.5
	教育、学習支援業	44 100.0	44 100.0	-	-	-
	医療、福祉	667 100.0	645 96.7	17 2.5	3 0.4	2 0.3
	複合サービス事業 (郵便局、農業組合など)	42 100.0	40 95.2	2 4.8	-	-
	サービス業 (他に分類されないもの)	233 100.0	213 91.4	17 7.3	2 0.9	1 0.4
	その他	14 100.0	14 100.0	-	-	-
問1 b (従業員規模)	100人未満	89 100.0	82 92.1	5 5.6	1 1.1	1 1.1
	100～299人	950 100.0	892 93.9	44 4.6	8 0.8	6 0.6
	300～999人	619 100.0	580 93.7	35 5.7	3 0.5	1 0.2
	1000人以上	215 100.0	205 95.3	7 3.3	3 1.4	-
	無回答	16 100.0	13 81.3	3 18.8	-	-
	問3 (労働形態)	固定・交代制勤務者群 (1, 2のみを選択)	-	-	-	-
シフト制勤務者を含む群 (3, 4, 5のいずれか又は全てを選択している群)	1,889 100.0	1,772 93.8	94 5.0	15 0.8	8 0.4	
無回答	-	-	-	-	-	
問3付問1 (労働者の割合)	3割未満	594 100.0	556 93.6	27 4.5	6 1.0	5 0.8
	3割～6割未満	307 100.0	279 90.9	24 7.8	4 1.3	-
	6割～8割未満	333 100.0	317 95.2	11 3.3	3 0.9	2 0.6
	8割以上	639 100.0	604 94.5	32 5.0	2 0.3	1 0.2
	無回答	16 100.0	16 100.0	-	-	-
問5 (新卒型業務型業務の割合)	休業を命じたことがある	1,455 100.0	1,353 93.0	84 5.8	12 0.8	6 0.4
	休業を命じたことはない	414 100.0	399 96.4	10 2.4	3 0.7	2 0.5
	無回答	20 100.0	20 100.0	-	-	-
問5付問3 (休業手当に伴)	全員に支払った	1,286 100.0	1,193 92.8	76 5.9	12 0.9	5 0.4
	一部の人に支払った	93 100.0	87 93.5	6 6.5	-	-
	支払わなかった	76 100.0	73 96.1	2 2.6	-	1 1.3
	無回答	-	-	-	-	-
問5付問3-4 (雇用金の調整申請)	支払った手当の全額について申請した	608 100.0	550 90.5	49 8.1	7 1.2	2 0.3
	一部のみ申請した	205 100.0	191 93.2	10 4.9	3 1.5	1 0.5
	申請しなかった	548 100.0	522 95.3	22 4.0	2 0.4	2 0.4
	無回答	18 100.0	17 94.4	1 5.6	-	-
問7 (規定手当)	規定がある	1,083 100.0	1,014 93.6	58 5.4	7 0.6	4 0.4
	規定はないが支払うことがある	567 100.0	534 94.2	27 4.8	6 1.1	-
	休業手当の支払いは想定しておらず規定もない	216 100.0	204 94.4	7 3.2	2 0.9	3 1.4
	無回答	23 100.0	20 87.0	2 8.7	-	1 4.3

問3付問6. 当該シフト制において、シフトを入れることができる時間数又は日数に関するルールはありますか (S A)

正社員

	シフト制労働者がいる計	めるシフト制労働者の数を入日数に双と方をで決き	るシフト制労働者の数を入日数に決めてい	るシフト制労働者の数を入日数に決めることができる	いずれも決めていない	無回答
合計	2,472 100.0	1,355 54.8	103 4.2	288 11.7	483 19.5	243 9.8
問1 a 主たる業種 (S A)						
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-
建設業	27 100.0	15 55.6	3 11.1	3 11.1	5 18.5	1 3.7
製造業	190 100.0	105 53.3	3 1.6	22 11.6	46 24.2	14 7.4
電気・ガス・熱供給・水道業	2 100.0	1 50.0	-	1 50.0	-	-
情報通信業	32 100.0	17 53.1	3 9.4	2 6.3	8 25.0	2 6.3
運輸業、郵便業	220 100.0	103 46.8	5 2.3	30 13.6	59 26.8	23 10.5
卸売業、小売業	324 100.0	168 51.9	14 4.3	46 14.2	53 16.4	43 13.3
金融業、保険業	20 100.0	12 60.0	1 5.0	1 5.0	5 25.0	1 5.0
不動産、物品賃貸業	15 100.0	8 53.3	1 6.7	2 13.3	4 26.7	-
学術研究、専門・技術サービス業	12 100.0	7 58.3	-	2 16.7	1 8.3	2 16.7
宿泊業、飲食サービス業	240 100.0	131 54.6	5 2.1	19 7.9	50 20.8	35 14.6
生活関連サービス業、娯楽業	99 100.0	60 60.6	4 4.0	12 12.1	19 19.2	4 4.0
教育、学習支援業	57 100.0	35 61.4	3 5.3	2 3.5	11 19.3	6 10.5
医療、福祉	919 100.0	521 56.7	40 4.4	114 12.4	167 18.2	77 8.4
複合サービス事業 (郵便局、農業組合など)	46 100.0	30 65.2	3 6.5	5 10.9	4 8.7	4 8.7
サービス業 (他に分類されないもの)	250 100.0	133 53.2	17 6.8	23 9.2	48 19.2	29 11.6
その他	19 100.0	9 47.4	1 5.3	4 21.1	3 15.8	2 10.5
問1 b (〜従業員規模)						
100人未満	103 100.0	59 57.3	-	14 13.6	22 21.4	8 7.8
100～299人	1,305 100.0	692 53.0	48 3.7	165 12.6	262 20.1	138 10.6
300～999人	737 100.0	411 55.8	36 4.9	90 12.2	136 18.5	64 8.7
1000人以上	311 100.0	179 57.6	19 6.1	18 5.8	62 19.9	33 10.6
無回答	16 100.0	14 87.5	-	1 6.3	1 6.3	-
問3 (〜労働形態)						
固定・交代制勤務者群 (1, 2のみを選択)	-	-	-	-	-	-
シフト制勤務者を含む群 (3, 4, 5のいずれか又は全てを選択している群)	2,472 100.0	1,355 54.8	103 4.2	288 11.7	483 19.5	243 9.8
無回答	-	-	-	-	-	-
問3付問1 (〜シフト割)						
3割未満	525 100.0	279 53.1	17 3.2	56 10.7	116 22.1	57 10.9
3割～6割未満	420 100.0	229 54.5	15 3.6	48 11.4	90 21.4	38 9.0
6割～8割未満	500 100.0	268 53.6	22 4.4	58 11.6	101 20.2	51 10.2
8割以上	1,005 100.0	570 56.7	47 4.7	124 12.3	173 17.2	91 9.1
無回答	22 100.0	9 40.9	2 9.1	2 9.1	3 13.6	6 27.3
問5 (〜新感覚型業務の割合)						
休業を命じたことがある	1,911 100.0	1,054 55.2	72 3.8	231 12.1	355 18.6	199 10.4
休業を命じたことはない	534 100.0	281 52.6	29 5.4	55 10.3	126 23.6	43 8.1
無回答	27 100.0	20 74.1	2 7.4	2 7.4	2 7.4	1 3.7
問5付問3 (〜休業手当に伴)						
全員に支払った	1,669 100.0	920 55.1	60 3.6	196 11.7	315 18.9	178 10.7
一部のみに支払った	143 100.0	81 56.6	7 4.9	19 13.3	23 16.1	13 9.1
支払わなかった	99 100.0	53 53.5	5 5.1	16 16.2	17 17.2	8 8.1
無回答	-	-	-	-	-	-
問5付問3-4 (〜雇用調整助)						
支払った手当の全額について申請した	788 100.0	447 56.7	26 3.3	81 10.3	151 19.2	83 10.5
一部のみ申請した	274 100.0	146 53.3	10 3.6	31 11.3	50 18.2	37 13.5
申請しなかった	731 100.0	397 54.3	30 4.1	99 13.5	135 18.5	70 9.6
無回答	19 100.0	11 57.9	1 5.3	4 21.1	2 10.5	1 5.3
問7 (〜規定手当の)						
規定がある	1,371 100.0	749 54.6	63 4.6	147 10.7	279 20.4	133 9.7
規定はないが支払うことがある	748 100.0	424 56.7	19 2.5	94 12.6	130 17.4	81 10.8
休業手当の支払いは想定しておらず規定もない	319 100.0	165 51.7	20 6.3	44 13.8	67 21.0	23 7.2
無回答	34 100.0	17 50.0	1 2.9	3 8.8	7 20.6	6 17.6

問3付問6. 当該シフト制において、シフトを入れることができる時間数又は日数に関するルールはありますか (S A)

非正規雇用労働者

	シフト制労働者がいる計	めるシフト制労働者を数に入れることと双方向で決き	るシフト制労働者の入みを決めてい	るシフト制労働者の入みを決めてい	いずれも決めていない	無回答
合計	3,187 100.0	1,666 52.3	184 5.8	309 9.7	801 25.1	227 7.1
問1 a 主たる業種 (S A)						
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-
建設業	40 100.0	14 35.0	3 7.5	8 20.0	11 27.5	4 10.0
製造業	237 100.0	118 49.8	8 3.4	27 11.4	67 28.3	17 7.2
電気・ガス・熱供給・水道業	6 100.0	4 66.7	-	1 16.7	1	-
情報通信業	45 100.0	18 40.0	5 11.1	3 6.7	16 35.6	3 6.7
運輸業、郵便業	253 100.0	109 43.1	12 4.7	34 13.4	71 28.1	27 10.7
卸売業、小売業	426 100.0	215 50.5	19 4.5	43 10.1	116 27.2	33 7.7
金融業、保険業	33 100.0	15 45.5	1 3.0	5 15.2	10 30.3	2 6.1
不動産、物品賃貸業	27 100.0	17 63.0	1 3.7	4 14.8	5 18.5	-
学術研究、専門・技術サービス業	22 100.0	11 50.0	1 4.5	1 4.5	6 27.3	3 13.6
宿泊業、飲食サービス業	282 100.0	151 53.5	12 4.3	17 6.0	85 30.1	17 6.0
生活関連サービス業、娯楽業	126 100.0	68 54.0	7 5.6	13 10.3	34 27.0	4 3.2
教育、学習支援業	130 100.0	60 46.2	19 14.6	4 3.1	41 31.5	6 4.6
医療、福祉	1,086 100.0	629 57.9	60 5.5	95 8.7	228 21.0	74 6.8
複合サービス事業 (郵便局、農業組合など)	67 100.0	37 55.2	6 9.0	8 11.9	13 19.4	3 4.5
サービス業 (他に分類されないもの)	385 100.0	192 49.9	27 7.0	41 10.6	94 24.4	31 8.1
その他	22 100.0	8 36.4	3 13.6	5 22.7	3 13.6	3 13.6
問1 b (S A) 従業員規模						
100人未満	149 100.0	77 51.7	5 3.4	20 13.4	38 25.5	9 6.0
100～299人	1,620 100.0	818 50.5	81 5.0	172 10.6	420 25.9	129 8.0
300～999人	1,003 100.0	546 54.4	69 6.9	95 9.5	237 23.6	56 5.6
1000人以上	394 100.0	209 53.0	28 7.1	20 5.1	104 26.4	33 8.4
無回答	21 100.0	16 76.2	1 4.8	2 9.5	2 9.5	-
問3 (S A) 労働形態						
固定・交代制勤務者群 (1, 2のみを選択)	-	-	-	-	-	-
シフト制勤務者を含む群 (3, 4, 5のいずれか又は全てを選択している群)	3,187 100.0	1,666 52.3	184 5.8	309 9.7	801 25.1	227 7.1
無回答	-	-	-	-	-	-
問3付問1 (S A) 労働者の割合						
3割未満	1,101 100.0	540 49.0	64 5.8	103 9.4	317 28.8	77 7.0
3割～6割未満	489 100.0	264 54.0	24 4.9	45 9.2	118 24.1	38 7.8
6割～8割未満	540 100.0	284 52.6	30 5.6	54 10.0	126 23.3	46 8.5
8割以上	1,026 100.0	563 54.9	64 6.2	105 10.2	231 22.5	63 6.1
無回答	31 100.0	15 48.4	2 6.5	2 6.5	9 29.0	3 9.7
問5 (S A) 有るのタイプ						
休業を命じたことがある	2,448 100.0	1,300 53.1	145 5.9	228 9.3	604 24.7	171 7.0
休業を命じたことはない	705 100.0	342 48.5	38 5.4	80 11.3	190 27.0	55 7.8
無回答	34 100.0	24 70.6	1 2.9	1 2.9	7 20.6	1 2.9
問5付問3 (S A) 休業手当に伴						
全員に支払った	2,122 100.0	1,121 52.8	119 5.6	201 9.5	532 25.1	149 7.0
一部の人に支払った	179 100.0	98 54.7	17 9.5	14 7.8	38 21.2	12 6.7
支払わなかった	147 100.0	81 55.1	9 6.1	13 8.8	34 23.1	10 6.8
無回答	-	-	-	-	-	-
問5付問3-4 (S A) 成雇金の調申請						
支払った手当の全額について申請した	1,005 100.0	525 52.2	64 6.4	83 8.3	260 25.9	73 7.3
一部のみ申請した	360 100.0	179 49.7	23 6.4	32 8.9	97 26.9	29 8.1
申請しなかった	908 100.0	502 55.3	48 5.3	97 10.7	205 22.6	56 6.2
無回答	28 100.0	13 46.4	1 3.6	3 10.7	8 28.6	3 10.7
問7 (S A) 規定手当の						
規定がある	1,761 100.0	922 52.4	92 5.2	167 9.5	456 25.9	124 7.0
規定はないが支払うことがある	972 100.0	532 54.7	56 5.8	90 9.3	227 23.4	67 6.9
休業手当の支払いは想定しておらず規定もない	417 100.0	191 45.8	35 8.4	50 12.0	110 26.4	31 7.4
無回答	37 100.0	21 56.8	1 2.7	2 5.4	8 21.6	5 13.5

問3付問6-1. このルールについて当該労働者に示していますか (SA)

正社員

		決るシフト間を 入る 計た は、 日 が で き	てあ ら か じ め 文 書 等 で 明 示 し	しあ ら か じ め 口 頭 の み で 説 明	あ ら か じ め 明 示 し て い な い	無 回 答
合計		1,746 100.0	1,590 91.1	132 7.6	16 0.9	8 0.5
問1 a 主たる業種 (SA)	鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-
	建設業	21 100.0	17 81.0	4 19.0	-	-
	製造業	130 100.0	111 85.4	15 11.5	3 2.3	1 0.8
	電気・ガス・熱供給・水道業	2 100.0	2 100.0	-	-	-
	情報通信業	22 100.0	20 90.9	2 9.1	-	-
	運輸業、郵便業	138 100.0	127 92.0	10 7.2	1 0.7	-
	卸売業、小売業	228 100.0	210 92.1	15 6.6	2 0.9	1 0.4
	金融業、保険業	14 100.0	14 100.0	-	-	-
	不動産、物品賃貸業	11 100.0	9 81.8	2 18.2	-	-
	学術研究、専門・技術サービス業	9 100.0	9 100.0	-	-	-
	宿泊業、飲食サービス業	155 100.0	141 91.0	11 7.1	1 0.6	2 1.3
	生活関連サービス業、娯楽業	76 100.0	73 96.1	3 3.9	-	-
	教育、学習支援業	40 100.0	39 97.5	1 2.5	-	-
	医療、福祉	675 100.0	616 91.3	50 7.4	7 1.0	2 0.3
	複合サービス事業 (郵便局、農業組合など)	38 100.0	36 94.7	2 5.3	-	-
	サービス業 (他に分類されないもの)	173 100.0	154 89.0	15 8.7	2 1.2	2 1.2
	その他	14 100.0	12 85.7	2 14.3	-	-
問1 b (従業員規模)	100人未満	73 100.0	67 91.8	4 5.5	2 2.7	-
	100～299人	905 100.0	814 89.9	79 8.7	8 0.9	4 0.4
	300～999人	537 100.0	499 92.9	33 6.1	3 0.6	2 0.4
	1000人以上	216 100.0	198 91.7	13 6.0	3 1.4	2 0.9
	無回答	15 100.0	12 80.0	3 20.0	-	-
	問3 (労働形態)	固定・交代制勤務者群 (1, 2のみを選択)	-	-	-	-
	シフト制勤務者を含む群 (3, 4, 5のいずれか又は全てを選択している群)	1,746 100.0	1,590 91.1	132 7.6	16 0.9	8 0.5
	無回答	-	-	-	-	-
問3付問1 (従業員労働者の割合)	3割未満	352 100.0	307 87.2	39 11.1	3 0.9	3 0.9
	3割～6割未満	292 100.0	262 89.7	23 7.9	6 2.1	1 0.3
	6割～8割未満	348 100.0	321 92.2	23 6.6	2 0.6	2 0.6
	8割以上	741 100.0	687 92.7	47 6.3	5 0.7	2 0.3
	無回答	13 100.0	13 100.0	-	-	-
問5 (新しい働き方の意識)	休業を命じたことがある	1,357 100.0	1,239 91.3	100 7.4	11 0.8	7 0.5
	休業を命じたことはない	365 100.0	329 90.1	30 8.2	5 1.4	1 0.3
	無回答	24 100.0	22 91.7	2 8.3	-	-
問5付問3 (休業手当に伴う)	全員に支払った	1,176 100.0	1,071 91.1	90 7.7	9 0.8	6 0.5
	一部のみに支払った	107 100.0	100 93.5	5 4.7	1 0.9	1 0.9
	支払わなかった	74 100.0	68 91.9	5 6.8	1 1.4	-
	無回答	-	-	-	-	-
問5付問3-4 (雇用調整助成金の申請)	支払った手当の全額について申請した	554 100.0	504 91.0	44 7.9	3 0.5	3 0.5
	一部のみ申請した	187 100.0	172 92.0	13 7.0	1 0.5	1 0.5
	申請しなかった	526 100.0	482 91.6	37 7.0	4 0.8	3 0.6
	無回答	16 100.0	13 81.3	1 6.3	2 12.5	-
問7 (規定手当)	規定がある	959 100.0	875 91.2	69 7.2	8 0.8	7 0.7
	規定はないが支払うことがある	537 100.0	494 92.0	41 7.6	2 0.4	-
	休業手当の支払いは想定しておらず規定もない	229 100.0	202 88.2	20 8.7	6 2.6	1 0.4
	無回答	21 100.0	19 90.5	2 9.5	-	-

問3付問6-1. このルールについて当該労働者に示していますか (S A)

非正規雇用労働者

		決るシ め時 間を 入 れ ま れ る こ と は 、 日 が で き 計 た る こ と	てあ ら か じ め 文 書 等 で 明 示 し て あ ら か じ め 口 頭 の み で 説 明 し て あ ら か じ め 明 示 し て い な い	無 回 答		
合計		2,159 100.0	1,940 89.9	191 8.8	20 0.9	8 0.4
問1 a 主たる業種 (S A)	鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-
	建設業	25 100.0	20 80.0	5 20.0	-	-
	製造業	153 100.0	131 85.6	18 11.8	2 1.3	2 1.3
	電気・ガス・熱供給・水道業	5 100.0	5 100.0	-	-	-
	情報通信業	26 100.0	24 92.3	2 7.7	-	-
	運輸業、郵便業	155 100.0	139 89.7	13 8.4	2 1.3	1 0.6
	卸売業、小売業	277 100.0	252 91.0	23 8.3	2 0.7	-
	金融業、保険業	21 100.0	21 100.0	-	-	-
	不動産、物品賃貸業	22 100.0	18 81.8	4 18.2	-	-
	学術研究、専門・技術サービス業	13 100.0	12 92.3	1 7.7	-	-
	宿泊業、飲食サービス業	180 100.0	161 89.4	15 8.3	2 1.1	2 1.1
	生活関連サービス業、娯楽業	88 100.0	75 85.2	13 14.8	-	-
	教育、学習支援業	83 100.0	77 92.8	6 7.2	-	-
	医療、福祉	784 100.0	719 91.7	57 7.3	8 1.0	-
	複合サービス事業 (郵便局、農業組合など)	51 100.0	44 86.3	6 11.8	1 2.0	-
	サービス業 (他に分類されないもの)	260 100.0	226 86.9	28 10.8	3 1.2	3 1.2
	その他	16 100.0	16 100.0	-	-	-
問1 b (従業員規模)	100人未満	102 100.0	92 90.2	9 8.8	1 1.0	-
	100～299人	1,071 100.0	958 89.4	99 9.2	12 1.1	2 0.2
	300～999人	710 100.0	639 90.0	64 9.0	4 0.6	3 0.4
	1000人以上	257 100.0	236 91.8	15 5.8	3 1.2	3 1.2
	無回答	19 100.0	15 78.9	4 21.1	-	-
	問3 (労働形態)	固定・交代制勤務者群 (1, 2のみを選択)	-	-	-	-
	シフト制勤務者を含む群 (3, 4, 5のいずれか又は全てを選択している群)	2,159 100.0	1,940 89.9	191 8.8	20 0.9	8 0.4
	無回答	-	-	-	-	-
問3付問1 (労働者の割合)	3割未満	707 100.0	629 89.0	69 9.8	6 0.8	3 0.4
	3割～6割未満	333 100.0	293 88.0	35 10.5	5 1.5	-
	6割～8割未満	368 100.0	333 90.5	30 8.2	2 0.5	3 0.8
	8割以上	732 100.0	666 91.0	57 7.8	7 1.0	2 0.3
	無回答	19 100.0	19 100.0	-	-	-
	問5 (新卒型業務型業務の割合)	休業を命じたことがある	1,673 100.0	1,502 89.8	149 8.9	16 1.0
	休業を命じたことはない	460 100.0	414 90.0	40 8.7	4 0.9	2 0.4
	無回答	26 100.0	24 92.3	2 7.7	-	-
問5付問3 (休業手当に伴う)	全員に支払った	1,441 100.0	1,292 89.7	130 9.0	14 1.0	5 0.3
	一部のみに支払った	129 100.0	113 87.6	13 10.1	2 1.6	1 0.8
	支払わなかった	103 100.0	97 94.2	6 5.8	-	-
	無回答	-	-	-	-	-
	問5付問3-4 (雇用調整助成金の申請)	支払った手当の全額について申請した	672 100.0	595 88.5	70 10.4	4 0.6
	一部のみ申請した	234 100.0	205 87.6	26 11.1	2 0.9	1 0.4
	申請しなかった	647 100.0	590 91.2	46 7.1	9 1.4	2 0.3
	無回答	17 100.0	15 88.2	1 5.9	1 5.9	-
問7 (規定手当)	規定がある	1,181 100.0	1,048 88.7	115 9.7	11 0.9	7 0.6
	規定はないが支払うことがある	678 100.0	626 92.3	48 7.1	4 0.6	-
	休業手当の支払いは想定しておらず規定もない	276 100.0	244 88.4	26 9.4	5 1.8	1 0.4
	無回答	24 100.0	22 91.7	2 8.3	-	-

問3付問7. 当該シフト制において、シフトの作成・提示の期限に関するルールはありますか (S A)

正社員

		シフト制労働者がいる	期日を決めている	期日を決めていない	無回答
合計		2,472 100.0	1,943 78.6	351 14.2	178 7.2
問1 a 主たる業種 (S A)	鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-
	建設業	27 100.0	23 85.2	3 11.1	1 3.7
	製造業	190 100.0	130 68.4	43 22.6	17 8.9
	電気・ガス・熱供給・水道業	2 100.0	1 50.0	-	1 50.0
	情報通信業	32 100.0	25 78.1	6 18.8	1 3.1
	運輸業、郵便業	220 100.0	150 68.2	54 24.5	16 7.3
	卸売業、小売業	324 100.0	256 79.0	39 12.0	29 9.0
	金融業、保険業	20 100.0	14 70.0	5 25.0	1 5.0
	不動産、物品賃貸業	15 100.0	15 100.0	-	-
	学術研究、専門・技術サービス業	12 100.0	10 83.3	2 16.7	-
	宿泊業、飲食サービス業	240 100.0	187 77.9	39 16.3	14 5.8
	生活関連サービス業、娯楽業	99 100.0	76 76.8	17 17.2	6 6.1
	教育、学習支援業	57 100.0	38 66.7	14 24.6	5 8.8
	医療、福祉	919 100.0	782 85.1	76 8.3	61 6.6
	複合サービス事業 (郵便局、農業組合など)	46 100.0	28 60.9	13 28.3	5 10.9
	サービス業 (他に分類されないもの)	250 100.0	191 76.4	38 15.2	21 8.4
	その他	19 100.0	17 89.5	2 10.5	-
問1 b (S A) 従業員規模	100人未満	103 100.0	82 79.6	17 16.5	4 3.9
	100～299人	1,305 100.0	1,006 77.1	197 15.1	102 7.8
	300～999人	737 100.0	586 79.5	101 13.7	50 6.8
	1000人以上	311 100.0	256 82.3	33 10.6	22 7.1
	無回答	16 100.0	13 81.3	3 18.8	-
	問3 (S A) 労働形態	固定・交代制勤務者群 (1, 2のみを選択)	-	-	-
	シフト制勤務者を含む群 (3, 4, 5のいずれか又は全てを選択している群)	2,472 100.0	1,943 78.6	351 14.2	178 7.2
	無回答	-	-	-	-
問3付問1 (S A) 労働者の割合	3割未満	525 100.0	363 69.1	114 21.7	48 9.1
	3割～6割未満	420 100.0	335 79.8	60 14.3	25 6.0
	6割～8割未満	500 100.0	402 80.4	66 13.2	32 6.4
	8割以上	1,005 100.0	828 82.4	108 10.7	69 6.9
	無回答	22 100.0	15 68.2	3 13.6	4 18.2
	問5 (S A) 新型コロナウイルス感染症の影響	休業を命じたことがある	1,911 100.0	1,507 78.9	271 14.2
	休業を命じたことはない	534 100.0	415 77.7	76 14.2	43 8.1
	無回答	27 100.0	21 77.8	4 14.8	2 7.4
問5付問3 (S A) 休業手当に伴	全員に支払った	1,669 100.0	1,308 78.4	243 14.6	118 7.1
	一部のみに支払った	143 100.0	119 83.2	16 11.2	8 5.6
	支払わなかった	99 100.0	80 80.8	12 12.1	7 7.1
	無回答	-	-	-	-
		-	-	-	-
問5付問3-4 (S A) 成雇金の調申請	支払った手当の金額について申請した	788 100.0	603 76.5	131 16.6	54 6.9
	一部のみ申請した	274 100.0	215 78.5	37 13.5	22 8.0
	申請しなかった	731 100.0	594 81.3	90 12.3	47 6.4
	無回答	19 100.0	15 78.9	1 5.3	3 15.8
		-	-	-	-
問7 (S A) 規定の手当	規定がある	1,371 100.0	1,102 80.4	168 12.3	101 7.4
	規定はないが支払うことがある	748 100.0	573 76.6	123 16.4	52 7.0
	休業手当の支払いは想定しておらず規定もない	319 100.0	246 77.1	53 16.6	20 6.3
	無回答	34 100.0	22 64.7	7 20.6	5 14.7
		-	-	-	-

問3付問7. 当該シフト制において、シフトの作成・提示の期限に関するルールはありますか (S A)

非正規雇用労働者

		シフト制労働者がいる	期日を決めている	期日を決めていない	無回答
		計			
合計		3,187 100.0	2,364 74.2	624 19.6	199 6.2
問1 a 主たる業種 (S A)	鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-
	建設業	40 100.0	29 72.5	8 20.0	3 7.5
	製造業	237 100.0	152 64.1	69 29.1	16 6.8
	電気・ガス・熱供給・水道業	6 100.0	4 66.7	1 16.7	1 16.7
	情報通信業	45 100.0	31 68.9	11 24.4	3 6.7
	運輸業、郵便業	253 100.0	160 63.2	72 28.5	21 8.3
	卸売業、小売業	426 100.0	328 77.0	69 16.2	29 6.8
	金融業、保険業	33 100.0	18 54.5	14 42.4	1 3.0
	不動産、物品賃貸業	27 100.0	21 77.8	5 18.5	1 3.7
	学術研究、専門・技術サービス業	22 100.0	15 68.2	6 27.3	1 4.5
	宿泊業、飲食サービス業	282 100.0	221 78.4	48 17.0	13 4.6
	生活関連サービス業、娯楽業	126 100.0	97 77.0	24 19.0	5 4.0
	教育、学習支援業	130 100.0	70 53.8	54 41.5	6 4.6
	医療、福祉	1,086 100.0	884 81.4	132 12.2	70 6.4
	複合サービス事業 (郵便局、農業組合など)	67 100.0	40 59.7	22 32.8	5 7.5
	サービス業 (他に分類されないもの)	385 100.0	275 71.4	86 22.3	24 6.2
	その他	22 100.0	19 86.4	3 13.6	-
問1 b (S A) 従業員規模	100人未満	149 100.0	108 72.5	34 22.8	7 4.7
	100～299人	1,620 100.0	1,177 72.7	327 20.2	116 7.2
	300～999人	1,003 100.0	755 75.3	193 19.2	55 5.5
	1000人以上	394 100.0	307 77.9	66 16.8	21 5.3
	無回答	21 100.0	17 81.0	4 19.0	-
問3 (S A) 勤務形態	固定・交代制勤務者群 (1, 2のみを選択)	-	-	-	-
	シフト制勤務者を含む群 (3, 4, 5のいずれか又は全てを選択している群)	3,187 100.0	2,364 74.2	624 19.6	199 6.2
問3付問1 (S A) 労働者の割合	3割未満	1,101 100.0	693 62.9	340 30.9	68 6.2
	3割～6割未満	489 100.0	377 77.1	80 16.4	32 6.5
	6割～8割未満	540 100.0	425 78.7	79 14.6	36 6.7
	8割以上	1,026 100.0	848 82.7	118 11.5	60 5.8
	無回答	31 100.0	21 67.7	7 22.6	3 9.7
	問5 (S A) 有るの割合	休業を命じたことがある	2,448 100.0	1,832 74.8	465 19.0
	休業を命じたことはない	705 100.0	507 71.9	152 21.6	46 6.5
	無回答	34 100.0	25 73.5	7 20.6	2 5.9
問5付問3 (S A) 休業手当等に伴	全員に支払った	2,122 100.0	1,595 75.2	398 18.8	129 6.1
	一部の人に支払った	179 100.0	136 76.0	33 18.4	10 5.6
	支払わなかった	147 100.0	101 68.7	34 23.1	12 8.2
	無回答	-	-	-	-
問5付問3-4 (S A) 成雇金の調申請助	支払った手当の全額について申請した	1,005 100.0	743 73.9	203 20.2	59 5.9
	一部のみ申請した	360 100.0	263 73.1	69 19.2	28 7.8
	申請しなかった	908 100.0	705 77.6	154 17.0	49 5.4
	無回答	28 100.0	20 71.4	5 17.9	3 10.7
問7 (S A) 規定の手当の	規定がある	1,761 100.0	1,347 76.5	302 17.1	112 6.4
	規定はないが支払うことがある	972 100.0	706 72.6	211 21.7	55 5.7
	休業手当の支払いは想定しておらず規定もない	417 100.0	289 69.3	101 24.2	27 6.5
	無回答	37 100.0	22 59.5	10 27.0	5 13.5

問3付問7-1. このルールについて当該労働者に示していますか (SA)

正社員

	期日を決めている計	てあらかじめ文書等で明示している	しあらかじめ口頭のみで説明している	あらかじめ明示していない	無回答
合計	1,943 100.0	1,181 60.8	682 35.1	75 3.9	5 0.3
問1 a 主たる業種 (SA)					
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-
建設業	23 100.0	14 60.9	9 39.1	-	-
製造業	130 100.0	84 64.6	31 23.8	15 11.5	-
電気・ガス・熱供給・水道業	1 100.0	1 100.0	-	-	-
情報通信業	25 100.0	16 64.0	9 36.0	-	-
運輸業、郵便業	150 100.0	111 74.0	36 24.0	3 2.0	-
卸売業、小売業	256 100.0	175 68.4	75 29.3	5 2.0	1 0.4
金融業、保険業	14 100.0	10 71.4	4 28.6	-	-
不動産、物品賃貸業	15 100.0	10 66.7	5 33.3	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	10 100.0	6 60.0	4 40.0	-	-
宿泊業、飲食サービス業	187 100.0	124 66.3	54 28.9	8 4.3	1 0.5
生活関連サービス業、娯楽業	76 100.0	46 60.5	26 34.2	4 5.3	-
教育、学習支援業	38 100.0	28 73.7	6 15.8	3 7.9	1 2.6
医療、福祉	782 100.0	411 52.6	340 43.5	29 3.7	2 0.3
複合サービス事業 (郵便局、農業組合など)	28 100.0	16 57.1	11 39.3	1 3.6	-
サービス業 (他に分類されないもの)	191 100.0	122 63.9	63 33.0	6 3.1	-
その他	17 100.0	7 41.2	9 52.9	1 5.9	-
問1 b (SA) 従業員規模					
100人未満	82 100.0	41 50.0	38 46.3	2 2.4	1 1.2
100～299人	1,006 100.0	592 58.8	371 36.9	40 4.0	3 0.3
300～999人	586 100.0	369 63.0	198 33.8	19 3.2	-
1000人以上	256 100.0	174 68.0	67 26.2	14 5.5	1 0.4
無回答	13 100.0	5 38.5	8 61.5	-	-
問3 (SA) 勤務形態					
固定・交代制勤務者群 (1, 2のみを選択)	-	-	-	-	-
シフト制勤務者を含む群 (3, 4, 5のいずれか又は全てを選択している群)	1,943 100.0	1,181 60.8	682 35.1	75 3.9	5 0.3
無回答	-	-	-	-	-
問3付問1 (SA) 従業員労働者の割合					
3割未満	363 100.0	224 61.7	122 33.6	15 4.1	2 0.6
3割～6割未満	335 100.0	195 58.2	113 33.7	25 7.5	2 0.6
6割～8割未満	402 100.0	232 57.7	161 40.0	8 2.0	1 0.2
8割以上	828 100.0	520 62.8	281 33.9	27 3.3	-
無回答	15 100.0	10 66.7	5 33.3	-	-
問5 (SA) 有るのストレス					
休業を命じたことがある	1,507 100.0	931 61.8	519 34.4	53 3.5	4 0.3
休業を命じたことはない	415 100.0	237 57.1	156 37.6	21 5.1	1 0.2
無回答	21 100.0	13 61.9	7 33.3	1 4.8	-
問5付問3 (SA) 休業手当等に伴					
全員に支払った	1,308 100.0	819 62.6	438 33.5	47 3.6	4 0.3
一部のみに支払った	119 100.0	69 58.0	46 38.7	4 3.4	-
支払わなかった	80 100.0	43 53.8	35 43.8	2 2.5	-
無回答	-	-	-	-	-
問5付問3-4 (SA) 成雇金の調申請助					
支払った手当の全額について申請した	603 100.0	404 67.0	171 28.4	26 4.3	2 0.3
一部のみ申請した	215 100.0	140 65.1	68 31.6	6 2.8	1 0.5
申請しなかった	594 100.0	332 55.9	242 40.7	19 3.2	1 0.2
無回答	15 100.0	12 80.0	3 20.0	-	-
問7 (SA) 規定手当の					
規定がある	1,102 100.0	698 63.3	366 33.2	36 3.3	2 0.2
規定はないが支払うことがある	573 100.0	324 56.5	221 38.6	25 4.4	3 0.5
休業手当の支払いは想定しておらず規定もない	246 100.0	142 57.7	93 37.8	11 4.5	-
無回答	22 100.0	17 77.3	2 9.1	3 13.6	-

問3付問7-1. このルールについて当該労働者に示していますか (SA)

非正規雇用労働者

		期 日 を 決 め て い る 計	て あ ら か じ め 文 書 等 で 明 示 し	し あ ら か じ め 口 頭 の み で 説 明	あ ら か じ め 明 示 し て い な い	無 回 答
合計		2,364 100.0	1,378 58.3	887 37.5	87 3.7	12 0.5
問1 a 主たる業種 (SA)	鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-
	建設業	29 100.0	19 65.5	9 31.0	1 3.4	-
	製造業	152 100.0	83 54.6	52 34.2	16 10.5	1 0.7
	電気・ガス・熱供給・水道業	4 100.0	2 50.0	1 25.0	1 25.0	-
	情報通信業	31 100.0	18 58.1	12 38.7	1 3.2	-
	運輸業、郵便業	160 100.0	120 75.0	38 23.8	2 1.3	-
	卸売業、小売業	328 100.0	201 61.3	117 35.7	7 2.1	3 0.9
	金融業、保険業	18 100.0	13 72.2	5 27.8	-	-
	不動産、物品賃貸業	21 100.0	11 52.4	10 47.6	-	-
	学術研究、専門・技術サービス業	15 100.0	9 60.0	6 40.0	-	-
	宿泊業、飲食サービス業	221 100.0	136 61.5	73 33.0	11 5.0	1 0.5
	生活関連サービス業、娯楽業	97 100.0	53 54.6	40 41.2	4 4.1	-
	教育、学習支援業	70 100.0	48 68.6	18 25.7	3 4.3	1 1.4
	医療、福祉	884 100.0	467 52.8	385 43.6	29 3.3	3 0.3
	複合サービス事業 (郵便局、農業組合など)	40 100.0	20 50.0	18 45.0	2 5.0	-
	サービス業 (他に分類されないもの)	275 100.0	171 62.2	92 33.5	9 3.3	3 1.1
その他	19 100.0	7 36.8	11 57.9	1 5.3	-	
問1 b (SA) 従業員規模	100人未満	108 100.0	55 50.9	49 45.4	2 1.9	2 1.9
	100～299人	1,177 100.0	671 57.0	456 38.7	44 3.7	6 0.5
	300～999人	755 100.0	437 57.9	291 38.5	26 3.4	1 0.1
	1000人以上	307 100.0	207 67.4	83 27.0	15 4.9	2 0.7
	無回答	17 100.0	8 47.1	8 47.1	-	1 5.9
	問3 (SA) 勤務形態	固定・交代制勤務者群 (1, 2のみを選択)	-	-	-	-
	シフト制勤務者を含む群 (3, 4, 5のいずれか又は全てを選択している群)	2,364 100.0	1,378 58.3	887 37.5	87 3.7	12 0.5
	無回答	-	-	-	-	-
問3付問1 (SA) 従業者の割合	3割未満	693 100.0	397 57.3	267 38.5	25 3.6	4 0.6
	3割～6割未満	377 100.0	207 54.9	144 38.2	23 6.1	3 0.8
	6割～8割未満	425 100.0	242 56.9	171 40.2	10 2.4	2 0.5
	8割以上	848 100.0	521 61.4	295 34.8	29 3.4	3 0.4
	無回答	21 100.0	11 52.4	10 47.6	-	-
	問5 (SA) 有るのストレス	休業を命じたことがある	1,832 100.0	1,084 59.2	676 36.9	63 3.4
	休業を命じたことはない	507 100.0	278 54.8	203 40.0	23 4.5	3 0.6
	無回答	25 100.0	16 64.0	8 32.0	1 4.0	-
問5付問3 (SA) 休業手当等に 伴	全員に支払った	1,595 100.0	953 59.7	578 36.2	55 3.4	9 0.6
	一部のみに支払った	136 100.0	81 59.6	51 37.5	4 2.9	-
	支払わなかった	101 100.0	50 49.5	47 46.5	4 4.0	-
	無回答	-	-	-	-	-
問5付問3-4 (SA) 成雇金の調 申請 請助	支払った手当の金額について申請した	743 100.0	466 62.7	240 32.3	31 4.2	6 0.8
	一部のみ申請した	263 100.0	164 62.4	90 34.2	8 3.0	1 0.4
	申請しなかった	705 100.0	391 55.5	294 41.7	18 2.6	2 0.3
	無回答	20 100.0	13 65.0	5 25.0	2 10.0	-
	問7 (SA) 規定 手 当 の	規定がある	1,347 100.0	816 60.6	485 36.0	39 2.9
	規定はないが支払うことがある	706 100.0	389 55.1	281 39.8	31 4.4	5 0.7
	休業手当の支払いは想定しておらず規定 もない	289 100.0	156 54.0	119 41.2	14 4.8	-
	無回答	22 100.0	17 77.3	2 9.1	3 13.6	-

問3付問7-2. 当該シフト制において、決められている期日はシフト初日のどのぐらい前としていますか (SA)

正社員

		期日を決めている計	1週間未満	1週間〜2週間未満	2週間〜3週間未満	3週間〜1か月未満	1か月以上	無回答
合計		1,943 100.0	537 27.6	793 40.8	216 11.1	140 7.2	231 11.9	26 1.3
問1 a 主たる業種 (SA)	鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-
	建設業	23 100.0	5 21.7	8 34.8	2 8.7	2 8.7	6 26.1	-
	製造業	130 100.0	30 23.1	40 30.8	13 10.0	13 10.0	30 23.1	4 3.1
	電気・ガス・熱供給・水道業	1 100.0	-	-	-	-	1 100.0	-
	情報通信業	25 100.0	7 28.0	7 28.0	3 12.0	2 8.0	6 24.0	-
	運輸業、郵便業	150 100.0	43 28.7	49 32.7	15 10.0	13 8.7	28 18.7	2 1.3
	卸売業、小売業	256 100.0	79 30.9	99 38.7	26 10.2	11 4.3	39 15.2	2 0.8
	金融業、保険業	14 100.0	3 21.4	6 42.9	-	1 7.1	3 21.4	1 7.1
	不動産、物品賃貸業	15 100.0	6 40.0	5 33.3	2 13.3	1 6.7	-	1 6.7
	学術研究、専門・技術サービス業	10 100.0	5 50.0	3 30.0	-	1 10.0	1 10.0	-
	宿泊業、飲食サービス業	187 100.0	65 34.8	67 35.8	23 12.3	14 7.5	14 7.5	4 2.1
	生活関連サービス業、娯楽業	76 100.0	25 32.9	28 36.8	7 9.2	5 6.6	10 13.2	1 1.3
	教育、学習支援業	38 100.0	6 15.8	15 39.5	6 15.8	2 5.3	9 23.7	-
	医療、福祉	782 100.0	210 26.9	361 46.2	97 12.4	54 6.9	52 6.6	8 1.0
	複合サービス事業 (郵便局、農業組合など)	28 100.0	5 17.9	16 57.1	1 3.6	2 7.1	4 14.3	-
	サービス業 (他に分類されないもの)	191 100.0	44 23.0	81 42.4	18 9.4	19 9.9	26 13.6	3 1.6
	その他	17 100.0	4 23.5	8 47.1	3 17.6	-	2 11.8	-
問1 b (従業員規模)	100人未満	82 100.0	17 20.7	43 52.4	5 6.1	6 7.3	11 13.4	-
	100〜299人	1,006 100.0	275 27.3	413 41.1	119 11.8	73 7.3	110 10.9	16 1.6
	300〜999人	586 100.0	171 29.2	226 38.6	57 9.7	45 7.7	79 13.5	8 1.4
	1000人以上	256 100.0	71 27.7	107 41.8	32 12.5	14 5.5	30 11.7	2 0.8
	無回答	13 100.0	3 23.1	4 30.8	3 23.1	2 15.4	1 7.7	-
	問3 (労働形態)	固定・交代制勤務者群 (1, 2のみを選択)	-	-	-	-	-	-
シフト制勤務者を含む群 (3, 4, 5のいずれか又は全てを選択している群)	1,943 100.0	537 27.6	793 40.8	216 11.1	140 7.2	231 11.9	26 1.3	
無回答	-	-	-	-	-	-	-	-
問3付問1 (従業員労働者の割合)	3割未満	363 100.0	75 20.7	135 37.2	32 8.8	32 8.8	79 21.8	10 2.8
	3割〜6割未満	335 100.0	78 23.3	135 40.3	43 12.8	31 9.3	46 13.7	2 0.6
	6割〜8割未満	402 100.0	120 29.9	158 39.3	48 11.9	27 6.7	43 10.7	6 1.5
	8割以上	828 100.0	259 31.3	358 43.2	92 11.1	50 6.0	61 7.4	8 1.0
	無回答	15 100.0	5 33.3	7 46.7	1 6.7	-	2 13.3	-
問5 (新型コロナウイルス感染症の影響)	休業を命じたことがある	1,507 100.0	427 28.3	612 40.6	167 11.1	110 7.3	168 11.1	23 1.5
	休業を命じたことはない	415 100.0	103 24.8	176 42.4	46 11.1	29 7.0	58 14.0	3 0.7
	無回答	21 100.0	7 33.3	5 23.8	3 14.3	1 4.8	5 23.8	-
問5付問3 (休業手当等に伴)	全員に支払った	1,308 100.0	376 28.7	519 39.7	143 10.9	97 7.4	153 11.7	20 1.5
	一部のみに支払った	119 100.0	28 23.5	58 48.7	17 14.3	6 5.0	7 5.9	3 2.5
	支払わなかった	80 100.0	23 28.8	35 43.8	7 8.8	7 8.8	8 10.0	-
	無回答	-	-	-	-	-	-	-
問5付問3-4 (雇用調整助成金の申請)	支払った手当の全額について申請した	603 100.0	170 28.2	231 38.3	69 11.4	48 8.0	75 12.4	10 1.7
	一部のみ申請した	215 100.0	63 29.3	84 39.1	26 12.1	13 6.0	23 10.7	6 2.8
	申請しなかった	594 100.0	167 28.1	256 43.1	63 10.6	41 6.9	60 10.1	7 1.2
	無回答	15 100.0	4 26.7	6 40.0	2 13.3	1 6.7	2 13.3	-
問7 (規定手当)	規定がある	1,102 100.0	315 28.6	429 38.9	116 10.5	83 7.5	138 12.5	21 1.9
	規定はないが支払うことがある	573 100.0	151 26.4	256 44.7	62 10.8	41 7.2	59 10.3	4 0.7
	休業手当の支払いは想定しておらず規定もない	246 100.0	65 26.4	100 40.7	35 14.2	15 6.1	30 12.2	1 0.4
	無回答	22 100.0	6 27.3	8 36.4	3 13.6	1 4.5	4 18.2	-

問3付問7-2. 当該シフト制において、決められている期日はシフト初日のどのぐらい前としていますか (SA)

非正規雇用労働者

		期日を決めている計	1週間未満	1週間より2週間未満	2週間より3週間未満	3週間より1か月未満	1か月以上	無回答
合計		2,364 100.0	621 26.3	982 41.5	271 11.5	199 8.4	252 10.7	39 1.6
問1 a 主たる業種 (SA)	鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-
	建設業	29 100.0	6 20.7	10 34.5	4 13.8	2 6.9	7 24.1	-
	製造業	152 100.0	32 21.1	49 32.2	15 9.9	17 11.2	34 22.4	5 3.3
	電気・ガス・熱供給・水道業	4 100.0	-	2 50.0	-	1 25.0	1 25.0	-
	情報通信業	31 100.0	7 22.6	12 38.7	5 16.1	3 9.7	4 12.9	-
	運輸業、郵便業	160 100.0	48 30.0	52 32.5	16 10.0	14 8.8	27 16.9	3 1.9
	卸売業、小売業	328 100.0	97 29.6	128 39.0	34 10.4	21 6.4	45 13.7	3 0.9
	金融業、保険業	18 100.0	3 16.7	9 50.0	1 5.6	1 5.6	3 16.7	1 5.6
	不動産、物品賃貸業	21 100.0	7 33.3	7 33.3	2 9.5	2 9.5	2 9.5	1 4.8
	学術研究、専門・技術サービス業	15 100.0	7 46.7	6 40.0	-	-	1 6.7	1 6.7
	宿泊業、飲食サービス業	221 100.0	74 33.5	87 39.4	27 12.2	17 7.7	9 4.1	7 3.2
	生活関連サービス業、娯楽業	97 100.0	26 26.8	37 38.1	15 15.5	8 8.2	9 9.3	2 2.1
	教育、学習支援業	70 100.0	10 14.3	28 40.0	9 12.9	7 10.0	14 20.0	2 2.9
	医療、福祉	884 100.0	226 25.6	418 47.3	112 12.7	66 7.5	54 6.1	8 0.9
	複合サービス事業 (郵便局、農業組合など)	40 100.0	9 22.5	20 50.0	2 5.0	4 10.0	5 12.5	-
	サービス業 (他に分類されないもの)	275 100.0	65 23.6	107 38.9	27 9.8	36 13.1	35 12.7	5 1.8
	その他	19 100.0	4 21.1	10 52.6	2 10.5	-	2 10.5	1 5.3
問1 b (SA) 従業員規模	100人未満	108 100.0	24 22.2	54 50.0	10 9.3	8 7.4	10 9.3	2 1.9
	100～299人	1,177 100.0	313 26.6	501 42.6	140 11.9	93 7.9	111 9.4	19 1.6
	300～999人	755 100.0	199 26.4	293 38.8	82 10.9	75 9.9	92 12.2	14 1.9
	1000人以上	307 100.0	82 26.7	128 41.7	34 11.1	21 6.8	38 12.4	4 1.3
	無回答	17 100.0	3 17.6	6 35.3	5 29.4	2 11.8	1 5.9	-
	問3 (SA) 勤務形態	固定・交代制勤務者群 (1, 2のみを選択)	-	-	-	-	-	-
シフト制勤務者を含む群 (3, 4, 5のいずれか又は全てを選択している群)	2,364 100.0	621 26.3	982 41.5	271 11.5	199 8.4	252 10.7	39 1.6	
無回答	-	-	-	-	-	-	-	-
問3付問1 (SA) 従業者の割合	3割未満	693 100.0	146 21.1	279 40.3	68 9.8	68 9.8	113 16.3	19 2.7
	3割～6割未満	377 100.0	80 21.2	159 42.2	45 11.9	40 10.6	49 13.0	4 1.1
	6割～8割未満	425 100.0	122 28.7	170 40.0	54 12.7	37 8.7	35 8.2	7 1.6
	8割以上	848 100.0	266 31.4	367 43.3	102 12.0	53 6.3	51 6.0	9 1.1
	無回答	21 100.0	7 33.3	7 33.3	2 9.5	1 4.8	4 19.0	-
	問5 (SA) 有るのタイプ	休業を命じたことがある	1,832 100.0	487 26.6	760 41.5	208 11.4	156 8.5	188 10.3
休業を命じたことはない	507 100.0	127 25.0	215 42.4	60 11.8	40 7.9	59 11.6	6 1.2	
無回答	25 100.0	7 28.0	7 28.0	3 12.0	3 12.0	3 20.0	5 -	
問5付問3 (SA) 休業手当に伴	全員に支払った	1,595 100.0	432 27.1	653 40.9	178 11.2	133 8.3	169 10.6	30 1.9
	一部のみに支払った	136 100.0	31 22.8	60 44.1	19 14.0	13 9.6	10 7.4	3 2.2
	支払わなかった	101 100.0	24 23.8	47 46.5	11 10.9	10 9.9	9 8.9	-
	無回答	-	-	-	-	-	-	-
問5付問3-4 (SA) 成雇金の調整申請	支払った手当の全額について申請した	743 100.0	202 27.2	283 38.1	87 11.7	69 9.3	86 11.6	16 2.2
	一部のみ申請した	263 100.0	70 26.6	106 40.3	34 12.9	19 7.2	26 9.9	8 3.0
	申請しなかった	705 100.0	187 26.5	317 45.0	73 10.4	55 7.8	64 9.1	9 1.3
	無回答	20 100.0	4 20.0	7 35.0	3 15.0	3 15.0	3 15.0	-
問7 (SA) 規定手当の	規定がある	1,347 100.0	362 26.9	536 39.8	147 10.9	114 8.5	154 11.4	34 2.5
	規定はないが支払うことがある	706 100.0	175 24.8	319 45.2	78 11.0	64 9.1	66 9.3	4 0.6
	休業手当の支払いは想定しておらず規定もない	289 100.0	78 27.0	119 41.2	43 14.9	20 6.9	28 9.7	1 0.3
	無回答	22 100.0	6 27.3	8 36.4	3 13.6	1 4.5	4 18.2	-

問3付問8. 当該シフト制において、シフトを作成するにあたって、当該労働者の希望や意見の聴取等に関するルールはありますか (MA)

正社員

		シフト制労働者がいる計	シフト制労働者の希望を聞く前に労働者の希望を聞く	シフト制労働者の希望を聞く前に労働者の希望を聞く	シフト制労働者の希望を聞く前に労働者の希望を聞く	シフト制労働者の希望を聞く前に労働者の希望を聞く	シフト制労働者の希望を聞く前に労働者の希望を聞く	シフト制労働者の希望を聞く前に労働者の希望を聞く	シフト制労働者の希望を聞く前に労働者の希望を聞く	その他	特になし	無回答	
合計		2,472 100.0	1,845 74.6	748 30.3	937 37.9	12 0.5	33 1.3	96 3.9	161 6.5				
問1 a 主たる業種 (S A)	鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	建設業	27 100.0	18 66.7	8 29.6	5 18.5	1 3.7	1 3.7	2 7.4	1 3.7				
	製造業	190 100.0	92 48.4	58 30.5	68 35.8	3 1.6	6 3.2	16 8.4	12 6.3				
	電気・ガス・熱供給・水道業	2 100.0	1 50.0	2 100.0	1 50.0	-	-	-	-				
	情報通信業	32 100.0	16 50.0	13 40.6	9 28.1	1 3.1	1 3.1	3 9.4	1 3.1				
	運輸業、郵便業	220 100.0	120 54.5	64 29.1	88 40.0	3 1.4	3 1.4	25 11.4	20 9.1				
	卸売業、小売業	324 100.0	251 77.5	117 36.1	129 39.8	-	5 1.5	11 3.4	20 6.2				
	金融業、保険業	20 100.0	14 70.0	5 25.0	8 40.0	-	-	3 15.0	1 5.0				
	不動産、物品賃貸業	15 100.0	14 93.3	5 33.3	8 53.3	-	-	-	1 6.7				
	学術研究、専門・技術サービス業	12 100.0	9 75.0	4 33.3	4 33.3	-	-	1 8.3	1 8.3				
	宿泊業、飲食サービス業	240 100.0	189 78.8	83 34.6	94 39.2	1 0.4	1 0.4	5 2.1	15 6.3				
	生活関連サービス業、娯楽業	99 100.0	76 76.8	31 31.3	36 36.4	1 1.0	1 1.0	6 6.1	4 4.0				
	教育、学習支援業	57 100.0	40 70.2	19 33.3	24 42.1	-	-	3 5.3	5 8.8				
	医療、福祉	919 100.0	796 86.6	219 23.8	326 35.5	2 0.2	11 1.2	14 1.5	54 5.9				
	複合サービス事業 (郵便局、農業組合など)	46 100.0	26 56.5	19 41.3	22 47.8	-	-	1 2.2	4 8.7				
	サービス業 (他に分類されないもの)	250 100.0	171 68.4	95 38.0	110 44.0	-	4 1.6	5 2.0	22 8.8				
	その他	19 100.0	12 63.2	6 31.6	5 26.3	-	-	1 5.3	-				
	問1 b (従業員規模)	100人未満	103 100.0	73 70.9	32 31.1	33 32.0	-	-	3 2.9	6 5.8			
		100～299人	1,305 100.0	963 73.8	360 27.6	480 36.8	6 0.5	24 1.8	52 4.0	94 7.2			
300～999人		737 100.0	578 78.4	239 32.4	293 39.8	3 0.4	3 0.4	19 2.6	43 5.8				
1000人以上		311 100.0	219 70.4	116 37.3	126 40.5	3 1.0	6 1.9	22 7.1	17 5.5				
無回答		16 100.0	12 75.0	1 6.3	5 31.3	-	-	-	1 6.3				
問3 (労働形態)		固定・交代制勤務者群 (1, 2のみを選択)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
シフト制勤務者を含む群 (3, 4, 5のいずれか又は全てを選択している群)	2,472 100.0	1,845 74.6	748 30.3	937 37.9	12 0.5	33 1.3	96 3.9	161 6.5					
無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
問3付問1 (シフト割)	3割未満	525 100.0	324 61.7	184 35.0	200 38.1	4 0.8	10 1.9	30 5.7	42 8.0				
	3割～6割未満	420 100.0	311 74.0	125 29.8	159 37.9	2 0.5	4 1.0	21 5.0	22 5.2				
	6割～8割未満	500 100.0	384 76.8	134 26.8	180 36.0	2 0.4	7 1.4	13 2.6	41 8.2				
	8割以上	1,005 100.0	810 80.6	298 29.7	390 38.8	4 0.4	11 1.1	31 3.1	53 5.3				
	無回答	22 100.0	16 72.7	7 31.8	8 36.4	-	1 4.5	1 4.5	3 13.6				
	問5 (有るのストレス)	休業を命じたことがある	1,911 100.0	1,429 74.8	594 31.1	730 38.2	9 0.5	28 1.5	72 3.8	124 6.5			
休業を命じたことはない	534 100.0	393 73.6	145 27.2	194 36.3	3 0.6	5 0.9	22 4.1	37 6.9					
無回答	27 100.0	23 85.2	9 33.3	13 48.1	-	-	2 7.4	-					
問5付問3 (休業手当)	全員に支払った	1,669 100.0	1,231 73.8	522 31.3	642 38.5	8 0.5	25 1.5	66 4.0	113 6.8				
	一部のみに支払った	143 100.0	116 81.1	46 32.2	53 37.1	1 0.7	3 2.1	3 2.1	5 3.5				
	支払わなかった	99 100.0	82 82.8	26 26.3	35 35.4	-	-	3 3.0	6 6.1				
	無回答	-	-	-	-	-	-	-	-				
問5付問3-4 (成雇手当て)	支払った手当の金額について申請した	788 100.0	546 69.3	250 31.7	301 38.2	5 0.6	10 1.3	39 4.9	57 7.2				
	一部のみ申請した	274 100.0	210 76.6	86 31.4	117 42.7	-	6 2.2	6 2.2	18 6.6				
	申請しなかった	731 100.0	576 78.8	227 31.1	269 36.8	4 0.5	12 1.6	23 3.1	41 5.6				
	無回答	19 100.0	15 78.9	5 26.3	8 42.1	-	-	1 5.3	2 10.5				
問7 (規定)	規定がある	1,371 100.0	1,010 73.7	429 31.3	514 37.5	7 0.5	19 1.4	55 4.0	85 6.2				
	規定はないが支払うことがある	748 100.0	581 77.7	211 28.2	290 38.8	2 0.3	10 1.3	27 3.6	46 6.1				
	休業手当の支払いは想定しておらず規定もない	319 100.0	235 73.7	98 30.7	122 38.2	3 0.9	4 1.3	13 4.1	23 7.2				
	無回答	34 100.0	19 55.9	10 29.4	11 32.4	-	-	1 2.9	7 20.6				

問3付問8. 当該シフト制において、シフトを作成するにあたって、当該労働者の希望や意見の聴取等に関するルールはありますか (MA)

非正規雇用労働者

	シフト制労働者がいる計	シフト案を作成する前に労働者の希望を聞く	シフト案を作成する前に労働者の意見を聴く	シフト案を作成する前に労働者の意見を聴く	シフト案を作成する前に労働者の意見を聴く	シフト案を作成する前に労働者の意見を聴く	シフト案を作成する前に労働者の意見を聴く	シフト案を作成する前に労働者の意見を聴く	シフト案を作成する前に労働者の意見を聴く	その他	特になし	無回答
合計	3,187 100.0	2,374 74.5	1,002 31.4	1,255 39.4	9 0.3	40 1.3	154 4.8	211 6.6				
問1 a 主たる業種 (S A)												
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	40 100.0	23 57.5	9 22.5	9 22.5	1 2.5	2 5.0	5 12.5	5 12.5				
製造業	237 100.0	129 54.4	68 28.7	91 38.4	2 0.8	4 1.7	26 11.0	17 7.2				
電気・ガス・熱供給・水道業	6 100.0	2 33.3	3 50.0	3 50.0	-	-	-	-				
情報通信業	45 100.0	24 53.3	19 42.2	16 35.6	1 2.2	1 4.4	2 11.1	5 11.1				
運輸業、郵便業	253 100.0	140 55.3	74 29.2	87 34.4	1 0.4	2 0.8	31 12.3	23 9.1				
卸売業、小売業	426 100.0	328 77.0	153 35.9	172 40.4	-	7 1.6	20 4.7	24 5.6				
金融業、保険業	33 100.0	20 60.6	12 36.4	15 45.5	-	-	5 15.2	2 6.1				
不動産、物品賃貸業	27 100.0	23 85.2	13 48.1	14 51.9	-	-	-	2 7.4				
学術研究、専門・技術サービス業	22 100.0	14 63.6	6 27.3	6 27.3	-	-	2 9.1	2 9.1				
宿泊業、飲食サービス業	282 100.0	231 81.9	103 36.5	117 41.5	-	1 0.4	5 1.8	15 5.3				
生活関連サービス業、娯楽業	126 100.0	105 83.3	41 32.5	50 39.7	-	-	4 3.2	5 4.0				
教育、学習支援業	130 100.0	84 64.6	46 35.4	57 43.8	2 1.5	3 2.3	13 10.0	7 5.4				
医療、福祉	1,086 100.0	931 85.7	283 26.1	411 37.8	1 0.1	12 1.1	19 1.7	75 6.9				
複合サービス事業 (郵便局、農業組合など)	67 100.0	44 65.7	23 34.3	30 44.8	-	-	6 9.0	4 6.0				
サービス業 (他に分類されないもの)	385 100.0	260 67.5	142 36.9	168 43.6	1 0.3	8 2.1	15 3.9	25 6.5				
その他	22 100.0	16 72.7	7 31.8	9 40.9	-	-	1 4.5	-				
問1 b (従業員規模)												
100人未満	149 100.0	106 71.1	38 25.5	38 25.5	-	3 2.0	9 6.0	12 8.1				
100～299人	1,620 100.0	1,195 73.8	462 28.5	622 38.4	3 0.2	23 1.4	84 5.2	121 7.5				
300～999人	1,003 100.0	772 77.0	351 35.0	417 41.6	2 0.2	9 0.9	35 3.5	56 5.6				
1000人以上	394 100.0	284 72.1	148 37.6	171 43.4	4 1.0	5 1.3	26 6.6	21 5.3				
無回答	21 100.0	17 81.0	3 14.3	7 33.3	-	-	-	1 4.8				
問3 (労働形態)												
固定・交代制勤務者群 (1, 2のみを選択)	-	-	-	-	-	-	-	-				
シフト制勤務者を含む群 (3, 4, 5のいずれか又は全てを選択している群)	3,187 100.0	2,374 74.5	1,002 31.4	1,255 39.4	9 0.3	40 1.3	154 4.8	211 6.6				
無回答	-	-	-	-	-	-	-	-				
問3付問1 (従業員労働者の割合)												
3割未満	1,101 100.0	741 67.3	375 34.1	446 40.5	6 0.5	18 1.6	83 7.5	76 6.9				
3割～6割未満	489 100.0	361 73.8	149 30.5	192 39.3	-	6 1.2	22 4.5	31 6.3				
6割～8割未満	540 100.0	412 76.3	157 29.1	205 38.0	1 0.2	4 0.7	13 2.4	50 9.3				
8割以上	1,026 100.0	838 81.7	312 30.4	402 39.2	2 0.2	11 1.1	31 3.0	53 5.2				
無回答	31 100.0	22 71.0	9 29.0	10 32.3	-	1 3.2	5 16.1	1 3.2				
問5 (新型コロナウイルス感染症の予防対策)												
休業を命じたことがある	2,448 100.0	1,842 75.2	802 32.8	980 40.0	8 0.3	29 1.2	108 4.4	155 6.3				
休業を命じたことはない	705 100.0	505 71.6	189 26.8	258 36.6	1 0.1	11 1.6	44 6.2	55 7.8				
無回答	34 100.0	27 79.4	11 32.4	17 50.0	-	-	2 5.9	1 2.9				
問5付問3 (休業手当等に伴)												
全員に支払った	2,122 100.0	1,583 74.6	707 33.3	850 40.1	6 0.3	26 1.2	96 4.5	134 6.3				
一部の人に支払った	179 100.0	147 82.1	55 30.7	73 40.8	2 1.1	2 1.1	4 2.2	11 6.1				
支払わなかった	147 100.0	112 76.2	40 27.2	57 38.8	-	1 0.7	8 5.4	10 6.8				
無回答	-	-	-	-	-	-	-	-				
問5付問3-4 (成雇手当ての調整申請)												
支払った手当の金額について申請した	1,005 100.0	719 71.5	336 33.4	393 39.1	2 0.2	13 1.3	50 5.0	70 7.0				
一部のみ申請した	360 100.0	272 75.6	115 31.9	157 43.6	1 0.3	5 1.4	8 2.2	25 6.9				
申請しなかった	908 100.0	720 79.3	303 33.4	361 39.8	5 0.6	10 1.1	40 4.4	45 5.0				
無回答	28 100.0	19 67.9	8 28.6	12 42.9	-	-	2 7.1	5 17.9				
問7 (規定手当)												
規定がある	1,761 100.0	1,314 74.6	553 31.4	667 37.9	7 0.4	20 1.1	84 4.8	116 6.6				
規定はないが支払うことがある	972 100.0	748 77.0	306 31.5	408 42.0	2 0.2	11 1.1	42 4.3	53 5.5				
休業手当の支払いは想定しておらず規定もない	417 100.0	292 70.0	133 31.9	170 40.8	-	8 1.9	26 6.2	35 8.4				
無回答	37 100.0	20 54.1	10 27.0	10 27.0	-	1 2.7	2 5.4	7 18.9				

問3付問8-1. 労働条件明示の際に、労働者の希望や意見の聴取等に関するルールについて、当該労働者に示しましたか（SA）

正社員

		聴取等計に労働者に関する希望や意見がある	てあらかじめ文書等で明示している	いあらかじめ口頭で明示している	あらかじめ明示していない	無回答
合計		2,215 100.0	657 29.7	1,140 51.5	296 13.4	122 5.5
問1 a 主たる業種（SA）	鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-
	建設業	24 100.0	6 25.0	9 37.5	6 25.0	3 12.5
	製造業	162 100.0	53 32.7	73 45.1	29 17.9	7 4.3
	電気・ガス・熱供給・水道業	2 100.0	1 50.0	1 50.0	-	-
	情報通信業	28 100.0	10 35.7	12 42.9	4 14.3	2 7.1
	運輸業、郵便業	175 100.0	61 34.9	82 46.9	26 14.9	6 3.4
	卸売業、小売業	293 100.0	94 32.1	128 43.7	53 18.1	18 6.1
	金融業、保険業	16 100.0	5 31.3	10 62.5	-	1 6.3
	不動産、物品賃貸業	14 100.0	5 35.7	9 64.3	-	-
	学術研究、専門・技術サービス業	10 100.0	3 30.0	4 40.0	2 20.0	1 10.0
	宿泊業、飲食サービス業	220 100.0	64 29.1	106 48.2	34 15.5	16 7.3
	生活関連サービス業、娯楽業	89 100.0	22 24.7	49 55.1	12 13.5	6 6.7
	教育、学習支援業	49 100.0	13 26.5	27 55.1	7 14.3	2 4.1
	医療、福祉	851 100.0	233 27.4	488 57.3	84 9.9	46 5.4
	複合サービス事業（郵便局、農業組合など）	41 100.0	14 34.1	20 48.8	4 9.8	3 7.3
	サービス業（他に分類されないもの）	223 100.0	66 29.6	115 51.6	32 14.3	10 4.5
	その他	18 100.0	7 38.9	7 38.9	3 16.7	1 5.6
問1 b （従業員規模）	100人未満	94 100.0	23 24.5	55 58.5	8 8.5	8 8.5
	100～299人	1,159 100.0	328 28.3	623 53.8	149 12.9	59 5.1
	300～999人	675 100.0	214 31.7	337 49.9	87 12.9	37 5.5
	1000人以上	272 100.0	84 30.9	121 44.5	51 18.8	16 5.9
	無回答	15 100.0	8 53.3	4 26.7	1 6.7	2 13.3
問3 （労働形態）	固定・交代制勤務者群（1、2のみを選択）	-	-	-	-	-
	シフト制勤務者を含む群（3、4、5のいずれか又は全てを選択している群）	2,215 100.0	657 29.7	1,140 51.5	296 13.4	122 5.5
問3付問1 （従業員労働時間の割合）	3割未満	453 100.0	131 28.9	219 48.3	75 16.6	28 6.2
	3割～6割未満	377 100.0	110 29.2	194 51.5	47 12.5	26 6.9
	6割～8割未満	446 100.0	135 30.3	227 50.9	53 11.9	31 7.0
	8割以上	921 100.0	272 29.5	491 53.3	121 13.1	37 4.0
	無回答	18 100.0	9 50.0	9 50.0	-	-
問5 （新卒型業務の業務内容）	休業を命じたことがある	1,715 100.0	507 29.6	874 51.0	240 14.0	94 5.5
	休業を命じたことはない	475 100.0	143 30.1	254 53.5	52 10.9	26 5.5
	無回答	25 100.0	7 28.0	12 48.0	4 16.0	2 8.0
問5付問3 （休業手当等に伴）	全員に支払った	1,490 100.0	448 30.1	759 50.9	202 13.6	81 5.4
	一部のみに支払った	135 100.0	42 31.1	57 42.2	28 20.7	8 5.9
	支払わなかった	90 100.0	17 18.9	58 64.4	10 11.1	5 5.6
	無回答	-	-	-	-	-
問5付問3-4 （雇用金の調整申請）	支払った手当の金額について申請した	692 100.0	232 33.5	322 46.5	98 14.2	40 5.8
	一部のみ申請した	250 100.0	71 28.4	116 46.4	45 18.0	18 7.2
	申請しなかった	667 100.0	183 27.4	369 55.3	85 12.7	30 4.5
	無回答	16 100.0	4 25.0	9 56.3	2 12.5	1 6.3
問7 （規定手当）	規定がある	1,231 100.0	391 31.8	605 49.1	158 12.8	77 6.3
	規定はないが支払うことがある	675 100.0	173 25.6	371 55.0	97 14.4	34 5.0
	休業手当の支払いは想定しておらず規定もない	283 100.0	85 30.0	152 53.7	37 13.1	9 3.2
	無回答	26 100.0	8 30.8	12 46.2	4 15.4	2 7.7

問3付問8-1. 労働条件明示の際に、労働者の希望や意見の聴取等に関するルールについて、当該労働者に示しましたか（SA）

非正規雇用労働者

		聴取等計に労働者に関する希望や意見があるの	てあらかじめ文書等で明示している	いあらかじめ口頭で明示している	あらかじめ明示していない	無回答
合計		2,822 100.0	846 30.0	1,483 52.6	365 12.9	128 4.5
問1 a 主たる業種（SA）	鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-
	建設業	30 100.0	10 33.3	13 43.3	6 20.0	1 3.3
	製造業	194 100.0	64 33.0	97 50.0	30 15.5	3 1.5
	電気・ガス・熱供給・水道業	6 100.0	1 16.7	5 83.3	-	-
	情報通信業	38 100.0	15 39.5	19 50.0	3 7.9	1 2.6
	運輸業、郵便業	199 100.0	78 39.2	83 41.7	30 15.1	8 4.0
	卸売業、小売業	382 100.0	113 29.6	187 49.0	59 15.4	23 6.0
	金融業、保険業	26 100.0	8 30.8	16 61.5	1 3.8	1 3.8
	不動産、物品賃貸業	25 100.0	5 20.0	18 72.0	1 4.0	1 4.0
	学術研究、専門・技術サービス業	18 100.0	4 22.2	10 55.6	3 16.7	1 5.6
	宿泊業、飲食サービス業	262 100.0	77 29.4	131 50.0	36 13.7	18 6.9
	生活関連サービス業、娯楽業	117 100.0	30 25.6	67 57.3	15 12.8	5 4.3
	教育、学習支援業	110 100.0	33 30.0	55 50.0	18 16.4	4 3.6
	医療、福祉	992 100.0	281 28.3	567 57.2	100 10.1	44 4.4
	複合サービス事業（郵便局、農業組合など）	57 100.0	19 33.3	30 52.6	5 8.8	3 5.3
	サービス業（他に分類されないもの）	345 100.0	101 29.3	176 51.0	55 15.9	13 3.8
	その他	21 100.0	7 33.3	9 42.9	3 14.3	2 9.5
問1 b （従業員規模）	100人未満	128 100.0	35 27.3	74 57.8	10 7.8	9 7.0
	100～299人	1,415 100.0	417 29.5	760 53.7	181 12.8	57 4.0
	300～999人	912 100.0	271 29.7	491 53.8	108 11.8	42 4.6
	1000人以上	347 100.0	114 32.9	150 43.2	65 18.7	18 5.2
	無回答	20 100.0	9 45.0	8 40.0	1 5.0	2 10.0
	問3 （労働形態）	固定・交代制勤務者群（1、2のみを選択）	-	-	-	-
シフト制勤務者を含む群（3、4、5のいずれか又は全てを選択している群）	2,822 100.0	846 30.0	1,483 52.6	365 12.9	128 4.5	
無回答	-	-	-	-	-	
問3付問1 （従業員労働者の割合）	3割未満	942 100.0	300 31.8	476 50.5	132 14.0	34 3.6
	3割～6割未満	436 100.0	123 28.2	233 53.4	53 12.2	27 6.2
	6割～8割未満	477 100.0	143 30.0	251 52.6	55 11.5	28 5.9
	8割以上	942 100.0	270 28.7	510 54.1	124 13.2	38 4.0
	無回答	25 100.0	10 40.0	13 52.0	1 4.0	1 4.0
	問5 （新卒型業務の割合）	休業を命じたことがある	2,185 100.0	647 29.6	1,139 52.1	297 13.6
休業を命じたことはない	606 100.0	189 31.2	329 54.3	64 10.6	24 4.0	
無回答	31 100.0	10 32.3	15 48.4	4 12.9	2 6.5	
問5付問3 （休業手当等に伴）	全員に支払った	1,892 100.0	572 30.2	976 51.6	253 13.4	91 4.8
	一部のみに支払った	164 100.0	47 28.7	83 50.6	29 17.7	5 3.0
	支払わなかった	129 100.0	28 21.7	80 62.0	15 11.6	6 4.7
	無回答	-	-	-	-	-
	問5付問3-4 （雇用金の調整申請）	支払った手当の金額について申請した	885 100.0	282 31.9	435 49.2	122 13.8
一部のみ申請した	327 100.0	90 27.5	164 50.2	54 16.5	19 5.8	
申請しなかった	823 100.0	243 29.5	447 54.3	104 12.6	29 3.5	
無回答	21 100.0	4 19.0	13 61.9	2 9.5	2 9.5	
問7 （規定手当）	規定がある	1,561 100.0	506 32.4	781 50.0	198 12.7	76 4.9
	規定はないが支払うことがある	877 100.0	221 25.2	495 56.4	122 13.9	39 4.4
	休業手当の支払いは想定しておらず規定もない	356 100.0	109 30.6	195 54.8	41 11.5	11 3.1
	無回答	28 100.0	10 35.7	12 42.9	4 14.3	2 7.1

問3付問9. 当該シフト制において、シフト制に関するルールについて、就業規則等にも記載されていますか (S A)

正社員

		シフト制労働者がいる計	回答している全部又は一部が記されている	回答したルールを含む	就業規則等を作成していない	無回答
合計		2,472 100.0	1,703 68.9	485 19.6	56 2.3	228 9.2
問1 a 主たる業種 (S A)	鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-
	建設業	27 100.0	19 70.4	5 18.5	-	3 11.1
	製造業	190 100.0	125 65.8	38 20.0	10 5.3	17 8.9
	電気・ガス・熱供給・水道業	2 100.0	2 100.0	-	-	-
	情報通信業	32 100.0	24 75.0	5 15.6	2 6.3	1 3.1
	運輸業、郵便業	220 100.0	148 67.3	45 20.5	4 1.8	23 10.5
	卸売業、小売業	324 100.0	237 73.1	56 17.3	4 1.2	27 8.3
	金融業、保険業	20 100.0	17 85.0	1 5.0	1 5.0	1 5.0
	不動産、物品賃貸業	15 100.0	11 73.3	3 20.0	-	1 6.7
	学術研究、専門・技術サービス業	12 100.0	8 66.7	2 16.7	1 8.3	1 8.3
	宿泊業、飲食サービス業	240 100.0	181 75.4	31 12.9	5 2.1	23 9.6
	生活関連サービス業、娯楽業	99 100.0	71 71.7	20 20.2	2 2.0	6 6.1
	教育、学習支援業	57 100.0	32 56.1	20 35.1	1 1.8	4 7.0
	医療、福祉	919 100.0	633 68.9	181 19.7	18 2.0	87 9.5
	複合サービス事業 (郵便局、農業組合など)	46 100.0	29 63.0	11 23.9	2 4.3	4 8.7
	サービス業 (他に分類されないもの)	250 100.0	153 61.2	63 25.2	6 2.4	28 11.2
	その他	19 100.0	13 68.4	4 21.1	-	2 10.5
問1 b (従業員規模 (S A区分))	100人未満	103 100.0	77 74.8	18 17.5	-	8 7.8
	100～299人	1,305 100.0	875 67.0	254 19.5	39 3.0	137 10.5
	300～999人	737 100.0	519 70.4	147 19.9	12 1.6	59 8.0
	1000人以上	311 100.0	220 70.7	65 20.9	3 1.0	23 7.4
	無回答	16 100.0	12 75.0	1 6.3	2 12.5	1 6.3
	問3 (労働形態 (S A区分))	固定・交代制勤務者群 (1, 2のみを選択)	-	-	-	-
	シフト制勤務者を含む群 (3, 4, 5のいずれか又は全てを選択している群)	2,472 100.0	1,703 68.9	485 19.6	56 2.3	228 9.2
	無回答	-	-	-	-	-
問3付問1 (シフト制労働者の割合 (S A区分))	3割未満	525 100.0	319 60.8	133 25.3	20 3.8	53 10.1
	3割～6割未満	420 100.0	273 65.0	95 22.6	6 1.4	46 11.0
	6割～8割未満	500 100.0	341 68.2	98 19.6	9 1.8	52 10.4
	8割以上	1,005 100.0	757 75.3	154 15.3	21 2.1	73 7.3
	無回答	22 100.0	13 59.1	5 22.7	-	4 18.2
問5 (新しい働き方による影響 (S A区分))	休業を命じたことがある	1,911 100.0	1,338 70.0	358 18.7	41 2.1	174 9.1
	休業を命じたことはない	534 100.0	345 64.6	122 22.8	14 2.6	53 9.9
	無回答	27 100.0	20 74.1	5 18.5	1 3.7	1 3.7
問5付問3 (休業手当等に伴う (S A区分))	全員に支払った	1,669 100.0	1,168 70.0	305 18.3	39 2.3	157 9.4
	一部の人に支払った	143 100.0	100 69.9	31 21.7	2 1.4	10 7.0
	支払わなかった	99 100.0	70 70.7	22 22.2	-	7 7.1
	無回答	-	-	-	-	-
問5付問3-4 (雇用金の調整申請 (S A区分))	支払った手当の金額について申請した	788 100.0	564 71.6	134 17.0	20 2.5	70 8.9
	一部のみ申請した	274 100.0	203 74.1	48 17.5	1 0.4	22 8.0
	申請しなかった	731 100.0	489 66.9	152 20.8	19 2.6	71 9.7
	無回答	19 100.0	12 63.2	2 10.5	1 5.3	4 21.1
問7 (規定手当 (S A区分))	規定がある	1,371 100.0	966 70.5	254 18.5	28 2.0	123 9.0
	規定はないが支払うことがある	748 100.0	509 68.0	154 20.6	19 2.5	66 8.8
	休業手当の支払いは想定しておらず規定もない	319 100.0	208 65.2	72 22.6	7 2.2	32 10.0
	無回答	34 100.0	20 58.8	5 14.7	2 5.9	7 20.6

問3付問9. 当該シフト制において、シフト制に関するルールについて、就業規則等にも記載されていますか (S A)

非正規雇用労働者

		シフト制労働者がいる計	回答している全部又は一部が記されている	回答したルール(含む)	回答しなかった場合(含む)	就業規則等を作成していない	無回答
合計		3,187 100.0	1,893 59.4	879 27.6	120 3.8	295 9.3	
問1 a 主たる業種 (S A)	鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-
	建設業	40 100.0	18 45.0	14 35.0	1 2.5	7 17.5	
	製造業	237 100.0	124 52.3	74 31.2	18 7.6	21 8.9	
	電気・ガス・熱供給・水道業	6 100.0	4 66.7	-	2 33.3	-	
	情報通信業	45 100.0	24 53.3	13 28.9	3 6.7	5 11.1	
	運輸業、郵便業	253 100.0	147 58.1	72 28.5	7 2.8	27 10.7	
	卸売業、小売業	426 100.0	267 62.7	114 26.8	12 2.8	33 7.7	
	金融業、保険業	33 100.0	23 69.7	7 21.2	1 3.0	2 6.1	
	不動産、物品賃貸業	27 100.0	17 63.0	8 29.6	-	2 7.4	
	学術研究、専門・技術サービス業	22 100.0	14 63.6	4 18.2	1 4.5	3 13.6	
	宿泊業、飲食サービス業	282 100.0	196 69.5	53 18.8	11 3.9	22 7.8	
	生活関連サービス業、娯楽業	126 100.0	75 59.5	38 30.2	5 4.0	8 6.3	
	教育、学習支援業	130 100.0	53 40.8	60 46.2	8 6.2	9 6.9	
	医療、福祉	1,086 100.0	668 61.5	275 25.3	32 2.9	111 10.2	
	複合サービス事業 (郵便局、農業組合など)	67 100.0	37 55.2	23 34.3	3 4.5	4 6.0	
	サービス業 (他に分類されないもの)	385 100.0	214 55.6	116 30.1	16 4.2	39 10.1	
	その他	22 100.0	12 54.5	8 36.4	-	2 9.1	
問1 b (従業員規模)	100人未満	149 100.0	89 59.7	43 28.9	3 2.0	14 9.4	
	100～299人	1,620 100.0	937 57.8	438 27.0	72 4.4	173 10.7	
	300～999人	1,003 100.0	598 59.6	295 29.4	30 3.0	80 8.0	
	1000人以上	394 100.0	256 65.0	99 25.1	12 3.0	27 6.9	
	無回答	21 100.0	13 61.9	4 19.0	3 14.3	1 4.8	
	問3 (労働形態)	固定・交代制勤務者群 (1, 2のみを選択)	-	-	-	-	-
	シフト制勤務者を含む群 (3, 4, 5のいずれか又は全てを選択している群)	3,187 100.0	1,893 59.4	879 27.6	120 3.8	295 9.3	
	無回答	-	-	-	-	-	-
問3付問1 (従業員労働者の割合)	3割未満	1,101 100.0	519 47.1	413 37.5	70 6.4	99 9.0	
	3割～6割未満	489 100.0	283 57.9	143 29.2	12 2.5	51 10.4	
	6割～8割未満	540 100.0	336 62.2	126 23.3	10 1.9	68 12.6	
	8割以上	1,026 100.0	739 72.0	189 18.4	24 2.3	74 7.2	
	無回答	31 100.0	16 51.6	8 25.8	4 12.9	3 9.7	
	問5 (新しい働き方の影響)	休業を命じたことがある	2,448 100.0	1,475 60.3	670 27.4	85 3.5	218 8.9
	休業を命じたことはない	705 100.0	395 56.0	202 28.7	34 4.8	74 10.5	
	無回答	34 100.0	23 67.6	7 20.6	1 2.9	3 8.8	
問5付問3 (休業手当等に伴)	全員に支払った	2,122 100.0	1,286 60.6	570 26.9	74 3.5	192 9.0	
	一部のみに支払った	179 100.0	107 59.8	55 30.7	4 2.2	13 7.3	
	支払わなかった	147 100.0	82 55.8	45 30.6	7 4.8	13 8.8	
	無回答	-	-	-	-	-	-
	問5付問3-4 (雇用金の調整申請)	支払った手当の金額について申請した	1,005 100.0	618 61.5	267 26.6	35 3.5	85 8.5
	一部のみ申請した	360 100.0	227 63.1	94 26.1	8 2.2	31 8.6	
	申請しなかった	908 100.0	537 59.1	259 28.5	31 3.4	81 8.9	
	無回答	28 100.0	11 39.3	5 17.9	4 14.3	8 28.6	
問7 (規定手当)	規定がある	1,761 100.0	1,086 61.7	451 25.6	62 3.5	162 9.2	
	規定はないが支払うことがある	972 100.0	563 57.9	293 30.1	34 3.5	82 8.4	
	休業手当の支払いは想定しておらず規定もない	417 100.0	224 53.7	128 30.7	21 5.0	44 10.6	
	無回答	37 100.0	20 54.1	7 18.9	3 8.1	7 18.9	

問3付問10. 当該シフト制において、労働者にシフトのキャンセルを通知する期日に関して、ルールはありますか（S A）

正社員

		シフト制労働者がいる	期日を決めている	期日を決めていない	無回答
		計			
合計		2,472 100.0	436 17.6	1,849 74.8	187 7.6
問1 a 主たる業種（S A）	鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-
	建設業	27 100.0	10 37.0	16 59.3	1 3.7
	製造業	190 100.0	31 16.3	142 74.7	17 8.9
	電気・ガス・熱供給・水道業	2 100.0	-	2 100.0	-
	情報通信業	32 100.0	9 28.1	22 68.8	1 3.1
	運輸業、郵便業	220 100.0	36 16.4	163 74.1	21 9.5
	卸売業、小売業	324 100.0	58 17.9	243 75.0	23 7.1
	金融業、保険業	20 100.0	4 20.0	15 75.0	1 5.0
	不動産、物品賃貸業	15 100.0	2 13.3	12 80.0	1 6.7
	学術研究、専門・技術サービス業	12 100.0	3 25.0	8 66.7	1 8.3
	宿泊業、飲食サービス業	240 100.0	51 21.3	175 72.9	14 5.8
	生活関連サービス業、娯楽業	99 100.0	22 22.2	73 73.7	4 4.0
	教育、学習支援業	57 100.0	11 19.3	42 73.7	4 7.0
	医療、福祉	919 100.0	151 16.4	698 76.0	70 7.6
	複合サービス事業（郵便局、農業組合など）	46 100.0	3 6.5	39 84.8	4 8.7
	サービス業（他に分類されないもの）	250 100.0	42 16.8	184 73.6	24 9.6
	その他	19 100.0	3 15.8	15 78.9	1 5.3
	問1 b （従業員規模）	100人未満	103 100.0	11 10.7	84 81.6
100～299人		1,305 100.0	216 16.6	981 75.2	108 8.3
300～999人		737 100.0	131 17.8	556 75.4	50 6.8
1000人以上		311 100.0	75 24.1	216 69.5	20 6.4
無回答		16 100.0	3 18.8	12 75.0	1 6.3
問3 （労働者形態）		固定・交代制勤務者群（1, 2のみを選択）	-	-	-
	シフト制勤務者を含む群（3, 4, 5のいずれか又は全てを選択している群）	2,472 100.0	436 17.6	1,849 74.8	187 7.6
	無回答	-	-	-	-
問3付問1 （シフト制労働者の割合）	3割未満	525 100.0	82 15.6	395 75.2	48 9.1
	3割～6割未満	420 100.0	79 18.8	309 73.6	32 7.6
	6割～8割未満	500 100.0	92 18.4	367 73.4	41 8.2
	8割以上	1,005 100.0	176 17.5	766 76.2	63 6.3
	無回答	22 100.0	7 31.8	12 54.5	3 13.6
	問5 （新型コロナウイルス感染症の影響による休業を命じたことがある）	休業を命じたことがある	1,911 100.0	356 18.6	1,412 73.9
	休業を命じたことはない	534 100.0	75 14.0	416 77.9	43 8.1
	無回答	27 100.0	5 18.5	21 77.8	1 3.7
問5付問3 （休業手当に伴う）	全員に支払った	1,669 100.0	313 18.8	1,226 73.5	130 7.8
	一部のみに支払った	143 100.0	30 21.0	107 74.8	6 4.2
	支払わなかった	99 100.0	13 13.1	79 79.8	7 7.1
	無回答	-	-	-	-
問5付問3-4 （雇用調整助成金の申請）	支払った手当の全額について申請した	788 100.0	173 22.0	553 70.2	62 7.9
	一部のみ申請した	274 100.0	44 16.1	209 76.3	21 7.7
	申請しなかった	731 100.0	120 16.4	561 76.7	50 6.8
	無回答	19 100.0	6 31.6	10 52.6	3 15.8
問7 （規定手当）	規定がある	1,371 100.0	262 19.1	1,011 73.7	98 7.1
	規定はないが支払うことがある	748 100.0	127 17.0	565 75.5	56 7.5
	休業手当の支払いは想定しておらず規定もない	319 100.0	43 13.5	249 78.1	27 8.5
	無回答	34 100.0	4 11.8	24 70.6	6 17.6

問3付問10. 当該シフト制において、労働者にシフトのキャンセルを通知する期日に関して、ルールはありますか（S A）

非正規雇用労働者

		シフト制労働者がいる	期日を決めている	期日を決めていない	無回答	
		計	3,187	536	2,416	235
合計		100.0	16.8	75.8	7.4	
問1 a 主たる業種（S A）	鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	
	建設業	40	7	29	4	
	製造業	237	32	186	19	
	電気・ガス・熱供給・水道業	6	1	5	-	
	情報通信業	45	13	27	5	
	運輸業、郵便業	253	43	187	23	
	卸売業、小売業	426	66	335	25	
	金融業、保険業	33	5	26	2	
	不動産、物品賃貸業	27	4	20	3	
	学術研究、専門・技術サービス業	22	1	19	2	
	宿泊業、飲食サービス業	282	61	206	15	
	生活関連サービス業、娯楽業	126	23	96	7	
	教育、学習支援業	130	16	108	6	
	医療、福祉	1,086	176	821	89	
	複合サービス事業（郵便局、農業組合など）	67	6	57	4	
	サービス業（他に分類されないもの）	385	78	276	31	
	その他	22	4	18	-	
問1 b （従業員規模）		100.0	18.2	81.8	-	
問3 （労働者形態）	100人未満	149	21	113	15	
	100～299人	1,620	252	1,231	137	
	300～999人	1,003	176	766	61	
	1000人以上	394	83	290	21	
	無回答	21	4	16	1	
問3 （労働者形態）		100.0	19.0	76.2	4.8	
問3 （労働者形態）	固定・交代制勤務者群（1, 2のみを選択）	-	-	-	-	
	シフト制勤務者を含む群（3, 4, 5のいずれか又は全てを選択している群）	3,187	536	2,416	235	
問3付問1 （シフト制労働者の割合）		100.0	16.8	75.8	7.4	
問5 （有るのストレス）	3割未満	1,101	167	853	81	
	3割～6割未満	489	89	363	37	
	6割～8割未満	540	98	392	50	
	8割以上	1,026	172	788	66	
	無回答	31	10	20	1	
問5 （有るのストレス）		100.0	32.3	64.5	3.2	
問5 （有るのストレス）	休業を命じたことがある	2,448	431	1,842	175	
	休業を命じたことはない	705	99	547	59	
	無回答	34	6	27	1	
問5付問3 （休業手当等に伴）		100.0	17.6	79.4	2.9	
問5付問3-4 （雇用調整助）	全員に支払った	2,122	377	1,593	152	
	一部の人に支払った	179	35	133	11	
	支払わなかった	147	19	116	12	
	無回答	-	-	-	-	
問7 （規定手当の）	支払った手当の金額について申請した	1,005	209	718	78	
	一部のみ申請した	360	50	284	26	
	申請しなかった	908	148	707	53	
	無回答	28	5	17	6	
問7 （規定手当の）		100.0	17.9	60.7	21.4	
問7 （規定手当の）	規定がある	1,761	322	1,314	125	
	規定はないが支払うことがある	972	156	751	65	
	休業手当の支払いは想定しておらず規定もない	417	53	325	39	
	無回答	37	5	26	6	
問7 （規定手当の）		100.0	13.5	70.3	16.2	

問3付問10-1. 労働条件明示の際に、シフトのキャンセルの期日について、労働者に示しましたか（SA）

正社員

		期日を決めている計	てあらかじめ文書等で明示している	いあらかじめ口頭で明示している	あらかじめ明示していない	無回答
合計		436 100.0	212 48.6	200 45.9	23 5.3	1 0.2
問1 a 主たる業種（SA）	鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-
	建設業	10 100.0	6 60.0	3 30.0	1 10.0	-
	製造業	31 100.0	16 51.6	12 38.7	3 9.7	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-
	情報通信業	9 100.0	5 55.6	3 33.3	1 11.1	-
	運輸業、郵便業	36 100.0	22 61.1	12 33.3	2 5.6	-
	卸売業、小売業	58 100.0	35 60.3	19 32.8	4 6.9	-
	金融業、保険業	4 100.0	2 50.0	2 50.0	-	-
	不動産、物品賃貸業	2 100.0	2 100.0	-	-	-
	学術研究、専門・技術サービス業	3 100.0	1 33.3	1 33.3	1 33.3	-
	宿泊業、飲食サービス業	51 100.0	24 47.1	21 41.2	6 11.8	-
	生活関連サービス業、娯楽業	22 100.0	7 31.8	14 63.6	1 4.5	-
	教育、学習支援業	11 100.0	8 72.7	3 27.3	-	-
	医療、福祉	151 100.0	67 44.4	82 54.3	2 1.3	-
	複合サービス事業（郵便局、農業組合など）	3 100.0	1 33.3	2 66.7	-	-
	サービス業（他に分類されないもの）	42 100.0	15 35.7	24 57.1	2 4.8	1 2.4
	その他	3 100.0	1 33.3	2 66.7	-	-
問1 b （従業員規模）	100人未満	11 100.0	6 54.5	4 36.4	1 9.1	-
	100～299人	216 100.0	107 49.5	97 44.9	11 5.1	1 0.5
	300～999人	131 100.0	53 40.5	70 53.4	8 6.1	-
	1000人以上	75 100.0	45 60.0	27 36.0	3 4.0	-
	無回答	3 100.0	1 33.3	2 66.7	-	-
	問3 （労働者態）	固定・交代制勤務者群（1、2のみを選択）	-	-	-	-
シフト制勤務者を含む群（3、4、5のいずれか又は全てを選択している群）	436 100.0	212 48.6	200 45.9	23 5.3	1 0.2	
無回答	-	-	-	-	-	
問3付問1 （従業員労働時間の割合）	3割未満	82 100.0	38 46.3	37 45.1	7 8.5	-
	3割～6割未満	79 100.0	35 44.3	38 48.1	6 7.6	-
	6割～8割未満	92 100.0	43 46.7	45 48.9	3 3.3	1 1.1
	8割以上	176 100.0	90 51.1	79 44.9	7 4.0	-
	無回答	7 100.0	6 85.7	1 14.3	-	-
問5 （新卒型業務型業務の業務による影響の有無）	休業を命じたことがある	356 100.0	169 47.5	166 46.6	21 5.9	-
	休業を命じたことはない	75 100.0	40 53.3	32 42.7	2 2.7	1 1.3
	無回答	5 100.0	3 60.0	2 40.0	-	-
問5付問3 （休業手当に伴）	全員に支払った	313 100.0	148 47.3	148 47.3	17 5.4	-
	一部のみに支払った	30 100.0	14 46.7	12 40.0	4 13.3	-
	支払わなかった	13 100.0	7 53.8	6 46.2	-	-
	無回答	-	-	-	-	-
問5付問3-4 （雇用金の調整申請）	支払った手当の全額について申請した	173 100.0	84 48.6	74 42.8	15 8.7	-
	一部のみ申請した	44 100.0	22 50.0	20 45.5	2 4.5	-
	申請しなかった	120 100.0	53 44.2	63 52.5	4 3.3	-
	無回答	6 100.0	3 50.0	3 50.0	-	-
問7 （規定手当）	規定がある	262 100.0	134 51.1	114 43.5	14 5.3	-
	規定はないが支払うことがある	127 100.0	55 43.3	65 51.2	7 5.5	-
	休業手当の支払いは想定しておらず規定もない	43 100.0	21 48.8	19 44.2	2 4.7	1 2.3
	無回答	4 100.0	2 50.0	2 50.0	-	-

問3付問10-1. 労働条件明示の際に、シフトのキャンセルの期日について、労働者に示しましたか（SA）

非正規雇用労働者

		期日を決めている計	てあらかじめ文書等で明示している	いあらかじめ口頭で明示している	あらかじめ明示していない	無回答
合計		536 100.0	247 46.1	263 49.1	24 4.5	2 0.4
問1 a 主たる業種（SA）	鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-
	建設業	7 100.0	4 57.1	2 28.6	1 14.3	-
	製造業	32 100.0	16 50.0	14 43.8	2 6.3	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	1 100.0	1 100.0	-	-	-
	情報通信業	13 100.0	8 61.5	4 30.8	1 7.7	-
	運輸業、郵便業	43 100.0	24 55.8	16 37.2	2 4.7	1 2.3
	卸売業、小売業	66 100.0	34 51.5	28 42.4	4 6.1	-
	金融業、保険業	5 100.0	3 60.0	2 40.0	-	-
	不動産、物品賃貸業	4 100.0	4 100.0	-	-	-
	学術研究、専門・技術サービス業	1 100.0	-	1 100.0	-	-
	宿泊業、飲食サービス業	61 100.0	28 45.9	27 44.3	6 9.8	-
	生活関連サービス業、娯楽業	23 100.0	8 34.8	13 56.5	2 8.7	-
	教育、学習支援業	16 100.0	10 62.5	6 37.5	-	-
	医療、福祉	176 100.0	75 42.6	97 55.1	4 2.3	-
	複合サービス事業（郵便局、農業組合など）	6 100.0	2 33.3	4 66.7	-	-
	サービス業（他に分類されないもの）	78 100.0	28 35.9	47 60.3	2 2.6	1 1.3
	その他	4 100.0	2 50.0	2 50.0	-	-
問1 b （従業員規模）	100人未満	21 100.0	9 42.9	11 52.4	1 4.8	-
	100～299人	252 100.0	121 48.0	117 46.4	13 5.2	1 0.4
	300～999人	176 100.0	72 40.9	97 55.1	6 3.4	1 0.6
	1000人以上	83 100.0	44 53.0	36 43.4	3 3.6	-
	無回答	4 100.0	1 25.0	2 50.0	1 25.0	-
	問3 （労働形態）	固定・交代制勤務者群（1、2のみを選択）	-	-	-	-
シフト制勤務者を含む群（3、4、5のいずれか又は全てを選択している群）	536 100.0	247 46.1	263 49.1	24 4.5	2 0.4	
無回答	-	-	-	-	-	
問3付問1 （従業員労働者の割合）	3割未満	167 100.0	71 42.5	87 52.1	9 5.4	-
	3割～6割未満	89 100.0	35 39.3	48 53.9	6 6.7	-
	6割～8割未満	98 100.0	45 45.9	49 50.0	2 2.0	2 2.0
	8割以上	172 100.0	88 51.2	77 44.8	7 4.1	-
	無回答	10 100.0	8 80.0	2 20.0	-	-
問5 （新卒型業務型業務の割合）	休業を命じたことがある	431 100.0	196 45.5	213 49.4	21 4.9	1 0.2
	休業を命じたことはない	99 100.0	48 48.5	47 47.5	3 3.0	1 1.0
	無回答	6 100.0	3 50.0	3 50.0	-	-
問5付問3 （休業手当に伴）	全員に支払った	377 100.0	169 44.8	189 50.1	18 4.8	1 0.3
	一部のみに支払った	35 100.0	16 45.7	16 45.7	3 8.6	-
	支払わなかった	19 100.0	11 57.9	8 42.1	-	-
	無回答	-	-	-	-	-
問5付問3-4 （雇用金の調整申請）	支払った手当の全額について申請した	209 100.0	100 47.8	96 45.9	13 6.2	-
	一部のみ申請した	50 100.0	23 46.0	25 50.0	2 4.0	-
	申請しなかった	148 100.0	59 39.9	82 55.4	6 4.1	1 0.7
	無回答	5 100.0	3 60.0	2 40.0	-	-
問7 （規定手当）	規定がある	322 100.0	157 48.8	153 47.5	12 3.7	-
	規定はないが支払うことがある	156 100.0	64 41.0	81 51.9	10 6.4	1 0.6
	休業手当の支払いは想定しておらず規定もない	53 100.0	23 43.4	27 50.9	2 3.8	1 1.9
	無回答	5 100.0	3 60.0	2 40.0	-	-

問3付問1 1. 当該シフト制において、直近2年間でシフト確定後に、事業主の都合でシフトの一部又は全部をキャンセルしたことはありますか（SA）

正社員

		シフト制労働者がいる計	キャンセルしたことがある	キャンセルしたことはない	無回答
合計		2,472 100.0	852 34.5	1,417 57.3	203 8.2
問1 a 主たる業種（SA）	鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-
	建設業	27 100.0	8 29.6	18 66.7	1 3.7
	製造業	190 100.0	75 39.5	96 50.5	19 10.0
	電気・ガス・熱供給・水道業	2 100.0	-	2 100.0	-
	情報通信業	32 100.0	11 34.4	19 59.4	2 6.3
	運輸業、郵便業	220 100.0	84 38.2	114 51.8	22 10.0
	卸売業、小売業	324 100.0	113 34.9	184 56.8	27 8.3
	金融業、保険業	20 100.0	1 5.0	17 85.0	2 10.0
	不動産、物品賃貸業	15 100.0	5 33.3	9 60.0	1 6.7
	学術研究、専門・技術サービス業	12 100.0	2 16.7	8 66.7	2 16.7
	宿泊業、飲食サービス業	240 100.0	159 66.3	64 26.7	17 7.1
	生活関連サービス業、娯楽業	99 100.0	48 48.5	45 45.5	6 6.1
	教育、学習支援業	57 100.0	15 26.3	38 66.7	4 7.0
	医療、福祉	919 100.0	229 24.9	619 67.4	71 7.7
	複合サービス事業（郵便局、農業組合など）	46 100.0	9 19.6	33 71.7	4 8.7
	サービス業（他に分類されないもの）	250 100.0	87 34.8	139 55.6	24 9.6
	その他	19 100.0	6 31.6	12 63.2	1 5.3
	問1 b （従業員規模）	100人未満	103 100.0	27 26.2	67 65.0
100～299人		1,305 100.0	416 31.9	770 59.0	119 9.1
300～999人		737 100.0	267 36.2	416 56.4	54 7.3
1000人以上		311 100.0	138 44.4	153 49.2	20 6.4
無回答		16 100.0	4 25.0	11 68.8	1 6.3
問3 （労働者態の）		固定・交代制勤務者群（1, 2のみを選択）	-	-	-
シフト制勤務者を含む群（3, 4, 5のいずれか又は全てを選択している群）	2,472 100.0	852 34.5	1,417 57.3	203 8.2	
無回答	-	-	-	-	
問3付問1 （従業員労働者の割合）	3割未満	525 100.0	152 29.0	316 60.2	57 10.9
	3割～6割未満	420 100.0	136 32.4	249 59.3	35 8.3
	6割～8割未満	500 100.0	164 32.8	290 58.0	46 9.2
	8割以上	1,005 100.0	396 39.4	547 54.4	62 6.2
	無回答	22 100.0	4 18.2	15 68.2	3 13.6
	問5 （新型コロナウイルス感染症による休業を命じたことがある）	休業を命じたことがある	1,911 100.0	750 39.2	1,006 52.6
休業を命じたことはない	534 100.0	93 17.4	394 73.8	47 8.8	
無回答	27 100.0	9 33.3	17 63.0	1 3.7	
問5付問3 （休業手当に伴）	全員に支払った	1,669 100.0	664 39.8	865 51.8	140 8.4
	一部のみに支払った	143 100.0	61 42.7	76 53.1	6 4.2
	支払わなかった	99 100.0	25 25.3	65 65.7	9 9.1
	無回答	-	-	-	-
問5付問3-4 （雇用金の調整申請）	支払った手当の全額について申請した	788 100.0	363 46.1	357 45.3	68 8.6
	一部のみ申請した	274 100.0	135 49.3	117 42.7	22 8.0
	申請しなかった	731 100.0	220 30.1	459 62.8	52 7.1
	無回答	19 100.0	7 36.8	8 42.1	4 21.1
	問7 （規定手当）	規定がある	1,371 100.0	505 36.8	755 55.1
規定はないが支払うことがある	748 100.0	253 33.8	436 58.3	59 7.9	
休業手当の支払いは想定しておらず規定もない	319 100.0	85 26.6	207 64.9	27 8.5	
無回答	34 100.0	9 26.5	19 55.9	6 17.6	

問3付問1 1. 当該シフト制において、直近2年間でシフト確定後に、事業主の都合でシフトの一部又は全部をキャンセルしたことはありますか（S A）

非正規雇用労働者

		シフト制労働者がいる計	キャンセルしたことがある	キャンセルしたことはない	無回答
合計		3,187 100.0	1,202 37.7	1,729 54.3	256 8.0
問1 a 主たる業種（S A）	鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-
	建設業	40 100.0	12 30.0	24 60.0	4 10.0
	製造業	237 100.0	92 38.8	124 52.3	21 8.9
	電気・ガス・熱供給・水道業	6 100.0	1 16.7	5 83.3	-
	情報通信業	45 100.0	14 31.1	25 55.6	6 13.3
	運輸業、郵便業	253 100.0	93 36.8	132 52.2	28 11.1
	卸売業、小売業	426 100.0	160 37.6	235 55.2	31 7.3
	金融業、保険業	33 100.0	3 9.1	27 81.8	3 9.1
	不動産、物品賃貸業	27 100.0	15 55.6	9 33.3	3 11.1
	学術研究、専門・技術サービス業	22 100.0	2 9.1	17 77.3	3 13.6
	宿泊業、飲食サービス業	282 100.0	196 69.5	69 24.5	17 6.0
	生活関連サービス業、娯楽業	126 100.0	61 48.4	57 45.2	8 6.3
	教育、学習支援業	130 100.0	60 46.2	64 49.2	6 4.6
	医療、福祉	1,086 100.0	313 28.8	684 63.0	89 8.2
	複合サービス事業（郵便局、農業組合など）	67 100.0	16 23.9	47 70.1	4 6.0
	サービス業（他に分類されないもの）	385 100.0	158 41.0	195 50.6	32 8.3
	その他	22 100.0	6 27.3	15 68.2	1 4.5
	問1 b （従業員規模）	100人未満	149 100.0	37 24.8	97 65.1
100～299人		1,620 100.0	551 34.0	921 56.9	148 9.1
300～999人		1,003 100.0	406 40.5	528 52.6	69 6.9
1000人以上		394 100.0	202 51.3	169 42.9	23 5.8
無回答		21 100.0	6 28.6	14 66.7	1 4.8
問3 （労働形態）		固定・交代制勤務者群（1, 2のみを選択）	-	-	-
	シフト制勤務者を含む群（3, 4, 5のいずれか又は全てを選択している群）	3,187 100.0	1,202 37.7	1,729 54.3	256 8.0
	無回答	-	-	-	-
問3付問1 （シフト制労働者の割合）	3割未満	1,101 100.0	355 32.2	652 59.2	94 8.5
	3割～6割未満	489 100.0	192 39.3	258 52.8	39 8.0
	6割～8割未満	540 100.0	201 37.2	282 52.2	57 10.6
	8割以上	1,026 100.0	447 43.6	514 50.1	65 6.3
	無回答	31 100.0	7 22.6	23 74.2	1 3.2
	問5 （新しい働き方の意識）	休業を命じたことがある	2,448 100.0	1,069 43.7	1,186 48.4
	休業を命じたことはない	705 100.0	121 17.2	522 74.0	62 8.8
	無回答	34 100.0	12 35.3	21 61.8	1 2.9
問5付問3 （休業手当）	全員に支払った	2,122 100.0	928 43.7	1,027 48.4	167 7.9
	一部の人に支払った	179 100.0	91 50.8	77 43.0	11 6.1
	支払わなかった	147 100.0	50 34.0	82 55.8	15 10.2
	無回答	-	-	-	-
		-	-	-	-
問5付問3-4 （雇用調整助成金の申請）	支払った手当の金額について申請した	1,005 100.0	483 48.1	435 43.3	87 8.7
	一部のみ申請した	360 100.0	199 55.3	133 36.9	28 7.8
	申請しなかった	908 100.0	329 36.2	523 57.6	56 6.2
	無回答	28 100.0	8 28.6	13 46.4	7 25.0
	問7 （規定）	規定がある	1,761 100.0	699 39.7	923 52.4
	規定はないが支払うことがある	972 100.0	384 39.5	517 53.2	71 7.3
	休業手当の支払いは想定しておらず規定もない	417 100.0	107 25.7	270 64.7	40 9.6
	無回答	37 100.0	12 32.4	19 51.4	6 16.2

問3付問12. 当該シフト制において、シフト確定後に、事業主の都合でシフトをキャンセルする場合に何らかの代替措置は行っていますか (S A)

正社員

		計 キャン セル した こと が あ る	当 キ ヤ ン セ ル 手 当 を 支 給 し た 日 割	未 当 キ ヤ ン セ ル 手 当 を 支 給 し た 日 割	を 当 キ ヤ ン セ ル 手 当 の 6 割 以 上 支 給 し て い る	を 代 わ り の 勤 務 日 (シ フ ト) を 用 意 し て い る	そ の 他	特 に な し	無 回 答
合計		852 100.0	183 21.5	144 16.9	2 0.2	459 53.9	22 2.6	18 2.1	24 2.8
問1 a 主たる業種 (S A)	鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設業	8 100.0	-	-	-	8 100.0	-	-	-
	製造業	75 100.0	11 14.7	7 9.3	-	47 62.7	2 2.7	2 2.7	6 8.0
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-
	情報通信業	11 100.0	3 27.3	1 9.1	-	7 63.6	-	-	-
	運輸業、郵便業	84 100.0	15 17.9	19 22.6	-	45 53.6	2 2.4	2 2.4	1 1.2
	卸売業、小売業	113 100.0	25 22.1	26 23.0	-	53 46.9	3 2.7	3 2.7	3 2.7
	金融業、保険業	1 100.0	-	-	-	1 100.0	-	-	-
	不動産、物品賃貸業	5 100.0	3 60.0	1 20.0	-	1 20.0	-	-	-
	学術研究、専門・技術サービス業	2 100.0	1 50.0	-	-	1 50.0	-	-	-
	宿泊業、飲食サービス業	159 100.0	58 36.5	27 17.0	-	60 37.7	2 1.3	6 3.8	6 3.8
	生活関連サービス業、娯楽業	48 100.0	13 27.1	12 25.0	-	21 43.8	-	1 2.1	1 2.1
	教育、学習支援業	15 100.0	7 46.7	-	-	8 53.3	-	-	-
	医療、福祉	229 100.0	30 13.1	37 16.2	1 0.4	146 63.8	7 3.1	2 0.9	6 2.6
	複合サービス事業 (郵便局、農業組合など)	9 100.0	2 22.2	1 11.1	-	5 55.6	-	1 11.1	-
	サービス業 (他に分類されないもの)	87 100.0	14 16.1	13 14.9	1 1.1	52 59.8	5 5.7	1 1.1	1 1.1
	その他	6 100.0	1 16.7	-	-	4 66.7	1 16.7	-	-
問1 b (〜従業員規模)	100人未満	27 100.0	5 18.5	4 14.8	-	16 59.3	1 3.7	1 3.7	-
	100〜299人	416 100.0	88 21.2	57 13.7	1 0.2	234 56.3	14 3.4	11 2.6	11 2.6
	300〜999人	267 100.0	55 20.6	55 20.6	1 0.4	143 53.6	4 1.5	2 0.7	7 2.6
	1000人以上	138 100.0	34 24.6	28 20.3	-	63 45.7	3 2.2	4 2.9	6 4.3
	無回答	4 100.0	1 25.0	-	-	3 75.0	-	-	-
	問3 (〜労働形態)	固定・交代制勤務者群 (1, 2のみを選択)	-	-	-	-	-	-	-
シフト制勤務者を含む群 (3, 4, 5のいずれか又は全てを選択している群)	852 100.0	183 21.5	144 16.9	2 0.2	459 53.9	22 2.6	18 2.1	24 2.8	
無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	
問3付問1 (〜従業員労働者の割合)	3割未満	152 100.0	23 15.1	16 10.5	-	98 64.5	6 3.9	5 3.3	4 2.6
	3割〜6割未満	136 100.0	28 20.6	25 18.4	1 0.7	77 56.6	1 0.7	2 1.5	2 1.5
	6割〜8割未満	164 100.0	41 25.0	14 8.5	-	90 54.9	6 3.7	4 2.4	9 5.5
	8割以上	396 100.0	91 23.0	89 22.5	1 0.3	190 48.0	9 2.3	7 1.8	9 2.3
	無回答	4 100.0	-	-	-	4 100.0	-	-	-
問5 (〜新型コロナウイルス感染症のよ影響)	休業を命じたことがある	750 100.0	173 23.1	139 18.5	2 0.3	377 50.3	20 2.7	17 2.3	22 2.9
	休業を命じたことはない	93 100.0	9 9.7	3 3.2	-	77 82.8	1 1.1	1 1.1	2 2.2
	無回答	9 100.0	1 11.1	2 22.2	-	5 55.6	1 11.1	-	-
問5付問3 (〜休業手当に伴)	全員に支払った	664 100.0	161 24.2	128 19.3	2 0.3	323 48.6	16 2.4	14 2.1	20 3.0
	一部の人に支払った	61 100.0	9 14.8	11 18.0	-	34 55.7	3 4.9	2 3.3	2 3.3
	支払わなかった	25 100.0	3 12.0	-	-	20 80.0	1 4.0	1 4.0	-
	無回答	-	-	-	-	-	-	-	-
問5付問3-4 (〜成雇金の調整申請)	支払った手当の全額について申請した	363 100.0	102 28.1	80 22.0	1 0.3	154 42.4	11 3.0	6 1.7	9 2.5
	一部のみ申請した	135 100.0	36 26.7	30 22.2	1 0.7	55 40.7	2 1.5	6 4.4	5 3.7
	申請しなかった	220 100.0	32 14.5	29 13.2	-	142 64.5	6 2.7	4 1.8	7 3.2
	無回答	7 100.0	-	-	-	6 85.7	-	-	1 14.3
問7 (〜規定手当の)	規定がある	505 100.0	98 19.4	98 19.4	2 0.4	271 53.7	10 2.0	11 2.2	15 3.0
	規定はないが支払うことがある	253 100.0	66 26.1	40 15.8	-	124 49.0	10 4.0	5 2.0	8 3.2
	休業手当の支払いは想定しておらず規定もない	85 100.0	16 18.8	5 5.9	-	59 69.4	2 2.4	2 2.4	1 1.2
	無回答	9 100.0	3 33.3	1 11.1	-	5 55.6	-	-	-

問3付問12. 当該シフト制において、シフト確定後に、事業主の都合でシフトをキャンセルする場合に何らかの代替措置は行っていますか (S A)

非正規雇用労働者

	計 キャン セル した こと が あ る	当 キ ヤ ン セ ル し た 額 を 支 た 給 付 日 相 当 の 額 と し て 計 上 し た 額	未 当 キ ヤ ン セ ル し た 額 を 支 給 し た 日 相 当 の 額 と し て 計 上 し た 額	を 当 キ ヤ ン セ ル し た 額 と し て 計 上 し た 額	を 代 わ り の 勤 務 日 (シ フ ト) を 用 意 し て い る	そ の 他	特 に な し	無 回 答
合計	1,202 100.0	209 17.4	274 22.8	5 0.4	562 46.8	37 3.1	68 5.7	47 3.9
問1 a 主たる業種 (S A)								
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	12 100.0	2 16.7	1 8.3	-	9 75.0	-	-	-
製造業	92 100.0	15 16.3	14 15.2	-	52 56.5	3 3.3	1 1.1	7 7.6
電気・ガス・熱供給・水道業	1 100.0	-	-	-	1 100.0	-	-	-
情報通信業	14 100.0	5 35.7	1 7.1	-	6 42.9	1 7.1	-	1 7.1
運輸業、郵便業	93 100.0	16 17.2	19 20.4	-	50 53.8	2 2.2	5 5.4	1 1.1
卸売業、小売業	160 100.0	35 21.9	40 25.0	-	62 38.8	6 3.8	6 3.8	11 6.9
金融業、保険業	3 100.0	-	1 33.3	-	1 33.3	-	1 33.3	-
不動産、物品賃貸業	15 100.0	4 26.7	6 40.0	-	5 33.3	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	2 100.0	1 50.0	-	-	1 50.0	-	-	-
宿泊業、飲食サービス業	196 100.0	45 23.0	47 24.0	2 1.0	70 35.7	4 2.0	14 7.1	14 7.1
生活関連サービス業、娯楽業	61 100.0	15 24.6	20 32.8	-	18 29.5	2 3.3	4 6.6	2 3.3
教育、学習支援業	60 100.0	12 20.0	14 23.3	1 1.7	21 35.0	-	12 20.0	-
医療、福祉	313 100.0	37 11.8	68 21.7	2 0.6	174 55.6	12 3.8	12 3.8	8 2.6
複合サービス事業 (郵便局、農業組合など)	16 100.0	2 12.5	1 6.3	-	10 62.5	-	3 18.8	-
サービス業 (他に分類されないもの)	158 100.0	20 12.7	41 25.9	-	78 49.4	6 3.8	10 6.3	3 1.9
その他	6 100.0	-	1 16.7	-	4 66.7	1 16.7	-	-
問1 b (〜従業員規模)								
100人未満	37 100.0	7 18.9	6 16.2	-	19 51.4	1 2.7	3 8.1	1 2.7
100〜299人	551 100.0	99 18.0	111 20.1	2 0.4	268 48.6	20 3.6	35 6.4	16 2.9
300〜999人	406 100.0	71 17.5	95 23.4	2 0.5	189 46.6	11 2.7	20 4.9	18 4.4
1000人以上	202 100.0	31 15.3	60 29.7	1 0.5	83 41.1	5 2.5	10 5.0	12 5.9
無回答	6 100.0	1 16.7	2 33.3	-	3 50.0	-	-	-
問3 (〜勤務形態)								
固定・交代制勤務者群 (1, 2のみを選択)	-	-	-	-	-	-	-	-
シフト制勤務者を含む群 (3, 4, 5のいずれか又は全てを選択している群)	1,202 100.0	209 17.4	274 22.8	5 0.4	562 46.8	37 3.1	68 5.7	47 3.9
無回答	-	-	-	-	-	-	-	-
問3付問1 (〜従業員労働者の割合)								
3割未満	355 100.0	52 14.6	63 17.7	-	185 52.1	14 3.9	29 8.2	12 3.4
3割〜6割未満	192 100.0	35 18.2	45 23.4	3 1.6	93 48.4	3 1.6	9 4.7	4 2.1
6割〜8割未満	201 100.0	40 19.9	37 18.4	1 0.5	91 45.3	7 3.5	10 5.0	15 7.5
8割以上	447 100.0	81 18.1	129 28.9	1 0.2	187 41.8	13 2.9	20 4.5	16 3.6
無回答	7 100.0	1 14.3	-	-	6 85.7	-	-	-
問5 (〜新型コロナウイルス感染症による休業を命じたことがある)	1,069 100.0	202 18.9	263 24.6	5 0.5	469 43.9	31 2.9	55 5.1	44 4.1
休業を命じたことはない	121 100.0	5 4.1	8 6.6	-	87 71.9	5 4.1	13 10.7	3 2.5
無回答	12 100.0	2 16.7	3 25.0	-	6 50.0	1 8.3	-	-
問5付問3 (〜休業手当等に伴)								
全員に支払った	928 100.0	196 21.1	244 26.3	4 0.4	391 42.1	23 2.5	31 3.3	39 4.2
一部の人に支払った	91 100.0	5 5.5	18 19.8	1 1.1	48 52.7	6 6.6	10 11.0	3 3.3
支払わなかった	50 100.0	1 2.0	1 2.0	-	30 60.0	2 4.0	14 28.0	2 4.0
無回答	-	-	-	-	-	-	-	-
問5付問3-4 (〜成雇手当ての調整申請)								
支払った手当ての金額について申請した	483 100.0	116 24.0	122 25.3	1 0.2	190 39.3	19 3.9	16 3.3	19 3.9
一部のみ申請した	199 100.0	41 20.6	57 28.6	2 1.0	72 36.2	3 1.5	14 7.0	10 5.0
申請しなかった	329 100.0	43 13.1	83 25.2	2 0.6	171 52.0	7 2.1	11 3.3	12 3.6
無回答	8 100.0	1 12.5	-	-	6 75.0	-	-	1 12.5
問7 (〜規定手当)								
規定がある	699 100.0	117 16.7	165 23.6	5 0.7	330 47.2	15 2.1	35 5.0	32 4.6
規定はないが支払うことがある	384 100.0	74 19.3	99 25.8	-	164 42.7	19 4.9	15 3.9	13 3.4
休業手当の支払いは想定しておらず規定もない	107 100.0	16 15.0	7 6.5	-	64 59.8	2 1.9	16 15.0	2 1.9
無回答	12 100.0	2 16.7	3 25.0	-	4 33.3	1 8.3	2 16.7	-

問3付問13. 直近2年間において、「シフト制労働者」との間でトラブルとなったことはありますか。また、そのトラブルの原因は何ですか。(MA)

正社員

		シフト制労働者がいる	計	2,472	178	116	34	16	250	124	82	30	1,727	287	
		計	100.0	7.2	4.7	1.4	0.6	10.1	5.0	5.0	3.3	1.2	69.9	11.6	
問1 a 主たる業種(SA)	合計		2,472	178	116	34	16	250	124	82	30	1,727	287		
			100.0	7.2	4.7	1.4	0.6	10.1	5.0	3.3	1.2	69.9	11.6		
	主たる業種(SA)	鉱業、採石業、砂利採取業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		建設業		27	1	1	-	-	2	-	-	1	20	2	
			100.0	3.7	3.7	-	-	7.4	-	-	-	3.7	74.1	7.4	
		製造業		190	18	9	1	-	9	5	8	1	141	19	
			100.0	9.5	4.7	0.5	-	4.7	2.6	4.2	0.5	74.2	10.0		
		電気・ガス・熱供給・水道業		2	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	
			100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	50.0	50.0	
		情報通信業		32	2	-	-	-	1	2	-	-	28	1	
			100.0	6.3	-	-	-	3.1	6.3	-	-	-	87.5	3.1	
		運輸業、郵便業		220	24	16	4	3	25	16	8	3	144	24	
			100.0	10.9	7.3	1.8	1.4	11.4	7.3	3.6	1.4	65.5	10.9		
		卸売業、小売業		324	25	15	2	1	23	12	5	3	237	42	
			100.0	7.7	4.6	0.6	0.3	7.1	3.7	1.5	0.9	73.1	13.0		
		金融業、保険業		20	1	-	1	-	-	-	-	-	18	1	
			100.0	5.0	-	5.0	-	-	-	-	-	-	90.0	5.0	
		不動産、物品賃貸業		15	1	-	-	-	-	-	1	-	12	1	
			100.0	6.7	-	-	-	-	-	-	6.7	-	80.0	6.7	
		学術研究、専門・技術サービス業		12	-	-	-	-	2	-	-	-	9	1	
		100.0	-	-	-	-	-	16.7	-	-	-	75.0	8.3		
宿泊業、飲食サービス業		240	20	15	5	5	18	7	8	5	152	44			
	100.0	8.3	6.3	2.1	2.1	7.5	2.9	3.3	2.1	63.3	18.3				
生活関連サービス業、娯楽業		99	6	3	1	-	10	2	-	1	72	10			
	100.0	6.1	3.0	1.0	-	10.1	2.0	-	1.0	72.7	10.1				
教育、学習支援業		57	2	1	1	-	1	-	-	-	49	5			
	100.0	3.5	1.8	1.8	-	1.8	-	-	-	-	86.0	8.8			
医療、福祉		919	57	40	15	3	128	61	39	15	613	102			
	100.0	6.2	4.4	1.6	0.3	13.9	6.6	4.2	1.6	66.7	11.1				
複合サービス事業 (郵便局、農業組合など)		46	-	-	-	-	2	1	-	-	40	4			
	100.0	-	-	-	-	-	4.3	2.2	-	-	87.0	8.7			
サービス業 (他に分類されないもの)		250	19	15	4	4	28	17	12	1	175	29			
	100.0	7.6	6.0	1.6	1.6	11.2	6.8	4.8	0.4	70.0	11.6				
その他		19	2	1	-	-	1	1	1	-	16	1			
	100.0	10.5	5.3	-	-	5.3	5.3	5.3	-	-	84.2	5.3			
問1 b (従業員規模)	1000人未満		103	6	6	1	-	9	5	5	2	71	10		
		100.0	5.8	5.8	1.0	-	8.7	4.9	4.9	1.9	68.9	9.7			
	1000～2999人		1,305	69	46	13	8	125	58	29	17	952	147		
		100.0	5.3	3.5	1.0	0.6	9.6	4.4	2.2	1.3	73.0	11.3			
	3000～9999人		737	59	36	13	5	76	35	34	7	503	83		
		100.0	8.0	4.9	1.8	0.7	10.3	4.7	4.6	0.9	68.2	11.3			
10000人以上		311	42	27	7	3	39	26	14	4	189	46			
	100.0	13.5	8.7	2.3	1.0	12.5	8.4	4.5	1.3	60.8	14.8				
無回答		16	2	1	-	-	1	-	-	-	12	1			
	100.0	12.5	6.3	-	-	6.3	-	-	-	-	75.0	6.3			
問3 (労働形態)	固定・交代制勤務者群 (1, 2のみを選択)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	シフト制勤務者を含む群 (3, 4, 5のいずれか又は全てを選択している群)		2,472	178	116	34	16	250	124	82	30	1,727	287		
		100.0	7.2	4.7	1.4	0.6	10.1	5.0	3.3	1.2	69.9	11.6			
無回答		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
問3付問1 (従業員労働者の割合)	3割未満		525	24	21	2	2	32	19	9	5	403	58		
		100.0	4.6	4.0	0.4	0.4	6.1	3.6	1.7	1.0	76.8	11.0			
	3割～6割未満		420	39	24	10	3	48	21	14	5	289	47		
		100.0	9.3	5.7	2.4	0.7	11.4	5.0	3.3	1.2	68.8	11.2			
	6割～8割未満		500	34	25	6	3	56	35	17	5	340	59		
		100.0	6.8	5.0	1.2	0.6	11.2	7.0	3.4	1.0	68.0	11.8			
8割以上		1,005	80	45	16	8	113	47	41	14	682	118			
	100.0	8.0	4.5	1.6	0.8	11.2	4.7	4.1	1.4	67.9	11.7				
無回答		22	1	1	-	-	1	2	1	1	13	5			
	100.0	4.5	4.5	-	-	4.5	9.1	4.5	4.5	-	59.1	22.7			
問5 (新しい業務の導入)	休業を命じたことがある		1,911	146	97	27	13	198	94	64	27	1,314	222		
		100.0	7.6	5.1	1.4	0.7	10.4	4.9	3.3	1.4	68.8	11.6			
	休業を命じたことはない		534	31	17	7	3	49	27	14	3	397	61		
		100.0	5.8	3.2	1.3	0.6	9.2	5.1	2.6	0.6	74.3	11.4			
無回答		27	1	2	-	-	3	3	4	-	16	4			
	100.0	3.7	7.4	-	-	11.1	11.1	14.8	-	-	59.3	14.8			
問5付問3 (休業手当等に伴)	全員に支払った		1,669	135	86	24	12	170	80	53	25	1,154	191		
		100.0	8.1	5.2	1.4	0.7	10.2	4.8	3.2	1.5	69.1	11.4			
	一部の人に支払った		143	8	6	2	1	20	9	8	2	87	18		
		100.0	5.6	4.2	1.4	0.7	14.0	6.3	5.6	1.4	60.8	12.6			
	支払わなかった		99	3	5	1	-	8	5	3	-	73	13		
	100.0	3.0	5.1	1.0	-	8.1	5.1	3.0	-	73.7	13.1				
無回答		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
問5付問3-4 (成金の調整申請)	支払った手当の全額について申請した		788	51	33	10	5	60	25	17	8	571	92		
		100.0	6.5	4.2	1.3	0.6	7.6	3.2	2.2	1.0	72.5	11.7			
	一部のみ申請した		274	33	15	7	3	29	11	15	5	175	35		
		100.0	12.0	5.5	2.6	1.1	10.6	4.0	5.5	1.8	63.9	12.8			
	申請しなかった		731	58	43	9	5	100	52	28	14	484	76		
	100.0	7.9	5.9	1.2	0.7	13.7	7.1	3.8	1.9	66.2	10.4				
無回答		19	1	1	-	-	1	1	1	-	11	6			
	100.0	5.3	5.3	-	-	5.3	5.3	5.3	-	-	57.9	31.6			
問7 (規定手当)	規定がある		1,371	107	70	17	8	142	75	47	12	949	153		
		100.0	7.8	5.1	1.2	0.6	10.4	5.5	3.4	0.9	69.2	11.2			
	規定はないが支払うことがある		748	51	36	12	6	73	35	22	13	516	96		
		100.0	6.8	4.8	1.6	0.8	9.8	4.7	2.9	1.7	69.0	12.8			
	休業手当の支払いは想定しておらず規定もない		319	18	9	5	2	33	13	5	239	31			
	100.0	5.6	2.8	1.6	0.6	10.3	4.1	4.1	1.6	74.9	9.7				
無回答		34	2	1	-	-	2	1	-	-	23	7			
	100.0	5.9	2.9	-	-	5.9	2.9	-	-	-	67.6	20.6			

問4. 労基法第26条で、使用者の責に帰すべき事由による休業の場合、使用者は労働者に休業手当を支払わなければならないことを知っていますか（SA）

		合計	内容を十分に理解している	ある程度理解している	聞いたことがある	知らない	無回答	
合計		7,797 100.0	5,481 70.3	1,956 25.1	192 2.5	16 0.2	152 1.9	
問1 a 主たる業種（SA）	飲業、採石業、砂利採取業	4 100.0	4 100.0	-	-	-	-	
	建設業	341 100.0	239 70.1	82 24.0	13 3.8	2 0.6	5 1.5	
	製造業	1,552 100.0	1,250 80.5	273 17.6	13 0.8	1 0.1	15 1.0	
	電気・ガス・熱供給・水道業	29 100.0	21 72.4	6 20.7	1 3.4	-	1 3.4	
	情報通信業	226 100.0	173 76.5	45 19.9	4 1.8	-	4 1.8	
	運輸業、郵便業	589 100.0	440 74.7	122 20.7	8 1.4	1 0.2	18 3.1	
	卸売業、小売業	1,104 100.0	765 69.3	282 25.5	33 3.0	4 0.4	20 1.8	
	金融業、保険業	145 100.0	91 62.8	46 31.7	7 4.8	-	1 0.7	
	不動産、物品賃貸業	67 100.0	47 70.1	15 22.4	2 3.0	-	3 4.5	
	学術研究、専門・技術サービス業	111 100.0	86 77.5	22 19.8	2 1.8	-	1 0.9	
	宿泊業、飲食サービス業	320 100.0	249 77.8	58 18.1	4 1.3	-	9 2.8	
	生活関連サービス業、娯楽業	178 100.0	135 75.8	35 19.7	4 2.2	-	4 2.2	
	教育、学習支援業	341 100.0	207 60.7	117 34.3	13 3.8	-	4 1.2	
	医療、福祉	1,815 100.0	1,095 60.3	602 33.2	64 3.5	7 0.4	47 2.6	
	複合サービス事業（郵便局、農業組合など）	97 100.0	47 48.5	46 47.4	3 3.1	-	1 1.0	
	サービス業（他に分類されないもの）	813 100.0	596 73.3	181 22.3	18 2.2	-	18 2.2	
	その他	65 100.0	36 55.4	24 36.9	3 4.6	1 1.5	1 1.5	
	問1 b （SA）区分規模	100人未満	393 100.0	244 62.1	117 29.8	13 3.3	3 0.8	16 4.1
		100～299人	4,583 100.0	3,075 67.1	1,269 27.7	134 2.9	10 0.2	95 2.1
300～999人		2,073 100.0	1,536 74.1	473 22.8	36 1.7	2 0.1	26 1.3	
1000人以上		686 100.0	579 84.4	85 12.4	8 1.2	1 0.1	13 1.9	
無回答		62 100.0	47 75.8	12 19.4	1 1.6	-	2 3.2	
問3 （SA）区分形態		固定・交代制勤務者群（1、2のみを選択）	4,123 100.0	2,948 71.5	1,012 24.5	113 2.7	10 0.2	40 1.0
シフト制勤務者を含む群（3、4、5のいずれか又は全てを選択している群）	3,392 100.0	2,355 69.4	867 25.6	70 2.1	6 0.2	94 2.8		
無回答	282 100.0	178 63.1	77 27.3	9 3.2	-	18 6.4		
問3付問1 （SA）区分	3割未満	1,196 100.0	820 68.6	319 26.7	23 1.9	2 0.2	32 2.7	
	3割～6割未満	539 100.0	374 69.4	139 25.8	16 3.0	-	10 1.9	
	6割～8割未満	569 100.0	386 67.8	146 25.7	14 2.5	1 0.2	22 3.9	
	8割以上	1,050 100.0	750 71.4	254 24.2	14 1.3	3 0.3	29 2.8	
	無回答	38 100.0	25 65.8	9 23.7	3 7.9	-	1 2.6	
	問5 （SA）区分	休業を命じたことがある	5,322 100.0	3,965 74.5	1,171 22.0	83 1.6	7 0.1	96 1.8
休業を命じたことはない	2,403 100.0	1,478 61.5	759 31.6	108 4.5	9 0.4	49 2.0		
無回答	72 100.0	38 52.8	26 36.1	1 1.4	-	7 9.7		
問5付問3 （SA）区分	全員に支払った	4,770 100.0	3,640 76.3	980 20.5	59 1.2	5 0.1	86 1.8	
	一部の人に支払った	261 100.0	177 67.8	79 30.3	5 1.9	-	-	
	支払わなかった	287 100.0	145 50.5	111 38.7	19 6.6	2 0.7	10 3.5	
	無回答	4 100.0	3 75.0	1 25.0	-	-	-	
	問5付問3-4 （SA）区分	支払った手当の全額について申請した	2,220 100.0	1,812 81.6	343 15.5	17 0.8	2 0.1	46 2.1
一部のみ申請した	705 100.0	549 77.9	143 20.3	3 0.4	-	10 1.4		
申請しなかった	1,979 100.0	1,362 68.8	546 27.6	41 2.1	3 0.2	27 1.4		
無回答	127 100.0	94 74.0	27 21.3	3 2.4	-	3 2.4		
問7 （SA）区分	規定がある	4,433 100.0	3,376 76.2	905 20.4	60 1.4	4 0.1	88 2.0	
	規定はないが支払うことがある	2,102 100.0	1,478 70.3	557 26.5	35 1.7	3 0.1	29 1.4	
	休業手当の支払いは想定しておらず規定もない	1,150 100.0	560 48.7	461 40.1	94 8.2	9 0.8	26 2.3	
	無回答	112 100.0	67 59.8	33 29.5	3 2.7	-	9 8.0	

問5. 今般の新型コロナウイルス感染症の影響によって、労働者に休業を命じたことはありますか（SA）

		合計	休業を命じたことがある	休業を命じたことはない	無回答	
合計		7,797 100.0	5,322 68.3	2,403 30.8	72 0.9	
問1 a 主たる業種（SA）	飲業、採石業、砂利採取業	4 100.0	1 25.0	3 75.0	- -	
	建設業	341 100.0	171 50.1	168 49.3	2 0.6	
	製造業	1,552 100.0	1,132 72.9	410 26.4	10 0.6	
	電気・ガス・熱供給・水道業	29 100.0	15 51.7	13 44.8	1 3.4	
	情報通信業	226 100.0	88 38.9	132 58.4	6 2.7	
	運輸業、郵便業	589 100.0	419 71.1	168 28.5	2 0.3	
	卸売業、小売業	1,104 100.0	734 66.5	362 32.8	8 0.7	
	金融業、保険業	145 100.0	88 60.7	57 39.3	- -	
	不動産、物品賃貸業	67 100.0	33 49.3	32 47.8	2 3.0	
	学術研究、専門・技術サービス業	111 100.0	57 51.4	51 45.9	3 2.7	
	宿泊業、飲食サービス業	320 100.0	311 97.2	6 1.9	3 0.9	
	生活関連サービス業、娯楽業	178 100.0	163 91.6	15 8.4	- -	
	教育、学習支援業	341 100.0	201 58.9	136 39.9	4 1.2	
	医療、福祉	1,815 100.0	1,272 70.1	520 28.7	23 1.3	
	複合サービス事業（郵便局、農業組合など）	97 100.0	59 60.8	37 38.1	1 1.0	
	サービス業（他に分類されないもの）	813 100.0	544 66.9	263 32.3	6 0.7	
	その他	65 100.0	34 52.3	30 46.2	1 1.5	
	問1 b （従業員規模）	100人未満	393 100.0	233 59.3	155 39.4	5 1.3
		100～299人	4,583 100.0	2,978 65.0	1,557 34.0	48 1.0
		300～999人	2,073 100.0	1,528 73.7	533 25.7	12 0.6
1000人以上		686 100.0	538 78.4	142 20.7	6 0.9	
無回答		62 100.0	45 72.6	16 25.8	1 1.6	
問3 （労働形態）		固定・交代制勤務者群（1、2のみを選択）	4,123 100.0	2,556 62.0	1,535 37.2	32 0.8
シフト制勤務者を含む群（3、4、5のいずれか又は全てを選択している群）	3,392 100.0	2,592 76.4	766 22.6	34 1.0		
無回答	282 100.0	174 61.7	102 36.2	6 2.1		
問3付問1 （従業員のうち、割合）	3割未満	1,196 100.0	865 72.3	317 26.5	14 1.2	
	3割～6割未満	539 100.0	396 73.5	139 25.8	4 0.7	
	6割～8割未満	569 100.0	430 75.6	135 23.7	4 0.7	
	8割以上	1,050 100.0	871 83.0	167 15.9	12 1.1	
	無回答	38 100.0	30 78.9	8 21.1	- -	
	問5 （新型コロナウイルス感染症による休業の影響）	休業を命じたことがある	5,322 100.0	5,322 100.0	- -	- -
休業を命じたことはない	2,403 100.0	- -	2,403 100.0	- -		
無回答	72 100.0	- -	- -	72 100.0		
問5付問3 （休業手当に）	全員に支払った	4,770 100.0	4,770 100.0	- -	- -	
	一部の人に支払った	261 100.0	261 100.0	- -	- -	
	支払わなかった	287 100.0	287 100.0	- -	- -	
	無回答	4 100.0	4 100.0	- -	- -	
	問5付問3-4 （雇用調整助成金の申請）	支払った手当の全額について申請した	2,220 100.0	2,220 100.0	- -	- -
	一部のみ申請した	705 100.0	705 100.0	- -	- -	
申請しなかった	1,979 100.0	1,979 100.0	- -	- -		
無回答	127 100.0	127 100.0	- -	- -		
問7 （規定）	規定がある	4,433 100.0	3,177 71.7	1,212 27.3	44 1.0	
	規定はないが支払うことがある	2,102 100.0	1,634 77.7	459 21.8	9 0.4	
	休業手当の支払いは想定しておらず規定もない	1,150 100.0	443 38.5	695 60.4	12 1.0	
	無回答	112 100.0	68 60.7	37 33.0	7 6.3	

問5付問1. 休業の理由は何ですか (MA)

		計休業を命じたことがある	示国や地方自治体からの指	売上、利用客の減少	取引先の休業	者従業員に感染者や濃厚接触	その他	無回答	
合計		5,322 100.0	1,668 31.3	1,685 31.7	634 11.9	2,693 50.6	523 9.8	8 0.2	
問1 a 主たる業種 (SA)	飲業、採石業、砂利採取業	1 100.0	-	1 100.0	-	1 100.0	-	-	
	建設業	171 100.0	58 33.9	19 11.1	7 4.1	113 66.1	19 11.1	-	
	製造業	1,132 100.0	189 16.7	657 58.0	213 18.8	387 34.2	70 6.2	3 0.3	
	電気・ガス・熱供給・水道業	15 100.0	3 20.0	1 6.7	-	11 73.3	1 6.7	-	
	情報通信業	88 100.0	28 31.8	20 22.7	18 20.5	34 38.6	10 11.4	-	
	運輸業、郵便業	419 100.0	73 17.4	230 54.9	97 23.2	161 38.4	23 5.5	-	
	卸売業、小売業	734 100.0	296 40.3	192 26.2	82 11.2	417 56.8	65 8.9	1 0.1	
	金融業、保険業	88 100.0	37 42.0	4 4.5	2 2.3	69 78.4	12 13.6	-	
	不動産、物品賃貸業	33 100.0	21 63.6	5 15.2	1 3.0	16 48.5	3 9.1	-	
	学術研究、専門・技術サービス業	57 100.0	15 26.3	15 26.3	10 17.5	26 45.6	7 12.3	-	
	宿泊業、飲食サービス業	311 100.0	210 67.5	215 69.1	17 5.5	82 26.4	4 1.3	-	
	生活関連サービス業、娯楽業	163 100.0	89 54.6	88 54.0	15 9.2	46 28.2	9 5.5	-	
	教育、学習支援業	201 100.0	146 72.6	12 6.0	1 0.5	65 32.3	24 11.9	1 0.5	
	医療、福祉	1,272 100.0	285 22.4	76 6.0	10 0.8	975 76.7	223 17.5	2 0.2	
	複合サービス事業 (郵便局、農業組合など)	59 100.0	18 30.5	6 10.2	-	46 78.0	5 8.5	-	
	サービス業 (他に分類されないもの)	544 100.0	185 34.0	135 24.8	155 28.5	229 42.1	44 8.1	1 0.2	
	その他	34 100.0	15 44.1	9 26.5	6 17.6	15 44.1	4 11.8	-	
	問1 b (SA) 従業員規模	100人未満	233 100.0	64 27.5	99 42.5	37 15.9	76 32.6	20 8.6	1 0.4
		100～299人	2,978 100.0	825 27.7	1,041 35.0	368 12.4	1,385 46.5	345 11.6	3 0.1
		300～999人	1,528 100.0	522 34.2	397 26.0	149 9.8	887 58.0	121 7.9	3 0.2
1000人以上		538 100.0	241 44.8	131 24.3	78 14.5	323 60.0	32 5.9	1 0.2	
無回答		45 100.0	16 35.6	17 37.8	2 4.4	22 48.9	5 11.1	-	
問3 (SA) 勤務形態		固定・交代制勤務者群 (1, 2のみを選択)	2,556 100.0	621 24.3	855 33.5	350 13.7	1,235 48.3	246 9.6	4 0.2
シフト制勤務者を含む群 (3, 4, 5のいずれか又は全てを選択している群)	2,592 100.0	1,006 38.8	784 30.2	263 10.1	1,362 52.5	266 10.3	1 0.0		
無回答	174 100.0	41 23.6	46 26.4	21 12.1	96 55.2	11 6.3	3 1.7		
問3付問1 (SA) 従業者の割合	3割未満	865 100.0	315 36.4	236 27.3	99 11.4	445 51.4	91 10.5	1 0.1	
	3割～6割未満	396 100.0	152 38.4	122 30.8	45 11.4	206 52.0	41 10.4	-	
	6割～8割未満	430 100.0	154 35.8	121 28.1	50 11.6	255 59.3	40 9.3	-	
	8割以上	871 100.0	379 43.5	298 34.2	67 7.7	439 50.4	91 10.4	-	
	無回答	30 100.0	6 20.0	7 23.3	2 6.7	17 56.7	3 10.0	-	
	問5 (SA) 有るの新型コロナウイルス感染症による休業を命じたことがある	5,322 100.0	1,668 31.3	1,685 31.7	634 11.9	2,693 50.6	523 9.8	8 0.2	
休業を命じたことはない	-	-	-	-	-	-	-	-	
無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	
問5付問3 (SA) 休業手当に伴	全員に支払った	4,770 100.0	1,487 31.2	1,627 34.1	596 12.5	2,333 48.9	441 9.2	7 0.1	
	一部の人に支払った	261 100.0	105 40.2	44 16.9	24 9.2	153 58.6	35 13.4	1 0.4	
	支払わなかった	287 100.0	72 25.1	14 4.9	14 4.9	205 71.4	47 16.4	-	
	無回答	4 100.0	4 100.0	-	-	2 50.0	-	-	
	問5付問3-4 (SA) 成雇手当ての調整申請	2,220 100.0	811 36.5	1,312 59.1	402 18.1	574 25.9	115 5.2	4 0.2	
一部のみ申請した	705 100.0	285 40.4	293 41.6	150 21.3	327 46.4	53 7.5	-		
申請しなかった	1,979 100.0	464 23.4	47 2.4	56 2.8	1,505 76.0	295 14.9	3 0.2		
無回答	127 100.0	32 25.2	19 15.0	12 9.4	80 63.0	13 10.2	1 0.8		
問7 (SA) 規定の手当	規定がある	3,177 100.0	962 30.3	1,080 34.0	458 14.4	1,573 49.5	272 8.6	3 0.1	
	規定はないが支払うことがある	1,634 100.0	569 34.8	488 29.9	144 8.8	818 50.1	187 11.4	3 0.2	
	休業手当の支払いは想定しておらず規定もない	443 100.0	120 27.1	98 22.1	25 5.6	263 59.4	60 13.5	2 0.5	
	無回答	68 100.0	17 25.0	19 27.9	7 10.3	39 57.4	4 5.9	-	

問5付問2. 休業させる労働者を決定するに当たって、どのような要素を考慮しましたか (MA)

		計休業を命じたことがある	雇用形態	職種、業務内容による場合(左記の雇)	所属する部署・部門	役職	勤務成績	年齢	勤続年数	休業予定日の勤務の状況	その他	特段の労働要素を考慮せず、全て	無回答	
合計		5,322 100.0	747 14.0	1,375 25.8	1,486 27.9	245 4.6	21 0.4	43 0.8	19 0.4	400 7.5	423 7.9	2,518 47.3	31 0.6	
問1 a 主たる業種 (S A)	飲食業、採石業、砂利採取業	1 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1 100.0	-	
	建設業	171 100.0	9 5.3	33 19.3	38 22.2	7 4.1	-	2 1.2	4 2.3	11 6.4	21 12.3	89 52.0	1 0.6	
	製造業	1,132 100.0	89 7.9	353 31.2	426 37.6	62 5.5	3 0.3	5 0.4	2 0.2	83 7.3	64 5.7	500 44.2	3 0.3	
	電気・ガス・熱供給・水道業	15 100.0	1 6.7	2 13.3	3 20.0	1 6.7	-	-	-	-	1 13.3	2 60.0	9 -	-
	情報通信業	88 100.0	13 14.8	32 36.4	19 21.6	-	-	1 1.1	1 1.1	3 3.4	11 12.5	32 36.4	-	-
	運輸業、郵便業	419 100.0	70 16.7	142 33.9	104 24.8	14 3.3	5 1.2	9 2.1	2 0.5	46 11.0	24 5.7	178 42.5	3 0.7	
	卸売業、小売業	734 100.0	86 11.7	131 17.8	186 25.3	33 4.5	-	3 0.4	1 0.1	44 6.0	56 7.6	395 53.8	5 0.7	
	金融業、保険業	88 100.0	4 4.5	14 15.9	14 15.9	3 3.4	-	1 1.1	1 1.1	6 6.8	9 10.2	58 65.9	-	-
	不動産、物品賃貸業	33 100.0	8 24.2	10 30.3	11 33.3	3 9.1	-	-	-	-	3 9.1	2 6.1	17 51.5	-
	学術研究、専門・技術サービス業	57 100.0	11 19.3	14 24.6	11 19.3	1 1.8	-	-	-	-	1 1.8	2 3.5	31 54.4	-
	宿泊業、飲食サービス業	311 100.0	114 36.7	118 37.9	114 36.7	33 10.6	5 1.6	5 1.6	3 1.0	3 1.9	60 19.3	7 2.3	103 33.1	1 0.3
	生活関連サービス業、娯楽業	163 100.0	52 31.9	67 41.1	69 42.3	14 8.6	3 1.8	3 1.8	2 1.2	17 10.4	4 2.5	48 29.4	-	-
	教育、学習支援業	201 100.0	56 27.9	59 29.4	43 21.4	14 7.0	1 0.5	2 1.0	-	10 5.0	14 7.0	82 40.8	1 0.5	
	医療、福祉	1,272 100.0	134 10.5	214 16.8	241 18.9	34 2.7	2 0.2	7 0.6	1 0.1	71 5.6	160 12.6	718 56.4	10 0.8	
	複合サービス事業(郵便局、農業組合など)	59 100.0	5 8.5	10 16.9	13 22.0	2 3.4	-	-	-	-	3 5.1	7 11.9	32 54.2	1 1.7
	サービス業(他に分類されないもの)	544 100.0	85 15.6	163 30.0	183 33.6	22 4.0	2 0.4	4 0.7	2 0.4	41 7.5	37 6.8	215 39.5	5 0.9	
	その他	34 100.0	10 29.4	13 38.2	11 32.4	2 5.9	-	1 2.9	-	-	-	3 8.8	10 29.4	1 2.9
	問1 b (S A)区分規模	1000人未満	233 100.0	41 17.6	68 29.2	64 27.5	15 6.4	1 0.4	1 0.4	2 0.9	26 11.2	26 11.2	85 36.5	1 0.4
		1000~2999人	2,978 100.0	359 12.1	766 25.7	832 27.9	132 4.4	11 0.4	24 0.8	10 0.3	209 7.0	232 7.8	1,428 48.0	19 0.6
		3000~9999人	1,528 100.0	235 15.4	395 25.9	440 28.8	78 5.1	8 0.5	16 1.0	5 0.3	115 7.5	107 7.0	743 48.6	9 0.6
10000人以上		538 100.0	104 19.3	138 25.7	141 26.2	20 3.7	1 0.2	1 0.2	2 0.4	47 8.7	53 9.9	238 44.2	2 0.4	
無回答		45 100.0	8 17.8	8 17.8	9 20.0	-	-	1 2.2	-	3 6.7	5 11.1	24 53.3	-	
問3 (S A)区分形態	固定・交代制勤務者群(1, 2のみを選択)	2,556 100.0	238 9.3	598 23.4	694 27.2	105 4.1	5 0.2	11 0.4	6 0.2	149 5.8	190 7.4	1,309 51.2	14 0.5	
	シフト制勤務者を含む群(3, 4, 5のいずれか又は全てを選択している群)	2,592 100.0	481 18.6	731 28.2	747 28.8	128 4.9	31 0.6	12 0.5	12 0.5	235 9.1	221 8.5	1,128 43.5	17 0.7	
	無回答	174 100.0	28 16.1	46 26.4	45 25.9	12 6.9	-	1 0.6	1 0.6	16 9.2	12 6.9	81 46.6	-	
問3付問1 (S A)区分	3割未満	865 100.0	134 15.5	252 29.1	234 27.1	40 4.6	1 0.1	12 1.4	4 0.5	78 9.0	75 8.7	367 42.4	4 0.5	
	3割~6割未満	396 100.0	72 18.2	108 27.3	126 31.8	12 3.0	2 0.5	4 1.0	1 0.3	30 7.6	31 7.8	166 41.9	4 1.0	
	6割~8割未満	430 100.0	87 20.2	133 30.9	134 31.2	20 4.7	2 0.5	6 1.4	3 0.7	42 9.8	26 6.0	196 45.6	1 0.2	
	8割以上	871 100.0	184 21.1	232 26.6	249 28.6	56 6.4	11 1.3	7 0.8	4 0.5	84 9.6	86 9.9	382 43.9	8 0.9	
	無回答	30 100.0	4 13.3	6 20.0	4 13.3	-	-	2 6.7	-	1 3.3	3 10.0	17 56.7	-	
問5 (S A)区分	休業を命じたことがある	5,322 100.0	747 14.0	1,375 25.8	1,486 27.9	245 4.6	21 0.4	43 0.8	19 0.4	400 7.5	423 7.9	2,518 47.3	31 0.6	
	休業を命じたことはない	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
問5付問3 (S A)区分	全員に支払った	4,770 100.0	665 13.9	1,283 26.9	1,377 28.9	229 4.8	21 0.4	39 0.8	18 0.4	360 7.5	350 7.3	2,234 46.8	23 0.5	
	一部の人に支払った	261 100.0	53 20.3	61 23.4	70 26.8	11 4.2	-	1 0.4	1 0.4	26 10.0	33 12.6	113 43.3	3 1.1	
	支払わなかった	287 100.0	29 10.1	31 10.8	39 13.6	5 1.7	-	3 1.0	-	14 4.9	38 13.2	169 58.9	5 1.7	
	無回答	4 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	2 50.0	2 50.0	-	
	問5付問3-4 (S A)区分	支払った手当の全額について申請した	2,220 100.0	390 17.6	831 37.4	828 37.3	142 6.4	15 0.7	22 1.0	12 0.5	221 10.0	88 4.0	835 37.6	3 0.1
一部のみ申請した	705 100.0	126 17.9	228 32.3	272 38.6	47 6.7	4 0.6	7 1.0	5 0.7	67 9.5	46 6.5	268 38.0	5 0.7		
申請しなかった	1,979 100.0	183 9.2	265 13.4	318 16.1	46 2.3	2 0.1	9 0.5	2 0.1	85 4.3	227 11.5	1,189 60.1	16 0.8		
無回答	127 100.0	19 15.0	20 15.7	29 22.8	5 3.9	-	2 1.6	-	13 10.2	22 17.3	55 43.3	2 1.6		
問7 (S A)区分	規定がある	3,177 100.0	426 13.4	864 27.2	912 28.7	147 4.6	13 0.4	27 0.8	13 0.4	244 7.7	220 6.9	1,512 47.6	18 0.6	
	規定はないが支払うことがある	1,634 100.0	256 15.7	415 25.4	468 28.6	80 4.9	6 0.4	11 0.7	5 0.3	124 7.6	146 8.9	746 45.7	6 0.4	
	休業手当の支払いは想定しておらず規定もない	443 100.0	55 12.4	82 18.5	87 19.6	17 3.8	1 0.2	4 0.9	1 0.2	25 5.6	51 11.5	228 51.5	6 1.4	
	無回答	68 100.0	10 14.7	14 20.6	19 27.9	1 1.5	1 1.5	1 1.5	-	7 10.3	6 8.8	32 47.1	1 1.5	

問5付問3. 休業させた労働者に、休業等に伴う手当を支払いましたか (SA)

		計休業を命じたことがある	全員に支払った	一部の人に支払った	支払わなかった	無回答
合計		5,322 100.0	4,770 89.6	261 4.9	287 5.4	4 0.1
問1 a 主たる業種 (SA)	飲業、採石業、砂利採取業	1 100.0	1 100.0	-	-	-
	建設業	171 100.0	153 89.5	3 1.8	15 8.8	-
	製造業	1,132 100.0	1,100 97.2	18 1.6	13 1.1	1 0.1
	電気・ガス・熱供給・水道業	15 100.0	14 93.3	-	1 6.7	-
	情報通信業	88 100.0	88 100.0	-	-	-
	運輸業、郵便業	419 100.0	390 93.1	13 3.1	16 3.8	-
	卸売業、小売業	734 100.0	661 90.1	34 4.6	39 5.3	-
	金融業、保険業	88 100.0	76 86.4	-	12 13.6	-
	不動産、物品賃貸業	33 100.0	31 93.9	2 6.1	-	-
	学術研究、専門・技術サービス業	57 100.0	52 91.2	1 1.8	4 7.0	-
	宿泊業、飲食サービス業	311 100.0	264 84.9	38 12.2	9 2.9	-
	生活関連サービス業、娯楽業	163 100.0	155 95.1	4 2.5	4 2.5	-
	教育、学習支援業	201 100.0	163 81.1	16 8.0	22 10.9	-
	医療、福祉	1,272 100.0	1,062 83.5	96 7.5	112 8.8	2 0.2
	複合サービス事業 (郵便局、農業組合など)	59 100.0	47 79.7	3 5.1	8 13.6	1 1.7
	サービス業 (他に分類されないもの)	544 100.0	481 88.4	33 6.1	30 5.5	-
	その他	34 100.0	32 94.1	-	2 5.9	-
	問1 b (SA) 従業員規模	100人未満	233 100.0	212 91.0	9 3.9	12 5.2
100～299人		2,978 100.0	2,689 90.3	123 4.1	165 5.5	1 0.0
300～999人		1,528 100.0	1,359 88.9	85 5.6	82 5.4	2 0.1
1000人以上		538 100.0	470 87.4	43 8.0	25 4.6	-
無回答		45 100.0	40 88.9	1 2.2	3 6.7	1 2.2
問3 (SA) 勤務形態		固定・交代制勤務者群 (1, 2のみを選択)	2,556 100.0	2,358 92.3	70 2.7	124 4.9
シフト制勤務者を含む群 (3, 4, 5のいずれか又は全てを選択している群)	2,592 100.0	2,253 86.9	186 7.2	153 5.9	-	
無回答	174 100.0	159 91.4	5 2.9	10 5.7	-	
問3付問1 (SA) 従業者の割合	3割未満	865 100.0	756 87.4	52 6.0	57 6.6	-
	3割～6割未満	396 100.0	347 87.6	29 7.3	20 5.1	-
	6割～8割未満	430 100.0	365 84.9	33 7.7	32 7.4	-
	8割以上	871 100.0	760 87.3	70 8.0	41 4.7	-
	無回答	30 100.0	25 83.3	2 6.7	3 10.0	-
	問5 (SA) 新型コロナウイルス感染症による休業	休業を命じたことがある	5,322 100.0	4,770 89.6	261 4.9	287 5.4
休業を命じたことはない	-	-	-	-	-	-
無回答	-	-	-	-	-	-
問5付問3 (SA) 休業手当等に伴	全員に支払った	4,770 100.0	4,770 100.0	-	-	-
	一部の人に支払った	261 100.0	-	261 100.0	-	-
	支払わなかった	287 100.0	-	-	287 100.0	-
	無回答	4 100.0	-	-	-	4 100.0
	無回答	-	-	-	-	-
問5付問3-4 (SA) 成雇金の調整申請	支払った手当の全額について申請した	2,220 100.0	2,147 96.7	73 3.3	-	-
	一部のみ申請した	705 100.0	663 94.0	42 6.0	-	-
	申請しなかった	1,979 100.0	1,840 93.0	139 7.0	-	-
	無回答	127 100.0	120 94.5	7 5.5	-	-
	無回答	-	-	-	-	-
問7 (SA) 規定の手当	規定がある	3,177 100.0	2,895 91.1	153 4.8	129 4.1	-
	規定はないが支払うことがある	1,634 100.0	1,494 91.4	90 5.5	46 2.8	4 0.2
	休業手当の支払いは想定しておらず規定もない	443 100.0	322 72.7	16 3.6	105 23.7	-
	無回答	68 100.0	59 86.8	2 2.9	7 10.3	-
	無回答	-	-	-	-	-

問5付問3-1. 支払わなかった理由は何ですか (MA)

		支払わなかった計	法律上支払義務がないから	社内規定がない等から支払に關する	働者払わないことについて	会社の経営が厳しかったか	請求者自身で休業支援金をとらした	その他	無回答	
合計		287 100.0	43 15.0	38 13.2	22 7.7	5 1.7	52 18.1	170 59.2	-	
問1 a 主たる業種 (SA)	飲業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	
	建設業	15 100.0	3 20.0	-	-	-	1 6.7	13 86.7	-	
	製造業	13 100.0	3 23.1	3 23.1	-	1 7.7	-	9 69.2	-	
	電気・ガス・熱供給・水道業	1 100.0	-	-	-	-	-	1 100.0	-	
	情報通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	
	運輸業、郵便業	16 100.0	6 37.5	1 6.3	1 6.3	-	5 31.3	4 25.0	-	
	卸売業、小売業	39 100.0	10 25.6	7 17.9	2 5.1	1 2.6	5 12.8	24 61.5	-	
	金融業、保険業	12 100.0	1 8.3	-	-	-	-	-	11 91.7	-
	不動産、物品賃貸業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	学術研究、専門・技術サービス業	4 100.0	-	-	-	-	1 25.0	3 75.0	-	
	宿泊業、飲食サービス業	9 100.0	2 22.2	1 11.1	1 11.1	2 22.2	6 66.7	1 11.1	-	
	生活関連サービス業、娯楽業	4 100.0	1 25.0	-	-	-	2 50.0	1 25.0	-	
	教育、学習支援業	22 100.0	3 13.6	3 13.6	3 13.6	1 4.5	4 18.2	13 59.1	-	
	医療、福祉	112 100.0	12 10.7	20 17.9	13 11.6	-	14 12.5	69 61.6	-	
	複合サービス事業 (郵便局、農業組合など)	8 100.0	-	1 12.5	-	-	-	-	7 87.5	-
	サービス業 (他に分類されないもの)	30 100.0	2 6.7	2 6.7	2 6.7	-	14 46.7	12 40.0	-	
	その他	2 100.0	-	-	-	-	-	-	2 100.0	-
問1 b (従業員規模)	100人未満	12 100.0	1 8.3	1 8.3	-	1 8.3	2 16.7	10 83.3	-	
	100～299人	165 100.0	22 13.3	22 13.3	16 9.7	3 1.8	29 17.6	97 58.8	-	
	300～999人	82 100.0	14 17.1	12 14.6	5 6.1	1 1.2	12 14.6	48 58.5	-	
	1000人以上	25 100.0	6 24.0	3 12.0	1 4.0	-	9 36.0	12 48.0	-	
	無回答	3 100.0	-	-	-	-	-	3 100.0	-	
問3 (労働形態)	固定・交代制勤務者群 (1, 2のみを選択)	124 100.0	17 13.7	17 13.7	10 8.1	2 1.6	16 12.9	82 66.1	-	
	シフト制勤務者を含む群 (3, 4, 5のいずれか又は全てを選択している群)	153 100.0	21 13.7	18 11.8	11 7.2	2 1.3	36 23.5	85 55.6	-	
	無回答	10 100.0	5 50.0	3 30.0	1 10.0	1 10.0	-	3 30.0	-	
	無回答	10 100.0	5 50.0	3 30.0	1 10.0	1 10.0	-	3 30.0	-	
問3付問1 (従業員労働時間の割合)	3割未満	57 100.0	8 14.0	8 14.0	7 12.3	1 1.8	11 19.3	30 52.6	-	
	3割～6割未満	20 100.0	2 10.0	2 10.0	1 5.0	-	6 30.0	13 65.0	-	
	6割～8割未満	32 100.0	8 25.0	3 9.4	1 3.1	-	9 28.1	16 50.0	-	
	8割以上	41 100.0	3 7.3	5 12.2	2 4.9	1 2.4	9 22.0	24 58.5	-	
	無回答	3 100.0	-	-	-	-	1 33.3	2 66.7	-	
問5 (新型コロナウイルス感染症による休業を命じたことがある)	休業を命じたことがある	287 100.0	43 15.0	38 13.2	22 7.7	5 1.7	52 18.1	170 59.2	-	
	休業を命じたことはない	-	-	-	-	-	-	-	-	
	無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	
問5付問3 (休業手当に伴う)	全員に支払った	-	-	-	-	-	-	-	-	
	一部の人に支払った	-	-	-	-	-	-	-	-	
	支払わなかった	287 100.0	43 15.0	38 13.2	22 7.7	5 1.7	52 18.1	170 59.2	-	
	無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	
問5付問3-4 (雇用調整助成金の申請)	支払った手当の全額について申請した	-	-	-	-	-	-	-	-	
	一部のみ申請した	-	-	-	-	-	-	-	-	
	申請しなかった	-	-	-	-	-	-	-	-	
	無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	
問7 (規定手当)	規定がある	129 100.0	24 18.6	17 13.2	8 6.2	1 0.8	22 17.1	79 61.2	-	
	規定はないが支払うことがある	46 100.0	7 15.2	3 6.5	6 13.0	1 2.2	11 23.9	25 54.3	-	
	休業手当の支払いは想定しておらず規定もない	105 100.0	12 11.4	17 16.2	8 7.6	2 1.9	17 16.2	62 59.0	-	
	無回答	7 100.0	-	1 14.3	-	1 14.3	2 28.6	4 57.1	-	
	無回答	7 100.0	-	1 14.3	-	1 14.3	2 28.6	4 57.1	-	

問5付問3-2. 支払った対象者を区別した基準は何ですか (MA)

		一部の人に支払った計	雇用形態	職種、業務内容による場合(左記の雇)	所属する部署・部門	役職	勤務成績	年齢	勤続年数	休業させた日数	その他	無回答
合計		261 100.0	83 31.8	27 10.3	18 6.9	4 1.5	1 0.4	-	4 1.5	29 11.1	137 52.5	5 1.9
問1 a 主たる業種 (SA)	飲業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設業	3 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	2 66.7	1 33.3
	製造業	18 100.0	3 16.7	-	-	-	-	-	-	2 11.1	12 66.7	1 5.6
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	情報通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸業、郵便業	13 100.0	3 23.1	2 15.4	2 15.4	-	-	-	-	5 38.5	4 30.8	-
	卸売業、小売業	34 100.0	11 32.4	5 14.7	3 8.8	2 5.9	-	-	-	3 8.8	20 58.8	-
	金融業、保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	不動産、物品賃貸業	2 100.0	1 50.0	-	-	-	-	-	1 50.0	-	-	-
	学術研究、専門・技術サービス業	1 100.0	1 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	宿泊業、飲食サービス業	38 100.0	25 65.8	-	1 2.6	-	1 2.6	-	2 5.3	7 18.4	7 18.4	-
	生活関連サービス業、娯楽業	4 100.0	2 50.0	2 50.0	3 75.0	1 25.0	-	-	-	1 25.0	-	-
	教育、学習支援業	16 100.0	13 81.3	7 43.8	4 25.0	-	-	-	-	-	3 18.8	-
	医療、福祉	96 100.0	12 12.5	5 5.2	2 2.1	1 1.0	-	-	1 1.0	7 7.3	74 77.1	3 3.1
	複合サービス事業(郵便局、農業組合など)	3 100.0	1 33.3	-	-	-	-	-	-	-	-	2 66.7
	サービス業(他に分類されないもの)	33 100.0	11 33.3	6 18.2	3 9.1	-	-	-	-	4 12.1	13 39.4	-
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
問1 b (SA区分)規模	100人未満	9 100.0	5 56.6	1 11.1	2 22.2	1 11.1	-	-	-	-	3 33.3	-
	100～299人	123 100.0	41 33.3	17 13.8	6 4.9	1 0.8	1 0.8	-	2 1.6	13 10.6	62 50.4	2 1.6
	300～999人	85 100.0	24 28.2	8 9.4	8 9.4	2 2.4	-	-	1 1.2	9 10.6	49 57.6	2 2.4
	1000人以上	43 100.0	13 30.2	1 2.3	2 4.7	-	-	-	1 2.3	7 16.3	22 51.2	1 2.3
	無回答	1 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	1 100.0	-
問3 (SA区分)勤労形態	固定・交代制勤務者群(1, 2のみを選択)	70 100.0	19 27.1	6 8.6	5 7.1	2 2.9	-	-	1 1.4	7 10.0	38 54.3	2 2.9
	シフト制勤務者を含む群(3, 4, 5のいずれか又は全てを選択している群)	186 100.0	62 33.3	20 10.8	13 7.0	1 0.5	1 0.5	-	2 1.1	21 11.3	97 52.2	3 1.6
	無回答	5 100.0	2 40.0	1 20.0	-	1 20.0	-	-	1 20.0	1 20.0	2 40.0	-
	無回答	1 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	1 100.0	-
問3付問1 (SA区分)従業者の割合	3割未満	52 100.0	20 38.5	10 19.2	6 11.5	-	-	-	-	4 7.7	27 51.9	-
	3割～6割未満	29 100.0	10 34.5	5 17.2	4 13.8	-	-	-	1 3.4	3 10.3	13 44.8	-
	6割～8割未満	33 100.0	8 24.2	2 6.1	1 3.0	-	-	-	-	3 9.1	19 57.6	2 6.1
	8割以上	70 100.0	22 31.4	3 4.3	2 2.9	1 1.4	1 1.4	-	1 1.4	10 14.3	38 54.3	1 1.4
	無回答	2 100.0	2 100.0	-	-	-	-	-	-	1 50.0	1 50.0	-
問5 (SA)有るの新型ウイルス感染症の症状	休業を命じたことがある	261 100.0	83 31.8	27 10.3	18 6.9	4 1.5	1 0.4	-	4 1.5	29 11.1	137 52.5	5 1.9
	休業を命じたことはない	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
問5付問3 (SA)休業手当に伴	全員に支払った	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	一部の人に支払った	261 100.0	83 31.8	27 10.3	18 6.9	4 1.5	1 0.4	-	4 1.5	29 11.1	137 52.5	5 1.9
	支払わなかった	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
問5付問3-4 (SA)成雇金の調整申請	支払った手当の全額について申請した	73 100.0	42 57.5	7 9.6	6 8.2	2 2.7	1 1.4	-	1 1.4	11 15.1	21 28.8	-
	一部のみ申請した	42 100.0	14 33.3	5 11.9	5 11.9	-	-	-	1 2.4	5 11.9	17 40.5	3 7.1
	申請しなかった	139 100.0	27 19.4	13 9.4	7 5.0	2 1.4	-	-	1 0.7	12 8.6	95 68.3	2 1.4
	無回答	7 100.0	-	2 28.6	-	-	-	-	1 14.3	1 14.3	4 57.1	-
問7 (SA)規定手当の	規定がある	153 100.0	47 30.7	17 11.1	9 5.9	3 2.0	-	-	1 0.7	12 7.8	87 56.9	1 0.7
	規定はないが支払うことがある	90 100.0	30 33.3	9 10.0	9 10.0	1 1.1	1 1.1	-	1 1.1	14 15.6	43 47.8	2 2.2
	休業手当の支払いは想定しておらず規定もない	16 100.0	5 31.3	1 6.3	-	-	-	-	2 12.5	1 6.3	7 43.8	2 12.5
	無回答	2 100.0	1 50.0	-	-	-	-	-	-	2 100.0	-	-

問5付問3-3. 「労基法第26条の休業手当」として支払い了吗か (SA)

		一全部員に人に支払った、または、計は、	当「労基法第26条の休業手当」	し「労基法第26条の休業手当」	し「労基法第26条の休業手当」	明「労基法第26条の休業手当」	特「労基法第26条の休業手当」	わ「労基法第26条の休業手当」	無回答	
合計		5,031 100.0	3,724 74.0	429 8.5	383 7.6	355 7.1	40 0.8	5 0.1	95 1.9	
問1 a 主たる業種 (SA)	飲食業、採石業、砂利採取業	1 100.0	-	-	-	1 100.0	-	-	-	
	建設業	156 100.0	96 61.5	17 10.9	22 14.1	17 10.9	1 0.6	-	3 1.9	
	製造業	1,118 100.0	928 83.0	55 4.9	56 5.0	58 5.2	5 0.4	-	16 1.4	
	電気・ガス・熱供給・水道業	14 100.0	7 50.0	1 7.1	5 35.7	1 7.1	-	-	-	
	情報通信業	88 100.0	69 78.4	6 6.8	4 4.5	8 9.1	-	-	1 1.1	
	運輸業、郵便業	403 100.0	339 84.1	23 5.7	15 3.7	18 4.5	4 1.0	-	4 1.0	
	卸売業、小売業	695 100.0	515 74.1	64 9.2	56 8.1	40 5.8	7 1.0	2 0.3	11 1.6	
	金融業、保険業	76 100.0	35 46.1	8 10.5	13 17.1	14 18.4	2 2.6	-	4 5.3	
	不動産、物品賃貸業	33 100.0	19 57.6	2 6.1	5 15.2	6 18.2	-	-	1 3.0	
	学術研究、専門・技術サービス業	53 100.0	42 79.2	5 9.4	1 1.9	2 3.8	2 3.8	-	1 1.9	
	宿泊業、飲食サービス業	302 100.0	251 83.1	25 8.3	9 3.0	9 3.0	1 0.3	1 0.3	6 2.0	
	生活関連サービス業、娯楽業	159 100.0	131 82.4	10 6.3	8 5.0	6 3.8	3 1.9	-	1 0.6	
	教育、学習支援業	179 100.0	106 59.2	28 15.6	20 11.2	17 9.5	3 1.7	-	5 2.8	
	医療、福祉	1,158 100.0	746 64.4	135 11.7	120 10.4	120 10.4	6 0.5	2 0.2	29 2.5	
	複合サービス事業 (郵便局、農業組合など)	50 100.0	26 52.0	8 16.0	4 8.0	10 20.0	2 4.0	-	-	
	サービス業 (他に分類されないもの)	514 100.0	389 75.7	39 7.6	42 8.2	28 5.4	3 0.6	-	13 2.5	
	その他	32 100.0	25 78.1	3 9.4	3 9.4	-	1 3.1	-	-	
	問1 b (SA) 従業員規模	100人未満	221 100.0	168 76.0	15 6.8	13 5.9	20 9.0	3 1.4	1 0.5	1 0.5
		100～299人	2,812 100.0	2,051 72.9	223 7.9	229 8.1	233 8.3	21 0.7	3 0.1	52 1.8
300～999人		1,444 100.0	1,068 74.0	137 9.5	107 7.4	89 6.2	12 0.8	1 0.1	30 2.1	
1000人以上		513 100.0	406 79.1	51 9.9	31 6.0	10 1.9	4 0.8	-	11 2.1	
無回答		41 100.0	31 75.6	3 7.3	3 7.3	3 7.3	-	-	1 2.4	
問3 (SA) 勤務形態		固定・交代制勤務者群 (1, 2のみを選択)	2,428 100.0	1,764 72.7	197 8.1	208 8.6	190 7.8	17 0.7	2 0.1	50 2.1
シフト制勤務者を含む群 (3, 4, 5のいずれか又は全てを選択している群)	2,439 100.0	1,834 75.2	226 9.3	164 6.7	152 6.2	20 0.8	3 0.1	40 1.6		
無回答	164 100.0	126 76.8	6 3.7	11 6.7	13 7.9	3 1.8	-	5 3.0		
問3付問1 (SA) 従業者の割合	3割未満	808 100.0	608 75.2	78 9.7	51 6.3	52 6.4	6 0.7	-	13 1.6	
	3割～6割未満	376 100.0	275 73.1	40 10.6	28 7.4	24 6.4	3 0.8	1 0.3	5 1.3	
	6割～8割未満	398 100.0	292 73.4	35 8.8	34 8.5	27 6.8	3 0.8	2 0.5	5 1.3	
	8割以上	830 100.0	637 76.7	73 8.8	51 6.1	46 5.5	7 0.7	-	16 1.9	
	無回答	27 100.0	22 81.5	-	-	3 11.1	1 3.7	-	1 3.7	
問5 (SA) 有るの新型ウイルス感染症の症状	休業を命じたことがある	5,031 100.0	3,724 74.0	429 8.5	383 7.6	355 7.1	40 0.8	5 0.1	95 1.9	
	休業を命じたことはない	-	-	-	-	-	-	-	-	
	無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	
問5付問3 (SA) 休業手当等に伴	全員に支払った	4,770 100.0	3,571 74.9	379 7.9	371 7.8	339 7.1	38 0.8	5 0.1	67 1.4	
	一部の人に支払った	261 100.0	153 58.6	50 19.2	12 4.6	16 6.1	2 0.8	-	28 10.7	
	支払わなかった	-	-	-	-	-	-	-	-	
	無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	
	無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	
問5付問3-4 (SA) 成雇金の調整申請	支払った手当の全額について申請した	2,220 100.0	1,945 87.6	99 4.5	57 2.6	81 3.6	17 0.8	2 0.1	19 0.9	
	一部のみ申請した	705 100.0	543 77.0	77 10.9	31 4.4	42 6.0	5 0.7	-	7 1.0	
	申請しなかった	1,979 100.0	1,177 59.5	243 12.3	277 14.0	227 11.5	17 0.9	2 0.1	36 1.8	
	無回答	127 100.0	59 46.5	10 7.9	18 14.2	5 3.9	1 0.8	1 0.8	33 26.0	
	無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	
問7 (SA) 規定の手当	規定がある	3,048 100.0	2,410 79.1	211 6.9	196 6.4	158 5.2	23 0.8	1 0.0	49 1.6	
	規定はないが支払うことがある	1,584 100.0	1,144 72.2	179 11.3	95 6.5	126 8.0	8 0.5	2 0.1	30 1.9	
	休業手当の支払いは想定しておらず規定もない	338 100.0	127 37.6	33 9.8	89 26.3	68 20.1	8 2.4	2 0.6	11 3.3	
	無回答	61 100.0	43 70.5	6 9.8	3 4.9	3 4.9	1 1.6	-	5 8.2	
	無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	

問5付問3-4. 雇用調整助成金の申請を行いましたか (SA)

		一 全 部 員 に 人 に 支 払 つ た 、 ま た 計 は、	て 支 払 つ た 手 当 の 全 額 に つ い	一 部 の み 申 請 し た	申 請 し な か つ た	無 回 答	
合計		5,031 100.0	2,220 44.1	705 14.0	1,979 39.3	127 2.5	
問1 a 主たる業種 (SA)	飲業、採石業、砂利採取業	1 100.0	1 100.0	-	-	-	
	建設業	156 100.0	41 26.3	16 10.3	91 58.3	8 5.1	
	製造業	1,118 100.0	697 62.3	169 15.1	219 19.6	33 3.0	
	電気・ガス・熱供給・水道業	14 100.0	3 21.4	1 7.1	10 71.4	-	
	情報通信業	88 100.0	38 43.2	13 14.8	35 39.8	2 2.3	
	運輸業、郵便業	403 100.0	257 63.8	53 13.2	83 20.6	10 2.5	
	卸売業、小売業	695 100.0	305 43.9	116 16.7	260 37.4	14 2.0	
	金融業、保険業	76 100.0	18 23.7	11 14.5	44 57.9	3 3.9	
	不動産、物品賃貸業	33 100.0	14 42.4	9 27.3	8 24.2	2 6.1	
	学術研究、専門・技術サービス業	53 100.0	20 37.7	9 17.0	24 45.3	-	
	宿泊業、飲食サービス業	302 100.0	234 77.5	54 17.9	10 3.3	4 1.3	
	生活関連サービス業、娯楽業	159 100.0	119 74.8	30 18.9	10 6.3	-	
	教育、学習支援業	179 100.0	33 18.4	17 9.5	126 70.4	3 1.7	
	医療、福祉	1,158 100.0	203 17.5	94 8.1	826 71.3	35 3.0	
	複合サービス事業 (郵便局、農業組合など)	50 100.0	3 6.0	8 16.0	38 76.0	1 2.0	
	サービス業 (他に分類されないもの)	514 100.0	218 42.4	100 19.5	185 36.0	11 2.1	
	その他	32 100.0	16 50.0	5 15.6	10 31.3	1 3.1	
	問1 b (SA) 従業員規模	100人未満	221 100.0	132 59.7	21 9.5	64 29.0	4 1.8
		100～299人	2,812 100.0	1,333 47.4	325 11.6	1,078 38.3	76 2.7
300～999人		1,444 100.0	553 38.3	229 15.9	624 43.2	38 2.6	
1000人以上		513 100.0	181 35.3	128 25.0	195 38.0	9 1.8	
無回答		41 100.0	21 51.2	2 4.9	18 43.9	-	
問3 (SA) 勤労形態		固定・交代制勤務者群 (1, 2のみを選択)	2,428 100.0	1,084 44.6	308 12.7	945 38.9	91 3.7
シフト制勤務者を含む群 (3, 4, 5のいずれか又は全てを選択している群)	2,439 100.0	1,066 43.7	373 15.3	972 39.9	28 1.1		
無回答	164 100.0	70 42.7	24 14.6	62 37.8	8 4.9		
問3付問1 (SA) 従業者の割合	3割未満	808 100.0	331 41.0	117 14.5	350 43.3	10 1.2	
	3割～6割未満	376 100.0	172 45.7	52 13.8	149 39.6	3 0.8	
	6割～8割未満	398 100.0	148 37.2	69 17.3	172 43.2	9 2.3	
	8割以上	830 100.0	403 48.6	133 16.0	288 34.7	6 0.7	
	無回答	27 100.0	12 44.4	2 7.4	13 48.1	-	
	問5 (SA) 新型コロナウイルス感染症による休業を命じたことがある	5,031 100.0	2,220 44.1	705 14.0	1,979 39.3	127 2.5	
休業を命じたことはない	-	-	-	-	-		
無回答	-	-	-	-	-		
問5付問3 (SA) 休業手当等に伴	全員に支払った	4,770 100.0	2,147 45.0	663 13.9	1,840 38.6	120 2.5	
	一部の人に支払った	261 100.0	73 28.0	42 16.1	139 53.3	7 2.7	
	支払わなかった	-	-	-	-	-	
	無回答	-	-	-	-	-	
	無回答	-	-	-	-	-	
問5付問3-4 (SA) 雇用調整助成金の申請	支払った手当の全額について申請した	2,220 100.0	2,220 100.0	-	-	-	
	一部のみ申請した	705 100.0	-	705 100.0	-	-	
	申請しなかった	1,979 100.0	-	-	1,979 100.0	-	
	無回答	127 100.0	-	-	-	127 100.0	
	無回答	-	-	-	-	-	
問7 (SA) 規定の手当	規定がある	3,048 100.0	1,451 47.6	457 15.0	1,075 35.3	65 2.1	
	規定はないが支払うことがある	1,584 100.0	615 38.8	213 13.4	714 45.1	42 2.7	
	休業手当の支払いは想定しておらず規定もない	338 100.0	123 36.4	28 8.3	172 50.9	15 4.4	
	無回答	61 100.0	31 50.8	7 11.5	18 29.5	5 8.2	
	無回答	-	-	-	-	-	

問5付問3-4-1. 休業等に伴う手当の労働者への支払に関して、雇用調整助成金の特例措置が講じられていることはどの程度影響しましたか（S A）

		のて支 み申 請つ した 手 当 の 計 は 額 に 一 つ 部 い	は無 予 定 の 内 容 に 影 響 さ れ た 部 分 有 る	象に 特 例 措 置 が 増 加 し た 部 分 が 支 払 さ れ た 部 分 有 る	掛け 特 例 措 置 を す ば 予 定 は な か つ た 支 な	無 回 答
合計		2,925 100.0	1,501 51.3	1,190 40.7	170 5.8	64 2.2
問1 a 主たる業種（S A）	飲業、採石業、砂利採取業	1 100.0	1 100.0	-	-	-
	建設業	57 100.0	41 71.9	15 26.3	-	1 1.8
	製造業	866 100.0	430 49.7	399 46.1	27 3.1	10 1.2
	電気・ガス・熱供給・水道業	4 100.0	2 50.0	2 50.0	-	-
	情報通信業	51 100.0	29 56.9	20 39.2	1 2.0	1 2.0
	運輸業、郵便業	310 100.0	137 44.2	129 41.6	37 11.9	7 2.3
	卸売業、小売業	421 100.0	237 56.3	152 36.1	25 5.9	7 1.7
	金融業、保険業	29 100.0	25 86.2	4 13.8	-	-
	不動産、物品賃貸業	23 100.0	16 69.6	6 26.1	1 4.3	-
	学術研究、専門・技術サービス業	29 100.0	14 48.3	14 48.3	1 3.4	-
	宿泊業、飲食サービス業	288 100.0	99 34.4	162 56.3	18 6.3	9 3.1
	生活関連サービス業、娯楽業	149 100.0	62 41.6	71 47.7	13 8.7	3 2.0
	教育、学習支援業	50 100.0	26 52.0	20 40.0	2 4.0	2 4.0
	医療、福祉	297 100.0	183 61.6	83 27.9	21 7.1	10 3.4
	複合サービス事業 (郵便局、農業組合など)	11 100.0	8 72.7	2 18.2	1 9.1	-
	サービス業 (他に分類されないもの)	318 100.0	181 56.9	104 32.7	20 6.3	13 4.1
	その他	21 100.0	10 47.6	7 33.3	3 14.3	1 4.8
問1 b (従業員規模 S A区分)	100人未満	153 100.0	64 41.8	72 47.1	11 7.2	6 3.9
	100～299人	1,658 100.0	832 50.2	688 41.5	105 6.3	33 2.0
	300～999人	782 100.0	419 53.6	310 39.6	35 4.5	18 2.3
	1000人以上	309 100.0	178 57.6	107 34.6	17 5.5	7 2.3
	無回答	23 100.0	8 34.8	13 56.5	2 8.7	-
問3 (労働者 S A区分)	固定・交代制勤務者群 (1, 2のみを選択)	1,392 100.0	768 55.2	541 38.9	60 4.3	23 1.7
	シフト制勤務者を含む群 (3, 4, 5のいずれか又は全てを選択している群)	1,439 100.0	683 47.5	616 42.8	106 7.4	34 2.4
	無回答	94 100.0	50 53.2	33 35.1	4 4.3	7 7.4
問3付問1 (従業員 S A区分)	3割未満	448 100.0	225 50.2	182 40.6	25 5.6	16 3.6
	3割～6割未満	224 100.0	111 49.6	93 41.5	14 6.3	6 2.7
	6割～8割未満	217 100.0	96 44.2	102 47.0	15 6.9	4 1.8
	8割以上	536 100.0	246 45.9	233 43.5	49 9.1	8 1.5
	無回答	14 100.0	5 35.7	6 42.9	3 21.4	-
問5 (新型コロナウイルス S A区分)	休業を命じたことがある	2,925 100.0	1,501 51.3	1,190 40.7	170 5.8	64 2.2
	休業を命じたことはない	-	-	-	-	-
	無回答	-	-	-	-	-
問5付問3 (休業 S A区分)	全員に支払った	2,810 100.0	1,452 51.7	1,141 40.6	158 5.6	59 2.1
	一部の人に支払った	115 100.0	49 42.6	49 42.6	12 10.4	5 4.3
	支払わなかった	-	-	-	-	-
	無回答	-	-	-	-	-
問5付問3-4 (雇用 S A区分)	支払った手当の全額について申請した	2,220 100.0	1,097 49.4	934 42.1	138 6.2	51 2.3
	一部のみ申請した	705 100.0	404 57.3	256 36.3	32 4.5	13 1.8
	申請しなかった	-	-	-	-	-
	無回答	-	-	-	-	-
問7 (規定 S A区分)	規定がある	1,908 100.0	1,014 53.1	757 39.7	95 5.0	42 2.2
	規定はないが支払うことがある	828 100.0	406 49.0	357 43.1	48 5.8	17 2.1
	休業手当の支払いは想定しておらず規定 もない	151 100.0	62 41.1	61 40.4	25 16.6	3 2.0
	無回答	38 100.0	19 50.0	15 39.5	2 5.3	2 5.3

問6. 今般の新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、2020年1月以降に、「シフト制労働者」の出勤日数・時間（シフト）を削減したことがありますか（SA）

正社員

		合計	あつた	なかつた	い「シフト制労働者」がない	無回答	
合計		7,797 100.0	1,136 14.6	2,737 35.1	2,801 35.9	1,123 14.4	
問1 a 主たる業種（SA）	鉱業、採石業、砂利採取業	4 100.0	1 25.0	1 25.0	2 50.0	- -	
	建設業	341 100.0	10 2.9	96 28.2	205 60.1	30 8.8	
	製造業	1,552 100.0	130 8.4	381 24.5	847 54.6	194 12.5	
	電気・ガス・熱供給・水道業	29 100.0	2 6.9	7 24.1	15 51.7	5 17.2	
	情報通信業	226 100.0	12 5.3	71 31.4	113 50.0	30 13.3	
	運輸業、郵便業	589 100.0	116 19.7	206 35.0	183 31.1	84 14.3	
	卸売業、小売業	1,104 100.0	162 14.7	341 30.9	464 42.0	137 12.4	
	金融業、保険業	145 100.0	10 6.9	32 22.1	84 57.9	19 13.1	
	不動産、物品賃貸業	67 100.0	5 7.5	16 23.9	32 47.8	14 20.9	
	学術研究、専門・技術サービス業	111 100.0	6 5.4	21 18.9	65 58.6	19 17.1	
	宿泊業、飲食サービス業	320 100.0	226 70.6	49 15.3	10 3.1	35 10.9	
	生活関連サービス業、娯楽業	178 100.0	66 37.1	54 30.3	27 15.2	31 17.4	
	教育、学習支援業	341 100.0	20 5.9	71 20.8	163 47.8	87 25.5	
	医療、福祉	1,815 100.0	224 12.3	1,046 57.6	304 16.7	241 13.3	
	複合サービス事業 （郵便局、農業組合など）	97 100.0	11 11.3	42 43.3	19 19.6	25 25.8	
	サービス業 （他に分類されないもの）	813 100.0	132 16.2	279 34.3	239 29.4	163 20.0	
	その他	65 100.0	3 4.6	24 36.9	29 44.6	9 13.8	
	問1 b （従業員規模）	100人未満	393 100.0	56 14.2	132 33.6	136 34.6	69 17.6
		100～299人	4,583 100.0	586 12.8	1,602 35.0	1,793 39.1	602 13.1
300～999人		2,073 100.0	336 16.2	727 35.1	672 32.4	338 16.3	
1000人以上		686 100.0	150 21.9	255 37.2	180 26.2	101 14.7	
無回答		62 100.0	8 12.9	21 33.9	20 32.3	13 21.0	
問3 （労働形態）		固定・交代制勤務者群 （1、2のみを選択）	4,123 100.0	146 3.5	1,043 25.3	2,620 63.5	314 7.6
	シフト制勤務者を含む群 （3、4、5のいずれか又は全てを選択している群）	3,392 100.0	955 28.2	1,591 46.9	72 2.1	774 22.8	
	無回答	282 100.0	35 12.4	103 36.5	109 38.7	35 12.4	
問3付問1 （従業員労働時間の割合）	3割未満	1,196 100.0	183 15.3	412 34.4	44 3.7	557 46.6	
	3割～6割未満	539 100.0	136 25.2	283 52.5	12 2.2	108 20.0	
	6割～8割未満	569 100.0	180 31.6	326 57.3	9 1.6	54 9.5	
	8割以上	1,050 100.0	448 42.7	552 52.6	5 0.5	45 4.3	
	無回答	38 100.0	8 21.1	18 47.4	2 5.3	10 26.3	
問5 （新型コロナウイルス感染症の影響による休業を命じたことがある）	休業を命じたことがある	5,322 100.0	1,083 20.3	1,693 31.8	1,751 32.9	795 14.9	
	休業を命じたことはない	2,403 100.0	38 1.6	1,031 42.9	1,039 43.2	295 12.3	
	無回答	72 100.0	15 20.8	13 18.1	11 15.3	33 45.8	
問5付問3 （休業手当に相当する）	全員に支払った	4,770 100.0	992 20.8	1,448 30.4	1,634 34.3	696 14.6	
	一部のみに支払った	261 100.0	71 27.2	108 41.4	38 14.6	44 16.9	
	支払わなかった	287 100.0	20 7.0	134 46.7	79 27.5	54 18.8	
	無回答	4 100.0	-	3 75.0	-	1 25.0	
問5付問3-4 （雇用調整助成金の申請）	支払った手当の全額について申請した	2,220 100.0	637 28.7	466 21.0	792 35.7	325 14.6	
	一部のみ申請した	705 100.0	195 27.7	174 24.7	211 29.9	125 17.7	
	申請しなかった	1,979 100.0	218 11.0	865 43.7	628 31.7	268 13.5	
	無回答	127 100.0	13 10.2	51 40.2	41 32.3	22 17.3	
問7 （休業手当の規定）	規定がある	4,433 100.0	710 16.0	1,534 34.6	1,588 35.8	601 13.6	
	規定はないが支払うことがある	2,102 100.0	331 15.7	741 35.3	711 33.8	319 15.2	
	休業手当の支払いは想定しておらず規定もない	1,150 100.0	73 6.3	431 37.5	474 41.2	172 15.0	
	無回答	112 100.0	22 19.6	31 27.7	28 25.0	31 27.7	

問6. 今般の新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、2020年1月以降に、「シフト制労働者」の出勤日数・時間（シフト）を削減したことがありますか（SA）

非正規雇用労働者

		合計	あつた	なかつた	い「シフト制労働者」がない	無回答	
合計		7,797 100.0	1,576 20.2	2,741 35.2	2,620 33.6	860 11.0	
問1 a 主たる業種（SA）	鉱業、採石業、砂利採取業	4 100.0	1 25.0	1 25.0	2 50.0	- -	
	建設業	341 100.0	16 4.7	82 24.0	187 54.8	56 16.4	
	製造業	1,552 100.0	136 8.8	371 23.9	807 52.0	238 15.3	
	電気・ガス・熱供給・水道業	29 100.0	2 6.9	10 34.5	14 48.3	3 10.3	
	情報通信業	226 100.0	17 7.5	70 31.0	103 45.6	36 15.9	
	運輸業、郵便業	589 100.0	125 21.2	206 35.0	163 27.7	95 16.1	
	卸売業、小売業	1,104 100.0	220 19.9	364 33.0	422 38.2	98 8.9	
	金融業、保険業	145 100.0	11 7.6	43 29.7	83 57.2	8 5.5	
	不動産、物品賃貸業	67 100.0	15 22.4	16 23.9	28 41.8	8 11.9	
	学術研究、専門・技術サービス業	111 100.0	9 8.1	26 23.4	61 55.0	15 13.5	
	宿泊業、飲食サービス業	320 100.0	266 83.1	33 10.3	10 3.1	11 3.4	
	生活関連サービス業、娯楽業	178 100.0	93 52.2	48 27.0	22 12.4	15 8.4	
	教育、学習支援業	341 100.0	83 24.3	78 22.9	158 46.3	22 6.5	
	医療、福祉	1,815 100.0	329 18.1	1,045 57.6	295 16.3	146 8.0	
	複合サービス事業（郵便局、農業組合など）	97 100.0	17 17.5	55 56.7	19 19.6	6 6.2	
	サービス業（他に分類されないもの）	813 100.0	227 27.9	272 33.5	223 27.4	91 11.2	
	その他	65 100.0	9 13.8	21 32.3	23 35.4	12 18.5	
	問1 b （従業員規模）	100人未満	393 100.0	67 17.0	145 36.9	114 29.0	67 17.0
		100～299人	4,583 100.0	747 16.3	1,571 34.3	1,677 36.6	588 12.8
300～999人		2,073 100.0	510 24.6	778 37.5	633 30.5	152 7.3	
1000人以上		686 100.0	241 35.1	226 32.9	174 25.4	45 6.6	
無回答		62 100.0	11 17.7	21 33.9	22 35.5	8 12.9	
問3 （労働形態）		固定・交代制勤務者群（1, 2のみを選択）	4,123 100.0	151 3.7	926 22.5	2,486 60.3	560 13.6
シフト制勤務者を含む群（3, 4, 5のいずれか又は全てを選択している群）	3,392 100.0	1,383 40.8	1,723 50.8	38 1.1	248 7.3		
無回答	282 100.0	42 14.9	92 32.6	96 34.0	52 18.4		
問3付問1 （シフト制労働者の割合）	3割未満	1,196 100.0	389 32.5	672 56.2	21 1.8	114 9.5	
	3割～6割未満	539 100.0	217 40.3	268 49.7	4 0.7	50 9.3	
	6割～8割未満	569 100.0	247 43.4	279 49.0	6 1.1	37 6.5	
	8割以上	1,050 100.0	519 49.4	481 45.8	5 0.5	45 4.3	
	無回答	38 100.0	11 28.9	23 60.5	2 5.3	2 5.3	
問5 （新型コロナウイルス感染症の影響による休業を命じたことがある）	休業を命じたことがある	5,322 100.0	1,472 27.7	1,667 31.3	1,646 30.9	537 10.1	
	休業を命じたことはない	2,403 100.0	85 3.5	1,061 44.2	963 40.1	294 12.2	
	無回答	72 100.0	19 26.4	13 18.1	11 15.3	29 40.3	
問5付問3 （休業手当等に伴う）	全員に支払った	4,770 100.0	1,306 27.4	1,444 30.3	1,538 32.2	482 10.1	
	一部の人に支払った	261 100.0	111 42.5	90 34.5	34 13.0	26 10.0	
	支払わなかった	287 100.0	55 19.2	130 45.3	74 25.8	28 9.8	
	無回答	4 100.0	-	3 75.0	-	1 25.0	
問5付問3-4 （雇用調整助成金の申請）	支払った手当の全額について申請した	2,220 100.0	795 35.8	465 20.9	729 32.8	231 10.4	
	一部のみ申請した	705 100.0	279 39.6	153 21.7	206 29.2	67 9.5	
	申請しなかった	1,979 100.0	327 16.5	868 43.9	598 30.2	186 9.4	
	無回答	127 100.0	16 12.6	48 37.8	39 30.7	24 18.9	
問7 （規定手当）	規定がある	4,433 100.0	940 21.2	1,514 34.2	1,489 33.6	490 11.1	
	規定はないが支払うことがある	2,102 100.0	495 23.5	745 35.4	658 31.3	204 9.7	
	休業手当の支払いは想定しておらず規定もない	1,150 100.0	117 10.2	450 39.1	445 38.7	138 12.0	
	無回答	112 100.0	24 21.4	32 28.6	28 25.0	28 25.0	

問6付問1. シフトの削減を行った理由は何ですか。(MA)

正社員

		減日→シフト制 したことがあったこと の計	示国や地方自治体からの指 要請への対応	売上、 利用客の減少	取引先 の休業	従業員が 感染したため 休業した	その他	無回答
合計		1,136 100.0	501 44.1	564 49.6	180 15.8	357 31.4	72 6.3	30 2.6
問1 a 主たる業種 (S A)	鉱業、採石業、砂利採取業	1 100.0	-	1 100.0	-	-	-	-
	建設業	10 100.0	7 70.0	3 30.0	1 10.0	2 20.0	1 10.0	1 10.0
	製造業	130 100.0	23 17.7	84 64.6	44 33.8	22 16.9	5 3.8	3 2.3
	電気・ガス・熱供給・水道業	2 100.0	1 50.0	-	-	2 100.0	-	-
	情報通信業	12 100.0	3 25.0	3 25.0	6 50.0	-	2 16.7	-
	運輸業、郵便業	116 100.0	24 20.7	95 81.9	26 22.4	19 16.4	3 2.6	2 1.7
	卸売業、小売業	162 100.0	105 64.8	58 35.8	30 18.5	49 30.2	12 7.4	1 0.6
	金融業、保険業	10 100.0	7 70.0	-	2 20.0	2 20.0	1 10.0	1 10.0
	不動産、物品賃貸業	5 100.0	5 100.0	3 60.0	-	2 40.0	-	-
	学術研究、専門・技術サービス業	6 100.0	1 16.7	3 50.0	1 16.7	3 50.0	1 16.7	-
	宿泊業、飲食サービス業	226 100.0	157 69.5	173 76.5	7 3.1	46 20.4	2 0.9	3 1.3
	生活関連サービス業、娯楽業	66 100.0	37 56.1	44 66.7	10 15.2	17 25.8	1 1.5	-
	教育、学習支援業	20 100.0	13 65.0	5 25.0	-	7 35.0	2 10.0	1 5.0
	医療、福祉	224 100.0	64 28.6	35 15.6	1 0.4	144 64.3	31 13.8	12 5.4
	複合サービス事業 (郵便局、農業組合など)	11 100.0	5 45.5	1 9.1	-	5 45.5	1 9.1	1 9.1
	サービス業 (他に分類されないもの)	132 100.0	48 36.4	54 40.9	51 38.6	37 28.0	9 6.8	5 3.8
	その他	3 100.0	1 33.3	2 66.7	1 33.3	-	1 33.3	-
問1 b (S A) 従業員規模	100人未満	56 100.0	19 33.9	29 51.8	11 19.6	11 19.6	3 5.4	1 1.8
	100～299人	586 100.0	212 36.2	318 54.3	90 15.4	155 26.5	42 7.2	15 2.6
	300～999人	336 100.0	170 50.6	158 47.0	50 14.9	122 36.3	19 5.7	13 3.9
	1000人以上	150 100.0	94 62.7	53 35.3	29 19.3	65 43.3	7 4.7	1 0.7
	無回答	8 100.0	6 75.0	6 75.0	-	4 50.0	1 12.5	-
	問3 (S A) 勤務形態	固定・交代制勤務者群 (1, 2のみを選択)	146 100.0	43 29.5	60 41.1	35 24.0	39 26.7	13 8.9
シフト制勤務者を含む群 (3, 4, 5のいずれか又は全てを選択している群)	955 100.0	446 46.7	490 51.3	140 14.7	308 32.3	59 6.2	18 1.9	
無回答	35 100.0	12 34.3	14 40.0	5 14.3	10 28.6	-	2 5.7	
問3付問1 (S A) 従業員労働者の割合	3割未満	183 100.0	65 35.5	90 49.2	39 21.3	54 29.5	11 6.0	8 4.4
	3割～6割未満	136 100.0	56 41.2	61 44.9	30 22.1	39 28.7	11 8.1	1 0.7
	6割～8割未満	180 100.0	78 43.3	74 41.1	34 18.9	68 37.8	11 6.1	3 1.7
	8割以上	448 100.0	244 54.5	258 57.6	36 8.0	147 32.8	25 5.6	6 1.3
	無回答	8 100.0	3 37.5	7 87.5	1 12.5	-	1 12.5	-
	問5 (S A) 新型コロナウイルス感染症の 影響	休業を命じたことがある	1,083 100.0	484 44.7	547 50.5	173 16.0	340 31.4	63 5.8
休業を命じたことはない	38 100.0	11 28.9	8 21.1	6 15.8	14 36.8	8 21.1	2 5.3	
無回答	15 100.0	6 40.0	9 60.0	1 6.7	3 20.0	1 6.7	1 6.7	
問5付問3 (S A) 休業手当に伴	全員に支払った	992 100.0	435 43.9	519 52.3	162 16.3	303 30.5	58 5.8	24 2.4
	一部のみに支払った	71 100.0	42 59.2	26 36.6	7 9.9	28 39.4	2 2.8	3 4.2
	支払わなかった	20 100.0	7 35.0	2 10.0	4 20.0	9 45.0	3 15.0	-
	無回答	-	-	-	-	-	-	-
	問5付問3-4 (S A) 成雇金の調整 申請	支払った手当の全額について申請した	637 100.0	301 47.3	423 66.4	112 17.6	128 20.1	19 3.0
一部のみ申請した	195 100.0	107 54.9	98 50.3	37 19.0	61 31.3	9 4.6	7 3.6	
申請しなかった	218 100.0	66 30.3	20 9.2	18 8.3	136 62.4	31 14.2	3 1.4	
無回答	13 100.0	3 23.1	4 30.8	2 15.4	6 46.2	1 7.7	1 7.7	
問7 (S A) 規定手当の	規定がある	710 100.0	308 43.4	353 49.7	132 18.6	209 29.4	42 5.9	18 2.5
	規定はないが支払うことがある	331 100.0	164 49.5	166 50.2	37 11.2	116 35.0	22 6.6	6 1.8
	休業手当の支払いは想定しておらず規定もない	73 100.0	22 30.1	39 53.4	10 13.7	27 37.0	7 9.6	1 1.4
	無回答	22 100.0	7 31.8	6 27.3	1 4.5	5 22.7	1 4.5	5 22.7

問6付問1. シフトの削減を行った理由は何ですか。(MA)

非正規雇用労働者

		減日→シフト制 したことがあったこと の計を削減	示国や地方自治体からの指 要、要請への対応	売上、 利用客の減少	取引先 の休業	者従 業員 に感 染者 や濃 厚接 触	その他	無 回 答
合計		1,576 100.0	719 45.6	765 48.5	256 16.2	435 27.6	127 8.1	27 1.7
問1 a 主たる業種 (S A)	鉱業、採石業、砂利採取業	1 100.0	-	1 100.0	-	-	-	-
	建設業	16 100.0	11 68.8	7 43.8	2 12.5	3 18.8	1 6.3	-
	製造業	136 100.0	33 24.3	89 65.4	44 32.4	21 15.4	6 4.4	3 2.2
	電気・ガス・熱供給・水道業	2 100.0	1 50.0	-	-	2 100.0	-	-
	情報通信業	17 100.0	7 41.2	6 35.3	4 23.5	-	3 17.6	-
	運輸業、郵便業	125 100.0	25 20.0	101 80.8	31 24.8	19 15.2	2 1.6	2 1.6
	卸売業、小売業	220 100.0	137 62.3	88 40.0	45 20.5	61 27.7	20 9.1	1 0.5
	金融業、保険業	11 100.0	7 63.6	1 9.1	1 9.1	2 18.2	1 9.1	1 9.1
	不動産、物品賃貸業	15 100.0	13 86.7	5 33.3	-	5 33.3	1 6.7	-
	学術研究、専門・技術サービス業	9 100.0	3 33.3	6 66.7	2 22.2	4 44.4	1 11.1	-
	宿泊業、飲食サービス業	266 100.0	178 66.9	207 77.8	10 3.8	55 20.7	4 1.5	3 1.1
	生活関連サービス業、娯楽業	93 100.0	46 49.5	68 73.1	14 15.1	20 21.5	1 1.1	-
	教育、学習支援業	83 100.0	55 66.3	20 24.1	1 1.2	16 19.3	14 16.9	1 1.2
	医療、福祉	329 100.0	110 33.4	71 21.6	6 1.8	172 52.3	54 16.4	9 2.7
	複合サービス事業 (郵便局、農業組合など)	17 100.0	8 47.1	5 29.4	-	6 35.3	1 5.9	-
	サービス業 (他に分類されないもの)	227 100.0	80 35.2	85 37.4	95 41.9	49 21.6	16 7.0	7 3.1
	その他	9 100.0	5 55.6	5 55.6	1 11.1	-	2 22.2	-
	問1 b (←従業員規模)	100人未満	67 100.0	26 38.8	36 53.7	10 14.9	15 22.4	4 6.0
100～299人		747 100.0	290 38.8	392 52.5	119 15.9	168 22.5	69 9.2	10 1.3
300～999人		510 100.0	248 48.6	239 46.9	76 14.9	154 30.2	38 7.5	13 2.5
1000人以上		241 100.0	148 61.4	90 37.3	51 21.2	94 39.0	14 5.8	4 1.7
無回答		11 100.0	7 63.6	8 72.7	-	4 36.4	2 18.2	-
問3 (←労働形態)		固定・交代制勤務者群 (1, 2のみを選択)	151 100.0	45 29.8	68 45.0	34 22.5	34 22.5	13 8.6
シフト制勤務者を含む群 (3, 4, 5のいずれか又は全てを選択している群)	1,383 100.0	661 47.8	678 49.0	214 15.5	389 28.1	113 8.2	13 0.9	
無回答	42 100.0	13 31.0	19 45.2	8 19.0	12 28.6	1 2.4	2 4.8	
問3付問1 (←従業員労働者の割合)	3割未満	389 100.0	173 44.5	160 41.1	69 17.7	96 24.7	41 10.5	7 1.8
	3割～6割未満	217 100.0	87 40.1	109 50.2	47 21.7	55 25.3	19 8.8	-
	6割～8割未満	247 100.0	113 45.7	107 43.3	44 17.8	79 32.0	20 8.1	1 0.4
	8割以上	519 100.0	283 54.5	294 56.6	53 10.2	159 30.6	32 6.2	5 1.0
	無回答	11 100.0	5 45.5	8 72.7	1 9.1	-	1 9.1	-
	問5 (←新型コロナウイルス感染症による休業)	休業を命じたことがある	1,472 100.0	683 46.4	729 49.5	243 16.5	412 28.0	111 7.5
休業を命じたことはない	85 100.0	28 32.9	25 29.4	12 14.1	20 23.5	15 17.6	4 4.7	
無回答	19 100.0	8 42.1	11 57.9	1 5.3	3 15.8	1 5.3	1 5.3	
問5付問3 (←休業手当等に伴)	全員に支払った	1,306 100.0	601 46.0	677 51.8	218 16.7	350 26.8	94 7.2	19 1.5
	一部の人に支払った	111 100.0	62 55.9	40 36.0	17 15.3	42 37.8	8 7.2	3 2.7
	支払わなかった	55 100.0	20 36.4	12 21.8	8 14.5	20 36.4	9 16.4	-
	無回答	-	-	-	-	-	-	-
	問5付問3-4 (←成雇金の調整申請)	支払った手当の全額について申請した	795 100.0	379 47.7	522 65.7	139 17.5	157 19.7	27 3.4
一部のみ申請した	279 100.0	147 52.7	142 50.9	63 22.6	79 28.3	16 5.7	5 1.8	
申請しなかった	327 100.0	132 40.4	48 14.7	32 9.8	150 45.9	57 17.4	4 1.2	
無回答	16 100.0	5 31.3	5 31.3	1 6.3	6 37.5	2 12.5	1 6.3	
問7 (←規定手当の)	規定がある	940 100.0	419 44.6	465 49.5	178 18.9	251 26.7	65 6.9	16 1.7
	規定はないが支払うことがある	495 100.0	250 50.5	236 47.7	63 12.7	144 29.1	46 9.3	4 0.8
	休業手当の支払いは想定しておらず規定もない	117 100.0	43 36.8	56 47.9	14 12.0	36 30.8	15 12.8	1 0.9
	無回答	24 100.0	7 29.2	8 33.3	1 4.2	4 16.7	1 4.2	6 25.0

問6付問3. 「シフト制労働者」の出勤日数、労働時間数の削減は最大でどの程度行いましたか（SA）

正社員

		減日 →シ フト 制 制 が あ っ た こ と と 計 を 出 削 勤	1 割 未 満	1 割 〜 3 割 未 満	3 割 〜 5 割 未 満	5 割 〜 7 割 未 満	7 割 〜 9 割 未 満	9 割 以 上	無 回 答
合計		1,136 100.0	263 23.2	310 27.3	168 14.8	95 8.4	60 5.3	171 15.1	69 6.1
問1 a 主たる業種（SA）	鉱業、採石業、砂利採取業	1 100.0	1 100.0	-	-	-	-	-	-
	建設業	10 100.0	-	2 20.0	1 10.0	-	1 10.0	2 20.0	4 40.0
	製造業	130 100.0	25 19.2	45 34.6	21 16.2	14 10.8	7 5.4	9 6.9	9 6.9
	電気・ガス・熱供給・水道業	2 100.0	2 100.0	-	-	-	-	-	-
	情報通信業	12 100.0	3 25.0	3 25.0	1 8.3	1 8.3	-	3 25.0	1 8.3
	運輸業、郵便業	116 100.0	20 17.2	37 31.9	22 19.0	10 8.6	8 6.9	12 10.3	7 6.0
	卸売業、小売業	162 100.0	35 21.6	47 29.0	27 16.7	18 11.1	5 3.1	24 14.8	6 3.7
	金融業、保険業	10 100.0	3 30.0	2 20.0	2 20.0	-	-	2 20.0	1 10.0
	不動産、物品賃貸業	5 100.0	-	3 60.0	1 20.0	-	-	1 20.0	-
	学術研究、専門・技術サービス業	6 100.0	4 66.7	-	2 33.3	-	-	-	-
	宿泊業、飲食サービス業	226 100.0	13 5.8	50 22.1	36 15.9	19 8.4	22 9.7	78 34.5	8 3.5
	生活関連サービス業、娯楽業	66 100.0	8 12.1	18 27.3	9 13.6	13 19.7	3 4.5	12 18.2	3 4.5
	教育、学習支援業	20 100.0	4 20.0	6 30.0	3 15.0	1 5.0	1 5.0	3 15.0	2 10.0
	医療、福祉	224 100.0	110 49.1	50 22.3	25 11.2	7 3.1	4 1.8	11 4.9	17 7.6
	複合サービス事業 (郵便局、農業組合など)	11 100.0	8 72.7	-	1 9.1	1 9.1	-	-	1 9.1
	サービス業 (他に分類されないもの)	132 100.0	26 19.7	47 35.6	17 12.9	11 8.3	8 6.1	14 10.6	9 6.8
その他	3 100.0	1 33.3	-	-	-	-	1 33.3	-	
問1 b (従業員規模)	100人未満	56 100.0	9 16.1	14 25.0	13 23.2	2 3.6	6 10.7	6 10.7	6 10.7
	100～299人	586 100.0	130 22.2	164 28.0	99 16.9	44 7.5	34 5.8	76 13.0	39 6.7
	300～999人	336 100.0	79 23.5	84 25.0	43 12.8	32 9.5	15 4.5	63 18.8	30 6.0
	1000人以上	150 100.0	43 28.7	46 30.7	13 8.7	13 8.7	5 3.3	26 17.3	4 2.7
	無回答	8 100.0	2 25.0	2 25.0	-	4 50.0	-	-	-
問3 (労働形態)	固定・交代制勤務者群 (1, 2のみを選択)	146 100.0	39 26.7	36 24.7	15 10.3	12 8.2	4 2.7	11 7.5	29 19.9
	シフト制勤務者を含む群 (3, 4, 5のいずれか又は全てを選択している群)	955 100.0	219 22.9	263 27.5	146 15.3	81 8.5	56 5.9	154 16.1	36 3.8
問3付問1 (従業員労働者の割合)	3割未満	183 100.0	55 30.1	55 30.1	29 15.8	10 5.5	10 5.5	12 6.6	12 6.6
	3割～6割未満	136 100.0	32 23.5	43 31.6	22 16.2	15 11.0	5 3.7	15 11.0	4 2.9
	6割～8割未満	180 100.0	47 26.1	47 26.1	20 11.1	19 10.6	11 6.1	28 15.6	8 4.4
	8割以上	448 100.0	85 19.0	116 25.9	72 16.1	37 8.3	29 6.5	98 21.9	11 2.5
	無回答	8 100.0	-	2 25.0	3 37.5	-	1 12.5	1 12.5	1 12.5
問5 (新型コロナウイルス感染症の予防)	休業を命じたことがある	1,083 100.0	236 21.8	294 27.1	167 15.4	92 8.5	59 5.4	168 15.5	67 6.2
	休業を命じたことはない	38 100.0	22 57.9	10 26.3	1 2.6	2 5.3	-	1 2.6	2 5.3
	無回答	15 100.0	5 33.3	6 40.0	-	1 6.7	1 6.7	2 13.3	-
問5付問3 (休業手当)	全員に支払った	992 100.0	208 21.0	272 27.4	154 15.5	87 8.8	57 5.7	152 15.3	62 6.3
	一部のみに支払った	71 100.0	18 25.4	18 25.4	12 16.9	4 5.6	2 2.8	14 19.7	3 4.2
	支払わなかった	20 100.0	10 50.0	4 20.0	1 5.0	1 5.0	-	2 10.0	2 10.0
	無回答	-	-	-	-	-	-	-	-
問5付問3-4 (雇用調整助成金の申請)	支払った手当の金額について申請した	637 100.0	81 12.7	177 27.8	111 17.4	63 9.9	44 6.9	129 20.3	32 5.0
	一部のみ申請した	195 100.0	39 20.0	59 30.3	27 13.8	17 8.7	12 6.2	30 15.4	11 5.6
	申請しなかった	218 100.0	103 47.2	51 23.4	28 12.8	10 4.6	3 1.4	6 2.8	17 7.8
	無回答	13 100.0	3 23.1	3 23.1	-	1 7.7	-	1 7.7	5 38.5
問7 (規定手当)	規定がある	710 100.0	155 21.8	200 28.2	101 14.2	66 9.3	35 4.9	107 15.1	46 6.5
	規定はないが支払うことがある	331 100.0	79 23.9	88 26.6	50 15.1	29 8.8	22 6.6	52 15.7	11 3.3
	休業手当の支払いは想定しておらず規定もない	73 100.0	25 34.2	18 24.7	13 17.8	-	2 2.7	11 15.1	4 5.5
	無回答	22 100.0	4 18.2	4 18.2	4 18.2	-	1 4.5	1 4.5	8 36.4

問6付問4. このシフトを削減された労働者に対して、休業等に伴う手当を支払いましたか（S A）

正社員

		減日→シフト 数・時間制 が（シフト） あつた の 計を 削減	全 員 に 支 払 っ た	一 部 の 労 働 者 に 支 払 っ た	全 く 支 払 つ て い な い 場 合 に （ 全 限 員 ）	無 回 答
合計		1,136 100.0	1,007 88.6	46 4.0	52 4.6	31 2.7
問1 a 主たる業種 (S A)	鉱業、採石業、砂利採取業	1 100.0	1 100.0	-	-	-
	建設業	10 100.0	6 60.0	-	1 10.0	3 30.0
	製造業	130 100.0	120 92.3	2 1.5	1 0.8	7 5.4
	電気・ガス・熱供給・水道業	2 100.0	1 50.0	-	1 50.0	-
	情報通信業	12 100.0	10 83.3	-	1 8.3	1 8.3
	運輸業、郵便業	116 100.0	111 95.7	2 1.7	2 1.7	1 0.9
	卸売業、小売業	162 100.0	145 89.5	10 6.2	5 3.1	2 1.2
	金融業、保険業	10 100.0	8 80.0	-	1 10.0	1 10.0
	不動産、物品賃貸業	5 100.0	5 100.0	-	-	-
	学術研究、専門・技術サービス業	6 100.0	4 66.7	1 16.7	1 16.7	-
	宿泊業、飲食サービス業	226 100.0	204 90.3	12 5.3	6 2.7	4 1.8
	生活関連サービス業、娯楽業	66 100.0	65 98.5	-	1 1.5	-
	教育、学習支援業	20 100.0	19 95.0	-	1 5.0	-
	医療、福祉	224 100.0	180 80.4	16 7.1	22 9.8	6 2.7
	複合サービス事業 (郵便局、農業組合など)	11 100.0	8 72.7	-	2 18.2	1 9.1
	サービス業 (他に分類されないもの)	132 100.0	117 88.6	3 2.3	7 5.3	5 3.8
	その他	3 100.0	3 100.0	-	-	-
	問1 b (S A) 従業員規模	100人未満	56 100.0	48 85.7	1 1.8	3 5.4
100～299人		586 100.0	527 89.9	18 3.1	25 4.3	16 2.7
300～999人		336 100.0	300 89.3	10 3.0	17 5.1	9 2.7
1000人以上		150 100.0	124 82.7	17 11.3	7 4.7	2 1.3
無回答		8 100.0	8 100.0	-	-	-
問3 (S A) 労働形態		固定・交代制勤務者群 (1, 2のみを選択)	146 100.0	127 87.0	1 0.7	4 2.7
	シフト制勤務者を含む群 (3, 4, 5のいずれか又は全てを選択している群)	955 100.0	850 89.0	44 4.6	47 4.9	14 1.5
	無回答	35 100.0	30 85.7	1 2.9	1 2.9	3 8.6
問3付問1 (S A) 従業者の割合	3割未満	183 100.0	164 89.6	4 2.2	9 4.9	6 3.3
	3割～6割未満	136 100.0	127 93.4	4 2.9	5 3.7	-
	6割～8割未満	180 100.0	151 83.9	12 6.7	13 7.2	4 2.2
	8割以上	448 100.0	400 89.3	24 5.4	20 4.5	4 0.9
	無回答	8 100.0	8 100.0	-	-	-
	問5 (S A) 有るのタイプ	休業を命じたことがある	1,083 100.0	969 89.5	45 4.2	38 3.5
	休業を命じたことはない	38 100.0	25 65.8	1 2.6	12 31.6	-
	無回答	15 100.0	13 86.7	-	2 13.3	-
問5付問3 (S A) 休業等に伴	全員に支払った	992 100.0	930 93.8	17 1.7	14 1.4	31 3.1
	一部の人に支払った	71 100.0	38 53.5	27 38.0	6 8.5	-
	支払わなかった	20 100.0	1 5.0	1 5.0	18 90.0	-
	無回答	-	-	-	-	-
問5付問3-4 (S A) 成雇金の調申請	支払った手当の全額について申請した	637 100.0	603 94.7	13 2.0	7 1.1	14 2.2
	一部のみ申請した	195 100.0	174 89.2	9 4.6	4 2.1	8 4.1
	申請しなかった	218 100.0	182 83.5	22 10.1	9 4.1	5 2.3
	無回答	13 100.0	9 69.2	-	-	4 30.8
	問7 (S A) 規定の手当	規定がある	710 100.0	644 90.7	20 2.8	26 3.7
	規定はないが支払うことがある	331 100.0	290 87.6	23 6.9	13 3.9	5 1.5
	休業手当の支払いは想定しておらず規定もない	73 100.0	58 79.5	3 4.1	12 16.4	-
	無回答	22 100.0	15 68.2	-	1 4.5	6 27.3

問6付問4. このシフトを削減された労働者に対して、休業等に伴う手当を支払いましたか（S A）

非正規雇用労働者

		減日→シフト 数・時間制 が あつた （シフト） の 計を 削減	全 員 に 支 払 っ た	一 部 の 労 働 者 に 支 払 っ た	全 く 支 払 つ て い な い 場 合 に （ 全 限 員 ）	無 回 答
合計		1,576 100.0	1,224 77.7	142 9.0	178 11.3	32 2.0
問1 a 主たる業種 (S A)	鉱業、採石業、砂利採取業	1 100.0	1 100.0	-	-	-
	建設業	16 100.0	10 62.5	2 12.5	3 18.8	1 6.3
	製造業	136 100.0	115 84.6	8 5.9	6 4.4	7 5.1
	電気・ガス・熱供給・水道業	2 100.0	1 50.0	-	1 50.0	-
	情報通信業	17 100.0	11 64.7	-	5 29.4	1 5.9
	運輸業、郵便業	125 100.0	111 88.8	5 4.0	7 5.6	2 1.6
	卸売業、小売業	220 100.0	183 83.2	20 9.1	16 7.3	1 0.5
	金融業、保険業	11 100.0	9 81.8	-	1 9.1	1 9.1
	不動産、物品賃貸業	15 100.0	12 80.0	1 6.7	1 6.7	1 6.7
	学術研究、専門・技術サービス業	9 100.0	7 77.8	-	1 11.1	1 11.1
	宿泊業、飲食サービス業	266 100.0	209 78.6	43 16.2	13 4.9	1 0.4
	生活関連サービス業、娯楽業	93 100.0	75 80.6	4 4.3	14 15.1	-
	教育、学習支援業	83 100.0	55 66.3	6 7.2	21 25.3	1 1.2
	医療、福祉	329 100.0	234 71.1	27 8.2	59 17.9	9 2.7
	複合サービス事業 (郵便局、農業組合など)	17 100.0	12 70.6	-	5 29.4	-
	サービス業 (他に分類されないもの)	227 100.0	174 76.7	25 11.0	22 9.7	6 2.6
	その他	9 100.0	5 55.6	1 11.1	3 33.3	-
	問1 b (S A) 従業員規模	100人未満	67 100.0	48 71.6	5 7.5	12 17.9
100～299人		747 100.0	596 79.8	51 6.8	85 11.4	15 2.0
300～999人		510 100.0	394 77.3	41 8.0	63 12.4	12 2.4
1000人以上		241 100.0	176 73.0	45 18.7	17 7.1	3 1.2
無回答		11 100.0	10 90.9	-	1 9.1	-
問3 (S A) 勤務形態		固定・交代制勤務者群 (1, 2のみを選択)	151 100.0	118 78.1	7 4.6	10 6.6
	シフト制勤務者を含む群 (3, 4, 5のいずれか又は全てを選択している群)	1,383 100.0	1,073 77.6	133 9.6	164 11.9	13 0.9
	無回答	42 100.0	33 78.6	2 4.8	4 9.5	3 7.1
問3付問1 (S A) 従業者の労働時間の割合	3割未満	389 100.0	285 73.3	33 8.5	65 16.7	6 1.5
	3割～6割未満	217 100.0	178 82.0	18 8.3	21 9.7	-
	6割～8割未満	247 100.0	186 75.3	27 10.9	31 12.6	3 1.2
	8割以上	519 100.0	415 80.0	54 10.4	46 8.9	4 0.8
	無回答	11 100.0	9 81.8	1 9.1	1 9.1	-
問5 (S A) 有るのストレス 無体感型 のよ症ルロ	休業を命じたことがある	1,472 100.0	1,169 79.4	139 9.4	136 9.2	28 1.9
	休業を命じたことはない	85 100.0	40 47.1	2 2.4	40 47.1	3 3.5
	無回答	19 100.0	15 78.9	1 5.3	2 10.5	1 5.3
問5付問3 (S A) 休業等に伴	全員に支払った	1,306 100.0	1,142 87.4	63 4.8	74 5.7	27 2.1
	一部の人に支払った	111 100.0	24 21.6	72 64.9	14 12.6	1 0.9
	支払わなかった	55 100.0	3 5.5	4 7.3	48 87.3	-
	無回答	-	-	-	-	-
問5付問3-4 (S A) 成雇S金の調 申請助	支払った手当の全額について申請した	795 100.0	682 85.8	60 7.5	40 5.0	13 1.6
	一部のみ申請した	279 100.0	221 79.2	40 14.3	13 4.7	5 1.8
	申請しなかった	327 100.0	252 77.1	35 10.7	34 10.4	6 1.8
	無回答	16 100.0	11 68.8	-	1 6.3	4 25.0
	問7 (S A) 規定手 当の	規定がある	940 100.0	750 79.8	79 8.4	91 9.7
	規定はないが支払うことがある	495 100.0	396 80.0	54 10.9	41 8.3	4 0.8
	休業手当の支払いは想定しておらず規定 もない	117 100.0	63 53.8	9 7.7	44 37.6	1 0.9
	無回答	24 100.0	15 62.5	-	2 8.3	7 29.2

問6付問4-1. 支払わなかった理由は何ですか (MA)

正社員

		いま一部は全労働者に支払つていないから	減した上でシフトを確定させたいと判断して発生している	支払義務がないから	労働者と合意したから	会社の経営が厳しいから	シフト制労働者は、家計補助者が大半だから	シフト制労働者は、自社の人が少ないから	シフト制労働者は、自社の人が少ないから	(他の代償措置を講じたから)	ごく短期間の休業だったから	年次有給休暇を取得しても	その他	無回答
合計	98	19.4	10	3	-	-	3.1	8	55	28.6	5	5.1		
問1 a														
主たる業種 (S A)	鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設業	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
	製造業	3	2	-	-	-	-	-	-	1	-	2	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	1	66.7	-	-	-	-	-	-	33.3	-	66.7	-	-
	情報通信業	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
	運輸業、郵便業	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	2
	卸売業、小売業	15	6	-	-	-	-	-	-	-	3	8	4	-
	金融業、保険業	1	40.0	-	-	-	-	-	-	-	20.0	53.3	26.7	-
	不動産、物品賃貸業	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
	学術研究、専門・技術サービス業	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0	-
	宿泊業、飲食サービス業	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	1	-
	生活関連サービス業、娯楽業	18	2	5	2	-	-	-	-	-	-	6	8	2
	教育、学習支援業	1	11.1	27.8	11.1	-	-	-	-	-	-	33.3	44.4	11.1
	医療、福祉	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	複合サービス事業 (郵便局、農業組合など)	1	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	サービス業 (他に分類されないもの)	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
その他	38	6	5	-	-	-	1	2	29	6	1	6	1	
問1 b														
(S A) 従業員規模	100人未満	4	-	-	-	-	-	-	-	1	3	1	1	
	100~299人	43	9	4	2	-	-	-	-	25.0	75.0	25.0	25.0	
	300~999人	27	3	1	-	-	-	-	-	2	1	27	7	
	1000人以上	24	7	5	1	-	-	1	1	18.5	44.4	48.1	3.7	
	無回答	100.0	29.2	20.8	4.2	-	-	4.2	4.2	54.2	29.2	-	-	
問3														
(S A) 勤務形態	固定・交代勤務者群 (1, 2のみを選択)	5	1	1	-	-	-	-	-	-	3	2	-	
	シフト勤務者を含む群 (3, 4, 5のいずれか又は全てを選択している群)	91	18	9	3	-	-	3	8	51	26	4		
	無回答	100.0	19.8	9.9	3.3	-	-	3.3	8.8	56.0	28.6	4.4		
問3付問1														
(S A) 従業員労働者の割合	3割未満	13	2	-	-	-	-	-	3	6	4	1		
	3割~6割未満	9	15.4	-	-	-	-	-	23.1	46.2	30.8	7.7		
	6割~8割未満	25	4	1	-	-	-	2	-	6	1	1		
	8割以上	44	12	6	2	-	-	1	5	25	14	-		
	無回答	100.0	27.3	13.6	4.5	-	-	2.3	11.4	56.8	31.8	-		
問5														
(S A) 有るのタイプ	休業を命じたことがある	83	17	10	3	-	-	3	7	48	20	4		
	休業を命じたことはない	13	2	-	-	-	-	-	1	6	7	1		
	無回答	100.0	15.4	-	-	-	-	-	7.7	46.2	53.8	7.7		
問5付問3														
(S A) 休業手当に伴	全員に支払った	31	12	2	1	-	-	1	1	16	3	2		
	一部の人に支払った	33	3	6	-	-	-	1	3	20	11	2		
	支払わなかった	19	2	2	2	-	-	1	3	12	6	-		
	無回答	100.0	10.5	10.5	10.5	-	-	5.3	15.8	63.2	31.6	-		
問5付問3-4														
(S A) 成雇金の調整申請	支払った手当の全額について申請した	20	6	5	-	-	-	-	-	5	9	2		
	一部のみ申請した	13	1	-	1	-	-	-	2	6	3	2		
	申請しなかった	31	8	3	-	-	-	2	2	25	2	-		
	無回答	100.0	25.8	9.7	-	-	-	6.5	6.5	80.6	6.5	-		
問7														
(S A) 規定手当	規定がある	46	12	2	-	-	-	1	4	25	15	2		
	規定はないが支払うことがある	36	6	6	1	-	-	1	2	20	10	2		
	休業手当の支払いは想定しておらず規定もない	15	1	2	1	-	-	1	2	9	3	1		
	無回答	1	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-		

問6付問4-2. この休業等に伴う手当の支払いに際して、雇用調整助成金の申請を行いましたか（SA）

正社員

		計一全 部員 の支 働 者 に 支 払 つ た 支 払 つ た は、	て支 申 請 し た 手 当 の 全 額 に つ い	一 部 の み 申 請 し た	申 請 し な か つ た	無 回 答
合計		1,053 100.0	622 59.1	157 14.9	239 22.7	35 3.3
問1 a 主たる業種（SA）	鉱業、採石業、砂利採取業	1 100.0	1 100.0	-	-	-
	建設業	6 100.0	3 50.0	2 33.3	1 16.7	-
	製造業	122 100.0	88 72.1	19 15.6	11 9.0	4 3.3
	電気・ガス・熱供給・水道業	1 100.0	-	-	1 100.0	-
	情報通信業	10 100.0	7 70.0	-	3 30.0	-
	運輸業、郵便業	113 100.0	80 70.8	18 15.9	9 8.0	6 5.3
	卸売業、小売業	155 100.0	95 61.3	25 16.1	28 18.1	7 4.5
	金融業、保険業	8 100.0	5 62.5	-	2 25.0	1 12.5
	不動産、物品賃貸業	5 100.0	5 100.0	-	-	-
	学術研究、専門・技術サービス業	5 100.0	2 40.0	1 20.0	2 40.0	-
	宿泊業、飲食サービス業	216 100.0	169 78.2	38 17.6	4 1.9	5 2.3
	生活関連サービス業、娯楽業	65 100.0	52 80.0	11 16.9	1 1.5	1 1.5
	教育、学習支援業	19 100.0	9 47.4	3 15.8	7 36.8	-
	医療、福祉	196 100.0	42 21.4	17 8.7	130 66.3	7 3.6
	複合サービス事業（郵便局、農業組合など）	8 100.0	-	-	8 100.0	-
	サービス業（他に分類されないもの）	120 100.0	62 51.7	22 18.3	32 26.7	4 3.3
	その他	3 100.0	2 66.7	1 33.3	-	-
問1 b （従業員規模）	100人未満	49 100.0	34 69.4	3 6.1	11 22.4	1 2.0
	100～299人	545 100.0	340 62.4	67 12.3	119 21.8	19 3.5
	300～999人	310 100.0	179 57.7	47 15.2	77 24.8	7 2.3
	1000人以上	141 100.0	64 45.4	39 27.7	31 22.0	7 5.0
	無回答	8 100.0	5 62.5	1 12.5	1 12.5	1 12.5
	問3 （労働形態）	固定・交代制勤務者群（1、2のみを選択）	128 100.0	72 56.3	11 8.6	38 29.7
シフト制勤務者を含む群（3、4、5のいずれか又は全てを選択している群）	894 100.0	534 59.7	137 15.3	196 21.9	27 3.0	
無回答	31 100.0	16 51.6	9 29.0	5 16.1	1 3.2	
問3付問1 （従業員労働者の割合）	3割未満	168 100.0	92 54.8	18 10.7	51 30.4	7 4.2
	3割～6割未満	131 100.0	75 57.3	21 16.0	30 22.9	5 3.8
	6割～8割未満	163 100.0	88 54.0	28 17.2	43 26.4	4 2.5
	8割以上	424 100.0	272 64.2	69 16.3	72 17.0	11 2.6
	無回答	8 100.0	7 87.5	1 12.5	-	-
問5 （新型コロナウイルス感染症による休業）	休業を命じたことがある	1,014 100.0	608 60.0	155 15.3	218 21.5	33 3.3
	休業を命じたことはない	26 100.0	5 19.2	-	19 73.1	2 7.7
	無回答	13 100.0	9 69.2	2 15.4	2 15.4	-
問5付問3 （休業手当等に伴う）	全員に支払った	947 100.0	575 60.7	147 15.5	197 20.8	28 3.0
	一部の人に支払った	65 100.0	32 49.2	8 12.3	21 32.3	4 6.2
	支払わなかった	2 100.0	1 50.0	-	-	1 50.0
	無回答	-	-	-	-	-
問5付問3-4 （雇用調整助成金の申請）	支払った手当の全額について申請した	616 100.0	574 93.2	17 2.8	10 1.6	15 2.4
	一部のみ申請した	183 100.0	29 15.8	136 74.3	9 4.9	9 4.9
	申請しなかった	204 100.0	3 1.5	-	195 95.6	6 2.9
	無回答	9 100.0	1 11.1	2 22.2	4 44.4	2 22.2
	問7 （規定）	規定がある	664 100.0	396 59.6	107 16.1	135 20.3
規定はないが支払うことがある	313 100.0	177 56.5	45 14.4	84 26.8	7 2.2	
休業手当の支払いは想定しておらず規定もない	61 100.0	38 62.3	4 6.6	17 27.9	2 3.3	
無回答	15 100.0	11 73.3	1 6.7	3 20.0	-	

問6付問4-2. この休業等に伴う手当の支払いに際して、雇用調整助成金の申請を行いましたか（SA）

非正規雇用労働者

		計一全 部員 の支 働 者 に 支 払 つ た 支 払 た は、	て支 申 請 し た 手 当 の 全 額 に つ い	一 部 の み 申 請 し た	申 請 し な か つ た	無 回 答	
合計		1,366 100.0	729 53.4	240 17.6	350 25.6	47 3.4	
問1 a 主たる業種（SA）	鉱業、採石業、砂利採取業	1 100.0	1 100.0	-	-	-	
	建設業	12 100.0	7 58.3	3 25.0	2 16.7	-	
	製造業	123 100.0	84 68.3	22 17.9	13 10.6	4 3.3	
	電気・ガス・熱供給・水道業	1 100.0	-	-	1 100.0	-	
	情報通信業	11 100.0	8 72.7	1 9.1	2 18.2	-	
	運輸業、郵便業	116 100.0	82 70.7	16 13.8	10 8.6	8 6.9	
	卸売業、小売業	203 100.0	116 57.1	34 16.7	41 20.2	12 5.9	
	金融業、保険業	9 100.0	6 66.7	-	2 22.2	1 11.1	
	不動産、物品賃貸業	13 100.0	9 69.2	3 23.1	1 7.7	-	
	学術研究、専門・技術サービス業	7 100.0	3 42.9	3 42.9	1 14.3	-	
	宿泊業、飲食サービス業	252 100.0	193 76.6	49 19.4	5 2.0	5 2.0	
	生活関連サービス業、娯楽業	79 100.0	59 74.7	17 21.5	2 2.5	1 1.3	
	教育、学習支援業	61 100.0	13 21.3	9 14.8	38 62.3	1 1.6	
	医療、福祉	261 100.0	58 22.2	30 11.5	165 63.2	8 3.1	
	複合サービス事業（郵便局、農業組合など）	12 100.0	-	-	12 100.0	-	
	サービス業（他に分類されないもの）	199 100.0	87 43.7	51 25.6	54 27.1	7 3.5	
	その他	6 100.0	3 50.0	2 33.3	1 16.7	-	
	問1 b （従業員規模）	100人未満	53 100.0	33 62.3	4 7.5	15 28.3	1 1.9
		100～299人	647 100.0	379 58.6	90 13.9	152 23.5	26 4.0
300～999人		435 100.0	217 49.9	81 18.6	127 29.2	10 2.3	
1000人以上		221 100.0	93 42.1	64 29.0	55 24.9	9 4.1	
無回答		10 100.0	7 70.0	1 10.0	1 10.0	1 10.0	
問3 （労働形態）		固定・交代制勤務者群（1、2のみを選択）	125 100.0	61 48.8	17 13.6	38 30.4	9 7.2
シフト制勤務者を含む群（3、4、5のいずれか又は全てを選択している群）	1,206 100.0	646 53.6	215 17.8	308 25.5	37 3.1		
無回答	35 100.0	22 62.9	8 22.9	4 11.4	1 2.9		
問3付問1 （従業員労働者の割合）	3割未満	318 100.0	145 45.6	45 14.2	117 36.8	11 3.5	
	3割～6割未満	196 100.0	103 52.6	39 19.9	50 25.5	4 2.0	
	6割～8割未満	213 100.0	103 48.4	49 23.0	54 25.4	7 3.3	
	8割以上	469 100.0	287 61.2	81 17.3	86 18.3	15 3.2	
	無回答	10 100.0	8 80.0	1 10.0	1 10.0	-	
問5 （新型コロナウイルス感染症による休業）	休業を命じたことがある	1,308 100.0	710 54.3	236 18.0	317 24.2	45 3.4	
	休業を命じたことはない	42 100.0	9 21.4	2 4.8	29 69.0	2 4.8	
	無回答	16 100.0	10 62.5	2 12.5	4 25.0	-	
問5付問3 （休業手当等に伴う）	全員に支払った	1,205 100.0	671 55.7	209 17.3	284 23.6	41 3.4	
	一部のみに支払った	96 100.0	37 38.5	26 27.1	30 31.3	3 3.1	
	支払わなかった	7 100.0	2 28.6	1 14.3	3 42.9	1 14.3	
	無回答	-	-	-	-	-	
問5付問3-4 （雇用調整助成金の申請）	支払った手当の金額について申請した	742 100.0	673 90.7	27 3.6	18 2.4	24 3.2	
	一部のみに申請した	261 100.0	29 11.1	206 78.9	16 6.1	10 3.8	
	申請しなかった	287 100.0	2 0.7	1 0.3	276 96.2	8 2.8	
	無回答	11 100.0	4 36.4	1 9.1	4 36.4	2 18.2	
問7 （規定手当）	規定がある	829 100.0	463 55.9	154 18.6	177 21.4	35 4.2	
	規定はないが支払うことがある	450 100.0	215 47.8	78 17.3	149 33.1	8 1.8	
	休業手当の支払いは想定しておらず規定もない	72 100.0	41 56.9	7 9.7	21 29.2	3 4.2	
	無回答	15 100.0	10 66.7	1 6.7	3 20.0	1 6.7	

問6付問4-2-1. 休業等に伴う手当の支払に関して、雇用調整助成金の特例措置が講じられていることは、どの程度影響しましたか (S A)

正社員

		のて支み申申請請した手当計は額、一つ部い	は無予手象に特寸ば特 なや定当者例る い内の支者がつそ 容のあ内つ措 ににりあ支増置 ににりあ支増置 影ににりあ支増置 響特元はははは され例々支支支 た措々々支支支 置施た施施 た置施た置施 部のすの部のす 分有る分有る分有る	387 49.7	48 6.2	14 1.8
合計		779 100.0	330 42.4	387 49.7	48 6.2	14 1.8
問1 a 主たる業種 (S A)	鉱業、採石業、砂利採取業	1 100.0	1 100.0	-	-	-
	建設業	5 100.0	2 40.0	3 60.0	-	-
	製造業	107 100.0	40 37.4	64 59.8	1 0.9	2 1.9
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-
	情報通信業	7 100.0	4 57.1	2 28.6	-	1 14.3
	運輸業、郵便業	98 100.0	40 40.8	44 44.9	13 13.3	1 1.0
	卸売業、小売業	120 100.0	55 45.8	60 50.0	4 3.3	1 0.8
	金融業、保険業	5 100.0	5 100.0	-	-	-
	不動産、物品賃貸業	5 100.0	2 40.0	2 40.0	1 20.0	-
	学術研究、専門・技術サービス業	3 100.0	1 33.3	2 66.7	-	-
	宿泊業、飲食サービス業	207 100.0	68 32.9	119 57.5	14 6.8	6 2.9
	生活関連サービス業、娯楽業	63 100.0	23 36.5	33 52.4	5 7.9	2 3.2
	教育、学習支援業	12 100.0	7 58.3	5 41.7	-	-
	医療、福祉	59 100.0	29 49.2	26 44.1	3 5.1	1 1.7
	複合サービス事業 (郵便局、農業組合など)	-	-	-	-	-
	サービス業 (他に分類されないもの)	84 100.0	52 61.9	26 31.0	6 7.1	-
	その他	3 100.0	1 33.3	1 33.3	1 33.3	-
	問1 b (従業員規模)	100人未満	37 100.0	15 40.5	17 45.9	2 5.4
100～299人		407 100.0	167 41.0	205 50.4	29 7.1	6 1.5
300～999人		226 100.0	94 41.6	118 52.2	11 4.9	3 1.3
1000人以上		103 100.0	51 49.5	45 43.7	6 5.8	1 1.0
無回答		6 100.0	3 50.0	2 33.3	-	1 16.7
問3 (労働形態)		固定・交代制勤務者群 (1, 2のみを選択)	83 100.0	36 43.4	42 50.6	3 3.6
シフト制勤務者を含む群 (3, 4, 5のいずれか又は全てを選択している群)	671 100.0	281 41.9	336 50.1	43 6.4	11 1.6	
無回答	25 100.0	13 52.0	9 36.0	2 8.0	1 4.0	
問3付問1 (従業員労働時間の割合)	3割未満	110 100.0	51 46.4	50 45.5	7 6.4	2 1.8
	3割～6割未満	96 100.0	43 44.8	47 49.0	5 5.2	1 1.0
	6割～8割未満	116 100.0	50 43.1	60 51.7	4 3.4	2 1.7
	8割以上	341 100.0	135 39.6	175 51.3	25 7.3	6 1.8
	無回答	8 100.0	2 25.0	4 50.0	2 25.0	-
問5 (新型コロナウイルス感染症による休業)	休業を命じたことがある	763 100.0	322 42.2	380 49.8	47 6.2	14 1.8
	休業を命じたことはない	5 100.0	4 80.0	1 20.0	-	-
	無回答	11 100.0	4 36.4	6 54.5	1 9.1	-
問5付問3 (休業手当に伴う)	全員に支払った	722 100.0	307 42.5	358 49.6	45 6.2	12 1.7
	一部の人に支払った	40 100.0	15 37.5	22 55.0	2 5.0	1 2.5
	支払わなかった	1 100.0	-	-	-	1 100.0
	無回答	-	-	-	-	-
問5付問3-4 (雇用調整助成金の申請)	支払った手当の全額について申請した	591 100.0	243 41.1	302 51.1	36 6.1	10 1.7
	一部のみ申請した	165 100.0	75 45.5	76 46.1	11 6.7	3 1.8
	申請しなかった	3 100.0	2 66.7	1 33.3	-	-
	無回答	3 100.0	2 66.7	1 33.3	-	-
問7 (規定手当)	規定がある	503 100.0	227 45.1	248 49.3	23 4.6	5 1.0
	規定はないが支払うことがある	222 100.0	86 38.7	116 52.3	15 6.8	5 2.3
	休業手当の支払いは想定しておらず規定もない	42 100.0	14 33.3	18 42.9	9 21.4	1 2.4
	無回答	12 100.0	3 25.0	5 41.7	1 8.3	3 25.0

問6付問4-2-1. 休業等に伴う手当の支払に関して、雇用調整助成金の特例措置が講じられていることは、どの程度影響しましたか (S A)

非正規雇用労働者

		のて支み申 み申請 した手 当 計は額 につ 部い	は無予手 なや定 い内 の 容 あ り に り に 影 響 特 元 々 さ れ た 置 施 た 部 の 分 有 る	象に特 者 が 増 加 し た 支 実 施 さ れ た 部 分 が あ る 対	すば特 る 予 定 は な か つ た の れ 支 な け を れ	無 回 答
合計		969 100.0	424 43.8	461 47.6	70 7.2	14 1.4
問1 a 主たる業種 (S A)	鉱業、採石業、砂利採取業	1 100.0	1 100.0	-	-	-
	建設業	10 100.0	7 70.0	3 30.0	-	-
	製造業	106 100.0	41 38.7	61 57.5	2 1.9	2 1.9
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-
	情報通信業	9 100.0	4 44.4	4 44.4	-	1 11.1
	運輸業、郵便業	98 100.0	38 38.8	47 48.0	12 12.2	1 1.0
	卸売業、小売業	150 100.0	68 45.3	69 46.0	12 8.0	1 0.7
	金融業、保険業	6 100.0	6 100.0	-	-	-
	不動産、物品賃貸業	12 100.0	8 66.7	3 25.0	1 8.3	-
	学術研究、専門・技術サービス業	6 100.0	3 50.0	3 50.0	-	-
	宿泊業、飲食サービス業	242 100.0	74 30.6	144 59.5	19 7.9	5 2.1
	生活関連サービス業、娯楽業	76 100.0	30 39.5	39 51.3	6 7.9	1 1.3
	教育、学習支援業	22 100.0	15 68.2	7 31.8	-	-
	医療、福祉	88 100.0	45 51.1	36 40.9	5 5.7	2 2.3
	複合サービス事業 (郵便局、農業組合など)	-	-	-	-	-
	サービス業 (他に分類されないもの)	138 100.0	82 59.4	44 31.9	12 8.7	-
	その他	5 100.0	2 40.0	1 20.0	1 20.0	1 20.0
	問1 b (従業員規模 S A区分)	100人未満	37 100.0	17 45.9	14 37.8	4 10.8
100～299人		469 100.0	197 42.0	224 47.8	41 8.7	7 1.5
300～999人		298 100.0	126 42.3	158 53.0	12 4.0	2 0.7
1000人以上		157 100.0	79 50.3	63 40.1	13 8.3	2 1.3
無回答		8 100.0	5 62.5	2 25.0	-	1 12.5
問3 (労働形態の S A区分)		固定・交代制勤務者群 (1, 2のみを選択)	78 100.0	39 50.0	32 41.0	4 5.1
シフト制勤務者を含む群 (3, 4, 5のいずれか又は全てを選択している群)	861 100.0	370 43.0	417 48.4	64 7.4	10 1.2	
無回答	30 100.0	15 50.0	12 40.0	2 6.7	1 3.3	
問3付問1 (パート労働者の割合 S A区分)	3割未満	190 100.0	87 45.8	85 44.7	14 7.4	4 2.1
	3割～6割未満	142 100.0	68 47.9	65 45.8	8 5.6	1 0.7
	6割～8割未満	152 100.0	64 42.1	75 49.3	10 6.6	3 2.0
	8割以上	368 100.0	147 39.9	189 51.4	30 8.2	2 0.5
	無回答	9 100.0	4 44.4	3 33.3	2 22.2	-
	問5 (新型コロナウイルス感染症の S A区分)	休業を命じたことがある	946 100.0	410 43.3	454 48.0	68 7.2
休業を命じたことはない	11 100.0	9 81.8	1 9.1	1 9.1	-	
無回答	12 100.0	5 41.7	6 50.0	1 8.3	-	
問5付問3 (休業等に伴 S A区分)	全員に支払った	880 100.0	383 43.5	424 48.2	61 6.9	12 1.4
	一部の人に支払った	63 100.0	26 41.3	29 46.0	7 11.1	1 1.6
	支払わなかった	3 100.0	1 33.3	1 33.3	-	1 33.3
	無回答	-	-	-	-	-
問5付問3-4 (雇用金の調 S A区分)	支払った手当の全額について申請した	700 100.0	291 41.6	348 49.7	51 7.3	10 1.4
	一部のみ申請した	235 100.0	112 47.7	103 43.8	17 7.2	3 1.3
	申請しなかった	3 100.0	2 66.7	1 33.3	-	-
	無回答	5 100.0	4 80.0	1 20.0	-	-
問7 (規定手当の S A区分)	規定がある	617 100.0	284 46.0	291 47.2	34 5.5	8 1.3
	規定はないが支払うことがある	293 100.0	119 40.6	146 49.8	25 8.5	3 1.0
	休業手当の支払いは想定しておらず規定もない	48 100.0	18 37.5	19 39.6	10 20.8	1 2.1
	無回答	11 100.0	3 27.3	5 45.5	1 9.1	2 18.2

問7. 現在の就業規則（賃金規程など別規程となっているものを含む。）に、労働基準法第26条の休業手当について規定はありますか（S A）

		合計	規定がある	ある規定はないが支払うことが	て休業手当の規定も支払いは想定し	無回答	
合計		7,797 100.0	4,433 56.9	2,102 27.0	1,150 14.7	112 1.4	
問1 a 主たる業種（S A）	飲業、採石業、砂利採取業	4 100.0	1 25.0	2 50.0	- -	1 25.0	
	建設業	341 100.0	217 63.6	64 18.8	55 16.1	5 1.5	
	製造業	1,552 100.0	1,054 67.9	371 23.9	105 6.8	22 1.4	
	電気・ガス・熱供給・水道業	29 100.0	15 51.7	5 17.2	9 31.0	- -	
	情報通信業	226 100.0	135 59.7	45 19.9	39 17.3	7 3.1	
	運輸業、郵便業	589 100.0	373 63.3	138 23.4	66 11.2	12 2.0	
	卸売業、小売業	1,104 100.0	654 59.2	290 26.3	144 13.0	16 1.4	
	金融業、保険業	145 100.0	56 38.6	36 24.8	50 34.5	3 2.1	
	不動産、物品賃貸業	67 100.0	36 53.7	15 22.4	16 23.9	- -	
	学術研究、専門・技術サービス業	111 100.0	63 56.8	24 21.6	24 21.6	- -	
	宿泊業、飲食サービス業	320 100.0	194 60.6	99 30.9	21 6.6	6 1.9	
	生活関連サービス業、娯楽業	178 100.0	100 56.2	59 33.1	18 10.1	1 0.6	
	教育、学習支援業	341 100.0	91 26.7	123 36.1	125 36.7	2 0.6	
	医療、福祉	1,815 100.0	876 48.3	586 32.3	329 18.1	24 1.3	
	複合サービス事業（郵便局、農業組合など）	97 100.0	35 36.1	36 37.1	25 25.8	1 1.0	
	サービス業（他に分類されないもの）	813 100.0	503 61.9	196 24.1	102 12.5	12 1.5	
	その他	65 100.0	30 46.2	13 20.0	22 33.8	- -	
	問1 b （従業員規模）	100人未満	393 100.0	218 55.5	91 23.2	79 20.1	5 1.3
		100～299人	4,583 100.0	2,622 57.2	1,179 25.7	713 15.6	69 1.5
		300～999人	2,073 100.0	1,169 56.4	604 29.1	269 13.0	31 1.5
1000人以上		686 100.0	389 56.7	210 30.6	82 12.0	5 0.7	
無回答		62 100.0	35 56.5	18 29.0	7 11.3	2 3.2	
問3 （労働形態）		固定・交代制勤務者群（1、2のみを選択）	4,123 100.0	2,372 57.5	1,027 24.9	665 16.1	59 1.4
シフト制勤務者を含む群（3、4、5のいずれか又は全てを選択している群）	3,392 100.0	1,887 55.6	1,019 30.0	445 13.1	41 1.2		
無回答	282 100.0	174 61.7	56 19.9	40 14.2	12 4.3		
問3付問1 （従業者の割合）	3割未満	1,196 100.0	687 57.4	329 27.5	165 13.8	15 1.3	
	3割～6割未満	539 100.0	297 55.1	155 28.8	83 15.4	4 0.7	
	6割～8割未満	569 100.0	317 55.7	173 30.4	74 13.0	5 0.9	
	8割以上	1,050 100.0	568 54.1	350 33.3	118 11.2	14 1.3	
	無回答	38 100.0	18 47.4	12 31.6	5 13.2	3 7.9	
問5 （新型コロナウイルス感染症の予防）	休業を命じたことがある	5,322 100.0	3,177 59.7	1,634 30.7	443 8.3	68 1.3	
	休業を命じたことはない	2,403 100.0	1,212 50.4	459 19.1	695 28.9	37 1.5	
	無回答	72 100.0	44 61.1	9 12.5	12 16.7	7 9.7	
問5付問3 （休業手当に伴）	全員に支払った	4,770 100.0	2,895 60.7	1,494 31.3	322 6.8	59 1.2	
	一部の人に支払った	261 100.0	153 58.6	90 34.5	16 6.1	2 0.8	
	支払わなかった	287 100.0	129 44.9	46 16.0	105 36.6	7 2.4	
	無回答	4 100.0	-	4 100.0	-	-	
	問5付問3-4 （成雇金の調整申請）	支払った手当の全額について申請した	2,220 100.0	1,451 65.4	615 27.7	123 5.5	31 1.4
一部のみ申請した	705 100.0	457 64.8	213 30.2	28 4.0	7 1.0		
申請しなかった	1,979 100.0	1,075 54.3	714 36.1	172 8.7	18 0.9		
無回答	127 100.0	65 51.2	42 33.1	15 11.8	5 3.9		
問7 （規定あり）	規定がある	4,433 100.0	4,433 100.0	-	-	-	
	規定はないが支払うことがある	2,102 100.0	-	2,102 100.0	-	-	
	休業手当の支払いは想定しておらず規定もない	1,150 100.0	-	-	1,150 100.0	-	
	無回答	112 100.0	-	-	-	112 100.0	

問7付問2. 労基法第26条の休業手当について、例えば1か月間などのまとまった期間休業させる場合に、本来所定労働日ではない休日（シフト制の場合でシフトが作成されておらず、所定労働日として決まっていない日を含む。）も含めて、休業手当を支払うことになっていますか（S A）

		計は規 定が ある か 支 払 う ま た は 規 定	は手 当 の 支 基 法 第 2 条 に あ る 休 日 と 業	所 定 の 支 基 法 第 2 条 に あ る 休 日 と 業	手 当 の 支 基 法 第 2 条 に あ る 休 日 と 業	所 定 の 支 基 法 第 2 条 に あ る 休 日 と 業	2 つ の 支 基 法 第 2 条 に あ る 休 日 と 業	所 定 の 支 基 法 第 2 条 に あ る 休 日 と 業	無 回 答	
合計		6,535 100.0	4,923 75.3	791 12.1	435 6.7	386 5.9				
問1 a 主たる業種（S A）	飲業、採石業、砂利採取業	3 100.0	2 66.7	1 33.3	- -	- -				
	建設業	281 100.0	180 64.1	42 14.9	39 13.9	20 7.1				
	製造業	1,425 100.0	1,119 78.5	142 10.0	77 5.4	87 6.1				
	電気・ガス・熱供給・水道業	20 100.0	15 75.0	4 20.0	1 5.0	- -				
	情報通信業	180 100.0	126 70.0	31 17.2	14 7.8	9 5.0				
	運輸業、郵便業	511 100.0	395 77.3	43 8.4	41 8.0	32 6.3				
	卸売業、小売業	944 100.0	691 73.2	126 13.3	76 8.1	51 5.4				
	金融業、保険業	92 100.0	56 60.9	18 19.6	9 9.8	9 9.8				
	不動産、物品賃貸業	51 100.0	35 68.6	7 13.7	7 13.7	2 3.9				
	学術研究、専門・技術サービス業	87 100.0	67 77.0	5 5.7	6 6.9	9 10.3				
	宿泊業、飲食サービス業	293 100.0	225 76.8	42 14.3	18 6.1	8 2.7				
	生活関連サービス業、娯楽業	159 100.0	122 76.7	22 13.8	9 5.7	6 3.8				
	教育、学習支援業	214 100.0	168 78.5	22 10.3	10 4.7	14 6.5				
	医療、福祉	1,462 100.0	1,117 76.4	175 12.0	82 5.6	88 6.0				
	複合サービス事業 (郵便局、農業組合など)	71 100.0	55 77.5	10 14.1	3 4.2	3 4.2				
	サービス業 (他に分類されないもの)	699 100.0	518 74.1	92 13.2	42 6.0	47 6.7				
	その他	43 100.0	32 74.4	9 20.9	1 2.3	1 2.3				
	問1 b (従業員規模 区分)	100人未満	309 100.0	237 76.7	34 11.0	20 6.5	18 5.8			
		100～299人	3,801 100.0	2,834 74.6	475 12.5	274 7.2	218 5.7			
300～999人		1,773 100.0	1,335 75.3	215 12.1	114 6.4	109 6.1				
1000人以上		599 100.0	476 79.5	65 10.9	23 3.8	35 5.8				
無回答		53 100.0	41 77.4	2 3.8	4 7.5	6 11.3				
問3 (労働 形態の 区分)		固定・交代制勤務者群 (1, 2のみを選択)	3,399 100.0	2,506 73.7	395 11.6	265 7.8	233 6.9			
シフト制勤務者を含む群 (3, 4, 5のいずれか又は全てを選択している群)	2,906 100.0	2,262 77.8	364 12.5	154 5.3	126 4.3					
無回答	230 100.0	155 67.4	32 13.9	16 7.0	27 11.7					
問3付問1 (シフト制 労働者の 割合の 区分)	3割未満	1,016 100.0	789 77.7	136 13.4	49 4.8	42 4.1				
	3割～6割未満	452 100.0	356 78.8	55 12.2	27 6.0	14 3.1				
	6割～8割未満	490 100.0	364 74.3	70 14.3	33 6.7	23 4.7				
	8割以上	918 100.0	728 79.3	102 11.1	44 4.8	44 4.8				
	無回答	30 100.0	25 83.3	1 3.3	1 3.3	3 10.0				
	問5 (新規 労働者 の割合 の区分)	休業を命じたことがある	4,811 100.0	3,749 77.9	536 11.1	279 5.8	247 5.1			
休業を命じたことはない	1,671 100.0	1,135 67.9	249 14.9	150 9.0	137 8.2					
無回答	53 100.0	39 73.6	6 11.3	6 11.3	2 3.8					
問5付問3 (休業 手当の 支給に 関係 する 区分)	全員に支払った	4,389 100.0	3,424 78.0	485 11.1	259 5.9	221 5.0				
	一部の人に支払った	243 100.0	192 79.0	27 11.1	11 4.5	13 5.3				
	支払わなかった	175 100.0	130 74.3	24 13.7	9 5.1	12 6.9				
	無回答	4 100.0	3 75.0	- -	- -	1 25.0				
	問5付問3-4 (雇用 金の調 整申請 の状況 の区分)	支払った手当の全額について申請した	2,066 100.0	1,681 81.4	186 9.0	121 5.9	78 3.8			
一部のみ申請した	670 100.0	516 77.0	104 15.5	27 4.0	23 3.4					
申請しなかった	1,789 100.0	1,354 75.7	210 11.7	114 6.4	111 6.2					
無回答	107 100.0	65 60.7	12 11.2	8 7.5	22 20.6					
問7 (規定 の有無 の区分)	規定がある	4,433 100.0	3,303 74.5	528 11.9	347 7.8	255 5.8				
	規定はないが支払うことがある	2,102 100.0	1,620 77.1	263 12.5	88 4.2	131 6.2				
	休業手当の支払いは想定しておらず規定 もない	- -	- -	- -	- -	- -				
	無回答	- -	- -	- -	- -	- -				

問7付問3. 労基法第26条の休業手当の支払額の算定方法は、どのように規定されています（SA）

		計は規定 がないが 支る、ま たは、 が規定 する定	平均賃 金の 60% 以上	01% 以上 たる の賃 金額 の6	せ 通 常 に お り の 賃 金 を 、 減 額	そ の 他	無 回 答	
合計		6,535 100.0	3,578 54.8	923 14.1	1,328 20.3	262 4.0	444 6.8	
問1 a 主たる 業種 (SA)	飲業、採石業、砂利採取業	3 100.0	- -	1 33.3	1 33.3	1 33.3	- -	
	建設業	281 100.0	148 52.7	29 10.3	71 25.3	16 5.7	17 6.0	
	製造業	1,425 100.0	781 54.8	273 19.2	224 15.7	66 4.6	81 5.7	
	電気・ガス・熱供給・水道業	20 100.0	9 45.0	3 15.0	6 30.0	2 10.0	- -	
	情報通信業	180 100.0	108 60.0	25 13.9	31 17.2	8 4.4	8 4.4	
	運輸業、郵便業	511 100.0	290 56.8	66 12.9	87 17.0	22 4.3	46 9.0	
	卸売業、小売業	944 100.0	512 54.2	108 11.4	221 23.4	33 3.5	70 7.4	
	金融業、保険業	92 100.0	33 35.9	8 8.7	42 45.7	3 3.3	6 6.5	
	不動産、物品賃貸業	51 100.0	30 58.8	5 9.8	10 19.6	3 5.9	3 5.9	
	学術研究、専門・技術サービス業	87 100.0	40 46.0	18 20.7	20 23.0	4 4.6	5 5.7	
	宿泊業、飲食サービス業	293 100.0	151 51.5	52 17.7	60 20.5	11 3.8	19 6.5	
	生活関連サービス業、娯楽業	159 100.0	87 54.7	24 15.1	34 21.4	6 3.8	8 5.0	
	教育、学習支援業	214 100.0	88 41.1	25 11.7	75 35.0	16 7.5	10 4.7	
	医療、福祉	1,462 100.0	837 57.3	176 12.0	294 20.1	45 3.1	110 7.5	
	複合サービス事業 (郵便局、農業組合など)	71 100.0	39 54.9	2 2.8	22 31.0	2 2.8	6 8.5	
	サービス業 (他に分類されないもの)	699 100.0	400 57.2	103 14.7	121 17.3	21 3.0	54 7.7	
	その他	43 100.0	25 58.1	5 11.6	9 20.9	3 7.0	1 2.3	
	問1 b (SA 区分 規模)	100人未満	309 100.0	170 55.0	45 14.6	58 18.8	7 2.3	29 9.4
		100～299人	3,801 100.0	2,057 54.1	556 14.6	792 20.8	145 3.8	251 6.6
300～999人		1,773 100.0	978 55.2	244 13.8	365 20.6	74 4.2	112 6.3	
1000人以上		599 100.0	348 58.1	68 11.4	107 17.9	34 5.7	42 7.0	
無回答		53 100.0	25 47.2	10 18.9	6 11.3	2 3.8	10 18.9	
問3 (SA 区分 形態)		固定・交代制勤務者群 (1, 2のみを選択)	3,399 100.0	1,802 53.0	482 14.2	734 21.6	153 4.5	228 6.7
シフト制勤務者を含む群 (3, 4, 5のいずれか又は全てを選択している群)	2,906 100.0	1,663 57.2	402 13.8	548 18.9	104 3.6	189 6.5		
無回答	230 100.0	113 49.1	39 17.0	46 20.0	5 2.2	27 11.7		
問3付問1 (SA 区分)	3割未満	1,016 100.0	573 56.4	136 13.4	212 20.9	35 3.4	60 5.9	
	3割～6割未満	452 100.0	263 58.2	76 16.8	71 15.7	17 3.8	25 5.5	
	6割～8割未満	490 100.0	274 55.9	68 13.9	93 19.0	20 4.1	35 7.1	
	8割以上	918 100.0	538 58.6	120 13.1	164 17.9	30 3.3	66 7.2	
	無回答	30 100.0	15 50.0	2 6.7	8 26.7	2 6.7	3 10.0	
	問5 (SA 区分 新 型 感 染 性 の 疑 い を も つ た 者 の 数)	休業を命じたことがある	4,811 100.0	2,542 52.8	714 14.8	1,070 22.2	178 3.7	307 6.4
休業を命じたことはない	1,671 100.0	1,003 60.0	204 12.2	249 14.9	84 5.0	131 7.8		
無回答	53 100.0	33 62.3	5 9.4	9 17.0	- -	6 11.3		
問5付問3 (SA 区分 伴 随 者 の 数)	全員に支払った	4,389 100.0	2,277 51.9	653 14.9	1,017 23.2	166 3.8	276 6.3	
	一部の人に支払った	243 100.0	151 62.1	39 16.0	30 12.3	7 2.9	16 6.6	
	支払わなかった	175 100.0	112 64.0	22 12.6	22 12.6	5 2.9	14 8.0	
	無回答	4 100.0	2 50.0	- -	1 25.0	- -	1 25.0	
	問5付問3-4 (SA 区分 調 整 請 助 の 申 請 者 の 数)	支払った手当の全額について申請した	2,066 100.0	1,081 52.3	365 17.7	422 20.4	77 3.7	121 5.9
一部のみ申請した	670 100.0	352 52.5	114 17.0	132 19.7	31 4.6	41 6.1		
申請しなかった	1,789 100.0	948 53.0	204 11.4	462 25.8	62 3.5	113 6.3		
無回答	107 100.0	47 43.9	9 8.4	31 29.0	3 2.8	17 15.9		
問7 (SA 区分 手 当 の 規 定)	規定がある	4,433 100.0	2,775 62.6	610 13.8	668 15.1	108 2.4	272 6.1	
	規定はないが支払うことがある	2,102 100.0	803 38.2	313 14.9	660 31.4	154 7.3	172 8.2	
	休業手当の支払いは想定しておらず規定 もない	- -	- -	- -	- -	- -	- -	
	無回答	- -	- -	- -	- -	- -	- -	

問7付問3. 労基法第26条の休業手当の支払額の算定方法が規定されている具体的な割合（平均賃金の60%以上の場合）（SA）

		平均賃金の60%以上	60%未満	70%未満	80%未満	90%未満	無回答	有効回答数	平均	中央値	標準標準偏差
合計		3,578 100.0	3,016 84.3	41 1.1	113 3.2	145 4.1	263 7.4	3,315 92.6	62.5	60.0	8.7
問1 a 主たる業種（SA）	飲業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設業	148 100.0	128 86.5	1 0.7	7 4.7	1 0.7	11 7.4	137 92.6	61.5	60.0	5.9
	製造業	781 100.0	639 81.8	10 1.3	33 4.2	34 4.4	65 8.3	716 91.7	62.9	60.0	9.0
	電気・ガス・熱供給・水道業	9 100.0	8 88.9	-	-	-	1 11.1	8 88.9	60.0	60.0	0.0
	情報通信業	108 100.0	95 88.0	1 0.9	3 2.8	3 2.8	6 5.6	102 94.4	61.9	60.0	7.5
	運輸業、郵便業	290 100.0	219 75.5	8 2.8	15 5.2	23 7.9	25 8.6	265 91.4	64.9	60.0	11.8
	卸売業、小売業	512 100.0	445 86.9	7 1.4	13 2.5	20 3.9	27 5.3	485 94.7	62.2	60.0	8.2
	金融業、保険業	33 100.0	27 81.8	-	1 3.0	3 9.1	2 6.1	31 93.9	64.2	60.0	11.5
	不動産、物品賃貸業	30 100.0	28 93.3	-	1 3.3	-	1 3.3	29 96.7	60.7	60.0	3.7
	学術研究、専門・技術サービス業	40 100.0	35 87.5	-	4 10.0	1 2.5	-	40 100.0	63.0	60.0	8.5
	宿泊業、飲食サービス業	151 100.0	109 72.2	1 0.7	6 4.0	19 12.6	16 10.6	135 89.4	66.5	60.0	13.9
	生活関連サービス業、娯楽業	87 100.0	72 82.8	1 1.1	2 2.3	7 8.0	5 5.7	82 94.3	64.2	60.0	11.6
	教育、学習支援業	88 100.0	80 90.9	-	-	5 5.7	3 3.4	85 96.6	62.4	60.0	9.5
	医療、福祉	837 100.0	737 88.1	7 0.8	15 1.8	17 2.0	61 7.3	776 92.7	61.4	60.0	6.4
	複合サービス事業（郵便局、農業組合など）	39 100.0	36 92.3	1 2.6	-	1 2.6	1 2.6	38 97.4	61.3	60.0	6.6
	サービス業（他に分類されないもの）	400 100.0	334 83.5	4 1.0	13 3.3	11 2.8	38 9.5	362 90.5	62.1	60.0	7.8
	その他	25 100.0	24 96.0	-	-	-	1 4.0	24 96.0	60.0	60.0	0.0
問1 b （従業員規模）	100人未満	170 100.0	133 78.2	3 1.8	9 5.3	9 5.3	16 9.4	154 90.6	63.6	60.0	9.9
	100～299人	2,057 100.0	1,725 83.9	22 1.1	63 3.1	86 4.2	161 7.8	1,896 92.2	62.6	60.0	8.8
	300～999人	978 100.0	840 85.9	13 1.3	30 3.1	34 3.5	61 6.2	917 93.8	62.3	60.0	8.2
	1000人以上	348 100.0	298 85.6	3 0.9	10 2.9	15 4.3	22 6.3	326 93.7	62.5	60.0	8.9
	無回答	25 100.0	20 80.0	-	1 4.0	1 4.0	3 12.0	22 88.0	62.7	60.0	9.4
問3 （労働形態）	固定・交代制勤務者群（1, 2のみを選択）	1,802 100.0	1,526 84.7	26 1.4	65 3.6	63 3.5	122 6.8	1,680 93.2	62.4	60.0	8.2
	シフト制勤務者を含む群（3, 4, 5のいずれか又は全てを選択している群）	1,663 100.0	1,400 84.2	14 0.8	45 2.7	77 4.6	127 7.6	1,536 92.4	62.7	60.0	9.2
	無回答	113 100.0	90 79.6	1 0.9	3 2.7	5 4.4	14 12.4	99 87.6	62.6	60.0	9.0
問3付問1 （従業者の割合）	3割未満	573 100.0	484 84.5	4 0.7	17 3.0	23 4.0	45 7.9	528 92.1	62.5	60.0	8.7
	3割～6割未満	263 100.0	222 84.4	-	10 3.8	8 3.0	23 8.7	240 91.3	62.2	60.0	8.0
	6割～8割未満	274 100.0	243 88.7	4 1.5	7 2.6	8 2.9	12 4.4	262 95.6	61.9	60.0	7.5
	8割以上	538 100.0	440 81.8	6 1.1	11 2.0	36 6.7	45 8.4	493 91.6	63.5	60.0	10.6
	無回答	15 100.0	11 73.3	-	-	2 13.3	2 13.3	13 86.7	66.2	60.0	15.0
問5 （新型コロナウイルス感染症の予防）	休業を命じたことがある	2,542 100.0	2,100 82.6	35 1.4	92 3.6	132 5.2	183 7.2	2,359 92.8	63.1	60.0	9.6
	休業を命じたことはない	1,003 100.0	895 89.2	6 0.6	20 2.0	8 0.8	74 7.4	929 92.6	60.8	60.0	4.7
	無回答	33 100.0	21 63.6	-	1 3.0	5 15.2	6 18.2	27 81.8	67.8	60.0	15.3
問5付問3 （休業手当の支払）	全員に支払った	2,277 100.0	1,864 81.9	34 1.5	88 3.9	128 5.6	163 7.2	2,114 92.8	63.4	60.0	10.0
	一部の人に支払った	151 100.0	132 87.4	1 0.7	2 1.3	4 2.6	12 7.9	139 92.1	61.5	60.0	7.1
	支払わなかった	112 100.0	102 91.1	-	2 1.8	-	8 7.1	104 92.9	60.4	60.0	2.8
	無回答	2 100.0	2 100.0	-	-	-	-	2 100.0	60.0	60.0	0.0
	問5付問3-4 （雇用金の調整申請）	1,081 100.0	839 77.6	18 1.7	55 5.1	83 7.7	86 8.0	995 92.0	64.6	60.0	11.4
一部のみ申請した	352 100.0	291 82.7	11 3.1	10 2.8	15 4.3	25 7.1	327 92.9	62.8	60.0	9.0	
申請しなかった	948 100.0	829 87.4	5 0.5	23 2.4	33 3.5	58 6.1	890 93.9	62.1	60.0	8.0	
無回答	47 100.0	37 78.7	1 2.1	2 4.3	1 2.1	6 12.8	41 87.2	62.2	60.0	7.6	
問7 （規定あり）	規定がある	2,775 100.0	2,359 85.0	30 1.1	89 3.2	99 3.6	198 7.1	2,577 92.9	62.3	60.0	8.3
	規定はないが支払うことがある	803 100.0	657 81.8	11 1.4	24 3.0	46 5.7	65 8.1	738 91.9	63.3	60.0	10.0
	休業手当の支払いは想定しておらず規定もない	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

問7付問3. 労基法第26条の休業手当の支払額の算定方法が規定されている具体的な割合（1日当たりの賃金額の60%以上の場合）（S A）

		01 %日 以上 たり 計の 賃金 額の 6	6 0 % 未 満	7 0 % 未 満	8 0 % 未 満	9 0 % 未 満	無 回 答	有 効 回 答 数	平 均	中 央 値	標 本 標 準 偏 差
合計		923 100.0	538 58.3	42 4.6	163 17.7	118 12.8	62 6.7	861 93.3	69.4	60.0	13.4
問1 a 主たる業種（S A）	飲業、採石業、砂利採取業	1 100.0	-	-	-	1 100.0	-	1 100.0	90.0	90.0	0.0
	建設業	29 100.0	22 75.9	1 3.4	3 10.3	-	3 10.3	26 89.7	62.7	60.0	6.7
	製造業	273 100.0	112 41.0	19 7.0	67 24.5	57 20.9	18 6.6	255 93.4	73.7	75.0	13.7
	電気・ガス・熱供給・水道業	3 100.0	1 33.3	1 33.3	1 33.3	-	-	3 100.0	70.0	70.0	10.0
	情報通信業	25 100.0	13 52.0	3 12.0	4 16.0	4 16.0	1 4.0	24 96.0	71.3	60.0	15.1
	運輸業、郵便業	66 100.0	35 53.0	2 3.0	12 18.2	12 18.2	5 7.6	61 92.4	72.2	60.0	15.6
	卸売業、小売業	108 100.0	75 69.4	4 3.7	13 12.0	12 11.1	4 3.7	104 96.3	67.6	60.0	13.4
	金融業、保険業	8 100.0	4 50.0	1 12.5	2 25.0	-	1 12.5	7 87.5	67.1	60.0	9.5
	不動産、物品賃貸業	5 100.0	2 40.0	1 20.0	1 20.0	-	1 20.0	4 80.0	67.5	65.0	9.6
	学術研究、専門・技術サービス業	18 100.0	10 55.6	1 5.6	5 27.8	1 5.6	1 5.6	17 94.4	69.0	60.0	12.1
	宿泊業、飲食サービス業	52 100.0	22 42.3	3 5.8	12 23.1	11 21.2	4 7.7	48 92.3	75.0	70.0	16.2
	生活関連サービス業、娯楽業	24 100.0	11 45.8	1 4.2	4 16.7	5 20.8	3 12.5	21 87.5	73.0	60.0	15.7
	教育、学習支援業	25 100.0	16 64.0	1 4.0	6 24.0	2 8.0	-	25 100.0	68.4	60.0	12.8
	医療、福祉	176 100.0	144 81.8	1 0.6	14 8.0	5 2.8	12 6.8	164 93.2	62.9	60.0	8.4
	複合サービス事業 (郵便局、農業組合など)	2 100.0	2 100.0	-	-	-	-	2 100.0	60.0	60.0	0.0
	サービス業 (他に分類されないもの)	103 100.0	67 65.0	2 1.9	19 18.4	8 7.8	7 6.8	96 93.2	67.5	60.0	12.3
	その他	5 100.0	2 40.0	1 20.0	-	-	-	3 60.0	63.3	60.0	5.8
問1 b (従業員規模)	1000人未満	45 100.0	23 51.1	3 6.7	5 11.1	8 17.8	6 13.3	39 86.7	70.4	60.0	14.3
	1000～2999人	566 100.0	332 59.7	27 4.9	92 16.5	72 12.9	33 5.9	523 94.1	69.0	60.0	13.2
	3000～9999人	244 100.0	139 57.0	9 3.7	46 18.9	30 12.3	20 8.2	224 91.8	69.7	60.0	13.7
	10000人以上	68 100.0	37 54.4	3 4.4	18 26.5	8 11.8	2 2.9	66 97.1	70.9	60.0	13.5
	無回答	10 100.0	7 70.0	-	2 20.0	-	1 10.0	9 90.0	64.4	60.0	8.8
問3 (労働形態)	固定・交代制勤務者群 (1, 2のみを選択)	482 100.0	259 53.7	29 6.0	93 19.3	69 14.3	32 6.6	450 93.4	70.3	60.0	13.4
	シフト制勤務者を含む群 (3, 4, 5のいずれか又は全てを選択している群)	402 100.0	257 63.9	11 2.7	61 15.2	45 11.2	28 7.0	374 93.0	68.2	60.0	13.4
	無回答	39 100.0	22 56.4	2 5.1	9 23.1	4 10.3	2 5.1	37 94.9	69.3	60.0	12.5
問3付問1 (従業員割合)	3割未満	136 100.0	83 61.0	6 4.4	24 17.6	13 9.6	10 7.4	126 92.6	68.1	60.0	12.6
	3割～6割未満	76 100.0	46 60.5	1 1.3	14 18.4	10 13.2	5 6.6	71 93.4	69.5	60.0	14.1
	6割～8割未満	68 100.0	48 70.6	1 1.5	6 8.8	9 13.2	4 5.9	64 94.1	67.5	60.0	13.9
	8割以上	120 100.0	78 65.0	3 2.5	17 14.2	13 10.8	9 7.5	111 92.5	68.1	60.0	13.7
	無回答	2 100.0	2 100.0	-	-	-	-	2 100.0	60.0	60.0	0.0
問5 (新型コロナウイルス感染症のよ影響)	休業を命じたことがある	714 100.0	390 54.6	29 4.1	135 18.9	108 15.1	52 7.3	662 92.7	70.6	60.0	14.0
	休業を命じたことはない	204 100.0	144 70.6	12 5.9	28 13.7	10 4.9	10 4.9	194 95.1	65.5	60.0	10.2
	無回答	5 100.0	4 80.0	1 20.0	-	-	-	5 100.0	62.0	60.0	4.5
問5付問3 (休業手当に伴)	全員に支払った	653 100.0	348 53.3	4.3	125 19.1	105 16.1	47 7.2	606 92.8	71.0	60.0	14.1
	一部の人に支払った	39 100.0	27 69.2	-	7 17.9	2 5.1	3 7.7	36 92.3	66.3	60.0	11.7
	支払わなかった	22 100.0	15 68.2	1 4.5	3 13.6	1 4.5	2 9.1	20 90.9	65.5	60.0	11.0
	無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
問5付問3-4 (雇用調整助)	支払った手当の全額について申請した	365 100.0	157 43.0	16 4.4	83 22.7	79 21.6	30 8.2	335 91.8	74.0	75.0	14.7
	一部のみ申請した	114 100.0	56 49.1	7 6.1	28 24.6	15 13.2	8 7.0	106 93.0	71.3	60.0	13.6
	申請しなかった	204 100.0	155 76.0	5 2.5	19 9.3	13 6.4	12 5.9	192 94.1	64.9	60.0	11.1
	無回答	9 100.0	7 77.8	-	2 22.2	-	-	9 100.0	64.4	60.0	8.8
問7 (規定手当)	規定がある	610 100.0	360 59.0	25 4.1	110 18.0	66 10.8	49 8.0	561 92.0	68.7	60.0	12.7
	規定はないが支払うことがある	313 100.0	178 56.9	17 5.4	53 16.9	52 16.6	13 4.2	300 95.8	70.7	60.0	14.5
	休業手当の支払いは想定しておらず規定もない	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

問7付問4. 労基法第26条の休業手当に関する規定では、正社員とは別に、非正規雇用労働者（有期契約労働者、短時間労働者等）を対象とした規定がありますか（SA）

		計は規定があるが支らぬ、または規定	される（正社員と非正規労働者を含む）	正社員と非正規労働者の規定が異なる	非正規労働者とは異なる規定がある	非正規労働者とは異なる規定がある	非正規労働者とは異なる規定がある	非正規労働者とは異なる規定がある	非正規労働者とは異なる規定がある	無回答	
合計		6,535 100.0	4,001 61.2	796 12.2	1,228 18.8	185 2.8	325 5.0				
問1 a 主たる業種（SA）	飲業、採石業、砂利採取業	3 100.0	1 33.3	2 66.7	-	-	-	-	-	-	
	建設業	281 100.0	163 58.0	27 9.6	51 18.1	26 9.3	14 5.0				
	製造業	1,425 100.0	952 66.8	179 12.6	188 13.2	47 3.3	59 4.1				
	電気・ガス・熱供給・水道業	20 100.0	10 50.0	4 20.0	4 20.0	1 5.0	1 5.0				
	情報通信業	180 100.0	115 63.9	21 11.7	28 15.6	9 5.0	7 3.9				
	運輸業、郵便業	511 100.0	306 59.9	53 10.4	96 18.8	24 4.7	32 6.3				
	卸売業、小売業	944 100.0	579 61.3	112 11.9	179 19.0	24 2.5	50 5.3				
	金融業、保険業	92 100.0	56 60.9	10 10.9	21 22.8	1 1.1	4 4.3				
	不動産、物品賃貸業	51 100.0	33 64.7	6 11.8	11 21.6	-	1 2.0				
	学術研究、専門・技術サービス業	87 100.0	56 64.4	6 6.9	13 14.9	5 5.7	7 8.0				
	宿泊業、飲食サービス業	293 100.0	154 52.6	46 15.7	76 25.9	5 1.7	12 4.1				
	生活関連サービス業、娯楽業	159 100.0	103 64.8	22 13.8	31 19.5	1 0.6	2 1.3				
	教育、学習支援業	214 100.0	106 49.5	29 13.6	69 32.2	1 0.5	9 4.2				
	医療、福祉	1,462 100.0	885 60.5	177 12.1	312 21.3	12 0.8	76 5.2				
	複合サービス事業（郵便局、農業組合など）	71 100.0	36 50.7	13 18.3	18 25.4	1 1.4	3 4.2				
	サービス業（他に分類されないもの）	699 100.0	421 60.2	87 12.4	119 17.0	26 3.7	46 6.6				
	その他	43 100.0	25 58.1	2 4.7	2 27.9	2 4.7	2 4.7				
	問1 b （従業員規模）	100人未満	309 100.0	174 56.3	34 11.0	69 22.3	13 4.2	19 6.1			
		100～299人	3,801 100.0	2,317 61.0	430 11.3	714 18.8	147 3.9	193 5.1			
300～999人		1,773 100.0	1,106 62.4	243 13.7	322 18.2	21 1.2	81 4.6				
1000人以上		599 100.0	374 62.4	83 13.9	113 18.9	2 0.3	27 4.5				
無回答		53 100.0	30 56.6	6 11.3	10 18.9	2 3.8	5 9.4				
問3 （分業労働者形態）	固定・交代制勤務者群（1、2のみを選択）	3,399 100.0	2,135 62.8	345 10.2	595 17.5	143 4.2	181 5.3				
	シフト制勤務者を含む群（3、4、5のいずれか又は全てを選択している群）	2,906 100.0	1,740 59.9	418 14.4	602 20.7	21 0.7	125 4.3				
	無回答	230 100.0	126 54.8	33 14.3	31 13.5	21 9.1	19 8.3				
問3付問1 （パート労働者の割合）	3割未満	1,016 100.0	603 59.4	166 16.3	196 19.3	7 0.7	44 4.3				
	3割～6割未満	452 100.0	286 63.3	61 13.5	90 19.9	2 0.4	13 2.9				
	6割～8割未満	490 100.0	279 56.9	73 14.9	113 23.1	2 0.4	23 4.7				
	8割以上	918 100.0	556 60.6	114 12.4	195 21.2	10 1.1	43 4.7				
	無回答	30 100.0	16 53.3	4 13.3	8 26.7	-	2 6.7				
問5 （有るの新たな業務による影響）	休業を命じたことがある	4,811 100.0	2,966 61.7	604 12.6	911 18.9	115 2.4	215 4.5				
	休業を命じたことはない	1,671 100.0	999 59.8	190 11.4	309 18.5	67 4.0	106 6.3				
	無回答	53 100.0	36 67.9	2 3.8	8 15.1	3 5.7	4 7.5				
問5付問3 （休業手当に伴う）	全員に支払った	4,389 100.0	2,741 62.5	543 12.4	807 18.4	111 2.5	187 4.3				
	一部の人に支払った	243 100.0	124 51.0	38 15.6	66 27.2	1 0.4	14 5.8				
	支払わなかった	175 100.0	101 57.7	22 12.6	36 20.6	3 1.7	13 7.4				
	無回答	4 100.0	-	1 25.0	2 50.0	-	1 25.0				
	問5付問3-4 （成雇金の調整申請）	2,066 100.0	1,325 64.1	254 12.3	358 17.3	57 2.8	72 3.5				
問7 （規定の有無）	規定がある	4,433 100.0	2,980 67.2	598 13.5	543 12.2	135 3.0	177 4.0				
	規定はないが支払うことがある	2,102 100.0	1,021 48.6	198 9.4	685 32.6	50 2.4	148 7.0				
	休業手当の支払いは想定しておらず規定もない	-	-	-	-	-	-				
	無回答	-	-	-	-	-	-				

問7付問4-1. 非正規雇用労働者を対象とする労基法第26条の休業手当の支払額の算定方法は、どのように規定されていますか（S A）

		象非正 と社 員 と 規 定 内 容 の 異 な る 計 を 対	平均 賃 金 の 6 0 % 以 上	0 1 % 以 上 の 賃 金 額 の 6	せ 通 常 に お お り の 賃 金 を 、 減 額	そ の 他	無 回 答	
合計		796 100.0	393 49.4	157 19.7	139 17.5	60 7.5	47 5.9	
問1 a 主たる業種（S A）	飲業、採石業、砂利採取業	2 100.0	-	1 50.0	-	1 50.0	-	
	建設業	27 100.0	8 29.6	7 25.9	6 22.2	4 14.8	2 7.4	
	製造業	179 100.0	101 56.4	31 17.3	26 14.5	12 6.7	9 5.0	
	電気・ガス・熱供給・水道業	4 100.0	-	3 75.0	1 25.0	-	-	
	情報通信業	21 100.0	9 42.9	4 19.0	2 9.5	5 23.8	1 4.8	
	運輸業、郵便業	53 100.0	26 49.1	12 22.6	9 17.0	2 3.8	4 7.5	
	卸売業、小売業	112 100.0	57 50.9	18 16.1	27 24.1	8 7.1	2 1.8	
	金融業、保険業	10 100.0	3 30.0	1 10.0	3 30.0	1 10.0	2 20.0	
	不動産、物品賃貸業	6 100.0	4 66.7	-	2 33.3	-	-	
	学術研究、専門・技術サービス業	6 100.0	2 33.3	1 16.7	1 16.7	-	2 33.3	
	宿泊業、飲食サービス業	46 100.0	20 43.5	11 23.9	7 15.2	6 13.0	2 4.3	
	生活関連サービス業、娯楽業	22 100.0	13 59.1	6 27.3	3 13.6	-	-	
	教育、学習支援業	29 100.0	11 37.9	8 27.6	4 13.8	3 10.3	3 10.3	
	医療、福祉	177 100.0	81 45.8	35 19.8	34 19.2	11 6.2	16 9.0	
	複合サービス事業 (郵便局、農業組合など)	13 100.0	8 61.5	1 7.7	3 23.1	-	1 7.7	
	サービス業 (他に分類されないもの)	87 100.0	48 55.2	18 20.7	11 12.6	7 8.0	3 3.4	
	その他	2 100.0	2 100.0	-	-	-	-	
	問1 b (S A)区分規模	100人未満	34 100.0	17 50.0	3 8.8	5 14.7	4 11.8	5 14.7
		100～299人	430 100.0	213 49.5	93 21.6	73 17.0	33 7.7	18 4.2
300～999人		243 100.0	114 46.9	49 20.2	48 19.8	12 4.9	20 8.2	
1000人以上		83 100.0	46 55.4	11 13.3	11 13.3	11 13.3	4 4.8	
無回答		6 100.0	3 50.0	1 16.7	2 33.3	-	-	
問3 (S A)区分形態	固定・交代制勤務者群 (1, 2のみを選択)	345 100.0	171 49.6	63 18.3	63 18.3	28 8.1	20 5.8	
	シフト制勤務者を含む群 (3, 4, 5のいずれか又は全てを選択している群)	418 100.0	208 49.8	89 21.3	68 16.3	28 6.7	25 6.0	
	無回答	33 100.0	14 42.4	5 15.2	8 24.2	4 12.1	2 6.1	
問3付問1 (S A)区分	3割未満	166 100.0	73 44.0	34 20.5	36 21.7	11 6.6	12 7.2	
	3割～6割未満	61 100.0	33 54.1	13 21.3	7 11.5	5 8.2	3 4.9	
	6割～8割未満	73 100.0	42 57.5	18 24.7	8 11.0	4 5.5	1 1.4	
	8割以上	114 100.0	58 50.9	23 20.2	17 14.9	7 6.1	9 7.9	
	無回答	4 100.0	2 50.0	1 25.0	-	1 25.0	-	
問5 (S A)区分	休業を命じたことがある	604 100.0	288 47.7	122 20.2	116 19.2	42 7.0	36 6.0	
	休業を命じたことはない	190 100.0	104 54.7	35 18.4	23 12.1	18 9.5	10 5.3	
	無回答	2 100.0	1 50.0	-	-	-	1 50.0	
問5付問3 (S A)区分	全員に支払った	543 100.0	257 47.3	107 19.7	111 20.4	35 6.4	33 6.1	
	一部の人に支払った	38 100.0	19 50.0	11 28.9	4 10.5	3 7.9	1 2.6	
	支払わなかった	22 100.0	11 50.0	4 18.2	1 4.5	4 18.2	2 9.1	
	無回答	1 100.0	1 100.0	-	-	-	-	
問5付問3-4 (S A)区分	支払った手当の全額について申請した	254 100.0	132 52.0	53 20.9	40 15.7	17 6.7	12 4.7	
	一部のみ申請した	100 100.0	46 46.0	20 20.0	16 16.0	9 9.0	9 9.0	
	申請しなかった	220 100.0	97 44.1	45 20.5	54 24.5	12 5.5	12 5.5	
	無回答	7 100.0	1 14.3	-	5 71.4	-	1 14.3	
問7 (S A)区分	規定がある	598 100.0	323 54.0	117 19.6	84 14.0	40 6.7	34 5.7	
	規定はないが支払うことがある	198 100.0	70 35.4	40 20.2	55 27.8	20 10.1	13 6.6	
	休業手当の支払いは想定しておらず規定もない	-	-	-	-	-	-	
	無回答	-	-	-	-	-	-	

問7付問4-1. 非正規雇用労働者を対象とする労基法第26条の休業手当の支払額の算定方法が規定されている具体的な割合（平均賃金の60%以上の場合）（S A）

		平均賃金の60%以上計	60%未満	70%未満	80%未満	90%未満	無回答	有効回答数	平均	中央値	標準標準偏差
合計		393 100.0	338 86.0	6 1.5	6 1.5	11 2.8	32 8.1	361 91.9	61.6	60.0	6.9
問1 a 主たる業種（S A）	飲業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設業	8 100.0	8 100.0	-	-	-	-	8 100.0	60.0	60.0	0.0
	製造業	101 100.0	85 84.2	1 1.0	1 1.0	4 4.0	10 9.9	91 90.1	61.8	60.0	7.3
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	情報通信業	9 100.0	8 88.9	-	1 11.1	-	-	9 100.0	62.3	60.0	6.6
	運輸業、郵便業	26 100.0	23 88.5	-	-	-	3 11.5	23 88.5	60.0	60.0	0.0
	卸売業、小売業	57 100.0	49 86.0	3 5.3	1 1.8	2 3.5	2 3.5	55 96.5	62.2	60.0	7.4
	金融業、保険業	3 100.0	2 66.7	-	-	1 33.3	-	3 100.0	73.3	60.0	23.1
	不動産、物品賃貸業	4 100.0	4 100.0	-	-	-	-	4 100.0	60.0	60.0	0.0
	学術研究、専門・技術サービス業	2 100.0	2 100.0	-	-	-	-	2 100.0	60.0	60.0	0.0
	宿泊業、飲食サービス業	20 100.0	15 75.0	-	1 5.0	1 5.0	3 15.0	17 85.0	63.5	60.0	10.6
	生活関連サービス業、娯楽業	13 100.0	10 76.9	-	-	1 7.7	2 15.4	11 84.6	63.6	60.0	12.1
	教育、学習支援業	11 100.0	11 100.0	-	-	-	-	11 100.0	60.0	60.0	0.0
	医療、福祉	81 100.0	73 90.1	1 1.2	-	1 1.2	6 7.4	75 92.6	60.7	60.0	4.7
	複合サービス事業（郵便局、農業組合など）	8 100.0	8 100.0	-	-	-	-	8 100.0	60.0	60.0	0.0
	サービス業（他に分類されないもの）	48 100.0	38 79.2	1 2.1	2 4.2	1 2.1	6 12.5	42 87.5	62.1	60.0	7.5
	その他	2 100.0	2 100.0	-	-	-	-	2 100.0	60.0	60.0	0.0
問1 b （従業員規模）	100人未満	17 100.0	15 88.2	-	-	1 5.9	1 5.9	16 94.1	62.5	60.0	10.0
	100～299人	213 100.0	179 84.0	3 1.4	4 1.9	7 3.3	20 9.4	193 90.6	61.8	60.0	7.2
	300～999人	114 100.0	101 88.6	3 2.6	1 0.9	1 0.9	8 7.0	106 93.0	60.8	60.0	4.6
	1000人以上	46 100.0	41 89.1	-	1 2.2	2 4.3	2 4.3	44 95.7	62.3	60.0	8.9
	無回答	3 100.0	2 66.7	-	-	-	1 33.3	2 66.7	60.0	60.0	0.0
問3 （労働形態）	固定・交代制勤務者群（1、2のみを選択）	171 100.0	146 85.4	5 2.9	3 1.8	7 4.1	10 5.8	161 94.2	62.2	60.0	7.8
	シフト制勤務者を含む群（3、4、5のいずれか又は全てを選択している群）	208 100.0	180 86.5	-	3 1.4	4 1.9	21 10.1	187 89.9	61.2	60.0	6.3
	無回答	14 100.0	12 85.7	1 7.1	-	-	1 7.1	13 92.9	60.8	60.0	2.8
問3付問1 （従業員割合）	3割未満	73 100.0	67 91.8	-	1 1.4	-	5 6.8	68 93.2	60.3	60.0	2.4
	3割～6割未満	33 100.0	26 78.8	-	-	1 3.0	6 18.2	27 81.8	61.5	60.0	7.7
	6割～8割未満	42 100.0	40 95.2	-	-	-	2 4.8	40 95.2	60.0	60.0	0.0
	8割以上	58 100.0	45 77.6	-	2 3.4	3 5.2	8 13.8	50 86.2	63.2	60.0	10.2
	無回答	2 100.0	2 100.0	-	-	-	-	2 100.0	60.0	60.0	0.0
問5 （新型コロナウイルス感染症による休業を命じたことがある）	休業を命じたことがある	288 100.0	247 85.8	4 1.4	4 1.4	10 3.5	23 8.0	265 92.0	61.8	60.0	7.4
	休業を命じたことはない	104 100.0	90 86.5	2 1.9	2 1.9	1 1.0	9 8.7	95 91.3	61.1	60.0	5.2
	無回答	1 100.0	1 100.0	-	-	-	-	1 100.0	60.0	60.0	0.0
問5付問3 （休業手当に伴）	全員に支払った	257 100.0	221 86.0	4 1.6	4 1.6	9 3.5	19 7.4	238 92.6	61.9	60.0	7.4
	一部の人に支払った	19 100.0	14 73.7	-	-	1 5.3	4 21.1	15 78.9	62.7	60.0	10.3
	支払わなかった	11 100.0	11 100.0	-	-	-	-	11 100.0	60.0	60.0	0.0
	無回答	1 100.0	1 100.0	-	-	-	-	1 100.0	60.0	60.0	0.0
	（成雇S金用の調整申請）	132 100.0	107 81.1	2 1.5	1 0.8	8 6.1	14 10.6	118 89.4	62.8	60.0	9.3
問5付問3-4 （成雇S金用の調整申請）	支払った手当の全額について申請した	46 100.0	39 84.8	1 2.2	2 4.3	1 2.2	3 6.5	43 93.5	62.1	60.0	7.4
	一部のみ申請した	97 100.0	88 90.7	1 1.0	1 1.0	1 1.0	6 6.2	91 93.8	60.8	60.0	4.8
	申請しなかった	1 100.0	1 100.0	-	-	-	-	1 100.0	60.0	60.0	0.0
	無回答	1 100.0	1 100.0	-	-	-	-	1 100.0	60.0	60.0	0.0
問7 （規定手当）	規定がある	323 100.0	280 86.7	5 1.5	3 0.9	8 2.5	27 8.4	296 91.6	61.4	60.0	6.4
	規定はないが支払うことがある	70 100.0	58 82.9	1 1.4	3 4.3	3 4.3	5 7.1	65 92.9	62.8	60.0	8.8
	休業手当の支払いは想定しておらず規定もない	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

問7付問4-1. 非正規雇用労働者を対象とする労基法第26条の休業手当の支払額の算定方法が規定されている具体的な割合（1日当たりの賃金額の60%以上の場合）（S A）

		0 1 %日 以当 上た り計 の賃 金額 の6	6 0 % 未 満	7 0 % 未 満	8 0 % 未 満	9 0 % 未 満	無 回 答	有 効 回 答 数	平 均	中 央 値	標 本 標 準 偏 差
合計		157 100.0	109 69.4	5 3.2	20 12.7	14 8.9	9 5.7	148 94.3	66.6	60.0	12.1
問1 a 主たる業種（S A）	飲業、採石業、砂利採取業	1 100.0	-	-	-	1 100.0	-	1 100.0	90.0	90.0	0.0
	建設業	7 100.0	5 71.4	-	2 28.6	-	-	7 100.0	65.7	60.0	9.8
	製造業	31 100.0	15 48.4	2 6.5	8 25.8	5 16.1	1 3.2	30 96.8	71.5	65.0	13.1
	電気・ガス・熱供給・水道業	3 100.0	2 66.7	1 33.3	-	-	-	3 100.0	65.0	65.0	5.0
	情報通信業	4 100.0	3 75.0	-	-	-	1 25.0	3 75.0	60.0	60.0	0.0
	運輸業、郵便業	12 100.0	5 41.7	1 8.3	1 8.3	3 25.0	2 16.7	10 83.3	75.5	67.5	18.3
	卸売業、小売業	18 100.0	14 77.8	-	2 11.1	1 5.6	1 5.6	17 94.4	64.7	60.0	11.2
	金融業、保険業	1 100.0	1 100.0	-	-	-	-	1 100.0	60.0	60.0	0.0
	不動産、物品賃貸業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	学術研究、専門・技術サービス業	1 100.0	-	-	1 100.0	-	-	1 100.0	80.0	80.0	0.0
	宿泊業、飲食サービス業	11 100.0	6 54.5	1 9.1	2 18.2	2 18.2	-	11 100.0	71.8	60.0	16.0
	生活関連サービス業、娯楽業	6 100.0	5 83.3	-	-	1 16.7	-	6 100.0	66.7	60.0	16.3
	教育、学習支援業	8 100.0	5 62.5	-	2 25.0	1 12.5	-	8 100.0	70.0	60.0	15.1
	医療、福祉	35 100.0	32 91.4	-	1 2.9	-	2 5.7	33 94.3	60.6	60.0	3.5
	複合サービス事業 (郵便局、農業組合など)	1 100.0	1 100.0	-	-	-	-	1 100.0	60.0	60.0	0.0
	サービス業 (他に分類されないもの)	18 100.0	15 83.3	-	1 5.6	-	2 11.1	16 88.9	61.3	60.0	5.0
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
問1 b (従業員規模)	100人未満	3 100.0	2 66.7	-	-	1 33.3	-	3 100.0	73.3	60.0	23.1
	100～299人	93 100.0	63 67.7	3 3.2	12 12.9	10 10.8	5 5.4	88 94.6	67.2	60.0	12.5
	300～999人	49 100.0	34 69.4	1 2.0	7 14.3	3 6.1	4 8.2	45 91.8	66.0	60.0	11.8
	1000人以上	11 100.0	9 81.8	1 9.1	1 9.1	-	-	11 100.0	62.7	60.0	6.5
	無回答	1 100.0	1 100.0	-	-	-	-	1 100.0	60.0	60.0	0.0
問3 (労働形態)	固定・交代制勤務者群 (1, 2のみを選択)	63 100.0	39 61.9	4 6.3	9 14.3	9 14.3	2 3.2	61 96.8	68.9	60.0	13.2
	シフト制勤務者を含む群 (3, 4, 5のいずれか又は全てを選択している群)	89 100.0	67 75.3	1 1.1	10 11.2	5 5.6	6 6.7	83 93.3	64.9	60.0	11.1
	無回答	5 100.0	3 60.0	-	1 20.0	-	1 20.0	4 80.0	65.0	60.0	10.0
問3付問1 (従業員のうち、割合)	3割未満	34 100.0	23 67.6	1 2.9	6 17.6	1 2.9	3 8.8	31 91.2	65.5	60.0	10.3
	3割～6割未満	13 100.0	12 92.3	-	-	-	1 7.7	12 92.3	60.0	60.0	0.0
	6割～8割未満	18 100.0	13 72.2	-	-	3 16.7	2 11.1	16 88.9	67.5	60.0	16.1
	8割以上	23 100.0	18 78.3	-	4 17.4	1 4.3	-	23 100.0	65.2	60.0	10.8
	無回答	1 100.0	1 100.0	-	-	-	-	1 100.0	60.0	60.0	0.0
問5 (新型コロナウイルス感染症による休業)	休業を命じたことがある	122 100.0	84 68.9	3 2.5	18 14.8	11 9.0	6 4.9	116 95.1	67.0	60.0	12.4
	休業を命じたことはない	35 100.0	25 71.4	2 5.7	2 5.7	3 8.6	3 8.6	32 91.4	65.0	60.0	10.8
	無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
問5付問3 (休業手当に伴)	全員に支払った	107 100.0	74 69.2	3 2.8	15 14.0	11 10.3	4 3.7	103 96.3	67.3	60.0	12.8
	一部の人に支払った	11 100.0	8 72.7	-	2 18.2	-	1 9.1	10 90.9	64.0	60.0	8.4
	支払わなかった	4 100.0	2 50.0	-	1 25.0	-	1 25.0	3 75.0	66.7	60.0	11.5
	無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
問5付問3-4 (成雇金の調整申請)	支払った手当の全額について申請した	53 100.0	33 62.3	-	12 22.6	5 9.4	3 5.7	50 94.3	68.6	60.0	12.8
	一部のみ申請した	20 100.0	12 60.0	1 5.0	3 15.0	4 20.0	-	20 100.0	71.3	60.0	15.5
	申請しなかった	45 100.0	37 82.2	2 4.4	2 4.4	2 4.4	2 4.4	43 95.6	63.3	60.0	9.4
	無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
問7 (規定手当)	規定がある	117 100.0	83 70.9	4 3.4	14 12.0	9 7.7	7 6.0	110 94.0	65.9	60.0	11.3
	規定はないが支払うことがある	40 100.0	26 65.0	1 2.5	6 15.0	5 12.5	2 5.0	38 95.0	68.7	60.0	14.1
	休業手当の支払いは想定しておらず規定もない	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

問8. 現在の就業規則（賃金規程など、別規程となっているものを含む。）に、労働基準法第26条の休業手当の支払いが必要でない場合でも、労働者の休業に対する補償として手当を支払う規定はありますか（SA）

	合計	規定がある	ある規定はないが支払うことがある	もとの想定はしておらず支払う規定	無回答
合計	7,797 100.0	1,416 18.2	2,088 26.8	3,867 49.6	426 5.5
問1 a 主たる業種（SA）					
飲業、採石業、砂利採取業	4 100.0	1 25.0	2 50.0	- -	1 25.0
建設業	341 100.0	67 19.6	82 24.0	175 51.3	17 5.0
製造業	1,552 100.0	291 18.8	408 26.3	763 49.2	90 5.8
電気・ガス・熱供給・水道業	29 100.0	5 17.2	8 27.6	15 51.7	1 3.4
情報通信業	226 100.0	42 18.6	53 23.5	114 50.4	17 7.5
運輸業、郵便業	589 100.0	111 18.8	161 27.3	279 47.4	38 6.5
卸売業、小売業	1,104 100.0	202 18.3	299 27.1	536 48.6	67 6.1
金融業、保険業	145 100.0	34 23.4	28 19.3	73 50.3	10 6.9
不動産、物品賃貸業	67 100.0	8 11.9	19 28.4	36 53.7	4 6.0
学術研究、専門・技術サービス業	111 100.0	24 21.6	18 16.2	61 55.0	8 7.2
宿泊業、飲食サービス業	320 100.0	59 18.4	113 35.3	137 42.8	11 3.4
生活関連サービス業、娯楽業	178 100.0	21 11.8	63 35.4	90 50.6	4 2.2
教育、学習支援業	341 100.0	49 14.4	70 20.5	206 60.4	16 4.7
医療、福祉	1,815 100.0	316 17.4	501 27.6	908 50.0	90 5.0
複合サービス事業 （郵便局、農業組合など）	97 100.0	25 25.8	26 26.8	43 44.3	3 3.1
サービス業 （他に分類されないもの）	813 100.0	150 18.5	227 27.9	393 48.3	43 5.3
その他	65 100.0	11 16.9	10 15.4	38 58.5	6 9.2
問1 b （従業員規模）					
100人未満	393 100.0	76 19.3	75 19.1	212 53.9	30 7.6
100～299人	4,583 100.0	793 17.3	1,206 26.3	2,333 50.9	251 5.5
300～999人	2,073 100.0	386 18.6	591 28.5	989 47.7	107 5.2
1000人以上	686 100.0	144 21.0	200 29.2	308 44.9	34 5.0
無回答	62 100.0	17 27.4	16 25.8	25 40.3	4 6.5
問3 （労働者形態）					
固定・交代制勤務者群 （1、2のみを選択）	4,123 100.0	726 17.6	1,026 24.9	2,095 50.8	276 6.7
シフト制勤務者を含む群 （3、4、5のいずれか又は全てを選択している群）	3,392 100.0	626 18.5	989 29.2	1,658 48.9	119 3.5
無回答	282 100.0	64 22.7	73 25.9	114 40.4	31 11.0
問3付問1 （従業員労働者の割合）					
3割未満	1,196 100.0	235 19.6	305 25.5	619 51.8	37 3.1
3割～6割未満	539 100.0	90 16.7	160 29.7	271 50.3	18 3.3
6割～8割未満	569 100.0	97 17.0	188 33.0	261 45.9	23 4.0
8割以上	1,050 100.0	196 18.7	323 30.8	492 46.9	39 3.7
無回答	38 100.0	8 21.1	13 34.2	15 39.5	2 5.3
問5 （新型コロナウイルス感染症による休業を命じたことがある）					
休業を命じたことがある	5,322 100.0	1,023 19.2	1,661 31.2	2,397 45.0	241 4.5
休業を命じたことはない	2,403 100.0	379 15.8	413 17.2	1,439 59.9	172 7.2
無回答	72 100.0	14 19.4	14 19.4	31 43.1	13 18.1
問5付問3 （休業手当等に伴）					
全員に支払った	4,770 100.0	938 19.7	1,527 32.0	2,092 43.9	213 4.5
一部の人に支払った	261 100.0	48 18.4	92 35.2	111 42.5	10 3.8
支払わなかった	287 100.0	37 12.9	40 13.9	192 66.9	18 6.3
無回答	4 100.0	-	2 50.0	2 50.0	-
問5付問3-4 （雇用調整助成金の申請）					
支払った手当の全額について申請した	2,220 100.0	420 18.9	669 30.1	1,028 46.3	103 4.6
一部のみ申請した	705 100.0	139 19.7	254 36.0	290 41.1	22 3.1
申請しなかった	1,979 100.0	405 20.5	657 33.2	833 42.1	84 4.2
無回答	127 100.0	22 17.3	39 30.7	52 40.9	14 11.0
問7 （規定あり）					
規定がある	4,433 100.0	1,204 27.2	925 20.9	2,105 47.5	199 4.5
規定はないが支払うことがある	2,102 100.0	124 5.9	1,059 50.4	840 40.0	79 3.8
休業手当の支払いは想定しておらず規定もない	1,150 100.0	77 6.7	77 6.7	896 77.9	100 8.7
無回答	112 100.0	11 9.8	27 24.1	26 23.2	48 42.9

問8付問. 支払額の算定方法はどのようになっていますか (SA)

		計は規定 がないが 支る、ま たは、こ とは、あ る規定	の労 算基 定法 第2 6条 と 同 条 の 休 業 手 当	の労 算基 定法 第2 6条 と は 異 な る 休 業 手 当	無 回 答
合計		3,504 100.0	2,574 73.5	776 22.1	154 4.4
問1 a 主たる 業種 (SA)	飲業、採石業、砂利採取業	3 100.0	2 66.7	1 33.3	- -
	建設業	149 100.0	100 67.1	40 26.8	9 6.0
	製造業	699 100.0	515 73.7	147 21.0	37 5.3
	電気・ガス・熱供給・水道業	13 100.0	9 69.2	4 30.8	- -
	情報通信業	95 100.0	60 63.2	34 35.8	1 1.1
	運輸業、郵便業	272 100.0	219 80.5	42 15.4	11 4.0
	卸売業、小売業	501 100.0	378 75.4	103 20.6	20 4.0
	金融業、保険業	62 100.0	36 58.1	25 40.3	1 1.6
	不動産、物品賃貸業	27 100.0	16 59.3	9 33.3	2 7.4
	学術研究、専門・技術サービス業	42 100.0	23 54.8	18 42.9	1 2.4
	宿泊業、飲食サービス業	172 100.0	139 80.8	23 13.4	10 5.8
	生活関連サービス業、娯楽業	84 100.0	69 82.1	13 15.5	2 2.4
	教育、学習支援業	119 100.0	76 63.9	40 33.6	3 2.5
	医療、福祉	817 100.0	575 70.4	203 24.8	39 4.8
	複合サービス事業 (郵便局、農業組合など)	51 100.0	38 74.5	11 21.6	2 3.9
	サービス業 (他に分類されないもの)	377 100.0	304 80.6	57 15.1	16 4.2
	その他	21 100.0	15 71.4	6 28.6	- -
問1 b (従業員 区分 規模)	100人未満	151 100.0	124 82.1	21 13.9	6 4.0
	100～299人	1,999 100.0	1,482 74.1	413 20.7	104 5.2
	300～999人	977 100.0	713 73.0	230 23.5	34 3.5
	1000人以上	344 100.0	228 66.3	108 31.4	8 2.3
	無回答	33 100.0	27 81.8	4 12.1	2 6.1
問3 (分 SA 労働 形態)	固定・交代制勤務者群 (1, 2のみを選択)	1,752 100.0	1,263 72.1	411 23.5	78 4.5
	シフト制勤務者を含む群 (3, 4, 5のいずれか又は全てを選択している群)	1,615 100.0	1,212 75.0	334 20.7	69 4.3
	無回答	137 100.0	99 72.3	31 22.6	7 5.1
問3付問1 (合 SA 従 業 員 の 働 い 割 シ)	3割未満	540 100.0	395 73.1	129 23.9	16 3.0
	3割～6割未満	250 100.0	188 75.2	54 21.6	8 3.2
	6割～8割未満	285 100.0	210 73.7	61 21.4	14 4.9
	8割以上	519 100.0	403 77.6	86 16.6	30 5.8
	無回答	21 100.0	16 76.2	4 19.0	1 4.8
問5 (有 SA 新 ス タ フ の 影 響 に よ り シ ン ド ロ ム の 症 候 を 患 い た こ と が あ る か)	休業を命じたことがある	2,684 100.0	1,964 73.2	609 22.7	111 4.1
	休業を命じたことはない	792 100.0	588 74.2	163 20.6	41 5.2
	無回答	28 100.0	22 78.6	4 14.3	2 7.1
問5付問3 (休 SA 業 に 伴 う 手 当 の 支 払 い に 関 する 情 報)	全員に支払った	2,465 100.0	1,793 72.7	570 23.1	102 4.1
	一部の人に支払った	140 100.0	113 80.7	21 15.0	6 4.3
	支払わなかった	77 100.0	57 74.0	18 23.4	2 2.6
	無回答	2 100.0	1 50.0	-	1 50.0
	無回答	2 100.0	1 50.0	-	1 50.0
問5付問3-4 (成 SA 雇 用 の 調 整 手 当 の 支 払 い に 関 する 情 報)	支払った手当の全額について申請した	1,089 100.0	864 79.3	177 16.3	48 4.4
	一部のみ申請した	393 100.0	275 70.0	102 26.0	16 4.1
	申請しなかった	1,062 100.0	728 68.5	297 28.0	37 3.5
	無回答	61 100.0	39 63.9	15 24.6	7 11.5
問7 (規 SA 定 業 手 当 の 支 払 い に 関 する 情 報)	規定がある	2,129 100.0	1,627 76.4	415 19.5	87 4.1
	規定はないが支払うことがある	1,183 100.0	841 71.1	287 24.3	55 4.6
	休業手当の支払いは想定しておらず規定 もない	154 100.0	77 50.0	71 46.1	6 3.9
	無回答	38 100.0	29 76.3	3 7.9	6 15.8

問9. 新型コロナウイルス感染症の発生前（2019年12月以前）に、労基法第26条の休業手当の支払について、就業規則等に規定はありましたか（SA）

		合計	規定があつた	規定はなかつた	無回答	
合計		7,797 100.0	4,277 54.9	3,416 43.8	104 1.3	
問1 a 主たる業種（SA）	飲業、採石業、砂利採取業	4 100.0	1 25.0	2 50.0	1 25.0	
	建設業	341 100.0	204 59.8	132 38.7	5 1.5	
	製造業	1,552 100.0	1,030 66.4	503 32.4	19 1.2	
	電気・ガス・熱供給・水道業	29 100.0	15 51.7	14 48.3	- -	
	情報通信業	226 100.0	133 58.8	89 39.4	4 1.8	
	運輸業、郵便業	589 100.0	350 59.4	228 38.7	11 1.9	
	卸売業、小売業	1,104 100.0	626 56.7	469 42.5	9 0.8	
	金融業、保険業	145 100.0	54 37.2	90 62.1	1 0.7	
	不動産、物品賃貸業	67 100.0	31 46.3	35 52.2	1 1.5	
	学術研究、専門・技術サービス業	111 100.0	63 56.8	46 41.4	2 1.8	
	宿泊業、飲食サービス業	320 100.0	187 58.4	124 38.8	9 2.8	
	生活関連サービス業、娯楽業	178 100.0	97 54.5	80 44.9	1 0.6	
	教育、学習支援業	341 100.0	95 27.9	245 71.8	1 0.3	
	医療、福祉	1,815 100.0	841 46.3	950 52.3	24 1.3	
	複合サービス事業（郵便局、農業組合など）	97 100.0	36 37.1	61 62.9	- -	
	サービス業（他に分類されないもの）	813 100.0	484 59.5	315 38.7	14 1.7	
	その他	65 100.0	30 46.2	33 50.8	2 3.1	
	問1 b （従業員規模）	100人未満	393 100.0	206 52.4	176 44.8	11 2.8
		100～299人	4,583 100.0	2,519 55.0	2,001 43.7	63 1.4
		300～999人	2,073 100.0	1,136 54.8	917 44.2	20 1.0
1000人以上		686 100.0	384 56.0	294 42.9	8 1.2	
無回答		62 100.0	32 51.6	28 45.2	2 3.2	
問3 （労働形態）		固定・交代制勤務者群（1、2のみを選択）	4,123 100.0	2,291 55.6	1,779 43.1	53 1.3
シフト制勤務者を含む群（3、4、5のいずれか又は全てを選択している群）	3,392 100.0	1,822 53.7	1,529 45.1	41 1.2		
無回答	282 100.0	164 58.2	108 38.3	10 3.5		
問3付問1 （従業員労働時間の割合）	3割未満	1,196 100.0	650 54.3	532 44.5	14 1.2	
	3割～6割未満	539 100.0	290 53.8	242 44.9	7 1.3	
	6割～8割未満	569 100.0	303 53.3	262 46.0	4 0.7	
	8割以上	1,050 100.0	561 53.4	474 45.1	15 1.4	
	無回答	38 100.0	18 47.4	19 50.0	1 2.6	
問5 （新型コロナウイルス感染症の影響の有無）	休業を命じたことがある	5,322 100.0	3,060 57.5	2,199 41.3	63 1.2	
	休業を命じたことはない	2,403 100.0	1,177 49.0	1,193 49.6	33 1.4	
	無回答	72 100.0	40 55.6	24 33.3	8 11.1	
問5付問3 （休業手当の支払状況）	全員に支払った	4,770 100.0	2,772 58.1	1,945 40.8	53 1.1	
	一部の人に支払った	261 100.0	157 60.2	98 37.5	6 2.3	
	支払わなかった	287 100.0	131 45.6	152 53.0	4 1.4	
	無回答	4 100.0	-	4 100.0	-	
	問5付問3-4 （休業手当の申請状況）	支払った手当の全額について申請した	2,220 100.0	1,376 62.0	816 36.8	28 1.3
一部のみ申請した	705 100.0	445 63.1	253 35.9	7 1.0		
申請しなかった	1,979 100.0	1,041 52.6	918 46.4	20 1.0		
無回答	127 100.0	67 52.8	56 44.1	4 3.1		
問7 （規定の有無）	規定がある	4,433 100.0	4,078 92.0	309 7.0	46 1.0	
	規定はないが支払うことがある	2,102 100.0	141 6.7	1,938 92.2	23 1.1	
	休業手当の支払いは想定しておらず規定もない	1,150 100.0	18 1.6	1,123 97.7	9 0.8	
	無回答	112 100.0	40 35.7	46 41.1	26 23.2	

問9付問1. 規定の内容は、現在（新型コロナウイルス感染症の影響後）の規定内容と異なりますか、それとも同じ（元の規定内容のまま）ですか（SA）

	規定があつた計	容ス異なるを感染る（新型コロナウイルス後、規定イ内ル）	ま同じ（元の規定内容のま）	無回答
合計	4,277 100.0	227 5.3	4,038 94.4	12 0.3
問1 a 主たる業種（SA）				
飲業、採石業、砂利採取業	1 100.0	- -	1 100.0	- -
建設業	204 100.0	6 2.9	197 96.6	1 0.5
製造業	1,030 100.0	56 5.4	969 94.1	5 0.5
電気・ガス・熱供給・水道業	15 100.0	1 6.7	14 93.3	- -
情報通信業	133 100.0	2 1.5	131 98.5	- -
運輸業、郵便業	350 100.0	25 7.1	325 92.9	- -
卸売業、小売業	626 100.0	26 4.2	598 95.5	2 0.3
金融業、保険業	54 100.0	- -	54 100.0	- -
不動産、物品賃貸業	31 100.0	- -	31 100.0	- -
学術研究、専門・技術サービス業	63 100.0	2 3.2	61 96.8	- -
宿泊業、飲食サービス業	187 100.0	19 10.2	168 89.8	- -
生活関連サービス業、娯楽業	97 100.0	7 7.2	90 92.8	- -
教育、学習支援業	95 100.0	3 3.2	92 96.8	- -
医療、福祉	841 100.0	60 7.1	779 92.6	2 0.2
複合サービス事業（郵便局、農業組合など）	36 100.0	2 5.6	34 94.4	- -
サービス業（他に分類されないもの）	484 100.0	16 3.3	466 96.3	2 0.4
その他	30 100.0	2 6.7	28 93.3	- -
問1 b （従業員規模）				
100人未満	206 100.0	9 4.4	197 95.6	- -
100～299人	2,519 100.0	132 5.2	2,380 94.5	7 0.3
300～999人	1,136 100.0	60 5.3	1,072 94.4	4 0.4
1000人以上	384 100.0	24 6.3	359 93.5	1 0.3
無回答	32 100.0	2 6.3	30 93.8	- -
問3 （労働形態）				
固定・交代制勤務者群（1、2のみを選択）	2,291 100.0	92 4.0	2,192 95.7	7 0.3
シフト制勤務者を含む群（3、4、5のいずれか又は全てを選択している群）	1,822 100.0	126 6.9	1,691 92.8	5 0.3
無回答	164 100.0	9 5.5	155 94.5	- -
問3付問1 （従業員労働時間の割合）				
3割未満	650 100.0	36 5.5	612 94.2	2 0.3
3割～6割未満	290 100.0	25 8.6	264 91.0	1 0.3
6割～8割未満	303 100.0	25 8.3	277 91.4	1 0.3
8割以上	561 100.0	38 6.8	522 93.0	1 0.2
無回答	18 100.0	2 11.1	16 88.9	- -
問5 （新型コロナウイルス感染症の影響の有無）				
休業を命じたことがある	3,060 100.0	202 6.6	2,850 93.1	8 0.3
休業を命じたことはない	1,177 100.0	24 2.0	1,150 97.7	3 0.3
無回答	40 100.0	1 2.5	38 95.0	1 2.5
問5付問3 （休業手当の支払状況）				
全員に支払った	2,772 100.0	189 6.8	2,576 92.9	7 0.3
一部の人に支払った	157 100.0	11 7.0	145 92.4	1 0.6
支払わなかった	131 100.0	2 1.5	129 98.5	- -
無回答	- -	- -	- -	- -
問5付問3-4 （雇用調整助成金の申請状況）				
支払った手当の全額について申請した	1,376 100.0	94 6.8	1,278 92.9	4 0.3
一部のみ申請した	445 100.0	34 7.6	410 92.1	1 0.2
申請しなかった	1,041 100.0	69 6.6	970 93.2	2 0.2
無回答	67 100.0	3 4.5	63 94.0	1 1.5
問7 （規定あり）				
規定がある	4,078 100.0	217 5.3	3,849 94.4	12 0.3
規定はないが支払うことがある	141 100.0	8 5.7	133 94.3	- -
休業手当の支払いは想定しておらず規定もない	18 100.0	- -	18 100.0	- -
無回答	40 100.0	2 5.0	38 95.0	- -

問9付問1-1. 新型コロナウイルス感染症の発生の前後で変更した内容は何か (MA)

		更症(現在の影 響)計	現在の新 型コロナ ウイルス 感染症 を感 染 した 労働 者	支 払 う 金 額 や そ の 算 定 方 法	支 払 対 象 と な る 日	そ の 他	無 回 答
合計		227 100.0	55 24.2	149 65.6	42 18.5	19 8.4	6 2.6
問1 a 主たる業種 (SA)	飲業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-
	建設業	6 100.0	4 66.7	4 66.7	1 16.7	-	-
	製造業	56 100.0	8 14.3	41 73.2	10 17.9	3 5.4	1 1.8
	電気・ガス・熱供給・水道業	1 100.0	-	-	-	1 100.0	-
	情報通信業	2 100.0	1 50.0	1 50.0	-	-	-
	運輸業、郵便業	25 100.0	2 8.0	21 84.0	2 8.0	1 4.0	1 4.0
	卸売業、小売業	26 100.0	4 15.4	14 53.8	9 34.6	4 15.4	1 3.8
	金融業、保険業	-	-	-	-	-	-
	不動産、物品賃貸業	-	-	-	-	-	-
	学術研究、専門・技術サービス業	2 100.0	-	1 50.0	-	1 50.0	-
	宿泊業、飲食サービス業	19 100.0	2 10.5	17 89.5	3 15.8	-	-
	生活関連サービス業、娯楽業	7 100.0	4 57.1	5 71.4	1 14.3	-	-
	教育、学習支援業	3 100.0	1 33.3	2 66.7	-	-	-
	医療、福祉	60 100.0	20 33.3	33 55.0	13 21.7	6 10.0	2 3.3
	複合サービス事業 (郵便局、農業組合など)	2 100.0	2 100.0	1 50.0	1 50.0	-	-
	サービス業 (他に分類されないもの)	16 100.0	7 43.8	8 50.0	1 6.3	3 18.8	1 6.3
	その他	2 100.0	-	1 50.0	1 50.0	-	-
	問1 b (SA区分)規模	100人未満	9 100.0	1 11.1	8 88.9	1 11.1	-
100～299人		132 100.0	32 24.2	88 66.7	24 18.2	13 9.8	2 1.5
300～999人		60 100.0	14 23.3	38 63.3	13 21.7	3 5.0	1 1.7
1000人以上		24 100.0	7 29.2	15 62.5	3 12.5	3 12.5	2 8.3
無回答		2 100.0	1 50.0	-	1 50.0	-	-
問3 (SA区分)勤労者 の態		固定・交代制勤務者群 (1, 2のみを選択)	92 100.0	20 21.7	57 62.0	25 27.2	8 8.7
シフト制勤務者を含む群 (3, 4, 5のいずれか又は全てを選択している群)	126 100.0	33 26.2	88 69.8	15 11.9	10 7.9	5 4.0	
無回答	9 100.0	2 22.2	4 44.4	2 22.2	1 11.1	1 11.1	
問3付問1 (SA区分)従 業員 の働 う ち の 割	3割未満	36 100.0	10 27.8	27 75.0	4 11.1	2 5.6	1 2.8
	3割～6割未満	25 100.0	7 28.0	17 68.0	3 12.0	2 8.0	-
	6割～8割未満	25 100.0	5 20.0	14 56.0	5 20.0	2 8.0	3 12.0
	8割以上	38 100.0	10 26.3	29 76.3	3 7.9	4 10.5	1 2.6
	無回答	2 100.0	1 50.0	1 50.0	-	-	-
問5 (SA)新 型コロナ ウイルス の影 響	休業を命じたことがある	202 100.0	50 24.8	135 66.8	36 17.8	16 7.9	6 3.0
	休業を命じたことはない	24 100.0	5 20.8	14 58.3	5 20.8	3 12.5	-
	無回答	1 100.0	-	-	1 100.0	-	-
問5付問3 (SA)休 業 に 伴	全員に支払った	189 100.0	50 26.5	124 65.6	34 18.0	15 7.9	6 3.2
	一部の人に支払った	11 100.0	-	10 90.9	2 18.2	-	-
	支払わなかった	2 100.0	-	1 50.0	-	1 50.0	-
	無回答	-	-	-	-	-	-
	無回答	-	-	-	-	-	-
問5付問3-4 (SA)成 業 の 調 整 請 助	支払った手当の全額について申請した	94 100.0	18 19.1	73 77.7	12 12.8	6 6.4	2 2.1
	一部のみ申請した	34 100.0	8 23.5	25 73.5	7 20.6	-	2 5.9
	申請しなかった	69 100.0	23 33.3	35 50.7	16 23.2	9 13.0	2 2.9
	無回答	3 100.0	1 33.3	1 33.3	1 33.3	-	-
問7 (SA)規 定 手 当 の	規定がある	217 100.0	51 23.5	144 66.4	41 18.9	17 7.8	6 2.8
	規定はないが支払うことがある	8 100.0	4 50.0	3 37.5	1 12.5	2 25.0	-
	休業手当の支払いは想定しておらず規定 もない	-	-	-	-	-	-
	無回答	2 100.0	-	2 100.0	-	-	-

問9付問1-2. コロナ前の労基法第26条の休業手当の支払額の算定方法は、どのように規定されておりましたか（S A）

		更症（現在の新型コロナウイルスの新型の影型の内容と異なる内容を感じる変染計）	平均賃金の60%以上	0.1%以上上りの賃金額の6	せ通常に支給するの賃金を、減額	その他	無回答
合計		227 100.0	115 50.7	39 17.2	54 23.8	5 2.2	14 6.2
問1 a 主たる業種（S A）	飲業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-
	建設業	6 100.0	3 50.0	-	2 33.3	-	1 16.7
	製造業	56 100.0	32 57.1	15 26.8	7 12.5	-	2 3.6
	電気・ガス・熱供給・水道業	1 100.0	-	-	1 100.0	-	-
	情報通信業	2 100.0	-	1 50.0	1 50.0	-	-
	運輸業、郵便業	25 100.0	12 48.0	4 16.0	6 24.0	1 4.0	2 8.0
	卸売業、小売業	26 100.0	15 57.7	2 7.7	7 26.9	-	2 7.7
	金融業、保険業	-	-	-	-	-	-
	不動産、物品賃貸業	-	-	-	-	-	-
	学術研究、専門・技術サービス業	2 100.0	2 100.0	-	-	-	-
	宿泊業、飲食サービス業	19 100.0	9 47.4	4 21.1	5 26.3	-	1 5.3
	生活関連サービス業、娯楽業	7 100.0	5 71.4	1 14.3	1 14.3	-	-
	教育、学習支援業	3 100.0	2 66.7	1 33.3	-	-	-
	医療、福祉	60 100.0	24 40.0	8 13.3	19 31.7	3 5.0	6 10.0
	複合サービス事業（郵便局、農業組合など）	2 100.0	-	-	2 100.0	-	-
	サービス業（他に分類されないもの）	16 100.0	9 56.3	3 18.8	3 18.8	1 6.3	-
	その他	2 100.0	2 100.0	-	-	-	-
問1 b （従業員規模）	100人未満	9 100.0	6 66.7	1 11.1	1 11.1	-	1 11.1
	100～299人	132 100.0	63 47.7	25 18.9	36 27.3	2 1.5	6 4.5
	300～999人	60 100.0	33 55.0	8 13.3	13 21.7	2 3.3	4 6.7
	1000人以上	24 100.0	11 45.8	5 20.8	4 16.7	1 4.2	3 12.5
	無回答	2 100.0	2 100.0	-	-	-	-
問3 （労働形態）	固定・交代制勤務者群（1、2のみを選択）	92 100.0	47 51.1	17 18.5	23 25.0	1 1.1	4 4.3
	シフト制勤務者を含む群（3、4、5のいずれか又は全てを選択している群）	126 100.0	64 50.8	20 15.9	28 22.2	4 3.2	10 7.9
問3付問1 （従業員労働時間の割合）	3割未満	36 100.0	18 50.0	6 16.7	8 22.2	1 2.8	3 8.3
	3割～6割未満	25 100.0	14 56.0	4 16.0	7 28.0	-	-
	6割～8割未満	25 100.0	11 44.0	3 12.0	6 24.0	1 4.0	4 16.0
	8割以上	38 100.0	20 52.6	7 18.4	7 18.4	2 5.3	2 5.3
	無回答	2 100.0	1 50.0	-	-	-	1 50.0
問5 （新型コロナウイルスの感染による休業を命じたことがある）	休業を命じたことがある	202 100.0	100 49.5	36 17.8	48 23.8	5 2.5	13 6.4
	休業を命じたことはない	24 100.0	15 62.5	3 12.5	5 20.8	-	1 4.2
	無回答	1 100.0	-	-	1 100.0	-	-
問5付問3 （休業手当等に伴）	全員に支払った	189 100.0	91 48.1	33 17.5	47 24.9	5 2.6	13 6.9
	一部の人に支払った	11 100.0	9 81.8	1 9.1	1 9.1	-	-
	支払わなかった	2 100.0	-	2 100.0	-	-	-
	無回答	-	-	-	-	-	-
問5付問3-4 （成雇金の調整申請）	支払った手当の全額について申請した	94 100.0	50 53.2	17 18.1	20 21.3	1 1.1	6 6.4
	一部のみ申請した	34 100.0	17 50.0	11 32.4	4 11.8	-	2 5.9
	申請しなかった	69 100.0	32 46.4	5 7.2	23 33.3	4 5.8	5 7.2
	無回答	3 100.0	1 33.3	1 33.3	1 33.3	-	-
問7 （規定あり）	規定がある	217 100.0	111 51.2	38 17.5	50 23.0	4 1.8	14 6.5
	規定はないが支払うことがある	8 100.0	2 25.0	1 12.5	4 50.0	1 12.5	-
	休業手当の支払いは想定しておらず規定もない	-	-	-	-	-	-
	無回答	2 100.0	2 100.0	-	-	-	-

問9付問1-2. コロナ前の労基法第26条の休業手当の支払額の算定方法が規定されている具体的な割合（平均賃金の60%以上の場合）（S A）

		平均賃金の60%以上	60%未満	70%未満	80%未満	90%未満	無回答	有効回答数	平均	中央値	標本標準偏差
合計		115 100.0	89 77.4	3 2.6	5 4.3	9 7.8	9 7.8	106 92.2	64.4	60.0	11.0
問1 a 主たる業種（S A）	飲業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設業	3 100.0	3 100.0	-	-	-	-	3 100.0	60.0	60.0	0.0
	製造業	32 100.0	21 65.6	2 6.3	1 3.1	4 12.5	4 12.5	28 87.5	66.3	60.0	12.1
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	情報通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸業、郵便業	12 100.0	7 58.3	-	1 8.3	4 33.3	-	12 100.0	75.0	60.0	19.3
	卸売業、小売業	15 100.0	14 93.3	-	-	-	1 6.7	14 93.3	60.0	60.0	0.0
	金融業、保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	不動産、物品賃貸業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	学術研究、専門・技術サービス業	2 100.0	2 100.0	-	-	-	-	2 100.0	60.0	60.0	0.0
	宿泊業、飲食サービス業	9 100.0	8 88.9	-	-	1 11.1	-	9 100.0	64.4	60.0	13.3
	生活関連サービス業、娯楽業	5 100.0	5 100.0	-	-	-	-	5 100.0	60.0	60.0	0.0
	教育、学習支援業	2 100.0	2 100.0	-	-	-	-	2 100.0	60.0	60.0	0.0
	医療、福祉	24 100.0	20 83.3	1 4.2	-	-	3 12.5	21 87.5	60.5	60.0	2.2
	複合サービス事業（郵便局、農業組合など）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	サービス業（他に分類されないもの）	9 100.0	5 55.6	-	3 33.3	-	1 11.1	8 88.9	67.9	60.0	10.9
その他	2 100.0	2 100.0	-	-	-	-	2 100.0	60.0	60.0	0.0	
問1 b （従業員規模）	100人未満	6 100.0	6 100.0	-	-	-	-	6 100.0	60.0	60.0	0.0
	100～299人	63 100.0	44 69.8	2 3.2	3 4.8	7 11.1	7 11.1	56 88.9	66.0	60.0	12.5
	300～999人	33 100.0	29 87.9	1 3.0	-	1 3.0	2 6.1	31 93.9	61.6	60.0	7.3
	1000人以上	11 100.0	8 72.7	-	2 18.2	1 9.1	-	11 100.0	67.5	60.0	13.8
	無回答	2 100.0	2 100.0	-	-	-	-	2 100.0	60.0	60.0	0.0
問3 （労働形態）	固定・交代制勤務者群（1、2のみを選択）	47 100.0	34 72.3	2 4.3	2 4.3	4 8.5	5 10.6	42 89.4	64.6	60.0	10.5
	シフト制勤務者を含む群（3、4、5のいずれか又は全てを選択している群）	64 100.0	53 82.8	1 1.6	2 3.1	5 7.8	3 4.7	61 95.3	64.1	60.0	11.5
	無回答	4 100.0	2 50.0	-	1 25.0	-	1 25.0	3 75.0	67.7	60.0	13.3
問3付問1 （従業員割合）	3割未満	18 100.0	15 83.3	1 5.6	1 5.6	-	1 5.6	17 94.4	61.8	60.0	5.3
	3割～6割未満	14 100.0	13 92.9	-	-	-	1 7.1	13 92.9	60.0	60.0	0.0
	6割～8割未満	11 100.0	10 90.9	-	-	-	1 9.1	10 90.9	60.0	60.0	0.0
	8割以上	20 100.0	15 75.0	-	-	5 25.0	-	20 100.0	70.0	60.0	17.8
	無回答	1 100.0	-	-	1 100.0	-	-	1 100.0	80.0	80.0	0.0
問5 （新型コロナウイルス感染症による休業を命じたことがある）	休業を命じたことがある	100 100.0	75 75.0	3 3.0	5 5.0	9 9.0	8 8.0	92 92.0	65.1	60.0	11.7
	休業を命じたことはない	15 100.0	14 93.3	-	-	-	1 6.7	14 93.3	60.0	60.0	0.0
	無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
問5付問3 （休業手当に伴）	全員に支払った	91 100.0	67 73.6	3 3.3	5 5.5	8 8.8	8 8.8	83 91.2	65.2	60.0	11.6
	一部の人に支払った	9 100.0	8 88.9	-	-	1 11.1	-	9 100.0	64.4	60.0	13.3
	支払わなかった	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
問5付問3-4 （雇用調整助）	支払った手当の全額について申請した	50 100.0	40 80.0	1 2.0	1 2.0	5 10.0	3 6.0	47 94.0	64.7	60.0	12.1
	一部のみ申請した	17 100.0	12 70.6	1 5.9	1 5.9	2 11.8	1 5.9	16 94.1	67.4	60.0	14.3
	申請しなかった	32 100.0	22 68.8	1 3.1	3 9.4	2 6.3	4 12.5	28 87.5	64.6	60.0	9.6
	無回答	1 100.0	1 100.0	-	-	-	-	1 100.0	60.0	60.0	0.0
問7 （規定手当）	規定がある	111 100.0	86 77.5	3 2.7	4 3.6	9 8.1	9 8.1	102 91.9	64.4	60.0	11.1
	規定はないが支払うことがある	2 100.0	2 100.0	-	-	-	-	2 100.0	60.0	60.0	0.0
	休業手当の支払いは想定しておらず規定もない	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	無回答	2 100.0	1 50.0	-	1 50.0	-	-	2 100.0	70.0	70.0	14.1

問9付問1-2. コロナ前の労基法第26条の休業手当の支払額の算定方法が規定されている具体的な割合（1日当たりの賃金額の60%以上の場合）（SA）

		0 1 %日 以 上 た り 計 の 賃 金 額 の 6	6 0 % 未 満	7 0 % 未 満	8 0 % 未 満	9 0 % 未 満	無 回 答	有 効 回 答 数	平 均	中 央 値	標 本 標 準 偏 差
合計		39 100.0	17 43.6	-	8 20.5	6 15.4	8 20.5	31 79.5	71.8	60.0	14.2
問1 a 主たる業種（SA）	飲業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	15 100.0	3 20.0	-	5 33.3	4 26.7	3 20.0	12 80.0	78.8	80.0	12.5
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	情報通信業	1 100.0	1 100.0	-	-	-	-	1 100.0	60.0	60.0	0.0
	運輸業、郵便業	4 100.0	1 25.0	-	2 50.0	1 25.0	-	4 100.0	80.0	80.0	16.3
	卸売業、小売業	2 100.0	2 100.0	-	-	-	-	2 100.0	60.0	60.0	0.0
	金融業、保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	不動産、物品賃貸業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	学術研究、専門・技術サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	宿泊業、飲食サービス業	4 100.0	3 75.0	-	1 25.0	-	-	4 100.0	65.0	60.0	10.0
	生活関連サービス業、娯楽業	1 100.0	1 100.0	-	-	-	-	1 100.0	60.0	60.0	0.0
	教育、学習支援業	1 100.0	1 100.0	-	-	-	-	1 100.0	60.0	60.0	0.0
	医療、福祉	8 100.0	4 50.0	-	-	1 12.5	3 37.5	5 62.5	68.0	60.0	17.9
	複合サービス事業 (郵便局、農業組合など)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	サービス業 (他に分類されないもの)	3 100.0	1 33.3	-	-	-	2 66.7	1 33.3	60.0	60.0	0.0
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
問1 b (SA)区分規模	100人未満	1 100.0	-	-	1 100.0	-	-	1 100.0	80.0	80.0	0.0
	100～299人	25 100.0	10 40.0	-	5 20.0	5 20.0	5 20.0	20 80.0	73.8	70.0	15.3
	300～999人	8 100.0	4 50.0	-	1 12.5	-	3 37.5	5 62.5	64.0	60.0	8.9
	1000人以上	5 100.0	3 60.0	-	1 20.0	1 20.0	-	5 100.0	70.0	60.0	14.1
	無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
問3 (SA)区分形態	固定・交代制勤務者群 (1, 2のみを選択)	17 100.0	4 23.5	-	4 23.5	3 17.6	6 35.3	11 64.7	75.9	80.0	13.6
	シフト制勤務者を含む群 (3, 4, 5のいずれか又は全てを選択している群)	20 100.0	12 60.0	-	3 15.0	3 15.0	2 10.0	18 90.0	69.4	60.0	14.7
	無回答	2 100.0	1 50.0	-	1 50.0	-	-	2 100.0	70.0	70.0	14.1
	無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
問3付問1 (SA)区分	3割未満	6 100.0	4 66.7	-	-	1 16.7	1 16.7	5 83.3	66.0	60.0	13.4
	3割～6割未満	4 100.0	2 50.0	-	1 25.0	-	1 25.0	3 75.0	66.7	60.0	11.5
	6割～8割未満	3 100.0	1 33.3	-	1 33.3	1 33.3	-	3 100.0	80.0	80.0	20.0
	8割以上	7 100.0	5 71.4	-	1 14.3	1 14.3	-	7 100.0	68.6	60.0	15.7
	無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
問5 (SA)区分	休業を命じたことがある	36 100.0	17 47.2	-	7 19.4	6 16.7	6 16.7	30 83.3	71.5	60.0	14.3
	休業を命じたことはない	3 100.0	-	-	1 33.3	-	2 66.7	1 33.3	80.0	80.0	0.0
	無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
問5付問3 (SA)区分	全員に支払った	33 100.0	14 42.4	-	7 21.2	6 18.2	6 18.2	27 81.8	72.8	60.0	14.6
	一部の人に支払った	1 100.0	1 100.0	-	-	-	-	1 100.0	60.0	60.0	0.0
	支払わなかった	2 100.0	2 100.0	-	-	-	-	2 100.0	60.0	60.0	0.0
	無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
問5付問3-4 (SA)区分	支払った手当の全額について申請した	17 100.0	7 41.2	-	4 23.5	3 17.6	3 17.6	14 82.4	72.5	70.0	13.7
	一部のみ申請した	11 100.0	4 36.4	-	3 27.3	2 18.2	2 18.2	9 81.8	74.4	80.0	15.1
	申請しなかった	5 100.0	4 80.0	-	-	1 20.0	-	5 100.0	68.0	60.0	17.9
	無回答	1 100.0	-	-	-	-	1 100.0	-	-	-	-
問7 (SA)区分	規定がある	38 100.0	16 42.1	-	8 21.1	6 15.8	8 21.1	30 78.9	72.2	60.0	14.2
	規定はないが支払うことがある	1 100.0	1 100.0	-	-	-	-	1 100.0	60.0	60.0	0.0
	休業手当の支払いは想定しておらず規定もない	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

問9付問2. コロナ前の労基法第26条の休業手当に関する規定では、正社員とは別に、非正規雇用労働者を対象とした規定がありましたか（S A）

		更症（現在の新型コロナウイルスの影響）	現在の新規型（新型コロナウイルスの影響）	現在の新規型（新型コロナウイルスの影響）	現在の新規型（新型コロナウイルスの影響）	現在の新規型（新型コロナウイルスの影響）	現在の新規型（新型コロナウイルスの影響）
合計		227 100.0	167 73.6	26 11.5	20 8.8	6 2.6	8 3.5
問1 a 主たる業種（S A）	飲業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-
	建設業	6 100.0	3 50.0	-	-	2 33.3	1 16.7
	製造業	56 100.0	42 75.0	10 17.9	2 3.6	1 1.8	1 1.8
	電気・ガス・熱供給・水道業	1 100.0	1 100.0	-	-	-	-
	情報通信業	2 100.0	2 100.0	-	-	-	-
	運輸業、郵便業	25 100.0	18 72.0	1 4.0	4 16.0	1 4.0	1 4.0
	卸売業、小売業	26 100.0	19 73.1	2 7.7	2 7.7	2 7.7	1 3.8
	金融業、保険業	-	-	-	-	-	-
	不動産、物品賃貸業	-	-	-	-	-	-
	学術研究、専門・技術サービス業	2 100.0	2 100.0	-	-	-	-
	宿泊業、飲食サービス業	19 100.0	15 78.9	3 15.8	1 5.3	-	-
	生活関連サービス業、娯楽業	7 100.0	6 85.7	-	1 14.3	-	-
	教育、学習支援業	3 100.0	2 66.7	-	1 33.3	-	-
	医療、福祉	60 100.0	42 70.0	7 11.7	8 13.3	-	3 5.0
	複合サービス事業（郵便局、農業組合など）	2 100.0	1 50.0	1 50.0	-	-	-
	サービス業（他に分類されないもの）	16 100.0	12 75.0	2 12.5	1 6.3	-	1 6.3
	その他	2 100.0	2 100.0	-	-	-	-
問1 b （従業員規模）	100人未満	9 100.0	6 66.7	-	2 22.2	-	1 11.1
	100～299人	132 100.0	93 70.5	16 12.1	14 10.6	6 4.5	3 2.3
	300～999人	60 100.0	49 81.7	7 11.7	3 5.0	-	1 1.7
	1000人以上	24 100.0	17 70.8	3 12.5	1 4.2	-	3 12.5
	無回答	2 100.0	2 100.0	-	-	-	-
	問3 （労働形態）	92 100.0	69 75.0	12 13.0	4 4.3	6 6.5	1 1.1
（分）2労働形態の	126 100.0	91 72.2	14 11.1	15 11.9	-	6 4.8	
無回答	9 100.0	7 77.8	-	1 11.1	-	1 11.1	
問3付問1 （従業員のうち、割合）	3割未満	36 100.0	24 66.7	8 22.2	3 8.3	-	1 2.8
	3割～6割未満	25 100.0	21 84.0	1 4.0	3 12.0	-	-
	6割～8割未満	25 100.0	18 72.0	1 4.0	3 12.0	-	3 12.0
	8割以上	38 100.0	28 73.7	4 10.5	5 13.2	-	1 2.6
	無回答	2 100.0	-	-	1 50.0	-	1 50.0
問5 （新型コロナウイルスの影響）	休業を命じたことがある	202 100.0	150 74.3	24 11.9	17 8.4	3 1.5	8 4.0
	休業を命じたことはない	24 100.0	16 66.7	2 8.3	3 12.5	3 12.5	-
	無回答	1 100.0	1 100.0	-	-	-	-
問5付問3 （休業手当等に伴）	全員に支払った	189 100.0	141 74.6	22 11.6	15 7.9	3 1.6	8 4.2
	一部の人に支払った	11 100.0	8 72.7	1 9.1	2 18.2	-	-
	支払わなかった	2 100.0	1 50.0	1 50.0	-	-	-
	無回答	-	-	-	-	-	-
	問5付問3-4 （成雇S金の調整申請）	94 100.0	73 77.7	5 5.3	11 11.7	1 1.1	4 4.3
一部のみ申請した	34 100.0	21 61.8	8 23.5	3 8.8	-	2 5.9	
申請しなかった	69 100.0	53 76.8	9 13.0	3 4.3	2 2.9	2 2.9	
無回答	3 100.0	2 66.7	1 33.3	-	-	-	
問7 （規定）	規定がある	217 100.0	163 75.1	24 11.1	16 7.4	6 2.8	8 3.7
	規定はないが支払うことがある	8 100.0	4 50.0	2 25.0	2 25.0	-	-
	休業手当の支払いは想定しておらず規定もない	-	-	-	-	-	-
	無回答	2 100.0	-	-	2 100.0	-	-

問9付問2-1. コロナ前に非正規雇用労働者を対象とする労基法第26条の休業手当の支払額の算定方法は、どのように規定されておりましたか（S A）

	象非正 と社 し規 した 雇 用 規 定 内 容 が あ つ た み を る 計 対	平 均 賃 金 の 6 0 % 以 上	0 1 % 日 当 上 た り の 賃 金 額 の 6	せ 通 常 に 支 給 す る の 賃 金 を 、 減 額	そ の 他	無 回 答
合計	26 100.0	11 42.3	4 15.4	8 30.8	1 3.8	2 7.7
問1 a 主たる業種（S A）						
飲業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-
建設業	-	-	-	-	-	-
製造業	10 100.0	7 70.0	1 10.0	1 10.0	-	1 10.0
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-
情報通信業	-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	1 100.0	-	1 100.0	-	-	-
卸売業、小売業	2 100.0	-	-	1 50.0	-	1 50.0
金融業、保険業	-	-	-	-	-	-
不動産、物品賃貸業	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	-	-	-	-	-	-
宿泊業、飲食サービス業	3 100.0	2 66.7	1 33.3	-	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	-	-	-	-	-	-
教育、学習支援業	-	-	-	-	-	-
医療、福祉	7 100.0	1 14.3	-	5 71.4	1 14.3	-
複合サービス事業 (郵便局、農業組合など)	1 100.0	-	-	1 100.0	-	-
サービス業 (他に分類されないもの)	2 100.0	1 50.0	1 50.0	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-
問1 b (S 4区 A) 従 業員 規 模						
100人未満	-	-	-	-	-	-
100～299人	16 100.0	7 43.8	2 12.5	7 43.8	-	-
300～999人	7 100.0	3 42.9	-	1 14.3	1 14.3	2 28.6
1000人以上	3 100.0	1 33.3	2 66.7	-	-	-
無回答	-	-	-	-	-	-
問3 (分 S 2 A) 勤 務 態 の 形 態						
固定・交代制勤務者群 (1, 2のみを選択)	12 100.0	7 58.3	2 16.7	2 16.7	-	1 8.3
シフト制勤務者を含む群 (3, 4, 5のいずれか又は全てを選択している群)	14 100.0	4 28.6	2 14.3	6 42.9	1 7.1	1 7.1
無回答	-	-	-	-	-	-
問3付問1 (合 S 4 A) 従 業員 の 働 く 割 シ						
3割未満	8 100.0	3 37.5	1 12.5	2 25.0	1 12.5	1 12.5
3割～6割未満	1 100.0	-	-	1 100.0	-	-
6割～8割未満	1 100.0	-	-	1 100.0	-	-
8割以上	4 100.0	1 25.0	1 25.0	2 50.0	-	-
無回答	-	-	-	-	-	-
問5 (有 S A) 有 る の ス ナ 新 無 休 影 感 ウ 型 業 響 染 イ ノ の よ 症 ル ロ						
休業を命じたことがある	24 100.0	9 37.5	4 16.7	8 33.3	1 4.2	2 8.3
休業を命じたことはない	2 100.0	2 100.0	-	-	-	-
無回答	-	-	-	-	-	-
問5付問3 (休 S A) 休 業 手 当 に 伴						
全員に支払った	22 100.0	8 36.4	3 13.6	8 36.4	1 4.5	2 9.1
一部の人に支払った	1 100.0	1 100.0	-	-	-	-
支払わなかった	1 100.0	-	1 100.0	-	-	-
無回答	-	-	-	-	-	-
問5付問3-4 (成 S A) 雇 用 金 用 の 調 整 請 助						
支払った手当の全額について申請した	5 100.0	3 60.0	-	-	-	2 40.0
一部のみ申請した	8 100.0	4 50.0	2 25.0	2 25.0	-	-
申請しなかった	9 100.0	2 22.2	1 11.1	5 55.6	1 11.1	-
無回答	1 100.0	-	-	1 100.0	-	-
問7 (規 S A) 休 業 手 当 の 規 定						
規定がある	24 100.0	11 45.8	4 16.7	6 25.0	1 4.2	2 8.3
規定はないが支払うことがある	2 100.0	-	-	2 100.0	-	-
休業手当の支払いは想定しておらず規定 もない	-	-	-	-	-	-
無回答	-	-	-	-	-	-

問9付問2-1. コロナ前に非正規雇用労働者を対象とする労基法第26条の休業手当の支払額の算定方法が規定されている具体的な割合（平均賃金の60%以上の場合）（S A）

		平均賃金の60%以上計	60%未満	70%未満	80%未満	90%未満	無回答	有効回答数	平均	中央値	標本標準偏差	
合計		11 100.0	6 54.5	3 27.3	-	1 9.1	1 9.1	10 90.9	67.5	60.0	12.7	
問1 a 主たる業種（S A）	飲業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	建設業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	製造業	7 100.0	3 42.9	2 28.6	-	1 14.3	1 14.3	6 85.7	70.8	65.0	15.6	
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	情報通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	運輸業、郵便業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	卸売業、小売業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	金融業、保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	不動産、物品賃貸業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	学術研究、専門・技術サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	宿泊業、飲食サービス業	2 100.0	2 100.0	-	-	-	-	-	2 100.0	60.0	60.0	0.0
	生活関連サービス業、娯楽業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	教育、学習支援業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	医療、福祉	1 100.0	-	1 100.0	-	-	-	-	1 100.0	70.0	70.0	0.0
	複合サービス事業（郵便局、農業組合など）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
サービス業（他に分類されないもの）	1 100.0	1 100.0	-	-	-	-	-	1 100.0	60.0	60.0	0.0	
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
問1 b （従業員規模）	100人未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	100～299人	7 100.0	5 71.4	2 28.6	-	-	-	7 100.0	63.6	60.0	6.3	
	300～999人	3 100.0	1 33.3	1 33.3	-	-	1 33.3	2 66.7	65.0	65.0	7.1	
	1000人以上	1 100.0	-	-	-	1 100.0	-	1 100.0	100.0	100.0	0.0	
	無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
問3 （労働形態）	固定・交代制勤務者群（1, 2のみを選択）	7 100.0	3 42.9	2 28.6	-	1 14.3	1 14.3	6 85.7	70.8	65.0	15.6	
	シフト制勤務者を含む群（3, 4, 5のいずれか又は全てを選択している群）	4 100.0	3 75.0	1 25.0	-	-	-	4 100.0	62.5	60.0	5.0	
問3付問1 （従業員労働者の割合）	3割未満	3 100.0	2 66.7	1 33.3	-	-	-	3 100.0	63.3	60.0	5.8	
	3割～6割未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	6割～8割未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	8割以上	1 100.0	1 100.0	-	-	-	-	1 100.0	60.0	60.0	0.0	
	無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
問5 （新型コロナウイルス感染症による休業）	休業を命じたことがある	9 100.0	4 44.4	3 33.3	-	1 11.1	1 11.1	8 88.9	69.4	65.0	13.7	
	休業を命じたことはない	2 100.0	2 100.0	-	-	-	-	2 100.0	60.0	60.0	0.0	
	無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
問5付問3 （休業手当に伴う）	全員に支払った	8 100.0	3 37.5	3 37.5	-	1 12.5	1 12.5	7 87.5	70.7	70.0	14.3	
	一部の人に支払った	1 100.0	1 100.0	-	-	-	-	1 100.0	60.0	60.0	0.0	
	支払わなかった	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
問5付問3-4 （雇用調整助成金の申請）	支払った手当の全額について申請した	3 100.0	1 33.3	1 33.3	-	-	1 33.3	2 66.7	65.0	65.0	7.1	
	一部のみ申請した	4 100.0	2 50.0	1 25.0	-	1 25.0	-	4 100.0	73.8	67.5	18.9	
	申請しなかった	2 100.0	1 50.0	1 50.0	-	-	-	2 100.0	65.0	65.0	7.1	
	無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
問7 （規定手当）	規定がある	11 100.0	6 54.5	3 27.3	-	1 9.1	1 9.1	10 90.9	67.5	60.0	12.7	
	規定はないが支払うことがある	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	休業手当の支払いは想定しておらず規定もない	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

問9付問2-1. コロナ前に非正規雇用労働者を対象とする労基法第26条の休業手当の支払額の算定方法が規定されている具体的な割合（1日当たりの賃金額の60%以上の場合）（SA）

		01%以上 計の賃金額の6	60%未満	70%未満	80%未満	90%未満	無回答	有効回答数	平均	中央値	標本標準偏差
合計		4 100.0	3 75.0	-	-	-	1 25.0	3 75.0	60.0	60.0	0.0
問1 a 主たる業種（SA）	飲業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	1 100.0	-	-	-	-	1 100.0	-	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	情報通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸業、郵便業	1 100.0	1 100.0	-	-	-	-	1 100.0	60.0	60.0	0.0
	卸売業、小売業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融業、保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	不動産、物品賃貸業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	学術研究、専門・技術サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	宿泊業、飲食サービス業	1 100.0	1 100.0	-	-	-	-	1 100.0	60.0	60.0	0.0
	生活関連サービス業、娯楽業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	教育、学習支援業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	医療、福祉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	複合サービス事業（郵便局、農業組合など）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	サービス業（他に分類されないもの）	1 100.0	1 100.0	-	-	-	-	1 100.0	60.0	60.0	0.0
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
問1 b （従業員規模）	100人未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	100～299人	2 100.0	1 50.0	-	-	-	1 50.0	1 50.0	60.0	60.0	0.0
	300～999人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	1000人以上	2 100.0	2 100.0	-	-	-	-	2 100.0	60.0	60.0	0.0
	無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
問3 （勤務形態）	固定・交代制勤務者群（1, 2のみを選択）	2 100.0	1 50.0	-	-	-	1 50.0	1 50.0	60.0	60.0	0.0
	シフト制勤務者を含む群（3, 4, 5のいずれか又は全てを選択している群）	2 100.0	2 100.0	-	-	-	-	2 100.0	60.0	60.0	0.0
	無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
問3付問1 （従業員労働の割合）	3割未満	1 100.0	1 100.0	-	-	-	-	1 100.0	60.0	60.0	0.0
	3割～6割未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	6割～8割未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	8割以上	1 100.0	1 100.0	-	-	-	-	1 100.0	60.0	60.0	0.0
	無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
問5 （新型コロナウイルス感染症による休業を命じたことがある）	休業を命じたことがある	4 100.0	3 75.0	-	-	-	1 25.0	3 75.0	60.0	60.0	0.0
	休業を命じたことはない	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
問5付問3 （休業手当等に伴）	全員に支払った	3 100.0	2 66.7	-	-	-	1 33.3	2 66.7	60.0	60.0	0.0
	一部の人に支払った	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	支払わなかった	1 100.0	1 100.0	-	-	-	-	1 100.0	60.0	60.0	0.0
	無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
問5付問3-4 （成雇金の調整申請）	支払った手当の全額について申請した	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	一部のみ申請した	2 100.0	2 100.0	-	-	-	-	2 100.0	60.0	60.0	0.0
	申請しなかった	1 100.0	-	-	-	-	1 100.0	-	-	-	-
	無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
問7 （規定手当）	規定がある	4 100.0	3 75.0	-	-	-	1 25.0	3 75.0	60.0	60.0	0.0
	規定はないが支払うことがある	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	休業手当の支払いは想定しておらず規定もない	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

問10. コロナ前のおおむね5年間に、所定労働日に、労働者に休業を命じたことはありますか（SA）

		合計	休業を命じたことがある	休業を命じたことはない	無回答	
合計		7,797 100.0	1,129 14.5	6,512 83.5	156 2.0	
問1 a 主たる業種（SA）	飲業、採石業、砂利採取業	4 100.0	- -	4 100.0	- -	
	建設業	341 100.0	31 9.1	305 89.4	5 1.5	
	製造業	1,552 100.0	260 16.8	1,269 81.8	23 1.5	
	電気・ガス・熱供給・水道業	29 100.0	2 6.9	27 93.1	- -	
	情報通信業	226 100.0	17 7.5	202 89.4	7 3.1	
	運輸業、郵便業	589 100.0	64 10.9	511 86.8	14 2.4	
	卸売業、小売業	1,104 100.0	176 15.9	909 82.3	19 1.7	
	金融業、保険業	145 100.0	14 9.7	130 89.7	1 0.7	
	不動産、物品賃貸業	67 100.0	6 9.0	60 89.6	1 1.5	
	学術研究、専門・技術サービス業	111 100.0	16 14.4	95 85.6	- -	
	宿泊業、飲食サービス業	320 100.0	58 18.1	254 79.4	8 2.5	
	生活関連サービス業、娯楽業	178 100.0	30 16.9	146 82.0	2 1.1	
	教育、学習支援業	341 100.0	58 17.0	274 80.4	9 2.6	
	医療、福祉	1,815 100.0	258 14.2	1,514 83.4	43 2.4	
	複合サービス事業 （郵便局、農業組合など）	97 100.0	9 9.3	86 88.7	2 2.1	
	サービス業 （他に分類されないもの）	813 100.0	121 14.9	672 82.7	20 2.5	
	その他	65 100.0	9 13.8	54 83.1	2 3.1	
	問1 b （従業員規模）	100人未満	393 100.0	33 8.4	344 87.5	16 4.1
		100～299人	4,583 100.0	575 12.5	3,923 85.6	85 1.9
300～999人		2,073 100.0	322 15.5	1,712 82.6	39 1.9	
1000人以上		686 100.0	193 28.1	480 70.0	13 1.9	
無回答		62 100.0	6 9.7	53 85.5	3 4.8	
問3 （労働形態）		固定・交代制勤務者群 （1、2のみを選択）	4,123 100.0	526 12.8	3,525 85.5	72 1.7
シフト制勤務者を含む群 （3、4、5のいずれか又は全てを選択している群）	3,392 100.0	561 16.5	2,756 81.3	75 2.2		
無回答	282 100.0	42 14.9	231 81.9	9 3.2		
問3付問1 （従業者の割合）	3割未満	1,196 100.0	187 15.6	987 82.5	22 1.8	
	3割～6割未満	539 100.0	76 14.1	451 83.7	12 2.2	
	6割～8割未満	569 100.0	102 17.9	457 80.3	10 1.8	
	8割以上	1,050 100.0	191 18.2	830 79.0	29 2.8	
	無回答	38 100.0	5 13.2	31 81.6	2 5.3	
	問5 （新型コロナウイルス感染症の予防）	休業を命じたことがある	5,322 100.0	994 18.7	4,226 79.4	102 1.9
休業を命じたことはない	2,403 100.0	125 5.2	2,235 93.0	43 1.8		
無回答	72 100.0	10 13.9	51 70.8	11 15.3		
問5付問3 （休業手当）	全員に支払った	4,770 100.0	874 18.3	3,808 79.8	88 1.8	
	一部の人に支払った	261 100.0	70 26.8	184 70.5	7 2.7	
	支払わなかった	287 100.0	50 17.4	230 80.1	7 2.4	
	無回答	4 100.0	- -	4 100.0	- -	
	問5付問3-4 （雇用調整助成金の申請）	支払った手当の全額について申請した	2,220 100.0	360 16.2	1,818 81.9	42 1.9
一部のみ申請した	705 100.0	180 25.5	514 72.9	11 1.6		
申請しなかった	1,979 100.0	376 19.0	1,567 79.2	36 1.8		
無回答	127 100.0	28 22.0	93 73.2	6 4.7		
問7 （規定）	規定がある	4,433 100.0	713 16.1	3,637 82.0	83 1.9	
	規定はないが支払うことがある	2,102 100.0	346 16.5	1,724 82.0	32 1.5	
	休業手当の支払いは想定しておらず規定もない	1,150 100.0	59 5.1	1,069 93.0	22 1.9	
	無回答	112 100.0	11 9.8	82 73.2	19 17.0	

問10付問1. 休業の理由は何か (MA)

		計休業を命じたことがある	地震や大雨、火災等により	資金融調が困難な場合	経営不振による休業(需要)	不備・設備による休業(機械)	取引先の事情	従業員不足による休業	その他	無回答
合計		1,129 100.0	600 53.1	104 9.2	61 5.4	156 13.8	9 0.8	316 28.0	3 0.3	
問1 a 主たる業種 (S A)	飲業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	
	建設業	31 100.0	24 77.4	1 3.2	2 6.5	4 12.9	1 3.2	5 16.1	-	
	製造業	260 100.0	133 51.2	81 31.2	30 11.5	49 18.8	2 0.8	24 9.2	1 0.4	
	電気・ガス・熱供給・水道業	2 100.0	2 100.0	-	-	-	-	-	-	
	情報通信業	17 100.0	10 58.8	-	-	4 23.5	-	3 17.6	-	
	運輸業、郵便業	64 100.0	19 29.7	3 4.7	1 1.6	28 43.8	1 1.6	16 25.0	-	
	卸売業、小売業	176 100.0	128 72.7	5 2.8	6 3.4	3 1.7	-	44 25.0	-	
	金融業、保険業	14 100.0	10 71.4	-	1 7.1	-	-	3 21.4	-	
	不動産、物品賃貸業	6 100.0	4 66.7	-	-	1 16.7	-	2 33.3	-	
	学術研究、専門・技術サービス業	16 100.0	11 68.8	2 12.5	-	1 6.3	-	3 18.8	-	
	宿泊業、飲食サービス業	58 100.0	31 53.4	3 5.2	6 10.3	4 6.9	-	17 29.3	-	
	生活関連サービス業、娯楽業	30 100.0	21 70.0	1 3.3	4 13.3	-	-	7 23.3	-	
	教育、学習支援業	58 100.0	51 87.9	1 1.7	1 1.7	-	-	8 13.8	-	
	医療、福祉	258 100.0	99 38.4	1 0.4	2 0.8	6 2.3	4 1.6	158 61.2	1 0.4	
	複合サービス事業 (郵便局、農業組合など)	9 100.0	5 55.6	-	-	-	-	4 44.4	-	
	サービス業 (他に分類されないもの)	121 100.0	46 38.0	6 5.0	8 6.6	56 46.3	1 0.8	19 15.7	1 0.8	
	その他	9 100.0	6 66.7	-	-	-	-	3 33.3	-	
	問1 b (従業員規模 S A区分)	100人未満	33 100.0	20 60.6	5 15.2	3 9.1	8 24.2	-	4 12.1	-
		100～299人	575 100.0	283 49.2	60 10.4	28 4.9	81 14.1	7 1.2	169 29.4	1 0.2
300～999人		322 100.0	186 57.8	28 8.7	15 4.7	32 9.9	2 0.6	93 28.9	1 0.3	
1000人以上		193 100.0	109 56.5	10 5.2	15 7.8	34 17.6	-	48 24.9	1 0.5	
無回答		6 100.0	2 33.3	1 16.7	-	1 16.7	-	2 33.3	-	
問3 (労働形態 S A区分)	固定・交代制勤務者群 (1, 2のみを選択)	526 100.0	287 54.6	76 14.4	25 4.8	83 15.8	5 1.0	109 20.7	-	
	シフト制勤務者を含む群 (3, 4, 5のいずれか又は全てを選択している群)	561 100.0	286 51.0	26 4.6	35 6.2	70 12.5	4 0.7	196 34.9	2 0.4	
	無回答	42 100.0	27 64.3	2 4.8	1 2.4	3 7.1	-	11 26.2	1 2.4	
問3付問1 (従業員労働時間の割合 S A区分)	3割未満	187 100.0	99 52.9	12 6.4	13 7.0	33 17.6	-	54 28.9	-	
	3割～6割未満	76 100.0	45 59.2	4 5.3	2 2.6	10 13.2	-	21 27.6	1 1.3	
	6割～8割未満	102 100.0	44 43.1	4 3.9	4 3.9	13 12.7	2 2.0	43 42.2	-	
	8割以上	191 100.0	95 49.7	6 3.1	16 8.4	14 7.3	2 1.0	75 39.3	1 0.5	
	無回答	5 100.0	3 60.0	-	-	-	-	3 60.0	-	
問5 (新型コロナウイルス感染症による休業 S A区分)	休業を命じたことがある	994 100.0	523 52.6	95 9.6	55 5.5	144 14.5	8 0.8	284 28.6	2 0.2	
	休業を命じたことはない	125 100.0	70 56.0	8 6.4	6 4.8	11 8.8	1 0.8	31 24.8	1 0.8	
	無回答	10 100.0	7 70.0	1 10.0	-	1 10.0	-	1 10.0	-	
問5付問3 (休業手当 S A区分)	全員に支払った	874 100.0	473 54.1	87 10.0	49 5.6	128 14.6	4 0.5	233 26.7	2 0.2	
	一部の人に支払った	70 100.0	33 47.1	5 7.1	6 8.6	12 17.1	3 4.3	23 32.9	-	
	支払わなかった	50 100.0	17 34.0	3 6.0	-	4 8.0	1 2.0	28 56.0	-	
	無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	
	無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	
問5付問3-4 (雇用調整助 S A区分)	支払った手当の全額について申請した	360 100.0	184 51.1	69 19.2	26 7.2	77 21.4	4 1.1	56 15.6	1 0.3	
	一部のみ申請した	180 100.0	99 55.0	17 9.4	17 9.4	38 21.1	-	41 22.8	-	
	申請しなかった	376 100.0	209 55.6	3 0.8	9 2.4	22 5.9	3 0.8	153 40.7	1 0.3	
	無回答	28 100.0	14 50.0	3 10.7	3 10.7	3 10.7	-	6 21.4	-	
	無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	
問7 (規定 S A区分)	規定がある	713 100.0	365 51.2	70 9.8	45 6.3	113 15.8	4 0.6	195 27.3	2 0.3	
	規定はないが支払うことがある	346 100.0	199 57.5	29 8.4	16 4.6	40 11.6	4 1.2	95 27.5	1 0.3	
	休業手当の支払いは想定しておらず規定もない	59 100.0	31 52.5	2 3.4	-	2 3.4	1 1.7	24 40.7	-	
	無回答	11 100.0	5 45.5	3 27.3	-	1 9.1	-	2 18.2	-	
	無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	

問10付問2. 休業させる労働者を決定するに当たって、どのような要素を考慮しましたか (MA)

		計休業を命じたことがある	雇用形態	職種、業務内容による場合(1を除く)の雇	所属する部署・部門	役職	勤務成績	年齢	勤続年数	休業予定日の勤務の状況	その他	特段の労働者を考慮せず、全て	無回答	
合計		1,129 100.0	161 14.3	268 23.7	294 26.0	61 5.4	4 0.4	3 0.3	3 0.3	68 6.0	92 8.1	541 47.9	6 0.5	
問1 a 主たる業種 (S A)	飲食業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	建設業	31 100.0	4 12.9	7 22.6	9 29.0	2 6.5	-	-	-	5 16.1	1 3.2	16 51.6	-	
	製造業	260 100.0	31 11.9	94 36.2	100 38.5	20 7.7	1 0.4	1 0.4	2 0.8	12 4.6	7 2.7	111 42.7	-	
	電気・ガス・熱供給・水道業	2 100.0	1 50.0	1 50.0	1 50.0	1 50.0	-	-	-	-	-	1 50.0	-	
	情報通信業	17 100.0	1 5.9	4 23.5	1 5.9	-	-	-	-	1 5.9	-	12 70.6	-	
	運輸業、郵便業	64 100.0	9 14.1	32 50.0	15 23.4	4 6.3	-	1 1.6	-	7 10.9	5 7.8	21 32.8	1 1.6	
	卸売業、小売業	176 100.0	23 13.1	19 10.8	32 18.2	9 5.1	-	-	-	7 4.0	16 9.1	108 61.4	1 0.6	
	金融業、保険業	14 100.0	1 7.1	-	-	-	-	-	-	-	1 7.1	11 78.6	1 7.1	
	不動産、物品賃貸業	6 100.0	2 33.3	2 33.3	2 33.3	1 16.7	-	-	-	1 16.7	-	1 16.7	-	
	学術研究、専門・技術サービス業	16 100.0	3 18.8	5 31.3	7 43.8	1 6.3	-	-	-	-	1 6.3	7 43.8	-	
	宿泊業、飲食サービス業	58 100.0	19 32.8	8 13.8	15 25.9	4 6.9	1 1.7	-	-	8 13.8	5 8.6	19 32.8	-	
	生活関連サービス業、娯楽業	30 100.0	7 23.3	11 36.7	11 36.7	2 6.7	-	-	-	3 10.0	1 3.3	9 30.0	1 3.3	
	教育、学習支援業	58 100.0	12 20.7	13 22.4	16 27.6	2 3.4	1 1.7	-	-	5 8.6	6 10.3	28 48.3	1 1.7	
	医療、福祉	258 100.0	30 11.6	31 12.0	37 14.3	10 3.9	1 0.4	-	1 0.4	13 5.0	34 13.2	145 56.2	1 0.4	
	複合サービス事業 (郵便局、農業組合など)	9 100.0	1 11.1	2 22.2	2 22.2	2 22.2	-	-	-	-	1 11.1	5 55.6	-	
	サービス業 (他に分類されないもの)	121 100.0	15 12.4	37 30.6	43 35.5	2 1.7	-	1 0.8	-	6 5.0	13 10.7	43 35.5	-	
	その他	9 100.0	2 22.2	2 22.2	3 33.3	1 11.1	-	-	-	-	1 11.1	4 44.4	-	
	問1 b (S A) 区分規模	100人未満	33 100.0	5 15.2	7 21.2	6 18.2	1 3.0	-	-	-	-	3 9.1	17 51.5	1 3.0
		100～299人	575 100.0	52 9.0	132 23.0	140 24.3	23 4.0	-	2 0.3	3 0.5	35 6.1	45 7.8	290 50.4	2 0.3
		300～999人	322 100.0	59 18.3	78 24.2	97 30.1	28 8.7	3 0.9	1 0.3	-	17 5.3	27 8.4	149 46.3	3 0.9
1000人以上		193 100.0	44 22.8	49 25.4	48 24.9	9 4.7	1 0.5	-	-	16 8.3	17 8.8	82 42.5	-	
無回答		6 100.0	1 16.7	2 33.3	3 50.0	-	-	-	-	-	-	3 50.0	-	
問3 (S A) 区分形態		固定・交代制勤務者群 (1, 2のみを選択)	526 100.0	56 10.6	125 23.8	148 28.1	29 5.5	2 0.4	1 0.2	-	25 4.8	38 7.2	267 50.8	3 0.6
シフト制勤務者を含む群 (3, 4, 5のいずれか又は全てを選択している群)	561 100.0	98 17.5	129 23.0	131 23.4	28 5.0	2 0.4	2 0.4	3 0.5	40 7.1	53 9.4	255 45.5	2 0.4		
無回答	42 100.0	7 16.7	14 33.3	15 35.7	4 9.5	-	-	-	3 7.1	1 2.4	19 45.2	1 2.4		
問3付問1 (S A) 区分	3割未満	187 100.0	25 13.4	44 23.5	46 24.6	4 2.1	-	1 0.5	2 1.1	16 8.6	13 7.0	89 47.6	-	
	3割～6割未満	76 100.0	14 18.4	18 23.7	16 21.1	4 5.3	-	-	-	3 3.9	7 9.2	37 48.7	-	
	6割～8割未満	102 100.0	17 16.7	30 29.4	22 21.6	6 5.9	-	-	1 1.0	6 5.9	16 15.7	40 39.2	-	
	8割以上	191 100.0	41 21.5	37 19.4	47 24.6	14 7.3	2 1.0	1 0.5	-	15 7.9	17 8.9	85 44.5	2 1.0	
	無回答	5 100.0	1 20.0	-	-	-	-	-	-	-	-	4 80.0	-	
	問5 (S A) 区分	休業を命じたことがある	994 100.0	146 14.7	237 23.8	261 26.3	55 5.5	4 0.4	3 0.3	2 0.2	59 5.9	80 8.0	477 48.0	6 0.6
休業を命じたことはない	125 100.0	15 12.0	28 22.4	29 23.2	4 3.2	-	-	1 0.8	9 7.2	11 8.8	60 48.0	-		
無回答	10 100.0	-	3 30.0	4 40.0	2 20.0	-	-	-	-	1 10.0	4 40.0	-		
問5付問3 (S A) 区分	全員に支払った	874 100.0	126 14.4	218 24.9	231 26.4	57 5.0	4 0.5	3 0.3	2 0.2	51 5.8	58 6.6	426 48.7	6 0.7	
	一部の人に支払った	70 100.0	16 22.9	12 17.1	20 28.6	1 1.4	-	-	-	4 5.7	13 18.6	27 38.6	-	
	支払わなかった	50 100.0	4 8.0	7 14.0	10 20.0	4 8.0	-	-	-	4 8.0	9 18.0	24 48.0	-	
	無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	問5付問3-4 (S A) 区分	支払った手当の全額について申請した	360 100.0	59 16.4	110 30.6	108 30.0	25 6.9	1 0.3	2 0.6	-	26 7.2	16 4.4	150 41.7	3 0.8
一部のみ申請した	180 100.0	32 17.8	56 31.1	66 36.7	14 7.8	1 0.6	-	-	10 5.6	20 11.1	65 36.1	1 0.6		
申請しなかった	376 100.0	46 12.2	58 15.4	68 18.1	9 2.4	2 0.5	-	2 0.5	15 4.0	34 9.0	226 60.1	1 0.3		
無回答	28 100.0	5 17.9	6 21.4	9 32.1	3 10.7	-	1 3.6	-	4 14.3	1 3.6	12 42.9	1 3.6		
問7 (S A) 区分	規定がある	713 100.0	101 14.2	183 25.7	188 26.4	40 5.6	1 0.1	3 0.4	1 0.1	44 6.2	50 7.0	348 48.8	3 0.4	
	規定はないが支払うことがある	346 100.0	55 15.9	80 23.1	93 26.9	21 6.1	2 0.6	-	2 0.6	23 6.6	31 9.0	153 44.2	3 0.9	
	休業手当の支払いは想定しておらず規定もない	59 100.0	5 8.5	3 5.1	8 13.6	-	-	-	-	1 1.7	10 16.9	36 61.0	-	
	無回答	11 100.0	-	2 18.2	5 45.5	-	1 9.1	-	-	-	1 9.1	4 36.4	-	

問10付問3. 休業させた労働者に、休業等に伴う手当を支払いましたか (SA)

		計休業を命じたことがある	全員に支払った	一部の人に支払った	支払っていない	無回答
合計		1,129 100.0	925 81.9	73 6.5	125 11.1	6 0.5
問1 a 主たる業種 (SA)	飲業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-
	建設業	31 100.0	28 90.3	3 9.7	-	-
	製造業	260 100.0	240 92.3	12 4.6	8 3.1	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	2 100.0	2 100.0	-	-	-
	情報通信業	17 100.0	16 94.1	1 5.9	-	-
	運輸業、郵便業	64 100.0	57 89.1	3 4.7	4 6.3	-
	卸売業、小売業	176 100.0	150 85.2	12 6.8	14 8.0	-
	金融業、保険業	14 100.0	12 85.7	-	1 7.1	1 7.1
	不動産、物品賃貸業	6 100.0	5 83.3	-	-	1 16.7
	学術研究、専門・技術サービス業	16 100.0	13 81.3	2 12.5	1 6.3	-
	宿泊業、飲食サービス業	58 100.0	42 72.4	3 5.2	13 22.4	-
	生活関連サービス業、娯楽業	30 100.0	23 76.7	1 3.3	6 20.0	-
	教育、学習支援業	58 100.0	34 58.6	12 20.7	10 17.2	2 3.4
	医療、福祉	258 100.0	186 72.1	16 6.2	54 20.9	2 0.8
	複合サービス事業 (郵便局、農業組合など)	9 100.0	5 55.6	2 22.2	2 22.2	-
	サービス業 (他に分類されないもの)	121 100.0	105 86.8	5 4.1	11 9.1	-
	その他	9 100.0	7 77.8	1 11.1	1 11.1	-
問1 b (SA) 従業員規模	100人未満	33 100.0	29 87.9	2 6.1	2 6.1	-
	100～299人	575 100.0	479 83.3	30 5.2	64 11.1	2 0.3
	300～999人	322 100.0	258 80.1	22 6.8	40 12.4	2 0.6
	1000人以上	193 100.0	154 79.8	18 9.3	19 9.8	2 1.0
	無回答	6 100.0	5 83.3	1 16.7	-	-
問3 (SA) 勤務形態	固定・交代制勤務者群 (1, 2のみを選択)	526 100.0	470 89.4	21 4.0	32 6.1	3 0.6
	シフト制勤務者を含む群 (3, 4, 5のいずれか又は全てを選択している群)	561 100.0	418 74.5	50 8.9	90 16.0	3 0.5
	無回答	42 100.0	37 88.1	2 4.8	3 7.1	-
問3付問1 (SA) 従業者の割合	3割未満	187 100.0	153 81.8	16 8.6	17 9.1	1 0.5
	3割～6割未満	76 100.0	56 73.7	9 11.8	11 14.5	-
	6割～8割未満	102 100.0	74 72.5	11 10.8	17 16.7	-
	8割以上	191 100.0	132 69.1	13 6.8	44 23.0	2 1.0
	無回答	5 100.0	3 60.0	1 20.0	1 20.0	-
問5 (SA) 新型コロナウイルス感染症の予防	休業を命じたことがある	994 100.0	814 81.9	68 6.8	108 10.9	4 0.4
	休業を命じたことはない	125 100.0	102 81.6	5 4.0	16 12.8	2 1.6
	無回答	10 100.0	9 90.0	-	1 10.0	-
問5付問3 (SA) 休業手当等に伴	全員に支払った	874 100.0	770 88.1	34 3.9	66 7.6	4 0.5
	一部の人に支払った	70 100.0	27 38.6	31 44.3	12 17.1	-
	支払わなかった	50 100.0	17 34.0	3 6.0	30 60.0	-
	無回答	-	-	-	-	-
問5付問3-4 (SA) 成雇金の調整申請	支払った手当の全額について申請した	360 100.0	321 89.2	13 3.6	25 6.9	1 0.3
	一部のみ申請した	180 100.0	144 80.0	14 7.8	21 11.7	1 0.6
	申請しなかった	376 100.0	306 81.4	36 9.6	32 8.5	2 0.5
	無回答	28 100.0	26 92.9	2 7.1	-	-
問7 (SA) 規定の手当	規定がある	713 100.0	622 87.2	46 6.5	43 6.0	2 0.3
	規定はないが支払うことがある	346 100.0	264 76.3	24 6.9	54 15.6	4 1.2
	休業手当の支払いは想定しておらず規定もない	59 100.0	29 49.2	3 5.1	27 45.8	-
	無回答	11 100.0	10 90.9	-	1 9.1	-

問10付問3-1. 支払っていない理由は何ですか (MA)

		支払っていない計	法律上支払義務がないから	社内規定等についた支払に関する	働支合わないことについて	会社の経営が厳しかったか	他の代償措置を講じたから (ボーナスの上乗せなど)	ごく短期間の休業だった	年次有給休暇を取得して らったため	その他	無回答
合計		125 100.0	21 16.8	14 11.2	6 4.8	-	4 3.2	18 14.4	68 54.4	32 25.6	-
問1 a 主たる業種 (S A)	飲業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	8 100.0	1 12.5	1 12.5	1 12.5	-	1 12.5	1 12.5	1 12.5	3 37.5	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	情報通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸業、郵便業	4 100.0	1 25.0	1 25.0	1 25.0	-	-	1 25.0	2 50.0	2 50.0	-
	卸売業、小売業	14 100.0	5 35.7	-	-	-	-	2 14.3	7 50.0	3 21.4	-
	金融業、保険業	1 100.0	-	-	-	-	-	-	1 100.0	1 100.0	-
	不動産、物品賃貸業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	学術研究、専門・技術サービス業	1 100.0	1 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-
	宿泊業、飲食サービス業	13 100.0	4 30.8	2 15.4	-	-	2 15.4	3 23.1	7 53.8	2 15.4	-
	生活関連サービス業、娯楽業	6 100.0	3 50.0	1 16.7	-	-	-	-	3 50.0	2 33.3	-
	教育、学習支援業	10 100.0	-	1 10.0	-	-	-	1 10.0	2 20.0	5 50.0	-
	医療、福祉	54 100.0	5 9.3	4 7.4	3 5.6	-	-	5 9.3	38 70.4	13 24.1	-
	複合サービス事業 (郵便局、農業組合など)	2 100.0	-	-	-	-	-	-	1 50.0	1 50.0	-
	サービス業 (他に分類されないもの)	11 100.0	1 9.1	4 36.4	1 9.1	-	-	4 36.4	6 54.5	-	-
	その他	1 100.0	-	-	-	-	-	1 100.0	-	-	-
問1 b (S 4区 A分) 従業員規模	100人未満	2 100.0	-	1 50.0	1 50.0	-	-	2 100.0	1 50.0	-	-
	100～299人	64 100.0	9 14.1	8 12.5	4 6.3	-	2 3.1	11 17.2	38 59.4	16 25.0	-
	300～999人	40 100.0	6 15.0	3 7.5	1 2.5	-	1 2.5	3 7.5	21 52.5	11 27.5	-
	1000人以上	19 100.0	6 31.6	2 10.5	-	-	1 5.3	2 10.5	8 42.1	5 26.3	-
	無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
問3 (分S 2 A形 A態)	固定・交代制勤務者群 (1, 2のみを選択)	32 100.0	3 9.4	4 12.5	4 12.5	-	-	7 21.9	20 62.5	8 25.0	-
	シフト制勤務者を含む群 (3, 4, 5のいずれか又は全てを選択している群)	90 100.0	17 18.9	10 11.1	2 2.2	-	4 4.4	11 12.2	47 52.2	23 25.6	-
	無回答	3 100.0	1 33.3	-	-	-	-	-	1 33.3	1 33.3	-
	無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
問3付問1 (合S 4 A区 A分) 従業員 の働 う の 割シ	3割未満	17 100.0	-	-	-	-	2 11.8	1 5.9	8 47.1	6 35.3	-
	3割～6割未満	11 100.0	2 18.2	4 36.4	-	-	1 9.1	2 18.2	4 36.4	3 27.3	-
	6割～8割未満	17 100.0	5 29.4	1 5.9	1 5.9	-	1 5.9	1 5.9	7 41.2	4 23.5	-
	8割以上	44 100.0	10 22.7	4 9.1	1 2.3	-	-	7 15.9	28 63.6	10 22.7	-
	無回答	1 100.0	-	1 100.0	-	-	-	-	-	-	-
問5 (有S 無 A影 A感 A型 Aの Aよ A症 Aル Aロ)	休業を命じたことがある	108 100.0	19 17.6	12 11.1	6 5.6	-	4 3.7	16 14.8	57 52.8	30 27.8	-
	休業を命じたことはない	16 100.0	2 12.5	1 6.3	-	-	-	1 6.3	10 62.5	2 12.5	-
	無回答	1 100.0	-	1 100.0	-	-	-	1 100.0	1 100.0	-	-
問5付問3 (う休 S手 A業 A当 Aに A伴)	全員に支払った	66 100.0	16 24.2	8 12.1	4 6.1	-	4 6.1	11 16.7	31 47.0	17 25.8	-
	一部の人に支払った	12 100.0	1 8.3	-	-	-	-	2 16.7	9 75.0	2 16.7	-
	支払わなかった	30 100.0	2 6.7	4 13.3	2 6.7	-	-	3 10.0	17 56.7	11 36.7	-
	無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
問5付問3-4 (成雇 S金 A用 Aの A調 A申 A整 A請 A助)	支払った手当の全額について申請した	25 100.0	5 20.0	4 16.0	3 12.0	-	3 12.0	10 40.0	11 44.0	7 28.0	-
	一部のみ申請した	21 100.0	8 38.1	2 9.5	1 4.8	-	1 4.8	-	10 47.6	3 14.3	-
	申請しなかった	32 100.0	4 12.5	2 6.3	-	-	-	3 9.4	19 59.4	9 28.1	-
	無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
問7 (規休 S定 A業 A手 A当 Aの)	規定がある	43 100.0	7 16.3	3 7.0	2 4.7	-	2 4.7	4 9.3	29 67.4	9 20.9	-
	規定はないが支払うことがある	54 100.0	11 20.4	5 9.3	4 7.4	-	1 1.9	11 20.4	26 48.1	15 27.8	-
	休業手当の支払いは想定しておらず規定 もない	27 100.0	3 11.1	6 22.2	-	-	1 3.7	3 11.1	13 48.1	7 25.9	-
	無回答	1 100.0	-	-	-	-	-	-	-	1 100.0	-
	無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

問10付問3-2. 支払った対象を区別した基準は何ですか (MA)

	一部の人に支払った計	雇用形態	職種、業務内容による場合(左記の雇)	所属する部署・部門	役職	勤務成績	年齢	勤続年数	休業させた日数	その他	無回答
合計	73 100.0	38 52.1	11 15.1	13 17.8	4 5.5	-	-	-	8 11.0	21 28.8	1 1.4
問1 a 主たる業種 (S A)											
飲業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	3 100.0	2 66.7	1 33.3	-	-	-	-	-	-	1 33.3	-
製造業	12 100.0	3 25.0	1 8.3	1 8.3	-	-	-	-	1 8.3	7 58.3	-
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	1 100.0	1 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	3 100.0	-	-	-	-	-	-	-	2 66.7	1 33.3	-
卸売業、小売業	12 100.0	7 58.3	1 8.3	4 33.3	1 8.3	-	-	-	-	4 33.3	-
金融業、保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産、物品賃貸業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	2 100.0	1 50.0	1 50.0	1 50.0	-	-	-	-	-	-	-
宿泊業、飲食サービス業	3 100.0	3 100.0	-	1 33.3	-	-	-	-	-	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	1 100.0	-	1 100.0	1 100.0	-	-	-	-	-	-	-
教育、学習支援業	12 100.0	10 83.3	3 25.0	1 8.3	-	-	-	-	-	2 16.7	-
医療、福祉	16 100.0	5 31.3	1 6.3	1 6.3	2 12.5	-	-	-	4 25.0	6 37.5	1 6.3
複合サービス事業 (郵便局、農業組合など)	2 100.0	2 100.0	1 50.0	1 50.0	-	-	-	-	-	-	-
サービス業 (他に分類されないもの)	5 100.0	3 60.0	-	1 20.0	-	-	-	-	1 20.0	-	-
その他	1 100.0	1 100.0	1 100.0	1 100.0	1 100.0	-	-	-	-	-	-
問1 b (S 4区 A) 従 業員 規 模											
1000人未満	2 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	2 100.0	-
1000~299人	30 100.0	14 46.7	7 23.3	6 20.0	2 6.7	-	-	-	5 16.7	6 20.0	1 3.3
300~999人	22 100.0	13 59.1	3 13.6	5 22.7	1 4.5	-	-	-	2 9.1	7 31.8	-
1000人以上	18 100.0	10 55.6	1 5.6	2 11.1	1 5.6	-	-	-	1 5.6	6 33.3	-
無回答	1 100.0	1 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
問3 (分 S 2 A) 勤 務 態 形 者											
固定・交代制勤務者群 (1, 2のみを選択)	21 100.0	8 38.1	1 4.8	2 9.5	-	-	-	-	3 14.3	10 47.6	-
シフト制勤務者を含む群 (3, 4, 5のいずれか又は全てを選択している群)	50 100.0	30 60.0	9 18.0	10 20.0	4 8.0	-	-	-	4 8.0	11 22.0	1 2.0
無回答	2 100.0	-	1 50.0	1 50.0	-	-	-	-	1 50.0	-	-
問3付問1 (合 S 4 A) 従 業 員 の 働 い 割 シ											
3割未満	16 100.0	11 68.8	4 25.0	3 18.8	2 12.5	-	-	-	1 6.3	3 18.8	-
3割~6割未満	9 100.0	5 55.6	2 22.2	2 22.2	-	-	-	-	-	2 22.2	-
6割~8割未満	11 100.0	6 54.5	2 18.2	3 27.3	1 9.1	-	-	-	2 18.2	1 9.1	1 9.1
8割以上	13 100.0	8 61.5	1 7.7	2 15.4	1 7.7	-	-	-	-	5 38.5	-
無回答	1 100.0	-	-	-	-	-	-	-	1 100.0	-	-
問5 (有 S 無 A) 有 る の ス タ ン ド の 影 響 を 受 け て い る 人 の 割 合											
休業を命じたことがある	68 100.0	36 52.9	11 16.2	13 19.1	4 5.9	-	-	-	7 10.3	18 26.5	1 1.5
休業を命じたことはない	5 100.0	2 40.0	-	-	-	-	-	-	1 20.0	3 60.0	-
無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
問5付問3 (休 S 手 A) 業 務 に 伴 う 休 業 手 当 の 支 払 に 関 する 支 払 の 態 様											
全員に支払った	34 100.0	21 61.8	5 14.7	6 17.6	2 5.9	-	-	-	4 11.8	6 17.6	-
一部の人に支払った	31 100.0	13 41.9	4 12.9	7 22.6	2 6.5	-	-	-	3 9.7	11 35.5	1 3.2
支払わなかった	3 100.0	2 66.7	2 66.7	-	-	-	-	-	-	1 33.3	-
無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
問5付問3-4 (成 S 雇 A) 雇 用 金 の 調 整 請 助											
支払った手当の全額について申請した	13 100.0	6 46.2	2 15.4	2 15.4	1 7.7	-	-	-	3 23.1	3 23.1	-
一部のみ申請した	14 100.0	7 50.0	5 35.7	6 42.9	2 14.3	-	-	-	1 7.1	2 14.3	1 7.1
申請しなかった	36 100.0	20 55.6	2 5.6	4 11.1	1 2.8	-	-	-	3 8.3	11 30.6	-
無回答	2 100.0	1 50.0	-	1 50.0	-	-	-	-	-	1 50.0	-
問7 (規 S 休 A) 業 務 手 当 の 支 払 の 態 様											
規定がある	46 100.0	23 50.0	6 13.0	9 19.6	2 4.3	-	-	-	5 10.9	13 28.3	1 2.2
規定はないが支払うことがある	24 100.0	13 54.2	4 16.7	4 16.7	2 8.3	-	-	-	3 12.5	7 29.2	-
休業手当の支払いは想定しておらず規定もない	3 100.0	2 66.7	1 33.3	-	-	-	-	-	-	1 33.3	-
無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

問10付問3-3. 雇用調整助成金の申請を行いましたか (SA)

		一全部員の人に支払った、または計は、	て支払った手当の全額について	一部のみ申請した	申請しなかった	無回答
合計		998 100.0	110 11.0	48 4.8	703 70.4	137 13.7
問1 a 主たる業種 (SA)	飲業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-
	建設業	31 100.0	-	-	26 83.9	5 16.1
	製造業	252 100.0	71 28.2	19 7.5	130 51.6	32 12.7
	電気・ガス・熱供給・水道業	2 100.0	-	-	2 100.0	-
	情報通信業	17 100.0	-	1 5.9	16 94.1	-
	運輸業、郵便業	60 100.0	8 13.3	5 8.3	40 66.7	7 11.7
	卸売業、小売業	162 100.0	8 4.9	2 1.2	126 77.8	26 16.0
	金融業、保険業	12 100.0	-	1 8.3	8 66.7	3 25.0
	不動産、物品賃貸業	5 100.0	1 20.0	-	3 60.0	1 20.0
	学術研究、専門・技術サービス業	15 100.0	-	-	13 86.7	2 13.3
	宿泊業、飲食サービス業	45 100.0	7 15.6	4 8.9	28 62.2	6 13.3
	生活関連サービス業、娯楽業	24 100.0	-	2 8.3	20 83.3	2 8.3
	教育、学習支援業	46 100.0	-	1 2.2	40 87.0	5 10.9
	医療、福祉	202 100.0	8 4.0	3 1.5	159 78.7	32 15.8
	複合サービス事業 (郵便局、農業組合など)	7 100.0	-	-	7 100.0	-
	サービス業 (他に分類されないもの)	110 100.0	7 6.4	10 9.1	77 70.0	16 14.5
	その他	8 100.0	-	-	8 100.0	-
	問1 b (SA) 従業員規模	100人未満	31 100.0	6 19.4	-	18 58.1
100～299人		509 100.0	64 12.6	22 4.3	352 69.2	71 13.9
300～999人		280 100.0	30 10.7	12 4.3	201 71.8	37 13.2
1000人以上		172 100.0	9 5.2	14 8.1	127 73.8	22 12.8
無回答		6 100.0	1 16.7	-	5 83.3	-
問3 (SA) 勤労形態		固定・交代制勤務者群 (1, 2のみを選択)	491 100.0	75 15.3	26 5.3	319 65.0
シフト制勤務者を含む群 (3, 4, 5のいずれか又は全てを選択している群)	468 100.0	34 7.3	20 4.3	356 76.1	58 12.4	
無回答	39 100.0	1 2.6	2 5.1	28 71.8	8 20.5	
問3付問1 (SA) 従業者の割合	3割未満	169 100.0	16 9.5	7 4.1	132 78.1	14 8.3
	3割～6割未満	65 100.0	5 7.7	3 4.6	53 81.5	4 6.2
	6割～8割未満	85 100.0	2 2.4	3 3.5	67 78.8	13 15.3
	8割以上	145 100.0	10 6.9	7 4.8	101 69.7	27 18.6
	無回答	4 100.0	1 25.0	-	3 75.0	-
	問5 (SA) 新型コロナウイルス感染症の被害	休業を命じたことがある	882 100.0	105 11.9	41 4.6	621 70.4
休業を命じたことはない	107 100.0	2 1.9	6 5.6	78 72.9	21 19.6	
無回答	9 100.0	3 33.3	1 11.1	4 44.4	1 11.1	
問5付問3 (SA) 休業手当に伴	全員に支払った	804 100.0	97 12.1	41 5.1	560 69.7	106 13.2
	一部の人に支払った	58 100.0	6 10.3	-	43 74.1	9 15.5
	支払わなかった	20 100.0	2 10.0	-	18 90.0	-
	無回答	-	-	-	-	-
	問5付問3-4 (SA) 雇用調整助成金の申請	支払った手当の全額について申請した	334 100.0	89 26.6	13 3.9	191 57.2
一部のみ申請した	158 100.0	4 2.5	26 16.5	107 67.7	21 13.3	
申請しなかった	342 100.0	8 2.3	1 0.3	291 85.1	42 12.3	
無回答	28 100.0	2 7.1	1 3.6	14 50.0	11 39.3	
問7 (SA) 規定の手当	規定がある	668 100.0	85 12.7	41 6.1	448 67.1	94 14.1
	規定はないが支払うことがある	288 100.0	20 6.9	7 2.4	220 76.4	41 14.2
	休業手当の支払いは想定しておらず規定もない	32 100.0	3 9.4	-	27 84.4	2 6.3
	無回答	10 100.0	2 20.0	-	8 80.0	-
	無回答	-	-	-	-	-

問11. 労基法第26条の休業手当について、「平均賃金の100分の60以上」という基準は適当だと思いますか（S A）

		合計	高い	適当	低い	無回答	
合計		7,797 100.0	439 5.6	6,295 80.7	993 12.7	70 0.9	
問1 a 主たる業種（S A）	飲業、採石業、砂利採取業	4 100.0	- -	4 100.0	- -	- -	
	建設業	341 100.0	12 3.5	287 84.2	39 11.4	3 0.9	
	製造業	1,552 100.0	42 2.7	1,247 80.3	250 16.1	13 0.8	
	電気・ガス・熱供給・水道業	29 100.0	- -	27 93.1	2 6.9	- -	
	情報通信業	226 100.0	6 2.7	193 85.4	25 11.1	2 0.9	
	運輸業、郵便業	589 100.0	38 6.5	468 79.5	76 12.9	7 1.2	
	卸売業、小売業	1,104 100.0	51 4.6	903 81.8	141 12.8	9 0.8	
	金融業、保険業	145 100.0	4 2.8	124 85.5	16 11.0	1 0.7	
	不動産、物品賃貸業	67 100.0	1 1.5	59 88.1	7 10.4	- -	
	学術研究、専門・技術サービス業	111 100.0	8 7.2	89 80.2	13 11.7	1 0.9	
	宿泊業、飲食サービス業	320 100.0	15 4.7	235 73.4	66 20.6	4 1.3	
	生活関連サービス業、娯楽業	178 100.0	14 7.9	138 77.5	25 14.0	1 0.6	
	教育、学習支援業	341 100.0	31 9.1	285 83.6	21 6.2	4 1.2	
	医療、福祉	1,815 100.0	147 8.1	1,447 79.7	204 11.2	17 0.9	
	複合サービス事業 (郵便局、農業組合など)	97 100.0	4 4.1	84 86.6	9 9.3	- -	
	サービス業 (他に分類されないもの)	813 100.0	62 7.6	654 80.4	91 11.2	6 0.7	
	その他	65 100.0	4 6.2	51 78.5	8 12.3	2 3.1	
	問1 b (S A) 従業員規模	100人未満	393 100.0	22 5.6	305 77.6	57 14.5	9 2.3
		100～299人	4,583 100.0	246 5.4	3,695 80.6	605 13.2	37 0.8
		300～999人	2,073 100.0	119 5.7	1,692 81.6	246 11.9	16 0.8
1000人以上		686 100.0	46 6.7	554 80.8	81 11.8	5 0.7	
無回答		62 100.0	6 9.7	49 79.0	4 6.5	3 4.8	
問3 (S A) 勤労形態		固定・交代制勤務者群 (1, 2のみを選択)	4,123 100.0	189 4.6	3,366 81.6	528 12.8	40 1.0
シフト制勤務者を含む群 (3, 4, 5のいずれか又は全てを選択している群)	3,392 100.0	235 6.9	2,713 80.0	421 12.4	23 0.7		
無回答	282 100.0	15 5.3	216 76.6	44 15.6	7 2.5		
問3付問1 (S A) 従業者の割合	3割未満	1,196 100.0	75 6.3	962 80.4	155 13.0	4 0.3	
	3割～6割未満	539 100.0	36 6.7	428 79.4	73 13.5	2 0.4	
	6割～8割未満	569 100.0	39 6.9	466 81.9	62 10.9	2 0.4	
	8割以上	1,050 100.0	82 7.8	831 79.1	124 11.8	13 1.2	
	無回答	38 100.0	3 7.9	26 68.4	7 18.4	2 5.3	
	問5 (S A) 新型コロナウイルス感染症の発生による休業を命じたことがある	5,322 100.0	306 5.7	4,222 79.3	761 14.3	33 0.6	
休業を命じたことはない	2,403 100.0	127 5.3	2,026 84.3	217 9.0	33 1.4		
無回答	72 100.0	6 8.3	47 65.3	15 20.8	4 5.6		
問5付問3 (S A) 休業手当等に伴	全員に支払った	4,770 100.0	260 5.5	3,783 79.3	698 14.6	29 0.6	
	一部の人に支払った	261 100.0	25 9.6	202 77.4	30 11.5	4 1.5	
	支払わなかった	287 100.0	21 7.3	234 81.5	32 11.1	- -	
	無回答	4 100.0	- -	3 75.0	1 25.0	- -	
	問5付問3-4 (S A) 成雇金の調整申請	支払った手当の全額について申請した	2,220 100.0	101 4.5	1,730 77.9	374 16.8	15 0.7
一部のみ申請した	705 100.0	48 6.8	555 78.7	98 13.9	4 0.6		
申請しなかった	1,979 100.0	129 6.5	1,603 81.0	234 11.8	13 0.7		
無回答	127 100.0	7 5.5	97 76.4	22 17.3	1 0.8		
問7 (S A) 規定の手当	規定がある	4,433 100.0	225 5.1	3,599 81.2	582 13.1	27 0.6	
	規定はないが支払うことがある	2,102 100.0	127 6.0	1,677 79.8	286 13.6	12 0.6	
	休業手当の支払いは想定しておらず規定もない	1,150 100.0	78 6.8	943 82.0	111 9.7	18 1.6	
	無回答	112 100.0	9 8.0	76 67.9	14 12.5	13 11.6	

問1 1付問1. 「高い」と考える理由は何ですか (MA)

		高い	高	も	災	か	い	る	あ	民	そ	無
		計	あ	業	害	ら	企	る	り	法	の	回
			上	期	な	働	業	あ	の	の	他	答
			げ	間	ど	者	働	ら	あ	の		
			や	害	の	は	者	ら	ら	の		
			取	な	理	は	が	ら	の	あ		
			ら	か	由	実	の	の	ら	ら		
			の	を	に	際	理	の	の	の		
			支	す	え	に	化	の	あ	の		
			払	る	る	働	す	保	ら	の		
			い	こ	休	い	る	障	か	は		
			負	と	業	て	も	は	ら	本		
			場	事	企	な	は	な	す	来		
			合	業		い	は	来	で			
			が			て	は		分			
			が			な	は		分			
			が			い	は		分			
			が			て	は		分			
合計		439	334	309	209	82	28	21	-	-	-	-
		100.0	76.1	70.4	47.6	18.7	6.4	4.8	-	-	-	-
問1 a 主たる業種 (S A)	飲食業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設業	12	11	9	6	1	-	-	-	-	-	-
		100.0	91.7	75.0	50.0	8.3	-	-	-	-	-	-
	製造業	42	28	24	19	8	2	3	-	-	-	-
		100.0	66.7	57.1	45.2	19.0	4.8	7.1	-	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	情報通信業	6	3	4	2	1	-	-	-	-	-	-
		100.0	50.0	66.7	33.3	16.7	-	-	-	-	-	-
	運輸業、郵便業	38	35	27	12	4	2	-	-	-	-	-
		100.0	92.1	71.1	31.6	10.5	5.3	-	-	-	-	-
	卸売業、小売業	51	37	37	32	9	2	-	-	-	-	-
		100.0	72.5	72.5	62.7	17.6	3.9	-	-	-	-	-
	金融業、保険業	4	2	2	1	-	-	-	-	-	-	-
		100.0	50.0	50.0	25.0	-	-	-	-	-	-	-
	不動産、物品賃貸業	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		100.0	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	学術研究、専門・技術サービス業	8	7	6	4	1	-	-	-	-	-	-
	100.0	87.5	75.0	50.0	12.5	-	-	-	-	-	-	
宿泊業、飲食サービス業	15	12	9	5	4	2	2	-	-	-	-	
	100.0	80.0	60.0	33.3	26.7	13.3	13.3	-	-	-	-	
生活関連サービス業、娯楽業	14	13	12	6	4	3	-	-	-	-	-	
	100.0	92.9	85.7	42.9	28.6	21.4	-	-	-	-	-	
教育、学習支援業	31	20	24	20	7	2	2	-	-	-	-	
	100.0	64.5	77.4	64.5	22.6	6.5	6.5	-	-	-	-	
医療、福祉	147	105	107	69	30	9	8	-	-	-	-	
	100.0	71.4	72.8	46.9	20.4	6.1	5.4	-	-	-	-	
複合サービス事業 (郵便局、農業組合など)	4	3	2	3	1	-	-	-	-	-	-	
	100.0	75.0	50.0	75.0	25.0	-	-	-	-	-	-	
サービス業 (他に分類されないもの)	62	53	44	30	11	6	2	-	-	-	-	
	100.0	85.5	71.0	48.4	17.7	9.7	3.2	-	-	-	-	
その他	4	4	2	-	1	-	-	-	-	-	-	
	100.0	100.0	50.0	-	25.0	-	-	-	-	-	-	
問1 b (S 4 業員規模)	100人未満	22	20	19	9	4	2	-	-	-	-	-
		100.0	90.9	86.4	40.9	18.2	9.1	-	-	-	-	-
	100～299人	246	199	181	111	51	20	7	-	-	-	-
		100.0	80.9	73.6	45.1	20.7	8.1	2.8	-	-	-	-
	300～999人	119	84	77	56	15	4	13	-	-	-	-
	100.0	70.6	64.7	47.1	12.6	3.4	10.9	-	-	-	-	
1000人以上	46	29	28	31	10	1	1	-	-	-	-	
	100.0	63.0	60.9	67.4	21.7	2.2	2.2	-	-	-	-	
無回答	6	2	4	2	2	1	-	-	-	-	-	
	100.0	33.3	66.7	33.3	33.3	16.7	-	-	-	-	-	
問3 (S 2 勤務形態)	固定・交代制勤務者群 (1, 2のみを選択)	189	146	131	93	39	11	8	-	-	-	-
		100.0	77.2	69.3	49.2	20.6	5.8	4.2	-	-	-	-
	シフト制勤務者を含む群 (3, 4, 5のいずれか又は全てを選択している群)	235	175	164	110	40	17	12	-	-	-	-
		100.0	74.5	69.8	46.8	17.0	7.2	5.1	-	-	-	-
無回答	15	13	14	6	3	-	1	-	-	-	-	
	100.0	86.7	93.3	40.0	20.0	-	6.7	-	-	-	-	
問3付問1 (S 4 従業員労働者の割合)	3割未満	75	62	53	35	11	6	1	-	-	-	-
		100.0	82.7	70.7	46.7	14.7	8.0	1.3	-	-	-	-
	3割～6割未満	36	23	24	18	9	2	3	-	-	-	-
		100.0	63.9	66.7	50.0	25.0	5.6	8.3	-	-	-	-
	6割～8割未満	39	28	28	15	7	3	3	-	-	-	-
	100.0	71.8	71.8	38.5	17.9	7.7	7.7	-	-	-	-	
8割以上	82	61	57	41	13	6	4	-	-	-	-	
	100.0	74.4	69.5	50.0	15.9	7.3	4.9	-	-	-	-	
無回答	3	1	2	1	-	-	1	-	-	-	-	
	100.0	33.3	66.7	33.3	-	-	33.3	-	-	-	-	
問5 (S 無休業影響のよ)	休業を命じたことがある	306	227	208	149	55	21	19	-	-	-	-
		100.0	74.2	68.0	48.7	18.0	6.9	6.2	-	-	-	-
	休業を命じたことはない	127	101	96	56	23	7	2	-	-	-	-
	100.0	79.5	75.6	44.1	18.1	5.5	1.6	-	-	-	-	
無回答	6	6	5	4	4	-	-	-	-	-	-	
	100.0	100.0	83.3	66.7	66.7	-	-	-	-	-	-	
問5付問3 (S 休業手当に伴)	全員に支払った	260	196	179	116	43	16	17	-	-	-	-
		100.0	75.4	68.8	44.6	16.5	6.2	6.5	-	-	-	-
	一部の人に支払った	25	18	17	18	7	4	-	-	-	-	-
		100.0	72.0	68.0	72.0	28.0	16.0	-	-	-	-	-
	支払わなかった	21	13	12	15	5	1	2	-	-	-	-
	100.0	61.9	57.1	71.4	23.8	4.8	9.5	-	-	-	-	
無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
問5付問3-4 (S 成雇金の調整)	支払った手当の全額について申請した	101	78	67	36	17	9	5	-	-	-	-
		100.0	77.2	66.3	35.6	16.8	8.9	5.0	-	-	-	-
	一部のみ申請した	48	41	34	23	10	4	2	-	-	-	-
		100.0	85.4	70.8	47.9	20.8	8.3	4.2	-	-	-	-
	申請しなかった	129	90	92	73	22	7	9	-	-	-	-
	100.0	69.8	71.3	56.6	17.1	5.4	7.0	-	-	-	-	
無回答	7	5	3	2	1	-	1	-	-	-	-	
	100.0	71.4	42.9	28.6	14.3	-	14.3	-	-	-	-	
問7 (S 規定手当の)	規定がある	225	177	161	105	40	19	10	-	-	-	-
		100.0	78.7	71.6	46.7	17.8	8.4	4.4	-	-	-	-
	規定はないが支払うことがある	127	97	83	68	25	4	7	-	-	-	-
		100.0	76.4	65.4	53.5	19.7	3.1	5.5	-	-	-	-
	休業手当の支払いは想定しておらず規定もない	78	53	58	32	16	5	4	-	-	-	-
	100.0	67.9	74.4	41.0	20.5	6.4	5.1	-	-	-	-	
無回答	9	7	7	4	1	-	-	-	-	-	-	
	100.0	77.8	77.8	44.4	11.1	-	-	-	-	-	-	

問1 1付問2. 「低い」と考える理由は何ですか (MA)

		低い	だ	負	由	か	企	民	そ	無
		い	その	ら	ら	ら	業	法	の	回
		計	金額	う	に	か	が	の	他	答
			では	べ	使	か	あ	規		
			は	き	用	ら	え	定		
			か	だ	者	あ	れ	と		
			ら	か	の	つ	た	同		
			生	ら	責	て	す	じ		
			活	か	任	も	社	に		
			で	き	を	よ	会	に		
			き	な	を	り	的	に		
					を	多	責	す		
					を	く	任	べ		
					を	の	を	き		
合計		993 100.0	754 75.9	395 39.8	228 23.0	35 3.5	39 3.9	1 0.1		
問1 a 主たる業種 (S A)	飲業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設業	39 100.0	28 71.8	16 41.0	10 25.6	1 2.6	-	-	-	-
	製造業	250 100.0	181 72.4	105 42.0	67 26.8	6 2.4	10 4.0	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	2 100.0	1 50.0	1 50.0	2 100.0	-	-	-	-	-
	情報通信業	25 100.0	18 72.0	15 60.0	9 36.0	-	1 4.0	-	-	-
	運輸業、郵便業	76 100.0	65 85.5	25 32.9	13 17.1	2 2.6	2 2.6	-	-	-
	卸売業、小売業	141 100.0	108 76.6	57 40.4	29 20.6	6 4.3	4 2.8	-	-	-
	金融業、保険業	16 100.0	11 68.8	9 56.3	2 12.5	1 6.3	2 12.5	-	-	-
	不動産、物品賃貸業	7 100.0	3 42.9	4 57.1	2 28.6	2 28.6	-	-	-	-
	学術研究、専門・技術サービス業	13 100.0	8 61.5	8 61.5	4 30.8	1 7.7	-	-	-	-
	宿泊業、飲食サービス業	66 100.0	63 95.5	11 16.7	9 13.6	2 3.0	1 1.5	-	-	-
	生活関連サービス業、娯楽業	25 100.0	19 76.0	8 32.0	5 20.0	-	1 4.0	-	-	-
	教育、学習支援業	21 100.0	17 81.0	10 47.6	5 23.8	1 4.8	-	-	-	-
	医療、福祉	204 100.0	148 72.5	80 39.2	42 20.6	7 3.4	13 6.4	1 0.5	-	-
	複合サービス事業 (郵便局、農業組合など)	9 100.0	3 33.3	6 66.7	1 11.1	-	1 11.1	-	-	-
	サービス業 (他に分類されないもの)	91 100.0	75 82.4	33 36.3	25 27.5	6 6.6	4 4.4	-	-	-
	その他	8 100.0	6 75.0	7 87.5	3 37.5	-	-	-	-	-
問1 b (S A) 区分規模	100人未満	57 100.0	45 78.9	22 38.6	11 19.3	-	1 1.8	-	-	-
	100～299人	605 100.0	448 74.0	256 42.3	144 23.8	27 4.5	18 3.0	-	-	-
	300～999人	246 100.0	203 82.5	82 33.3	58 23.6	4 1.6	15 6.1	-	-	-
	1000人以上	81 100.0	54 66.7	33 40.7	13 16.0	3 3.7	5 6.2	1 1.2	-	-
	無回答	4 100.0	4 100.0	2 50.0	2 50.0	1 25.0	-	-	-	-
問3 (S A) 区分形態	固定・交代制勤務者群 (1, 2のみを選択)	528 100.0	386 73.1	236 44.7	139 26.3	17 3.2	11 2.1	-	-	-
	シフト制勤務者を含む群 (3, 4, 5のいずれか又は全てを選択している群)	421 100.0	334 79.3	143 34.0	73 17.3	16 3.8	27 6.4	1 0.2	-	-
	無回答	44 100.0	34 77.3	16 36.4	16 36.4	2 4.5	1 2.3	-	-	-
問3付問1 (S A) 区分	3割未満	155 100.0	117 75.5	68 43.9	29 18.7	9 5.8	12 7.7	1 0.6	-	-
	3割～6割未満	73 100.0	53 72.6	26 35.6	15 20.5	4 5.5	6 8.2	-	-	-
	6割～8割未満	62 100.0	50 80.6	19 30.6	10 16.1	1 1.6	4 6.5	-	-	-
	8割以上	124 100.0	110 88.7	25 20.2	18 14.5	1 0.8	5 4.0	-	-	-
	無回答	7 100.0	4 57.1	5 71.4	1 14.3	1 14.3	-	-	-	-
問5 (S A) 有るのS新無休影響ウ型Aのよ症ルロ	休業を命じたことがある	761 100.0	590 77.5	290 38.1	168 22.1	22 2.9	32 4.2	1 0.1	-	-
	休業を命じたことはない	217 100.0	154 71.0	97 44.7	54 24.9	11 5.1	6 2.8	-	-	-
	無回答	15 100.0	10 66.7	8 53.3	6 40.0	2 13.3	1 6.7	-	-	-
問5付問3 (S A) 休手業A当等に伴	全員に支払った	698 100.0	541 77.5	266 38.1	156 22.3	19 2.7	31 4.4	1 0.1	-	-
	一部の人に支払った	30 100.0	24 80.0	12 40.0	3 10.0	1 3.3	-	-	-	-
	支払わなかった	32 100.0	24 75.0	11 34.4	8 25.0	2 6.3	1 3.1	-	-	-
	無回答	1 100.0	1 100.0	1 100.0	1 100.0	-	-	-	-	-
問5付問3-4 (S A) 成雇S金用Aの調申整請助	支払った手当の全額について申請した	374 100.0	315 84.2	127 34.0	75 20.1	5 1.3	8 2.1	-	-	-
	一部のみ申請した	98 100.0	77 78.6	32 32.7	22 22.4	4 4.1	6 6.1	1 1.0	-	-
	申請しなかった	234 100.0	160 68.4	110 47.0	59 25.2	10 4.3	15 6.4	-	-	-
	無回答	22 100.0	13 59.1	9 40.9	3 13.6	1 4.5	2 9.1	-	-	-
問7 (S A) 規休S定業A手当の	規定がある	582 100.0	447 76.8	229 39.3	146 25.1	25 4.3	25 4.3	1 0.2	-	-
	規定はないが支払うことがある	286 100.0	223 78.0	116 40.6	54 18.9	9 3.1	10 3.5	-	-	-
	休業手当の支払いは想定しておらず規定もない	111 100.0	77 69.4	46 41.4	24 21.6	1 0.9	3 2.7	-	-	-
	無回答	14 100.0	7 50.0	4 28.6	4 28.6	-	1 7.1	-	-	-

問12. 労基法第26条の休業手当の「平均賃金の100分の60以上」という計算方法は複雑だと思いますか（SA）

		合計	そう思う	ややそう思う	特に思わない	無回答	
合計		7,797 100.0	953 12.2	2,630 33.7	3,911 50.2	303 3.9	
問1 a 主たる業種（SA）	飲業、採石業、砂利採取業	4 100.0	- -	2 50.0	2 50.0	- -	
	建設業	341 100.0	28 8.2	97 28.4	203 59.5	13 3.8	
	製造業	1,552 100.0	185 11.9	538 34.7	784 50.5	45 2.9	
	電気・ガス・熱供給・水道業	29 100.0	3 10.3	8 27.6	17 58.6	1 3.4	
	情報通信業	226 100.0	31 13.7	79 35.0	105 46.5	11 4.9	
	運輸業、郵便業	589 100.0	62 10.5	193 32.8	311 52.8	23 3.9	
	卸売業、小売業	1,104 100.0	155 14.0	364 33.0	545 49.4	40 3.6	
	金融業、保険業	145 100.0	11 7.6	39 26.9	87 60.0	8 5.5	
	不動産、物品賃貸業	67 100.0	9 13.4	16 23.9	40 59.7	2 3.0	
	学術研究、専門・技術サービス業	111 100.0	17 15.3	33 29.7	54 48.6	7 6.3	
	宿泊業、飲食サービス業	320 100.0	54 16.9	110 34.4	143 44.7	13 4.1	
	生活関連サービス業、娯楽業	178 100.0	29 16.3	58 32.6	88 49.4	3 1.7	
	教育、学習支援業	341 100.0	43 12.6	126 37.0	157 46.0	15 4.4	
	医療、福祉	1,815 100.0	232 12.8	633 34.9	868 47.8	82 4.5	
	複合サービス事業 (郵便局、農業組合など)	97 100.0	5 5.2	34 35.1	52 53.6	6 6.2	
	サービス業 (他に分類されないもの)	813 100.0	84 10.3	280 34.4	418 51.4	31 3.8	
	その他	65 100.0	5 7.7	20 30.8	37 56.9	3 4.6	
	問1 b (SA) 従業員規模	100人未満	393 100.0	38 9.7	117 29.8	219 55.7	19 4.8
		100～299人	4,583 100.0	505 11.0	1,534 33.5	2,359 51.5	185 4.0
		300～999人	2,073 100.0	281 13.6	728 35.1	986 47.6	78 3.8
1000人以上		686 100.0	122 17.8	232 33.8	315 45.9	17 2.5	
無回答		62 100.0	7 11.3	19 30.6	32 51.6	4 6.5	
問3 (SA) 勤労形態		固定・交代制勤務者群 (1, 2のみを選択)	4,123 100.0	450 10.9	1,321 32.0	2,166 52.5	186 4.5
シフト制勤務者を含む群 (3, 4, 5のいずれか又は全てを選択している群)	3,392 100.0	473 13.9	1,214 35.8	1,608 47.4	97 2.9		
無回答	282 100.0	30 10.6	95 33.7	137 48.6	20 7.1		
問3付問1 (SA) 従業者の割合	3割未満	1,196 100.0	151 12.6	438 36.6	575 48.1	32 2.7	
	3割～6割未満	539 100.0	88 16.3	196 36.4	242 44.9	13 2.4	
	6割～8割未満	569 100.0	73 12.8	199 35.0	276 48.5	21 3.7	
	8割以上	1,050 100.0	155 14.8	369 35.1	498 47.4	28 2.7	
	無回答	38 100.0	6 15.8	12 31.6	17 44.7	3 7.9	
	問5 (SA) 新型コロナウイルス感染症による休業を命じたことがある	5,322 100.0	740 13.9	1,906 35.8	2,526 47.5	150 2.8	
休業を命じたことはない	2,403 100.0	204 8.5	704 29.3	1,351 56.2	144 6.0		
無回答	72 100.0	9 12.5	20 27.8	34 47.2	9 12.5		
問5付問3 (SA) 休業手当等に伴	全員に支払った	4,770 100.0	668 14.0	1,709 35.8	2,264 47.5	129 2.7	
	一部の人に支払った	261 100.0	39 14.9	102 39.1	112 42.9	8 3.1	
	支払わなかった	287 100.0	33 11.5	93 32.4	149 51.9	12 4.2	
	無回答	4 100.0	- -	2 50.0	1 25.0	1 25.0	
	問5付問3-4 (SA) 成雇金の調整申請	支払った手当の全額について申請した	2,220 100.0	337 15.2	803 36.2	1,029 46.4	51 2.3
一部のみ申請した	705 100.0	120 17.0	284 40.3	283 40.1	18 2.6		
申請しなかった	1,979 100.0	232 11.7	691 34.9	999 50.5	57 2.9		
無回答	127 100.0	18 14.2	33 26.0	65 51.2	11 8.7		
問7 (SA) 規定の手当	規定がある	4,433 100.0	601 13.6	1,507 34.0	2,195 49.5	130 2.9	
	規定はないが支払うことがある	2,102 100.0	243 11.6	771 36.7	1,017 48.4	71 3.4	
	休業手当の支払いは想定しておらず規定もない	1,150 100.0	102 8.9	314 27.3	649 56.4	85 7.4	
	無回答	112 100.0	7 6.3	38 33.9	50 44.6	17 15.2	

問13. 労基法第26条の休業手当の計算方法について、見直しを行うべきだと思いますか（S A）

		合計	見直しは必要ない	見直しを行うべき	無回答	
合計		7,797 100.0	5,800 74.4	1,604 20.6	393 5.0	
問1 a 主たる業種（S A）	飲業、採石業、砂利採取業	4 100.0	3 75.0	- -	1 25.0	
	建設業	341 100.0	266 78.0	57 16.7	18 5.3	
	製造業	1,552 100.0	1,170 75.4	325 20.9	57 3.7	
	電気・ガス・熱供給・水道業	29 100.0	21 72.4	8 27.6	- -	
	情報通信業	226 100.0	163 72.1	47 20.8	16 7.1	
	運輸業、郵便業	589 100.0	440 74.7	122 20.7	27 4.6	
	卸売業、小売業	1,104 100.0	828 75.0	232 21.0	44 4.0	
	金融業、保険業	145 100.0	114 78.6	24 16.6	7 4.8	
	不動産、物品賃貸業	67 100.0	52 77.6	13 19.4	2 3.0	
	学術研究、専門・技術サービス業	111 100.0	79 71.2	25 22.5	7 6.3	
	宿泊業、飲食サービス業	320 100.0	213 66.6	87 27.2	20 6.3	
	生活関連サービス業、娯楽業	178 100.0	122 68.5	45 25.3	11 6.2	
	教育、学習支援業	341 100.0	263 77.1	54 15.8	24 7.0	
	医療、福祉	1,815 100.0	1,332 73.4	375 20.7	108 6.0	
	複合サービス事業 (郵便局、農業組合など)	97 100.0	72 74.2	22 22.7	3 3.1	
	サービス業 (他に分類されないもの)	813 100.0	615 75.6	158 19.4	40 4.9	
	その他	65 100.0	47 72.3	10 15.4	8 12.3	
	問1 b (S A) 従業員規模	100人未満	393 100.0	296 75.3	77 19.6	20 5.1
		100～299人	4,583 100.0	3,411 74.4	915 20.0	257 5.6
300～999人		2,073 100.0	1,563 75.4	419 20.2	91 4.4	
1000人以上		686 100.0	484 70.6	183 26.7	19 2.8	
無回答		62 100.0	46 74.2	10 16.1	6 9.7	
問3 (S A) 勤労者形態		固定・交代制勤務者群 (1, 2のみを選択)	4,123 100.0	3,104 75.3	789 19.1	230 5.6
シフト制勤務者を含む群 (3, 4, 5のいずれか又は全てを選択している群)	3,392 100.0	2,486 73.3	768 22.6	138 4.1		
無回答	282 100.0	210 74.5	47 16.7	25 8.9		
問3付問1 (S A) 従業者の割合	3割未満	1,196 100.0	895 74.8	255 21.3	46 3.8	
	3割～6割未満	539 100.0	387 71.8	132 24.5	20 3.7	
	6割～8割未満	569 100.0	419 73.6	125 22.0	25 4.4	
	8割以上	1,050 100.0	761 72.5	245 23.3	44 4.2	
	無回答	38 100.0	24 63.2	11 28.9	3 7.9	
問5 (S A) 新型コロナウイルス感染症の予防	休業を命じたことがある	5,322 100.0	3,892 73.1	1,210 22.7	220 4.1	
	休業を命じたことはない	2,403 100.0	1,860 77.4	378 15.7	165 6.9	
	無回答	72 100.0	48 66.7	16 22.2	8 11.1	
問5付問3 (S A) 休業手当等に伴	全員に支払った	4,770 100.0	3,481 73.0	1,095 23.0	194 4.1	
	一部の人に支払った	261 100.0	192 73.6	58 22.2	11 4.2	
	支払わなかった	287 100.0	216 75.3	56 19.5	15 5.2	
	無回答	4 100.0	3 75.0	1 25.0	- -	
	問5付問3-4 (S A) 成雇金の調整申請	支払った手当の全額について申請した	2,220 100.0	1,597 71.9	536 24.1	87 3.9
一部のみ申請した	705 100.0	496 70.4	180 25.5	29 4.1		
申請しなかった	1,979 100.0	1,495 75.5	406 20.5	78 3.9		
無回答	127 100.0	85 66.9	31 24.4	11 8.7		
問7 (S A) 規定の手当	規定がある	4,433 100.0	3,269 73.7	971 21.9	193 4.4	
	規定はないが支払うことがある	2,102 100.0	1,594 75.8	422 20.1	86 4.1	
	休業手当の支払いは想定しておらず規定もない	1,150 100.0	864 75.1	189 16.4	97 8.4	
	無回答	112 100.0	73 65.2	22 19.6	17 15.2	

問13付問1. なぜ「見直しが必要ない」と思いますか (MA)

		見直しが必要ない	と今思うか	つかに適切から	だ定現 か方形 ら法で を、算 用各定 い業法 れ業法 ばでを よ簡下 い便回 だなら け算な	その他	無回答	
合計		5,800 100.0	2,976 51.3	2,113 36.4	1,096 18.9	53 0.9	86 1.5	
問1 a 主たる業種 (S A)	飲業、採石業、砂利採取業	3 100.0	2 66.7	-	1 33.3	-	-	
	建設業	266 100.0	148 55.6	93 35.0	44 16.5	1 0.4	5 1.9	
	製造業	1,170 100.0	594 50.8	384 32.8	283 24.2	12 1.0	14 1.2	
	電気・ガス・熱供給・水道業	21 100.0	10 47.6	8 38.1	4 19.0	-	-	
	情報通信業	163 100.0	78 47.9	70 42.9	26 16.0	2 1.2	1 0.6	
	運輸業、郵便業	440 100.0	249 56.6	128 29.1	82 18.6	5 1.1	8 1.8	
	卸売業、小売業	828 100.0	425 51.3	315 38.0	152 18.4	10 1.2	8 1.0	
	金融業、保険業	114 100.0	65 57.0	39 34.2	17 14.9	1 0.9	1 0.9	
	不動産、物品賃貸業	52 100.0	29 55.8	16 30.8	11 21.2	-	1 1.9	
	学術研究、専門・技術サービス業	79 100.0	34 43.0	24 30.4	23 29.1	2 2.5	1 1.3	
	宿泊業、飲食サービス業	213 100.0	107 50.2	86 40.4	35 16.4	3 1.4	8 3.8	
	生活関連サービス業、娯楽業	122 100.0	46 37.7	53 43.4	27 22.1	1 0.8	3 2.5	
	教育、学習支援業	263 100.0	119 45.2	113 43.0	44 16.7	2 0.8	4 1.5	
	医療、福祉	1,332 100.0	689 51.7	516 38.7	215 16.1	11 0.8	22 1.7	
	複合サービス事業 (郵便局、農業組合など)	72 100.0	37 51.4	31 43.1	8 11.1	-	1 1.4	
	サービス業 (他に分類されないもの)	615 100.0	318 51.7	222 36.1	115 18.7	2 0.3	8 1.3	
	その他	47 100.0	26 55.3	15 31.9	9 19.1	1 2.1	1 2.1	
	問1 b (S 4 A) 従 業員規 模	100人未満	296 100.0	158 53.4	86 29.1	66 22.3	3 1.0	4 1.4
		100～299人	3,411 100.0	1,749 51.3	1,235 36.2	649 19.0	31 0.9	53 1.6
300～999人		1,563 100.0	796 50.9	582 37.2	272 17.4	15 1.0	22 1.4	
1000人以上		484 100.0	250 51.7	188 38.8	106 21.9	3 0.6	5 1.0	
無回答		46 100.0	23 50.0	22 47.8	3 6.5	1 2.2	2 4.3	
問3 (分-S A) 勤 務働 者の 態の	固定・交代制勤務者群 (1, 2のみを選択)	3,104 100.0	1,611 51.9	1,090 35.1	605 19.5	29 0.9	44 1.4	
	シフト制勤務者を含む群 (3, 4, 5のいずれか又は全てを選択している群)	2,486 100.0	1,257 50.6	948 38.1	451 18.1	22 0.9	39 1.6	
	無回答	210 100.0	108 51.4	75 35.7	40 19.0	2 1.0	3 1.4	
問3付問1 (合-S A) 従 業員 の働 うち の割	3割未満	895 100.0	432 48.3	340 38.0	182 20.3	13 1.5	9 1.0	
	3割～6割未満	387 100.0	189 48.8	150 38.8	72 18.6	1 0.3	2 0.5	
	6割～8割未満	419 100.0	225 53.7	152 36.3	68 16.2	2 0.5	8 1.9	
	8割以上	761 100.0	403 53.0	293 38.5	127 16.7	5 0.7	19 2.5	
	無回答	24 100.0	8 33.3	13 54.2	2 8.3	1 4.2	1 4.2	
問5 (有-S A) の スナ 新 無休 業影 響感 のよ 症ル	休業を命じたことがある	3,892 100.0	1,974 50.7	1,418 36.4	772 19.8	36 0.9	60 1.5	
	休業を命じたことはない	1,860 100.0	975 52.4	674 36.2	318 17.1	17 0.9	26 1.4	
	無回答	48 100.0	27 56.3	21 43.8	6 12.5	-	-	
問5付問3 (休-S A) 手 業 に 伴	全員に支払った	3,481 100.0	1,757 50.5	1,251 35.9	719 20.7	31 0.9	54 1.6	
	一部の人に支払った	192 100.0	96 50.0	78 40.6	27 14.1	3 1.6	4 2.1	
	支払わなかった	216 100.0	119 55.1	88 40.7	26 12.0	2 0.9	2 0.9	
	無回答	3 100.0	2 66.7	1 33.3	-	-	-	
問5付問3-4 (成-S A) 雇 用の 調 整 請 助	支払った手当の全額について申請した	1,597 100.0	808 50.6	576 36.1	334 20.9	15 0.9	22 1.4	
	一部のみ申請した	496 100.0	217 43.8	185 37.3	114 23.0	6 1.2	9 1.8	
	申請しなかった	1,495 100.0	774 51.8	541 36.2	291 19.5	13 0.9	24 1.6	
	無回答	85 100.0	54 63.5	27 31.8	7 8.2	-	3 3.5	
問7 (規-S A) 定 業 手 当 の	規定がある	3,269 100.0	1,776 54.3	1,123 34.4	592 18.1	29 0.9	53 1.6	
	規定はないが支払うことがある	1,594 100.0	747 46.9	625 39.2	342 21.5	17 1.1	23 1.4	
	休業手当の支払いは想定しておらず規定 もない	864 100.0	421 48.7	339 39.2	143 16.6	6 0.7	10 1.2	
	無回答	73 100.0	32 43.8	26 35.6	19 26.0	1 1.4	-	

問13付問2. のように見直すべきと考えますか (MA)

	見直しを行うべき計	などの年次有給の選択制限に適用されるべき賃金	もに平均賃金の算定対象とすべく休賃	使算に当たって平均賃金を	その他	無回答
合計	1,604 100.0	1,094 68.2	212 13.2	289 18.0	108 6.7	21 1.3
問1 a 主たる業種 (S A)						
飲業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-
建設業	57 100.0	39 68.4	12 21.1	9 15.8	2 3.5	1 1.8
製造業	325 100.0	228 70.2	46 14.2	67 20.6	12 3.7	2 0.6
電気・ガス・熱供給・水道業	8 100.0	8 100.0	-	-	-	-
情報通信業	47 100.0	34 72.3	4 8.5	8 17.0	1 2.1	1 2.1
運輸業、郵便業	122 100.0	94 77.0	15 12.3	12 9.8	4 3.3	4 3.3
卸売業、小売業	232 100.0	163 70.3	26 11.2	43 18.5	13 5.6	3 1.3
金融業、保険業	24 100.0	13 54.2	5 20.8	5 20.8	2 8.3	-
不動産、物品賃貸業	13 100.0	5 38.5	4 30.8	3 23.1	1 7.7	-
学術研究、専門・技術サービス業	25 100.0	16 64.0	1 4.0	6 24.0	4 16.0	-
宿泊業、飲食サービス業	87 100.0	51 58.6	8 9.2	22 25.3	9 10.3	2 2.3
生活関連サービス業、娯楽業	45 100.0	31 68.9	2 4.4	9 20.0	4 8.9	-
教育、学習支援業	54 100.0	33 61.1	9 16.7	8 14.8	8 14.8	1 1.9
医療、福祉	375 100.0	253 67.5	55 14.7	70 18.7	29 7.7	2 0.5
複合サービス事業 (郵便局、農業組合など)	22 100.0	13 59.1	3 13.6	4 18.2	2 9.1	1 4.5
サービス業 (他に分類されないもの)	158 100.0	107 67.7	21 13.3	20 12.7	16 10.1	4 2.5
その他	10 100.0	6 60.0	1 10.0	3 30.0	1 10.0	-
問1 b (従業員規模)						
100人未満	77 100.0	52 67.5	13 16.9	10 13.0	4 5.2	3 3.9
100～299人	915 100.0	622 68.0	133 14.5	164 17.9	56 6.1	11 1.2
300～999人	419 100.0	287 68.5	49 11.7	77 18.4	30 7.2	5 1.2
1000人以上	183 100.0	127 69.4	16 8.7	35 19.1	17 9.3	1 0.5
無回答	10 100.0	6 60.0	1 10.0	3 30.0	1 10.0	1 10.0
問3 (労働形態)						
固定・交代制勤務者群 (1, 2のみを選択)	789 100.0	548 69.5	111 14.1	127 16.1	43 5.4	10 1.3
シフト制勤務者を含む群 (3, 4, 5のいずれか又は全てを選択している群)	768 100.0	515 67.1	94 12.2	154 20.1	62 8.1	9 1.2
無回答	47 100.0	31 66.0	7 14.9	8 17.0	3 6.4	2 4.3
問3付問1 (従業員割合)						
3割未満	255 100.0	173 67.8	33 12.9	52 20.4	19 7.5	1 0.4
3割～6割未満	132 100.0	92 69.7	16 12.1	20 15.2	12 9.1	4 3.0
6割～8割未満	125 100.0	87 69.6	9 7.2	25 20.0	12 9.6	1 0.8
8割以上	245 100.0	155 63.3	34 13.9	54 22.0	19 7.8	2 0.8
無回答	11 100.0	8 72.7	2 18.2	3 27.3	-	1 9.1
問5 (新有業の休業影響)						
休業を命じたことがある	1,210 100.0	826 68.3	153 12.6	229 18.9	82 6.8	16 1.3
休業を命じたことはない	378 100.0	257 68.0	56 14.8	58 15.3	26 6.9	4 1.1
無回答	16 100.0	11 68.8	3 18.8	2 12.5	-	1 6.3
問5付問3 (休業手当)						
全員に支払った	1,095 100.0	753 68.8	138 12.6	204 18.6	73 6.7	14 1.3
一部の人に支払った	58 100.0	33 56.9	8 13.8	16 27.6	7 12.1	-
支払わなかった	56 100.0	40 71.4	7 12.5	8 14.3	2 3.6	2 3.6
無回答	1 100.0	-	-	1 100.0	-	-
問5付問3-4 (雇用調整助)						
支払った手当の全額について申請した	536 100.0	364 67.9	71 13.2	110 20.5	26 4.9	7 1.3
一部のみ申請した	180 100.0	124 68.9	13 7.2	35 19.4	18 10.0	2 1.1
申請しなかった	406 100.0	277 68.2	58 14.3	69 17.0	35 8.6	5 1.2
無回答	31 100.0	21 67.7	4 12.9	6 19.4	1 3.2	-
問7 (規定)						
規定がある	971 100.0	662 68.2	135 13.9	182 18.7	53 5.5	10 1.0
規定はないが支払うことがある	422 100.0	293 69.4	44 10.4	77 18.2	38 9.0	6 1.4
休業手当の支払いは想定しておらず規定もない	189 100.0	125 66.1	31 16.4	27 14.3	17 9.0	2 1.1
無回答	22 100.0	14 63.6	2 9.1	3 13.6	-	3 13.6

JILPT調査シリーズ No. 226

新型コロナウイルス感染症の感染拡大下における休業等に関する実態調査
—労基法第26条の休業手当及びシフト制労働者の休業手当に着目して—

発行年月日 2023年3月31日

編集・発行 独立行政法人 労働政策研究・研修機構

〒177-8502 東京都練馬区上石神井4-8-23

(照会先) 研究調整部研究調整課 TEL:03-5991-5104

©2023 JILPT